

吉備群書集成

第五輯

（雜部）

吉備温故秘録附録

凡例

一、本書に收纂した各著中、

漂流記・玉島記聞・古伊部神傳錄・上寺古鎧記・佐々木盛綱兜・黄薇刀劍考・日置帶刀從者神戶に於て外人に發砲始末・備の前國敵討・不受不施講門派事件・誕生寺緣起・大帶寺緣起・高藏神社杵舞記・服忌令・津山藩の學制・三備詩選。

は、岡山縣立圖書館本を底本とし、同館司書河本一夫氏に依囑して、それ等の解題を上梓した。

一、次に、

備中府志・備中御領知村々御救方御問答書・備中國門田村走出村入會大谷山開發之儀に付御相談書・今古殘葉集抄吉備津參詣之記・梅坡詩抄。

は、東京帝國圖書館本を底本とした。

一、更に、

島原陣覺書・服部鄕圖考附書。

は、東京帝國大學史料編纂所藏本に依つた。尤も同所藏本「五問五答古伊部神傳錄」は、岡山縣立圖書館本と考覈の上、縣立圖書館を採用した。

一、その他、

備前上道郡湯迫村萬燈由來之事・不受不施條規・義倉條約等。

は、本刊行會藏本を底本とした。

一、吉備溫故秘錄である「備中領分」三卷を本書に收載した。第五輯雜部としての本書に、吉備溫故の一部を輯錄する事は、編纂の體を害ふものであるが、該書が餘りにも廣瀚である爲めに、已むなく同附錄のみを本書に收錄する事とした。

る同附錄は、帝國大學史料編纂所本を底本とした。

一、本書には、備藩邸考・金山寺一件・異變留・吉備古今鑑・小栗大六一件等を掲載する爲めに、各所を涉獵して、各筆寫を了したが、備藩邸考・金山寺一件は、事、備前藩に關し、溫故との關係上、採擇を中止し、異變留は、溫故の紀事(既刊)の一部に彷彿たるもの、吉備古今鑑は、溫故の干城(未刊)と同工のもの、大六一件は、溫故の預人諸證人(未刊)中の一篇に過ぎざるもの等であるから、後日の重複に顧みて、此等の凡てを採錄しない事とした。

一、東行筆記(備藩常山湯淺元禎輯錄)は、單に備藩の儒臣の筆になつたと云ふのみで、記錄する所は、岡山より川崎(神奈川縣)に至る道中記で、而も、太平記、盛衰記等に關する敍述が少なくない。吾が縣の鄕土史として必須緊要のものとも考へられないから收錄しなかつた。

一、老翁物語抄・安西軍策抄・元享釋書抄等も抄本として輯錄すべく、餘りに興趣を缺ぐので本書には採擇しない。作陽十一社記(縣立圖書館本)も、吉備の中山神社記に過ぎないから、本書には輯纂しない事とした。更らに、五流山伏六卷(齋藤清次右衞門一與編)に就ても溫故(既刊)に相當詳細に敍述しあるから、本書には收載しない。

昭和六年十月初　森田無適識

吉備群書集成第五輯目次

吉備溫故秘錄附錄

吉備群書集成第五輯目次終

従文政十三寅年八月
至天保三辰年七月

漂流記

（榎藏書）

上下全

解題

漂流記 二卷

岡山藩係官編

本書文政十三年八月に岡山藩の廻米船神力丸（千七百石積。）旭川口を發し江都へ向ふ途中、紀州汐の崎邊から難風に遭ひ、漂流數十日で南洋呂宋に着し、楫取宇治甚介外十三人、國送りの保護をうけて支那長崎を經て天保三年七月歸國した一件記錄である。

上卷は御糺一件・請取渡前後御屆書類である、下卷は漂流人十四人の口上書である。中に御附紙を以て御尋の次第、口上聞書及樣子書、追加のタバン・ルソン。澳門・廣東の言語風俗地理の資料、漂流人持戾竝買物の品目等が分れて記してある。

編者は、內容より察して岡山藩の係官たる事疑なく、編纂年代も略想像に難くない。他藩の一覽も無益ならんと記せるを見れば、官庫の秘冊であつたらうと思へる。

底本は岡山縣立圖書館藏寫本で、榎氏舊藏本である。行文中用語發音等の正諧を缺ぐものもあるが改刪を加へず、舊體を存して置いた。

昭和四年九月山陽新報社編の吉備文庫第一輯に聞書の一部のみ印行され、尙石井研堂編異國漂流奇譚集（昭和二年發行）に神力丸馬丹漂流口書として聞書の一部分を印行されてゐる。

呂宋漂流記に就いての文獻として新村出博士南蠻紅毛史料（海表叢書）、通航一覽・文明源流叢書・續帝國文庫の漂流奇談全集等を參照せられるならば、この漂流記の價値も認められる事と思はれる。

備前の漂流記は、本書が代表的であるが、尙元祿五年に朝鮮に漂流したもの、文化十年兒島郡松太郎漂流記（露國）等は注意すべきものである。

漂流記目録

漂流記目錄終

備前の國より江都へ廻米千七百石積船神力丸難風に逢、外國へ漂流し、年を經て拼(乗)水主拾四人無異に歸國せし數條、上下二卷にわかつ。上の卷は御糺一件、請取渡前後御屆の事にして、强て祕すべきにあらざれども、他藩の人一覽も無益ならむ。備藩の外他見を免さゞるべきものゝ、見る人其心あれかしとしかいふ。

附紙朱書

原本には右同斷同村とありしも編纂上宗名・村名を記入せり。

漂流記（原本、此の題字は無し。）

一、漂流人御糺并請取渡前後御屆

天保三壬辰年二月六日、長崎御奉行牧野長門守殿より御達書。

附紙

松平伊豫守家來

揖取

妙廣寺

法花宗備前國平井村平井山妙光寺旦那。

揖役　宇治甚介（卯三十七歳）

附紙

同人家來

日蓮宗

法花宗備前國御野郡濱野村感善山妙法寺旦那。

片山榮藏（卯四十七歳）

附紙

同人領分

呼名石兵衛事
本名石五郎
廣田村庄田山

眞言宗備前國邑久郡正田村正田山朝日寺旦那。

備前國邑久郡尻海村　石兵衛（卯四十歳）

眞言宗備前國邑久郡正田村正田山朝日寺旦那。

備前國邑久郡尻海村　仁三郎（卯六十二歳）

右同斷。　同村　彌右衛門（卯五十二歳）

右同斷。　同村　彌吉（卯三十五歳）

附紙

呼名榮吉事
本名榮松

右同斷。　同村　榮吉（卯三十一歳）

右同斷。　同村　千代松（卯二十八歳）

右同斷。　同村　文吉（卯二十四歳）

*附紙三十端帆

附紙
八　濱　村　眞言宗備前國兒島郡八ち濱村こたご山金剛寺旦那。　同國兒島郡田井村　才　次　郎（卯三十九歳）
兩　兒　山

附紙
日蓮宗立石山　法花宗備前國御野郡濱野村立石山松壽寺旦那。　同國御野郡福島村　利　八（卯二十六歳）
松壽寺寺中立石
山本性院旦那

右之者共儀、去る寅八月、御領内岡山廣瀬町多賀屋金十郎船、千七百石積*三十端丸神力丸へ其御許。江戸屋敷への扶持米・雜荷物に積請、宇治甚介・片山榮藏上乘いたし、沖船頭五左衞門并同人より主水に雇入候右兵衞外水主共都合十九人乘組、同月十二日城下川口福島出船いたし候所、難風に逢、外國へ漂流いたし、乘組の内右五左衞門外四人共溺死、殘十四人の者共、當卯一番・三番唐船より送來候付、吟味中揚る屋へ遣置候、右甚介外十人の者共、生所并歲・宗旨等、書面の通申立候、彌相違無之候哉、相糺否早々可被申聞候、尤假名書に認候分も、文字等相糺可被申聞候。

卯十二月

一、辰三月、牧野長門守殿え御請書・書面朱書の通、附紙にて御留守居持來指出す。文言略之。
一、五月二十一日、牧野長門守殿より御呼出、御留守居出勤、左の通御直被仰渡。御書付は以御用人御渡。

去卯一番・三番唐船より送來候漂流日本人の内揖取宇治甚助外一人、御領分備前國尻海村石兵衞事石五郎外六人、同國田井村才次郎、同國福島村利八儀、長崎御役所にて可引渡候間、請取の役人長崎表へ可被指出候。

辰四月

一、同日、御承知の御使者、御留守居相勤。
一、就右請取御役人、御郡目付原田勝作・御船手松本惣八郎被仰付罷越。夫々請取罷歸。首尾書其外指出候書面、左の通。

首・尾・書・上・

私共儀、此度肥前國長崎表於御役所、唐船より送來候漂流人爲請取被遣に付、去る六月十九日於御國表御船へ乘組仕、追々乘

下り、同月二十八日豐前國小倉へ御船着岸仕候に付、同晝揚陸旅行仕、去る六日晩長崎表へ到着仕、村山久平治を以御役所御用人中へ到着の樣子幷翌七日御使者勤可仕旨指令申達候處、同日一先兩人共御案內爲御屆、御役所へ罷出可然由に付、翌朝罷出候處、公用人藤本小兵衞と申者被出來談、申聞候は御使者勤幷引渡の御手都合通達可致指圖に付、旅宿へ引取相待可申旨、翌八日書面にて明九日朝御使者勤、幷漂浪人共直に御引渡可有之候間、右心得にて可致出勤との儀に付、同朝兩人共罷出以御取次、御使者御口上申入候處、無程公用人藤本小兵衞罷出、御返答は御直に被仰聞候間、前以御場所の指圖有之上、漂浪人共御裁許被仰渡候間罷出可申との儀に付、御場所へ罷出候處、能登守殿初諸役人共出座にて漂浪人共御呼出御裁許被仰渡否哉、右御書付御渡有之、共上にて御使者の間へ引取居候處、猶亦兩人御呼出にて、御直に御返答被爲仰聞、御請申上引取居候處、日安方長江林大夫罷出、漂浪人へ被仰渡御請印幷所持の品被下物御請印共指出候上、別紙御書付兩通相渡候付請取、右畢て及挨拶引取、旅宿へ漂浪人共一同連歸し、翌十日右掛り御役人中へ御會釋の御目錄夫々取計相濟、御上〔ロカ〕御役所へ罷出御用向も無御座候はゞ用意次第御當地發足の旨御取次迄御屆申達退出仕、同十三日長崎表出立旅行仕、同二十日小倉表へ着仕、同晩御船に乘船仕追々乘上り、今朝御國へ着岸仕、一同無別條罷歸申候。尤漂浪人の內、宇治甚介•片山榮藏儀は、直に歸宅爲仕、其外の者共は町宿へ揚らせ、村役人着添置申候、則御渡書付三通相添、右始末出〔書カ〕上申候以上。

七月晦日　　原田勝作

松本惣八郞

御•渡•書•付•三•通•

松平伊豫守家來

母取宇治甚介

右同人家來

同　片山榮藏

右同人領分

備前國邑久郡尻海村　神力丸水主　石五郞。

同所　同　彌吉。

同所　同　文吉。

同所　同　仁三郞。

同所　同　榮松。

同國兒島郡田井村　同　才次郞。

同所　同　彌右兵衞。

同所　同　千代松。

同國御野郡福島村　同　利八。

右の者共、去々寅年異國に漂流いたし、去卯一番・三番唐船より送來候付、漂流の次第を當所御役所遂吟味候處、彼國にて切支丹宗門勸めに逢候儀無之疑敷筋も不相聞候付、無御構國許へ指歸候條、御領分より外へ與に住居爲仕間敷候。尤右の者共死失いたし候はゞ可被相屆候事。

一、異國より指戻候、所持の品々相渡候事。

一、バタン國・呂宋國・唐國において貰候品の内銀錢・銅錢・唐錢は取上げ・其外の品々其儘爲取之、銀錢・銅錢・唐錢の分は爲代り、日本銀并錢爲取の事。

辰七月右の趣申達候。

備前國邑久郡尻海村　神力丸沖船頭　五左衛門　　同村　同船水主　彌市

同村　同　乙吉　　同村　同　山松

右の者共、去々寅十一月七日異國におゐて破船の節溺死いたし候旨、歸朝の漂流人共申立候間、親類身寄の者へ可被申聞候。

辰七月

一、銀錢三文。此代り日本銀二匁六分二厘五毛。
一、銅錢二文。此代り日本錢二文。
一、唐錢三十九文。此代り日本錢三十九文。
（以上）楫取　宇治甚介

一、唐錢八文。此代り日本錢八文。　水主　石五郎

一、唐錢四十三文。此代り日本錢四十三文。　同　彌右衛門

一、唐錢八十五文。此代り日本錢八十五文。　同　彌吉

一、唐錢三文。此代り日本錢三文。　同　千代松

一、銀錢六文。此代り日本銀三十一匁一分五厘。
一、銅錢三文。此代り日本錢一文。
一、唐錢九文。此代り日本錢九文。
（以上）同　片山榮藏

一、銀錢三文。此代り日本銀二匁八分。
一、銅錢二文。同此代り日本錢二文。
一、唐錢百五十七文。(但丁錢)此代り日本錢百六十一文。
（以上）同　榮松

一、唐錢三十六文。此代り日本錢三十六文。
一、銀錢二文。此代り日本銀一匁九分二厘五毛。
（以上）同　文吉

一、銅　錢　三　文。（此代り日本錢三文。）
一、唐　錢　十二文。（同此代り日本錢十五文。）
　　同　才次郎

一、銀　錢　一　文。（此代り日本銀一匁二分二厘五毛。）
一、銅　錢　二　文。（此代り日本錢二文。）
　　同　利　八

辰七月　　右之通候以上。

一、於長崎表御引渡の節、御掛り御役人幷取扱仕候者、名前左之通。（尤夫々御會釋有之候得共略之。）

長崎御奉行　大草能登守殿。　御用人　齋藤爲右衞門。　同　藤本小兵衞。　目安方漂浪人掛　長江林大夫。
目安方御書役　三宅政八。　同　河上仁藤次。　同　田島恭助。　同　神村從平。
唐小通事並　彭城藤一。　目安方　一柳侑平。　同　並木石兵衞。　給人取次　光吉右衞門。
唐大通事漂浪人掛　潁川仁十郎。　同小通事　平野繁十郎。　同　潁川源三郎。　御役所付艢頭出役　大木藤四郎。
同　種田平次兵衞。　同末席　鄭大助。　同　潁川久之助。　同　陽雄三郎。
唐通事附本書小頭　瀨川八大夫。　同漂流人掛　鈴木卯六。　同　貞方平四郎。　同　芦塚五郎八。
年行司　馬田猪十郎。　御用達　村山久平次。

右之通御座候。

一、同年八月二十一日長崎御奉行御交代時分にて御詰合無之、御請持御勘定奉行、土方出雲守殿へ御屆。（左之通。）
伊豫守領分、備前國岡山廣瀨町多賀屋金十郎船、上乘沖船頭水主共都合十九人乘、江戶廻米•雜荷物等積込、去々寅年八月十二日岡山出船仕候處、難風に逢候て異國へ漂流仕、乘組の內五人溺死、殘り十四人、去卯年唐船より送來候付、領分の者十一人の內、家來楫取宇治甚介外一人、備前國尻海村石兵衞事石兵衞外六人、同國田井村才次郎、同國福島村利八儀、長崎御役所にて御引渡被成候旨、先達て牧野長門守樣被仰渡候付、早速長崎表へ爲請取、國許役人共罷越候處、七月九日於長崎表、右十一人の者共、大草能登守殿御引渡被成候付請取、同晦日國元へ罷歸候旨、國元より申越候。此段御屆申上候以上。

八月二十一日　　御名家來
　　　　　　　　　御留守居名

於肥前、長崎漂漂人御渡の節御請書

松平伊豫守家來
梶取　宇治甚介
右同人家來
同　片山榮藏

右同人領分

備前國邑久郡尻海村　神力丸水主　石五郎。　同所　同　彌右衛門。　同所　同　彌吉。
同所　同　榮松。　同所　同　千代松。　同所　同　文吉。
同國兒島郡田井村　同　才次郎。　同所　同　利八。

右之者共、去々寅年異國へ漂流仕、去卯一番三番唐船より送來候付、漂流の次第當村御奉行所被遂吟味候處、彼國にて切支丹宗門勸めに逢候儀無之、疑敷筋も無御座候に付、無御構國許へ御指歸被成候間、伊豫守領分より外へ猥に住居爲仕間敷候。尤右之者共死失仕候はゞ、御屆可申上旨、被仰渡候事。

一、異國より指戻候所持の品々被成御渡候旨、被仰渡事。

一、バタン國・呂宋國・唐國において貰候品々の内、銀錢・銅錢・唐錢共は被成御取上、其外の品々は其儘被下之、銀錢・銅錢・唐錢の分は、爲代日本銀并錢被下置候旨、被仰渡候事。

右之趣被仰渡逸々承知奉畏候。依之御請證文指上申候處如件。

天保三年辰七月九日

松平伊豫守家來
原田勝作　印
松本惣八郎　印

一、銀錢　十　五　文。右は御取上代として日本銀三十九匁七分二厘五毛。

一、銅錢十二文。右は御取上代として日本錢十二文御渡被成候。

一、唐錢三百九十五文。（但丁錢）右は御取上代として日本錢四百十一文御渡被成候。

右者私共持歸候品々御改の上被御渡、慥に奉請取候。已上。

按に、萬國地球全圖に暹羅は〇古の赤土國なり〇即ち扶南の別種なりと隋書に見へたり〇其地東南は平衍西北は大山峨々たり氣熱をほし〇穀は一年に三たび熟す〇其國都に大伽藍大佛像坐立臥三軀あり、小指の高厚さ一丈八尺、其他の大さ准ずべし、昔須達長者の居跡なり、堂の廣(たて)裏(よこ)六里餘、宇(のき)下

松平伊豫守家來
撰取　宇治甚介

天保三年辰七月九日

右之通漂流人共へ御渡被成、私共立會請取之相違無御座に付、奥印仕候。以上。

松平伊豫守家來　原田勝作
松本惣八郎

二、卯一番船 同三番船 日本人連渡候付、吟味仕候口書和解

以口書申上候者は、十二家卯一番寧波船主周藹享王氏、同三番寧波船主汪執耘等にて御座候。然ば私共船より貴國の難民十四人連渡候に付、一船の者共御役所へ被召出、御吟味被仰付候趣、謹て奉畏候。此度致護送候宇治甚介等は、貴國備州の人にて、十九人乘組、逢難風、去寅十一月七日、暹羅國の地方へ漂流破船有之、五人溺死、殘十四人、當七月三日廣東省官所へ送來候付、早速安置被致、衣食等被相與、同八月二十日川船に乘組、同所出船繼送にて同十月二十一日乍浦官所へ一同送來候付、卽刻王氏方荷主王宇安十二家方荷主揚嗣享へ、心を付叮嚀に致撫育候樣被申付、其旨を承り、居所を設、食物・衣類・臥具等、手當介抱仕罷有候處、當冬渡海の船より貴國へ護送可致旨、先月朔日被申渡候付、此度王氏十二家仕出しの船二艘に引分、十二家方周藹亭船、宇治甚介・片山榮藏・石五郞・利八・勝之介。仁三郞・伊勢次郞、以上七人乘組せ、王氏方汪執耘船へ、彌右衞門・彌吉・榮松・千代松・淸兵衞・才次郞・文吉、以上七人乘組せ、周上竭亭船は、同二十四日乍浦より致出帆候處、風順惡く、當月七日薩州山川漂着同九日同所乘出し、同十三日御當津着船仕候。汪執耘船は、先月二十九日乍浦より致出帆、當月十六日御當津着船仕候。扨又右難民居國滯留の間、何れも心を付介抱仕、邪宗門勸等の義、決して無之候。右の通實情にて、聊相違無御座候。仍一同口書を以申上候。

天保二年十二月

に三條の廣陌(まち)あり、萬家のきを比べて居を安んず、其仰山なる事、勝て言べからず、實に海内第一の伽藍壯觀也日本唐天竺諸國晴に遇檀國は日本より海上三千四百りとあり。

卯一番寧波船主　周藹亭。　財副　鄒(ワカ)植齋。　劉鶴揄。　高掬雲。

介抱人　張慶元。　揚大觀。　方蕚。　曹德元。　惣代　傳東來。水主共。

同三番寧波船主　汪執耘。　孫漁村。　財副　顧子英。　揚覺三。

介抱人　張升。　馮升。　揚三植。　石鏡。　徐裕。

惣代　劉念國。水主共。

右唐人共口書之通、和解着上申候。以上。

唐通事年番兼漂流人掛り　穎川仁十郎

唐通事漂流人掛り　平野繁十郎

唐通事年番兼漂流人掛り　頴川源十郎

三、卯一番船同三番船日本人連渡候付、指出候言付和解

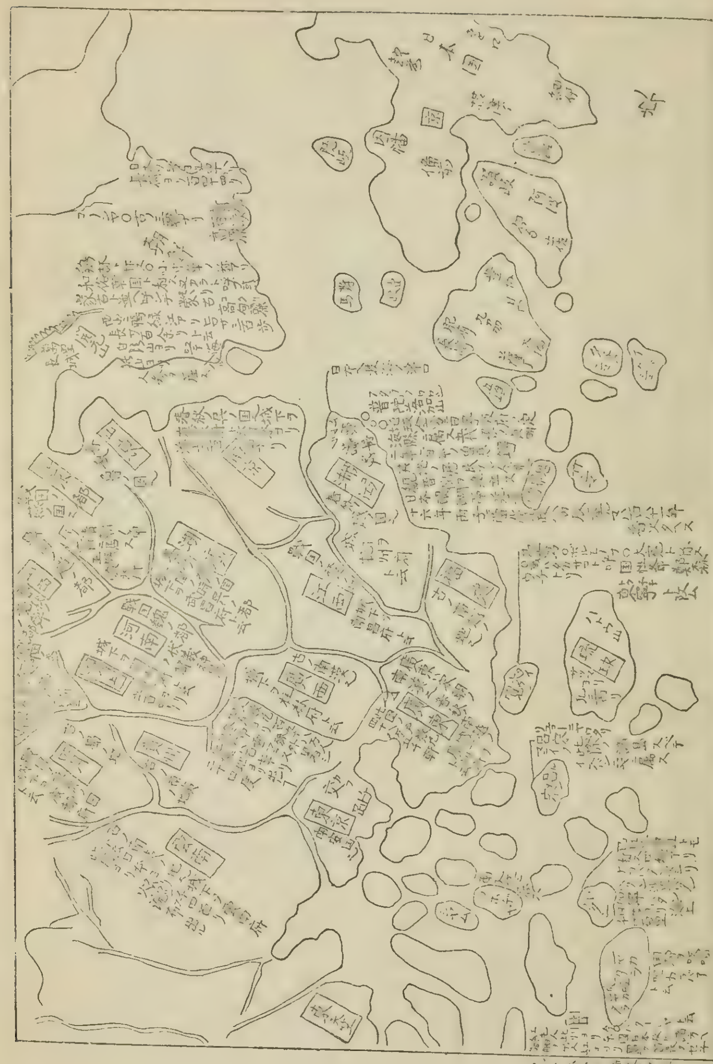
以書付申上候者は、十二宗卯一番寧波船主、周藹亭王氏、同三番寧波船主、汪執耘にて御座候。言上仕候儀、被仰上被下度奉願候御事。然ば、貴國の難民、宇治甚助等十四人、廣東省官所より、當十月二十一日浙江省乍浦へ、送來候付、同所官所にて相糺候處、貴國の人にて逢難風、暹羅國の地方へ漂流有之候を、廣東へ送來候由に付王氏十二家、銅調達・王宇安・楊嗣亭へ引請、叮嚀に致介抱候樣被申付、其旨を承罷在候處、先月朔日、上意の由にて、私共双方荷主へ、船を仕立送屆候樣精々被申付候付、早速船を仕立、則周藹亭船へ宇治甚助等七人、汪執耘船へ彌右衛門等七人乘組せ、周藹亭船は、同二十四日、汪執耘船は、同二十九日、乍浦より出帆いたし、周藹亭船は當月十三日、汪執耘船は同十六日、無恙護送仕候。依之右の次第御訴申上候。且亦被準舊例、三箇月を限歸唐被仰付、無滯護送致候段、相屆候樣、官所より被申付候付、此段掛り通事取上申入候條、御奉行所へ被仰上、三箇月を限歸唐被仰付、諸官所へ申送被遂奏聞候樣、被仰付被下候はば、私共儀は不及申上、在唐荷主共迄一同難有仕合に奉存候。

右書付之通和解差出申し候。已上。

天保二年十二月

卯一番寧波船主　周　靄　亭

同三番寧波船主　汪　執　耘



唐通事年番漂流人掛り　頴川仁十郎
唐通事漂流人掛り　平野善十郎
唐通事年番漂流人掛り　頴川源三郎

私曰、世上流布の萬國の圖を以、漂流の方角、國々凡の里數、記之。

四、漂流人口書

宇治甚介　其外
右十四人申口

私共儀、外國へ漂流仕候處、去卯一番・三番唐船より送來候に付、踏繪被仰付、國許出船積荷物幷漂着の次第、彼地逗留中の始末、委細有體可申上旨、御吟味御座候。

此段宇治甚介。片山榮藏儀、松平伊豫守家來にて艀取相勤罷在候處、去々寅年、伊豫守江戸屋敷家中扶持米積登候に付、同人領分備前國岡山廣瀬町多賀屋金十郎船千七百石積・三十反帆神力丸へ右扶持米四千六百二十俵、幷伊豫守雜荷物・同家中雜荷物共帳面・書付類、破船の節流失いたし候付覺不申、其外糧米・鹽・味噌・薪・諸用の竹等積込、宇治甚介・片山榮藏儀は上乘いたし、沖船頭同國邑久郡尻海村五左衛門・水主同村彌市。乙吉・由松・長州下の關惣吉。私ども十四人、都合十九人乘組、伊豫守船奉行、下濃彌五左衛門より通船手形相渡候付請乘、同年八月十二日同山川口福島出船いたし候處、時節悪敷候付、尻海村湊へ船繫いたし、同月二十日同所出船、同夜備前國犬島へ船繫いたし、同月二十二日同所出船、播磨國湯越湊へ乘入候處、風順悪敷船繫いたし、同月二十五日同所出船、順風にて走り、翌二十六日紀伊國由良湊へ船繫いたし、同二十八日同所出船走り參、翌二十九日夜同國汐見崎と申所、地形に寄、乘懸り候處、風止、登汐强、船走り兼候得共、同國大嶋湊は一里隔り候付乘入致、種々相働候得共、難乘入、同夜九つ時頃、北東風强吹出し海上荒立候付、帆を下候得ども下り不申、其上帆は三筋に吹裂候を漸取をろし、西南の方へ里數も不覺流れ漂ひ、乘組一同神佛へ祈願を掛、色々相働候へども、翌晦日も同様にて

次第に風波強く相成候付、上荷を刎捨候内同日六つ時頃梶折れ候に付、致し方なく舳崎へ碇二房引せ相凌候へども、彌風強く波高に付、追々荷物刎捨、一同相働、帆柱伐懸、同日暮頃、追々帆柱之綱ども又伐捨候處、船足輕く相成候間、何卒地方へ乗寄度、身命限り相働候得ども、次第に海上荒立いたすべく樣も無之、最早助命難相成儀と一同覺悟致し、銘々髪を切、猶亦神佛へ祈念いたし、西南の方と覺流候處、同夜九つ時頃より少々風靜に相成、夫より段々風替り東又は西へ流漂ひ、一向山も不見大洋にて船具等も追々波に被取候得共、糧米・薪水等は遣切不申候付、折々粥を焚、給續候內、同九月十七日北東風の大風にて山の樣なる大波度々打込、甚危く相成候處、翌十八日曉方より風靜に相成、呑水も殘少に付、人別に別合、少々づつ飮なりに渴を凌、雨降候節は竹を割戶樋に致し、桶鉢等へ天水を取溜置流候內、同十月十五日頃と覺、北東風に吹替り、日々同風吹續、何方とも不存流候處、同十一月六日晝時頃、南の方遙に山見へ出候付、一同力を得候へども、船具等も無之、其儘罷在候處、小風に替り右山の方へ次第に流寄、翌七日晝時頃より島二つ相見へ候に付、何卒乗寄度存候內、同日夕方、右島近へ流寄候處、平山にて大木は無之小樹少々有之、其外は萱斗り生茂り、右島より一丁程隔り海中に幅四五間程長さ五町程に相見へ候堤の樣なる大岩有之、高波打懸け居候間、如何可致やと存候內、私共船右岩の上に打上られ、大波三つ程打込候て直に船は打碎候間、甚介・榮藏儀は大小帶候間合も無之、外十二人の者共も銘々着用のまゝ懷中の守其外手近に有之札守、手廻の品等を持、船板等に取付、右島濱邊へ游付候處、沖船頭五右衞門・水主乙吉・彌市・由松・惣吉、不相見候間、溺死いたし候儀にも可有之と存候所、翌七日朝、追々右の者共死骸打寄候に付、右の處へ埋置、私共一同右島上陸いたし候處、指て高山も無之、土山にて平地も有之所々見廻り候得共人家無之候付、同夜は萱原に打臥、翌八日海邊へ出候處、不見馴者六人、頭は坊主にて頂に髪を殘し、裸に成、木綿の樣なる白き下帶を致し、跡先も不分長二尋斗の小船三艘に二人づゝ櫂を搔乘參り、私共破船の樣子見付罷越候樣子にて、何か申聞候へども詞相分不申候付、空腹の樣子いたし爲見候處、合點いたし候樣子にて煮候薩摩芋をくれ候に付、打寄給候處、右船へ私共乘候樣仕形致候得共、餘り小船にて危相見候に付、大形の船を乘參樣手眞似致し候處、致承知候樣子に

一 此パタン國并サブタンと申島の事。

二 此ボコスと申島の事。

三 此ブシンテイと申所の事。

て乘歸り、翌九日晝時頃と覺、前日參候者同樣の者十人程、同樣の小舟四艘に三人又は二人宛乘組參り、私共へ乘候樣仕形致し候間、三四人づゝ引分れ乘組候處、櫂を揚西の方へ十四五町程瀨戸を乘渡候處、最初の島よりは山も高く不見馴樹木生茂り萱原も有之、山の麓に人家七八軒程有之候濱へ乘付、右の者共案内にて與上陸致候處、男女多人數立出罷在、女は髮を後へ下げ又は頭の上に卷立候者も有之、何れも裸にて、日本にていふ褌の幅廣き樣成白木綿、又は赤きすじ二筋染有之候を腰に卷、右の内重立候者と相見候男三人、何か指圖致候樣子にて私共を二三人づゝ引分、人家へ連參、右家は小き丸木を柱にいたし、萱にて屋根を葺、廻りは萱を藤葛の樣成物にて結付、下は土間に板を並べ、出入口は幅一尺七八寸、高さ三尺計にて、萱を藤葛にて結候戶の樣成物をたて、屋根低く手狹の家にて、何れも家内五六人藪居候と相見へ、私共へはアンペラと申木の皮の樣成物にて織候物を敷、家内の者共は敷物無之、青き丸石を五德代に三つ並、火を焚、素燒の瓶にて芋を煮、素燒の皿鉢の器に盛指出候付、銘々給、夜分は家内の者共、一兩人づゝ何方へ參候や立出、翌朝歸申候。右の所はパタン國の島にて、サブタンと申候所の由、最初着付候島はボコスと申所の由、其所の者仕形にて申聞候。然る處同月十一日朝男二人女三人罷越、私共を一同外へ連越候樣子に付罷越候處、北の方の山にて道とも不相見處を登り、南の方へ下り、凡三里程參候處、海邊に人家七八十軒程有之、私共を其所の者へ引渡候樣子にて連越候者どもは罷歸候處、私共を二三人づゝ引分家々へ連參、翌十二日夕七つ時頃、猶亦外へ連越候樣子にて仕形いたし候間、一同參候處、濱邊に船一艘相見、右船は長五間程、横二間程にて、舳先とも丸く有之、板を藤葛の如き物にて繼合、繼目は石灰を塗堅め、檣は左右に付有之、船中は苫も無之、底まで丸く造候船にて、水主十人罷在、右船に乘候樣仕形いたし、一同乘組候處、櫓にて漕、東の方へ向、瀨戸を渡り、凡一里ほど乘參候處、同夜五つ時頃、パタン國の内ブシンテイと申處の由、家數五六十軒程有之、手でろき湊へ着、水主の者案内にて上陸いたし候處、役人體の者十人程參り、私共を請取、一町程連參り、二間半に五間程の家、萱葺にて廻りは白土にて塗、土間に板を並べ候處へ私共を入置、入口に役人體の者二人づゝ代り合番いたし、翌朝養候芋、不見馴魚を水煮にいたし候を素燒の鉢に入、下人體の者持參與候に

四
此。ユバナと申所の事。

五
此。サンカンロウと申所の事。

六
此。サルトリメンユと申所の事。

付、打寄給申候。同春役人體の者四五人参、私共人別相改、又は外へ連参候に付罷越候處、一里餘罷越、海邊に人家七十軒程有之ユバナと申所の由着、前書同様の家へ入置、役人體の者、私共名前相尋候様子にて、銘々名乗候處、厚き小さなる紙へ鳥の羽にて書付候へども、横文字にて相分り不申候。此所にても役人體の者二人づゝ代る〴〵入口に番いたし罷在、食物は芋を鉢に入、下人體の者一日に三度づゝ持越相與に付、給水を飲罷在候處、同月十五日役人體の者十人程参、猶亦外へ連参候旨仕形いたし候に付、一同罷越候處、同所濱邊に有之、前書同様の船に乗せ、役人體の者も乗組、水主三人にて凡三里程瀬戸を乗通候處、。サンカンロウと申所の由、家數四五十軒程有之所へ着、水主共上陸いたし、煮候芋を鉢に入持参候に付、役人體の者私共も給、又々一里程乗参候處、バタン國の内。サルトリメンユと申所の由、家數二百四五十軒程有之所へ着、役人體の者一同上陸いたし、二三町参、二間に四間程の家有之、家作りは同様にて、幅三尺程、高六尺程の入口、板の開戸付候處二箇所有之、床は板張にいたし候所へ私共を入置、役人體の者二人入口に番いたし罷在、其外の者共は引取候處、無程同國頭役人の由にて役人體の者六七人連参、私共へ何か尋候様子に候へども相分り不申候所、手眞似いたし同所へ請取候上は心安く可存、追て國許へ送歸旨申候趣に相聞、一體叮嚀の取扱にて、當時船損有之候間、追て船打立候て、先々へ送り遣候由仕形いたし罷歸候。右頭役の者、名前はドンルカヌウクウと申候由承申。無程役人體の者二人立歸り番いたし罷在、右役人體の者は、天窓の形に拔候紺木綿の頭巾を被り、紺木綿の筒袖にて短き單襦袢の様の物を着、紺木綿の股引のゆるき様成物をはき、柄并鍔も鐵にて造付にいたし、鞘は至て薄く諸刃にて長一尺五寸位、鞘は黒き革にて拵候鈹を右の肩より紐にて掛け、右の脇へ提革にて幅八寸位に拵候銅亂の様成物に玉藥を入、左の肩より紐にて懸、右の脇へ提、鈹を拔き罷在、晝夜とも同様の者、折々代り合番いたし、食物は同様芋を煮、又は芋の葉を汐にて煮、折々は鰯に似候魚を汐煮にいたし、牛・豚・野牛を水煮。汐煮等にいたし、素焼の皿の様成器に盛、右役人體の者召仕と相見候裸に成候者、家の脇に有之、小屋にて煮焚いたし一日二三度づゝ指出候へども、牛・豚は相斷候處、强て勸候體に仕方いたし候に付、無致方少々御給、水は七八升程入候瓢に、近邊の子供日々汲参候に付、手に

。七　此マネイランと申所の事。

。八　此マネイランより交代の者の事

すくひ飲、膳箸等無之。私共指置候家の内には、鐵砲十挺筒臺等は、日本の小筒にて指て不相替、金具は銀にて不見馴樣の筒、壁に立懸有之。雪隱は家の後手の山岨へ造懸有之候。然る處、二三日過、皆いたし候者共、私共を頭役の者方へ連越候由仕形いたし候に付、一同罷越候處、二三町程參、家構手廣の所へ連參、前書ドンメカスサクサ曲象に腰掛け罷在、小頭と相見候者一人、頭役同樣の形にて是亦曲象に腰掛け、沓をはき、私共を連參候番人、并同樣の役人體の者十人計、又は妻女と相見候者、人品宜、面色白く、嶋木綿或は赤き木綿の筒袖の繻袢の樣成物を着、同樣の長き腰卷致、其外所の者共多人數罷在、頭役・小頭體の者の外は、何れも素足にて板敷へ膝を立候て居り、或は立候者も有之。頭役の者に何か申候へども不相分候處、仕形いたし私共の樣子尋候儀にて、檣を折漂流いたし候旨仕形いたし候處、合點いたし候樣子にて、私共名前尋候樣子に付、銘々名乘候處、小き厚紙に素燒の至て小き猪口體の器に入候墨を鳥の羽に染、横文字相認有之所にも、前書同樣の鐵砲十挺程立掛有之、同所は間數も有之樣子にて、窓には硝子障子立有之、頭役の者居候方には、曲象數多ならべ、下人體の者居候方には、素燒の皿鉢の樣成物。瓶類・鐵の平鍋等品々相見候。且亦日本の鐵鍑損候儘有之候に付、仕形を以相尋候處、頭役の者仕方いたし、ナンブトクベと申、漂流いたし持參り候を送り遣し候旨申樣子に相聞候間、奧州南部にて德兵衞と申者にも可有やと推量いたし候處、下人と相見へ候者、瓶に入候酒と相見へ持出、椰子を割候盃體の物指出給候樣仕形いたし候に付、給候處、酸く辛き味にて醉出、肴は飛魚に似候就魚を煮、素燒の鉢に盛差出給申候。夫より右頭役の者先に立、役人體の者五六人立出、私共と海邊へ參候處、長さ十一尋程の舟二艘、所々損候を繕有之、右船を修理いたし、。マネイランと申所へ送可遣、右頭役其外役人體の者も、。マネイランより交代に參候者の由仕形いたし相分、最初の家の番の者連歸罷在候内、酒・燒酒等度々呉申候。酒は甘蔗の葉を絞り瓶に入製候へば酒に相成、右酒を製法いたし候へば、燒酒に相成候樣子に見請候へども、製し方不相分。右小頭・頭役の名は、サラヘントウクハシヤウと申候由承、其外は承覺不申候。日々頭役の者見廻り候樣子にて罷越、折々頭役の方へ參候處、頭役并小頭は紙も書付いたし、書物いたし候處、紙は至て大切に取扱、且亦至て性合悪敷、米を油揚にいたし、頭役計手

九
此暹羅と申、マネイラン共〻り候地方、幷人家。

十
此呂宋と申、幷城下體の所の事。

十一
此川の事。

捌にて給、其外役人體の者は給不申候。鹽も包惡敷有之候を頭役の家には所持いたし、其外の家には、鹽・紙類見懸不申候。然る處同十二月下旬、役人體の者一人參り、船作事も出來候間、近々送り可遣、尤頭役病氣に付、急には乘出し不相成旨仕形いたし罷歸候處、去卯正月初旬見知合候役人體の者一人、妻と見候女・子供二人・下女體の者一人召連罷越、同月六日乘船爲致候旨仕形いたし、芋幷干魚をアンペラに包與候間、貰請候處、暇乞に參候由仕形いたし、名殘惜候體にて致落淚、私共一人づゝ手を握り罷越候に付、私共も會釋いたし候處、立出申候。同所逗留中乃見候處、男女共懇に存候と申印に手を握り候樣子に有之。同月五日役人體の者方へ暇乞に參候。近邊の者共方へも相廻り、翌六日晝時前、役人體の者一人參、乘船致し候樣仕形いたし、頭役の宅へ連參候間、永々世話に相成候禮、手眞似等致候處、頭役も淚を流し暇乞いたし、則たばこアンペラに包與候付貰請、右役人體の者一同濱邊に參候處、長さ七八間、幅二間位の船、舳も艫も同樣に拵造、板を木釘にて縫合、縫目は石灰にて塗堅め、板にて屋根を張詰め、屋根の內に穴二ケ所明け、蓋いたし候樣に仕掛け、右穴より出入いたし、帆柱二本立、帆はアンペラにて拵、梶は南脇に二つ付、櫓は無之、櫂は有之、右船へ乘組送役として役人體の者三人乘組、船頭一人・水主十九人罷在、右の處乘出し、最初參候ユバナへ着、船繫いたし、右船頭・水主は同所の者共の由。船頭の名はアントウニウカラムと申候由承申候。船中食物は矢張芋・干魚計にて、一兩度又は三度相與へ申候。翌七日朝ユバナ出船いたし、嶋の多く有之瀨戶を乘拔、追風にて西南の方へ晝夜走り參候處、同月十九日夜山際へ乘寄、此所迄凡百五十里程可有之旨存、夫より地方へ寄、山手より七八町或は四五町程づゝ放れ、西南の方へ乘參、右山、暹羅國とも申、マネイランとも承り、嶮岨の山にて、麓には人家十五軒又は二三十軒づゝ所々に相見、萱葺の樣に見請候へ共、程遠く確と見留不申候。水主ども折々岸へ乘附、水汲取、風順惡敷節は家も無之岸へ乘附、船繫いたし候儀も有之。右海上は朝より晝迄は風無之に付、櫂にて漕立、晝頃より日々風出候に付、帆を掛走り參り、同月二十九日夜半頃、呂宋と申所、城下體の川口へ着。右川口は山も無之入海にて打開候平地にて、暹羅共マネイランとも申候地方、近き所より凡百五十里程も可有之、翌二十日川內へ乘入候處、川幅二町程有之、北の方五町程乘參り、川水淺岸へ乘

十二
此城の事。

十三
此役人體の者の事。

十四
此バタン國役人體の者の事。

十五
此一構の内、并唐人の事。

付がたく候付、碇を入、右川筋には荷船又は漁船と相見へ候舟數艘通行いたし、岸にも大小の舟多く繋留、右川底淺候に付、格別大船は不相見、川の右の方へ城相見へ、川端は少し平坦にて往還有之、向手は幅十間程の道有之、向岸は切石にて高一丈四五尺程の石垣築立、其上に瓦屋根にて白土塗の塀有之、塀の内に二間四方又は三間四方位の瓦屋根にて白壁にいたし、眞中に一間四方位の窓有之、戸は〆切候付、内の様子見極不申候。櫓にや、住所の二階に御座候や、塀よりは餘程高く數箇所相見、立樹等は不相見、川の方へ向大たる門二箇所有之、屋根は瓦葺、扉は板に黑き銅にて筋金を打、手摺無之、板橋を架渡、二箇所共同様にて、橋には番人にや、役人體の者十人程づゝ鐵砲を持立並、一體の構、餘程手廣く相見、私ども乘參り候方へは二町程有之候。川上の方は何ほど有之候や、見及不申候。城の方は町家無之、川には渡船と相見へ候小船にて往來いたし候様子、所々に相見、左の方川端に廣き往反有之候。多人數通行いたし、男は斷髮にて、黑紗・綾又は木綿にて茶臺の形に拵候帽子、亦は頭拔にて候や、黑塗の眉庇の様に拵候帽子を被り、羅紗等の筒袖の着物を着、股引の様なるもの、革又は木綿にて拵候沓をはき、女は髮を頭上に卷立、或は後へ下げ候者も有之、衣類は男同様にて少し長く、絹・木綿等の長き腰卷いたし、沓をはき罷在候。同日バタン國より送來候役人體の者二人端船より上陸いたし、暫過罷歸候。翌二十一日朝右兩人上陸いたし、私共端船より上陸いたし候處、町家屋根は瓦葺、壁は白土にて塗、何れも二階造にて、二階の窓は硝子を張り、下は土間又は板を張、腰掛を置、米・瀨戸物・土鍋・野菜類・魚類等を土間或は板敷に置、商ひ候店有之、半町程參り候處、町並に間口五十間程の家構有之、石垣を築立、瓦葺にし石灰を塗り候土藏造りの長屋にて、窓は無之、大門二ケ所有之、町の方より取付の門へ入候處、右門は三間程に相見、右の扉に鐵物所々打付、門内に唐人三人罷在、頭は坊主にて頭上少し髮を殘し、筒袖の着物を着、股引のゆるき様もの、革の沓をはき、右の内一人、汝何國の者と文字認見せ候に付、叢藏儀、我は日本備前國の者と認爲見候處、何用有來又何物を積來と、又々唐人認遣出候に付、國主用米を積、江戸と申所へ參候海上にて北東風に檣を折れ帆柱を伐、西南へ流、波丹國保々次島にて破船、以上十九人の内五人同所にて死、殘十四人波丹國に被養、此國へ參世話に相成候間、歸國相願候旨申遣可也

十六
此漂流人共差置候所の事。

十七
此°モリショウと申老人の事。

十八
此°門番の事。

十九
此町家に罷在役°人體の唐人の事

二十
此居°城幷鐵砲組のもの所々に番いたし候事。

二十一
此°重立候役人、幷男女同車の事

に認爲見候處、承知の體にて迯り參候バタン國役人體の者へ挨拶いたし候樣子に付、右役人體の者は罷歸申し候。然候處、右唐人共私共を奥の方へ連參、右屋敷は唐人の藏屋敷の由にて、四方は土藏にいたし、屋根は瓦葺、裏は木を相用、壁は石灰にて塗、下は板敷にいたし、一間程の入口は開戸にて、前何箇所も有之、錠を卸し、右の内二間半に四間程の所へ私共をさし置、アンペラを三枚敷呉、右唐人に三人共役人と相見、衣服も立派に有之、召仕の者に候や、唐人一人參附添罷在、日本詞少々相分候儀も有之候へ共、多分は仕方にて用辨いたし、右唐人の名はモ°リショウと申候由、食物の儀相尋候に付、獸肉は給不申旨申聞候處、一日兩度給候やと相尋候に付、三度給候旨答候所、食用の品可遣候間、私共方にて宜拵給候樣申候。瓦にて拵候竈一、瓶の樣に拵候飯焚へ蓋付の物一つ、木の蓋付の燒物鍋二つ、桶一つ、素燒の水瓶一つ、茶碗十四、鉢四枚、椰子の杓子一本、木杓子一本、竹箸十四、膳椀の樣成物、庖丁一本、柄杓一本、持參米はアンペラの袋に入、海老・沙魚・其外不見聞小魚、或は何魚に候や大魚の切身、野菜等、日々籠に入相與候に付、私共方にて煮焚いたし、一日三度づゝ給、鹽・醬油・酢・油・たばこ・紙等もくれ、酒は四五日目毎相與申候。右唐人は毎日早朝罷越、夜分は五つ時頃、火用心いたし候樣申聞罷歸申候。右屋敷は南北の門有之、南の門は私ども罷越候節にて錠をおろし、北の門は明有之、番人は其所の者にて、斬髪にて木綿の帽子を被り、筒袖の着物を着、股引の樣成物、木綿の沓をはき、唐金の柄に錺も同樣唐金にて手に覆候樣に曲り、鞘は黑き革の劔を紐にて肩より掛、バタン國同樣の鐵砲を持、門の脇長屋の内、固石を敷候所へ一人づゝ立番いたし、折々代り合、同所の後手は板敷にて同樣の者三四人も罷在候樣子に相見、私どもは門外へ出し不申候。右之所にては唐人と呂宋人申合、賄致し候樣子に有之、右役人體の唐人は四五日に一度づゝ、又は二人見廻りに參、一體商賣を主にいたし候所と相見、役°人體の唐人も、多人數町家に罷在候よし承り申候。右モリショウ仕形等にて、呂宋國大將の居°城は何方に有之候や不存、右所より此所へ鐵砲組千五百人づゝ交代致し相詰、右人數を二つに割、一日七百五十人づゝ當番にて、此所の城門其外入口の當所は、または普請場・橋詰などへ五人十人づゝ鐵砲を持番致、不寢番も有之由承申候。此所にて重°立候役人と相見、通行を致候處を見懸候處、車に乘、馬二疋にて牽、

二十二
此唐船并小屋の事。

二十三
此呂宋人の事。

二十四
此カラボウと申牛の事。

二十五
此銀錢呉候譯。

二十六
此交易の事。

二十七
此銀錢股引貰候譯。

二十八
此船并役人體の船頭と相見候者の事。

二十九
此マカヲと申所の事。

一疋の馬には馬遣ひ候て騎行、夫婦と相見へ男女車に乗並候も見懸申候、然る處同三月二十日頃と覺、唐船二艘船着候よしにて、右屋敷内にて切組有之柱にて、幅二間長さ三間又は四間位の小屋、屋根は瓦にて葺、廻りは板にて閉ひ、下は板敷に致し、都合五軒取立、唐人ども住居所ヶ相成、追々積參候荷物のよし、唐人ども持込藏へ入、或は外へ並置、雨ざらしに致し置候品も有之、其後追々唐船四番船迄參候よし、右唐船は川口の沖へ繋居、商賣物分の荷物持込改候儀にて、前役人體の唐人三人、役人體の呂宋人三人立合、何か申談候様子にて書付等致し、同月下旬より四月初旬迄に、右荷物何方へ持越候や、車に載、カラボウと申牛に牽せ、牛遣ひは呂宋人にて、持出申候。尤荷物出入の節は、南北の門を明、出入いたし、唐船四艘にて唐人數凡三百五六十人も可有之、小屋掛の内へ罷在、薪を割候處、前書役人體の唐人の内一人參り加勢致し候様仕形致し候に付、少々づゝ割遣候處、小形の銀錢一つ、又二つ呉候節も有之、右銀錢附添候附唐人を頼、錢に引替候處、一つに付唐錢七文づゝに相成、右銀は煙草等調買申候。小屋懸に罷在候唐人共は、博奕と相見、小さき札を以錢取遣致し候。然る處同四月下旬に交易の品と相見、砂糖・蘇木・鮫・寶・海鼠・等夥敷、唐人共持出し船積いたし候様子相見へ、羅紗類等も積請候よし承り候へども、籠或はアンペラ包の品にて相分り不申候。然る處前書役人體の唐人の内一人參候て、近日マカヲと申所へ送り遣候より仕形等にて申聞、土産の由にて私共へ銀錢一つづゝ、布股引一足づゝ呉候に付貰請申候、然る處同五月三日前書役人體の唐人の内一人參り、マカヲへ送り遣候旨仕形致し、私共居候屋敷門前より四百石積位の船に私共乘組せ、右船は黒く塗、上は竹にて張詰、帆柱三本、帆二つ有之、鐵碇に鐵頭を付、轆轤に仕懸二つ付有之て送として役人體の呂宋人一人、水主十人罷在、船中賄として米一石計り・干鰯一俵・黒砂糖玉に致し候を數百四十程、水・薪・鹽等積入、船底は多分米アンペラ俵に入候を積込有之、同日夕出帆いたし、追風にて戌亥の方へ走、翌四日迄は呂宋國の山相見へ候處、其後は見隱し山も不見、大洋を晝夜乘、凡五百里程も參候やと覺、同月九日晝時頃、マカヲ申所へ着いたし、海は遠淺にて沖に繋居候處、同月十一日朝、呂宋より參候役人體の者二人、端船を卸し乘組上陸いたし候處、無程被歸、私共へ乘候様仕形いたし候間、

三十 此繁昌候船の事

三十一 此屋敷并主人と相見候者の事。

三十二 此役人と相見候者の事。

三十三 此屋敷の事。

三十四 此クロスと申者并イギリス國ゴヲと申國の事。

三十五 此男伊達と申樣成者并燒印の事

三十六 此漂流人共指置候場所の事。

三十七 此重役人と相見候者の事。

一同乘移、湊へ乘付上陸いたし候處、入海にて三方は山、尤高山は不相見、町家は瓦葺にて二階造り多く、窓は硝子障子建候所も有之、下は土間又は板敷にいたし、町並に門搆の家も有之、一體繁花に相見へ、端物・小間物・米・魚・野菜・瀬戸物・酒等商ひ店、所々に有之、濱邊には大小の船・漁船其外三本柱の白木造の船多、呂宋船と相見、帆柱三本建の船等も有之、唐船又は何國の船に候や數多繫有之、專國に通商の地と見請、呂宋より送來候役人體の者案內にて二十町程も參候處、町並の處に門搆にて長屋も相見、重立候役人屋敷と相見へ候處へ連參、門內へ入暫く控罷在候處、主人と相見へ候呂宋人玄關體の處へ立出、私共を請取候樣子にて、連參候呂宋の役人體の者は被歸候に付、禮申述候心得にて一禮いたし相別、暫く右の處へ罷在候內、外より役人と相見候呂宋人一人參、右主人と相見候者へ何か咄いたし候へども相分不申候。私共を引渡候體にて、外より參候役人體の者案內にて、右屋敷立出、最初の町を通り濱邊へ罷越候處、海端に四五十間口の家有之、家根は瓦葺、壁は白土にて塗候、土藏造りの大門有之屋敷へ連參り、門內へ入候處、四十間四方も可有之瓦屋根にて二階造りの家、窓は硝子障子を建、土間にて腰懸を置有之、右屋敷の頭役人と相見候者の住所有之、外廻り半分は土藏にて、其外は高き練塀有之、表門一ヶ所、門番所は土間にいたし、番人はクロスと申、惣身色黑き者、裸にて木綿の股引のゆるき樣成物并革沓をはき候頭役人の召仕と相見へ、晝は二人、夜は五六人づゝ番いたし罷在、右クロスの本國は、イギリス國の邊にてゴヲと申國にて、マカヲよりは海上七百里程も有之由承り申候。右は男女とも數人マカヲへ參り奉行いたし居候由。右の內男伊達と申樣成樣子に相聞候、額に三の字又は山形など、色々燒印いたし候者も相見候。右表門の外の長屋の廻連に水門有之、私共を右門の脇二間四方程の處へ指置候て、重役人と相見へ候呂宋人一人、筒袖の着物胸をぼたん懸にいたし候を着、黑羅紗にて茶臺の形に拵候帽子を被り罷越、私共を連參候役人體の者と應對いたし私共を請取候樣子に相見へ、私共へ何か申聞候へども相分り不申候。銘々名申聞候處、役人體の者は双方とも罷歸り、クロス共莚を持參、一面に敷呉、米・砂魚・海老・鯛・菜・大根・瓜・南瓜・其外不見馴小魚、又は切身の大魚、鹽・油・醬油并醬油の糟の樣成物、日々持參、燒酒も四五日に一度づゝ呉、鐵の鍋・釜・桶・柄杓・木の杓子・椰子の杓子・

三十八　此妻と相見候呂宋國の女、并乳母と見候者、下女體の者の事。

三十九　此役所并重役人の事。

四十　此重役人體の者の事。

四十一　此役所體の所、并重役人と相見候者、且下役體の者の事。

四十二　此重役體に相見候唐人の事。

四十三　此景氣異候事。

四十四　此唐人の事。

四十五　此唐人共の事。

四十六　此重役人の事。

庖丁・茶碗・膳・竹箸并箸・たばこ等相與、土にて藥立有之候に付、私共方に而煮焚いたし候、自ら相渡候に付、折々浴いたし、右は重役人より賄候樣子にて、右役人も日々見廻りに參、同人妻と相見呂宋國の女衣類等立派に相見、乳母と見候女、常に子守いたし、其外下女と相見へ候者二人、クロス等も入賄名仕候樣子にて、折々私共を見廻りに參申候。私共を右參候役人體の者は、右屋敷重役人より上は役の儀に相見へ、六七日に一度ツヽ見廻り申候、其砌私共の內、清兵衛事呼名長藏・榮藏・千代松等、病又は風邪相煩、彌右衛門。依母文郎儀、腹痛相痛候に付、其役書付いたし、右屋敷の重役人へ爲見候處、文字も少は相分候や、藥。茶。酒・藥可與候間、夫々相用候處追々本復いたし、然る處同月十二日役所へ參候樣クロス仕形いたし候間罷越候處、前書屋敷內重役人并私とも送來候役人體の者兩人曲彔に腰懸罷在、私共名前尋候樣子に付、銘々名乘候處、横文字にて書留候樣子にて、唐紙に眞字に認指出。何か申候へども不相分、右書付も讀兼候に付、榮藏儀、日本備前國岡山の者十四人難風に逢、漂流いたし候と認指出、右眞字讀兼候と仕形いたし候處、又々唐紙へ眞字にて認書付相渡、是亦一向不相分候に付、其段仕形いたし候處、承知の樣子にて私共は指歸申候。其後四五日過、前書屋敷重役人の者參り、外へ連參候趣仕形いたし候間、一同罷越候處、右屋敷より十町程罷越、町並に門構の役所體の處有之、庭は凡廿間にて呂宋國の重役人と相見へ候者二人、衣類等立派に相見、曲彔に腰を懸、下役體の者四・五人脇に立罷在候處、外より重役と相見候唐人一人、花の樣成物縫候筒袖の長き着物を着、籐を裂編候笠の上に赤き糸を飾、金と相見候玉に付候帽子を被り、供廻り十人程連罷越、呂宋國の重役人と並、曲彔に腰を懸、私共土間に罷出候處、右役人より大形の鏡箱、私共一人前四つヽ與候付、貰請申候處、供廻りの唐人の內一人、通事唐人に候や仕形等いたし申聞候趣、確には不分候得共、右銀にて、何品成共調候樣申候趣に付、一同禮申述、私共を連參候役人體の者同道罷歸申候、唐人呂宋人申合、私共世話いたし候樣子にて、唐人も町家の內へ住居いたし候と相見へ、町筋にて多人數見物申候、其後前書屋敷重役人へ賴、右銀を錢に引替貰申候處、一つに付、錢九百文又は九百三十文・九百四十文・九百五六十文と可相成、其砌數多筆儀に付、右役人へ申立、數候調貰候處、一枚丈の數候一候に付、右銀錢一つと錢二百文又は三百文、

四十七
此堂の様成所并佛像の事。

四十八
此役人體の唐人并下人體の者の事。

四十九
此薬呉候譯。

五十
此重役人體の者并重役體の唐人下役體の者の事

五十一
此船の事。

中には銀錢二つ代料指出申候。然る處同月十八日頃、前書屋敷重役人より被呼、一同參候處、右役人并常々見廻りに參候役人體の者兩人罷在、何か申仕形いたし候様、私共外へ差遣候間安心いたし居候様申候趣に相聞、唐紙に眞字相認候書付一通相渡候間、見候得ども不相分、其段仕方いたし候處、欝散として歩行いたし候様仕形いたし、見廻りに參候役人體の者二人附添、凡十五六町程參り、山の麓に石垣を築、丸き石門有之内へ連入候處、屋根は瓦葺、廻は白土を塗、二間四方程の堂の様成所、下は石を敷、内には唐銅の、丈二尺程の觀音の唐像一體安置いたし、唐銅・眞鍮等にて拵候燭臺・花瓶・香爐・錺有之、堂の脇に一間半四方程の瓦葺の家有之、堂守と相見出家一人、衣は不着、鼠色の木綿の着物を着罷在候。堂の前には三尺四方にて高さ六七尺の石碑に六字の名號を彫付有之候。

其後もクロス一人づゝ附添、折々參詣致し候處、同月下旬、日は覺不申候、常々見廻りに參候役人體の者一人參、片山榮藏へ參様仕形いたし候に付、同道罷越、最初罷越候役所體の處へ連參、先達て罷出候前書重役人體の呂宋人二人、役人體の唐人一人、下人體の者十四・五人罷在、追々私共見せ候書付を以尋候體にて、前書通事と相見候唐人も申聞候へども聞取兼、右書付も不相分候間、其段仕形いたし爲見候處、役人體の者相談致し候様子、暫く過、詞も不通、文字も不相分候間、本國へ歸候て右書付役人へ爲見候様仕形いたし候に付、見廻の役人體の者同道罷歸候上、甚介共外の者共承申候。見廻りに參候役人體の者一人罷越、水替りにて不快にも有之候はゞ水毒を消候薬に付服用いたし候様仕形いたし、丸薬呉候付、貰請相用候處、其砌私共一同小瘡相發居候處、追々平癒仕候。

其後六月二十八日右見廻りに參候役人體の者一人參り、同日外へ送り遣し候由仕形いたし、本國へ歸候て役人へ爲見候様、是亦仕形いたし、唐紙に相認候眞字の書付、都合四枚相渡被歸候處、暫過、右の者并重役人體の者一人に、外に私共を送り候者と相見、重役人體の唐人一人、下役體の唐人七人參り、右重役體の唐人、私共を請取立出候に付、右呂宋國役人體の者兩人へ一禮いたし立出、海邊の町を通り凡二十四五町參候處、濱邊に百石程積程の白木造りの唐船、帆柱二本立、舳先に白木綿の小き吹貫の旗に、廣東公船と認候を建、艫には高張提灯一張、是亦同様相認候を建候船二艘繫有之、一艘へ私共并下役の唐人二人、水主唐人七人乘組、一艘へは重役人體の唐人一

五十二　此島の事。
五十三　此川の事。
五十四　此コヲサンと申所の事。
五十五　此升殿の様成所井脇に有之家の事。
五十六　此明家と相見候所の事。
五十七　此川井、所々人家有之所の事。
五十八　此川井枝川の事
五十九　此年中稲實り候儀。
六十　此所の人家の事
此廣東と申所の事。
六十一　此重役體の唐人上陸いたし候儀

人、下役體の唐人五人、水主唐人六・七人乗組、同日夕出帆致、山岸の方へ寄乗出、沖の方は大小の嶋々相見、岸と嶋との間西北へ向乗通り、夜分は提灯へ蝋燭を燈、夜半頃には川へ乗入、左右とも山にて北の方へ乗候やに相覺、同七月朔日朝五つ時頃、凡十里程参候處、コヲサンと申所の由着いたし、右船中にては米の飯并魚・野菜類・油煮等にいたし、一日両度づゝ相與申候。附添候下役體の唐人二人案内にて上陸いたし候所、町家はやはり同様の町造りにて、千軒程も可有之、商賣方重にいたし候様子にて、家にて商ひ物と相見品々取出有之候得とも、確と見留不申候。五町程参り、練塀築立、門有之、内へ連参候所、拜殿の様に造候家、二間に四間程有之、屋根は瓦葺、壁は白土にて塗り、入口は戸も無之、内は土間にて、正面に高座有之候へども、神佛も無之、脇に腰掛を置、右家の脇にも同様の家有之、戸〆切候。内の様子不相知、明寺にて可有之と存、暫く相休、附添の下役人體の唐人一同立出候處、町並に明家と相見候處二軒に私共を七人づゝ指置、麦飯并鹽煮の野菜類等外より持越相與候に付給候上、船場へ参候處、最初乗参候船には無之、同様の船に爲乗組、下役體の唐人も乗、水主フヲザンの者と代り合、重役體の唐人乗候。水主は代り合候や不相分、北の方川上へ乗出し候。右川筋大小の船往反いたし、川幅は三町程に相見へ、狭き所は二町程も可有之、両方とも山にて杉多、所々に瓦葺又は草葺の小家十軒二十軒づゝ相見、夜分川中に繋、右船中にては附添候下役體の唐人、私共至て叮嚀に取扱、便用いたし候節は後より手を添、夜分打臥候節は、綺麗成所へ私どもを休せ候様にいたし呉、翌二日尚亦乗出、風止候節は、水主五人程上陸いたし、船に綱を付引参り、次第に川幅廣く、處筋も枝川有之、両側は田地と相見、此邊にては年中稲實り候と相見、刈田も有之、實り候所も相見、植付候苗も有之、畑は粟・黍など植付有之、川側所々瓦葺・草葺の人家十軒二十四軒づゝ相見、同月三日夕廣東と申所へ着致し、コヲサンより凡二十餘里乗参候様相覺、至て川幅廣く三十町も可有之、打開き候所にて大小の唐船數艘繋り居、重役體の唐人も上陸いたし、私共は翌四日下役體の唐人二人上陸いたし候處、殊の外繁華に相見、町家手廣く目不及程に有之、町筋は切石を敷、町家は瓦葺にて土藏造にいたし二階有之、窓には硝子障子を建、下は瓦を敷、板敷の所も相見、腰掛を並、呉服物・小間物・紙・油・穀物等品々商致し候様子に候へども、品

六十二
此川有之所、幷重役體の者、且漂流人改候譯。

六十三
此三箇所堂幷、木像の事。

六十四
此祥行會館と彫付有之儀。

六十五
此漂流人差置候所の事。

六十六
此筆者體の唐人の事。

六十七
此下人體の唐人の事。

六十八
此役人體の唐人の事。

六十九
此役人體の唐人幷品を吳候譯。

物は確と見留不申候。二町程參候處、間口二十間程、練塀にいたし、中に大門潛り付候門有之、門內へ入候處、重役體と相見へ候唐人二人、下役體の唐人三人立出、私共を引渡候樣子にて、附添候下役體の唐人、私共を一人づゝ改相濟罷歸候付、一禮いたし相別れ申候。右門內正面に堂有之、瓦を敷、檀上に國主の像のよし、高さ二尺程も可有之、冠の樣成物を被り候唐人の木像と相見、彩色いたし候座像有之、銀の花瓶・香爐等飾付、右堂の後にも同樣の堂一箇所、其後にも一箇所、段々に三箇所堂有之、後口の二箇所は高四尺程も有之、唐人の立像とも可申體にて、堂の脇には一尺四五寸四方、高四尺程の石の手水鉢有之、祥行會館と彫付有之、左右は瓦葺二階有之、土藏造りの長屋根に相見候部屋々々數軒有之、唐人共罷在候。然る處私共を請取候重役體の唐人二人、奧の方へ連參、幅二間長六間程にて、下は瓦を敷候明家迄連參、疊一枚程の足無の床を並べ、私共を指置候。右重役體の唐人、筆者體の唐人連參、私共名前・歲等相尋候樣子にて、銘々申聞候處書留罷歸、其後は何の尋も無之、右家構の內は一面に切石を敷有之、私共指置候明家の入口に煮焚所有之、私共へは下人體の唐人一人附添罷在、日本詞少々相分り、紙・煙草等日々相與、食事は右煮焚所にて附添候唐人取賄、米の飯・鯉・鮒、又不見馴川魚類、鷄幷鷄卵・茄子・胡瓜・蓮根・里芋・菜・大根等、醬油又は鹽煮。油煮等に致し、大きなる菜の鹽漬を油煮に致、一日兩度づゝ爲給、私共精進の日は、其日々爲知候樣附添候唐　申聞候に付、信仰いたし候神々祭日等は精進いたし候に付、其度に申聞候得ば精進物計指出、食事節は、役人體の唐人一兩人づゝ代り合見廻に罷越、尤門外不相成候旨仕形いたし申聞、夜分は門〆切申候。然る處同八月初旬、猶又外へ送り遣候由及承候處、其砌私ども一同風邪相煩候に付、附添の唐人へ仕形等にて其段申聞候處、承知いたし、無程醫師罷越、私共脉幷舌を見、銘々病症に寄、夫々藥方認、附添の唐人へ相渡候處、右唐人藥店にて調候樣子にて藥持參煎吳候付服用いたし、右藥は日本の藥五貼位の大服にて、醫師は日々罷越、追々快氣仕候處、同月二十日外へ送遣候旨附添の唐人申聞、前日役人體の唐人二人參り、明日出立爲致候由附添の唐人を以申聞候。追々冷氣に趣候よしにて、木綿蒲團一つに同筒袖の着物一づゝ、私共へ吳候に付貰申候。同月二十日赤熊を付候笠を被り候下役體の唐人二人參候付、附添候唐人幷見廻りに參候役人體

七十　此下役體の唐人の事。
七十一　此船の事。
七十二　此上は役と相見候唐人、幷下役體の者の事。
七十三　此川の事。
七十四　此川幷、所々に有之人家の事。
七十五　此川幷、岩穴、且觀音安置有之山の事。
七十六　此龍蛇多き山の事。
七十七　此辻山と申所の事。
七十八　此役所體の所の事。
七十九　此廣東とカウセイの境の山、險岨の峠の事。
八十　此ナンコウと申所、幷會所體の所の事。

の唐人共へ一禮述、下役體の唐人一同出立致し、最初上陸いたし候船場へ參候處、百石積計りの白木造り船一艘、私共幷附添候下役體の唐人二人、水主七人、一艘へは上は役と相見候唐人一人、下役體の者五人、水主六・七人乘組、舳先へは、白木綿に廣東公館と認候旗、艫には同樣認候高張提燈二張建乘出、食事は一日兩度づゝ、米の飯・魚・野菜爲給、凡一りも乘參候處、町續の處は出放、南側は田地多く畑も有之、西又は東に北の方へ乘通り候と存、夜分は川中に繫留、日々曉七つ時頃乘出、風無之又は向風の節は、水主共上陸いたし、綱にて船を引、同月二十三日頃より山間へ乘入、左右は山續にて川幅十四五町又は十町位の處も有之、所々に人家百軒ほど、或は二三百軒程も有之、町家體の處相見、同月二十六日頃より幅狹く流早き川へ乘入、右の方は平山、左右は岩計の嶮き山にて、右の所々高さ十四五丈程の岩有之、水際に入口一間半程、奥行七八間程の穴に觀音安置有之由、付添候下役體の唐人仕形等致し相咄候へども内の樣子見へ不申候。同二十九日頃は、兩側とも高山にてよほど深山に相見、人家等一向見懸不申候。右山中には蛇又は龍多く居候よし、是亦附添候下役體の唐人仕かた致し、追々乘參候處、野原・田畑等相見、同九月七日辻山と申所のよし着。廣東より凡八九十りも參候と相見、同夜は船繫いたし、翌八日附添候下役體の唐人二人、私どもを連上陸致し、上は役體の唐人も上陸致し候處、町家二三百軒も有之樣子にて、見せに品々商ひ物有之候へども篤と見留不申候。一町程參り役所體の處へ連參り、屋根は瓦葺にて下は瓦を敷、廻りは板にて圍ひ、私どもは下家に罷在、上役體の唐人は外の所に罷在候處、無程駕籠持參り、右役人體の唐人は、屋根有之、簾懸り候立派なる駕籠に乘り、下役體の唐人二人は簾無之麁末なる駕籠、其外の唐人、私どもは、大なる竹にて腰掛の樣に仕懸、屋根も簾も無之、釣候繩に足を踏懸、腰をかけ、竹の棒にて唐人どもかつぎ、右の所立出、一町程町筋を通り、嶮しき山道へかゝり、險阻成峠へ登り、難所にては駕籠を下り候義も有之、右峠は廣東とカウセイの境の由承り申候。凡十三りも參候處、山下にナンコウと申、家數四五百軒程有之所へ着。賑敷所にて町並と申所とも可申候體に相見へ、二階造りの家、屋根は瓦葺、外は石にて疊、下は瓦を敷、一疊程の臺を並べ、私共を指置、付添候唐人も罷在、重役體の者并下役體の者は二階に罷在、米の飯。魚。野菜等給させ、翌九日晝時頃、

八十一 此川○井△船の事。

八十二 此虎○捿候山の事

八十三 此城○下體の所井城△の様に相見候所の事。

八十四 此上○陸いたし候儀。

八十五 此大川の事。

八十六 此川○の事。

八十七 此逞○山と中所井繼△場體の所の事

八十八 此ゼ○ウサンと中所、井繼△場體の所の事。

八十九 此下○役體の唐人の事。

九十 此役所體井重△立候役人共の外下*役體の事。

九十一 此品の名目認遣候事。

九十二 此川○井△船の事。

右役人體の者ども一同右の所出立、川端に出候處、七八百石積程にて、艫先艪とも反り候船一艘繋有之、右役人體の者一同私共乘組、最初建參候旗・高張提灯を建、水主十四人罷在、川幅は一町餘も有之、川下の方は乘參り、左右は山多く、右山には虎捿候よし附添候唐人仕形にて相咄、川幅二三町又は五六町の所も有之、晝夜乘參候處、同二十四日城下體の賑敷所へ着、瓦葺の町家建續、町家の向手に高き石垣を築、練塀有之、城の様に相見候得ども櫓等は無之、附添の重役人體の者井下役人體の者三人上陸いたし、暫過罷歸、猶亦同所乘出候處、同月二十八日、湖水の様成大海へ乘出、凡十里四方程は山も不相見、逢々山見へ掛、東の方十四五里程乘參候處、山間へ乘込、川幅二三町、廣き所は四五町も有之、川上へ乘出、左右は田畑等相見へ、追々乘參候處、同十月七日逞山と中所の山、人家六百軒も可有之、船繋いたし、翌八日重役人體の者、下役體の者ども上陸いたし、私ども附添候唐人一同上陸いたし、町並の處一二町通り繼場體の處へ參り、前書同様の駕籠に私共を乘せ、重役人體の者共は籠かゝり候。唐人二人づゝにてかつぎ出立。山道へかゝり十三里程參候處、ゼウサンと中所へ着、町家千四五百軒位も有之繼場體の所へ連參、私共は附添候唐人共と一同板敷の二階に罷在、重役人・下役體の者どもは外へ罷出候處、此所の者と相見下役體の唐人三人參り、附添候唐人二人、一同榮藏を連一二町程參り、役所體の處へ連越候處、重立候役人と相見へ候唐人、曲象に腰を懸、下人に候や下役人に候や、七八人罷在、榮藏儀も曲象に腰懸させ、重立候役人、着用衣類・足袋・はき物等迄指ざし、硯紙差出候に付、衣類其外の名目認見せ候處、日本に學問能者有やと認指出候間、確と不相分候へども、附添候唐人仕形いたし候付推量いたし、何程も可有之、我々不知、と認爲見候處、合點いたし候様子にて差歸候間、附添候唐人一同引取申し、翌九日重役・下役體の唐人ども參り、附添候唐人一同出立いたし二町程參、川端へ參候處、幅二三十間程の小川にて、長さ五尋位の小船、二艘有之、私共の內七人づゝ分れ、附添候唐人一人づゝ乘組、水主二人罷在、重役・下役の者井此所の役人と相見候者一人、下役體の者二人、別段船二艘に乘、川下の方へ漕參候處、幅二町程も可有之大河へ出、大形の船繋居、一艘へ私ども井附添の唐人二人、水主七人、一艘へ重役・下役の者乘組、最前の旗・提灯を建、一艘へ此所より參り候役人體の者共乘組、右船へは浙江

九十三　此役人と相見候者、井下役體の者の事。
九十四　此大川井船の事
九十五　此鎮塘と申所の事。
九十六　此小形の川船、井枝川の事。
九十七　此上陸いたし候所の事。
九十八　此山井寺且佛像の事。
九十九　此川井川船の事
百　此乍浦と申所、井川の事。
百一　此役人體井下役體の者、通事唐人の事。
百二　此人別相改候認
百三　此役所體の所の事。
百四

公船と書候旗・提灯二張建、都合三艘並出船、川下の方へ乘參り、左右は田畑なく蜜柑の樹多分相見へ、いづれも置り居、追々乘參候處、同月十七日鎮塘と申所のよし、町家建續、至て繁華に相見へ候處へ着、小形の川船一艘は、私ども幷附添候唐人二人とも乘移、役人體の船も二艘ともに小形の船へ乘替り、幅三四間程の枝川へ乘込、左右とも町家の裏と相見、河岸まで塀垣等いたし有之、所々に石の架渡候川筋二里程參候處、船場有之、役人體幷附添候唐人一同上陸いたし、町筋三町程通り拔、町の裏に山有之所へ出、右山三町程登り候處寺在之、七八間四方の瓦葺の堂、廻りは竹をはめ、下は瓦を敷、正面に丈七尺程の觀音の座像安置致し、佛具等飾付、右堂の後に同樣の堂有之、一丈餘の千手觀音の立像安置いたし、庫裏體の處手廣に有之、右堂の內東の藁を敷並私共をさし置、附添候役人も罷在、米の飯・野菜類等、庫裏體の處へ運參り爲給、右寺より町家眼下見渡候所、目不及申、凡二里四方も有之、翌十八日、後は夜にて、向南方は竹簾にいたし、屋根は布にて張候駕籠を唐人共持參り、私どもを載、重立候役人體の者南人も駕籠に載、唐人二人づゝにてかつぎ、其外下役體の者附添ひ、唐人は歩行いたし山を下り、町筋一里ほど參り候處川端へ出、河船一艘へ私共幷附添候唐人二人乘組、水主五人罷在、重役人體・下役體の者共は川船二艘に乘、旗・提灯等最初の通建、川下の方へ乘通り、右川は幅一町程有之、左右は田畑相見、山は無之打開候にて、晝夜乘參り候處、同月二十一日、是迄船路凡百三四十里程可有之と覺、乍浦と申所の由、川多く竪横に枝川有之、川幅十三・四間程の小川へ乘入候處、川端は町家建續、手廣の所と相見、從來候役人體の唐人一人、下役體の唐人六人、通事唐人の由、日本詞少々相分り候者參、從來候役人體の唐人立合、私どもを引渡候樣子にて、人別相改、名前・歲等書留、從來候役人體の唐人共へ一禮いたし相別れ、私共を請取候役人體の唐人は、何方へ參候哉不相分、通事唐人附添候、町筋を二町程連參、役所體の所へ罷越候處、二階造りにて下は板を張有之、右二階へは、薩州の者唐國へ漂流いたし候由にて、十人罷在候を下へ卸し、私共を二階にさし置。右二階は板敷にて瓦を組立、右窓を等、幾間も仕切、出入口は拔戶にいたし、右薩州の者共も度々は出入の儀無之、右通事唐人附添、二階上り口の際に一間有之、下役體の唐人一人番いたし候處にて罷在、二階下にも同樣の唐人十人程罷在、煮焚所は外に

此下役體の者の事。

百五 此二階の下に罷在候唐人、幷下人體の唐人の事。

百六 此名前の事。

百七 此品々呉候譯。

百八 此日々代り合罷越候通事唐人の事。

百九 此別に有之家、幷役人體の唐人且品々差出候譯。

有之、下人體の唐人三人罷在、食事は一日三度づゝ、朝は米の粥、晝・夕は飯・菜・大根、其外野菜・鷄卵・鷄又は鯉、不見知魚等、鹽煮・醤油煮等にいたし、鹽漬菜。大根等爲給申候。右通事唐人はトウキンと申者のよし、翌二十二日トウキン附添湯屋へ參候所、二階下板の間、奥の方は石を敷、三疊敷程に有にて切組、湯壺へ湯を入有之、湯番の唐人二三人罷在、女は湯入に參り候儀無之、外唐人共多人數參り、湯錢は一人前四文づゝ、トウキンより相拂候由にて、通ひ帳を掛湯屋へ指遣、其後はトウキン同道不致、私ども勝手に度々湯入に參申候。同所逗留中木綿蒲團一づゝ、同綿入一づゝ、帽子一づゝ、トウキン持參呉に付貰請申候。右トウキンは夜分は罷歸、日々參候處、病氣の由にて代として通事唐人の由、日本詞少々相分り候者代り合、日々一人づゝ參候。名前等承り不申候。其內私共の內、仁三郎儀風邪相煩候付、其段通事唐人へ申聞候處、醫師罷越脉幷舌を見候上藥方を書付、通事唐人へ相渡候處、外より藥味相調呉候に付、服用爲致申候。然る所同十一月十二日、日本渡海の船へ、薩州の者共爲乘組候付、私ども暇乞いたし相別候處、同月二十日近々日本渡海の船出帆に付、料理有之候間參候樣、通事唐人申聞候付罷越、私ども罷在候揚の內、別に家有之、役人體の唐人七人並居、通事唐人差圖にて一禮いたし候處、暫過、腰かけを並有之、銘々腰懸候處、飯臺一箇所へ並、米の飯幷鯉・海老或は見聞ざる魚・鷄・豚・家鴨・鷄卵・豆腐・茄子・冬瓜、其外野菜類・菓子・饅頭・砂糖漬の梅・桃・大根・冬瓜・金柑・蜜柑・生姜・茱萸の類、鉢皿に盛、酒も指出、格別の馳走有之、右相濟、馳走に預り候禮申述罷歸候處、同月二十三日、日本渡海の船出帆いたし候付、私共の內引分れ乘組候樣通事唐人申聞候付、永々世話に相成候禮申述、一艘の唐船へ宇治甚介。片山榮藏。石兵衛。利八。勝之介。仁三郎。伊勢次郎、一艘へ彌右衛門。彌吉。榮吉。千代松。清兵衛。才次郎。文吉乘組候處、甚介外六人乘組候船は翌二十四日出帆いたし、晝夜走り參候內、風順悪敷、同十二月七日薩州山川へ漂着、同月九日同所出帆、同月十三日長崎着船仕候。彌右衛門外六人乘組候船は、十一月二十九日、類船共二艘乍浦出帆いたし、追々類船見失ひ、晝夜走り參、十二月十六日長崎着船仕候。

一、漂流人口書の內、御附紙を以御尋の次第、船主方相糺候和解

一、此ハタン國并サブタンと申島の事。　二、此ボコスと申所の事。　三、此フシテイと申所の事。
四、此ユハナと申所の事。　五、此サンカンロウと申所の事。　六、此サルトリメンユと申所の事。
七、此マネイランと申所の事。　右七桁は暹羅國の小名と奉存候。
八、此マネイウ(ラ)ンより交代の者の事。　九、此暹羅共ムネイラン共承仕地方并人家の事。
十、此呂宋と申所并城下體の所の事。　十一、此川の事。　十二、此城の事。　十三、此役人體の者の事。
十四、此バタン國役人體の者の事。　十五、此一搆の所并唐人の事。　十六、此漂流人共指置候所の事。
十七、此モリショウと申唐人の事。　十八、此川番人の事。　十九、此阿家に罷在候役人體の唐人の事。
二十、此居城并鐵砲組の者所々に番致し候譯。　二十一、此重立候役人并男女同事の事。　二十二、此唐船并小屋の事。
二十三、此呂宋人の事。　二十四、此カラホウと申牛の事。　二十五、此銀錢異候譯。　二十六、此交易の事。
二十七、此銀錢●脹引異候譯。　二十八、此船并役人體頭と相見候者の事。　右二十一桁相分り不申候。
二十九、此マカラと申所は廣東近邊の小島と奉存候。　三十、此繋船居り候船々は諸國の商船と奉存候。
三十一、此屋敷并主人と相見へ候者の事。　三十二、此役人と相見へ候者の事。　三十三、此屋敷の事。
三十四、此クロスと申者并イギリス國ゴヲと申國の事。　三十五、此男伊達と申樣成者并燒印の事。
三十六、此漂流人共指置候場所の事。　三十七、此重役人と相見へ候者の事。　三十九、此役所并重役人の事。
三十八、此妻と相見候呂宋國の女、乳母と相見へ候者、并下女體の者の事。
四十、此重役人體の者の事。　四十一、此役所體の所并重役人と相見候者、且下役體の者の事
四十二、此重役體に相見候唐人の事。　四十三、此銀錢異候譯。　右十三桁相分不申候。
四十四、此唐人は前方日本渡海仕、日本詞聞馴居候と奉存候。　四十五、此唐人共は商賣として此所に罷越居候儀と奉存候。
四十六、此重役の儀存不申候。　四十七、此堂の樣成所は、同所寺にて、佛像觀世音と被存候。
四十八、此役人體の唐人は商賣として此所に罷在候者の内、重立候者にて、下人體の者は召使の者と被存候。
四十九、此筆異候譯は、見廻りに參候者より相與候儀と被存候。

五　十、此重役人體の者幷重役人體の唐人・下役體の者相分り不申候。

五十一、此船は廣東表役船と被存候。

五十二、此島々は廣東の島と被存候。

五十三、此川は廣東省廣州府香山縣近邊の川と被存候。

五十四、此コウザンと申所は右香山縣と被存候。

五十五、此拜殿の樣成所幷脇に有之家の事。

五十六、此明家と相見候所の事。

五十七、此川幷所々人家有之所の事。

五十八、此川幷枝川の事。　右四行相分り不申候。

五十九、此年中稻實り候儀は、都て南方の地は一箇年兩三度も實り候趣承り及申候。

六　十、此所の人家は廣東近邊の人家と被存候。　此廣東と申所は、唐國廣東省にて、外國通商第一の大湊に御座候。

六十一、此重役體の廣人致上陸候儀は、日本人連渡候儀を、官所向屆のため上陸致し候儀と被存候。

六十二、此門有之所は洋行館の門にて、重役の者は典吏の下役皂隷、下役體の者は小差と被存候。且漂流人改の譯は人別相改候儀と被存候。典吏は知縣の下役從九品の次官、罪人公事等下聞仕候盜賊改役にて、未入流と唱候文官にて、皂隷は其下役足輕體の者にて、小差は小使隷の者に御座候。

六十三、此三ヶ所の堂は城隍廟にて、本像は城隍神と奉存候。城隍神は此所の土產神にて、跡二ヶ所の堂は拜殿香堂と被存候。

六十四、此洋行會館と彫付有之候儀は、遠洋通商致し候者共、右城隍廟の內を借請集り居候所にて、洋行會館と彫付有之候を、漂流人見損じ候儀と被存候。

六十五、此漂流人差置候所は、洋行館の內明部屋と被存候。

六十六、此筆者體の唐人は知縣の下役書吏と被存候。

六十七、此下人體の唐人は役所詰の人夫の內、日本渡海致し、日本詞聞馴候者を指添罷置候儀と被存候。

六十八、此役人體の唐人は、前文申上候皂隷と被存候。　此役人體の唐人は皂隷にて、品々異候譯、南海縣・知縣より追々冷氣趣候故、被相與候儀と被存候、知縣は一縣の錢糧田土戶口公事訴訟と調へ候正七品の文官にて御座候。

七　十、此下役體の唐人は前文申上候小差と被存候。

七十一、此船は大川通行の役船と被存候。

七十二、此上は役と相見候唐人は皂隷にて、下役體の者は小差と被存候。

七十三、此川は廣州府城南門外より諸州へ往來の內川にて、惣名を官河と唱候得共小名は存不申候。

七十四、此川は右官河の川上にて、所々人家有之候は其邊の民家と被存候。

七十五、此川は廣州府清遠縣近邊と被存候。岩穴且觀音安置有之よし存し不申候。

七十六、此龍蛇多き山は、廣東省南雄府大庾嶺の近山と被存候。

七十七、此辻山は廣東。江西兩省の通り口を過山と申、過の字を略し、辻山と書候を漂流人見損じ候儀と被存候。

七十八、此役所體の所は公館と唱へ、往來の役人等休息仕候所と被存候。

七十九、此廣東カウセイの境、嶮岨の峠は、大庾嶺絶頂と被存候。

八　十、此ナンカフと申所は、江西省南安府南康縣と被存候。右所體の所は、前文申上候公館と被存候。

八十一、此川は南康縣より諸所へ往來の内河にて、船は前文申上候役船と被存候。

八十二、此虎挨候山は、江西省廣信府貴溪縣龍虎山と被存候。

八十三、此城下體の所は、江西省南昌府の城下にて、城の様に相見候處は右南昌府の城と被存候。

八十四、此上陸致し候儀は一省の役所にて、南昌府へ屆として上陸致し候儀と被存候。

八十五、此大河は江西省の内鄱陽湖と被存候。

八十六、此川は鄱陽湖の川上と被存候へども、小名は存不申候。

八十七、此横山と申所は江西•浙江兩省の境を通り口を過山と申、繼場體の處は前段申上候驛站と被存候。

八十八、此セウザンと申所は、浙江省嚴州府常山縣にて、繼場體の處は驛站と唱へ候人馬繼所とも被存候。

八十九、此下役體の唐人は常山縣役所より指出候小差と存候。

九　十、此役所體の處は常山縣の役所にて、重立候役人は知縣、下役體の者は典史等と被存候。

九十一、此品々名目爲認候儀存不申候。

九十二、此川は常山縣の川にて、小名は存不申候。船は此所より被指出候通ひ船と被存候。

九十三、此役人體と相見候者并下役體の者、常山縣役所より指出し候皂隷小差と被存候。

九十四、此大河は浙江省金華府近邊の河にて、船は前段申上候大河通行の役船と被存候。

九十五、此錢塘と申所は、浙江省杭州府錢塘縣と被存候。

九十六、此小形の河船は役船にて、枝川は錢塘の枝川と奉存候。

九十七、此上陸致し候所は錢塘の内と被存候。　九十八、此山は錢塘近邊の山に被存候。寺并佛像存不申候。
九十九、此川は錢塘より乍浦へ往來の河にて、川船は役船と被存候。
百、此乍浦と申所は、浙江省嘉興府平湖縣の内にて、日本通商其外諸國へ渡海の津口に御座候。川は此邊の枝川に御座候。
百一、此役人體は皂隷下役體の者は小差、通事唐人は王氏十二家荷主方へ罷在、日本渡海仕候者にて、日本詞聞馴候者共に御座候。
百二、此人別改候譯は、右漂流人引請に付相改候儀に御座候。
百三、此役所體の所は、十二家荷主楊嗣亭出店にて、局裡と唱へ候所に御座候。
百四、此下役體の唐人は、前段申上候小差にて御座候。
百五、此二階下に罷在候唐人は、右局裡に居候者にて、下人體の唐人は同所召仕の者に御座候。
百六、此名前は多金と申唐音、トウキンに御座候。此者病氣に付當節連渡不申候。
百七、此品々與候譯は、難民を憐の荷主より相與候儀に御座候。
百八、此日々代り合罷越候通事唐人は荷主方へ罷在、日本渡海仕日本詞聞馴候者共に御座候。
百九、此別に有之候家は、局裡に有之候客館にて、役人體の唐人は、荷主王宇安。楊嗣亭其外私共仲間共にて、品々指出候譯は、無程日本渡海の船より護送いたし候に付、荷主より爲暇乞差出候儀に御座候。

王氏船主　汪執耘

辰正月

十二家船主　周藹亭

右漂流人申口の内、御付紙箇々唐人方相糺申候處、書面の通申出候に付、和解指出申候。已上。

穎川仁十郎
平野繁十郎
穎川源三郎

六、漂流人口上聞書

（イ）バタン国の言語

一、正月を、エネロと云。　一、二月を、ホイフレンロと云。　一、三月を、マルクトと云。
一、四月を、アフレルと云。　一、五月を、マヨと云。　一、六月を、ホウニウと云。
一、七月を、ソウリウと云。　一、八月を、アコスドと云。　一、九月を、セテエンブレと云。
一、十月を、ヲクトフレと云。　一、十一月を、ノビエンブレと云。　一、十二月を、リシエンブレと云。
一、一年の事を、ウナニウと云。

數之事

一、一つを、ウナと云。　一、二つを、ドウスと云。　一、三つを、テヽエストと云。
一、四つを、コアツロと云。　一、五つを、シンクと云。　一、六つを、サイスと云。
一、七つを、セイテと云。　一、八つを、ヲウヲウと云。　一、九つを、ノイベと云。
一、十　を、クエスと云。　一、十一を、ヲンセイと云。　一、十二を、トウセイと云。
一、十三を、テレエセイと云。　一、十四を、カトリセイと云。　一、十五を、キンセイと云。
一、十六を、リシサイスと云。　一、十七を、リシセイテと云。　一、十八を、リシヲヽナウと云。
一、十九を、リシノイペと云。　一、二十を、ハインテイと云。　一、二十を、ハインテイと云。
此パインテイを二十と心得、二十一は元の一へ戻候。故にパインテイノウナと云、二十二をパインテイノドウスと云、二十九迄を右の順を考知るべし。
一、三十を、テレンタと云。　一、四十を、コワレンタと云。　一、五十を、シンコエンタと云。
一、六十を、サイスエンタと云。　一、七十を、セテンタと云。　一、八十を、ヲウチエンタと云。
一、九十を、ノイペエンタと云。　一、百　を、セントと云。　一、二百を、トウスセントと云。
一、三百を、テレスロントと云。　一、四百を、コアツロセントと云。　一、五百を、シンコセントと云。
一、六百を、サイスセントと云。　一、七百を、セイテイントと云。　一、八百を、ヲウチウセントと云。

一、九百を、ノイペセントウと云。
一、二千を、ドウスミルと云。
一、五千を、シンクミルと云。
一、八千を、ヲウチウミルと云。
一、日天子を、アウヲと云。
一、雲を、テン／＼と云。
一、晝を、トマヤロと云。
一、山を、タコイと云。
一、土を、タナと云。
一、海を、タウと云。
一、小船を、タハヤと云。
一、帆柱を、アナヤサンと云。
一、碇を、サジと云。
一、手縄を、ヒロンラウと云。
一、艫を、モデと云。
一、船頭を、ヤツペイタンと云。
一、舳仕を、ゴロデアンと云。
一、満汐を、ブロタルと云。
一、父を、アマと云。
一、祖母を、アツホモバイヌと云。
一、子供を、マカナコと云。

一、千を、ミルと云。
一、三千を、テレヱスミルと云。
一、六千を、サイスミルと云。
一、九千を、ノイペミルと云。
一、月天子を、ボハンと云。
一、風を、サヲ／＼と云。
一、夜を、スミデゾと云。
一、畑を、タケイと云。
一、取梶を、ヲルサと云。
一、浪を、タボンと云。
一、艀を、ペンと云。
一、綱を、カブレと云。
一、身縄を、ブウと云。
一、雨帆を、アルセヤと云。
一、舳を、ムロンと云。
一、梶取を、ヒロトと云。
一、水主を、マタロスと云。
一、干汐を、モヨクと云。
一、母を、イナと云。
一、兄弟を、シリホヌと云。
一、男を、マハカイと云。

一、千五百を、ミルシンコセントウと云。
一、四千を、コアツロミルと云。
一、七千を、セイテイミルと云。
一、一萬を、リヱスミルと云。
一、星を、ビトヘンと云。
一、雨を、テモイと云。
一、地震を、ニネと云。
一、石を、ハトウと云。
一、おも梶を、アンダラと云。
一、大船を、アパンと云。
一、梶を、アゴウサンと云。
一、帆を、ビダラと云。
一、くゝりを、ヨハランと云。
一、擢を、アパと云。
一、洞の間を、ウレテと云。
一、賄を、ヘゴントウと云。
一、柱へ登る役を、マルネイロと云。
一、走る事を、マヤヨウと云。
一、祖父を、アツホと云。
一、孫を、イナネウと云。
一、女を、モバコイスと云。

一、女房を、カコボツと云。
一、目を、マタと云。
一、口を、ペニと云。
一、手を、タチヤイと云。
一、乳を、ヌリと云。
一、足を、コニロと云。
一、きん玉を、カメナウと云。

一、髪を、ホコと云。
一、鼻を、モモダニと云。
一、舌を、ヒバと云。
一、指を、カミマイと云。
一、股を、ボテと云。
一、ちんぼを、ボトと云。
一、髭を、ヤメと云。

一、眉毛を、チヤライと云。
一、耳を、タテニヤと云。
一、背を、イペリと云。
一、爪を、コミと云。
一、臍を、ホセルと云。
一、おめこを、ヲペツチヤウと云。
一、色事するを、マナマと云。

衣服

一、単物を、ライ〳〵と云。
一、ゆもじを、ユマウと云。
一、頭巾を、ペレテと云。
一、片眼を、マソタと云。
一、見る事を、シハコノと云。
一、病人を、マデメと云。
一、悪事を、マテホイと云。
一、腰かける事を、トビミナと云。
一、小便を、マトガと云。
一、傘を、ハヨミと云。
一、火を、アツポイと云。
一、鹽を、アセンと云。
一、[illegible]を、ビナラヤンと云。

一、ぼつちを、ボタルガと云。
一、手ゆぐひを、ハアニウと云。
一、いざりを、バレレヅと云。
一、眼くらを、マカイチヤウと云。
一、走る事を、マカリウと云。
一、泣事を、トマニスと云。
一、立事を、トムナカと云。
一、膝を組事を、シサ・ベタリと云。
一、大便を、カタチと云。
一、洗事を、バシヤ〳〵と云。
一、水を、カノムと云。
一、米を、パライと云。
一、盃を、マトコンと云。

一、ふんどしを、サコウと云。
一、脊を、トカツソと云。
一、ちんばを、マペタイと云。
一、寝る事を、メツチヤウと云。
一、死る事を、ナテコンと云。
一、悦事を、マツビヤと云。
一、居る事を、トモグルと云。
一、匂ふ事を、マホヨクと云。
一、笠を、タパホスと云。
一、足袋を、トカホと云。
一、汐を、タウと云。
一、酒を、バレコと云。
一、鉢を、バハガと云。

一、牛を、シビンと云。
一、猫を、アサと云。
一、やぎうを、カテンと云。
一、とかげを、ゴゴと云。
一、蚊を、タベヽと云。
一、暑を、マコハチと云。
一、棕櫚を、フハヤスと云。
一、しよふがを、アナカと云。
一、黒砂糖を、ヲナスと云。
一、綿を、タゼンと云。
一、さつま芋を、リカイと云。
一、瓶を、ラノムニと云。
一、はさみを、コロチブと云。
一、しゝみを、トマと云。
一、金を、ブハワニと云。
一、鐵砲を、バルトンと云。
一、弓を、バナと云。
一、矢立を、テンテイロと云。
一、突事を、マモノと云。
一、珠數を、シヤリと云。
一、腕角力を、メラニと云。

一、茶碗を、バナイと云。
一、牛を、バカと云。
一、ぶたを、ハゴと云。
一、百足を、レホアンと云。
一、蠅を、ハカウと云。
一、寒を、マルクモハと云。
一、夜を、タベイと云。
一、唐がらしを、センと云。
一、豇豆を、リツバヲと云。
一、糸を、シノネルと云。
一、里芋を、ソテと云。
一、櫛を、ソロクと云。
一、針を、シラヨムと云。
一、錢を、カラモと云。
一、鐵を、バハアンと云。
一、大筒を、カニヨルと云。
一、力を、日本の通。
一、石灰を、アメルと云。
一、軍を、ミテマンと云。
一、日の出を、ルマラと云。
一、角力を、コバンと云。

一、犬を、チトと云。
一、馬を、カハヨウと云。
一、大地（蛇り）を、ボダイと云。
一、蟻を、バハヲと云。
一、鶏を、マノコと云。
一、芭蕉を、アバカと云。
一、家を、バハイと云。
一、煙草を、バコと云。
一、なんばきびを、マイスと云。
一、つぐいもを、トウカイと云。
一、きよろくを、サキレと云。
一、剃刀を、ナバハと云。
一、庖丁を、イツバカネと云。
一、銀を、ボラと云。
一、しんちうを、スワラと云。
一、鉛を、カヤンと云。
一、一枚を、チイラスと云。
一、人をたゝく事を、マベセと云。
一、拜事を、マカニウと云。
一、日の入を、ミサリサと云。
一、酒酔を、ナホウと云。

一、歩行を、マヤンと云。
一、三味線を、イタラと云。
一、釣鐘を、テン／＼と云。
一、能い事を、マツレヨと云。
一、紙　を、ハペルと云。
一、にんにくを、アコスと云。
一、人間を、マチヤラと云。
一、蠟燭を、カンテイロと云。
一、満腹を、マプリイと云。
一、歌　を、タジと云。
一、くさい事を、コボヨワと云。
一、雨降て道悪き事を、ゴタと云。
一、火事を、ナコイと云。
一、杵　を、アホリと云。
一、博奕を、ソガアロと云。
一、手錠を、カデニヤと云。
一、赤い物を、コヨルと云。
一、黄い物を、ニハマと云。

一、草　を、タモコウと云。
一、笛　を、カロハンと云。
一、挨拶を、アリヨウスと云。
一、笑事を、マヤと云。
一、書事を、トウラスと云。
一、ちさを、ニテウカケと云。
一、角なものを、メシヤランと云。
一、茄子を、マフサと云。
一、喰事を、コマンと云。
一、蟷螂を、ヤバカと云。
一、人に物を遣る事を、チヤケイモと云。
一、喧嘩を、タバコンニヤと云。
一、酢　を、シウムと云。
一、欠びを、ヲモワブと云。
一、科人を、マモと云。
一、牢入を、カラソホと云。
一、黒い物を、テンタと云。
一、青い物を、ネハタと云。

一、胡弓を、アラペルと云。
一、太鼓を、タテンと云。
一、味ひ事を、マステブと云。
一、竹　を、カハヤンと云。
一、だい／＼を、ハラテノと云。
一、燕　を、イハツネと云。
一、丸き物を、バセレイと云。
一、空腹を、マツテチンと云。
一、踊りを、トマアダと云。
一、鳩　を、ボロマと云。
一、囃事を、ビウコナと云。
一、白鷺を、ウコワカと云。
一、立臼を、ホソと云。
一、将棊を、タマシと云。
一、盗人を、マナカヲと云。
一、わけぎを、ホリヤヌと云。
一、白い物を、アモルと云。
一、升　を、ガンタと云。

（ロ）バタン國

一、大將ハセニヨルと云、此者イスハンヤより出張、都て此國の人は日本人より長ケ高く、肉太なる方、髪は二三寸計りに切、衣服はラシヤ縫くゝみ、胸ぼたんはせ、筒袖裾腰迄、帯無之、腰より下もぱつちの如き物を衣服の上よ

りはき居申、色合は品々、皮沓を足首まではき。

一、女人頭に櫛三枚さし、髪はすき髪にして巻付、さらさ風呂敷をかむり、衣類は絹筒袖、裾に丸き袴の如き物をはき、色合は品々有、はき物は日本の雪踏の如き巾せまく、爪先に皮沓是は侍分男女共。

一、百姓町人男女とも、下帯湯巻計り也。

一、家作りは大將・侍分は石又は土にて厚三四尺計に練立、屋根はかやぶき床張也。役人身分によりきよくろく數々有之、在家はかやぶき、壁にもはせをかき付、口入の口一ケ所又は二ケ所あるも有之、床は板張也。

一、食物は大將・侍分米・獸の類、其外魚・鳥・長虫等也。在町は芋・獸・魚の類也、米は末々には無之。

一、土地は山多稲作なし。畑計。水は山谷を流れ出るを呑、井戸・池抔はなし。牛馬は山に追放し、入用の節連來る。

一、草木日本と替る事なし。見馴ざる木所々に有、中に高さ一丈四五尺の唐がらしの木有。

一、水牛と申大牛の如きもの數多居申し、兼々材木或は俵數などひかせ、重も陸に住居りいたし、折節は川へも這入候趣。

一、作仕方は此國には鋤鍬なし。杭にて地をやわらげ、芋又は砂糖きびの類を作る。

一、大將居申所へ參り見及候處、神前に長さ一尺五六寸計有之男雛の様成木像を磔に致し有之、然る處大人は素より小兒に至る迄、じゆず首につけ、右木像專一信心いたし候趣、呂宋國も同様の事に候。

一、禮儀は首をうなづき、手をあげ、アリヨウスと申也。

一、寺院無國には見へず。死人有之節は自分に勤葬禮の後にては、ぶた・やぎうの類を殺し、村中寄て酒を呑様子、此所醫者は無之と相見、甚あしき國也。

一、此國寅十二月二十三日夜出火にて家三軒燒失す。火事をナマヌと云。此所衣類無之、裸にて瓢箪を以て水を汲持參り火を防ぐ。六七升も入瓢箪也。是を各脊負持はこぶ。

一、山畑通道に長さ五尺六七寸、胴廻り一尺二三寸計り有とかけ居申し、牙一寸餘り喰出し、手足の所一寸四五分、

色は土いろ所々に金色あり。

一、大はみ長さ一丈五六尺、廻り三尺計り見候。綱引にて生ながら繋ぎ、大將のやしきへ指出、大將侍分是を賞する由申候。段々給候樣申候へども、手を振り相斷言、料理致し候を見物致居申候處、槙割木投付候に付、清州儀々介右割木取り、先方の處を打擲致し候所、酒呑居申候間、了簡致し候樣斷申候。

（八）ルスン國

一、卯正月六日バタン國を出帆、ルスン國へ行、海上左右に山見ぬ所多し。水切候時は山を求、瓢簞を持行、水を詰持歸る。また鹽切候時は海邊の石に汐付かたまり、しつくいの如くなるを取歸る也。

一、此國の山には木多生茂り、何とも名の知れぬ木多、凡海上四百里餘りと覺候、同十九日にルスン國へ着。同二十一日に上岸唐人屋敷へ連行、大藏一ケ所明、此所へ住居候て、百二十日逗留す。

一、此國の人バタン國同樣。しかし口髭生下りの下横にて留る。鼻より下には毛なし。大將・侍分は車に乘、馬二匹に牽せ、馬遣ひは一人也。

一、食物はバタヽと違、米澤山也。上米一升に付日本の錢にて二十八文位、下二十一文位。獸の類・魚・鳥・青物、都て諸物自由也、暮しよき國と相見申候。

一、家作壁は土石にてねり上、厚二三尺計、屋根は瓦、いろは伊部燒の如し。床は板張、惣二階窓數々あり。

一、城は平城也。惣しつくい、瓦ぶき。郭内土、晝夜番人廻り、城下は凡二り計り間平地と相見へ、町家は瓦葺、在家はかやぶき也。鳥獸の類はバタンに替る事なし。此國暑き國也。正月に瓜・西瓜其外夏物青物等多、此時の季候、日本の六月の如し。四月に相成候時、日本の八月の氣候、年中此時節より冷る事無之よし。死等は近在より取に來候樣子、作道具は見へ不申候。禮儀はバタン國の通。

一、寺院は一ケ所見請、堂瓦葺、寺門日本の通、釣鐘あり、佛の樣子不知。月々四五度づゝ、男女子供迄の姿を木像にて仕立、名の知れぬ美事なる衣裝を着せ、輿に乘せ、劍又は鑓作り花數々爲持、笛・大鼓・鉦・ギヤマン・燈籠多く、燈

し、いづれも足を揃、行列にて進る。何とも相分不申候。

一、此國の町人七八分程は唐人と相見へ、商賣店・指物・革細工もの・ギヤマン類・鍛冶屋・大工、何れ唐人體也。

一、屋敷の内に、高さ一丈計有之綿の木、及見申候。

（ニ） 唐國澳門（からくにまかを）

一、同五月三日、ルスン國を出帆マカヲへ着岸す。凡海上五百里餘りと覺候。同十一日、此所へ上岸し候。役人と覺しき者、長百間餘りに横三十間計りの屋敷の内に、二十間に三十間計りの大家あり、其家敷に長三十間に横二十間計りの庭あり、樹木は日本の木も有、又名の知ぬ木も數々有、又土にて六尺計りの人形を燒物の如くに仕立、植木の間又は堺限に立置、何の譯けをも相知れ不申候。また大きなる井戸有、屋敷惣廻り土藏多し。此うち一ヶ所侍分住居せり。米・ぶた・魚・鳥等多所持せり。大家へ折々大將參り候節居住す。日本にて申候へば御茶屋の如し。

一、此所土地は唐國にて、大將はルスンの人也。諸事唐人と申合計ふ樣子に相見申候。城郭家作、ルスン同樣也。男女共替事なし。

一、土地は山平地共あり。山は松の木諸所々に有。草生茂り、平地は畑。此所近國の船多居。

一、クロス男髮縮、誠にほくちを付たる如く、額に一の字又は山形等の燒印有。

一、町外れに觀音堂有。不殘買石にて仕立、此前に高さ四尺計の石に、南無阿彌陀佛をほり付有、此邊に寺地は見へず。

一、此所の男女末々衣類は大方日本の通りのぢばん樣の物を着、足にははつちをはき、髮は引曲にて櫛をさし、耳のたぶにはかねの輪を下げ、サラサの手拭をかむり、渡守などして暮すと相見へ申候。

（ホ） 廣東國（かんとん）

一、同六月二十九日マカヲより川船にて廣東へ行、川の左右に田多稻刈所もあり、稻を植る所もあり、畑作物は

砂糖きび・粟・芋、其外青物等也。同七月朔日、カヤマと申所へ着、此所町並にて賑しき所也。夫より船に乗替り、同日八つ時過に同所出船、左右に山遥々と見、同三日カントンへ着。同日四つ半時上岸。是より町並直に役所へ連行、役人引渡相濟、屋敷の内二間に三間の二階付へ入、此所に居住す。此屋敷の内に堂有、内には六尺餘りの大將の木像安置す。左右に六尺計の立木像、手に劍・長刀を持、足には沓をはき、前には大なるつくゑに花生・香爐、いづれも金なり。後口の堂には國主のすがたを書、此前にも香爐有。二階に若大將の木像有、是も同様の品有、盆にはギヤマン燈籠を燈し、堂中左右に掛物多くかけ、未來の事を書付集め、人々に見せ、十三日より十五日迄僧十人計集り、經をよみ、衣は麻または貝木綿、門前へは毎日賣物の市を立、男女夥しく群集せり。

一、同八月二十日十四人の者、此所より川船二艘に乘組、役人上下七人附添、内二人日本人の賄方。川端に高山有、麓大なる穴有。深さ四五間計りもあり。奥に觀音の堂有之由唐人申。左右に田畑多あり。シコン・桑の木多し。此邊川魚澤山也。また所々に水車多く、米など搗樣子。挽粉屋には、石臼を三尺計の小き馬にひかせ、此馬耳格別大きなり。また竹にて筏を組、鵜を多く乘せ、魚を取らせ、また網にて取所も有之候。

一、川端に蜜柑の木・蠟木多し。松杉の類も有之候。

一、唐人口髭は四十五歳より生ず。

一、同十月二十一日、浙江國乍市へ着。同十一月二十三日、十四人の内七人乘船、殘七人、同二十六日乘船、一番船同二十四日出帆、同十三日暮頃長崎へ着岸、同十四日同所御役所へ出候。二番船十一月二十七日出帆、十二月十六日長崎へ着岸。同日御役所出候。

一、カントンよりサホヲへ渡候節、高き山相見へ、此には虎龍など多く居申候旨、水主相咄申候。

一、カントンの内マカヲにて、長さ二尺五六寸計り有之半切紙に文字書御座候を、大將より我々へ相渡、日本へ歸候節、國主へ出候樣申聞與申候へども、長崎御役所へ御取上に相成申候。随て此一條相察候處、前年漂流人多く、國々より御會釋有之分カントンへ納、マカヲへ送り不申故、御疑念を晴し度考にては有御座間敷や。

七、漂流人持戾幷貰物之品改帳

松平伊豫守家來

法花宗 宇治甚介 辰三十八歲。

右同人家來

同宗 片山榮藏 辰四十八歲。

右同人領分

眞言宗 備前國邑久郡尻海村 神力丸水主 石兵衛 辰四十一歲。

同宗 同所 同 仁三郎 辰三十三歲。

同宗 彌右衛門 辰五十三歲。

同宗 彌吉 辰三十六歲。

同宗 榮吉 辰三十二歲。

同宗 千代松 辰二十九歲。

同宗 同國兒島郡田井村 同 才治郎 辰四十歲。

法花宗 同國御野郡福島村 同 利八 辰二十七歲。

松平讚岐守領分

眞言宗 讚岐國寒川郡津田北山平畑村 同 勝之助 辰二十五歲。

松平勝吉領分

同宗 備後國御調郡因の島掠の浦 同 伊勢次郎 辰三十七歲。

松平加賀守領分

一向宗 能登國羽咋郡チクハマ村 同 清兵衛 辰二十七歲。

右十四人之者共此度持戾候品々覺。

一、往來切手 一通。　一、守 三十三。　一、紙札守 三十八枚。　一、題目掛物 一幅。

一、妙見掛物 一幅。　一、鬼子母神懸物 一幅。　一、三十番神畫像 一枚。　一、觀音畫像 五枚。

一、象頭山板札 七枚。　一、瑜伽山板札 一枚。　一、青峯山板札 三枚。　一、備前岡山領銀札 四枚。

一、讃岐 一枚。　一、二朱判 三十六。　一、一朱金 一。　一、錢百

一、鉛錢 一。　一、帳面 二册。　一、木綿袷羽織 二。　一、同蒲團 一。

一、同綿入　一。　一、同袷　九。　一、同單物　十二。　一、同肌着　三。
一、同明着　一。　一、同帯　一、同風呂敷　八。　一、同脚半　七。
一、同胸當　四。　一、同袋　六。　一、同股引　三足。　一、同切れ　四掴。
一、同打紐　二筋。　一、同錢袋　三。　一、絹錢袋　五。　一、同打紐　一筋。
一、同帯　一筋。　一、同帯地　一。　一、同切れ　一。　一、細帯　二筋。
一、同切れ　一。　一、へるぺとわん帯　三筋。　一、帛紗　一。　一、肩衣　一。
一、扶綿　四。　一、絹切れ　一。　一、紋巴切れ　一。　一、手拭　四。
一、細袋　三。　一、草鞋懸　一足。　一、手貫　一。　一、紙入　三つ。
一、揚枝差　一。　一、足袋　六足。　一、きせる　一本。　一、たばこ　一。
一、きせる差　一。　一、たばこ入金具　一揃。　一、細引　一筋。　一、巾着　一。
一、珠數　五連。　一、印形　二。　一、葉　一包。　一、眞鍮ぼたん　二。
一、貝根付　一。　一、角根付　一。　一、木根付　一。　一、練物緒〆　一。
一、箸　二膳。　一、火打　一。　一、反古　四捆。

十四人之者共バタン國・呂宋國・唐國におゐて貰物品々之覺。

一、たばこ　一包。（不錢給申候〆（朱書）　一、あんぺら袋　一。

右はバタン國の内、サルトリメンユにおゐて、頭役の者より、一同貰申候。

一、小形銀錢。（此銀錢追々引替候所、一つに付七文に相成、惣錢員數不覺、たばこ等調給遣捨、相殘候錢無御座候）（朱書）

右は呂宋國にて蒋割候加勢いたし候様、役人體の唐人申聞候に付、割遣候處、右唐人より一つ二つ宛、追々貰申候。尤員數は覺不申候。

一、銀錢、十四。（内一つ錢に引替候處、九百三十文に相成候を、食物調給遣捨申候。尤残錢御還改に相成候所）（以下書殘しは不知〆（朱書）

一、布股引、十四足。(內四足破捨、殘十足持戻申候。)

右は同所役人體の唐人より一同貰申候。

一、銀錢、五十六。(此銀錢追々錢に引替候所、一つに付九百文、又は九百三十文、九百五十六十文程に相成、凡惣高五十二貫文餘と覺、蚊帳を調遣捨、相殘候錢無御座候。尤右蚊帳は破捨申候。)(朱書)

右は於唐國マカヲ、呂宋國役人・唐國役人立合の上、一同貰申候。

一、木綿蒲團　十四。　一、同筒袖綿入　十四。(內十着破捨、殘り四つ持戻り申候。)(朱書)

右は於唐國、廣東役人體の唐人より、一同貰申候。

一、木綿蒲團　十四。　一、同綿入　十四。　一、帽子　十四。

右は於唐國乍浦、私共へ附添候唐人より一同貰申候。

一、銅錢	一、唐錢	一、木綿綿入　七。	一、同袷　三。
一、同單物　二。	一、同肌着　六。	一、同胴着　五。	一、同帶　二筋。
一、同胸當　一。	一、同股引　三足。	一、風呂敷　六。	一、同袋　一。
一、同切れ　一捆。	一、同紐　三筋。	一、絹股引　一足。	一、同錢袋　一。
一、帷子　一。	一、布帶　一筋。	一、同肌着　一。	一、麻風呂敷　十四。
一、羅紗切れ　二。	一、繻子襟　五懸。	一、手拭　四。	一、手貫　三。
一、足袋　五足。	一、沓　四足。	一、下駄　一足。	一、棕櫚敷物　七枚。
一、蓆　二十枚。	一、巾着　一。	一、細袋　十二。	一、芭蕉糸　一把と少。
一、枕　二。	一、紙　一束と少。	一、暦　一册。	一、罐
一、たばこ　六包と少。	一、たばこ入　六。	一、きせる　六本。	一、きせる差　二。
一、きせる呑口　二。	一、櫛　十二枚。	一、鋏　二挺。	一、砥　四挺。
一、剃刀　四挺。	一、茶碗　一。	一、猪口　二。	一、壺　一。

一、硯　一面。
一、眞鍮ぼたん　三十三。
一、珠數　七連。
一、茶釜　一個。
一、裁尺　一本。
一、くるみ　二。
一、硝子破れ　二。
一、觀音畫像　二枚。

一、墨　十六挺。
一、平安散　一瓶。
一、はあか　五本。
一、針　七本。
一、箸　七膳。
一、膏藥　一本。
一、絲　少。
一、紺青摺畫　十六枚。

一、筆　二十本。
一、笠　三蓋。
一、練物瓶　一。
一、釣針　三本。
一、練物根付　三組鎖りとも。
一、白砂糖　一包と少。
一、硝子鏡　一面。
一、船の繪　五枚。

一、扇子　四本。
一、椰子　十八。
一、菓子　七包。
一、箱　三つ。
一、目薬　少。
一、燒物瓶　一。
一、毛拔　一本。
一、書付　五通。

右はバタン國・呂宋國・唐國、所々において、私共を見物に參候者共より追々貰申候。

右書面之通、御改請候所、相違無御座候。右品々被遣御取上、追て可被及沙汰旨被仰渡奉畏候。以上。

天保三年辰月　日　　宇治甚助

八、巴旦(はたん)・呂宋・唐國樣子書追加

一、漂流中梶折候付、檣(ほばしら)を立居申候ては難相凌候故、檣斬捨候。委細の次第は水主手々に鉞を以、檣の四方より一尺計づゝ切込候處、面梶の海に仆込申候。此時檣の端、面梶の垣に中り少々損じ申候。

一、梶折、帆柱を斬候ては、横浪を請、船可覆候故、逆船に致、艫に梶柄を建て檣の代りに致、吹裂候帆を相應に切、八端計の小き帆を拵、之を卷、舳には碇四挺、長さ七十五尋の綱を有合伸して牽かせ、梶の代りに致し申候。但風弱き日は碇二挺牽かせ申候。

一、紀州汐の岬を放れ、四五日目より、未見及不申鳥二羽不圖東北の方より來り、帆柱の高さ位に船の上を二三度翔び申候。水上は小き塵も不流大海に御座候に、偶此鳥の參候儀、船中一同不思儀と存、其鳥に向、神使ならば御知らせ可被有由申候へば、三聲鳴、又東北へ歸申候。巴旦國ボコス島へ流着の日、毎日一度東北の方より來、船の上を二度舞ひ、又東北へ歸申候。但風強き日は早朝に來り或は二度も參り申候。右の通神の御告と存、御鬮を入

候處、住吉宮と申御圍揚り申候。此鳥、かたちは鳶の大きさにて、惣體の色は白く、翼の下に少し黒毛御座候て頭には長き逆毛有之、觜は文鳥の觜の如く赤く鵆の如く尖り曲り、目は甚するどく、尾は劔先の樣に相見へ申候。

一、漂流中大さ三四尺或は八九尺計なる鱶五六本、始終船に慕ひ參申候。

一、漂流中水主の者、釘を曲げてシイラと申魚を數々釣喰候處、沖船頭五兵衞、我等存命も難計、殺生を樂候事不可有之、大に叱り候故、船に付參候鱶に投與申候。此魚、形ち・大さ共鰤に似て、身少し平に御座候。春は讃州小豆島にて多く取れ申候。

一、巴旦國近寄、鵜に似たる鵜より少し大きなる鳥一羽來り、艄先に暫時止り申候。

一、同國近寄、一向四方に山も見へ不申候へども、藻葉一枚流れ來候故、地方近く相成候やと、一同大に欽び申候所又々短き竹一本流れ來候ゆへ、尚亦悦び申候。

一、同國の內、ボコス島よりサフタンと申所へ渡候洋中にて、大き成海獸浮候へども、早速沈み候故、委細は見へ不申候へども、大牛の如くにて虎の樣の毛文御座候て、尾太く長く御座候樣子に、粗相見へ申候。

一、同國家軒の高さ三寸五六寸、出入口高さ三尺計、幅二尺計にて御座候。

一、同國水牛多く畜ひ居申候。不用の節は耳に家々の標付置、河へ放し置、入用の節は亦牽來り用ひ申候。此牛大さ日本の雄牛位にて、角長く有之候。

一、同國燧石・燧金無御座候。木を以木の上へ當て、錐をもむ如くもみ候へば火出候を、藁或は枯草に付取申候。又此國の人、焰さしの薪を口にて吹候へばもへ出申候。尤漂流人等吹候ても、一向にもへ出不申候。

一、同國にて讃州勝之介角力三番取、始一番負申候。但一旦は勝候へども先方起上り不意に來り候故、負に相成申候故、尻海村榮吉薩摩通致し、琉球人の角力の手相覺居申候に付、勝之介に其候處、皆申聞夫より後の二番は其手合を察し候故、投付直にねぢ付居申候所、斷申候。

一、同國の內サフタンにて、柳の木に似候目通八寸廻り程の木の皮を取、橫手槌にて叩き伸し候へば、繻絆程の長幅に成候故、是を着用いたし申候。

一、同國にて大將と思しき者の家に止宿仕候節、下女と思しき者、食物の甘藷を二つに割、中に蕃椒を入、戯に出し

候を、日本人喰候て皆に參候處、下女は婦人の仕置と見へ、葛の杖にてしたゝか叩き、最早如件致仕置候間、致堪忍呉候樣、大將の妻女より斷申候。

一、同國椰子の木（棕櫚の木に似たる木にて、）此木の實にて油を取、燈し油に仕候。其外物の煮焚等に遣申候。

一、同國食事いたし候に箸無御座候。格分宜き者はさじにて給、下々の者は手掴みにて喰申候。

一、同國加藤清正の畫像を祭り居申候。

一、同國の內サルトリメンゴにて、上乘宇治甚助・水主加州清兵衛共兩人、同國大將アルカルデマヨウレ申年齡五十計の者と腕仆し其外指角力等度々致候へども、兩人とも負申候。右大將は大男にて、其外力強く、決て負不申候。

一、同國にて福島村利八に上乘榮藏、月代剃囉居申候を同國大工職の者及見、剃呉候樣賴候付、則利八剃遣候處、妻女に天窓を見せ、如此致し呉候と大に欽候體に御座候。

一、呂宋國にて加州の清兵衛角力三番取、一番負後二番は勝申候。尤始一番も一旦は勝候へども、其後來り不意に拳申候故負に相成候。後一番は巴旦國同樣に取向勝申候。清兵衛年二十七、呂宋人歲三十八餘。

但巴旦國・呂宋國・唐國とも日本人より力弱く、角力下手成者多く御座候。

一、同國海鼠を背割にいたし蘇木を以張乾居申候。大さ五六寸御座候。

一、同國にて、大なる猫を杭を打繫居申候。胴細く、尾共長く、足短く、イタチの形に似寄候。大さは中大位にて、山猫と申物にも可有御座候哉。

一、同國米一升、日本の八合位に御座候。

一、同國硝子或は平なる白き貝にて障子を張居申候。唐國にては日本の紙にて張居申候。

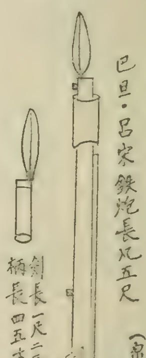
一、同國へイシハニヤ・カヽヤン兩國より五百人つゝ、當國より五百人、都合千五百人にて所々惣門又は橋詰、或は海邊所々に、五人又は十人程にて鐵砲を持番致居候。異國防禦の備に相見へ、甚堅固の樣子に御座候。

巴旦國・呂宋國共イシパンヤ支配にて、モウルと申國より襲來候樣子ゆへ、右手當てと相見へ申候。

一、同國にて足輕と思しき者、鐵砲幷劍術の致稽古候を見申候所、五人又は四人を一組として幾組も出、一同に

鐵砲を搏、又は一同に劍を遣申候。其業の仕様は鐵砲を持、劍二本、幅二三寸位の革紐にて、右の肩より左の脇へ下げ居申候。胴亂を左の肩より右へ同様の革紐にて下げ、右の内に玉藥を早合の如く一發づゝ分け、紙袋に入有之、先鐵砲を持揚、口藥は胴藥を其儘にて、右紙袋を取出し、鳥渡口にて喰裂、玉藥より前にさし、扨玉藥一度に込置、一本の劍を抜、其鐵砲の先へ指置て玉を持出して亦劍を遣ひ、鞘へ納申候。各手練仕甚迅速に御座候。若業遲き者有之時は、頭役體の者、篙の杖にて叩き申候。

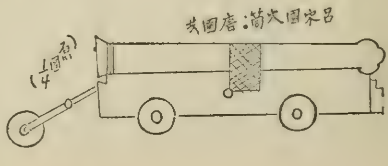
右劍鐵砲へ着様は、直に指、横へ捻候へば、向日當にて留る。火挾は火打石を火蓋前より向へ立、直に火打金に用、其打火にて搏出し、火繩は用ひ不申候。



一、同國にてべつかう龜見及申候處、凡二尺計も御座候て、甲に鱗有之、長五六寸幅三四寸も有之。是を取候て唐人へ賣申候。

一、同國蠟燭は長き事、日本の五挺役にて、曲ればまがり、直せば直り申候。

一、同國長官の人車に乘候に二疋の馬にひかせ、馬は二疋相繼ぎ、一馬は無手綱、一馬に馬遣ひ乘候て歩ませ、一馬の進退にて無手綱、馬も遲速進退得自由申候。馬は馬面の様の物にて左右を不見様に致居申候。主人は車の裡に腰かけ居申候。但、時に寄、夫婦相乘致し居申事も有之。



一、同國にて、兒島郡田井村財次郎停食にて醫を求候處、藥店にて調候様申し候故、唐人屋敷へ參り唐人に尋候處、奇應丸と書付呉候に付、此藥相調候へども快復不仕、片山榮藏致立腹、如此醫者なき國には不居申、早く次の國へ送り呉候様申候處、大風呂敷にて病人を包、醫者の宅へ連參候處、典藥醫の家と覺しく、大家に一宇其家へ渡候切にて、先方より介抱人を付候。扨其療治の致し方は、腹に芥子の如き物を付、布にて卷、腕に致鍼治候。其後四五日を經て突鐵炮（すぽいと）にて煎藥を以て致灌腸、通氣付次第に及全快申候。此病氣は鶴亂にて最早九死に相及申候處、此療治にて七八日にて快氣仕候。尤右スポイト一名にキリステント共申候。

但此醫者へ病人五六十人も參居申候。銘々一疊臺の様成物の上に臥せ申候。此以下は城廓の内にて御座候。城門をば病人を

見廻に參候樣躰にて、折々見廻に罷越候。

一、同國は甚南國にて、北極星の出地尤早く御座候。漂流人共止宿仕候屋敷方三十間計御座候。南の界の長屋より腰掛に居申候。星及見候處、北の界の長屋の棟の上と等しく、日本より見候より地上より三四歩位早く相見へ候。

一、同國都て月・星大きに見へ申候。暗夜の節も朧月夜位明るく御座候。

一、同國にて水主千代松暑中の儀故、繻袢一枚を着、尻を出し居申候處へ役人參、革の鞭にて擲申候。全體此所男色を重に好み候樣子に相見へ申候。夫故平日尻を出し候事を制すると被存候。日本のカゲマと申漾の者多御座候樣子にて、買居申候を田井村財次郎見請、知らせ候に付、皆々參見物仕申候。

一、同國にて何ぞ買物等有之節は、書付を致し、犬に風呂敷をくわへさせ遣候へば、先方にて相調、脇見も不致速に罷歸申候由。犬の形は大抵日本の通に御座候。都て犬・猫・牛・馬の類日本と違、至て中能く御座候。

一、同國婦人の褌、筒の樣なる仕立に致し、裾よりはき、紐は縫くゝみにて、ひだを取〆申候。

一、同國へ日本の半紙參居申候。一枚にて小錢七文位仕候。其外木綿・日和傘・カンテン。昆布・紙類等、唐國は素より呂宋國まで參居申候。

一、同國高位の役人城門出入の節、門固め居申候者共、鐵炮から筒を擲候へば、外より歸候車の馬遣ひの者劍を抜、頭上へ揭げ申候。

一、巴旦國・呂宋國共、上品の女、水髮に致し、後へ解下げ、雨髮に櫛一枚づゝ、中に一枚さし居申候。下品の分は共儘解下げ、櫛はさし居不申候。尤觀或立候節は、さらさの手拭を被り居申候。

一、澳門にて暑氣甚敷候ゆへ、水主の者共外に莚を敷、裸にて夜分臥居申候。夜明候處、山の上家中屋敷へいか揭げに出候者共、土を目がねにて及見候樣子にて、唐人より申聞候は、屋敷より見へ候ては、家内共も出申候に付、甚見苦敷、殊に失敬に相當候間、以後用捨可致と申候。

一、同國にて漂流人共致止宿候家に犬二疋飼居申候處、潮滿の時分凡水上六尺、干汐の時一丈餘も有之深みの川へ

右宿の亭主、木或は石の類投込、取に参候様致候へば、早速水中へ飛込、または草の中へ投込候へば、其草をさがし匂ひ出し、是非本の品を取歸申候。右犬の形、一疋は唐獅子に似居申候。一疋は日本同様に御座候。右同所は船入様の所にて、石垣高く築揚、上の化粧石には鐵にて手切を入居申候。

一、同國廣東都て河筋遊船數々繋爲し候。遊女常に此船に住居仕候由。其船は硝子障子にて欄干の障子の間には草木の鉢植並べ有之候。

一、廣東八月四日、氏神城隍廟の祭禮にて、町の家々の道筋に天幕を張、ギヤマン燈籠數々燈し、人々酒宴を催し、日本の淨瑠理様の事を語、まめぞふの如きものなど噺申候。

一、同國罪人二人の片足づゝに長さ一間程の鎖を付、常に其儘にて歩行仕候。亦は一人の片足に鎖を付、其鎖の先に大石を付有之候。急ぎ候時は、石をかたげて走り申候。或は板にて首がせ造り入たるも御座候。但右首がせ板凡三尺四方、其所町幅一間半位故、罪人難儀の様子に相見申候。

一、同國にて蟇を賣買に致し候を及見申候處、皮をはぎ煮給申由。川に居候蟇と相見申候。

一、廣東の船置よりコンサイの船着へ越候節に、少の間道一筋の間にて、登り下り二筋に分り、登り計、下り計、と申様に左右に立分り、致往來申候。全體人多き故と被存候。尤男女打交に濫人足致し申候。

一、巴旦より乍浦至迄、漂流人持歸候大神宮・金毘羅等の板札、大切に致候様子に御座候。

一、唐國何方にても、豆腐の味噌漬給はせ申候。尤味噌は麥味噌の如くに有之候。香もの類は日本の通に御座候。都て食物炊候には、鍋又ば平口の類にて炊申候。釜は及見不申候。扨又巴旦は土ほふろくにて役人體の者の方には少々鍋は持居申候。

一、乍浦より長崎へ渡海の節、唐人共申には、呂宋の內マネイランへ參候由、長崎御役所にて申候ては、御長屋入長く相成候故、シヤムへ參候様申候へば、同所は中華より程近く、日本へも近く候故、早く御免可有之旨申聞候へども、漂流人の內、右の趣不申者之、呂宋へ參候由申出候由。尤同國專切支丹宗門多く御座候故公儀向甚六ケ敷様子に被存候。

一、呂宋の外、國々に賣女多く御座候。都て日本よりは至て深切にあしらい申候。

一、唐國の傘は骨數八本計、眞鍮にて拵、轆轤も唐金にて龍などの形に拵、絹にて張蠟引に致し候ものと被存候。あまり末の者はさし不申候。

一、唐國女、髮の結樣、つと少し出し、無髮張、わげは左右へ輪を出し、髮の先は輪の中へ取、其端を白赤の糸の樣の者にてくゝり居申候。老若共同樣にて、白歯にて眉毛付居申候。

一、午浦より長崎へ渡候節、風惡敷、致漂流候に付、唐人共日本の神々へ致祈願呉候樣、日本人共へ相頼候故、神々へ祈願候處、薩州海門山の邊川尻へ、去卯十二月漂着仕候。此時同國山川より御役人五六人、川尻の村役人、井番船數艘罷出、何かと次第聞屆有之、次第九日鹿兒島より御役人と相見、鎗・若黨・草履取從候人二人、通事一人、其外下役人數人罷越唐人共へ種々懸合有之、改相濟候に付、同晩同所出帆仕候。

一、廣東及午浦にて嫁を取候者は、五月五日聟と親と同道にて町内を見に出候。但此月に娶嫁を持居申候者は唐へ出し置候。聟方氣に入候娘有之候得ば、聟の手拭を娘に差遣候。娘方承知に候へば其手拭を納候。若又娘方氣に入不申候へば、其儘手拭を返候。但平日富貴の家は、婦女の類下女迄も二階住居にて、容易に人に逢不申候。下男を下に指置、食事等の儀爲取計申候。五月五日に限り嫁すみ（き）の娘をば下へ卸し、唐へ出申候。

一、午浦にて葬式及見申候處、棺は屋根無之臥棺にて御座候。跡に輿の樣成物に豚或は鷄など燒たるを乘せ持參申候。其後より四五人駕籠の裡にて啼候女致供候樣子に御座候。此節能く啼く婆を相頼候由。

右の喪家にて毎月朝暮婦人啼泣仕候を及聞申候。但惣じて不幸御座候へば、妻子は三年の間朝暮哭泣仕候由。午浦にては唐人共長崎へ毎度參り候者多分御座候ゆへか、日本詞大分通事申候故、唐人より承申候。既に此所の旅宿に私共居申候隣家に通事役致死去、同家の妻女毎日啼泣仕候を及見申候。

一、午浦にて長崎へ歸候出帆の前日、役所體の所にて肴二十五品の馳走にて張組御座候。其品はキビチヤン寄柑の砂糖漬・氷砂糖。柘榴。檳榔巣の砂糖漬に似たり。・梅の砂糖漬・橙の砂糖漬・西瓜の種・油物・鯰のくづし・家鴨の丸煮。鯉の煮付・鯉の鍋煮付・海鼠のふいく〳〵等に御座候。此外九品出候得共、忘却仕候。酒は燒酎の味に御座候。砂糖赤にて作り橙の皮を入候へば急く相成候由。此酒宴中に宇治甚介儀年玉と申、御船歌謡申候處、唐人御尋候に付、出船吉事の歌と書見せ候へば、大に喜候體に相見申候。

一、澳門百石積位の漁船に都て犬一疋づゝ飼居申候。右犬の形をば日本の通に御座候。

一、ジッコンの内常山より同國コウジュへの渡し船に、常に家内中船住居致し居申候。女は紅粉を粧ひ立派に拵居申候。間々は蓋かご入船中も御座候。渡船中も至て立派に相見、尤船の大さは四五十石積位に御座候。

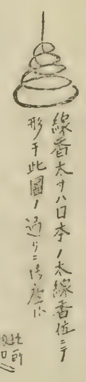
一、唐國の提燈、竹籠の如く組み、骨の太さ日本の煮出し籠位に御座候。たゝむ事相成不申、大きさ大抵日本の通に御座候。

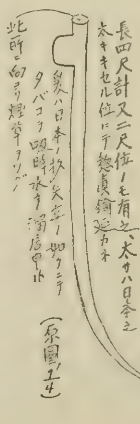


(原圖1/2)

但巴丑・呂宋共提灯及見不申候。

一、同國高位の人々きせる都て曲菉に腰掛居申候得ば召仕の下男脇よりたばこをつぎ指出、線香に火を付側に据へ置、二ふく程吸候へば右の者受取、吸玉をうつし申候。尤下品の者は禁居申候。





(原圖1/4)

一、乍浦にて薩州御家中西田嘉藤次・同人悴猪平次・和田治右衛門其外水主七人致漂流候に逢ひ申、委細承候處、去る寅七月琉球渡の節致漂流、唐國へ漂着、去卯六月唐船二艘にて送候處、途中にて重役乗船の分致破船、西田・和田等乗船の分は、漸く唐國へ乗戻り申候由承候。

但初漂着の節、重役の人、甲胄にて致上陸候所、唐國の者相驚、夫々致手當候に付、早速漂流の樣子書見せ申候處、相愼り申候。元來此人は大阪御留守居勤居申由、西田の咄に承申候。尤漂着の國名忘却仕候。

一、去々寅十一月七日、初てボコス島へ漂着、破船同島へ揚陸、此島に人家無之、其夜は茅を踏分け其中に臥申候。翌日は先々に獵小屋と思しき小家一二ケ所有之候に付、同所に又一夜逗留、同九日にザブタンへ海上一里計り渡し更、又陸路にて山を一つ越、又船にて凡一里餘參、ブシンテイへ着、一夜泊、翌十三日ユハナへ陸路三里計參着、同所にて三日逗留、同十五日出立、元のブシンテイへ歸、是より船に乗、海上三里程參、サルトルメンゴへ着。右同所へ參候途中サンカンロウと申所にて晝支度仕候。食物は芋・蕪の類にて御座候。去卯正月六日、右サルトルメンゴ乗船、又最初參候ユハナへ着、翌七日同所出船、同月十九日呂宋の內マネイラン川口へ着、同二十日川內へ乗入、同二十一日同所へ上陸逗留。五月三日同所出船戌亥の方へ晝夜乗參、同九日マカヲへ着、同十一日同所

へ揚陸逗留。六月二十九日マカヲ乗船川筋乗參、七月朔日凡十里程も參候所、コヲサンと申所へ着上陸、同日又船に乗、同二日乗出し、同三日廣東へ着。是迄マネイランより凡二十四里餘御座候樣被存候。翌四日同所へ上陸逗留。八月二十日廣東乗船、追々乗參、九月七日辻山と申所へ着。廣東より是迄凡百八九十里も參候樣相覺申候。同八日同所へ上陸。是より駕籠に乗、凡十二三里程參、ナンコウと申所へ着、一夜泊、同九日同所より又船に乗り、晝夜乗參、同二十四日江西省南昌府の城下へ着、同日同所乗出し、十月七日過山と申所へ致船繋、同八日同所へ致上陸、亦駕籠に乗凡十二三里程參、常山と申所へ着、同九日同所より又船に乗、追々乗參候所、同月十七日錢塘と申所へ着、上陸いたし、同十八日駕籠に乗、町筋一里程參、川端へ出、船に乗組、晝夜參、同月二十一日乍浦着。常山より是迄船路凡百三四十里も御座候樣存候。宇治甚介•片山榮藏其外水主五人ども乗組候分は、十一月二十四日乍浦出船。十二月十三日長崎へ着船仕候。水主彌右衛門其外ども七人乗組の分は、同月二十九日乍浦出帆。十二月十六日長崎へ着船仕候。尤此國の里數は都て日本三十六町一里の積にて相考申候。

漂流記終



慶應四年正月

玉島記聞

全

解題

玉島記聞

著者不詳

慶應三年十二月の伏見・鳥羽の戰に破れた幕軍に加擔してゐた備中松山藩主板倉老中(勝靜)は、當然朝敵の汚名を蒙ることゝなつた。そして、藩主の護衞にあつた藩老熊田恰以下百五十餘名のものは、四年正月七日の夜大阪を立つて、海路玉島に歸還した。

この玉島記聞は、藩老熊田恰以下の一隊が玉島に歸着してから、藩老切腹して、此事件の落着する迄の事情を、日記體に記述したものであつて、好箇の維新の史料である。

本書は、玉島の素封家にして、當時大庄屋であつた柚木廉平(現主梶雄號玉邨)氏の家に傳つたものであらうと思はれるが、本書は、岡山縣地理歴史調査會の筆寫であつて、縣立圖書館に所藏されてゐる寫本を底本とした。

森田無適識

玉島紀聞

慶應四年戊辰正月十一日　自二松山一來告曰、在坂之士歸期在レ近海路達二玉島一、宜屏居謹愼焉、不レ許二歸城一、蓋以二上國有一レ變之故也。

十二日　松山諭書至、其文に曰く。

上方大變奉レ對二朝廷一、士民一統奉二恐入一候儀に候條、御晉禁同樣相愼可二罷在一候。右之段小前末々迄不レ洩樣申聞、尤寺社方へも傳達可レ有レ之候。以上。

正月十二日戌之刻　　近澤茂藏

外郡組庄屋中

十三日　歸國之士三名、抵二備州下津井港一陸行還二玉島一、始聞三君侯受二朝敵之名一、且有二備州侯奉レ敕追討之事一、大駭乃欲レ使三後歸者レ知二事狀一、密乘二漁舟一再到二下津井一、會二長州奇兵隊碇泊一不レ能二辨知一而相近、乃佯裝爲二漁夫一逃二去、頗危難云。

十四日　歸國士二名、抵二備州牛窓浦一陸行還二玉島一、始聞二事狀一而屏居。

十五日　備州隊長山田彌兵、率二耕戰補兩隊百餘人一、陣二龜山邑一、以要二歸國士一還二松山城一。

十六日　未牌歸士二十六七名達二玉島港一、備州邏者頗多、見二船入一レ港皆走告二龜山營々長一、乃令三急遞告二備州府及山北之本營一、是時總督伊木若狹、陣二淺尾治所一、卽夜松藩大夫熊田恰、諸士從僕十四五人、自二日比村一上陸、間行還二玉島一。

十七日　午牌歸國士船三艘達レ港、分二宿五所一、凡百五十九人、於レ是龜山營兵卒益加云。時訛言浮說、紛然交起、遠近騷擾、前後歸到之士、皆知非細故而無レ不レ驚、欲下獨大夫狀貌如レ常、言語自若、遵二奉前命一謹愼愈嚴、乃束二銃槍

器械一納ニ之庫内ヘ、以示中レ無變動上。

十八日　龜山邑營、使ニ村吏塚村貞治来云ヘ、側聞板倉侯會藩流卒混在、藩士中未レ知ニ是否ヘ、請告ニ事情ヘ、里正抽木正兵衛反覆縷陳辨ニ其不ニ然、客冬松山軍艦快風丸碇ニ泊于港口ニ者、爲避ニ暴風ニ轉入ニ港内ニ十町許、由レ是藩中復懐ニ危疑ヘ、搜索尋究無レ所レ不レ至、卽夜松藩以レ書諭ニ士民ニ曰。其文に

今般歸着之者、玉島表へ滞留致居候に付ては、浮説等も有之、市中•鄕中人心不隱哉に相聞へ候へども、一統謹慎罷在候上は、たとひ如何樣の事有之候共、致變動候儀は決て無之條小前末々迄致安堵家業不相休樣可申渡候、將又御他方より聞合等有之候節は右之趣可申述候事。

正月十八日　　御目付

玉島村•柏島村　庄屋中

十九日　備州村吏来云、昨十八日我番頭二名中村主馬•池田監物始、至ニ松山ニ收ニ入城地ニ中牌從ニ松山ニ諭書至。其文に曰。

當領無主に相成り候に付、城地共備前表へ預り置候得共、當分是迄の仕來りは相用候間、今日より帝帳不及何れも致、安堵家業相勉可申事。

一、當所銀札追而及沙汰候迄、是迄の通りに可致通用事。　一、御裁許中火之元等念入、諸事相慎可罷在。

右之通可相觸候。以上。

備州役所　外郡組

庄屋中

今般從朝廷追討之儀被仰出、奉恐入、依て御地とも備州表へ御預け申上置、御裁許奉待上候得共、其意小前末々迄不洩樣可申達、猶又寺社方へ傳達可致事。但し銀札通用之儀は、是迄通り相心得可申候。

右之通り被仰出候間、此回狀刻付を以て、急速可相達候、以上。

正月十八日戌の刻出す。　　天野武兵衛

因是士庶粗知無異變之狀、晌情安及夜復嘩、呼云、備兵千人許今朝發岡山城將鏖于此地。或云、歸坂之士以已干涉戰爭今將鏖于此。或云、將收捕去若不就縛將有縱火。用兵之擧、巷說紛々、人心忽洶然。

二十日　巳牌備兵先隊已到上成・吉浦・中潟等地屯聚各所、不敢入市街、唯置斥候探索已、隊長水野治兵衛・服部頼母猶在吉浦、未牌應接使二名松田金次郎・飯能四郎左衛門到松藩士宿所大日付吉田謙藏俟門外、大夫與使接見不佩刀、下階而迎延使上座、使少避而坐、大夫兩手帖席俯伏、語意慇懃禮遇懇切、大日付坐次室、應接使詰問曰、今所以去主君遠遜于此者何也、對曰、主人賜書命以歸國、及還此地始聞天怒之命及國大夫之諭告、爾後謹愼以俟罪耳、狀請賜宥恕、使去、復就銃隊頭水野湛宿所應接薄暮備兵轉陣龜山・北川兩邑。

松藩主之賜書、

上樣御義御歸府被遊候に付、御供可致ゆへ、一統者召連れ、國元へ可歸旨。　熊田恰へ

二十一日　松藩大夫熊田恰、銃隊頭水野湛・磯村雄之介、物頭瀧川要人、脫刀繭笠草履、懷書到龜山邑營、從者僅一人、使導者乞呈書、不聽、再乞私覽、復不聽、書意不得達愀然而還、道路觀者無不惻然。

二十二日　早曉從松山爲說得使銃隊頭井上權兵衛來、巳牌電擊隊長伊木加治馬、遣應接使二名松本箕之介・中野愼太郎于松藩宿所、與大夫接見曰、事已至此、當收手就縛、不然將用干戈、淸閭之大夫胸算已決、請少間而出、即就我宿所召三名水野湛・磯村雄之介・瀧川要人、從容語曰、事已迫矣、余欲一死以謝罪、救諸士之命、余死後莫敢動搖、宜謹愼俟命焉、容貌自若、言語沈靜、介錯士熊田大輔、添介錯井上謙之介、提刀柄在後、大夫顧曰、我首將以供實檢、大輔汝莫錯斫、言終乃向小四方把刀割腹置刀如舊、兩手安膝、努一喝腸胃迸出、於是介錯士斬首、規律毫無差、大夫竊所見使倘在、以謂大夫如厠少項、大夫所召三士來告自殺之狀、使驚歎而去、大夫嘗謂、儒官川田剛曰、處死固難謂、告其期莫令吾誤卒如其言、於是三士各着禮服並函首與遺書送致七島邑營、三士拜伏陳事實而退、聞者無不泣涕讃歎、是時南則乙島山、西則圓通寺仕吉山、北則七島・高瀨川、東則吉浦・中潟等地、備兵塡塞兵數不一千八九百人、別置大砲于各所與松藩士宿所相接約一町或二町、殆將有

發砲之擧、軍情難レ測、士民股慄、物情騷然、挈レ家而逃三避東西一者、不レ可レ勝レ數也、及三士卒致二首級一、備レ營牙將、急命使番下令二各陣四園便ㇾ解、如二熱湯潑レ雪、疾風拂ㇾ塵、四境皆有レ解二倒懸之思一、是乃大夫一死之所致也。

遺書云、

私義重役をも年勤、輔翼行屆不申、主人を不義に陷れ、剩へ諸令諸士以下戰死へも不進、濡坂罷在候事柄、承知も不仕候て、其に嚴重の御沙汰を奉蒙候次第に至り候段、全く私一人不調法、重々奉恐入候、仍て死を以て御詫奉申上候、何卒水野港以下百五十餘人の者共、御助命被成下候樣、幾重にも奉願上候。誠恐誠惶頓首謹言。

慶應四辰正月二十二日　　熊田恰

諸士爲血誓其詞云、

爲二社稷一國論一致衆士合體、可レ抽二忠勤一處者勿論、愈以恭順謹愼可二罷在一候、神明に誓ひ候所如レ件。

未牌又從二松山一三士來、即夜歸去、日暮備州電擊隊七十六人來宿、夜二皷茶二毘大夫屍於竹之浦一、大夫年四十五、俸祿二百石。

二十三日　備州應接使近藤新兵衞・松本箕之介、徒目付太田金右衞門、徒筒方大原孫三郎・大地平六郎五人來盡收二諸士所レ携之武器一、

小銃　百三十三挺。　鐵鎗　百六本。　合藥箱　百三十三。　槍　二十七本。　彈藥箱　二荷。　太鼓　二。　喇叭　三。

二十四日　備州隊長伊木加治馬帥卒還二山北之營一（在松山城）。昨所レ收之武器漕二送松山城一。

二十五日　備兵護二送松山藩士百三十九人一、海路赴二同山城一、從僕十九人放二還松山一、此日從二松山一二士來、收二大夫骨一而還、諡曰武宗院殿忠奮義決居士。大夫之子熊田金太郎蒙二褒賞一。其書曰、

父恰義今般拔群之遂二忠死一、武士之鑑たる事感賞の至りに候。依て不取敢高三百石被下物頭格に成被レ下候。

備州侯賜二米二十包及金二枚一。其書云、

今度熊田恰義死を以て百五十餘人之助命致二歎願一候始末、武士之本意、左も有之べく事とは乍申、實に重臣の龜鑑、後進の領

袖と感じ、且憐み候、右に付親族者へ、別紙目錄の通り香花料として夫々相送り候間、厚く供養可レ被レ致事。

熊田恰。　水野湛。　磯村雄之助。　澁川要人。　神戸一郎。　服部彌兵衞。
岡本清左衞門。　岡本清大夫。　鈴木肩治。　大塚一學。　中村源七。　狩野益之助。
井上鐐之助。　熊田大輔。　桑野壹彦。　横山登。　川田剛。　吉田謙藏。
能島仁平太。　菅沼祐治郎。　服部篌。　加納格七郎。　龜山九一郎。　木村秀雄。
蓑島得太郎。　林和平。　伊藤仁左衞門。　小野半作。　前田恭平。　鹽田虎尾。
長谷川秀之丞。　佐々木九兵衞。　原田六郎右衞門。　磯村進。　神戸司。　中村保之進。
白井多源治。　吉田嘉門。　中野傳藏。　千種定治。　梅戸重藏。　渡邊委之介。
堀潜藏。　冲織之進。　福村俊藏。　多賀仲。　清水庄内。　河合元之丞。
下村牧藏。　三井猶人。　山後豐太。　橋爪城之進。　富氣久左衞門。　山口力之助。
平井澤二郎。　小嶋隼藏。　岡田精之進。　山木槍兵衞。　木村嘉十郎。　中山多門。
日高英太郎。　田那村八雄。　毛利八彌。　野瀬恒太郎。　野村農部雄。　佐藤秀四郎。
大石虎太郎。　柴田力太郎。　前田右左木。　竹田津安之介。　小川定藏。　織田愼藏。
種村松之介。　芦田丈太郎。　石川主一。　菅沼類一郎。　岡本德太郎。　松本榮。
福田重太郎。　小野助二郎。　朝比奈唐之助。　板倉鋲。　清水英治。　西川喜三右衞門。

以止組外組並。

増田爲五郎。　永井茂治。　渡邊松大夫。　伊藤源八。　森岡英太郎。　小林茂藏。
武村卯三郎。　地引岡治郎。　三原元一郎。　神谷丑太郎。　山邊元太郎。　大森敬之助。
野口淺太郎。　山岡延太郎。　高橋喜七。　岩木半治郎。　大森其藏。　鶏内（カイチ）隣兵衞。
榎木勇藏。　黒木龜太郎。　木口安太郎。　貝原禎之介。　加藤菊治郎。　川原勇太郎。
竹村林治。　井上三雄。　藤川銀藏。　石川忠三郎。　岩佐保治郎。　菅原仙次郎。

以下朱書

松崎嘉平。　柴田作藏。　淺野榮之介。　小野源九郎。　安井孫四郎。　山川鶴吉。
中瀨民次郎。　小見山龜藏。　渡邊仲藏。　平松進之介。　藤田富平。　鹽見忠藏。
中川文太郎。　難波陣吉。　野瀨鯉太郎。　石井吉太郎。　三坂啓之助。　林彌平太。
森川喜眞太。　河内佐七。　窪田民藏。　田村啓次郎。　林壽太郎。　猪原杢太郎。
室喜太郎。　吉岡愼太郎。　鈴木嘉三郎。　西木清藏。　村瀨政吉。　從僕十五人。

弔熊田恰。恰松叟公於大阪。公既東還、卒殘兵歸入封疆玉島、岡山藩兵圍之、恰乃屈腹謝罪乞衆命、恰以撃劍有名。

三島毅

單劍當千擅勇名、重圍幾日不曾驚、堂々八尺好男子、一死從容爲國輕。

鎌田玄溪曰、國君死社稷、大夫死衆、千古定論、此公得死處。

阪谷朗廬曰、不抱而請失一名士、余當時聞之不勝慨歎。

玉島記聞終

古伊部神傳錄

附伊部陶手印

全

解題

古伊部神傳錄　一卷

木村平八郎泰武著

伊部燒の起源沿革、胡麻榎肌等外見燒色の種々相、田土、名工窯印、窯元株緋襷の五問を皇太神宮權禰宜度會神主末彰（或本には未影とあり今底本に從ふ）が尋ね著者が五答したる問答書である、時は嘉永二年太郎月に成りたもので、最後に末彰が日本窯陶略史にこの問答の顚末を附記してゐる。

底本は岡山縣立圖書館藏寫本で岡山縣史誌編輯掛記錄で本縣廳圖書であつたのを引繼いだものである。

著者木村平八郎泰武は藩の御用工で、天保の名工、窯元六世の孫風雅の士である。

河本一夫識

古伊部神傳錄

問て曰　備前國伊部燒物、往古發端の時代承度候。餘り古き事分り兼候はゞ、凡天正・慶長より、當時竈の在所は相違ひ不申候や。伊部村の內、何と申處に釜有之候や、何箇所にて其在所承度候。

答て曰　吉備津前州和氣郡伊部の產、燒物の高德往古神代神傳の事、書類梓にちりばめずといへども、神代の卷日本記にのりたる事、普く世人の知る處なれば、今改めて盡すべき文力もなけれど、高間無返も禮を失ふに似たり。葛輪をとり紙にうるほす初と成りぬ。抑日本開闢天神七代より、地神五代大始神に渡せ給ふ。天照大神大惠の餘り、萬物生ぜずといふものなし。國常立尊闢せ給ふ大日本といへるも、大器の始なり。神ありて人あり。人また器ものなり玉水よくめぐりて玉體をたもつ。水・火・風の三德、寸陰もはなるゝひまなし。是が爲に智・仁・勇の三德をうむ。三德また器なり。大御神の照曜かぐる事なし。貢物生じて器生ずる事陰陽なり。水・火・風の三德より、眼力の利事、智なり。一心のしたゝまりある、仁なり。すゝむもの、勇なり。是智・仁・勇の三德、國體に集りて、工夫の一德となりぬ。それが中より器造の工夫出たり。古瓶三石入 二石入 元祖是なり。しりへは足なり。足は立のもとなり。丸きは體なり。口は物入るの初なり。智・仁・勇の三德より器もの生ずる也。是建物造の元祖なり。水・火・風の三德より、釜の形ち生るなり大御神の御代に是を造るもの、人にして人にあらず。三德一體一心に集りて、一德神と賞すべし。今のごとき人名さらになし。此一德神竈組の大祖なり。太御神の兄素盞鳴尊、大蛇を征し給ひし時、一德神に勅命ありて、八瓶を造らしめ給ふ。八岐八頭の大蛇、八瓶の毒酒にくるしみ、終に寶劍の威德に命を絕。是一德神の器の明德。八醞の酒は尊の三德のなす處也。吉備もの捧たりとあり。已後吉備津國と國名の文字改むる也。其時瓶を造りたるは、赤阪郡石上なり。同所の土にて作りたり。大蛇を征給ひし寶劍、同所に納り、布都魂野神社御神體となり。古の一の宮是なり。八瓶は尊の神傳の大器なり。神傳神孫の勅器師と賞し給ふ。尊の蛇征の頃、今の文字なし。尊の御よみ歌に、八雲たつ、

と五文字をそへ給ひ、後出雲國と號す。

神武天皇日本の地形秋津せに似たりとありて、秋津洲と號給ふ。神武天皇・綏靖天皇の御宇、日本紀纂し給ふ。人皇十一代垂仁天皇の御宇迄天子崩御ならしめ給ふ時、公卿・三公殉死し給ふ。垂仁天皇御仁惠(イニ書)にて、三公可殉死(イニ葬)を憐み給ひ、家朝の禮もかけず、臣も損せずといふ兩全ありやと、勅命ありければ、野見宿禰進み出、吉備津國に土師の司あり。人形を造らしめ、殉葬にかへ給ふべしと奏し給ふ。此時の土師某、勅命に依て人形を造。所は邑久郡土師村にて造れり。今において細工致たる場所を細工原と、里人等云傳。其時代同郡磯上村の田土を執る(イニ取)、人形をもつて殉死にかへ給ふ。是始也。天皇あつくめで給ひ、野見宿禰に土師の姓を給はり、土師家には風折烏帽子・直垂を免給ふ。されども作者の名なし。土師某とあり。其外須惠村・釜が原などゝ古跡有。今の伊部より二里計、未申にあたる。伊部燒の釜跡なりと里人云傳ふるなり。此外村の戌亥にあたり、熊山といへるは、登り五十町の高山なり。此溪中にも竈あとあり。此外村内所々にありて、村の辰巳天正十年まで下伊部村今村伊部是なり、此所にも釜跡あり、大瓶・擂鉢等造れり。其瓶藏れ澤(イニ花)山にあり。本瓶は、欽明帝・用明帝、始佛法歸依し給ふ時、勅命によりて造りたり。大化より年號始り、同三年正月元旦朝賀始季、孝德天皇の御宇なり。此時代天子の祭器專也。右にいふ所竈跡所々にありて、所定まらず。應永年中に、今在釜の在處定まる。村の南・北・西にあり。南の方榧原山の麓に一箇所南竈と名付く。北の方不老山の麓に一箇所北竈と名づく。西の方育(イニ天)王山の麓一箇所西竈と號く。應永年中より今嘉永二年まで、凡四百五十年となる。釜場處不變。釜口明には、御當代國の大司より奉行(役)出張ありて嚴重なり。

問て曰　世上に伊部燒と申は、凡、紫色の土にて胡麻藥抔有之、榎肌など唱申候。又一通り備前燒と申は、土色赤く、上は藥も薄く相見へ申候。(イニ右)備伊部と申と、常の備前燒と申は、燒も別にて、土も違申事にて候や。委承度候。

答て曰　世上に伊部燒と申、紫色の土に、胡麻藥かゝりたるは、神代大瓶の燒方にて、今燒所、國の大司より公に御獻上の品、人物・香爐・鳥獸の細工物、此燒方なり。榎肌とは、今あるさんぎり燒、こけ燒類・茶器・花瓶、是なり。神代神傳普古の違目はなけれども、伊部燒の妙として、年數長重に至れば、土色おさまり、古代の艶色を顯しける。譬ば千歲

の松は枝を垂れ、青白の黄を帯て龍鱗にひとしく、真贋の利所是にあり。扨又土色赤く、薬も薄く見へたるは、神代より中焼と唱たる赤き色是あり、今壺類とて専に焼所。安永五年大甕半十郎といへる人、壺類一升入・五合入、其外細き壺類寸法をきはむる。是名人なり。天明元年、角徳利始造る者、木村庄八、是又名人なり。赤き色・飴色と號け流行し、今以、世上賞翫する處也。備前伊部焼と申に別に子細なし。元祖一徳神の時代、備前とも伊部共未だ名のなきむかしなり。星霜隔てあつて、吉備前伊部と號けたり。吉備もの素盞烏尊に奉しより後、吉備津國と號、其後、吉備三箇國に分る。伊部といふ文字は、垂仁天皇の御宇、人形を造り、三公卿の殉死にかへ、永世人命をすくひ奉りし明徳によりて、人尹部秀一を造、萬々歳芽出度名産なりと賞し給ひて、伊部といふ文字を下し給りぬ。後世村の地名となるなり。

問て日　茶入などに有之候田土と申は、いかなる土にて候や、竈所も替り候や。

答て日　茶入に田土と申は、いにしへ赤阪郡石上にて大瓶を造りし時、其所の田土をとりて是を造る。茶器などにも田土といふは、古事賞翫する處也。伊部より石上村へ六里戌亥にあたるなり。垂仁天皇に捧し人形は、邑久郡磯上村の土なり。夫より代々磯上に定まる。是又土なり。田は貢ものする第一の地なり。勅許ならでは叶ふまじき事ならずや。和漢ともに石焼類多し。田土とは伊部にかぎれり。往古、天魔をくじく名器なればなり。延久三年の頃、源頼朝始て日本武家一統の代にも、焼物獻上吉備宮主藤内とあり。人皇十一代より邑久郡磯上土取場ときはまる。今以、此地なり。伊部より五十町未申にあたる。日本無双の名土なり。されど名人なくては、其妙なし。譬ばいかほどの名剱たりとも、獨飛で悪魔を征するにあらず。日本武尊帯せられし、天の村雲の劔、ひとりぬけて草を薙たりと、舊記にあり。是は英雄・豪傑の武士、是をたづさへる時は、武勇の神氣劔戟に乘移りて、忽ち活物となりぬ。土も死物なれども一徳神の名徳によりて、活物となり、大蛇を征する器となりぬ。

問て日　昔より上手にて名高き細工人、あまた有之様被存候。夫々竈印も違有之候間、十印是はいつ時代、〇印・⌓印、右随分古き所より近年まで、上手細工人の分、時代と其名前、承度候。

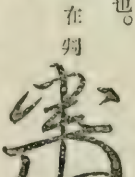
答て日　大瓶印・茶器印、古今の印數多あり。

大・瓶・古き・印・　又印　久印　命万楽壽　XXX　茶・器・印・　◯印宗伯・丁印新兵衛・卞印正玄・十印黄右衛門　此四人天正・文禄・慶長の名人なり。

右の外□印・⊗印など〻、古代の印あれ共、その名しれず。天正十年、羽柴筑前守秀吉公中國探題として出陣のとき、土師家六姓の内、大甕五郎左衛門數日滯留、木村大甕・森・寺見・金重・頓宮六姓を召て、茶器。イ花瓶・人物・鳥獸類の細工上覧ある。各調練手を盡しける、秀吉公御機嫌殊の外うるはしく、御手造の茶器あり。加藤清正・福島正則など各自作あり。土師家職功大感ありて、職にさはらざるよう後世軍陣取、伊部村にて相ならずといふ秀吉公御自翰の御制札下し給る。其文に曰、

當所伊部イニ付の事陣執相除候。イニ縦就上者彼在所へ出入一切令停止、乾若違犯之族於有之者、速可處嚴科者也。

天正十年三月日　　筑前守在判



此外竹木御免の書類、今以土藏に納む。大甕五郎左衛門の末葉同吉藏是を守る。村中尊敬して八月十八日御祭禮の儀式、毎歳おこたる事なし。秀吉公其後大閤關白に任ぜられ、燒物獻上益重寶となる。其例によりて今の國司君に至りても、始て入部の時、片上驛本陣に於て練細工・轆轤細工上覧ある。各上下着用なり。

御當代武門に至り、細工人の家と稱するは、元祿年中に木村長右衛門に命ぜられ、米十五俵づ〻毎歳下され、御用達となる。今嘉永二年木村長十郎友直是なり。友直にて七代目なり。其前もあれども、餘り古き事故、元祿より是を顯す百六十年になる。今友直御扶持加增ある。寶暦年中金重利作、細工人用達となる。寛政年中木村新七貞固、後直左衛門。細工人用達となる。延享年中五錢獅子名人助細工人木村甚七、人物名人には寶暦年中服部平四郎、明和年中木村作十郎、轆轤物名人には、正德年中雲貞釜組の下職人なり。文化年中茂市下職人なり。茶器名人享和年中森永吉良明良印、今嘉永二、細工御用達木村長十郎友直。金重利吉・木村新七郎貞泰三人なり。助細工人木村儀三郎貞翰・同長左衛門・同森治清近・金重恂太郎・服部昇平、右五人なり。茶器には、森五兵衛五印、同武次郎よし印、同甚次郎良康良明の子。イ印茶入造。書畫・詩歌・連俳の彫刻、木村平八郎泰武乘櫻舎稚卜、陽花堂欣之。兩作名。轆轤物には、金重彦左衛門古形大瓶作。

問て曰 當時竈數在所とも、細工人上手の名前、燒物師家數承度、但當時燒物師の內、むかしより家名相續の家も有之候や。代々の名前承度、且本家竈元など〻申儀も有之候や。又緋襷と申燒物は、上物は多分白土にて紅の様なるたすき有之、右は元より土も違候や。承度事。

答て曰 當時竈數前にいふ所、應永年中築初たる大釜三箇所、天保三辰年より小竈三箇所築地、不老山下に二箇所、南榧原山に二箇所、竈數大小當時六釜是あり。燒物師家銘相續の事は、前にいふ神代一德神を始、人皇武門に至り、今嘉永に移りても、家銘變る事なし。竈株賣買ならず、女子澤山にても養子して別家ならず。男子にても誰の株と定りし相續ならば、別家して是を繼。今釜株、

南竈組

木村李介。 同長左衛門。 森嘉太郎。 木村重右衛門。 大饗定右衛門。

大饗吉藏。 木村森治。 森與十郎。 大饗平治。 寺見嘉右衛門。

大饗直治。 頓宮三郎兵衛。 森喜四郎。 頓宮良吉。 木村彌兵衛。

大饗紋三郎。 木村與介。

北竈組

木村長十郎。 同新七郎。 同儀三郎。 同長次郎。 同平八郎。

金重利吉。 大饗利介。 森五兵衛。 森甚次郎。 同源左衛門。

木村清右衛門。 森武三郎。 木村彥兵衛。 同鐵次郎。 同茂六。

金童恂太郎。

西竈組

頓宮治左衛門。 大饗龍次郎。 寺見松三郎。 木村龜吉。 木村虎次郎。

㊤大甕與一左衞門。　㊂大甕千吉。　㊤同永介。　㊂大甕紋次郎。　㊂木村忠兵衞。

以上四十六軒

右三竈へ組合となる事、名（マヽ）永年中より定む。絶家する時は、六姓の內より是を繼、六姓をもつて竈元本家といふなり。緋襷の土赤白たる事、土に違目はなけれども、調製秘法は時の名人の工にて一子たり共傳へ難し。往古より茶器名人あれども、代々名人といふ事なし。同土同製にても出來難し。六姓の內名人は代々かはるなり。親上手にても子はしらず。親しらざるも子はまた名人となる。名器名人は時の天性なり。故に茶器を賞翫する處なり。誰にても自由に作るものにあらず。神代神傳の五問、今改めて作するにあらず。古代の文力をもつて五答するものなり。

喜永二己酉太郎月吉日　東備伊部 神傳土師　木村平壽八郎源泰武　しるす

皇大國陶器の門（マヽ）は、上古より聞えて其業いと尙し。垂仁天皇の御宇に、野見宿禰を土部の職に任じ賜りてより以降、國々にて陶を造り出せるよしは、おさ〳〵ふるき文どもにも見え、中古貞應二年加藤四郎右衞門といへる陶工、もろこしに渡りて、其道の秘事を傳へて歸てより、尾張國瓶子竈にて茶器を多く造ぬるが、唐物古瀨戶などいひて、今も世にもてはやせり。かくて後、同國なる常滑、豐前の上野、長門萩、肥後の八代、肥前の平戶、唐津、筑後柳川など其名高く聞ゆれど、あか鄉十時喜藏、萩の高麗左衞門、平戶の五關などは、文祿年中豐太閤朝鮮征伐のをり、其國人を捕歸り給ふ。皇國にとゞめおかれて燒はしめたるにて、上代に較れば古しとはいひ難し。八代•小代•柳川は、そが流れの分れのみ。其他丹波、薩摩、近江の膳所•信樂、筑前の高取、伊賀、土佐の尾土、奧の相馬、加賀の大樋九谷、山城の朝日、出雲の樂山•布志奈、讃岐の志度、佐渡の相川、大和の赤膚、攝津の三田、豐前の中津•田香、伊勢の安東なども擧するに遑あらず。

皇國陶器を造り出せる皇朝の工どものうへは、姑く措て、今は國々の竈數百をもてかぞふべし。其盛なる外國に勝れり。さるを世に茶道にたづさはれる人の、その國々の陶器を愛翫びながら、それの國のはいつごろより燒そめ、かの國のは何といへるものよりぞ造出せるなどゆふに、その起源を辨へ知れるものなく、たま〳〵陶器の鑑定をよくすといへるものも、たゞ新古の差別をいひ、藥かたちのよしあしを論じ明らむるまでにてやみぬるを、年ごろ本定なく、あはれかいなきちからをもつくして、國

々所々に燒出せる陶器の起源を漏ことなく搜り索めて、一卷にも綴りなして、おなじ心の友達にも見せ、後の世にも傳てしかなと、こゝにおもひを起しつ。其國々にえにしある人々にあつらへ聞へて搜ること、三とせ四とせになるまゝに、やう〳〵集り來りて、ふるき、あたらしき、ともに七十竈に餘りたる。近きに志を果しなんとせる欤、いふやうあらず。さはれ、おほくは前にいへる文祿の役よりはじめて、慶長のころにいたり、以て近きは、寛政•文化の間より燒そめしこと少なからねば、靴をへだてゝ癢を搔の遺憾なしとせず。こゝに備前の國伊部の里の陶は、世にあるが中にもいと古く、神代より傳へ來ぬるよし聞ゆればぞ、さらに其故よしを知らまほしくて、そもまた五箇の問をもふけて、尋やりしに、その陶工の中に木村平八郎泰武をちと聞えしは、竈元六姓の一人にて、工の道はさらなり、風雅の志もある人にや、おのれが問を喜びいれて、その答を書綴り、五問五答古伊部神傳錄と號け贈れり。やがて披閱するに、神代より造れるといふ傳へのおち〳〵、なにくれとなく、いとまめやかに書つけて、おのれが問にもることなくてぞ、伊部陶器の起源あきらかに知られて、むば玉の闇の夜に、柄の大炬を燃し得たらむにことならず。うれしともいとうれし。いかで一品をもよせ贈りて、このよろこびをいひ聞えてんとかたむけども、是ぞとえしもおもひよらざれば、若きころ學びにし印章を物してとはおもふものから、さる業も久しう廢たり、はた近き年は、目さへ腕さへおとろへはてぬ。成いでたりとも、拙劣むかしに勝りたれば、人の用に立べくも覺えず。さはいへ、筆力をもて書贈りし人の爲には、おのれもまた刀力をもて答へざることを得ず。誠に一面の石を磨きて、そが姓名を彫出ぬれば、そをもて泰武をちに贈らまく題す。をちの心にかなふやあらずや、いまだ知るべからず。さかしらに姓名を彫たるさへ、罪得がましきに、拙き業をもて贈りものとすなるは、いとも〳〵烏滸がましく、禮なきに似たれど、さりがたき罪も、またその拙きもゆるされて、すこしき志をだに容られなば、幸甚しといふべからむ。をちはいまだ相知れる人にあらねば、抑つけに文もていはんはさすがにて、かの石をおくれる席に、おのれがおもふよしを、いさゝかかくは書記してとりそへつ。

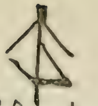
嘉永三年冬

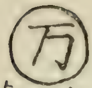
天村雲命五十世神孫
皇太神宮權禰宜　從四位上度會神主末彰



附 伊部陶手印

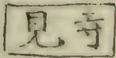

木村猶右衛門。六代に相成候。貞享年中に相始む。


木村道林。仝六代。仝貞享年中。是は茶器の名人。



木村勘六。仝九代。仝元和年頃。

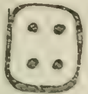

木村善四郎。仝九代。仝元和年頃。



寺見次郎兵衛。仝八代。仝寛永年中。


木村予心。仝四代。仝寛保年中。


木村長三郎。仝七代。仝慶安四年。是は善四郎別家也。


木村三郎兵衛。仝十代。仝永祿年中。


木村元心。仝六代。仝天和年中。


木村平四郎。仝三代。仝安永年中。是は他国より来り元心宅へ懸り至り。細工計り致す者也。



森念心。仝八代。寛永年中。



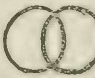
木村庄三郎。仝十代。仝永祿年頃。


森清次郎。仝九代。仝天正年頃。


木村長左衛門。仝九代。仝天正年頃。



森惣為。仝十代。仝永祿年中。


木村彦四郎。仝六代。仝貞享年中。


金重宗四郎。仝八代。仝寛永年中。



木村吉左衛門。仝十代。永祿年頃。



森清左衛門。仝九代。天正年頃。

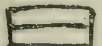

寺見次郎兵衛。仝八代。寛永年中。


木村太左衛門。仝六代。仝延宝年中。


木村清三郎。仝六代。延宝年中。


木村平四郎。仝六代。天和年中。


木村九郎兵衛。仝八代。仝寛永年中。


五郎兵衛。仝五代。仝正徳年中

翁本筆を走らす、乱筆卒に推讀を仰ぐ。

古伊部神傳錄終

上寺古鎧記

全

解題

上寺古鎧記　一卷

湯淺常山著

備前國邑久郡上寺の、山中應神宮の神職の許に、佐々木盛綱の鎧と冑との殘り傳はれるを、寶永七年八田蒲惣右衛門篤則、曹源君公（備前國主池田伊豫守綱政）の命を奉じて、毛曳直して、上寺八幡宮寶藏（北島八幡神社）に納めたる古鎧注文を、詳細に登記したものである。

卷末に「此の上寺の八幡宮を遥拝し奉りて、終に軍の先驅ければ、頓て鎧に冑を添て、神殿に納めしものとぞ申し傳る。實にも鍍金染革のさま、其世のものたる事疑ふべからず。古鎧の世に傳はれる、甚だ罕なるものなれば、やゝて聊か其あらましを、註し置きて、他日の遺忘に備なんとす、委しくは別に圖を著しぬ、元文三戊午夏四月二十八日、湯元禎」とあり、これにて編述の時代と其の趣旨とを知る事が出來る。

本書中朱記を加ふ、卽ち「右朱書込は、明和四丁亥秋閏九月六日不備の品を粗改る、蟹江貞利・伊丹義伯・今田知鄕・田代信朗・淺野詔親・高桑因永・丸毛喜造」とあり。是等の人々は、備藩士中兵學に達し、武器の名稱・製作等につき注意し、朱記したものである。

本書は現在を以つて見れば、科學的に不足の點もあるが、元文年間當時の記錄としては、好く記述されてゐる。然し此鎧に就いては、諸說粉々である。齋藤一興上寺八幡宮所藏甲冑圖記・集古十種・東備郡村志・小林久磨雄邑久郡誌及鑛の響・文化十五年業合大枝の文・同年武元君立の文・石坂秋助兒島高德補傳・土肥經平寸簸の地理・沼田頼輔博士上寺の一日・山上八郎日本甲冑の新研究等の說を比較せられる事を望む。

今回採用した底本は、岡山縣立圖書館藏寫本であるが、これは吉備鄕土史研究家、塚本吉彥舊藏本である、安永三甲午歲二月六日、浦上十右衛門所持の本によつて、山中長璞が筆寫した本である。今回は更に同館藏の一異本（成田鐵之進筆寫塚本吉彥舊藏本）によつて、繪圖其他を補つた。

著者湯淺元禎は通稱新兵衛、字は子祥、號常山、備前藩世臣、幼より好學、八田龍溪に學ぶ、年二十四笈を負て江戸に行き、服部南郭に就て古文辭を修む、歸來八年、再び江戸に出て、太宰春臺、井上蘭臺、松崎觀瀾等と交る、人となり清廉謹直、擢んでられて寶曆八年寺社奉行、十三年町奉行、在職中町民善政を謳歌す。明和四年寄合組頭、五年裏判役、藩財政に參與し釐革の策を陳じ秕政を列擧して權貴を糺彈す。六年突如罷職庶民に編せらる、蓋し鑠金の災に遭ひたるもの、是より閉門、著書に餘生を送る、天明元年正月十九日歿、年七十四、著に常山紀談・常山樓文集・同筆餘・雨夜の燈・左傳解・兵車圖・焚餘稿等多數。

河本一夫識

上寺古鎧之記目錄

胄。　八幡座。　二方白。　篠垂。
直向板。　三光鋲。　鍬形。　臺輪。
錏。　吹返。　腰巻覆輪。　威垣。
四天星。　四天穴。　笠幟鐶。　總角。
浮張。　忍緒根緒。　障子板。　栴檀板。
小手輪。　鎧。　胸板。　草摺。
搖糸。　綿咬。　茱萸管。　高紐。
押付板。　逆板。　總角付鐶。　總角。
引敷板。　脇板。　相引緒。　脇楯。
裏張。　繰占鐶。　繰占緒。　袖。
笄金物。　水吞鐶。　水吞緒。　志津加緒。
掛緒受緒。

上寺古鎧之記目錄終

冑
八幡座
二方白
篠垂
眞向の板
三光の鋲
鍬形
臺輪
錏
吹返

上寺古鎧之記

備前國邑久郡上寺の山中、應神宮の神職の許に佐々木盛綱の鎧と冑との殘り傳れるを、寶永七寅年八田彌惣右衛門篤則曹源君侯の命を奉りて毛曳直して藏めたるあり。

五枚冑、二方白にして鍬形の立物を打、冑の形、今世に函人の中なる大圓山と云物にして、二十八の鍍金の覆輪ある筋鉢也。鉢の色黑く漆りたるにや、鏽色にや、定かならず。（大方は黑く塗たる物なるが、漆の色の年經りたると見へたり。）八幡座、四重皆鍍金を以て造れり。手反の穴八歩五厘あり。下の重一寸一歩半（二寸一歩半也（朱書））菊の唐草を高く彫て其幅三歩半なる物也。夫より上なる物、皆菊の花の形に刻みて、世に擧玉と云へる物は、其周廻を外の方へ折返して、無地に□なせるか、不高して玉緣なんと云へる物の形にぞ似たる。（惣て今樣の物とは大に異にして高からず。）二方白は、鍍金の板を鉢の前後に敷て、前の板は下の徑二寸計（三寸二歩也（朱書））後の板は一寸半計（一寸九歩也（朱書））もやあらん。それが上に世に云、篠垂の金物、前に三、後に二つを打たり。下の一重、菊の裏花を彫たる物也。中の一重は世に云ふ刻と云物也。篠垂の形は、今云銀杏形蝪頭なんと云物にはあらず。譬ば瓢なんどを見たらん樣なるが、其先は尖たる樣に造りて、大樣鈑形とも云べき物にぞある。眞向の板鍍金の覆輪ありて、染革にて包み、梅花の革（梅の裏花なんと申すにや、）にて染革の緣取て、三色の組の糸を伏たる事、今も多く世に粧ふ物と異ならず。（但染革の色以外古く成て、彩なせし紋の形定かならず。）世に云、三光の鋲を打たる事、異なる製にも非ず。鍬形、甚薄くして、是も鍍金の年舊りし物と見へたり。鍬形の光の方に、俗に猪目なんど云穴あり。世に臺輪と云物も鍍金にて菊の花と葉との形を彫たる物なり。鍬形差入て皮して括留むべき爲に、鍬形の本の方にいかにも小きなる穴二づゝ左右有。是鍬形落すまじき爲の料とぞ覺ゆる。錏は五枚、其中四枚を取て、吹返し、又其中三枚を革を以て包みたり。其大さ方五寸計もやあらん、染革にて包み、梅花の革の緣取、三色（紺・白・茶也（朱書））の伏組ありて鋲を周りに打事十、上の方隅の所に菊の花と葉とを彫透たる鍍金の丸き紋を打て付く。染革に獅子の形わづか計見へたり。下の板一枚は

腰卷覆輪
玉垣
威垣
四天星
四天穴
笠驗鐶
總角
浮張
忍緒根緒
障子板
栴檀板

包殘して、緋の糸の菱縫二通して、紫・萌黄・白三色也(朱書)の啄木の組を以てむなめと云物を一通縫たり。鉦の惣廻り四尺一寸餘［勿論吹返よりの寸也(朱書)］札の長各一寸八步也。札は鉦よりメ、鎧草摺皆黒く漆りたる物にぞある。鉢付の板に世に云八重の間の金物を四所に打、鋲二宛打て付、其金物の間々に鉢付の鋲、是も鍍金を以四所に打たり。裾の板は緋の組にて菱縫二通メ、三色の啄木の組を以てむなめ一通縫たり。裝金物なんと云物はあらず。袖・草摺・栴檀の板等、裝の板は其製皆しかなり。鉢付の板の上にそたれる金物の今世に云腰卷の覆輪は、鉢の筋覆輪と同くして、それが上の玉垣或は威垣と云物、鍍金を以て周り張て、毎間に八相・花形・猪目なんと云物を彫透して飾なせり。［其さま今の製に不異。］只猪目彫たる下の方に鍍金の鋲打たるが、其頭細長く尖りて、譬ば釘を内の方より外へ打出したらん樣なるぞ、世に異なる製には覺えざれば、此等の名も、古き書には見へざれど、鍍金の體其時代の物たる事、可疑もあらず、四天星、又其下に穴を穿つ事、今世にある物と不異。前も後も篠垂打し筋より、中三間を隔て、四間目天邊より三寸五分下に設たる事、左右ともに同じ。［今云四天の緒と云物はあらず。］笠驗の鐶、鍍金の徑一寸計りなるを、手反より下一寸計りにやあらん後の篠垂二筋の眞中に打、緋の糸にて組たる總角を結て付。浮張、古より有けん、しらず。［浮張は紺の布廻り刺也、革にはあらず(朱書)］今の革の樣は、寶永年中に毛曳直せし時に、付たる物とぞ覺ゆる。緣とりたる革［黑也(朱書)］を漆もて鉢の周に粘し樣、全今の製に不異。［今世に云銘出之穴と云物なければ、鉢の内はいかにや有けん不知。］眞向の板の内は、表と同く染皮にて包し物也。冑緒、付し料は、今云三所付にて、後と左右とに小きなる鐶を打てつけ、冑の緒は古より付ざるにや、不傳。鐶に付たる物、袖・脇盾・草摺・栴檀の板・小手輪・障子の板、皆殘傳れり。障子の板、表裏ともに染革にて包みて、鍍金のふくりんあり。前後の下の方に外ざまに折曲たる所を、鍍金の丸鋲を以て縮咬に打付る事、異なる事非ず。栴檀の板、長き事七寸四分、濶き事三寸、板の數三枚［二枚目紫、三枚目淺黄糸也(朱書)］にて小札毛曳し、上の方一枚、［今頭の板と云物、］其餝れるさまは、胸板等に不異。其形は中と左右の角尖りて、譬ば桔梗の花の半ならん樣なるを、染革にて包み、伏組して鍍金の覆輪あり　裏は表革にて、首枚とて板を一枚に張たり、轉裝の板を敷て、八相の間の金物を打、小き座ある鋲を金物の上に打、其下に［世に流紋、又は水引と云、］

小手輪

赤白の二筋あり、下の白は綾と見ゆるだ、上の赤きは革の古くてすれたる物にや。假粧の板を包める革は世に云杉立の革にして、其彩れるさま、古き世のものなる事可疑もあらず。今の物に比すれば、大に殘臈の物にぞある。此杉立の革は、いづれを包めるも、皆其代に包みし儘に殘れるとぞ見へたる。小手輪の長七寸七分、上の方は梅檀の板の形の如きが、下は一文字なるを染革にて包み、梅花の革にて緣取て三色の組の糸を伏せたる事皆同じ、菊の花と葉とを圓く彫透したる鍍金の紋を上の方に打て付、扨些の物綿咬に結べき緒付なし。料は各裏の方に壺金を打、梅檀の板は、首の板の折たる所の左右の端の上に向て、つぼがね二を打、上の方は眞中に一つ横ざまに打、緒は一條の緒を左右の壺金に通して、其餘を上の壺金へ左右引違て通せり。小手輪は上の方の端によりて、只一つ壺金を打て、緒は一條の組を二つに折て締となして付たり。各高紐の上を覆て綿咬の手先に結て付、二つの板を結べる紐今闘の緒闘の緒・梅檀板は首の板下の革と裳の板の上の方むなめとからみの間とに所裏より表へ貫通し有、又小手輪の方は、二筋とも表より裏へ貫通し、又表へ貫出し有也(朱書)と申鞦緋の糸にて組たるを、中半と下の方と二所に付たり。

此物の名、古き書には見へざるにや、思ふに、寶永年中に毛曳直せし時、古より穿たる穴によりて、此緒結べると見へつれば、昔より有けん事不可疑。

鎧
胸板

鎧のさま直方にして、今の胴丸なんどの如く圓かならず。胸板は鍍金の覆輪有て染革にて包み、梅花の革にて緣取、三色の組の糸を伏せて假粧板を敷、杉立の革にて包み、八相間の金物を兩端に向へ打て、其上に鍍金の高菊の鋲此鋲の外に小き鋲八相金物の兩端に一づゝ打有也(朱書)左右各二宛打て付る。流紋と云物上に同じ。弦走の革古はいかにや有けん不知。寶永年中に新なる革にて包める也。梅花の革にて緣取り、三色の組の糸を伏せたり。射向の方緣、革の外の方なる端を幅一寸計もや有ん、下より截切て上の方五歩計截殘し、截たる革を卷上て、悉く卷上たるとも見へがたし(朱書)幅四歩計に疊平めて、射向の脇の方へ折曲げて、鍍金の鋲二つを以打付たり。是は世に異なる製にや有べき。馬手の方假粧の板の下より、下の方搖の糸の上の方を、弓手の方に至りて鋲を打事、其數十一也。建上は前二段にして、後は三段、前後鴇とも淺黄糸威、下一段紫也。耳の糸は空色(朱書)衡胴は四側也。

草摺
搖糸

前の草摺、即ち世に云、かすがいためと云物にして、板の數五なる事、異なる製にも非ず 裳の板をば中より二に割て、札の數は六十六なるを、左を三十二、右を三十四に分ちたり。古よりかく有しにや。搖の糸の長一寸四分。搖の糸は

絹咬
茱萸管
高紐
押付板
逆板
總角付鐶
總角
引敷板
脇板

紺色より少淡き、今世に空色なんと申す色にや（草摺威毛浅黄糸也（朱書））耳の糸も、亦同じ色にぞある。絹咬、今様の物とは大に異にして、其高く曲れり。皆染革にて包めり。緒付の管、前後に一宛付く。左右都て四つ也。今世にある胡籙の形に異なる製にもあらず。皆鍍金に毛彫有。高紐、又緋の糸（緋の糸にはあらず白革也（朱書））にて組たるを用たり。（今云手先留と云へる物に同じ。）緒も絹咬の表より裏へ貫通し、胸板に緒付たる（假粧板の下より出る（朱書））様、右に同じ　責緒と云物、皆鍍金にて造れる也。絹咬の前後の半障子の板の外の方に穴を穿て、白革の緒を出せり。（此緒にも茱萸の管あり（朱書））是はしつかの緒結べき料也。押付の板、染革にて包む。假粧の板永引を用、革を以て張れる事、胸板と不異　但雲形の金物を打事、左・右。中三所にして、前の方には異也。假粧の板の上の方に、今云をめりと云物有て、竹を四つに割たる、其一つを伏たらんが如し。（假粧板も又しかぞある。）右の二の物を合せて並べ伏たれば、竹を半に割て伏たらんが如し。其二の上にわたりて雲形の金物と云物を鍍金にて造りて打つ。此金物の様、上は八相の間金物の形に同くして、下は假粧の板の下の方と同じく一文字なる方、上は、をめりの上の方へ餘し出せる事八方計にして、閒に彫なせるさま、雲の如にぞある。（すべて押付より今云發手の側に至るまで、今の胴丸の如く、背溝なんと云へる凹き筋はあらず。）逆板の製、上は押付の一板と、下は同く三の板の上に（押付の三の板は、啄木の組にてつゞり付る（朱書））渡襲て、三色の組をもて、むなめ一通、緋の組をもて菱縫二通せし事、異なる事あらず。菱縫の上左右眞中に、鍍金にて菊の唐草彫たる方に、横長き坐金物を打、横二寸（二寸四歩（朱書））縦一寸三分計、四隅は少圓なり。其上に總角付の鐶を打て付く。總角も、緋の糸にて組たるを結て付く。あげまきの太さ凡圍二寸、其末に付けたる總の長六寸あり（是又寶永年中の物なり。）引敷の板、（前に異ならず。）脇板は、染革にて包み、縁革伏組覆輪ある事、胸板に不異。（弓手の一の間に啄木の菱縫一通有、其上に高菊鋲あり（朱書））染革の上に今世に云七間の鋲と云物を横ざまに連打たり。それより下は毛曳して、弦走の縁革の端五六分計折掛、縁革の上を鋲四つ竪ざまに並打たり。脇板の兩端の上の角より、前後の建上假粧の板の下に緒を懸く。緒は建上に設け、緒と責に脇板に設く。（共に鍍金を以て造れり。）弓手の草摺を付るには、揺の糸を不用、古より云し太刀かけと云物にぞある。其製、厚き革一枚なるを、染革にて包みて左右の端に鋲を打事、各二宛也。扨是を付ん様は、染革の表の方を鎧に當て、下は衡胴のは

相引緒
脇盾
壺板
裏張
繰占鐶
繰占緒
袖
笄金物
水呑鐶
水呑緒
志津加緒
掛緒・受緒

づれと一つらに合せて、染革の裏の方より鋲を以て打付て、（白革にて綴付たると見ゆる(朱書)）革の餘りを下へ打返せば、鋲の上へ垂覆たるを、下の方は弓手の草摺の一の板の裏に當て、札の上に八相の間金物三所に布て、鋲を以て打付たる物也。八相（金物の下に成、かゞり糸紫、其外は淺黄也）（弓手の草摺裳の板札の數六十二也(朱書)）是を蝙蝠付など世に申すにや、馬手の脇は、前も後も脇立の上に少計覆重れるを相・引・の・緒を以て結べり。其緒は緋の細き組を、後は締にも（締にはあらず、前後と一筋づゝ也(朱書)）なし、前は二筋にして、一の側の板に穿出せり。建上も衡胴も馬手の脇に至て、各板の長短ありて不均。前後もしかなり。（鬮人ははたはら造と云て、尋常の製にはあらざる由を申すにや。）脇・盾を包める革、古き物なる事可疑もあらず。今の世の物に比すれば、其彩なせし樣以外異にぞある。（其紋さだかならずと云へども、）獅子の形少しく殘れる、甚殊勝に覺て、今の世にかゝるもののいかでか染出すべき。染革の上に緒付る穴三穿ちたり。又下の方搖の革の下に當れる處にも、後に三つ、前に一つ穴を穿つ。（但緒は古より付ざるにや、寶永年中毛曳直せし時も、緒は付ざりしと也。）此緒付ん樣、今は知たる人希にこそ。（偶知れる人は、秘藏の事となん申すにや。されば世の人容易、此緒付ん樣を知ぬべき事を忌ければ、此鎧威成て、曹源君公の縱覽に供へし時も、緒付ん樣・留ん樣は、命なくば申さじとて、緒をば彌惣右衛門が懷に入て有つるとぞ承る。されば今も此緒は、鎧には付て傳へず。）壺・の・板・は、革を以てつゞり付る事、太刀掛の製と同じ。裳の板札の數六十一あり（五十八也(朱書)）但壺の板の裳の板、弓手の草摺の裾の板は、割ずして縫續けたり。鐶、浮・張・世に包切など申すにや、栗色の革を用ゆ。世に、く・り・し・め・と云物、鍍金の鐶有て（繰占緒はなし。海老金物有、其色は空色也(朱書)）其緒も又緋の色にて組たる糸を用たり。袖・の・冠・板、世に小櫛形と云物にして、染革にて包み、梅花の革にて緣取伏組〆、鍍金の覆輪ありて假粧板八相間金物三所に打、流紋ある事、胸板に不異。世に笄・の・金・物・と云もの、幅六分、長五寸六歩なる鍍金の板に菊の花彫透したるを、四板めの板の横縫の上に、後の方を少しく折返して横たへ打、後の方より三分に〆、水・呑・の・鐶、外規七分計あるを打て付く。水・呑・の・緒と云へる物も緋の糸にて組たる細き緒を付、冠の板の裏眞中に鐶打て、志・津・加・の・緒、白革にて付たり。冠の板の表に七間の鋲と云物は不打。（古よりかく有しとぞ見へたる。）掛・緒・受・緒、皆緋の糸にて組たる物を付たり。是を付べき鐶は、冠の板の兩端の上の角に打、袖の札の長さ二寸二歩、毛立四十六條、幅一尺一寸計、其長前の方にて一尺四寸計、冠の板の下の板より、板の數七枚あり。威毛は淺黄の糸にて、中二通紫にて威せる物也。（二枚目と三枚目紫也(朱書)）但冑の錣は中一通紫。耳の糸と云物は空色

の糸を以て曳たる物にぞある。三枚目紫、其外は淺黃也。總て伏組は、紺•茶•白也。啄木は紫•萠黃•白也。菱縫は緋の糸也（朱書）

此鎧、上寺に傳れる謂れ、書記したる物は非るにや。盛綱、藤戸の海上を馬にて渡すべき先登の志ありしとき、此上寺の八幡宮を遙拜し來て終に軍の先駈ければ、頓て鎧に冑を添て神殿に納めし物とぞ申傳る。實にも鍍金染革のさま、其世の物たる事、不可疑。古鎧の世に傳れる甚罕なる物なれば、やがて聊其あらましを註し置て他日遺忘に備なんと也。委くは別に圖を著しぬ。

元文三戊午夏　四月二十八日　湯元禎記

有朱書込は、明和四丁亥秋閏九月六日不excuse之品を粗改る。（朱書）

蟹江貞則。伊丹義伯。今田知覧。田代信朗。
淺野韶親。高桑因水。丸毛寨達。（朱書）

此朱書の連名、蘆田信君義の所藏の本に有之に依て、書入る也。（朱書）

安永三甲午歲二月六日　寫本書。浦上十右衛門所持　山中長瓊

上寺古鎧記 終

備前國邑久郡豐原
庄上寺佐々木盛綱

鎧兜

全

解題

邑久郡豐原庄上寺
佐々木三郎盛綱　鎧　兜

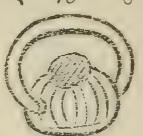
本書は、佐々木盛綱の「上寺古鎧記」とは、全然その觀察の方面を異にしたものであつて、
　備前國邑久郡牛窓御香宮神功皇后御鎧註文外四種
と、題する書中から「盛綱の古鎧記」を抜萃したものである。
蓋し本書中にある古鎧圖のみにても、史家・考古家の好資料であると思ふ。

八月中旬　　森田無適識

邑久郡豊原庄上寺 佐々木三郎盛綱 鎧兜

備前國邑久郡牛窓御香宮神功皇后御鎧注文外四種の拔錄 別に委細に圖有故に略する所多し。

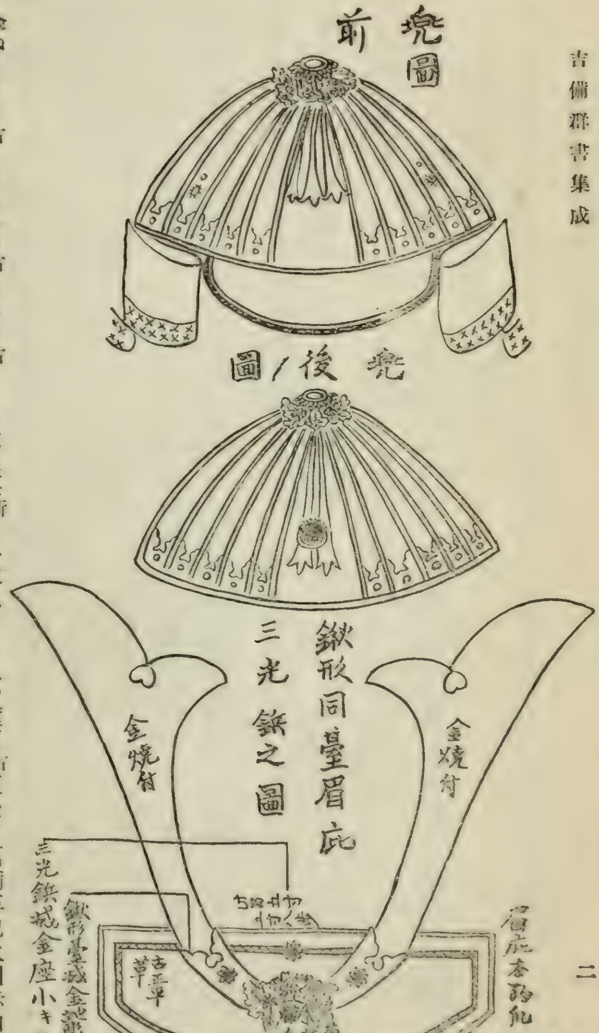
兜三十間左右十三間宛、前品垂の所右の様にて、五間程同所三間程。八方白黒塗物覆輪金燒付。前後金燒付。地板瑞籬あり。金燒付。品垂前三筋、後二筋、金燒付。其座二重下すき菊中小刻。鋲先也。八幡座三重上四如此中二重小刻。大座菊折枝彫地上玉無之。四天鋲穴に鵐目入金燒付座一重小刻。高勝鐶座なし。頭菊のしん

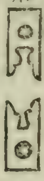


如此腰卷覆輪金燒付ぬめ。腰卷下六歩程金燒付、地板腰卷覆輪よりすぐに延、付眉・庇本。駒爪、表古正平革包、縁古梅革、境三色伏組白・花色黄・唐茶小櫻なし。裏表同事三光鋲金燒付。小座入小刻。頭ぬめ鍬形臺金燒付。地彫菊折枝、眞中に菊折枝の居紋、右三光の鋲、左右の二つは鍬形臺の上に有之、眉庇覆輪上へ廻し取金燒付ぬめ。請裏花色布細刺縁黒革根緒無し。錣本まんぢう鉢附の板小札、双からみに仕鉢付鋲にてからくり、五段黒塗繊一涉黄少濃き、其次二段紫下二段如上淺き糸、耳糸花色糸吹返し、四枚裏威表上三枚、正平革包縁梅革小櫻なし。堺三色伏組花色・白黄、唐茶菊折枝居紋金燒付。縁革上に丸鋲閉鋲かず十双ぬめ小座一重入て、有金燒附。裾板兩端にて四寸程宛みじかし。菱縫二通、紅無名日三色、啄木白・紫・もへぎ吹かへし。下の一枚則是錣の四の板也。兩端吹返しへまはりて、菱縫二通り、紅無名日三色、啄木白・紫・もへぎ裾板いた五のへ掛り候。のみ込一寸餘ほど菱縫あり。鉢付間金燒付みがき。笞相形。四所鋲二つ宛金燒付。四重座下すき菊、中二重小きざみ、ぬめ鋲。間金物の脇に鉢付の鋲ぬめ小座小刻金燒付。一つ宛打の有之四所に四つ也。上總眞紅兩房付之。

一、千檀表古正平革古梅革堺古三色の伏組小櫻鋲無し。覆輪滅金ぬめ裏今正平革へりなし。緒付の鐶滅金居紋菊折枝滅金尤三つ菊胸紐二筋四つ打、裏緒何れも紅糸。

一、小手輪段三本小札黒塗威一紫次きあさき菱板菱縫二とをり紅むなめ三色白紫萠黄啄木耳糸無之、冠表子且同斷覆輪滅金



金ぬめ冠板表古正平革、縁古梅革堺古三色、伏組裏新正平革へりなし。蒸菖古板たて菖蒲革包水引赤白あいたの金物兩方毛彫等なし。筈相形如此一つ鋲、四重座菊刻、頭ぬめ緒付やうせんたん同事、裏緒すこし相違、尤四つ打。

一、鐙木小札一寸四枚半かね一枚ませ黒塗威前古革耳糸二筋宛薄花色下一段の耳糸紫、これも二筋、射向二段浅黄下一段紫、後上一段浅黄、逆板裏威三色啄木白・紫萠黄三段目よりほつて上迄浅黄糸下一段紫糸、綿嚙押付金具廻り無し、はたかみに三日月取押付に用今正平革縁今梅革堺三色伏組上に同じ。小櫻鋲なし。障子板古正平革縁古梅革堺三色伏組上に同じ裏今正平革包縁なし。覆輪金減金ぬめ猪目なし。肩わたかみ手先鋲左右一つ宛是新しわだかみの上へ、障子の板のはしの、古正平革を留る鋲也。打有

り、相引緒馬皮白皮（但葉菖板のきはより、いたししとゞめなし）。責鞐ぬめ金めつき、胸金具まわり、表今正平革緣梅革堺三色（白・きから茶・花色）伏組小櫻無し。覆輪ぬめ金藏金、裏今正平革包へりなし。葉菖板古杉立菖蒲革あいた金物（ぬめ金滅金）長く左右計也。鋲左右に二つ宛、外に小き鋲左右に一つ宛射而、金具廻古正平革緣古梅革堺三色伏組（上に同じ）。小櫻鋲七つ、金めつき覆輪胸同前花がらみ三色（白・紫・もへぎ）啄木あひだの金物なく鋲計六つ、其中前は弦はしりの緣梅革の端を取鋲に並、中に後の方へ寄て二つ頭はぬめ、小座にすき菊二つ、脇からみ穴しとゝめ、小座一入緒眞紅四つ打、責鞐（金滅金）毛彫あり。緒胴の内の方に付有之、後葉菖板古杉立菖蒲革包、水引赤白間金物（滅金）三所上へ掛打（圖にくわし）鋲三所に二つ宛、上へ掛たる所に一つ宛有り、外は前に同じ。

弦走今正平革緣今梅革三色伏組（白唐き茶花いろ）まわり鋲閉鋲數十四、外に一つ射向の鋲を用、臺座金物滅金、折枝菊透彫鐶の菊のしん繰縮、海老金物（滅金ぬめ、）尤後の方端に付逆輪なし。根緒花色唐打一の側、前後の端に引合の樣にいたし緒有之、糸紅四つ打、胴裏一側取後立上げ三枚一包、前馬手に脇立付の緒有之、花色唐打金さし四寸、後の右のほつての端に、海老金物（ぬめ金滅金）總角八つ打總長さ金五寸五分、ふとさ二寸まわり。

一、わいたて下地鐵表、古正平革緣古梅革堺三色（花色黄色茶白）伏組覆輪ぬめの滅金、裏今正平革包穴三つ有り。頰日小刻二重座の下に、後に三つ前に一つ有。下の方にわなあり。花色平打、是は胴の引合の緒付なるべし。下散五段（一寸五枚）下一段わりて有り。淺黃糸威腰付花色威耳糸花色蝙蝠付、今正平革緣今梅革堺三色伏組（上に同じ）。梅革の上に前後に（滅金）丸鋲二つ宛、以上四つ打あり。射向の方も下散𦝫楯に同じ。こうもりつけ鋲も右に同じに打有。あひだ金物三所等相形金燒付鋲二つ宛、如胴四重座一の威からみ、紫糸其外淺黃糸威裾板菱縫二通り、紅無名目三色（白・紫・もへぎ）啄木前後

ゆるき金一寸餘、兩脇一寸五分。

一、大袖小札一寸四枚半也。威上淺黄糸、次二段紫、下三段淺黄耳糸花色、冠板法之通片高表古正平革緣古梅革塀三色伏組上に同じ。小櫻なし。ふくりんぬめ滅金、裏今正平革色蔓葛板杉立菖蒲革包、間金物三所笥相形滅金ぬめ鋲二つ宛、座前に同じ。水引赤白水呑金物滅金菊折枝いけ彫、鐶頭きくのしん菱板菱縫二通り。紅むなめ三色上に同じ。啄木耳糸花色しつか白革水呑の緒袖付の緒眞紅ふさつき、水引白きはあや、赤は革のごとくみゆる也。

後に加新撰而委細記之畢。

備前國邑久郡上寺村

八幡宮の社、有佐々木盛綱所納の甲冑、經星霜已久、依損壞祠官業合豐後欲訴之趣、被屆聞召、被加修覆者也。

寛永七年庚寅七月日

日置隼人忠昌判

池田刑部太寅判

池田主殿長喬判

此佐々木の鎧の事、或人の覺書にて寫置候處不委、有闕脫漏によつて、別に委しく圖に寫置也。

備前國邑久郡豐原庄上寺佐々木盛綱鎧兜　終

黄薇刀劍考

一名吉備刀之由來

上下

全

解題

黃薇刀劍考 上下卷

松本胤恭著

一名、吉備刀の由來、岡山尋常中學校教諭千葉縣士族松本胤恭（甕劍堂と號す）岡山縣へ赴任以來、熱心に吉備鍛冶を穿鑿研究し、明治三十三年一月三十一日、完全なる結果を纒めて本書を成したものである。

今回刊行の底本は岡山縣立圖書館藏寫本で、岡山縣地理歷史調査會の筆寫に係つたものである。

河本一夫識

吉備刀劍考上巻目録

吉備刀劍考下巻目録

吉備刀劍考目録終

吉備刀劍考引用書目錄

大日本史。　本朝鍛冶考。　本朝軍器考。　古刀銘盡大全。　貞丈雜記。
本阿彌秘鑑。　安齋隨筆。　本阿彌秘錄。　備陽國誌。　刀劍養疑。
和名類聚抄。　校正古刀銘鑑。　太平記。　刀劍辨疑。　和氣絹。
劍工秘傳志。　寸簸の塵。　流祖傳圖。　備中大繪圖。　撰刀記。
吉備前鑑。　古今銘盡。　備前小史。　古刀銘集。　備中村鑑。
劍覺書。　美作略史。　鍛工譜。　作陽志。　刀劍武用論。
岡山縣町村地圖。　刀劍辨言。　美術園。　新刀辨疑。　日本主義。
新刀問答。　太陽雜誌。　新刀辨惑錄。　軍器考補正。　隱岐の白波。
骨董協會雜誌。　新刀銘集。　古今銘盡（慶長本零冊）　刀劍名物記。

吉備刀劍考　上卷

一名黃薇刀の由來

松本胤恭述

第一章　黃薇刀の起源及其の範圍

黃薇の名稱は、神代史に既に兒島の名あるにつきても、最古の地名たる事、云ふに及ばず。其の以後、三備及美作の總名として、古く國史に散見すと雖も、前・中・後三備の分割せし時代は史に明文なきを以て、今日より測定しがたきも、夫の火（肥）・豊・筑・越・毛・總等の諸國に前・中・後、若くは上・下の區別をなせしと同時なるべし。成務天皇の五年に、山河を界として國縣・邑郡を分ち造、長を置き給ふとあり。又文武天皇の十二年に使を諸國に遣し、巡行して境域を定めしめ給ふとあれば、當時行政上の便宜より區畫せられたるものならん。まして美作の分置は、丹後大隅を丹波薩摩より分立せしと殆ど同時にして、元明天皇の和銅六年に備前の六郡を割きし由の記述あれば、本書には、以上四國の作者を悉く黃薇工の一範圍中に網羅せり。されども、第一に備前工より順次分類記述せるは、その作家の由來最も古きを以てなり。蓋、黃薇の名稱の起因せしと同時に、劍工の淵源も必ず久遠なりしならん。そは黃薇の冠辭に眞金ふくの言詞あるにつきても明けし。中葉以來の劍史上、黃薇刀の名譽は日本刀の光榮として遍く人の耳目に存する事、その幾多の名工良冶を輩出したるが如き、その關係・由來は決して一朝の故にあらざるなり。然れ共、當時人文の單純なる、その事實上の資材として、今日より文獻の徵すべきものを求むるに、崇神天皇の六年を以て最古となす。そは長船工、横山系譜に、崇神天皇六年己巳春二月、初て劍を鑄て奉る。同秋八月、再勅に依て造る。天氣に協ふにより、住緣を賜ふ。夫より代々寶劍を作る。備前湯桂鄉板屋に居る、今の長船、是れなり。仁德天皇の御宇、其地に崇神天皇を勸請し、斯道の祖神と仰ぎ奉る。云々。按ずるに、崇神天皇の六年に神代の鍛工、天目一箇神の裔にして、大和國宇陀郡にありし者、天國を召して神器の寶劍を模造せしめ給ふ事と、笠縫村に神宮を設け、神器を奉祀し、神人の分界を嚴にし給ふ事との二大記事あれば、長船劍工の祖先が劍を鑄て奉りしと云ふは、或は天國が寶劍模造の勅を蒙りしと同一の事實に源因せるにはあらざるが、同十年、四道將軍派遣の命ありて、吉備津彦命は、實にその撰にあたり、北の黃薇の地に御駐屯ありしこと、史乘に明文あるのみならず、中山の兩宮の、今日に廟舍し給へるにても昭々たれば、當時從軍の八十作男中に、天國門下の劍工を引率し給へるに

はあらざるか。長船系譜の所謂湯桂郷を古は靫負の字に作れる事、和名抄に見ゆれば、伊比の假字遣ひこそあれ。靫は古代の戎器にして、矢を盛るの器なるにつきても、乃ち從軍の伴男が此の地に永住せし爲めに、この名の起りしなるべく、その中に劍工等が祖先もありしならんか。後世に至りても、征行派遣の命を受けし將軍が、劍工を隨從せしめたる例證多ければ、特に人文單純なりし當時にありては、專門分科の方、不十分なりし結果、伴男中に自ら劍工もありしなるべく、その劍工こそ天國門下の良冶もありしならめ。是れ余が黃薇劍工の源流を以て、天國門下より分派せるにはあらざるかといふ愚考ある所以なり。

一說に、兒島郡の島嶼に、大槌・小槌の二島ありて、その地は長船劍工の祖先が海外より始て兒島郡に移居せしも、本と鍛錬に適せざる爲めに、携ふる大小の槌を海上に擲棄せしに、續立して島となれるものにして、鍛工はそれより長船に移住せりと。此說荒誕固より齊東野人の囈語、取るに足らず。只同系譜中の位祿を賜ふ云々は、或は疑ふべし。

第二章　黃薇劍工各派の所在地

黃薇劍工の源泉地の長船、即靫負たりし事、固より云ふ迄もなけれど、その他の劍工が所在地を次第せんに、その備前の古郡名、和氣・磐梨・邑久・赤坂・御野・津高・兒島・上道の八郡中に、かの古備前工、後、長船の諸流と、福岡一文字工、その餘の貞宗派・大宮工等は、昔邑久郡に居り、吉岡工及正中派の諸流は磐梨郡に居り、鵜飼工・畠田工の諸流は津高郡に居りし者にして、備中工は、その古郡名、都宇・窪屋・賀陽・下道・淺口・小田・後月・哲多・英賀の九郡中に、古備前工に對すべき古備中工、及び青江工・片山工の所在地は、窪屋郡にして、萬壽の作者は賀陽郡に居れり。その他、曾部・刑部・水田の諸工は英賀郡に、荏原工は後月郡に住せり。備後工は、安那・深津・神石・奴可・沼隈・品治・葦田甲奴・三上・惠蘇・御調・世羅・三谿・三次の十四古郡中に、三原工は御調郡に、葦田工は葦田郡に、三原工の分派せし尾道・鞆津の二派は沼隈郡にあり、美作の劍工は、その古名、英多・勝田・苫東・苫西・久米・大庭・眞島の七郡中に、堀坂工・川邊工・飯岡工の三流は、勝田郡に居り、天正以後に移住せる美濃の關工の支流も亦此郡中に住せり。以上、黃薇四國中の劍工所在地の概略となす。（其他永住の地にあらざるも、劍工が臨時淹留せし時の銘題ある者の如きは、遍く全國劍工との關係あることなれば、本條に省きて、別に論述することあるべし。今特に古郡

小烏丸
摺丸
痣丸
蒲穗丸
袖切
籠手丸
大包平

名を列擧せしは、群書渉漁の便宜此に及びしのみ。時代の異同、地名の沿革等は、更に各派の條下につきて所見を逃べん。

第三章　古備前工の二流

崇神の朝に、寶劍鍛錬の事ありしより、一千五十餘年間、作者の記述なきを以て、黃薇劍工が傳統の沿革を知るによしなしと雖も、文武天皇の大寶中に、例の天國の裔天國が、小烏丸を造りて、之に鐫題せし事、鍛工の製作物に名を署銘せる元始にして、それをば一般に如何なる寶刀・名劍も作家を知ること能はざる由、新井白石翁の軍器考にも見ゆれば、黃薇刀の作者も同じく、如何なる良工ありて、如何なる名器を鍛錬せしや否やは、鐫題の事實なき時代なれば、今日より研究するに由なし。而して黃薇の最も古き鐫題を今日に鍛錬になりしものと云ふ。友成の子介成、孫介光、曾孫友成等ありて、後冷泉天皇の天喜・康平の際に及び、助友の子助秀、孫助近、曾孫行秀等も皆相傳ひて、天喜の友成の時に至れりと云ふ。

信房は、村上天皇の天曆中より後三條天皇の延久中迄、頗る長壽せし人にて、實成と同時の工なり。後鳥羽天皇の寶劍、摺丸はその鍛錬になれりと云ひ、歴代皇太子御傳承の御劍一切はその作なりと云ふ。或は傳ふ、是れ友成なりと。天上の事未だ遽に速斷しがたきも、此の一事を以て、信房は實成父子と連璧馳驅するの良工たりしを知るべきなり。子高平畠山莊司重忠、一谷の役佩用の作者守恒七兵衛景清の刀、痣丸の作者國包八幡公義家朝臣、前九年の役佩刀の作者安次源義經の從臣、龜井六郎重淸佩刀の作者義憲源右府賴朝佩刀の作者包平後鳥羽天皇の御劍、蒲穗丸及平內府重盛の袖切、即ち源右府の籠手丸の作者助平丹波守藤原保昌の佩刀及曾我五郎時致佩刀の作者及季子是助等ありて、皆一條帝の永延・寛弘中の工なり。而して高平・包平・助平最も顯はる。後世此三人を稱して備前の三平と云ふ。高平の二子高包・光宗ありて、後一條・堀川兩朝の際に出づ。高包の子吉氏、孫高安、曾孫國吉等相承けて、後朱雀天皇の長曆・長久の時代より、鳥羽・白河の二朝經て、國吉の子成恒、孫高重、曾孫高光の時に至り、長船在住の銘ありと云ふ。高光の子成高、孫高綱に及びて、曾て豐後に住せし事ありしかば、その地の工も亦之を祖とするものありと云ふ。高綱の四子成綱・師實・成包・高包等あり。皆後堀河天皇の寛喜・安貞中の工なり。或は云ふ、成包の子に章實ありて、師實と共に叔姪、上番の撰に預り、後鳥羽天皇二十四番工中に署名せる者是なりと。時代異同あり。考ふべし。包平・助平・是助、及光宗の後も後世相紹ぎ、並に家聲を墜さず、支流蔓延し、白河天皇の長曆・承保の頃に至れり。而して名聲倏倆、輦中に卓出し、能く古長船工の流祖となりし者を守恒となす。因みに云ふ、池田家の珍器に包平の作あり。長大なるを以て大包平と云ふ。勝入齋信輝の佩用せるは、笹の雪と名付し利刀にして、兼定作なり。

小松切

第四章　古長船工の二流

以上古備の二流に紹ぎて、作者の淵叢たりし者を古長船の二流となす。正恒及國弘是なり。正恒は、一條天皇の永延・寛弘中の工にして、上に述べし古備前工守恒の子なり。五郎左衛門尉と稱す。或は傳ふ、包平の子と。　三子あり。長を有正と云ひ、次を正恒。正次と云ふ。有正、通稱は奥州太郎、三條天皇の長和・長元中の工なり。二子あり、正恒。有國と云ふ。此流の工に正恒と稱する者三人を出すを以て、世に初代・二代・三代の名を付して之を分つ。　三代正恒の子恒次。恒遠あり。恒次も亦奥州太郎を襲稱す。　その後、眞恒・眞則・眞定の三世を經て、堀川天皇の寛治中に至る。眞定の長子定則、崇徳の朝、承元中福岡に移り、三子眞忠、白河天皇の康和中備中片山に移る。福岡・片山二流の刻工は皆その後に出づ。　恒遠、奥州次郎と稱し、子遠近、孫經遠、曾孫經房、玄孫經末の四世を經て近衛の朝久安中に至る。經末の子、菅經あり。その子是介は所謂承元二十四番撰中の工なり。二代乙恒(ヲカ)の子に常保あり、四郎左衛門尉と稱す、後冷泉天皇の永承・天喜平の工なり。子恒光。近恒等ありて、恒光の子光恒、光恒の子光弘、近恒の子近房及門人近村等あり。支流には、近房の門人成包・宗依の如き、有正の季子吉宗の如き、分派頗る多く、相受けて數十名の良工を出せり。世に此流の祖有正を陸奥の鍛工なりと云ふは、その子孫の當良を以て自稱となせるに對し、之をなすものなれど、洵に孟浪の言、信憑しがたし。蓋當時、東北變多くして、戎行の合撰なりしかば、出征の將軍、例により名工を伴はるるに因りて、正恒も亦其の撰中にありしなるべく、歸郷の後、特に子孫に陸奥の守を冠して通稱とせしめたるものならん。往往の久しき陸奥工の、その後に出づるものも與ち推むに足らず。源判官義經の陸奥を出る時、藤原泰衡の贈せし刀、小松切と稱するものは、實に初代正恒の作にかゝると云ふ。　後世、所謂名工五種正恒の目あるに及び、此流の正恒三人を加ふる者、盡く良工なりしを證するに足れり。正恒の一流と共に、時を同じうせし國弘は、世系を詳にせざれ共、僅に古備前名工の家を受けしものにして、子守包、孫助高、曾孫國織、玄孫包永の四世を經て、鳥羽天皇の永久・元永中に至る。包永の子包助、孫高安、曾孫國吉、玄孫守光の四世を重ねて、順德天皇の建保・承元の際に及べりと云ふ。一説に、國弘を以て、古備前工守恒の弟國包の子となすの説あり。時代符合、信ずべきに似たり。

第五章　福岡工の二流

吹栗
大一文字
南泉

古備前の二流と古長船の二流とにつぎで一流をなせる者を福岡工の二流となす。福岡劍工が長船につぎて、幾多の名匠を輩出するに至りしは、機運の關係に因ると雖も、抑亦繁華の勢力と、需要供給の便宜と、能く長船古工の遺流を驅りて、此地に移住せしめたるに原因せずんばあらず。そは土肥經平が著にかかる、寸筱の塵といふ册子中に、備前國府の沿革を論ずる條を見るに、鎌倉開府以來、上道郡の國府は名のみにて、いつしか福岡を都會となすに至れりとあり。思ふに皇室式微の影響は漸次福岡をして集權の地たらしむると同時に、劍工の盛榮を致せしもの、偶然にあらざるをしるに足らんか。福岡の二流中、先づ顯はるゝ者を一文字流となす。此流の祖を定則と云ふ。卽ち古備前長船工初代正恒七代の孫にして、眞定の子なり。崇德の朝承保・元暦中の工にして、備前大夫と稱す。三子則宗・延眞・爲國あり。就中長子則宗、盛名父に超え、後鳥羽天皇の承元中、正月の上番にして、御番工中の白眉たり。所謂御作の御相鎚をもなし、後の菊作の名譽を得たり。世に三浦義澄の佩刀吹栗と稱する者は、則宗の作なりと云ふ。則宗の子助宗・成宗・安則・助成・國職・吉房・助宗等あり。助宗、修理亮と稱し、父と共に承元の番工中にありて九月の上番たり。所謂大一文字とは此人の作なり。後鳥羽天皇の御劍菊丸、及赤松氏の寶刀南泉の作者なり。助宗の二子助包・助則共に、順德天皇の建保・承久・安貞中に出づ。助則は後鳥羽天皇隱岐に蒙塵し給ふ後、十一、十二兩月の上番工たり。世に小一文字と稱するは是なり。小一文字助則の子に助吉・助武・則宗・家光・助茂及門人觀喜等ありし。助茂・助吉最も名あり。定則の次子延眞別に家を成し、その孫信房、中原權守と稱し頗る良工の名あり。世に古備前工信房に對して權守信房と云ふ。或は云ふ、安德天皇の西海に崩じ給ふ時、歷代御傳承の寶劍、卽ち崇神の朝、宇陀の天國が奉勅模造せしもの、國體と共に長く滄海に委し給ふに因り此時信房に命じて模造せしめ給ふと、かかる舊傳あるほどの良工なりしかば、後鳥羽の朝、承元の番工として、三月上番にし、鍛冶職長者の命を受け、所謂御師範工十二人の最たり。その子信正、權三郎と稱し、頗る冶工の典例古實に通ずるを以て名あり。隱岐の行宮に九。十兩月の上番工たり。信房の支流甚廣し。又、成宗の次弟助成、長門守に任じ、同じく承元の番工として十一月に上番せり。成宗の子に助房あり。その子も亦助房と云ふ二代助房の弟に吉房・助眞・是助・則房、及門人定助・爲利等ありて、特に吉房は後鳥羽の朝二十四番工の一人にして定助の次子朝助と共に御撰の寵命を荷へり。助眞は龜山の朝、弘長中、鎌倉將軍惟康親王の徵を蒙り、子助貞と同じく相模に赴き、鎌倉山内の地に居り、相州工の淵源をなせり。所謂藤源二是なり。その他、則宗の季弟に爲國ありて、

その子宗國・宗長・吉國・守國・次信等輩出して各一家をなし、支族福岡以外に分派し、吉岡・國分寺・豊原の各地に散在するに至り、良工頗る多し。特に宗國の長子左近太郎宗吉は、後鳥羽天皇御番鍛工十二人の一にして、承元に伺候して、隱岐蒙塵後も七・八兩月の上番たり。宗國の次子宗家、その子宗隆も亦二十四番工に列せり。而して宗則の妹婿に助行あり。片山太郎大夫と稱し、後白河天皇の保元・平治中の工にして、その子行國河内守に任じ十月、孫助延備前守に任じ十二月、父子共に承元の番工たり。備中國片山工の一派は、蓋助行の後に出づ。以上福岡一文字工の盛名ありて、無數の良匠を輩出せしも、宗則の一文字流と同じく福岡工の一流たりし者を宗包の一流となす。

宗包は其の系に所出を知らざれども、蓋古備前工の一流たりしならん。通稱は四郎左衞門、後白河天皇の保元・平治中の工にして、子宗弘。包永、包家・包末・包道等ありて分派する處甚多し。包末。包道の兄弟、包道の子包助等父子叔姪并に二十四番工の中にあり。宗弘の孫に行宗ありて、順徳天皇の建保中の工にして、新田左中將義貞朝臣、南朝の將軍たりし時の佩刀は、實にその作にかかると云ふ。

以上に記述せる當時の福岡工等が伺候せし上番鍛冶の事實が、如何に海外に迄傳播せしか、乞ふ下文につきて其消息を傳へん。こは明人茅元儀の著はせる武備志の一節にして、原漢文なれば譯出す。

上等を上庫刀と曰ふ。山城若盛なる時、盡く日本各島の名匠を取りて、庫中に封鎖し(武庫より考へし庫中の語にして、即ち京師に召集し給ふの意なるべし)、歲月を限らず、其工巧を竭さしむ。之を上庫刀と謂ふ云々と、又次等を備前刀と曰ふ。血漕のあるを以て巧刀となす。刀上に或は龍を鑿ち、或は劍を鑿ち、或は八幡大菩薩・春日大明神・天照大明神と鑿つ。其形特外に在りて美觀を爲す云々とあり。

蓋し北條氏弘安の大捷以來、國威海外に漲りしは正に是劍工輩出の時に際せるを以て、宋の時に歐陽修の日本刀を詠せし際に比すれば、赫々たる鋒芒氣焔を滿漢人種の眼底に映射せしめしことの幾倍なりしを知るべし。特に足利義滿の明に通ぜし頃、日本を彼れに輸せしこと、善隣國寶記にのせたるをみるも、如何に日本刀を珍重したりしか、如何に備前刀の名に感ぜしかを見るに足らん。花園天皇の朝に、北條氏の撰定せし注進物と稱する六十工の中に、備前三十六人をぬき、義滿の時宇都宮

參河守清綱に選せしめたる可然物六十工中に備前工五十八、同時代に以上二種の殆ど優劣なき傑作六十一工を選定せしめ、名づけて新作物といへり。その內三十七人の備前工あるにつけても、備前刀の聲價の如何を知るべし。その洛外に傳唱するに至りしも、決して偶然にあらざるなり。猶以上三種の選に入れる作者の事及備中工の事は、更に下文に於て詳論することあらん。

第六章　吉岡工及正中一文字流

吉岡工は福岡小一文字助則より分派す。助則の子助茂・助吉、女婿家則、門人吉房等、皆順德・土御門二朝の頃の工にして、建保中より磐梨郡吉岡の庄に住せるを以て、其後裔を吉岡派といふ。正中一文字と稱するものは、助吉の裔に左衛門尉吉氏あり。後醍醐天皇の正中の頃、一文字の號を給へるを以て此名を得たり。（吉氏の作に、岩の庄地頭藤吉氏を鐫銘せるものありといふ）吉氏の後數世、稱光天皇の應永・正長の頃、吉成と云ふ者に至るまで、正中一文字の名を得（傳）ふ（邑久郡に牛岩の庄あり。或は此の地に住せしか）と云ふ。

第七章　中古長船工の六流

福岡の二流と前後角逐相和して世に顯れし者を、吉薇刀の根元地たりし長船工の六流となす。中古の二字を冠せしは、吉薇前、或は古長船工に分類せる稱呼なるべし。此の六流中最も古きものを安家の一派となす。

安家通稱は太郎大夫、古備前の良工安次の後にして、白河天皇の御宇、承曆・永保中の工なり。子恒光・重永・行行、門人則恒等ありて、餘流頗る廣し。恒光の次子則次も亦、後鳥羽の朝二十四番工の撰中にあり。安家の一派につぐものを行吉となす。

行吉は高倉天皇の安元中より土御門天皇の承久中の工にして、當時の上工たり。長船四郎左衛門と稱し、後鳥羽天皇御師範工十二人の一なり。子宗俊・宗秀・家次等、其の裔各一家をなせり。行吉の一派につぐものは行利是なり。

行利は四條天皇の文曆・嘉禎中の工にして、福岡の支流、備中國片山流の祖太郎大夫助行の孫なり。父を行高と云

ふ。子行眞・行秀・行宗・眞守、及門人信國・國永。末行等あり。その後分派甚だ多し。行利と同時に弘恒あり。又六流の一たり。

弘恒はその所出を知らず。子弘綱・弘行・弘直ありて各一家をなせり。然れども他の五流に比すれば支属僅に十六流中餘工のみ。門葉大に遜る所あるがごとし。一派をなすもの、弘恒の弟定俊あり。子定利・定吉・是友等あり別に一家をなせり。弘恒・定俊等の兄弟につぎて爲義の一流あり。

爲義は後深草天皇の建長・文永中の工にして、子爲吉・爲久・爲安あり。その後に、是介・爲光等ありて、後小松天皇の至徳中、後光嚴天皇の延文中に至れり。以上を中古長船の六流となす。

第八章　畠田工の一流

後鳥羽天皇の元暦・文治中の工守近といふものあり。畠田工の首祖となす。守近は福岡工爲円の女婿にして、始めて津高郡畠田に居りしより此名あり。畠田の地、古庄郷名中見る所なし今の細田村は或は此の地か。子守家・直守・家助、門人直恒・守直あり皆四條天皇の天福・延暦中の工にして、その子又、守家といふ。守家の二子家秀・守秀ありその後三世に傳ふ。家助の子守安、孫守俊あり。其後に小反派長船工の祖たり。眞守の子を村宗といふ。其子に守長あり。直恒の子村恒あり。晩に薙髪して道阿と稱すその後を亦小反派の一流となす。守直の子守行・守恒ありて、其餘流後光嚴天皇の朝、貞治・正慶の頃に至れり。

第九章　直宗派の一流

直宗の一流は、直宗を祖とす。直宗は高倉天皇の嘉應中の工にして、その出所を詳にせず。本姓を中原といふ。子直宗に至り一流をなせり。直宗の子國眞あり。備前大夫又太郎左衛と稱す。晩に僧となりて信濃の善光寺に遁る。子國眞、權守と稱す。元久中の工たり。その弟國貞・國宗・國直・國安・正眞あり。各一家をなせり。特に國宗は畠田工國綱と共に相模の鎌倉に居り、後世相州工の基礎をなせるもの、所謂備前三郎是たり。鎌倉より歸れる時年六十餘、備前工中鍛錬の法、別に一流の

模範たり。後世これを備前三郎國と云ふ。直宗の女婿に眞宗あり。福岡工則宗の五子なり。その後に國綱なり。直宗の次子貞恒ありて、その姪眞房は所謂二十四番工の撰中にあり。

第十章　大宮工の一流

二條天皇の永萬中、京師大宮の劍工盛國と云ふ者來りて、邑久郡福岡庄の內、上道郡に屬する地吉川に居る。子助盛・重國等あり。その後數世此地に住するを以て、大宮物の名を附して、從前の福岡工・吉井工に分つ。作者前後、凡三十餘人あり。

第十一章　長船工一流工及吉井工

黄薇劍工の名を署せるもの、先後千有二百年、所謂、古備前工と古長船工とに雁鶩行して名流を輩出し、能く刀劍史上に萬丈の光彩氣焰あらしめしものは、長船一流工にして、その始祖を近忠となす。近忠はその系の所出を明らかにせずと雖も、想ふに、順德天皇の建曆中の工なれば、當時鑄劍鍛錬の聲價は、福岡・青江等に壓倒しさられ、長船の根本地は、恰も周末の天子の如く、往古名工の淵叢たりしと云ふ虛名を維持するに過ぎざりしにも關はらず、一旦崛起して頭角を長船の古壘に露出し、以てよく將に墜ちんとする聲價を恢復し、竟に一流の祖たるを致すもの、夫れ必ず備前名工の後たりしや明らかなり、宜なり、其後多の良匠・名冶を接踵輩出せしむるに至りしことや。近忠の子光忠・安忠・光守あり。皆四條天皇の仁治・寛元中の工なり。光忠最も名あり。世に新羅三郎義光の後三年の役に奔るや、實に近忠鍛錬の作を帶ぶと云ふと雖も時代齟齬せるにより取らず。或は古備前の良工の手になりしものを訛傳せしものか。織田右府は世に所謂軍用佩刀の寸法を定められしと云ふ。愛劍の名將なりしが、最も光忠の刀を愛し、大小備ふる所二十五口に及ぶと云ひ、豐太閤小田原の役に伊達政宗の來謁せし時、光忠の刀を引出物とせしを、政宗之を以て人を切りしに、その携ふる鐵燭臺を併せ斷ちしといふ。當時の英將が如何にその作を愛重せしか、また以てその良工たりしを知るべし。光忠の子長光・光近・眞長・景秀、及門人家光等あり。皆後深草・龜山・後宇多三朝の時の工にして、各一家をなせり。而して長光最も顯はる。長光、通稱は左衞門尉、後薙髮して順慶と云ふ。川中島の役、上杉不識庵が武田機山を擊ち、その鐵扇を斷ち、額上に傷つけしもの、世に所謂小豆長光是なり。足利氏の重器に大般若と稱するもの、亦長光の作といふ。足利義輝の三好に弑せらるるや、實に此刀を以て賊兵九人を手殺す。後に織田右府信長、東照公の勇戰を德とし贈るに此の刀を以てすといへり。信長又嘗て其の臣丹羽五郎左衞門長秀に給ふもの、所謂鉈切長光も此の人の作なりといふ。長光の子、又長光と云ふ。左近將監と稱す。その弟光包・眞光等あり。而して將監最も上工たり。その作、父と同名なるを以て、世に將監長光と稱し、以て父に分

小豆長光

鉈切長光

甲割

つ。將監の子景光・長宗、及び門人俊宗・爲宗等ありて、景光最も良匠の名あり。景光の子兼光・義景・生光・貞光・守光等あり。而して順慶長光以來の長船工として、古備前福岡以來の備前工として、此の間に潛匿せる光輝を、天下に發揮せし者を兼光となす。兼光は長左衛門尉と稱し、後醍醐天皇の延元・興國中の工なり。足利尊氏の九州に走るや、途に福岡を過ぎ、兼光をして長船村崇神天皇の祠前に於て一刀を作らしむ。成るに及び、親ら之を試むるに鎧二領と甲とを併せて之を斷つ。尊氏賞措かず。因て甲割と名づけ、湊川戰捷の後、新に崇神天皇の祠を營造し、兼光に土地若干を給ふてこれを賞すと云ふ。

一說に、尊氏の福岡に寓せしは、延元西走の日にあらず。正平中直冬を九州に征する時の事となす。未だ何れか是なる事を知らず。

元龜中近江の淺井氏の重器に兼光の刀あり。長政の亡ぶるに及び、信長の有に歸す。信長之を明智光秀に給ふ。光秀またこれを愛宕の社祠に奉ぜしを、豐太閤、その名作なるを惜み、更に換ふるに他刀を以てし、取りて手中の物とすと云ふ。

此の時に當り、鎌倉の良工岡崎五郎正宗あり。四方を周流し、各地劍工の鍛錬を視察し、大に啓發する處ありて、當世の作家靡然としてその門に集まり、長船工中、兼光及眞長の孫長義の外、延元重等、その指教を受て而して後世正宗の下に十哲の目を定むるに及び、兼光・長義共に選中にあり。兼光の子政光・倫光・有光・基光・行光、門人次久・信守・壽光等あり。世に相傳ふ。是を長船一流工となす。此流の支流中最も著はるゝものを、忠近・眞長・守重・景秀・末則の數派となす。

忠近は順德天皇の建暦・承久中の工にして、一流の始祖近忠の子なり。或は安忠といふ。子近倫・忠貞ありて、子孫別に家をなす。

眞長は光忠の三子にして、順慶。長光の弟なり。平三郎、又紀次郎と稱す。兄に共に名あり。子光長、後花園天皇の、文保・正和中の工なり。四子あり。長義・長助・長重・兼重となす。皆建武より延元の工にして、長義最も名あり。

長義通稱は藤左衛門尉、曾て兼光と共に相州に遊び、五郎正宗に從ひ、その指導を奉じ、伎倆兼光に超ゆ。共にその門人中錚々たり。長義兄弟の後、並に長船一流工中の作者として、よくその業を紹述し、後柏原天皇の永正中に至れり。長義の妹婿に守重あり。守重は後伏見天皇の正應・永仁中の工にして、子元重・重助・重貞等あり。皆建武・延元中の工なり。或は

云ふ、美濃の關流の冶工金重は元重の別名なりと。（元重大藏允と稱し、弟重眞と共に鎌倉に遊び、正宗の子彥四郞貞宗に學び、その伎倆優に支流中に卓出せり。此兄弟の後、別に各一家をなせり。）

一流工の支流に末則といふ者あり。光忠の門人にして、其後數傳、伏見天皇の永仁中の工重久に至る。末則の一派の外、更に一派をなすもの景秀あり。景秀は長船一流工第二世光忠の四子にして、四條天皇の天福・嘉禎中の工なり。其子景則・景安・景依等あり。皆北朝の弘長・文永の際の工なり。（此兄弟の後、皆數世に傳へ、因州・雲州の各地に分派す。）

而して景依の子景長・則綱ありて、吉井物と稱する一流は、實に其後に出づるを以て、此に附記す。

吉井工の始祖を長則と云ふ。後光嚴天皇の康安・貞治中の工にして、景長の子なり。始て上道郡吉井の地に住し、（吉井は福岡庄の内なれ共、福岡の庄大部分は邑久郡にあらずして上道郡に屬せり。）大宮工の舊蹟に居る。子永則、門人正則あり。永則の子吉則・正則・清則及門人正則等ありて、その後相承け、後土御門天皇の文明中に至り長則と同時に宗利と云ふ者あり。又吉井に居り、藤六左近太郎と稱す。（その後數傳して、貞治應安の際に及ぶ。）而して吉則曾て出雲に居りしより、その地にも分派相承けて、永祿中に及び、數十工を出すといふ。

第十二章　鵜飼工の一流

吉井工の時に先だつこと殆んど九十年、長船一流工順慶と同時に鵜飼工の一流あり。その祖を雲上と云ふ。（又盛重共云ふ）子雲生（又盛重と銘す。）二世雲生の子に雲次・雲同の二人あり。花園天皇の永保・延慶中の工なり。（雲生曾て但馬に寓せし事あるを以て其地の劍工も亦その後に出づといふ。或は傳ふ、二世雲生始の名は國友。子雲次の始の名は國吉と稱せしが、後醍醐天皇の北條氏を滅せんとし玉ふ時、曾て此の二人に勅して、御劍を造らしめ玉へるより、父子共に今の名を給ふと。）雲次の後を世に雲次と稱し、雲同の後を又雲重と稱し、同名相傳へ、後圓融天皇の永德中に至る。是を鵜飼物と云ふ。（鵜飼の地は今の津高郡字甘の地なり。）

第十三章　長船小反工の五流

後鳥羽天皇の天曆中の畠田工の支流と、順德天皇の建曆中の長船一流工の支流と相集まりて、長船の地に居るものを、長船小反工の五派となす。その子孫世々繼承してその業を守り、所謂新古刀分界の時期に及べり。相傳ふ、天正の末年に山崩れ、水溢れ、長船の民家悉く流れ魚となる者實に千餘戶、鍛工の家皆湮沒し、存するものは長船一流工の後二家と、畠田工の後一家とあるのみ。その他名工の後、本支全く斷絕すと。小反工五派中の最も古き者を守景の一派とす。

守景は花園天皇の正和・文保中の工にして、畠田派の工直恒の後なり。薙髮して道阿と稱す。始、畠田に居りしが、後長船に移る。子吉景・吉秀・吉長、及門人信長等あり。皆後醍醐天皇の元弘・正中の頃より、北朝の後光嚴天皇の曆應・貞治中の工なり。吉景の後子吉治、孫吉久に傳へ、應永中に及ぶ。信長の子秀光・治光等ありて、その後、明德・應永の末年に至る。此一派と同じく畠田の支流たりし小反工に守助の一流あり。

守助は後光嚴天皇の文和中の工にして、畠田工家助の孫、花園天皇の延慶中の工守俊の子なりと云ふ。子則光の子を又則光といひ、子房制、孫忠光あり。則守の後に二代則成あり。則重の子則恒・則久あり。此兄弟の後貞行・貞利・行光・行守等ありて、秀光の子秀近、その子秀直・秀貞の後、各三傳して、後柏原天皇の文龜中に及べり。

畠田流の小反工と共に、長船一流工の後を以て小反工たりしもの二派。是を光弘・守光の二流とす。光弘は長船一派の名工景光の五男義光の子にして、後光嚴天皇の文和・貞治の工なり。子光近・光長、及門人恒能・守安・安光等ありて、その支流頗る多し。特に光近の後、光守あり、その子亦光守と稱し、子守長に至る。光長の後を光助・有光・守光の三世に傳ふ。恒能の後は利光・祐光・祐定の三世を經て、並に文明・寬正・永正の頃に及べり。是より一家同名相傳ふ。守光・祐光・祐定の名今に存するもの、その幾人なるかを知らず。今の長船劍工の家は皆祐定の後なり。

守光の一派は長船一流工左近將監長光七世の後にして、兼光の季子基光に出づ。基光の子基政あり。その子信守は後圓融天皇の應安中の工にして、守光の父なり。子守末・守政、及門人國助・重久・盛家等ありて、守末の後守久・守

友あり。守政の後、守光・守行あり。重久の後に重景・盛重・家光あり。盛家の後に行守・守安・守近等の諸工ありて、各大永・永享の際に及べり。而して支流最も廣き者を國助の後となす。國助、通稱は五郎三郎、後小松天皇の永德中の工なり。子國光・次光・守弘、及門人に賀光等ありて、國光の後宗吉・則秀・延近に及び、次光の後は光宗・光家あり。又光家と云ふ。守弘の後家守・行正・幸光に及ぶ。而して賀光の後、基光ありて、その子亦賀光と稱し、祖孫名を同うす。是等數家の傳承する者、皆應仁の末に至れり。　此五流に先だちて、早く小反風劍工の祖たりし者あり、是を延貞の一派となす。延貞その世系年序を明かにせず。或は云ふ、鳥羽天皇の天仁中の工なりと。　子家貞、その子宗近あり。宗近の子を盛宗と云ふ。その後久守・長久・長昌の數工に傳ひ、御宇多天皇の弘安中に及べり。

以上古備前工の時代よりその二流と、福岡・吉岡の數工、其の佗元暦以前にあるものを總稱して、古備前物と云ひ、中古長船の六流、直宗流、畠田・大宮・鵜飼・長船一流工・吉井派・長船小反工五流の如き、明德・應永以前にあるものを盡く中古備前物と稱し、是等數十派の後にして應永以後、文祿・慶長の際に至るものを末備前と名づけ、慶長以來は新刀時代となす。故に本篇に列擧せしものは、特に各流各派につきて、その本支の關係を分類せしに過ぎざれば、省略せし作家にして名匠良工の存するもの、獨幾百家なるを知らず。何卒の際、涉獵次第を缺く。誠に昆山の名球竟にその幽光を發揚する能はざる者、特に遺憾に堪へざるなり。

第十四章　承元の上番工と御師範工

後鳥羽天皇の御番工、前後三十七人、その間一工にして、承元の選にも、二十四番工中にも二樣の命を被りしものを除き三十三人となす。

その三十三工中、承元に伺候せし備前工の姓名、左の如し。

正　月、刑部丞則宗。　三　月、中原權守信房。　七　月、左近將監宗吉。　九　月、修理亮助宗。

十　月、河內守行國。　十一月、長門守助茂。　十二月、備後守助延。

以上七工は、皆福岡工なり。

同時の御師範工十二人の中の選に預りし者、左の四工とす。

左近太郎宗吉 福岡工。　中原權守信房 福岡工。　四郎左衛門行吉 中吉長船工。　長守住忠國 中吉長船工。

第十五章　二十四番工と隱岐の上番工

承元の上番工及御師範工以外に、毎月上弦・下弦を期として更代せしと云ふ二十四番工中、備前工十七人を載す。その順序及工名左のごとし。

正　月、包道 福岡工。　二　月、師實 古長船工。　長助 長番工系未詳。　三月、行國 福岡工。　四月、近房 福岡工。

五　月、眞房 長船工。　包近 古備前工の後。　六　月、則次 福岡工。　吉房 福岡工。　七月、朝助 福岡工。　宗隆 福岡工。

八　月、章實 長船工。　實經 長船工。　九　月、包末 長船工。　信房 福岡工。　十月、實徑 長船工。

十一月、包助 福岡工。　則宗 福岡工。　十二月、是介 長船工。

隱岐國上番工六人の中、備前工の三人あり。

七月・八月　宗吉。　九月・十月　信正。　十一月・十二月　助則。

かくの如く叙し來れば、天師たりし名譽工と、前後上番工の過半は備前工なりしと云ふも不可なきなり。此の勅選の名工にして、その系譜を明かにせざるもののあるにつきても、當時の吉備工の多き、殆んど海内の半に居ると云ふ勢にして、後世よりその系譜を推知する能はざるに至りしならん。乃ち勅選の名工が系譜に逸すると同時に、系譜中の名工にして、勅撰にもれしも多かりしならん。想ふに承久上皇の聖旨にして、赫く天に冲するの功業を奏し玉はば、是等幾多の劍工が苦辛經營の光彩は、長く中興史上の人物として、勤皇傳中の事實として、系譜逸名等の憾もあらざるべかりしを、惜むかな之を以て見るも、北條氏の暴戻虐天を蔑ずるの擧あるにも屈せず、克く萬濤孤島の間に侍し奉り、宸襟を慰め申し、隱岐の上番工三人の事實がごとき、その向日の至誠、洵に欽すべきかな。

第十六章　注進物中の備前工

後鳥羽天皇の承元二年を去ること百餘年、花園天皇の正和二年正月、北條氏の定めし注進物六十工の中に、備前工の名ある者、左の三十九人とす。

實成、古備前の祖。　友成、實成の子。　介成、友成の子。　助包、是助の子。　吉包、助包の孫。　高綱、成高の子。　某近、近房の子。

永包、助包の子。　高包、高平の子。　是助、助包の父。　以上古備前工

正恒、古長船の祖。　久則、正則の孫。　以上古長船工

則宗、菊作。　助宗、大一文字。　助行、爲國の妹婿。　成宗、則宗の子。　信房、大原權守。　信正、信房の子。　助俊、助房の子。

助久、助延の子。　助村、國興の子。　吉眞、貞眞の子。　眞光、貞眞の子。　助近、助房の子。　長則、則包の子。　以上福岡工

守家、守近の子。　眞守、守家の子。　以上畠田工

國宗、直宗の孫。　政宗、國宗の子。　貞綱、國宗の兄。　右直宗派

正恒、眞高。　宗政、三工系未詳。　光忠、近忠の子。　長光、光忠の子。　眞長、長光の弟。　以上長船一流工

重吉、長船小反工。

第十七章　可然物及新作物の備前工

正和中注進物の目を定めしより、殆んど九十年の後、南北兩朝合一の頃にやあらん、足利義滿の時、宇都宮參河入道淨蓮に命じて定めし可然物六十工中に、備前工の、其選に預りたる者、實に左のごとし。

高包、高平の子。　包助、包道の子。　介成、友成の子。　友安、友成の弟。　重家、包道の族。　成綱、高綱の子。　助則、助宗の子。

則包、助則の子。　安則、助宗の子。　則助、是助の子。　永包、宗包の子。　宗忠、宗吉の子。　則常、家則の子。　助久、助延の子。
成宗、則宗の子。　信正、信房の子。　長則、系不詳。　康貞、貞眞の子。　吉房、則宗の子。　助重、助秀の子。　則依、永忠の子。
助依、則依の子。　宗恒、宗弘の子。　守重、守包の子。　助光、助吉の子。　重吉、小反工。　直光、宗長の子。　助眞、助房の子。
行眞、行利の子。　有正、有利の子。　雲次、鵜飼工、　雲生、雲次の子。　光重、光則の子。　守家、守近の子。　守俊、守安の子。
貞眞、宗長の子。　有行、安家の子。　實忠、實守の子。　助房、助房の子。　家安、守家の子。　實守、行利の子。　家忠、則家の孫。
景秀、光忠の子。　景依、景秀の子。　景安、景秀の子。　景則、景秀の子。　長光、光忠の子。　光長、眞長の子。　則光、系不詳。
眞守、守家の子。

以上五十人となす。

その新作物六十一人中にある者、左の三十七人あり。

基近、近房の子。　助村、國眞の子。　助房、成宗の子。　信正、信房の子。　守家、守近の子。　直宗、國宗の祖父。　助茂、則助の子。
則包、助則の子。　正恒、初代。　利恒、光恒の子。　宗安、友成の門人。　宗正、系未詳。　宗仲、正恒の門人。　助行、行國の妹婿。
行眞、行利の子。　助眞、助成の子。　親次、系不詳。　遠近、恒遠の子。　則近、則高の子。　助國、助盛の子。　則吉、則行の子。
信安、信直の子。　弘眞、弘恒の子。　永眞、包永の子。　吉恒、系未詳。　近景、景政の子。　長直、系未詳。　國利、國長の子。
守道、守家の族。　吉信、守景の族。　則直、則綱の子。　成高、高光の子。　政宗、國宗の子。　恒光、安家の子。　助是、助房の子。
近村、近包の子。　眞高、系不詳。

右兩種の選百二十一工の中、備前工の多き、實に三分の二以上を占め、八十有七人を算ふ。（盖古備前以後福岡・吉岡・畠田・大宮・鵜飼・長船の中古派、吉井正中一文字・長船一流及小反工に至る迄、各派、各流を通ずるものなれども、その選中の工最も多き者を、福岡の諸流と、長船の一流となす。）

第十八章　天正以後の備前工

祐定
永正年中祐光の子、初て祐定と唱す。以來、代々祐定と云。就中、初代與三左衛門祐定は中興の名工也。元祿の上野と云名工あり。寛文中は七兵衛なり

古備前以來、一盛一衰千餘年間の長歴史を有せし備前劍工も、天正前後に及びて、爭亂の極、人々實用をのみ主とせし爲め、その影響を被り、鍊鍛碎礪、其品位を保つこと能はずして、所謂數打と稱する粗作のみにして、從うて、冶工の伎倆も大に劣等に陷り、備前刀の名聲復た昔日の比にあらず。加ふるに、天正洪水の厄は、名工の支流餘裔を一掃し去りて、存するもの、景光六世の後（光弘・恒能・利光・祐光。）祐定の二家と、畠田派守助四世の裔（則久・行光・行守）行光との三家のみ。行光・清光の後は、竟に其業を轉じ、祐定の家僅にその跡を存し、宇喜多・小早川の二氏を經て、池田氏の時、猶冶工の命を受けて、其業を世々にせり。特に七郎右衛門祐定と稱するものは、秀秋に仕へ、祿二百石を給ふ。（此工嘗て文祿朝鮮の後に從軍し堀川國廣等と、釜山浦に於て鍛錬せしものありと云ふ。）その後、分れて三家となり、並に祐定を襲稱す。而して支流の京阪及美作・阿岐等に分派せるも多く祐定と稱す。備前祐定の最も名ある者を、寛文中の工、上野大椽とす。その他も又皆新刀の品流七等中、二・三の間に上下するもの多く、三家依然として崇神の祠と共に長船村に存すと云ふ。

第十九章　足利時代の備前刀

藥研藤四郎

凡そ事物の窮通泰否は、その當時の形勢によりて推究せざれば、大にその肯綮を失ふものなり。世に傳ふ、德川東照公の武田氏と三形原に戰ふや、衆寡敵せず、頗る困厄を究む。夏目正吉の忠死、よく公をして逃れて、天龍川に至らしめしも、敵兵尾撃太だ急なりせば、公その免るべからざるを慮り、一民家に入り、自裁せんとし、佩刀を拔き、腹を刺すこと三度にして入らず。公怒り坐側の藥研を斬る。手に應じて斷つ。因て嘆じて曰く、汝我を殺すに忍びざるかと。竟に濱松城に入る。後公の海內を統一するに及び、其の刀を珍とし、改めて藥研藤四郎と名づけ、以て紀念となす。所謂粟田口吉光是なり。德川氏の世を終る迄、吉光を以て吉祥刀となし、古今の傑作中殊に吉光を重んず。當時諸侯も亦年へて之を購ひ、互に相誇尙し、粟田口工の聲價、一世を壓倒

藤丸

し、殆んど昔日に十倍すと云ふ。今本篇を草するに際し、長船刀の室町氏に於ける者、その聲價の栗田口刀の徳川氏に於けると同一の感なき能はず。尊氏の福岡を過ぐるに方り、九州の風雲未だ定まらず、其の心事の匆忙慮遽なる、殆んど生還を期せず。而して一旦兼光を召して刀を鑄せしむるに及び、鋭利無比、よく堅甲を斷つを見る、預め則家の先達を卜する者、その知るべきなり。湊川の一捷、姦雄の姦を逞しうするを得るに至り、益兼光の作を偉とするもの、東照公の吉光刀に於けると洵に相似たり。その後、義滿の時、彼の二種の選前後、百二十餘に及び、備前工に取る多きを致せしこと、或は偶然ならざるがごとし。室町の時、上下相競ふて兼光工の一家を珍什せし事、その末路流離喪家の義昭にして、猶且兼光の刀藤丸と稱するものを愛藏し、その他織田右府の光忠刀、豐太閤の兼光刀の如き、當時の諸侯が如何に備前刀を寶とせしかを見るに足らん。世或は兼光の尊氏の姦を助けしを惜み、之を以て承久前後の上番工に比すれば、備前刀の聲價を損ぜりと云ふものあり。然れども、是特に形勢に通ぜざるのみ。延武・延元の際、天下滔々、殉ずる所、只利のみ。堂々たる縉紳介冑の族にして、朝に新田氏に歸し、暮に足利の營に投じ、重囊中黑の痕跡班々として、其族幟を分明ならしめず、長く笑を史上に貽すもの、皆是のみ。豈獨り一劍工兼光を咎めんや。そのゝち、兼光の家、即ち一流工の名匠たりし光忠刀を愛するもの、織田右府ありて、よくよく室町時代に代り、覇王平定の功を致せり。その終を全うするに至らずと雖も、豐臣・徳川の諸公あり。兼光姦を助くるの跡、果して罪ありとせば、光忠忠を贊するの功、以て償ふべきなり。是以前後鳥羽天皇の上番工を召すや、近畿以外注選の榮を荷ふ者、又備前を以て主となすに至る。蓋當時皇威の衰頽せる、命令關東に及ばず。故に奉勅の工、關西を重しとなせるが、義滿の時、鎌倉と宛然鴻溝を骨肉の間を穿ち、殆ど敵國の觀ありしを以て、その二種の選も、京畿・西國に偏して、東北の諸名工に及ばざりしもの、形勢の跡想見すべきなり。乃ち前後備前工の選に入る者多きを致す所以ならんが、世徒らに形勢の如何を省みず、撰中にあらざるものを稱して、千歳の今日より之を無何有郷の烏有先生たらしめんとするものあり。その極、實に希世の良工政宗の如きものをして、猶この寃に泣がしめんとす、何ぞ其見の偏せるや。徳川氏の千子村正の刀を斥くるは、岡崎公廣忠の難、東照公の長子信康の自刃、實に村正刀に因りしを以て、徳川幕府の時、終始村正の良否を問はず貶して不祥の器となす者、猶北條・足利二氏の時、東西諸名工の選に入らざるが如きか。嗚呼（嗚）刀や無心、猶窮通あり。世態人事の否泰、豈鑑みざるべけんや。

以上吉備刀の由來は、單は備前の郡にして、岡山文學會席上講演の大志を說論略述せしに過ぎず。一般吉備刀に關する腹稿なきにあらざれども、目下學期試業に際し、教務紛劇(匆)忙なるを以て、暫く此に筆を擱し、備中・備後・美作の諸工の事、その他徳川幕府時代中、外の寶器にかかれる吉備刀の事は、新年以降を期して、更に講說する所あらん。

三十二年十二月七日　　寶劍堂主人恭記す

吉備刀劍考 上卷終

吉備刀劍考　下卷

余曾て本問題に關して、岡山文學會席上にて講演せしを、當時之を紙上に公けにせしことありしが、そは備前劍工の部に止め、所謂黄薇刀全體に關する備中・備後・美作等の作者流派の研究結果も引續き執筆發表すべき豫定なりしも、時恰も學年に際し、その機を得ずして、異日を期せしも、多事匆卒、公私暇なく、荏苒徑過の間計柄一擲して、更に新歳月を迎ふべき三十三年の天地も旬日に逼れり。山陽新報社は例により、初刊の紙上に一言を寄せられたしとの懇請ありしかば、他の題目を撰ぶに及ばず、直ちに一週年間の宿諾たりし本題の續稿を草する迄もなく、先づ備前に起せし前後の順序に因り、備中・備後・美作と次第を分ち、此に起稿せり。引據考證の至らざる、穿鑿研究の盡さざるに至りては、大方幸に是正の勞を惜むことなからんことを、第二學期試業答案採點の餘墨を染めてしるす者は、甕劍堂主人松本胤恭なり。

明治三十二年十二月二十日

第二十章　備中劍工の諸流派につきて

備中劍工の最古なるものを安次流となす。一流數派に分派せること、猶古備前工の長船。福岡以下の各地に、この支派・分流を散在せしめしが如く、或は、青江の地に、萬壽の郷に、所在各目に住居せし者にして、この年代を古備前中古長船の時代より、福岡一文字の中葉に及べり。此安次の一流派の承へる劍工が、次の字を以て通名となせるもの多きは、恰も長船一流派、及び小反派の劍工が、光の字を稱せるが如し。安次の諸流派に接踵崛起せる良工を貞行派・貞長派の數流となす。これ等の諸工數代相承けて、青江に住するを以て、便宜安次派を稱して、古青江工となし、貞行・貞長以下の諸流を、中古青江と稱し、以て古備前及中古長船派に對時せしむれど、劍工起原の古備前工と如何なる關係ありしや、否やは、今日よりこれが研究に資すべき文獻に乏しきを以て分明にこの例證を列擧するに由なし。以上の古青江工及中古青江工につきて、幾多良工の備中に輩出せし者を、片山派の諸流となす（此の片山派は備前福岡一文字工の分派に出ることは、備前劍工福岡派の條下に於て曾て略述せるが如し。）片山派の諸工は、恰も備前工中長船一流工・小反工・鵜飼工・吉井工の時代と前後對時して、明德・應永の時期を經過して、この終始をなせり。而して、享祿・元文・元龜・天正の間に及びて、更に水田工・

御所燒

江原工等の諸工を出だし、この後子孫數傳して、所謂新刀時代に入り、國重・爲家等同名相受くること數十工にして輓近の世紀に至れること、猶ほ長船工祐定の後を今日に傳承せしが如し。

以上は備中劍工の全體に關する總論を列擧せしに過ぎずして、この詳細に渉れる作者、及びこの世系の如き良工名冶の事實上劍史の光彩ある者は、各派各流の條下に於きて、子細に之を論述せん。

第二十一章　古備中工安次派の諸流

安次は備中劍工の始祖として世に稱せらるゝ良工なれ共、この世系支流、及び所謂鍛錬の法等、この所傳を詳にすべき材料なきを以て、此に明言しがたし。蓋し鳥羽天皇の永久中より、近衛天皇の久安中に至れる頃の工なり。安次時代より、やゝ古き備中工の名、諸書に散見すといへども、この門葉子孫の存在につきて、史に明證なきを以て、安次を備中工の元始、青江工の初代となせるなるべし。安次の子守次ありて、堀川天皇の嘉永・建久中の工にして、伎倆父に超え、備中工の名聲、大に此人を得て光焰ありき。四子あり。久次・貞次・次家・恒次となす。皆な後鳥羽天皇の元暦・建保・永久中の工なり。貞次、右衛門佐と稱し、次家備中權介と稱し、恒次備中守と云ひ、兄弟幷に承元二年の上番工として、貞次は二月に、次家は八月に、恒次は五月に上番せり。兄弟共にこの殊恩に浴せしは、前後幾多の良工を輩出せし備前各地の流派と雖も、遜色なき能はざりし有樣なるは、この父守次が訓養の程を想見るべし。就中次家は名聲ある良工なりしと見ゆ。承久の役、官軍の驍將として顯はれし筑後六郎左衛門尉が、大炊の渡に人馬共に一掃せしとかきく御所燒と云ふ業物は、此次家の作にして、上の親しく燒刄し玉ふによりて此名ありしと。或ひはその伎倆の程も知るべきなり。久次の子吉次あり。貞次の子行次、孫恒次、曾孫眞次等あり。次家に四子あり。次俊・次吉・次植・次秀と云ふ。この後皆再傳して後深草天皇の朝、建治中に至れり。而して次植・眞次最も良工の名あり。以上守次四子の後、この最も餘裔を存せしものを、備中守恒次の後となす。恒次二子あり。康次・宗次となす。康次の子末次、孫末光等ありて、伏見帝の御宇、正應中に至れり。而して康次の伎倆も亦、此の間萋々たりき。上にのべたる右衛門佐貞次の次子に家次ありて、門葉蔓延を極むること、以上の宗流に讓ざること、下文に述ぶる如し。家次は建久中の工にして、貞次の次子なり。この二子延次・家久ありて、皆土御門天皇建永・承元中の工なり。延次の子を貞次と云ひ、二郎と稱す。家久の子を俊次と云ひ、三郎と稱す。二人並

に四條の朝に出づ。恒次の子包次、孫次忠、曾孫爲次ありて、相承けて順德・土御門・伏見・花園を經て、正和中に及べり。爲次の二子、爲則・時次ありて、光明天皇の康永・貞和の交名あり。爲則の子賴次、孫眞次、曾孫是重の三工を出だし、時次の後を方守次・助植・常次の三代を傳へ、稱光天皇の應永・正長の間に至れり。以上安次派の沿革となす。安次派と同時に備中工として、同じく青江工の名を馳せし一派あり。但次派となす。

因に云ふ、前述安次一派の劍工にして、足利氏の宇都宮參河入道淨蓮が選せし、可然物六十種中に選に入りしものは、行次・守次・次植・助次・吉次・眞次の數工にして、新作物と稱する同時の種類中にも、眞次・吉次等は猶算せられたり。其他備中工の歷史上に光輝ある作者としては、平氏の將猪股平六舷重が、一の谷の役に帶びし貞次、砥並山の合勝に旭日將義仲が帶せし安次、藤戸の役に佐々木盛綱が佩びしを助次と云ひ、平氏公達三位中將重衡が虞兮の一闋を歌ふまで、この身を離たざりしと云ふ愛刀を宗次の作となすがごとき、皆これ、古青江工の作に出でしものなれども、世系時代符合せざるものあれば、聊か記して博雅の敎を待つ。

第二十二章　古備中青江但次の一派

但次（たゞつぐ）は後鳥羽天皇の建久中より正治中の工にて、この系の支流を詳にせざれど、門葉枝族の多きこと、安次の一流に讓らず、優に古備中、卽古青江工として、備前工と對峙せしこと下文の如し。但次の四子信次・正次・長次・盛次、及門人成次・則次・朝次等ありて、皆順德・土御門二朝の際に出づ。信次の子忠次、孫秀次、曾孫有次等ありて、四條・後堀川・龜山の數朝を閱歷し、伏見天皇の正應中に至る。長次の後も子次直・師久・依次あり。次直の子次依・孫杢次あり。依次の子師次、孫次定を出だし、後醍醐の元應中に及べり。盛次の後も亦、子重次、孫光次、曾孫弘次を歷て、玄孫茂次に至る迄四世に傳ひ、花園帝の末年に至れり。以上は血系に屬するものにして、この門人成次の後も、久次・利次の二子ありて、久次の後、國次・友次の二工を出だし、同じく花園帝の正和中に至る。但次の門人として、此一派の傳統最も久しかりしものを、則次の後となす。則次の子泰次、孫吉次、曾孫家次、玄孫貞次に至る。貞次、大隅權介

と稱し、當時の備中工として、頗る盛名ありき。貞次の後五傳して、助次・次恒・次賴・幸次・善次等ありて、後花園天皇の永享中に及べり。朝次の後、次眞・玄次・兼次・家綱・延次の五工を經て、光明天皇の天和中に及ぶ。以上但次派の終始となす。此一派の世系に入るべき工にして、友次・助次・久次等の支流中、同名相受くること三四工に及ぶものあれども、時代明了ならざるを以て此にのせず。

以上安次及但次一派の工にして、鐫銘を存すること、單に備中國と云ふのみにして、門萬壽庄住の文字たるものなけれども、青江住と署せるもの頗る寥々たり。古備前派良工が、その所在地を銘ぜざりしと同一にして、今日より溯ること、明白の徵證なきを以て、余は暫く古備前・古長船の名稱に配當して、古備中、若くは古青江工と名づけしなり。

第二十三章　青江工の五流

古青江時代の劍工と接踵して、青江工の名聲を天下に發揚し、大に備中刀劍工の價値を知らしめしものを青江工の五流となす。五流とは、眞行・定久・國秀・永久・眞長これなり。而してこの最も古くして、門葉叢族の繁榮せるものを眞行の一流となす。

眞行は高倉天皇の承安中の工なり。始めは直綱と云ふ。古備前長船の名工奥州太郎正恒七世の裔なり。この世系を擧ぐれば、正恒の長子太郎恒次あり。恒次の子眞則、孫眞定あり。眞定の子亦眞定と云ふ。即ち眞綱の父となす。初め一世眞定、長船工を以て備前・備中の間に往來し、この後眞綱に及びて、始めて全く備中に移り、從來の名を改めて、眞行と呼べり。刑部四郎と稱す。眞行の子を則高と云ふ。瀨尾刑部丞と稱し、元暦中の工なり。則高の子に爲則・則實・正恒、及門人に守遠・政宗・正家等ありて、順德・後鳥羽兩朝の交に名あり。爲則は、刑部三郎と稱す。二子あり。則常と云ひ、則房と云ふ。則房はこの二州則實・正則と名聲一時に揚り、頗る良工の評ありて、正恒の餘流と共に片山工の一派をなせり。則實は後鳥羽の朝に出て、所謂二十四番の選を忝ふせり。則常の子に常遠、門人に知遠・康則等ありて、常遠の二子に家遠・常依、門人助眞を出だし、知遠の子に安家、康則の子に安弘ありて龜山・後深草の朝にいづ。而して則實の二子業高・爲信あり。業高の後は、成綱・家眞・成家・家安の四世を經、成家の次弟安家の子に包

安ありて、並に後宇多天皇の弘安中に及べり。その他則高の門人たりし守遠の後に眞守。正家の二工を出し、政宗の後に、時眞・助眞ありて、正家の後、有行・親則・親依の三世を經て、後堀川の朝に終れり。以上眞行一派の世系となす

正恒の餘流最も廣きを以て、乞ふ、左に便宜之れを述べん。

正恒は後鳥羽天皇の文治・建久中の工にして、備前より移住せし眞行の二子なり。鍛錬。碎礪の功、大に乃父及び諸兄弟に超え、直ちに古備前工の壘に逼れると云べき良工にして、世にこの作を古備前正恒に配して五種正恒と云ふ。正恒三子あり。長を同じく正恒と云ひ、次を宗恒・弘恒と云ふ。宗恒の子に、爲恒・恒清ありて、恒清より四傳して恒永・弘直・恒末・正包を出だし、恒末の子に助重を出し、爲恒の子に爲守を出したり。而して弘恒の後、安恒。恒眞。康恒。宗忠を經て、並に元亨中に及べり。第一世正恒の門下としては、恒永・恒家の二工、健保。承久中に出でしも、皆一代にして後なしといふ。

備前より移住せし中古時代の備中工たる眞行一派、即ち川上の諸流派と同時期に前後して、備中工たりし者四派、これを國秀・永久・眞長・定久の四流にして、併せて中古備中工の五派となす。

國秀は後鳥羽天皇の元曆・文治中の工なり。安次。末行・末永・末國。末眞の六工をいだし、龜山天皇の弘長中に至れり。

永久は六條天皇の仁安中に出で、行忠。守重。宗恒。眞里。吉房の五工に傳へ、龜山の朝弘長中に及ぶ。

眞長は花園天皇の延慶中の工にして（通稱を新左衛門と呼べり。）この後包永。有弘。宗忠・助延。弘次の五工ありて、後圓融天皇の應安中に至る。（眞長一派に、萬壽庄住の鐫題あるもの多し。）

定久はその年代を詳にせず。（諸說一定ならざればなり。蓋國秀以下の四派中にありては、時代最も古きや明なり。）行利・行末。重末。國末・眞平の五工ありて、眞平は後堀川天皇の朝の工なりといふ。

以上に記せる備中工の諸派は、世に所謂靑江工と汎稱するものなれども、その所在鐫題等一定たらずして、片山派と稱するも

のと、各自互に往來せる者に似たり。

第二十四章　片山一文字工の三流

上に述べたる青江工の五工の中葉に及び、更に備中工の一大聲價をなし、一方に割據せる者を片山一文字の三流となす。即ち、則房・眞利・弘家の三流これなり。此の流の始祖を則房となす。

則房は、上文青江工五派の祖たりし刑部四郎則高の次子、高津右馬允則房に出づ。後醍醐天皇の元亨中に、則房の後に又則房と稱するものありて、祖先の關係ある備前工の一派として、當時良工を出せし福岡一文字の鍛錬を受け始めて片山の地に居り、片山一文字派と稱す。則房の二子則常・則高、及門人行家等ありて、並に光明天皇の貞和・曆應中に出づ。則常の後、則實・康則・安弘・弘直ありて、則高の後も眞行・行忠・行眞・行家あり。二家各四工を出だし、後圓融・後小松・稱光の四朝を經て、後花園天皇の文安中に及べり。而して行家の後に利行・行安の二工ありき。これを則房の世系の概略となす。これに次ぐに眞利の一家あり。

眞利は光明天皇の貞和中の工にして、元亨則房の女婿なり。一文字工の鍛錬を以て、片山工中一派の祖たり。子眞則、及門人眞景・家次等ありて、二十四工を出せり。眞則の子眞平あり。その子佐平、大隅左衛門と稱す。左衛門の子、眞里、孫有末等ありて、その間後圓融・稱光・後花園の四朝を過ぎ、後土御門天皇の延德中に及ぶ。眞景子に景重ありその二子を重末・秀包と云ふ。重末の後、是重・爲恒の二工を出だし、後土御門帝の文明中に至る。家次の後も亦、吉家・吉房・家久の三工の經て、同じく後土御門の朝寛正中に及ぶ。以上眞利派の終始となす。此派と並立せし一派を弘家の一派となす。

弘家は片山一文字派の一家をなせし工なれ共、その世系支出を詳にせず。眞利より以前にありて、則房と殆ど同時にして、後醍醐天皇の朝、元德中に出づ。弘家三子あり。安家・國則・弘恒と云ふ。而して安家の後、有弘・眞貞・末眞助成の四代を歷、國則の後も亦眞秀・秀包・國末の三代を經、國末の二子末國・國末に至る。即ち安家・國則兄弟の後、並土御門天皇の寛政年中に終

るもの、これを片山三派の概略とす。

因みに云ふ、備中工の末世期に、石川左衛門尉久次と云ふ士人ありて、窪屋郡の幸山の城主として、足利氏の末世に大に武威を此地に振ひしが、自身の領內に住する片山工を扶持し、己も亦鍛錬の術を學びしが、尉殿打と稱し、鐫題せしものもありて、今日にも存在すと云へり。然れども、是れ等好事的鍛錬家は、猶ありしならんが、劍工系統中に屬すべきにあらざれば、此に附記す。

第二十五章　青江片山の諸工が所在地につきて

前述の片山工以前にありて、備中工の專美的名譽ありし青江工所在の地につきては、數說ありて、例の沿革ある地名につきて、羇旅の身には一屬の困難なき能はざれども、暫く所傳の數所を記し、更に諸考を加へんに、甲は窪屋郡子位庄助安と云ふ村落の谷合に清水ありて、青江と云ふこと。乙は同郡酒津村字木屋の南部の耕田中に龜甲の如き小丘ありて、丘山に清水あり、青江と云ふ。此二所あれり。是非を判定せば、助安の地なるも、木屋の內なるも、何れも古備中工時代の遺蹟にして、劍工の數も需用上名聲と共に繁殖せし結果、小部分の地にのみ割據する能はずして、他に移住せしも、鍛錬の用に供すべき水には、根本の忘れざる爲め、人情その名譽ある青江の名を附せしなるべし。その實例は、長船工が福岡に分派し、福岡工が各地に分派したるが如し。其時代につきて、前後を次第せば、甲の助安の地は、乙の木屋の地より以前に於ける青江の源泉たりしならん。青江工が後月郡に住するに及びて、その劍工の分派と同時に、江原の地にも青江の清水と云ふ名あるにつきても、其反證を見るに足らん。徒らに、甲乙の二處及び江原の地にも青江の清水あり、と云ふに拘泥せば、本末を顚倒し、流水再び還るの奇觀を呈するに至らん。水豈源泉なくして支流あるべけんや。故に甲乙共に青江工の遺蹟たることを明言せんとす。

片山工の所在地は、同じ窪屋郡地頭片山村の地にして、元弘の昔、大江田式部大輔氏經が勤皇の遺蹟たる福山城下にありしならん。備前工の此地に移住し、片山一文字工の特別なる一個の歴史を現出せしも、時代の氣運にして、供求の便宜に出でし者ならんか。

第二十六章　天正前後の荏原・水田の諸工

混々として盡きざる青江の支流は、草間に伏在せる流水の如く、その次第順序ある系譜以外に發見せられて、水田工の一派をなせり。相傳へて古備中時代の良工青江爲次の後となす。その幾世なりしかを知らざれ共、阿賀郡水田の地に住し、河野を氏とし、與大夫爲家と云ふ。（康安中より水田に住すと云ふ一説あり。）長子爲家と云ひ、次子を國重と云ふ。國重は大月を氏とし、松山に移る。二家の後、中年迄は爲家と云ひ、壯年に國重と云ふ。世々襲用し、永正・大永以後の備前世に存するもの多。天正の時代を經て、新古刀分界の期に及ぶ。此の流の所在地を銘せる者、曰く江原住、曰く草部住、曰く水田住、曰く松山住とありて、新刀時代に至りて、殆ど水田の二字を冠詞的名姓となせしが如し。（此工の[illegible]）備中工の面目として、青江の水を水田の地に分流せし以來、備前工の長船祐定の後と共に相對峙し、長幸工の如く、藩主家の奬勵保護はなかりしも、繼承幾十工を經て、廢刀の今日に至れり。新刀時代に入りし以來の備中工、即ち水田工中、良作の名あるものを大五國重及その弟國光と云ふ。

備前・備中各地各流の沿革を序し去ると共に、吉備劍工の事實は、その半部を了せり。否、二國を擧ぐれば、その大半、即ち十中八九は業を終へたるが如し。され共、猶備後・美作二州の劍工が幾多の作家を出だし、吉備刀としての事實を存せるが、乞ふ、これを述べん。

第二十七章　備後・美作二國の諸流派につきて

備後劍工の淵叢として、根據として、劍史上に特書すべきもの（即ち長船たり、福岡たり、青江たり、片山たるべきもの）を三原となす。三原工に本支數派の分流せると、時代前後の區別あるとは、猶備前・備中各地の諸流の支出・分派せるが如し。時代を以てすれば、古三原と稱するものあり。單に三原と稱するものあり。蘆田物と稱する物あり。分派を以て序すれば、一條三原あり、木梨三原ありて、木梨三原の、鞆と尾道とに分流するや、又支出して、貝三原・鞆三原・辰房三原等、數派となれること、長船工の備前各地に分散して糾葛蔓延せしに異ならず。（然れ共、上代久定の時代にありて、如何なる作者ありしか、又其鍛錬法の備前・備中工と淵源を一にせしや否は、）文の徵證なきを以て、例に據り、暫く疑を存し、その系統の不明なるものの如きも、強てその次第を作爲し、順序排列を失ふが如き陋をなさざるなり。輓近に及びては、三原工の名聲、世に顯著なるも

のとてはあらざりしが、劍工の多かりしは、事實上優に備前の上にありしが如し。

美作工の事蹟は、備前工の盛時たる長船一流工と、福岡工の時代にありて、備前より移住せし朝忠兄弟の一派と、兼康派の長祿以後に數工を出だせし外には、新刀の世期に入りて、關鍛冶の支流が、濃州より移住せしが、ありと聞くのみ。以上備後・美作二國の劍における總論となす。猶その子細に至りては、更に之を各自の條下に記せん。

第二十八章　備後三原工の三派

三原工に、古三原工と稱せらるゝ工二人あり。正家・正廣となす。舊傳に、聖武天皇の天平・勝寶中の工となすも、明證なきを以て信じがたし。若し、果して然りとせば、古備前工の作者が銘題を存せざりし時代に屬するを以て、容易にうけがたしと思はるれば、總論中に古三原の名目の二字をあげたれば、所謂古三原時代の年代を變更せんとす。余の所謂古三原の二工も亦正家と正廣を云ふ。此の正家は左兵衛尉と稱す。花園天皇の御宇、正和中の工にして、恰も長船工勃興の時にあたれり。鍛錬の方その傳承する所を詳にせざれども、頗る良工の名ありき。その子も亦同名相承け、孫を正廣と云ふ。晩に正家と改む。光明天皇の時の工なり。以上の三工、特に祖孫は良工なりしを以て、その作の位別も優に備前屈指の良工に伍するに足る。これ余の古三原の三字を以て、特に之に冠する所以なり。その餘の三原工の諸派を擧ぐれば、曰く正廣、曰く正宗、曰く盛家、曰く助國、曰く法華一條、曰く增守の數派とす。而して助國及び法華の二派は、蘆田郡に居りしを以て、或は之を葦田物と云ふ。

正廣は古三原工正廣の子にして、後圓融天皇の應安中の工なり。子政廣同名にて、二世を歷て、曾孫正眞あり。正眞の二子貞國・貞家に至り、尾道・鞆の各地に分居せり。二工は後土御門天皇の文明中の工なり。正廣の支流に正國あり。正國も光明天皇の康永中の工にして、古三原正家の門人なり。子正吉、孫正則ありて後小松天皇の嘉慶中に至れり。正廣の門流中、最も盛なる者を、政家の一派となす。政家も古三原正家の二子にして或は云ふ、門人とも。後光嚴天皇の貞和中の工なり。子正信、孫貞次ありて、貞次の時、卽ち稱光天皇の應永中、鞆の地に移る。その子貞廣、孫貞永に至る迄、皆鞆三原と稱し、後花園天皇の長祿中に及ぶ。政家の次子に正重と云へる工ありて、その後に、正清・正元・重貞

の三世に傳へり。世に所謂木梨三原・辰房三原と稱する劍工は、正光・重貞等の後にして、同名相承くる、數工に及ぶと云ふ。

正宗も光明天皇の貞和中の工にして、古三原正家の子なり。子正近・孫政宗・曾孫重俊・玄孫實重四世相承て、後土御門天皇の寛正中に至れり。正宗始て貝の字を自作の劍に鐫記せしを以て、この一派を貝三原物と稱す。而して、子孫、木梨・鞆の各地に處分せりと云ふ。

盛家は古三原正家の門人にして、上に述べたる正宗と同時の工なり。子兼清あり。鐫題に、一乘の二字を加ふるを以て、世にこれを一乘三原と稱す。蓋し佛教崇奉の餘に出しならん。この佛教崇奉主義の劍工の葦田物を法華派となす。

増守は同じく正家の門人にして、子孫世々尾道に住し、木梨三原の名を襲稱し、門葉頗る廣大なりしと云ふ。然れども、世系次第に明かならざるを以て、此に尾道工の祖たりしことを特書して、他はこれを省く。

第二十九章　葦田物の二派

葦田物は分明に古三原の分流にして、後圓融天皇の應安中、政家の次子盛國、始めて蘆田郡に居りしより、此名あり。子國正、孫正眞、曾孫正近に三傳して、後土御門天皇の寛正中に至れり。これにつぐ一派を法華一乘派となす。

法華は、その實名を詳にせず。佛教崇奉の餘、法華の二字を題し、一乘と云へるにより、一乘派と稱す。貞和中の工なり。子兼行ありて、上文に述べし盛家の子兼清と共に、一乘流をなし蘆田郡に居る。その二子行吉・兼安等ありて、兼安の二子兼光・金行あり。兼光の子に亦兼守・兼吉ありて、正長・永享の頃に至る。行吉の後に、子國吉、孫秀重、曾孫秀次、玄孫親次、親次の子國光に至る迄、五工を傳承し、後奈良天皇の大永中に及べり。

第三十章　美作劍工の二派

美作劍工の名聲世に顯はるゝは、朝忠・實經兄弟の二派となる。而して朝忠最も世に知らる。

朝忠は、後鳥羽天皇の文治中の工にして、その世系を明らかにせざれども、備前工にして、此の地に移住せしと云ふ。想ふに當時古備前の流派か。古長船・中古長船・福岡一文字の諸流に分れ、古今屈指の名工を輩出せし前後に相當すれば、朝忠兄弟も亦その間の名工として移住せしものならん。朝忠は、現に承元二十四番工の一人として、幾多の備前工と共に、十月に上番せる一事を以て知るべきなり。朝忠の鐫銘に堀坂住とあれば、此の地に住せしならんか。子忠貞、門人則房等ありて、建久中に出づ。忠貞の子秀貞ありて、その二子秀經・貞經の兩工ありて、後嵯峨天皇の寛元中、後深草天皇の建長中に名あり。而して、則房の子元信ありて、後堀川天皇の正應中、美作國河邊住と鐫題せるものありと云ふ。

實經は承元番工たりし朝忠の弟にして、同じく備前より此國に移住せり。伎倆、兄に讓らず。美作國石貫庄とあり子實行、孫景行の二工を致せし。世々石貫住の題名を存せり。景行の子宗光に至り、伏見天皇の御宇、永仁中、美濃國關の地に移住すと云へり。實行の門人に景介ありしも、その後なし。

以上朝忠兄弟が支流にあらずして、後花園・後土御門の二帝の御宇に兼康・助房の父子二工ありしも、その世系を知らず。その後、美作工の名を聞かざるもの久しかりしが、森氏津山に封ぜられたる前後の頃にやあらん、美濃の關の良工孫六兼元、及びその族兼吉二工の後、因幡の鳥取と津山の地に移住し、世々相承けて兼先と稱し、戊辰の世變に至りしと云ふ。

因に云ふ、封建時代、諸侯その藩を受くる者、必ず劍工を同行せしこと、猶古來の將軍が戎行を命ぜらるる毎に、京畿の劍工を伴なひたるが如し。例せば、九州の菊池氏が延元の時代に、延壽派を京師より同行して、有名なる千本槍の歴史を存したる。奧羽の諸侯としては會津の蘆名氏が、關の和泉守兼定の後を招き、仙臺の伊達氏が、保昌（ほしょう）五郎貞宗の子孫を聘したりしが如く、福島正則が安藝に轉ぜし時も、尾張の劍工輝廣（新古刀分界時代の作者として有名なる日向の人、洛陽堀川住信濃守國廣の高弟）と云ふを聘したる例もありて、森氏が津山に封ぜらるると同時に、郷里に近き美濃工の一派の子孫を呼寄せたるが即ち兼先なりしならん。以上は余が記憶に存せる諸侯の抱鍛冶の事實に過ぎず。その他にも、足利氏の中葉以來、隨分亂離兵爭の形勢と共に、劍工の需用も盛になりしこと故、幾多の諸侯が各自の分國にて扶持を與へて、その業務を奬勵せしめし實例は、猶多かるべし。徳川氏の世紀に入り、太平無異の時にありても、下坂鍛冶の裔、所謂葵鍛工の越前に聘せられし等、その一例としてみるべ

きなり。猶備前、即ち岡山藩主が、四國の關係ある美濃劍工を聘せし事實なきは、亦以て備前工が刀劍社界の名流として、長船工の聲價を維持し來れる結果と云ふべきか。今や吉備刀劍工の由來も、總結を告るに際し、此に一言を附記すとしか云ふ。その他劍工・鑄銘のこと、及び各地の劍工との關係とを擧げば、平安城に、大和物に、九州工に、相州流にその關係影響の著大なるは一日の能く起草し得べき所にあらざれば、これを異日に讓りて、暫く筆を擱せん。

明治三十三年一月三十日　鑒劍堂主人　松本胤恭誌す

黄薇刀劍考（下卷）終

岡山藩士日置帶刀從者於神戸外國人に對

發砲の始末

全

解題

岡山藩士日置帶刀從者於神戸外國人に對し發砲始末　一巻

岡山縣編

慶應三年十二月岡山藩へ、攝州西之宮警固仰付られ、家老日置帶刀、翌明治元年戊辰正月四日人數出張、同十一日に神戸町通行の砌、外國人居留地に差掛り、外國人横合より、猥りに同勢の中に割込たるにより、種々制したるも聞入れず、終に帶刀從者瀧善三郎發砲し、國際關係を生じたる一件を記録したものである。

總て備前藩及び帶刀よりの公儀屆書の輯録であつて、第一部は、去る戊辰春、岡山藩士日置帶刀從者外國人に對し、及發砲の始末と題し、岡山縣より、明治五年七月十四日、外務省へ提出の控。第二部は、外夷事件と題し、軍事局へ呈出の控、第三部は、明治元年從正月至四月、日置帶刀家來瀧善三郎神戸町にて外國人へ發砲一件と題し、第二部と共に備陽國學圖書であつた。

未だ多く知られない、維新史料・國際史料である。岡山縣廳より、縣立圖書館に引繼ぎたるものを底本とした。

河本一夫識

一、去る戊辰春元岡山藩士日置帶刀從者外國人へ對し及發砲候始末

（壬申七月十四日東京へ差立外務省へ差出候控。（朱書））

岡山縣

慶應三年丁卯十二月、舊岡山藩へ攝州西の宮札の辻警衞大洲藩より相代り候樣御達有しに付、右警衞家臣日置帶刀へ申付、翌戊辰年正月四日、帶刀義家來一同召連岡山出發、同十一日攝州神戸町通行の砌、先手共既に外國人居留地へ差掛り候折柄、外國人共兩人横合より、猥に同勢の中へ割込候に付、種々相制候へ共聞入不申候處より、無已及刺撃遂に發砲するに至り、彼よりも兵隊操出一時搏合候へども、素々不慮の事より差起候儀に付、帶刀儀は山手迄引揚、物分れに相成申候。

右に付同月十四日、左之通御屆。

此度西の宮御警衞被仰付候付、人數出張爲致候處、去る十一日家老日置帶刀同勢召連、攝州神戸町通行の砌、外國人より理不盡の所業有之候處より、互に及發砲候段申越候、委細の儀は帶刀より可申上候へども、右の趣不取敢御屆申上候。以上。

正月十四日　　備前少將

右に付京都詰合の者共より、太政官代へ此度の事件に付、外國人と應接の儀、於當藩取計可申哉の段、御伺候處此度は於朝廷御取扱相成候間、此旨御受致候哉御尋に付、早速國元へ申遣候。

一、戊辰正月十九日於京都長谷三位より、左の通御達。

御用有之候間、早々登京可有之御沙汰候事。

日置帶刀

一、同二十日太政官代へ留守居、御呼出にて御達。

家老日置帶刀、攝州神戸町通行の砌、外國人と及砲戰候始末公法を以、朝廷より御處置可有之旨御決定候間、其段相心得可申猶御所置振の儀は追て可申及、御沙汰候事。

正月二十日　　備前少將家來へ

右上京候はゞ其屋敷へ預り置、直に御届可申出事。

日置帯刀

右御請留守居の者より申上、御所置振の儀も内々相伺候處、此度申儀は被爲於朝廷候ても不容易御憂慮にて、藩情も御察被爲在種々御評議の末、前夜は及深更太政官代より議定御参内にて叡斷を被仰出候程の御事の由。同二十一日、太政官代より尚又留守居の者御呼出にて、宇和島侯御下阪に付、兵庫一件書取早々差出候樣松尾伯耆より申聞に付、右の通宇和島侯へ差出す。

去る十一日西宮爲出張兵庫驛出立、同勢繰出、神戸町通行の砌、先手行列の中へ、外國人兩人左手より右へ通掛候に付、差押候内通詞の者取扱相止申候、尚又一人右手より左へ通り懸候に付、差押候處、次の隊へ掛り割込候に付、色々取扱手眞似を以、供先へ相廻り候樣申諭候處、殊の外憤怒の顏色にて、大聲を發し理不盡に押通り、同時左手人家よりも一人、短銃を以出合狙掛候に付、其場の勢不得止、持道具を以突掛候處、淺手に御座候哉、何れも家内へ逃去、其儘追掛候處、裏口より供先を濱手へ相廻り申候、先手銃隊とも右の舉動を見請、直に搏出候に付、種々相制候内、彼も濱手より及發砲候に付、一先人數を山手へ繰込見合候内、外國人共更に銃卒押出し、頻に搏掛候に付、尚又此方よりも發砲申候、尤右は不慮の義より差起り、此且大事に立至り不申候樣、早々人數引揚申候。以上。

正月

備前少將家來　日置帯刀

一、同月二十二日

過日於兵庫表外國人と行違の儀に付、應接の儀奉伺候處、此度は於政（朝カ）廷御取扱に相成候御裁許の儀は公法を以取處候思召に取爲在候間、御請の儀申上候哉と、御尋の趣早速國元へ申遣候處右畏候、元より於朝裁彼是申上候心底無御座候、此段御請申上候樣申付越候、尤國情の儀は重役より可申上候間、宜御亮察奉希候。以上。

正月二十二日

備前少將内　澤井宇兵衛

右國情の儀は、於當藩、癸亥・甲子以來、攘夷の叡慮奉戴仕候より一藩敵愾の氣固結仕、外國人の爲輒度に相成候ては、御國辱無此上儀と御處置振一同御苦慮罷在候國情に御座候間、此邊の情實御斟酌被爲下度段、詰合の者より其

筋へ申上置候。

一、同二十二日御屆

備前守家老日置帶刀儀、御用被爲在候間、早々上京仕候樣被仰出候に付、夜前御當地參着仕候、此段御屆申上候。以上。

正月二十七日　備前少將内　澤井宇兵衛

一、同二十九日太政官代より御達。

備前少將

兵庫港發砲の一條、外國人より申出候趣にては、各國公使館に向て彈丸を飛候哉に相聞、其藩よりの書付、右の境相分不申候間其節の始末、今一應委敷書付を以可申出事。

右に付、二月朔日左の書付差出。

兵庫港發砲の一條、外國人より申出候趣にては、各國公使館に向て彈丸を飛候哉に相聞込に相成、先日差出候書付と、右境相知不申候間、其節の始末今一應委敷御書付申上候樣御達の趣奉承畏候、然る處右の事情は先般奉申上候通、先手銃隊中の儀にて、於私は前後相隔巨細の儀目撃不仕候へども、元來不慮の事より差起候儀にて、公使館を襲撃仕候樣の考は決て無御座候、乍併、其場の勢、自然彈丸飛至候儀は難計旨、右隊長共より申出候、此段奉申上候。以上。

二月朔日　備前少將内　日置帶刀

一、同月二日左之通御達。

日置帶刀

去月十一日神戸通行の砌、外國人へ兵刃を加へ、發砲に及候儀に付、公法を以御處置可相成段は御達の通に候。即今不可謂多難の御時節、些少の事件より御安危に相拘、大害をも可醸出、別て如何の至に付、公論決定、叡斷の上、發砲號令の者罪科に被處候に付、早々可差出被仰付候條、皇國の大事を擔任し可奉安宸襟候事。

二月　備前少將家來　日置帶刀

岡山藩士日置帶刀從者於神戸外國人に對し發砲の始末

神戸通行の節行列へ立障り候由にて、英人へ兵刃を加へ、剩へ逃去候留守人幷公使へ及砲發、理非の應對にも不及、如何にも妄

到の所爲不屆の至に候、即今更始御一新國事多難の折柄、深被爲惱宸襟、就中外國御交際の儀は、御國體に相拘候重大の事件に付、宇內の公法に基き、不損皇威、至當の筋御履行可被遊思食の處、御時節柄をも不奉顧、返て御恥辱を醸候儀、重疊不容易罪科に付、發砲號令の者、各國見證を請可致割腹旨被仰付候事。

但罪科人體明三日より五箇日を限り、兵庫表へ護送致、外國事務掛りの者へ可申出事。

二　月　　　備前少將家來　日置帶刀

神戶通行の砌、從卒共外國人に對し暴發不容易所業に付、被處罪科候、全同人不知不行屆の事被思食候間、謹愼爲致置候樣被仰出候事。

二　月

右兩通御請明朝差出候樣被仰、其後御別間へ被召、岩倉殿より兵庫の一件於朝廷も甚氣の毒に被思食候へども、實に不被爲得止候段、厚喩解被爲在此上は本人初帶刀并吏卒に至迄、能々申諭甘んじて罪を請候樣、被仰出候。

右に付京都詰合の者、神戶表へ罷越帶刀家來共へ、御趣意の趣、詳々申聞、斯迄厚き叡慮を奉蒙候上は、爲國家尚感發、御國威不相汚樣悟可有之段、及說諭候處、本人初一同甘心仕候。

一、同月四日右之通御達。

備前家老日置帶刀、去月十一日神戶通行の砌、外國公使に對し發砲致し候に付、於朝廷、以公法御處置、號令致し候士官死罪、帶刀謹愼、被仰付候間、爲心得申達候事。

右山陽道諸藩へ可相觸旨、被仰出候事。

一、同十三日左之通太政官代へ差出。

備前守家臣日置帶刀儀、神戶町通行の節、同勢の內外國人へ兵刃を加へ、及發砲候に付、公法を以御處置に相成、右砲發號令の者差出候樣、被仰付候に付、則左の通。

日置帶刀馬廻り士

地高百石　瀧　善三郎

歲三十二

右の者去る七日兵庫表へ差出、外國御用掛へ相達警固仕置候處、同九日晩同所於永福寺各國見證を受、外國掛薩州・長州・宇和島家來等立合の上、割腹仕候。死體は帶刀手前にて取片付仕候、右之段御屆奉申上候。以上。

二月十三日　　備前少將內　澤井宇兵衛

右、瀧善三郞、割腹の席に臨み、左の通口演。

去る十一日神戶通行の節、夷人より無法の及所業候處より、無據加兵刄、卽乘其擧發砲號令の者拙者也。然る處、今般王政御復古更始御一新の折柄、宇內の公法を以て御處置被遊。割腹被仰付候付、則割腹致し候。御檢證可被下候。

一、同十九日右之通書面差出。

先般私家來日置帶刀儀、神戶町通行の節、外國人へ對し發砲等仕候次第、不屆被思食、右號令致し候者、割腹被仰付候條奉敬承候。右は方今王政御一新の折柄、外國御交際、御國體に相拘候儀をも不顧、固陋の舊習を以妄動に屬し候始末に付、恐多も奉惱宸襟候段、重疊奉恐入候。然るに武道の御取扱を以、割腹被仰付候段、御寛容の程奉感戴候。乍然前條の次第に付、深く謹愼罷在候間、此上何分の御沙汰奉伏願候。誠恐誠惶謹言。

二月　　備前少將

備前守家臣　日置帶刀家來
地高百石　馬廻り士　瀧善三郞（歲三十二）
母　ちか（同七十三）
妻　はつ（同二十八）
忰　成太郞（同四）
娘　いわ（同二）

右は、今般於兵庫表割腹被仰付候者、名跡家內共に御座候、御內々御沙汰被爲在候に付、書上申候。以上。

二月　　備前少將留守居　澤井宇兵衛

一、同二十三日御達。

先般家來の者外國人へ及妄動候儀に付、深謹愼罷在候趣神妙の儀、被聞召候得ども、不及其儀旨御沙汰候事。

備前少將

二月

一、右に付三月七日爲御禮、使者齋藤三郎助差出口上手控。

私儀先般家來の者、外國人へ對し及妄動候儀に付、奉恐入深謹愼罷在候段、神妙の至被聞食候へども、不及其儀候段、御達し趣奉畏候難有仕合奉存、右爲御禮使者差上申候。此段宜樣奉希候。以上。

三月七日

備前少將國元よりの使者

齋藤三郎助

一、三月十五日左之通御達。

右先達て謹愼被仰付置候處、格別の思召を以被免候條、歸國不苦候、尤大阪・兵庫等旅行の儀は、多分可致用捨樣、被仰出候事。

備前少將家來　日置帶刀

三月

右御達書の内、歸國云々と有之候付、先達て岩倉殿御内へ相伺口上、歸國仕居申候段、留守居の者より申出候處、然らば其分にて不苦旨、被差示候事。

二、外夷事件　十六番 軍事局出、日置帶刀家來の事。

正月十六日朝、帶刀持參、下坂元美持參、土肥より三條公へ指上

去る十一日西の宮へ爲出張、兵庫驛出立、同勢繰出し神戸町通行の砌、先手行列中間へ外國人兩人左手より右へ通掛候に付、差押候内通詞の者取扱相止申、猶又一人右手より左へ通掛候付差押候處、次の隊へ掛申し割込候付、色々取扱手間取等を以て、供先へ相廻り候樣申諭候處、殊の外憤怒の顏色にて大聲を發し、理不盡に押通り、同時人家よりも短銃を以て出合狙掛候付、其場の勢不得止、持道具を以突掛候處、淺手に御座候哉、何も屋内へ逃込、其儘追

掛候處、裏口より供先を濱手へ相廻申、先手の銃隊共右の擧動を見受、直に擲出候付、精々相制し候内、彼より濱手より及發砲候付、一先人數を出手へ繰込見合候内、外國人共更に銃卒押出し、終に擲掛候付、尙亦此方にも發砲申、尤右は不慮の儀も指起り、此上大事に立至申し不申樣、早々人數引揚申候。

日置帶刀

正月二十日今曉太政宮より御呼出、澤井宇兵衛罷出候處、長谷三位殿より左の仰達有之（朱書）

御用有之候間、早々登京可有之、御沙汰候事。

正月

備前少將家來へ

右同斷（朱書）

家老日置帶刀攝州神戸町通行の砌、外國人と及砲戰候始末、公法を以、朝廷より、御所置可有之旨御決定候間、其段相心得可申、猶御所置振の儀は追て可被及、御沙汰候事。

正月二十日

日置帶刀

正月二十日（朱書）右同斷。

右者上京候はゞ其屋舖へ預置、直に相屆可申出事。

正月

備前

正月二十九日御達（朱書）

兵庫港發砲之一條、外國人より申出候趣にては、各國公使館に向て彈丸を飛し候哉に相聞、其藩よりの書付右の境相分不申候間、其節の始末、今一應委數書付を以可申出事。

異人より日置の小者へ相渡し候書付。

本日松平備前守家臣池田伊勢・日置帶刀兩人、神戸町通行の節、右兩人供の者より無故鎗戟砲器を以て、外國人を

襲中分何故に候哉、早速申譯に罷出可申候、若各國共滿足する處申譯不相立においては、彌外國へ對し干戈の動至を見定め、猶外國より所置に可及候。左候ては只備藩に不限、惣て日本國中の大災難に可相成と申事。

正月十一日

右各國公使より被申出候事。

兵庫港發砲の一條、外國人より申出候趣にては、各國公使館へ向て彈丸を飛候哉相聞、其藩よりの書付右の境相分不申候間、其節の始末今一應委敷書付を以て可申出事。

右正月二十九日　刑法方御留守居より

兵庫港發砲の一條、外國人より申出候趣にては、各國公使館へ向て彈丸を飛候哉に、御聞込に相成、先日指出候書付と右境相分不申候間、其節の始末今一應委敷書付以可申上旨、御達の趣奉承畏候、然る所右の事情は先般奉申上候通、先手銃隊中の儀にて、於私前後相隔亘細の儀目撃不仕候得共、元來不慮の事より差起り候儀にて、公使館を襲撃仕候樣の考は決て無御座、乍併其場の勢自然彈丸飛至候哉は難計奉存候旨、右隊長共より申出候、此段奉申上候。以上。

備前少將家來　日置帶刀

二月二日於二條城、帶刀名代太郎兵衛へ岩倉殿より御渡、御請書彥左衛門岩倉殿へ差出す。

朱書註　二月二日於二條城岩倉殿より池田靱負へ被相渡宇兵衛・彥左衛門披濟。岩倉殿より御諭解の旨。

神戸通行の節、從卒共外國人に對し、暴發不容易所業に付、被所罪科候旨、全同人下知不行屆の事被思召候間、謹愼爲致置候樣、被仰付候事。

二月

宸襟にて御沙汰の趣謹で奉畏候尙御請奉申上候。以上。

御國官名　家臣　日置帶刀

被免西之宮御守衛候旨、被仰下候事。

備前へ

二月　但久留米と申合、可引拂之事。

右二月二日夕御達。

二•月•五•日•大•御•日•付•波•多•野•彌•左•衛•門•持•參•

先般於神戸、外國人と行繼一件、於朝廷御引取、宇内の公法を以御所置相成、終に罪科に被處候儀に候得共、全く皇國の大事を體任し、可奉安宸襟との、重き勅命も有之候事故、第一は朝廷の御爲、次は備前の爲帶刀の爲を思ひ、聊も忿怨を不捽(挨)、從容就死之程顆思ひ候、跡式の儀は深き趣(遺)令も有之、格別に取立遣し候間、是又懸念致間敷、實に馬前の討死にも相勝る忠臣と可申、一入憐の思ひ候。

一、五百石已上倍の知行被下候事。但、右已下者五百石被下候事。

一、倅にて別勤の者は、親へ右の通被下候事。

一、親倅とも無之者に候はゞ、本人内存の者承置候事。

一、男子兩人有之候はゞ、倅被召出、次男日置家にて名跡の事。

飜•評(譯)•文•

御書狀致啓上候、然ば去る十一日松平御名家來、神戸町幷外國人居留地通行の節、不意に各國公使幷當所在留人民へ對、致暴發候段昨日　御門陛下の使節東久世前少將閣下へ申述候處、右一條　御門陛下へ奏聞被成候付、如何なる處置にて各國公使共滿足可有之哉、委細書面に可申達旨、閣下より被申聞候付、則左之通。

一、無故公使幷其人民を襲候段　御門陛下の政府より、御書面各國公使へ十分詫入、且已後　御門陛下の領分にて在留し外國人に向ひ、決て右樣の暴行再度有之間敷段、急度請合可申事、尤各國公使より、夫々國許政府へ、通達可有之筈に候。

一、外國公使幷在留諸外國人に對し、發砲する樣下知致せし士官は死罪の事、尤各國公使館附屬士官立合にて、仕置すべき事。

右之通、如斯惡行の者無遲滯、限然に罰せざれば、已後不法の暴行を防ざる已(のみ)ならず、双方懇願の交際を全する仕方無之候より、　御門陛下の政府に於て、右申立の當然たる事を御承知被成候樣、早速各國公使共承度存候。右之段爲可得其意如此

岡山藩士日置帶刀從者於神戸外國人に對し發砲の始末

御座候、以上。

佛　レオンロス。　亞　アビフアレフアルケレフルク。
英　ハリエスハリケス。　孛　エムフオレフラレト。
伊　コムトデラトラル。　蘭　テフララフフアレポルスブルク。

東久世前少將閣下

舊縣官員成田元美より差出候草稿。（朱書）

慶應三年丁卯十二月、舊藩へ御達有之、攝州西宮札之辻固、大洲藩は相替候樣、御沙汰に付、合警衞家老日置帶刀へ申付、翌戊辰年正月四日、帶刀儀同勢召連岡山出立、同十一日攝州神戸町通行の砌、先手共既に外國人居留地へ差懸り候折柄、外國人共兩人横合より、猥に同勢の中へ割込候に付、種々相制候へども聞入不申候處より、無據及制擊遂に發砲に至、彼よりも兵隊繰出、一時搏合候へども、素々不慮の事より差起候儀に付、帶刀儀共山手へ引揚、物分に相成申候、右に付同月十四日左之通御屆。

此度西之宮御警衞被御付候に付、人數出張爲致候處、去る十一日家老日置帶刀同勢召連、攝州神戸町通行の砌、外國人より理不盡の所業有之候處より、互に及發砲候段申越候、委細の儀は帶刀より可申上候へ共、右の樣不取敢御屆申上候。以上。

正月十四日　備前少將

右に付京都詰合の者共太政官御役員へ、此度の事件に付、外國人と應接の儀、於當藩取計可申哉の段相伺候處、此度は於政廷御取扱相成候間、此旨御受致候哉、御尋に付、早速國元へ申遣候。

同月十九日於京都、長谷三位殿より左之通御達。

日置帶刀

御用有之候間、早々登京可有之、御沙汰事。

同二十日太政官代へ、留守居御呼出にて御達。

備前少將家來へ

家老日置帶刀攝州神戸町通行の砌、外國人と及砲戰候始末公法を以、朝廷より御處置可有之旨、御決定候間、其段相心得可申、

猶御所置振の儀は、追て可被及、御沙汰候事。

正月二十日

日置帶刀

右者上京候はゞ、其屋敷へ預り置、直に相屆可申出事。

右御請留守居の者より申上、御所置振の儀も内々相伺候處、此度の儀は、被爲於朝廷候ても、不容易、御配慮にて、藩情も御察被爲在、種々御詮議の末、前夜は及深更、太政官代より議定の御方御參内にて、叡斷を被仰候程の御事の由、同二十一日、太政官代より、尙又留守居の者御呼出にて、宇和島侯御下阪に付、兵庫一件書取早々差出候樣、松尾伯耆守より被申聞候付、左之通宇和島侯へ差出す。

去る十一日西宮爲出張、兵庫驛出立同勢繰出、神戸町通行の砌、先手行列の中へ外國人兩人左手より右へ通掛候に付、差押候內通詞の者取扱相止申候、尙又一人右手より左へ通り懸候に付、差押候處次の隊へ懸り割込候付色々取扱手眞似を以供先へ相廻候樣申諭候處、殊の外憤怒の顏色にて大聲を發し、理不盡に押通り、同時左手人家よりも一人短銃を以出合狙掛候に付、其場の勢不得止、持道具を以突懸候處、淺手に御座候哉、何れも家內へ逃去其儘追掛候處、裏口より供先を濱手へ相廻り申候、先手銃隊共右の擧動を見請、直に搏出候に付種々相制候內、自彼も濱手より及發砲候に付、一先人數を山手へ繰込見合候內、外國人共更に銃卒押出し、頻に搏掛候に付、尙又此方よりも及發砲申候、尤右は不慮の儀より差起り、此上大事に立至り不申候樣、早々人數引揚申候。以上。

正月

備前少將家來　日置帶刀

同二十二日。

過日於兵庫表外國人と行違の儀に付、應接の儀相伺候處、此度は、於政延御取扱に相成候、御裁許の儀は、公法を以被處候、思召に被爲在候間、御請の儀申上候哉と御尋の趣、早速國元へ申遣候處奉畏候者より於朝裁彼是申上候心底無御座候。此段御請申上候樣申付越候、尤國情の儀は重役より可申上候間、宜御亮察可被申候。以上。

正月二十二日

備前少將內　澤井宇兵衛

一一

岡山藩士日置帶刀從者於神戸外國人に對し發砲の始末

右國情之儀は、於當藩癸亥・甲子以來、攘夷の叡慮奉戴候より、一藩憤慨の氣固結仕候、外國人の爲甚度に相成候ては、御國辱無此上儀と、御處置振一同仰望罷在候、國情に御座候間、此邊の情實御斟酌被爲下度段、詰合の者より御役へ申上置候。

同二十二日御屆。

備前守家老日置帶刀儀、御用被爲在候間、早々上京仕候樣、被仰出候に付、前夜御當地參着仕候。此段御屆申上候。以上。

正月二十七日　備前少將家來　澤井宇兵衛

、同二十九日太政官代より御達。

兵庫港――　備前

右御達に付、二月朔日左の書付差出。

兵庫港

日置帶刀　三通

同月二日御達。

右兩通云々。

右に付京都詰合の者、神戸表へ罷越、帶刀家來共、被御趣意の趣詳く申聞、斯迄厚き叡慮を奉蒙以上は、爲國家彌感發、御國威不相汚樣覺悟可有之段、及說諭候處、本人初一同甘心仕候。

三、日置帶刀家來瀧善三郎神戸町にて外國人へ發砲一件

十六番

明治元年戊辰從正月壬四月に至る。

正月二十日（今曉太政官代より御呼出に付、御留守居罷出候處、長谷三位殿より御達云々。）

備前少將家來へ

家老日置帶刀攝州神戸町通行砌、外國人と及砲戰候始終、公法を以、朝廷より御所置可有之旨御決定候間、其段相心得可申、猶御所置振の儀は、追て可被及御沙汰候事。

正月二十日

正月二十日　上同斷。　日置帶刀

右者上京候はゞ、其屋鋪へ預置、直に相屆可申出事。

正月

同日　上同斷。　日置帶刀

御用有之候間、早々登京可有之御沙汰候事。

正月　備前

正月二十九日御達。

兵庫港發砲の一條、外國人より申出候趣にては、各國公使館に向て彈丸を飛し候哉に相聞、其藩よりの書付右の境相分不申候間、其節の始末、今一應委敷書付を以可申出事。

二月二日岩倉殿より御達。　備前少將家來　日置帶刀

神戸通行候節、從卒共外國人に對し發砲、不容易所業に付、被處罪科候旨、全同人下知不行屆の事、被思召候間、謹慎爲致置候樣被仰付候事。

二月

一、右に付左之通御請申上候。

宸襟にて、御沙汰の趣謹て奉畏候、右御請奉申上候。以上。

御國官名家老　日置帶刀

二月十三日。

一、別紙之通御屆書太政官代刑法懸へ、御留守居差出。

備前守家老日置帶刀儀、神戸町通行の節同勢の內、外國人へ兵刃を加へ及發砲候に付、公法を以、御處置に相成、右發砲號令之者差出候樣、被仰付候に付、則左之通。

地高百石　日置帶刀馬廻り士　瀧善三郎（歲三十二）

岡山藩士日置帶刀從者於神戸外國人に對し發砲の始末

一三

右之者去る七日兵庫表へ指出、外國御用懸へ相達警固仕置候處、同九日晩同所於永福寺、各國見證を請、外國掛備州・長州・宇和島家來等立合の上割腹仕候、死骸は帶刀手前にて取片付仕候、右の段御屆奉申上候。以上。

二月十三日　　　備前御官名留守居　澤井宇兵衞

二月十六日惣觸。

一、先達て御觸達有之候日置帶刀、神戸通行の節外國人と行縺之儀、朝廷へ御引取御裁許被仰出候、依之今般御謹愼御伺被成置候間、諸事物靜可致候。就右（明十七日）爲伺御機嫌左之通。

殿様　御隱居様　諸頭登城御帳付尤。二ノ丸出來之面々は御同所へ可申上候。

瓊泉院様　大御前様　御前様　諸頭於御城殺生御張紙の間御附に御留守居可申上、尤御住居出來の面々は御同所へ可罷出。

一、組付支配は明日・明後日兩日の内、頭の宅へ可罷出事。

二月十九日

一、先般帶刀神戸通行の節、外國人と引縺の儀有之、終に及砲戰候に付ては、朝廷へ御引請御所置被爲在候處、其末別幣の通御裁許被仰出、且岩倉殿御諭解の趣も有之御恐懼、被思召候御儀に御座候、元來攘夷の儀は先帝の叡慮御遵奉被遊御周旋之餘、去る子年御布告の御趣意も有之候處、遂に其機無之、追て時勢換移王政御復古の折柄、世態御熟察大勢不被爲止、朝儀の上御和親相成、御交際之儀は重大の事件に付、宇内の公法に被爲基、不損皇威、至當の筋御履行可被遊、思召に付、此度の儀も、皇國の大事を體任し、可奉安宸襟との深重の勅意も有之事故、唯々御奉命の外不被爲在と、於一同も奉恐入候儀に御座候。勿論神戸の一擧、不慮に起候とは乍申、尊讓の御趣意漸漬致し、從來の意氣地不可止候場合と、御推察思召候得共、朝政御一新の御多慮の折柄、鎖細の事よりして、大害を醸候ては論以、被爲對朝廷、御恐悚に不被爲堪候に付、斷然既往の是非を御廢棄に相成、將來の御國論時勢適當の御所置、速に天朝へ被爲伺、御確定の上は追々、被仰出候儀も可有之候。就ては今般の解死人も於情實は、被遊、御憐察候得共、無御據御請被仰上候に付、深き思召も被爲在、格別の結構被仰付候間、其邊掛念不致、御國中末々迄、

今後の御趣を厚く奉體任、聊も動搖不被、爲國家心得違無之樣、被御出候事。

別紙　（岩倉殿より御諭解の大旨）

此度神戶の一條に付ては、嘸々其藩一統苦心之程察申候。然る處、於朝廷も、御同樣の事に候、就ては彼是三日も御評議に相成、遂に徹夜にも及候得共、兎角不決、畢竟此上は　主上御叡旨の外無之と存、則相伺候處實に其邊、被爲惱叡慮候儀に御座候、就ては彼是事情言上も仕候上、如此御叡斷御沙汰に相成申候儀に有之、實に如此立至り候も、全く先帝攘夷の叡慮、御名において深く遵奉し居申に付、其旨士民とも徹底し、彼を惡居申候處より、此度の一擧にも立至り候儀と、深く御酌取被遊、御感心の御事に有之候。乍併形勢一變致居申儀は、素より承知の事に候得共、往古は三韓有るを知て萬國有るを不知、然るに當今萬國並立候上は、同く日下の民に有之候間、彼の四方の國を以、我九州四國抔の如く見申場合に候間、猶又其邊深酌取、國論一變可致、扨此度當人の儀彼の爲に死ると思候ては、如何にも殘念に被思候得共、實に皇國更始御一新の折柄、右の次第にては如何樣の大害を可醸も難計候に付、無據公法を以、御所置被仰出候間何卒、天朝の爲皇國の爲、次は備前一國日置一家の爲右四箇條の御爲筋を存、死を甘度段、懇に御諭解有之候事。

別紙　日置帶刀

去月十一日神戶通行の砌、外國人へ兵刃を加へ發砲に及候儀に付、公法を以御所置可相成段は、御達の通に候。即今不可謂多難の御時節、些少の事件より御安危に相拘り大害をも可醸出、別て如何の至に付、公論決定叡斷の上、發砲號令の者罪科に被處候に付、早く可差出、被仰付候條、皇國の大事を體任し、可奉安宸襟候事。

二月

別紙　御官名家來　日置帶刀

神戶通行の節行列へ立障り候由にて、英人へ兵刃を加へ、剩逃去候亞佛人幷公使へ及砲發、理非の應對にも不及、如何にも妄動の所爲不屆の至に候、即今更始御一新國事多難の折柄、深被爲惱宸襟、就中外國御交際の儀は、御國體に相拘候重大の事件に

付、宇内の公法に基き、不損皇威、至當の筋御履行可被遊思召の處、御[illegible]節揃を不來候、却て御恥辱を醸候に、重疊不容易事件に付、發砲號令の者各國見證を受、可致割腹旨、被仰付候事。

但、罪科人當明三日より五日を限り、兵庫表へ護送致し、外國事務掛の者へ可申出候事。

二月

一、右夫々組支配へも申聞候樣、小仕置より頭に被申移。

二月二十三日

一、太政官代へ重臣御呼出に付、高木右門罷出候處、左之通御達有之。

備前少將へ

中段先鋒家來の者、外國人へ及妄動候儀に付、深謹愼罷在候趣、神妙之儀に被聞召候得共、其儀不及之旨、御沙汰候事。

二月

二月二十七日

從京都御飛脚到來、先達て神戸一條に付御謹愼御伺有之候處、不被爲及其儀旨、被仰出候段申來候、依て最早常體に可相心得候事。

一、右に付、爲伺御機嫌、明二十八日、左之通。

殿樣。　御隱居樣。　諸頭幷以上御帳ニ付、尤ニノ丸出來之面々は御同所へ可申上。

貴[illegible]院樣。　大御前樣。　御前樣。　重頭於[illegible]生御廣敷の間御皆々御留守居へ可申上、尤[illegible]住居出來の面々は御同所へ可申上。

二月

備前家老日置帶刀、去月十一日神戸通行の砌、外國公使へ對し發砲致候に付、於朝廷、以公法御所置、號令致候士官犯罪帶刀謹愼、被仰付候間、爲心得申達候事。

三月十五日御達。

備前少將家來　日置帶刀

右先達而謹愼、被仰付置候處、格別之思召を以被免候條、歸國不苦候、尤大坂兵庫等旅行の儀は、當分可致用捨樣、被仰出候事。

同二十日於御國、右之趣帶刀へ被仰聞。

一、右者同日太政官代へ御留守居御呼出に付罷出候處、御達書の內、歸國と申儀有之、岩倉樣へ御內意相伺、歸國仕居申段申上候處、其分にて不苦候旨被仰聞候。

閏四月十七日

日置帶刀

先達て外國人行違一條に付ては、被對朝廷御謹愼を被仰出候儀、就ては被仰付方も可有之處、朝廷向より寬大の御沙汰振も有之、殊に此度御東行被蒙仰候、付ては御多事の折柄、旁以格別に不及遠慮旨、被仰出候旨、池田兵庫被申傳。

岡山藩士日置帶刀從者於神戸外國人に對し發砲の始末　終

備前國敵討

全

解題

備の前國敵討　一卷

土肥經平著

一名備前渡部數馬仇擊記、著者が寶曆十年秋卷尾に記せし所によれば、寛永七年秋河合又五郎が渡部源大夫を岡山に討ち、同十一年冬弟仇又五郎を渡部數馬が伊賀國上野にて討ち取りし始末を、熊澤正興著近代正說碎玉話(十一卷、正德六年上梓。)著者不詳の殺報轉輪記(一卷一名淺茺志。)寛永十五年秋渡部數馬・荒木又右衞門、因州へ歸りし時兩人物語を書記せし一帖。伊勢津藩士横山九郎右衞門覺書、及び著者が幼き頃老人に聞きし物語を參考して交記編輯したものである。而して經平秘函に蔵められたものである。

兒童にまで深く知られたこの仇討が、殺報轉輪記を種本として講談となり、正統なる史實を亂されて居るのを訂正したものと思はれる。

今回採擇の底本は岡山縣立圖書館藏寫本で塚本吉彥舊藏本である、故に明治二十一年七月三日岡山出石鄕稍葉塚の滯陣人塚本吉彥の追記した名寶叢談中の一異說をも採用した。これにて完全に此仇討の諸異說を蒐集し盡した事となつた。昭和五年五月山陽新報社編吉備文庫第三輯に活版としてはじめて納められてゐる。讀者は文庫本と集成本の兩者を比較研究されて、其長短を判別される事を望む。

著者土肥經平傳は、本集成第二輯を參照されたい。

河本一夫識

備前渡部數馬仇擊記目錄

備前渡部數馬仇擊記目錄終

序

此一帖は、寛永七年七月二十一日、河合又五郎が渡部源大夫を備前國岡山に討、同十一年十一月七日、□□(欠字)又五郎を渡部數馬、伊賀上野にて討し始末を記す所也。前に殺報轉輪記とて、此事を記せる物あり。誰書し事をしらず。其記す所、年月を記せる事あらねば、前後みだれがはしく、疑しきこと多し。今記す所は、寛永十五年秋、渡部數馬・荒木又右衛門、因州へ歸りし時に、其年頃の事、兩人物語せしを書記せし一帖と、それに加ふるに、勢州津の侍、横山九郎右衛門といふもの、後に備前へ來り、物語せしを覺書するものと、熊澤氏の碎玉話に記せし處と、又予が若き時に、或老人の其時にありて見聞せし人の物語せしとて、又語せしことどもをまじへ記すもの也。又轉輪記に記せし所も、又據有べければ、是をも會せ記す。しかあれば、おのづから異說どもあるが故に、是を一說として、今集て一帖とす。

于時寶曆十年秋　　土肥經平記之。

備前渡部數馬仇撃記

一、河合又五郎、渡部源大夫を撃し事。

抑播磨宰相輝正卿は、慶長五年の秋、東西の軍起し時、關東隨一の御味方にて、濃州岐阜の城攻、關ケ原の合戰、其軍功莫大なりしかば、其賞として、播磨の國一圓に給ひける。其後備前國・淡路國をあわせ給ひ、三國の守たりしに、慶長十八年正月二十五日薨ぜられ、其家督を嫡子の松平民藏守利澄朝臣に、播磨國を給ひ、二男松平左衞門督忠繼朝臣に、備前國を給ひ、三男松平宮内少輔忠雄卿に、淡路國を給ひ、其外、四男松平石見守輝澄、五男松平右京大夫政綱、六男松平右近大夫輝興も、みな郡主・城主たりし。しかるに、二男左衞門督、元和元年早世ありければ、其跡を三男宮内少輔に給り、淡路より備前國岡山の城にうつり在城ありける。其後寛永七年六月十八日に江府にて弄璋の慶ありし。其時は忠雄卿備前國岡山にありて、これを聞、大に悦び、その舍弟にありし方々も、皆岡山へつどひ集りて其嘉儀をのべられし。（其誕生ありしは、幼名勝五郎と名付、後に相模守光仲朝臣とて因幡・伯耆兩國の主たりしは、此人也。）此時其悦びとして岡山町中より躍〔踊〕を奉り、同七月二十一日、くれ時より、内山下の大手先榎馬場といふ所にて、是を興行あり。國主忠雄卿も對面所といふ所の物見より、堀を隔て見物あり。其舍弟の來り集りし方々も一座にて夜ふくるまで興を催されける。其夜其家中渡部數馬弟、同姓源大夫といふ者、所勞にて引籠り居たりしに、河合半左衞門といふ者の悴、同姓又五郎、其源大夫と日頃心易く語りければ、其夜源大夫が方へ來り物語して居たり。兄の數馬は、私用ありて、其舅津田豐後宅へ行て留主〔守〕なりける。其上家來も躍を見物に出て人少なるに、又五郎上下四人にて、（兼て意趣やありし、又當座の口論にてやありし、）庭間の庭に源大夫を切斃して、其場より又五郎は直に立退けるに、又五郎が刀の鞘を落し置けるとて、家來二人に言附、其鞘を取に道より戻して、又五郎は岡山の東の町口、森下町といふ所にて待べしと約し、其二人の家來、途中より立戻り、數馬が門内踏込口を入けるに、其時迄も家内に此事を知る者なくて、猶しづかなりければ、かの鞘を取て出ける所に、其夜の躍見

物に群集して、往来さはがしかりける故、家来岩佐作兵衛といふ者、長屋に居けるが、門外の様子を見分せんとて、手拭を帯にし、脇指計にて門へ出ける所に、路次の内より白帷子着たる者、抜刀にて出ければ、作兵衛出向ひ、何者ぞ侍の家へ抜刀にて入るや、と詞をかけ、とがめける所へ、徒目附なりける遠山才兵衛、長屋に聞居けるが、其作兵衛が聲高にとがめけるを聞、出合見けるに、二人抜刀にて門外へ走出逃るを、才兵衛・作兵衛追かけ出て走り付、其屋鋪の西の角にて（池田隼人家の小門の前に切殺と云）月影に見て、一人をば才兵衛打留、一人は抜刀をすてゝ逃失ぬ。さて作兵衛立帰り、路次口を入て見れば、槐の木の有ける下に、源大夫手疵数多く負、あげになりて臥居けるを助け起して、子細を尋けるに、相手は又五郎といひし計にて息絶けり。早速津田豊後方に居ける数馬へ此事を作兵衛より告やりければ、数馬はせ帰り、豊後も来り、其様子を共に見聞し、直に河合半左衛門宅へ両人行て逢べきよしを言入けれども、門を堅く閉て内へ入ざるに、はや其事對面所へも聞へければ、國守の命をうけたるや、荒尾志摩・加藤主膳かけ付、（一說には、大目附宮崎平太左衛門ともに三人來るともいふ。）半左衛門が家の門外に來り、数馬・豊後へ詞をかけて、半左衛門事は先請取候間、宿へ引取候様に、と言ける故、兩人は私宅へ引取ける。其跡にて半左衛門家の門をたゝきひらかせ、志摩・主膳立入て、半左衛門に逢、様子を問聞けるに、半左衛門答て、其子細、更に存ぜず、悴又五郎事、直に立退けるにや、手前へは帰り来らず、宿に居ざるよしを申ければ、其様子を聞届、忠雄卿に申達て半左衛門を同家中菅權之助へ預けらる。此渡部数馬は、禄千石にて、其家は榎馬場通の西の端の家也。（今は木村家なり。其時の槐の木、今にあり。）河合半左衛門は、合力米百人扶持也。家は数馬が家の東の横町の北より三軒目、西向の家といふ。

一說には、渡部源大夫、名を小才治といふ。誤也。碎玉話にも源大夫と有。因州より書付來にも、源大夫と有。又碎玉話には、座敷の縁より庭まで血ありて、木蔭に打仆されて居たりといふ。又一說には、又五郎忍び入、源大夫が臥所にて殺せしともいへど是は誤也。一說に、此の時の宿、京橋の下、花畠の庭の事といふ。誤也。其時の老人の、榎馬場にて葬を見物せしとぞ語りしとぞ。

一說に、数馬が家は内山下前門の内の家といふ。今池田貢家の裏門の處なり。〇半左衛門が家は其西の町、南より三軒目、東向の家といふ。此說も誤なり。

一說に、源大夫を又五郎が打し趣意は、それより前、源大夫が差たりし刀を、又五郎所望し給ゐけるに、其以後、又五郎、悪口をいひ、目の見へざる源大夫故に、よき刀をとりてほり出しをしたりなどいふ。是を源大夫傳へ聞、腹立して其ことを言出しけ

るに、それをも又言なじりけることありて、世上にても又五郎不埒者なりといふ評判どもありしより、是を意趣にとりなし、源大夫を討しといふ說あれど、たしかならず。實は討果しける其意趣不知ことなるべし。

一說に、又五郎が家來を遣より戻しけるは、刀のさやを取に歸せしにはあらず。とどめをさしにやりけるといふ。いか樣其家來拔刀にてありしといふに思へば、左もありしか。されども、數馬が家來、岩佐作兵衛が、源大夫が斃れし所へゆきし時までは、いまだ息絶ずして、相手は又五郎なりと源大夫がいひしとあれば、とどめをさしけるといふも、又覺束なし。

一說に、公儀よりの預け人、山野邊右衛門といふ人の所に、又五郎立退ける時、一先かくれ居て其後に江戸へ下り、安藤治左衛門の家に隱れたりともいふ。

二、忠雄卿江戸へ下向、安藤治左衛門へ河合半左衛門を被渡事。

それより又五郎が行衛を穿鑿ありけれども、其沙汰まち〳〵にて、其有家慥にしれず。同年の冬、忠雄卿岡山を出船あり。大阪に至り、十二月初に江戸に下向ありて又五郎が行衛を尋られしに、又五郎其場より直に江戸に下り、安藤治左衛門所に隱れ居けるといふ事、たしかに聞へける。此又五郎が父、半左衛門は、以前安藤對馬守に相勤居ける者にて、其時いかなる子細ありけるか、此半左衛門へ、忠雄卿目をかけられ、懇にて屋敷へも出入しけるものなりしが、或時半左衛門喧嘩をし出し、其相手を切殺し、對馬守の家を退去せし。其時、忠雄卿日頃目をかけられしゆへに、半左衛門此備前屋敷へ走り込、命を助かり、ひそかに岡山へ遣し、百人扶持の合力をうけて居ける者也。此遺根。安藤家にありし故、對馬守同姓の治左衛門、今亦又五郎をかくまいけるものなれば、疎忽に又五郎を返し給るやうに忠雄卿よりも、言出しがたかりしにや、久世三四郎・阿部四郎五郎を頼みて、又五郎を返し給うやうに、忠雄卿より所望の事を、治左衛門の許へ言入られければ、兩人承り、同烈(列)の者の事に候へば、其段申試べしとて、直に治左衛門宅へ參り、其旨を傳達ありけるに、其答に、又五郎親半左衛門を此方へ渡し給候はゞ、其儘又五郎を相渡し申べしとの返答にて、尤其儀相違有べからずといふ誓紙まで書て出されし故、半左衛門を備前より呼下し、治左衛門宅へ被渡けり。さて又五郎を請取べきと有ける所に、又五郎をば出さずして、治左衛門返答に、半左衛門弟は、以前同姓對馬守内にて人を討て、立退候者にて候。喧嘩兩成敗なる故、其節半左衛門行衛を穿鑿、再三に及たれども、ひし

と御かくまい候て、行衛覺束なく候所に、只今慥に見出候故、此半左衛門をば、對馬守方へ相渡べし。左候へば、又五郎をかはりに出しがたき旨を、安藤治左衛門・大久保彦左衛門・坂部三十郎・久世三四郎・植村善次等列座にて、忠雄卿の使者に返答也。使者も再三又五郎を請取べき旨、申ことはりけれども、更に承引なければ、致すべき樣なくて立歸、其通の返答を、具に忠雄卿へ申達しければ、腹立甚しく、此上は有無もなし。是非に請取べしと、阿部四郎五郎・久世三四郎より、安藤治左衛門へ相達し、公儀へも内聞を入られければ、已に大事に及べきと見へて、三家の納言、其外諸大名の中よりも取扱はれ、南禪寺傳長老、東叡山南光坊まで扱に入、所にかけ迫り、おし靜られしかども、忠雄卿更に承引なく、此事落着の御下知なき中は、仕出も有まじと、腹立甚しければ、皆あつかひかね、公儀にも、さま／＼評義に及て、此上は半左衛門を請取、もとのごとく忠雄卿のもとへかへし、安藤治左衛門・久世三四郎・阿部四郎五郎を寺入候樣に有べし、と扱ありけれども、とかく又五郎を出されずば、忠雄卿堪忍なきよし故、先半左衛門をば召とられ、池田備中守へ御預になりにけり。

三、松平宮内少輔薨ず。并國替の事。

かくて此事落着あらねば、忠雄卿兄弟、同姓の大名は言に不及、其外妹聟伊達政宗卿の男陸奥守忠宗卿、舅家蜂須賀蜂庵、同阿波守至鎭朝臣等、ともに訴申ことゝしきり也。なかにも政宗卿は、忠雄卿へ對し、大名はみな一統なり、旗本の侍と鎗先にて爭ひ、請取べし。勝負は時の運にまかせ、本懷を遂られよ、と詞をはなち申されて、更に事しづまらず。されども、事大義なれば、いよ／＼諸方よりあつかひどもありて、兎角せしうちに、寛永八年もむなしくたち、同九年にうつりけるに、其春の末より、忠雄卿疱瘡をやみ出し、日を重ねてさし重り、已に末期に及ける時、家臣荒尾但馬を枕もとに呼て、今思ひ置事とては、河合又五郎が首を見ざる事のみなり、其首を討て墓に手向べし、いかなる作善供養にもまさるべし。此又五郎を此方へ請取ずば、幼息勝五郎へ家督を續せらるゝとも、領掌すべからず。同姓一類の方々、蜂須賀蜂庵へ、其旨趣を申せ、と遺言あり。寛永九年四月三日、終に薨られし。行年は三十一歲也。其遺骸をば、

備前國岡山へ送り、同二十日葬り、ねむごろにして岡山府下龍岸寺におさめて、法名清泰院とぞ申ける。今は龍岸寺を國清寺といふ。其墓所は則清泰院の堺内にあり。去々年、又五郎が源太夫を討し時、荒尾志摩にそひて事をはかりし寵臣加藤主膳、遺骸の供してこゝに至り、あくる二十一日に、墓の前松の下にて殉死したり。主膳が墓も忠雄卿の墓の左にあり。さて其家臣より遺言の趣を公儀へ訴へ出て事しづまらず。三家の諸言、傳長老南光坊等、さまざまあつかひ、間もなく御下知有べしとて、先幼息勝五郎へ家督いさゝかなく宛行はれ、其後備前國は、西國の手先の所なれば、幼年にては如何なりとて、六月に國替あり、勝五郎は因幡國鳥取へ移り、備前國へは、松平新太郎光政朝臣入國、岡山に在城ありける。

四、池田備中守卒去并河合半左衛門死事。

池田備中守長幸朝臣も、引續同月七日に江戸にて病死なり。殊に此家も、此時騷動の事ありければ、其家へ預け置れし河合半左衛門も、松平阿岐守へ預けかへられ、阿州へ遣けるに、道中にて半左衛門俄に病ひ出し、病死せしとぞ。或云、半左衛門箱根にて病死す。實は竊に殺されたりともいふ。

五、河合又五郎江戸追拂ひ、渡部數馬仇討に出る事。

さて江戸にて御裁許ありて、阿部四郎五郎。安藤治左衛門。久世三四郎は寺入あり。河合又五郎は、江戸追拂にて、何方にもかくまふべからず。一夜は宿かすとも、二夜とは留べからず。敵に討れざるは覺悟次第の事也。渡部數馬は、今度又五郎追拂候間、ねらひ候て討べきは存分次第の事たるべし、との御下知にて、又五郎は江戸を立出、流浪して方々忍び行ける。一說に、此時又五郎、安藝國へしのび行、其家中の大久保民所にしばらくかくれ居しともいふ。

此事、備前へ聞へければ、國替の節にて、家中不殘因幡へ引うつりけれども、渡部數馬。津田豐後は、此御裁許を承りて、兩人は備前に殘り、兒嶋に移けるが、其後豐後は、いかゞありし、數馬はいとまをとり、敵又五郎を狙ひに立出ける。さて、大和國郡山の城主、松平下總守家來に、荒木又右衛門とて、二百五十石とりし者あり。初は備前に勤けるが、子細ありて退去し、今は郡山に奉公し、其生付健なりし男也。是は數馬が姉聟なりし故、數馬、先此又右衛門を賴みて郡

山へ行、爰に滯付て、又左郎が有所を尋ね居たり。又同家中に、河合甚左衛門といふ者は、又五郎が伯父なり。又左郎流浪して數馬是をねらいに出たると聞、又五郎が後見をせん爲に、郡山を暇とり、浪人となり、先奈良に居たり。數馬は明る寛永十年春迄、郡山に居て、折々奈良へ行、甚左衛門が方へ忍びを入て、又左郎が行衛を聞合けるに、江戸に居けるよし聞へければ、數馬、されば江戸へ下らんと催しける故、荒木又右衛門も數馬に力を合せんとて、暇をとり、三月二十四日、數馬も一所に郡山を立退、妻子を連、所緣ありければ、先播州丹生の山田といふ所へ行、爰に妻子を預け置、四月二十六日に兩人江戸へ下りける。兩人ともに郡山にありし中は、奈良にて時々甚左衛門を見かけゝれども、本人ならぬ故に、更に構はざりし。

一說に、又右衛門。甚左衛門、郡山に勤て、朋輩の節、常に武藝等をあらそひける故、此度も双方へ荷擔して、殊に甚左衛門、簡言を嘲て、數馬•又右衛門が、又五郎抔等を討んといふは、皮もなき事也、といひける。是を數馬•又右衛門傳へ聞て、大に憤りけるといへり。されども、本人又五郎に心をかけゝる故に、數馬も又右衛門も堪忍して甚左衛門には、更に目をかけず、月日を送りけるといふ。

六、數馬。又右衛門、江戸。京にて又五郎を尋ねし事。

同十年秋まで、數馬•又右衛門も江戸に居て尋たれども又五郎見へずして、京の方に甚左衛門立越て居けるよし聞及、さあらば又左郎も一所に京にあるべきとおもひ、七月二十三日に江戸を立、上京せんと心ざし武州桶谷まで行けるに、途中にて甚左衛門に行違たり。されども、さあらぬ體に行違けれども、甚左衛門が江戸へ行を見し故に、又桶谷より引返し、其跡につき、見られざるやうにして江戸へ立歸り、又尋けれども、終に又左郎に行逢事なく、其上江戸にも居ざる樣子なれば、同八月二十六日に江戸を立て和州へ立歸、奈良の邊を聞合けれども知れざる故、先播州丹生の山田へ引取、爰にて越年し、寛永十一年にもなりにける。ことしは將軍御上洛のよし聞へければ、其節、若見出す事も有べしと上京し、所々に立かくれ、さまざまに身をやつして尋ねけるに、終に又左郎に行逢ざりけり。

一說に、此御上洛の時、伏見海道往來多かりければ、大佛の邊に竊に身をかくして、諸士の通行を窺見てありしに、又五郎馬

に乘り、若黨小者十人計り連て伏見の方へ通りける。それに引つゞき、直參の衆と見へて、是も家來七八十人計つれてありければ、とても爰にて討をとげんことはなりがたしと覺て、渡部も荒木も堪忍して、やり通しける。其跡をしたひて、直に伏見に行、其旅宿をたづね狙ひけれども、所たしかならず。又それぞといふ所は大家にて、門戸嚴しければ、力不及けれども、しばしねらひて伏見にありけりといふ。是を今按に、覺束なし。以前又五郎をかくまふ事を制せられし事あれば、此御上洛の時に、たれが召具すべき。殊に馬上にて、從者多く連べき樣なし。虚說なるべし。

七、奈良にて又五郎を尋出し、伊賀の旅行を狙し事。

寛永十年秋、御上洛すみし後、又五郎、有馬へ湯治に行しといふ事を聞出しければ、幸に丹生の山田は、あり馬の近所なれば、爰に歸り、有馬へも立越て尋けれども、湯治せしといふは虚說にて、甚左衛門妻子とも奈良にありて、又五郎も一所にしのび居るといふ沙汰あれば、十月朔日に、奈良へ行て、所々に忍び、便を求て聞けるに、實に甚左衛門が旅宿に又五郎も一所にかくれゐるよし、聞へける。さらば忍び入て討て、存分を遂せんと言談しけれども、奈良は町人出家のみ多き所にて、左樣の事あらば騷ぎ立て、本意をとげむに障なんと考て、しばし見合て樣子を立聞けるに、近日に奈良を發足して、江戸へ下るといふ事、慥に聞へけり。さらば道中に出たるを聞、其途中にて討取なんにはしかじとて、數馬・又右衛門、同じ家來河合武右衛門・岩本孫右衛門四人いひ談じ、猶其上、孫右衛門には、甚左衛門が旅宿の隣に宿をからせて、忍び〲樣子を委く聞せける。

此時孫右衛門が旅宿隣にて、只屛一重隔ける故、又五郎・甚左衛門等が密談を、具に聞しとも、又甚左衛門が旅宿の女に孫右衛門ちなみて、密事聞しとも、或は孫右衛門虚無僧となりて、所々めぐりあゆみて立聞しともいふ。其時、仇の方の樣子を聞なんには、さま〲の手段をもふけて聞合せしなるべし。さらば、其時のちまたの說、虚談にてもあるべからじ。されども、委く是を爰に書んは、無益の事なれば、略して書す。

一說に、兩人の若黨、一人は數馬が家來、一人は又右衛門が家來といふ。或は兩人とも又右衛門が若黨ともいふ。又岩本孫右衛門を、柘植孫右衛門といふ。

又五郎・甚左衛門が旅宿の事、よく〲聞せしに、十二月五日の夜、兩人其外の者も、奈良を一等に發足し、伊賀越より江戸へ趣といふを、慥に聞届ければ、數馬・又右衛門主從四人、ひし〲と出立。此時をすごしなば、後會期しが

たし、其發足せし跡に付て旅行し、伊賀か伊勢路かの中にて狙ひ、場所もよろしき所にて討て本望を遂べし。乗者の渡をば越せまじ、と悦いさむ事、かぎりなし。かくて五日の夜にもなりしかば、かの旅宿の道ちかく、主從四人立かはり立明して、樣子を聞けるに、明日六日の四つ時に、旅宿を立べし。驛馬の次第は、虎屋九左衛門といふ町人、先に立て遠見をさせ、次に櫻井半兵衛、次に甚左衛門、次に又五郎と乘つゞくべき事迄もよく聞さだめて、其時剋を待て窺ひ見しに、其言合にたがはず六日の四つ時ごろ、虎屋を先に立せ、半兵衛・甚左衛門。又五郎と次第して旅立ける。供鎗三本、其外半弓一張、鐵砲一挺に驛馬に付てあり。供人上下二十人計も見へし。或は、供の者十三人といふ。さて、夫をやり過して、七八町程跡より、數馬・又右衛門主從四人旅立て、見へかくれにしたひ行けるに、奈良より七里ありける伊賀國島ケ原といふ所に、八つ時過、宿を取て、仇の一筆泊りければ、數馬。又右衛門主從四人は、其宿のうら道を通りて、三町程行すぎ、宿をかりけるに、其宿主、此四人を見とがめて、あやしき者四人、宿取候よしを、島ケ原の問屋へ屆けゝるを、又五郎旅宿へも通じければ、いよ／＼其夜は用心して、宿の者六人をたのみて、寢ずの番をさせけると、後に聞へける。數馬方にも、あやしまれける樣子を知りて、宿を夜深に立て、其所を早く引過、途中の山中にかくれ、敵の行過るをうかゞい居たり。

此櫻井半兵衛といふ者は、攝州尼崎の城主、戸田左州氏鐵の家來なりしが、又五郎が姉婿にて、此度附從せしといふ。又江戸へ奉公のぞみにて、此度附て下りしともいふ。虎屋九右衛門といふは、大阪の町人にて、又五郎が姉婿にてありければ、付したがひ、途中の遠見に先立けるといふ。或は奈良の扇屋なりともいふ。

八、數馬・又右衛門出立、上野にて仇の來るを待事。

山に籠りける中に言談しけるは、在街道にては、左右のしまりなく、郷人もさはぎてあしかりなん。上野の城下に待うけ、討む事然べしと申合、主從四人ともに、衣類を見ぐるしからずかひつくろふ。數馬も又右衛門も、鎌頭巾に着込を着し、革立附を着たり。數馬が刀は二尺四寸、又右衛門が刀は二尺七寸、伊賀守金道が作也。二人共に、上に絹羽織を着たり。又仇の又五郎は、常にくさり帷子、同頭巾を着けるが、其朝は殊外寒氣つよかりける故に、今日は是

をぬぎ、甚左衞門も灸治をいたみて、島ケ原より、くさり帷子を着ざりけり。一説に、城下なれば、敵に逢べき氣遣もなしとて、兩人共、脱しともいふ。櫻井半兵衞は、くさり帷子同頭巾を着、日頃十六字の鎗を手錬せし故に、是をもたせけるとぞ。七日の早朝六つ時ごろ、此一等、島ケ原の旅宿を出て、虎屋遠見に先立、半兵衞・甚左衞門・又五郎と乘連、數馬・又右衞門が籠り居ける山の前を通りければ、よく見極めて跡につゞき、見へざるよふにしたひ行、途中にて、そと仇より先へ追こして、伊賀の上野小田町萬屋喜右衞門といふ酒屋に立寄、しばしの宿をかり、寒氣甚しかりければ、酒を買てあたゝめ、最期の暇乞の心にて、たがひに盃をとりかはして、數馬も又右衞門も、羽織をぬぎて、亭主萬屋に遣しける。數馬が着しは、忠雄卿より賜し丸に蝶の紋付し黒き羽織なりといふ。萬屋不審におもひ、寒氣もつよく候に、其儘召れ候へ、と斷けれども、子細ありて邪魔にもなるとて押て遣し、扨出立ける。又右衞門は大の男の長き刀をさして立たる體、げにも勇々敷見へけるとぞ。此所の道は、兩方へわかるゝ所なれば、主從これに心を配て相待、岩本孫右衞門を遠見に付置、相圖を約して殘る三人の主從は、萬屋が見せかげに立かくれ、待居たり。其乘連たる次第は、先に見置ければ、それ〴〵に手當をして、先に立つ虎屋は、町人の事なれば、其儘にてやり過し、次の半兵衞をば、河合武右衞門・岩本孫右衞門兩人請取、其次の甚左衞門をば、又右衞門請取、其次の又五郎は、當の敵なれば、數馬請取べしと約をなし、又半兵衞は、日頃十文字の鎗の上手なれば、鎗をとり合せざる先に討とれと、家來にいゝふくめて待にける。

一説に、半兵衞は、跡に乘て行けるといふ。是は誤なるべし。一説に、酒屋を鎌屋三右衞門といふ。誤なるべし。是も其所の町家なり。酒を買てのみしは、萬屋喜右衞門といふ、正説也。

九、數馬、仇を撃し事。

寛永十一年十一月七日、伊賀國上野城下小田町にて、數馬・又右衞門主從四人、仇を待うけ居けるに、はや仇共所へ來れば、遠見に付し孫右衞門、相圖の小歌をうたふ。跡の三人待うけ、兼てはかりし通りに、虎屋先に乘けるをばやり過し、次に半兵衞乘しも先通し、次の甚左衞門が乘來るを、又右衞門、萬屋のみせかげよりつと出て、いかに甚左衞門、と詞をかけ、拔打に股を切て落す。馬上より片足にて下ける所を、二刀にて打留ける。一説に、甚左衞門が乘し馬の下をくゞりて、二の

太刀にて綱を二つになせしといふ。甚左衛門、刀に手をかけ、少し抜かけしとも、又落る時に、前走りしともいふ。綿入を五つまで着、帽子をかぶりける故に、少しも傷付ず、手もなく切斃されたりといふ。次に来る又五郎には、數馬立向かひ、詞をかけ、當の敵、只一打にと切かけゝるに、又五郎目早く見て、馬の跡ざまへ下り立、あみ笠取て抛すて、十文字の鎗おつ取て突てかゝり、數馬が胸板を一突つきけれど、つきそがへたれば、數馬其鎗をたくり取て切てかゝれば、又五郎も鎗を捨て、刀を抜て數馬が眞向を切たれども、くさり頭巾を着たれば、うらからず、次に肩をも切けれども、くさり帷子ゆへに深からず。又數馬が左の手、人さし指をも切たれ共、弱るけしきなく戦ける。又五郎も深手淺手數ケ所負て、戦ひつかれぬ。又五郎が手疵は詳なる事をきかず。數馬も深手淺手十三所まで負ければ、双方つかれて、刀を杖につき、しばし息をつき居たる所へ、又右衛門かけよりて、累年の敵、いかで討ざる、欝憤を散ぜよ、うてや〳〵數馬、助太刀はせぬぞ、切れや〳〵と、詞をかけけるに、數馬力を得て、たゝみかけて又五郎を切ふせ鎌屋が前に斃されば、押てとゞめをさし、年月の憤を散じける。一説に、又右衛門が来るを、又五郎見て、又打てかゝり、戰て、數馬請太刀になりて見へける故、又右衛門走りかゝりて、打太刀に又五郎の首を横ざまに切けるに、後へたぢ〳〵ところびざまに、南無阿彌陀佛〳〵と唱ふ。又右衛門、詞をかけ、又五郎聴したりやとはじしめける。さて數馬押へて、とゞめをさしけるともいふ。

半兵衛は先に乗て、當瀬坂迄行のびけるが、跡に騒ぎ、太刀音を聞て立歸り、かねて手圖し十文字の鎗をとらんとする所を、孫右衛門・武右衛門、其鎗をとらせじと、討てかゝるに、鎗もち、鎗にてつきかゝり、半兵衛が若黨濱江清左衛門も鎗にてかゝり、草履取は、半弓を以て、十筋計射出す。當り矢、三本ありしといふ。一説に、半弓を射しは、甚左衛門が若黨が、又右衛門を射たりともいふ。彼是家来四人、押隔けるをいとはず、武右衛門・孫右衛門、打てかゝりければ、鎗持、十文字にて武右衛門がよこはらをつく　突れながら後ざまに鎗持の右の手を打落しければ、力なく、坂口さして逃て行、一人は切伏せ、外二人も逃けるに、武右衛門・孫右衛門、二人とも數ケ所の疵は負ながら、ひるまずして半兵衛と戦ひて、孫右衛門が討太刀に櫻井が胸骨を横ざまに拂切にせられ、たぢ〳〵として、町家の軒にこくほのありけるうへに雲にて松の落ばをこくほといふ。驚亂を、猶二刀切けるが、數馬、又五郎いまだ勝負つかざるを見て、是をすくはんと鎌屋の前へ、兩人重手ながらたどりけれども、武右衛門は、やう〳〵息のかよふ程也ければ、町屋の戸口の右に腰をかけて、動得ず。孫右衛門は、

刀を杖にして、やうやく鎌屋が所までたどり行、又右衞門は、孫右衞門・武右衞門をも助けて、半兵衞とも戰ひ、半兵衞を又右衞門打すへけるともいふ。又右衞門は、所々はしり廻り、三時ちかく切合ける故に、金道が作の二尺七寸の刀を、半よりうち折けるが、只薄手一ヶ所負たるまでにて、折たる刀を左右に引け、猶殘黨の來るあらば追拂はんと仁王立に立たる勢い、類なき勇士と見へけるとぞ。

（一說に、半兵衞が下人、刀をばさゝず、木刀を帶しける者、又右衞門が半兵衞を切ける時、後より此木刀にて、又右衞門が腰をなぐりけるに、ふりかへり、其下人を横に拂ふ時、又木刀にて其刀を打ける。其時又右衞門が刀は折たり。夫故、此下人は命を助りて、後に語ける。又木刀故に又右衞門を討得ざりし、殘念なりといひしとぞ。）

遠見にとて又五郎等が先に行ける虎屋九左衞門は、其騷ぎをふり返り見て刀の光に驚き、甚左衞門家來二人と打つれ、當瀨坂をにげのぼり、跡をも見ず、はるかに逃のび、町家の裏にかけ込、隱れ居けるとぞ。其外二十人計の連人、上にしるせし外は、みなちり〴〵に逃行けるなるべし。（其行衞をしらず。）

十、其場手負死人等の事。

上野城下小田町、其所の體は、萬屋が前に河合甚左衞門切り斃されて死居たり。其西の方、南へよりて又五郎が死骸あり。其北の方にならびて數馬重手存命不定にて伏居たり。武右衞門も重手にて鎌屋三右衞門が前にふし、孫右衞門も其邊に重手にてやすらひ、半兵衞は町家のこくほの中より顏をあげ、水を乞ければ、其家來湊江清左衞門引越して水をあたへて、十死一生の體也。町家はみな門戶をとぢて出合ず。然るに此所に、針醫をしてありける浪人、矢木六大夫といふ者、兩刀を横たへ出て、其樣子をしらねば、喧嘩と思ひ、とりあつかはんと詞をかけゝれば、數馬も又五郎も、兎角の答にも不及、又右衞門は、おり〳〵詞をかはしける計にて、やうやく事果ける。後に山口嘉右衞門・同三右衞門といふ者も（山口三右衞門は、則前に言鎌屋三右衞門が事也。後に士になり、山口三右衞門と云ともいふ。）此邊に有て、六大夫と共に出合、其子細を又右衞門に尋ける故、仇討のあらましを相のべける。其後上野の諸士、喧嘩と聞て、追々かけ來り、小田町に群集し、先數馬・又右衞門主從四人を警固し、東小田町福壽庵といふ淨土寺へ入て、手負等を看病し、又五郎・甚左衞門が死骸、

幷殘黨荷物等まで、中坊金傳寺といふ眞言寺に入置、諸士双方を守護しける。其中彥坂加兵衞といへる上野侍、數馬が親類なりければ、數馬・又右衞門・主從四人を引取度と屆けれども、勢州津へ注進の上にて、望にまかすべしとて、其儘福壽庵にさし置ける。武右衞門は重手故、其夜の夜半頃、其寺にて死けり。半兵衞は、中島善介といふ者の長屋へ引入置けるに、是も夜半頃死す。又腕を切れし半兵衞が鎗持も、同じ時刻に死けるといふ。一說には、半兵衞は八日の辰下刻死けり。武右衞門は十日の晨に死けるともいふ。

かくて仇討の次第、具に勢州津城主、藤堂大學頭へ上野より注進ありければ、數馬・又右衞門、幷家來ともに彥坂嘉兵衞へ預られ、十二日に福壽庵より相移けるとぞ。また、又五郎方の死骸四人、數馬方の死骸一人は、十二日の夜、萬福寺といふ寺へ土葬したり。其者共の刀・脇ざしは、みな同寺へ納めらる。又五郎が殘黨七人は、十五日に金傳寺より、寺町の萬福寺へうつされ、其後上野の町奉行、加納藤右衞門は、又五郎が一類ゆへ、此加納に預けられるといふ。かく一通り、津より裁許すみて數馬手疵療治急なりける。大阪より南蠻流の金□來り、内藥は上野の醫師、あき田宋閑相用いて、保養あつければ、十三ケ所の手疵、殊に四ケ所深手なりしかども、平愈し、日を經て本復したりける。

此寬永十一年、人々の年齡、數馬二十七歲、一說に二十八歲。又右衞門三十歲、一說に三十八歲。武右衞門四十歲、孫右衞門三十八歲、又五郎二十四歲、甚左衞門四十一歲、半兵衞二十四歲なりとぞ。

十二、仇討の次第江戸へ注進の事。

同月十一日、藤堂大學頭より注進の爲に、使者讀藤甚左衞門・渡部高之介をさし下し、仇討の次第を委細に言上あり。上野にては、侍足輕伊賀の者等、番代りにして、双方の居所を警固ありける。十二月十日、高之助、江戸より歸りければ、數馬・又右衞門をば、改て藤堂式部へ預けられ、又五郎が殘黨七人をば、藤堂玄番へ預けらる。其後は、いつの年か、式部病死せし後、數馬・又右衞門を藤堂出雲に預られける。大學頭より、勝五郎の許へも早速申遣ければ、勝五郎、いまだ幼年故に、類家幷家臣等言談し、公儀へ數馬・又右衞門が助命の事を相願けるに、しばらく御裁許もなかりけり。

十二、數馬・又右衛門、藤堂家より因州へ歸る事。

寛永十五年戊寅六月□□□（欠字）公儀より御裁許あり。渡部數馬・荒木又右衛門を藤堂大□□□□□（欠字）ける。依之御旗本衆、彦坂平六郎は、數馬が親類たる故、數馬をもらゐ度よし、藤堂家へ所望にて其言にまかせらる。又右衛門をば、諸家より所望の方々有けれども、數馬・又右衛門ともに、勝五郎の方より直に所望ありける故、兩人ともに因州へ返し遣に相極り、是を引渡べしとて、八月七日、伊賀國上野を發足す。其道中、藤堂家より送りとして、藤堂玄番、騎馬二十人、自分騎馬五人、持弓五張、同出雲母衣者組、騎馬四十人、彦坂嘉兵衛、鐵砲頭三人、鐵砲九十挺、弓張二人、弓四十張、田中源兵衛、從者二十人、其外惣人數、かずをしらず。數馬乘物一挺、又右衛門乘物一挺警固して旅行し、其夜はみかが原の朱雀平兵衛といふ者の所に止宿し、明る八日未刻、山州伏見へ到着し、因幡屋敷へ兩人を送り、引渡しける。（一説に、數馬・又右衛門は、勢州津の城下より發足せしといふ。又伏見にて因幡衆に渡せしは、豐後橋の上にて、引渡しけるともいふ。）

松平勝五郎家臣、數馬・又右衛門を請取、伏見より因州鳥取へ送り遣すとて、横川治大夫父子、鐵砲二十挺、渡部越中、鐵砲二十挺、宮脇平太左衛門、持弓十張、伊賀者五人、片山彌頭兵衛父子、鐵砲二十挺、松尾惣右衛門父子、伊賀者六人、福田權兵衛、從者二十人、宮脇德兵衛、田中六郎右衛門、遠山才兵衛（以前源大夫が討れし時は、徒目付と聞へし者、後取立られ、侍になりしにぞ。）作九郎右衛門、外に持弓二十張にて、兩人を警固して、先伏見より大阪へ川舟六七艘にて下り、大阪の因幡屋敷に着、是より舟にて海上を行、此舟は備前國守、赤穗の城主等、勝五郎同家の大名なれば、四十八挺立舟、三十挺立のふね 大小船三十艘を出して、播州坂越まで送らる。夫より陸路三宿して、因州鳥取へ到着せり。其途中も、國守・郡主より晝夜警固の者を出されしとぞ。又河合又五郎が家來等の殘黨は、七月十三日、藤堂家より所拂にて退散しける。寛永十一年冬、仇を撃て、同十五年七月に到り、五年を經て事すみたり。

十三、數馬・又右衛門、因州へ再仕る事。

かくて兩人因州へ歸りければ、渡部數馬・荒木又右衛門、ともに千石の祿を給ひけるとぞ。其後數馬・子は箕田軍

左衛門と名乘、又右衛門には男子なかりければ、上野にて手負て死たりし河合武右衛門が子のありしを養子とし、又右衛門が娘にめあはせ、荒木平七といひて、勤仕しけり。

附錄　名實叢談。鈔書　。

一、台德院樣御時に、河合又五郎と申者有之、其時分江戸大騷動の儀有之候。安藤右京進殿屋敷、其時分大名小路、松平左衛門督樣御屋敷の向に候。或時、何者やらん、安藤玄關へ罷越さる〻牢人をば打はたし申候。御家の儀、見こみ候て願申儀に候、いかやうの御奉公になりとも被召出被下候樣にと奉存候、自分に訴詔申上候儀も如何と存、私を賴申候、近頃卒爾なる儀に候へ共、至極難儀に及候故、申上候由。申に付、取頭の者申候は、先は御歸可有之候、家老共へも申談御返答可申入候間、二三日中に參候へと申候て歸し申候。扨右京殿へ申候へば、何共合點不參儀に候、重て參候はば、そと其體を見可申候間、此方へ申聞せ候へと被申候。さて兩三日過候て、又參り候て、先日願の儀、御家老中へも被仰入被下候や、と申候故、先是へとて、使者の間へ通し置候。右京殿、物かげより見被申候て、いかやうの奉公にても望申儀に候はば、唯今掃除坊主入申候、是に成共不苦や、と取次の者にいはせ被申候へば、なににても御奉さへ仕儀に候へば、不苦候由申候て、さて日限きはめ參申候。其日に罷成法體いたし參候。見候へば、右の男にて候。其時申候は、實は私事にて御座候得共、態と人に賴れ申由、申候故、皆々よく御似合候、隨分御勤候て、追付候處も替り可申、などと申候。此者參候て、掃除の分は無殘所、座敷に塵ひとつ無之、格別に罷成候。さて每日拂曉より罷出候て、無餘事奉行出精申候。右京殿徒の者、氣にちがひ候て、外へ出被申候時、玄關前にて、右の徒の者、供に罷出候處を、右の坊主に被申付、成敗させられ候處に、目前にて、隨分の手ぎわに打申候。其時卽座に束髮被申付、知行二百石被申付、河合又五郎と申。無程又加增にて、家老に被致候處に、一兩年過候て、意趣有之、侍衆を討申候。喧嘩と申候て家中騷動致候處、又五郎門へ罷出、喧嘩有之候間、其心得に候へとて、方にしまりなど申付候風情にて、頓て退き、向ひの松平宮內少輔殿（池田三左衛門殿子、相模守殿）屋敷へかけ込申候。安藤殿より宮內殿へ斷度々におよび候へ共、宮內殿御出し無之。宮內殿は、權現樣御孫にて候故、其時分威勢も有之候て、終先其通にて事濟申候。さて宮內殿へ被召仕候て罷在候處に、又宮內殿にて人を討候て、此度は安藤治右衛門へかけ込申候。宮內殿より治右衛門へ出され候へとの儀に御座候處、治右衛門被申候は、成程此間人を討申者、私方

へかけ込在罷候。然共、其元より被仰下候河合又五郎にては無之候。又五郎儀は先年、同苗右京進方にて人を討候て、其元へかけ込申由承候故、御斷申入候處に、左樣の者は不參由、達て被仰聞候に付、其通に仕置候。然る處に、又五郎、此度其元よりはしり込申段は難心得存候。又五郎事は、其元には居不申筈に御座候、と返答に付、宮内殿、以の外立腹にて、治右衛門へ押込、理不盡にさがし可申由に候故、家中一統に兵具いたし、罷出候段、治右衛門方へも相聞へ候故。一類中馳參り、公儀より御裁判も御難儀におよび候處、先治右衛門事、宮内殿相手に仕儀に候間、屋敷明候て、谷中道灌塚の邊の寺へひらき可然由にて、治右衛門、又五郎を召連、寺へ入申候。不忍の池のあたりは、晝夜引もきらず、治右衛門方へ一類中其外列て申通し候。旗本中武具いたし、はせ集り申に付、宮内殿方へは諸大名の內、少もつづき由緒の衆は引もきらず門前ひしとふさがり申、江戶中騷動におよび候故、公儀より、なにかと御なだめも候へ共、兎川治右衛門、又五郎を出し不申。旗本中一つ罷成候て、宮内殿と打果申覺悟に候故、跡へも先へも不參物に成候處、宮内殿頓死にて候。具足櫃によりかかり候て死去の由、御座候。其時分は、色々談說申候。死去の子細も有之候や。實に病氣にて頓死にて候や。是にて事濟靜り、沙汰なしに罷成申候。其時又五郎申候は、此度の御厚恩、生々世々、難忘存候。此御恩報じ可申樣も無之候。責ての儀に此上は最早御暇被下候へ。外へ出候て有之候が、責ての御恩報じ申にて御座候。其子細は三十五萬石を敵に仕儀候へば、終にうたれ不申と申儀は無之候。御いきの下にてうたれ候ては、是迄一命にかへられ、御かくまひ被下候處を、無にいたし申候。其上御一人のみにあらず。御旗本中御味方被成候處に、それをもむなしくいたし申にては、もはや是迄に御座候間、御家を立退き申由にて、達て斷申入候て、行方しらず罷出候。相模守殿方にては、畢竟又五郎故に、宮内殿も欝憤にて頓死に候へば、主の敵と家老以下存じ罷在候故、手わけにて弓・鎗等用意にて六十六ケ國を尋させ申候。終に東海道庄野(上カ)にてうたれ申候。草履取夜中にわらぢ買に庄野宿にて人家へ立寄候へば、亭主夜まであるき候や、と尋ね申候處、我等の主人は、三十五萬石取を相手に持候故、晝あるき申儀は不相成、角樣に夜中あるき申由、申候を、庄野宿に不限、宿々に人を付置候故、相模守殿家來承、それよりつけ候て、終に討申候。其節も五六人手にかけ、其後うたれ申候。安藤治右衛門名譽を取申も此事にて御座候。此時分迄は、武士の風俗如此御座候。　右一條亦一說なり。爲參考、爰に鈔書す。時明治二十一年七月三日、梅雨の徒然にこれを誌すは、岡山出石鄉、稻葉塚の邊、陳人塚本よしひこ。

備前渡部數馬仇擊記　終

古戰場
備中府志
全

序

夫史得ー失之林乎、百ー世而上、評二百世之上一而永爲二百世之龜鑑一也、自二人皇一而下千有餘歲、記二複祚之君與廢、創レ業之主治亂、世レ祿之家、輔弼股肱臣、忠孝得失一布在照ー然、使下二後世之人一不上レ忘二勸善懲惡之心一、則脩レ身要豈外レ之哉、備之中州河上郡穴門鄕平川親忠者、溫厚和緩、而有二好レ古之癖一、參二考諸書之軍記一、搜二其子孫之傳記一、編爲二一書一、曰レ之曰二古戰場備中府志一、與レ予有二斷金之交一、累次請レ序、欲下鋟二諸梓一而傳中後世上也、予不レ得レ辭、妄蕪ー陋而爲レ之序云。

于時享保乙卯季夏

容藤齋主人　進藤益堅謹序

古戰場備中府志　卷之一

上房六郷

刑部（ヲサカベ）。日羽（ヒハ）。多氣（タケ）。有漢（ウカン）。巨勢（コセ）。大石（オホイシ）。

松山城　往古は、大松山・小松山とて、二城有、御當代小松山御城地也。

當城は朱雀院天慶二年三月藤原純友謀叛の時、橘經氏軍功あり。帝其の功を賞して備中・河内兩國を賜る。此の經氏は元弘の亂に武威を顯せし河内判官楠多門兵衞正成には十六代の祖也。經氏、嫡家は河内に領知し、庶流は備中を知行して此の城を築き、假名を高橋と稱しけり。今以て松山をさして高橋ととなへ侍るは、假名よりこと起り、又所の名共なれり。壽永二年木曾義仲追討の爲、大將軍平家の君達六人、侍大將五人の内、高橋判官長綱その一人たり。元弘の合戰に鎌倉方の大將たりし高橋九郎左衞門尉、同舍弟大五郎、兩六波羅の下知に隨ひ軍功を顯す。力量人にすぐれ、はやわざの勇、近國に隱なし。大松山に高橋九郎左衞門、小松山に大五郎とて、當國の守護職たり。觀應二年高橋中務尉英光、播州杉坂合戰の先陣として、勳功太平記にのする處なり。高橋氏雀郡移城の以後、高越後守師秀城主たり。松山の城は、當國要の城なればとて、細川賴之の下知として、兵粮を卓（澤）山に用意しこめられける。しかる故太平記に、水も兵粮も卓山なる松山の城へ多治目・楢崎を引合しかば、當國の守護越後守師秀●、戰ふべき様なくして備前の德倉の城へ引退せし刻、從赤木父子二人落(踏)止りて思ふ程戰ひ、遂に討死してけり。只岡山備前守計り、南海の端に從ふて城を拵へ、將軍方とては殘りけるとぞ記し訖。

私云、高家往昔は保昌の後胤たり。中比足利の家族高家を繼しと也。子孫斷絶の事有に依て也。高師秀は師直舍弟越後守師泰長男たれば、尊氏將軍より備中國守護職を賜る。大系圖、高家は天武天皇苗裔也。八幡太郎四男惟賴高家を繼ぐ。天高大夫と號すと也。

康安二年より秋庭三郎重明城主たり。秋庭は師秀の執事たりしかども、師秀諫言を用ひざりしかば、不和になりて山名伊豆守時氏に與力し、板屋・河村と心を合せければ、師秀は陶山備前守が城にぞ退れける。重明息備中守元

重相續て當城主たり。秋庭は三河國の產にして、秋庭妙鶴丸と號して尊氏將軍の寵臣、今に三河國秋庭山に事跡有り。天文元年迄、淸和十三代後胤上野律師義辨苗裔、上野刑部氏之三河の國小谷より當城に御移城、同備前守賴久相續たり。猿掛の城主庄備中守爲資は、上野と合戰、備前守敗北して爲資城主と成り、一萬貫の地を領知し給ふ。弘治年中、尼子の軍將吉田左京亮義辰、當國幕下の守護として大松山に在城たり。元龜元年爲資嫡備中守高資、毛利家と合戰終に討負高資討死。天文二年父備中守爲資松山の城を持て元龜元年迄三十八年也。高資嫡男は兵部太輔勝資と申し侍る。元龜二年より川上郡成羽城主、淸和源氏小笠原苗裔三村備中守家親城主たり。嫡男修理進元親、天正三年六月毛利家のために切腹。其後、城の守護として桂民部太輔元延被籠置し。天正四年より毛利の領主天野中務元明・同五郎右衛門尉元宣。慶長五年より御料御代官小堀新助正次・同遠江守政一。元和三丁巳年より池田備中守長幸・同出雲守長常御城主。御知行六萬五千石。

或記云、築レ冠者必據ニ地利一。故易曰、王公設レ險守ニ其國一。孟子曰、築ニ斯地一也、築ニ斯城一也云々。總て吾國は兵を以て立つ。武を以て常とする事、神代より今に至て其義已に著し。と西峯松下見林が太平記御覽にも見へたり。

寬永二十年御城主水谷伊勢守勝隆・同左京亮勝宗・同出羽守勝賢。元祿八安藤家、寶永七年迄十六年御城主、美濃國加納御移城。正德元辛卯年より石川家御城主萬々歲。

藤澤城　竹庄・田土村。

城主肥田淡路守宗房。其の先祖は桓武天皇十三代、盛連二男實盛元祖たり。土肥・工藤・田中・蜂屋・土師の一黨、何れも土肥實平家流にして、勇名代々に長し。仕官の華繁茂たれば、記に遑非ず。

矢藏畦城　室納村。

當城開基田中藤九郎盛兼・同彌九郎盛泰。長七尺計にして五尺餘りの太刀を帶き、八尺計の八角成棒を提げ、其の勢ひ恰も樊會が怒れる如し、と太平記に記す。天正年中田中掃部介直重・同官兵衛尉直久相續たり。實名の違り字盛直の違有り、暫く見をしるして識者の討正を待而已。當國毛利の幕下となり、城主難波傳兵衛尉親俊、竹庄に難波大月として勇名殆ど高し。

離小屋城　竹庄、有納村。

城主大月七郎左衛門尉信通。天正八年下道郡勝山城將に任じ、知勇を顯す事跡陰(隠)徳太平記に載たり。 大月は豫州河野家の支流にして、彼國の在名たり。天正の兵亂にも毛利家幕下に屬し、度々力戰終に討死。嫡孫に至り、嶋原一揆の砌り毎日小口の働き宜く、土屋家より招き給ひて彼家に扶持し訖。當村に竹井肥後守正高館住す。今に宅地の址有り。 毛利に屬し度々戰功を顯し、毛利より感書等子孫に傳來す。先祖竹井掃部左衛門は、北條越後守仲時の寵臣にて、數代相續の家系たれば悉識がたし。

粧田山城　有漢、片岡村。

城主片岡八郎弘常。源義經卿の功臣、奥州下向の砌も隨身。弘常墳墓山手村國分寺に有とぞ。 元暦二年長門赤間ノ關にて源平合戰の時、神璽を取揚奉りし賞として當領守と成。此外下總國三崎庄舟木模樣等也。 元龜二年、毛利領主綱嶋兵部道久、城代は菅原氏にして菅家の後裔たり。宇喜多信濃守と度々合戰、軍功有。百姓を撫育し窮士を施賑す。故に喜服の者多し。 綱嶋は攝州の在名にして、綱嶋大長寺に先祖の事跡有。

寺山城　河面村。

城主難波六郎經俊。平家の功臣たり。天正兵亂に、藝陣此所に惣陣を移し、古瀬東西の麥を薙捨訖。此時領主杉三郎兵衛尉松山に籠城す。

末次城　有漢、長代村。

城主工藤次郎兵衛尉。永祿十一年宇喜田と合戰軍功有。大職官十代二階堂爲憲四代後胤、伊豆國押領使維職工藤の元祖。伊藤・川津・岡部・入江は二階堂の枝流也。爲憲初て住吉國津嶋を紀國和歌浦に遷し給ふ。

常山城　有漢、上村。

城主新山玄蕃亮家健(ヨシ)。天正兵亂松山籠城高醉丸守護として侍大將たり。五十騎以上を指揮する軍將を、侍大將といふ。 幀幟は永祿の比より始り、正字詳ならず。相傳、北條氏康の家臣、同左衛門作之て後、武田信玄大小の二品を制す。尤戰場の重剛也。士卒幀居の向處に隨て行。大將の標なり。

菅野々城　　吉川村。

城主土師(ハジ)兵部尉。事は備中兵亂記に載たり。抑々土師の爰祖は天ノ穗日命より出たり。其より十四世の孫を野見の宿禰と名付。人皇十一代垂仁帝へ、土師を主領し、埴を取て人形及び諸物の象を作りて進獻す（日本人形を造る始なり）。帝叡覽ありて甚悦給ひ、是を用て殉死の人に代給ひて、葬禮に殉死の事止にけり。往帝の仁心是に頼る。故に、名有て、土師の姓を賜はりける。野見宿禰と申せし人は、出雲國の勇士にして、極て力強く、其比大和國に當麻蹶速といへる無双の大力有し。帝此二人を召して力を角しむるに、野見力増て、蹶速を引抱て大地に唾と擲しとかや。是日本にての相撲の取初也。人皇十一代垂仁帝の七年戊戌の年也。元來蹶速謀叛の志し有。帝策を以て亡し宜ふ。依て相撲は治國の神事となすもの也。

大和佐山城　　舞地村。

城主土肥賴母。天正兵亂に、松山天神の丸にて力戰比類なし。壽永年中、實平當國主護たりし時より數代相續の後葉たり。

土生山城　　竹庄、黑土村。

城主神原宮內、天正年中神原六郎左衛門尉松山に籠城、三村紀伊守と防戰、鷄尾山の麓にて力戰終に討死し訖。當國尼子旗下の砌りは、疋田右衛門元久城主。疋田は尼子義久近習にて、旗本三十餘の隨一にて、陰德記に之を稱す。

櫻坂城　　竹庄、黑土村。

城主下左衛門尉政藤。建武二年霜月、自山門後醍醐の天皇花山院に還幸の皇居を警固して有けるが、芳野に潜行ありければ、重禍を被行すれば面目なしとて、國に馳下りて宮方にぞ屬し處。武家にも主上を取り奉りたるこそ幸なれば、番はきびしくして有なん事ぞかし。かくゆる〳〵とあらむに、何ぞ君皇居を改め宣はで有べきにや。少の弓(油)斷ゆへに又亂發り、災天下に滿り。折得ても心ゆるすな山櫻さそふ嵐の吹き拂物を、と詠じ、實も理りなるにや。其外、喜の崎平次・津浦源藏兩人も、重禍を恐て己が國々に忍びけると也。太平記末書に此事を載たり。

加葉山城　　津々村。

當城開基蒲冠者範賴。西國下向の砌り、帝都往返の便宜ありとて開基有。津々加賀守範家天正三年兒嶋大崎表飯山城攻の先陣として軍功有。西國太平記に見えたり。

飯山城　河關村。

城主山縣三郎兵衛國吉。其先祖は源三位賴政の嫡孫美乃三郎國直、美濃國山縣郡に住して、山縣三郎と號す。後安藝國に遷居して毛利の幕下に屬し、軍功有を以て當城主となる。當所法明寺阿彌陀堂は、足利尊氏將軍建立の靈場たり天正九年五月、毛利の軍將桂九衛門太輔・西米屋備前守を初として、百五十七人の姓名を記せし堂の小壁の板に、篆字正しく傳れり。藝州の住人軍の暇日如此書記す者也と云々。

川上郡六鄕

近似。成羽。穴田。穴門。湯野。手。

鶴頸城　成羽村。

私云、軍書に、成合名を顯はしけるは、河村家の稱也。古書に、成相とも成輪又は鳴輪共書侍る。元弘・建武の比は、河村河內守とて足利家の幕下たり。大職冠十四代遠き二男秀高河村の先祖也。旗白に赤印。

當城開基河村四郎秀清。右大將賴朝卿奧州泰衡退治の節、千鶴丸若少の齡にして敵陣に馳入て矢を發す事度々に及ぶ。又名謁曰、河村千鶴丸と云々、賴朝卿始て其號を聞しめ給ふ。仍て御感の餘り、船迫驛におゐて其父を小童に尋仰らる。山城權守秀高四男たるの由是申に依て、御前にて俄に首服を加へ、河村四郎秀清と號す。加冠は加賀美次郎長清也。件の功に募て備中にて新恩の地を賜り畢。天正の比、山中鹿之助幸盛を討取し河村新左衛門は秀清玄孫たり。軍記に、三村家の勇士、或は毛利家の勇士と□(ママ)。新左衛門其砌は浪々の身にて有し由。山中を討し功により、毛利家より新恩有けれ共、慶長の戎沒以後、福山水野家に扶持す。知高六百石。其嫡河村新八、嶋原一揆の砌、陣小屋場請取に先達て出陣、軍功有。大阪陣に蒲田隼人正兼相を討取事世に隱なし。

東鑑に云。秀清へ去る治承四年石橋合戰の時、兄義秀令ニレ與景親謀叛ニ之後牢籠之處母(二品の官女號京極局)相計て暫隱ニ其號一、置ニ體所之傍一、而爾今度御進發之日、稱ニ譜代之勇士一、企ニ慇懃吹擧ニ之間候ニ御供一、忽顯ニ兵略一、即佳運者也。永正年中源家小笠原苗裔三村(備中守宗親修理大夫家親)、信州狹江(ハサマエ)より成羽へ御移。同二男紀伊守親成、敵子孫太郎親宣在城、毛利家戎沒以後、福山水野家長臣と成。三村新兵衛尉知高千石也。親宣與力山下牛之助宣忠・千田尾源三重政、長臣には中嶋右京行吉・渡部與三兵勝輝・南鄕隼人勝時、各所に防戰、軍功感書等傳來し訖。三村親宣妖怪に逢給ふ事、武將感狀に見へ侍る。

慶長五年より小堀御代官。寬永十八年水谷伊勢守勝隆、常州下栖より成羽に御移り。同二十年松山御移城。同年よ

り小川藤左衛門正辰御代官所。寛永年中山崎甲斐守同國美作より成羽に御移り。御知行當國にて三萬五千石、其外攝州にて御給知と云々。

國吉城　竹庄七村之内、七地村。

當城開基安藤太郎左衛門入道元理。北條家より被宛行ける。元理は入道の後入名に寄神守此人を愛して常に歌を詠じ、時の興を催し遊びける。元弘の亂に、江州番場にて自害、卅二人の内也。傍の人も、主に遅て年も老たり、今は世を遁れて入道者也。自害の事傳にも早く何方へも忍び給へと申たりければ、入道、弓矢取人に扶を得てより以来、今更何をか遁んとは露も思はず、と謂て自害也。事を立し時も、仲時しきりに留給ひけれ共、不用供奉したり侍の本意也。忠と義と勇と兼備したるもの也。永正十年より三村右京亮政親城主。三村修理進元親一族にて隠なき勇将。天正二年十二月廿九日落城。合戦の始終備中兵亂記に委し。政親舎弟大蔵助、大塚左衛門尉・宮内蔵太輔一戦の後、作州に忍びける。中にも丹下與兵衛尉宗正、首二つ提引ける時、備前國住人横山某を討果す。大塚先祖大塚掃部介とて武功太平記廿六の巻に出たり。備正行に、與力草原兵庫介とて、太郎。深谷・兵庫介・栗生・才次衛門と五騎、いづれも當の勢を取て討死をぞ仕てけり。丹下其先祖は、丹下十郎兵衛とて、河内國の領主にて、楠正成に與力武勇度々有。櫻井の宿にて、建武二年二月二十六日、恩地・木澤・同時。丹下を近付て、自筆の巻物を正行に遣し其一人也。翌年六月松山落城の節、政親父子三人作州へ蟄居。子孫彼國に有。天正三乙亥年より日羽中務太夫春吉城主。當時其門長臣の烈たり。慶長七年より賀須屋内膳正同八年兵衛尉源安長、同十五年安長逝去、内膳正は太閤御代七本鑓の其一人也。慶長十六年より御料小堀御代官所。元和三丁巳年より池田備中守長幸御給知。寛永三年真州山中村閻魔堂の合戦に、一柳の家臣大塚権大夫・津田右衛門を討。政治平にて大塚を討。長吉終に彼沼を討て其首を得給ふ。備中守長幸其賞として御感書松山の城を賜ふ。元禄年中より水谷、御知行、萬々歳。

私云。宮内藏大夫、父は備後國志川瀧山の城主宮入道光音、天文二十年毛利家攻城にて敗潰し、當城に寄寓す。

紫の城　平川村。

元暦年中、散位藤原資親備中の在廳として當郷を領す。舊記今に有。元弘の比は、日野中納言資朝本主にて、代官には田口又四郎在役す。日野山・田口山とて事跡有。寶治二年日野家より石碑を建らる、世に文字石と稱して崇敬す。享保年中迄凡四百餘年に及びけれども、家字正しく傳はれり。佐渡國に遷り給ひしより、

建武三年四月、武者所畠山民部少輔貞國の執達書を以て、平川村（中略）源〔三〕郎領家職に任じ、當穴門（ナカト）郷を（貞國執達書には穴斗と記す）拜領し、江州より備中に移て當城を門〔築〕す。其先祖は宇多源氏にて、佐々木太郎定綱の後裔たり。定綱六代の孫右衛門尉高泰、近江國野洲郡平川の縣の領主たりしより、氏を平川と號す。（悉は江平武鑑に顯然たり。）高親生ニ光親一（民部太輔）光親生ニ滿經一（右近、）滿經生ニ親香一（介、內藏）親香生ニ經親一（左衛門尉、）經親生ニ宣〔?〕一（三郎左衛門尉、百茂而卒、）宣〔?〕生ニ元忠一（越前守、）元忠生ニ親豐一（內藏介、）親豐生ニ久親一（三郎右衛門尉、）久親生ニ親倫一（左近、）高親より親倫迄十代、當城相續すといへども、慶長五年毛利家長門に御移城に依て、親倫弟孫兵衛尉盛吉、長門萩に伺候し、子孫猶相續す。（傳曰、當〔?〕介高親は文和四年足利宰相中將義詮卿播州御發向の節幕下に屬し、京都迄奉仕し、山名時氏と神南の御合戰に軍忠を勵し、將軍尊氏卿御感書賜之、子孫に傳來し訖。）天文年中迄は、當城も尼子の幕下たれども、雲州も代替りに成しかば、久親代潜に背譜の企て有けるに、尼子家折節毛利家を擣果（ウチハタ）すべきとて、出陣の砌なれば、尼子の軍將米倉平內正勝、大將として其勢一千餘騎被差向、（天文九年九月一の木戸〔?〕垣の根迄寄ける處に、久親一箭にて鎧の千檀の板を射込、郎等澁助て備後國〔?〕可郡兜白猿豆山迄引けり。）總に爰にて正勝卒しければ、一掬（イッキク）の印を殘し置。（大將かく成上は、諸軍雲州にぞ引込し。）毛利家其功を賞し、備後國笹尾の邑を加賜ある。（今に笹尾村氏宮に平川家領主の事跡有。）

元祿年中正勝墳墓を德雲寺に尋ければ、星霜百三十餘年に及ければ、篆字も正しからず印、塔に俗姓の米の一字計慥に見ゆるとぞ聞ゆ。

當邑は備中七十二郷、河上六郷の內穴門（ナガタ）の本郷たり。近世平川氏たるもの領主故、舊號を改め平川と稱す。（代朝如此の例）多し。元祖高親靈を尊崇し、城壘（ルキ）の邊（ホト）りに宮廟を立て、平川大明神と號す。忝くも御當代社地を免除有て、細記に決焉たり。

北丸城

守禦長臣江草右京・英賀宮內。豫風源三兵衛、本城の南を去て十丁餘二の丸に領す。（江草・英賀慶長二年十二月一日、明兵湯鶴麻貴と蔚山表にて合戰の砌り、三村太郎左衛門親宣・日羽十郎兵衛元良麾下に屬し、拔軍の功をなし、毛利家感賞不レ斜、平川家に備後國神石郷に替地を加賜有。戰功最も多し。）

金子山城

城主平川左衛門尉景親。同彌次郎氏親。本城大手口にて世々武勇を顯はし、小早河家より諱の字を賜る。

大原田城

城主大原田又十郎。石井主計・宮脇玄蕃本城南方の砦にて數代勇功を顯し忠臣たり。天下の萬水は行て遂に海に入る人間の萬事皆各道有。忠孝を存じ朋友に信あらば、天理に叶ふ人成べし。

山根城

城主物部卿兵衛・米山大藏。本城川手の砦也。惣て本城の虎口四ヶ所有。天文年中尼子の將米倉平内正勝攻戰の砌り、四ケの守將心を一致にして挑戰ひ、宋を屈き力戰し、寄手終に狼狽して退去し訖。

當鄉氏神鎹鋹崎八幡宮は、人皇第十代崇神天皇五十四年丁丑豐鋤入姫命詔を請て、天太照神の鎭りまさむ宮地を覓め給ひ、暫當鄉名方濱宮にまし〳〵き。しかしより彼宮には、天照太神をいはゐ奉る。赤濱宮と稱す。當社は豐鋤入姫命をいはゐて鋤の宮と崇め奉る。建武年中平川高親近江國野州郡平　鄉より遷居の砌り、氏神八幡宮を勸請し、鋤の宮に相傳とす。則、御神體は金體、近江國より衛護し奉り、今に相傳はりて尊傳す。前より清淨の義を以て鎹鋹崎八幡宮と崇め奉る。又、宮地の山鋤の尖に似たる事、陰陽の造化不測默して仰ぎ奉るべし。總て佛神の幽跡凡智に測て怪談となす者也。諸惡莫作神變神通の道理、諸者遷愚也。寶基本記曰、神垂は祈禱を以て先とす。冥加は正直を以て本とす。人は天地の靈氣を受て生じながら、靈氣を貴ばず。神明の光胤を種ながら、神明の禁令を信ぜず。故に生死長夜の闇に沈で根の國に吟ふ。御供田は應永十二年乙酉卯月十九日、平川滿經寄符書を以て延寶五乙巳年の繩記にも免除有て、當社の規模とす。今に祭典虧る事なし。別當金護山戒德寺は聖寶尊師開山。本尊藥師如來は尊師の自作。比叡山中堂本尊藥師の模形也。殊に當鄉刺吏數代の祈願所にて、密學悉曇の奥義數代受傳へ給ひ、早には請雨經の法を修せられ愁を除き遣る。菩提所、田口山觀音寺は、太古行基菩薩の開基にして、本尊釋迦如來は、行基附て聖德太子の模像聖觀音を心内に安じて自ら作り給ふ。鎭守は三寶荒神也。建武年中刺吏平川掃部介高親近江國より遷居の砌り。

聖觀音の靈像を近江より衞護し來り、當寺に安置して本尊となし、釋迦の尊像をば、如意山吉祥寺を草創して移し奉る。兩寺共曹洞派にて、毎に七月字蘭盆の燈火數萬、山野晝の如し。當城壘の邊りに大覺大僧正開闢の寺有。長命山長遠寺と號す。元祿年中建立の砌り、中興の棟册(札)あり。曰、奉三建立二長命山長遠寺堂一宇一天下太平國土安泰願主日從敬白于時文龜元年辛酉十月十三日、當鄕刺吏平川元忠、同崇親、大工井上十左衞門云々。枝鄕小林本宮藥師寺本尊は石佛也。泰澄法師行脚の時當邑の石皆光明赫耀たり。依之其名を以て自ら彫作し給ひて代を歷事久し。中興の棟札有、曰、奉上棟河上郡穴門鄕於東方本宮藥師寺當鄕繁昌之祈所大檀越平川三郎右衞門尉源久親天文二癸酉一月二十一日敬白云々。(同枝鄕安田宮棟册奉建立若一王子棟上大檀那平川經親大工淺氏守重寶德二年庚午二月敬白)。

當鄕に穴門谷と名付し谷川有。流れの末は大河に落合侍る。龍頭といへる瀬の中に、笠神大明神と號して神石あり。頗る大石たり。瀬織津比婦(セオリツヒメ)を祭る。阿波羅波の記云。伊弉諾尊洗二左眼一目以生號二天懸荒魂一。是瀬織津比婦の神也。石の面に德治二年の碑文有。享保年中に至る迄、其の間指距事(アハヒアヒサルコト)四百三十餘歲に及びけれども、篆字正しく傳はれり。神威を愼て碑文は書識しつ。拜し見つべし。總て神石は萬代不易の相を示し給ふの神秘たり。當谷に石窟宮と號する社有。熊野速玉の神社を勸請し奉る。赤濱宮の攝社たり。

窟山景物　雁松　榊(新勅選集)

ふかみどり玉松が枝の千代までもいはやの山の動かざるべき

名寄　神代よりあめのおしての動なきしるしに立る岩や山かな

笠神に題して西行法師の歌有。瀨織津姫命と申は延喜式所謂佐久禁止の社是也。只水神を祭るの地、俗語瀧祭宮と稱す。赤濱の攝社也。

波とみる花のしづえの岩枕瀧の宮にや音よどむらん

菖蒲城　布賀村。

城主平川彈正忠正親。實は備後國神石郡志摩利鄕小袖の領主高屋原但馬守正國二男たり。舍兄藏人尉宗正と不和の事有て、平川久親猶子に緣結し當城主となる。毛利家長門に御移城の節、彈正嫡四郎兵衞正榮萩に領す。次男市右衞門尉道正當邑に蟄居す。 高屋原嫡家は、假名を

高屋原と書、庶達は前原と書。也。古法 當邑岡崎氏は、後月郡井原實手山の城主岡崎兵部時、…の平川…由左衛門と合戰に及び、糧道を塞ぎて城を囲む。於是岡崎力盡き亡滅す。兵又分散し、其後に至って…の後、當邑に遁往して今に子孫繁茂たり。

中山城　高山村。

城主松岡安右衛門時福居住。天文年中平川家と確執に及び、布佐和平の後、藤井廣玄と平川久相斡旋の砌り、廣玄と防戰勇略武勁絶倫たり。（委は穴門山寺讀 吉備記に有。）

備中十一郡七十二鄕、川上郡六鄕の内、穴門鄕は、近似、平川、同某、高山田ケ村の分地となる。古へ吉備武彦命女、穴門武媛（ナカタタケ）、の請御料たりしなり。穴門の字あり。武媛は日本武尊の妃也。穴門は名方の後裔にて、嘗に長田の支守に有ひ侍るも長門の国をも穴門と書て、穴門国より白雉を献じ、改元ありし事年表録に載たり。傳日、文禄年中岡…山麓…の内に有て松岡を住す功、平川家軍記に顯然たり。

新居城　出高山村。

城主猪原（サハラ）豐後守豊信。曾祖猪原左衛門義達、信州猪原城主也。義達嫡左兵衛時義、猪原より備前日嶋を領して遷住す。（此時より名を小に改て、假名を山崎と號す。）夫より享祿年中當所に移城して…高岡千石…を領す。…嫡佐渡守…同左兵衛宗行、當城相續すと雖も、…十代天下大に亂れ、殊に甚くして卒する…領行…す。…山の内に小…後…と…に有…永祿九年小嶋十郎太郎（左兵衛尉家行若）…に與力して宇喜田と防戰軍功有（…太平記に…たり。）

瀧谷城　中野村。

當城同基赤木太郎平忠長。（永久三年穴田鄕を賜り、信州赤木鄕より遷住す。其先祖は平姓にして、桓武天皇五代の苗裔村岡將軍良文の後胤たり。良文生二忠頼、忠頼生二忠常、上總介忠常生二常昌、千葉介常昌生二武基、武基別當武基生二武家一、夫、（高麗大）武家生二忠兼一、（白河平）忠兼嫡男生二…一、（小池先 一男）…忠一…（赤木三）信州赤木鄕領主たれば氏を赤木と稱す、是則忠長父たり。（當時氏吉備記日、室に信州…武者赤木太郎忠長、永久年中備中國…穴田鄕…江谷…目道也矣。）

丸山城　　丸山村。

當城開基赤木藏人忠房、伊豫國高尾城の合戰砌に、大將金子備後守討死せるは備後の誤なるべし。太平記に備後守討死と記ありといふべし。毛利家其功を賞し、輝元卿より御感書並小早川隆景太刀一振給はりて子孫に傳來し侍る。藏人嫡男與四郎忠直高松籠城毛利家後詰の節加勢いたし、毛利家亂有、二百貫の地を加賜る。其先祖は赤木忠長十代の裔也。忠長生ニ家忠ー太郎左衛門尉、家忠生ニ朝忠ー二郎、朝忠生ニ忠國ー左京介、忠國生ニ忠信ー二郎左衛門、忠信生ニ師忠ー修理介、師忠生ニ忠國ー系圖無、忠國生ニ賴忠ー伊豆守、賴忠生ニ忠門ー伊豆守、忠門は大十字の下に誤し、尼子退治の節軍功有て、御感書並太刀一腰賜レ之畢。忠國生ニ忠與ー左衛門尉、忠與生ニ忠房ー二男忠信ー孫兵衛高麗陣に討死、忠房より忠直迄、數十世相續の宗系たれば、枝葉榮蔓たり。

東鑑云。曆仁二年五月、前武藏守泰時御病痾、依レ之同二十三日申刻赤木左衛門尉平忠光爲ニ六波羅使ー參着、二十日未刻出京四ヶ日に馳付、殆如ニ飛鳥ー、即於ニ前武州庭上ー下馬云々。忠光は三郎家忠二男、信州吉田郷領主也。

西山城　　西山村。

當城開基桓武天皇九代赤木太郎平忠長七代の苗裔彈正忠泰忠法名了同加賀守忠晴、代々居城す。庶流赤木七兵衛尉秀忠は、備後國福山城主水野家に奉仕して肥州嶋原一揆の節、軍功有て家名を當代に顯し侍る。水野家嶋原記に載て顯然たり。應仁年中細川左衛門大夫元興、當郡の旧代として在役す。其時に忠明嫡男加賀尉忠友、其嫡男甚助、忠友二男忠兵衛尉忠知、其嫡秀忠、數代の家にして、其族悉く記すに遑あらず。慶長年中哲田町有山の城主三輪氏の庶流三輪半右衛門尉當邑に遷居す。當城を居守の後になして田畠に心をよせざる事、武家常人に傑出するものか。

けさ尾山城　　東油野村。

當城開基莊庄司武久。是九郎義經卿の臣鵜田堂主丸實父也。當城主たりといへども、保元の亂に左府卿に組敗ふにより、平家の爲に所領を奪はれ、攝州丹生山田の庄に蟄居す。然るに、元曆元年二月、一ノ谷の合戰の時、武藏坊弁慶執事として熊手の案内者に召れられ、城中に攻入らるゝ

則烏帽子に
すべしとて、鷲尾三郎義久と號し、諱の字を賜り、赤韋威の鎧に白星の兜、黒の金物入つたる太刀を着、重毛成馬に鞍置てたびければ、辨慶も太刀一振與へけり。
去ば、播州丹生山田之庄に、此義久の後胤今に相續して、件の鎧及び辨慶が造りし太刀今に至つて所持し、實作り筆意武人が住
し儘にて、五百年來相續しけるぞ不思議なる。

鷲尾備中の住人たる事、彼の家の傳に有て、舊記にも載せたり。鎌倉代は、城主赤木右京亮國貞。同弟播磨介忠俊・同五郎廣忠・同左京亮盛忠。同孫三郎忠吉代々相續す。天文年中城主平松右京亮資直、天正二年三村家兵亂、政親に與力、手之庄國吉に籠城軍功有。沒落の後松山本丸にして破竹の勇氣を顯はし帶を換く。敵兵に接し戰死す。資直嫡資房源内、成羽に移居。次男資忠瀬左衛門、布瀬に住す。三男資吉平介、七地之邑に遁居、水野家長臣川村家と接戰して討死す。赤木。平松城主たる事、當邑大光院棟冊今に有て顯然たり。大光院は赤木家嫡領次郎左衛門尉忠信（法名道忠）四男大光院の開山たり。平松家は花山院隨臣の一流にして、大内義隆卿より筑波國星野常陸介征伐の砌り、領掌の色幹、三村政親より天正二年感書、口羽中務太輔春吉より毛利家の執達書傳來、子孫連綿として繁茂たり　松山城將吉川左京亮嫡領肥前守に隨、逢永祿八年伯耆國大江の城にて資直軍功有。風記には平松大氏と稱し記。資直天満天神の信仰にて、當邑枝郷部ケ原に菅靈を勸請、手自松一株を植て子孫の繁榮を祈誓有る。當世大木となりて、名木たる事近國にならびなし。抑々松は君子操節の德有て、春秋霜に負き雪を冒す。禮記に云・四時を貫き、枝を改めず、葉を易ず。論語云、凋むに後れ切々として聳り峙つは冠劒の大臣の風あり。千丈の森々たるは和嶠が棟梁の器に比す。其精の化せる茯苓有。其實を食て仙術を得るものむなしからず。

かる尾城　　西油野村。

城主天文年中細川天竺三郎、八幡宮棟札に載之て顯然たり。赤木伊豆守忠國の聟にて赤木の系圖に見へ侍る。天竺は豫州の在名。先祖天竺禪門は細川頼之一手の大將にて、事跡後太平記に出たり。細川の庶流なれば、其出る處を呼稱して、細川天竺と名乘島。平川邑鐵鎖嶋八幡宮に寄進の神鏡有。於主書陽野天竺と篆し訖。世に天竺油野と稱するは假名より呼稱するの所謂也。天竺の一族長谷川氏、細川家の遺器等を傳來し侍る。長谷川黨は大和國の在名にて、彼國に繁茂たり。天竺の長臣丹羽將監政家書判の古書、平川久親領主の節、庄官の節目芳賀某持傳る所也。

中村城　　布寄村。

當城開基、武内宿禰三代後胤、河上臣。是河上氏の元祖たり。天文年中城主布寄左衛門尉・同内藏介、天正兵亂に松山籠城。元親より侍所に補せられ、事凛然として籠城の健士稱美せるとぞ聞へし。二男川上孫九郎、松山佐内丸の守禦の烈にて、一騎當千と天正兵亂記にも稱し侍る。

武内宿禰は三百二十歳長生し給ふ。我邦の彭祖成べし。武功后三韓より凱陣ましますと、其際應神帝を産の宮産し給ふ。西州の賊いまだおだやかならざる時節なれば、武内臣等軍兵を從へ、八陣の列位をなして産宮を守護し奉らる。八幡は則八陣也、八陣は天・地・風・雲・龍・虎・鳥・蛇の八物の象也。皇后履陶公といふ者兵書を持來りて授け奉る、此太公八陣の法也。皇后此臣を用て西州を破り、且三韓を討給ふ。八幡宮の神號八陣の由緣によれるとぞ。

しらけが城　宇治村。

城主宇治左衛門尉往古、脇山の城と名付ける。一年籠城の時、寄手含責にせんとはかりしに、米を多く炊きて見せしかば、敵あぐみて落失けるよりしらけが城と稱し侍る。赤木忠國の聟にて系圖に載たり。

笹尾城　丸山村。

城主遠藤掃部頭。遠原も知行所也。當邑氏宮に遺跡あり。天正二年松山に籠城、同三年四月粉骨を碎き防戰、終に討死。事跡備中兵亂記に載たり。父遠藤長門守は豫州高峠の城主、石川家の後見として勇功を顯し、隹名隣國の震動し畢。

小金山城　吹屋村。

當城開基吉田六郎兼久。尼子家の軍將として勇氣絶倫たり。兼久の廟塔苗字傳はれり、人稱して郷名を石塔と名付、勇功、天地自然の幽跡を暗むる成べし。戰國の砌り銅山中餘有しに、大塚氏・松浦氏中興にて今に繁榮し侍る。

按に、日本記天武天皇三年、對馬國より始て銀を出す、貢銀を以て悉く神祇に奉ず、爾しより銀を出す山所々に有。續日本記に云、四十二代文武天皇三年に對馬より始て白銀を献ず。貢する所の銀悉く神祇に奉る。其歳始て鑄錢司を置。中臣朝臣意美麻呂長臣たり。銅は、金銀と同一根源也。同二年、因幡國・周防國より銅鑛を献ず。四十三代元明天皇和銅元年當所より和銅を献ず。類聚匡房の歌に、白銀の山のあひなる梅の花萬代不へき匂ひ杜すれ。同七月近江國にして和銅開珍の錢を鑄る。是本朝

銅錢を通用の始。又文字をゐるの初也。續日本紀云、聖武天皇天平二十一年陸奥國小田郡より黄金を貢す。是黄金出るの始也此山を今金花山と號す。依て年號を改め天平勝寶元年となし給ふ。今金山所々に有て奥州を第一とす。[illegible]に、すへらきの御代榮んと東なるみちのく山にこがね花咲。土宿本草に云、[illegible]なる。又二百年朱砂を經て銅となる。銅又生して白金となる。白金、黄金と[illegible]碎ば、内に錢片有、錢とすべしと也。或書云、錢と金銀と同樣ならず。[illegible]朝錢山は備中國に始る。と和漢三才圖會にも記す。凡そ錢を取には[illegible]に小田を[illegible]て山の土を[illegible]る。錢を取得て堀に[illegible]精を以て是を錬化。消亡は砂流也。俗に[illegible]といふ。[illegible]小孔を穿、則錢孔より流し出る。別に鐵器を以て錢の形のごとくにして、中に土を以て塗たる者を以て[illegible]鍋金とす。是に又是を鍋錢と名付。次に小孔を通して別錢を流出し、精くする者を錢とす。刀劍の[illegible]十握劍も吉備津宮に奉り玉ひ、神徳によりて始て錢を生じ、[illegible]の神[illegible]ゐ細谷川の音のさやけさ。三才圖會云、水精は日向國。備中。奥州より出る云々。白水精は[illegible]生ず。[illegible]を双べたるがごとく稜有。或は五角六角、其頭は[illegible]の如し。是[illegible]大さ徑尺の者有て珍たり。居家必用云、水晶は倭國の者を上品とす。[illegible]の[illegible]に、いにしへのさつけし[illegible]はわたつ[illegible]の[illegible]みつ心なりける。

[illegible]云、凡金銀の山掘人を下職と號す。[illegible]に油を盛、火を燃して這入、坑を間歩と稱す。山中に[illegible]。其金銀の[illegible]のごとく垂下る者を[illegible]といふ。此金に有て[illegible]といふ。銀に有ては[illegible]といふ。[illegible]いふ事知ざるよし。人王十八代反正帝二年[illegible]、[illegible]を以て[illegible]を買、今は[illegible]て物を買、[illegible]。仍て[illegible]を[illegible]に當して穴を通し緒を貫き用るときは安し。[illegible]、[illegible]は[illegible]。[illegible]を以て[illegible]として[illegible]。[illegible]を造り、世用大に足り百民[illegible]、[illegible]是といふ。[illegible]して錢の[illegible]をなしに、金の錢一文を以て[illegible]十文を買ふ。[illegible]十文を以て[illegible]一文[illegible]以て米一升を買ふ。日本紀に日、[illegible]代[illegible]天皇の[illegible]、[illegible]を[illegible]して銅錢を[illegible]。錢をかくし[illegible]にして[illegible]る。

長地城　長地村。

城主赤木彈正景忠。同丹波久忠。大内義隆雲州退治の時、軍功度々有て、雲州にて知行被宛行、子孫雲州にて相續す。當時出雲赤木と稱するは。景忠の末裔也。

秋町城　田井村。

當城開基田井新左衛門尉信高舍兄田井藏人太夫。建武二年十二月節度使下向りて、大將新田義貞卿に相隨ひ、其後遠前にて討死。太平記に顯然たり。信高は尊氏將軍に隨ひて、備前國さゝのせまりの[illegible]笹の迫りの事、源平盛衰記に出たり。顯[illegible]拜領して、夫より細川定禪の語ひを得て備中に打入、福山の城に楯籠り、日代小野淨智一族東鑑梶原景時が與作國日代事跡有討負ければ、翌日小坂河村庄、成合。郷領。市川已下馳加り三千餘騎の大將たる事、太平記に載る所也。爾しより信高權勢日々月々盛大にして、當城を開基す。慶長五年毛利家衰沒已後、田井長門守。鎌田左近、福山水野家に扶持す。鴨原一揆の砌り田井助之丞。同氏奎之丞。鎌田與七右衛門戰功あり。近世領主の假名を賞美して村號とせり、此類ひ當國に繁多也。須田井は清和天皇八代智羅三郎田代五郎光義、信州田井之庄知行在しより始て田井と號し訖。田井。鎌田は同氏にていづれにても名乘べき古法たり。建武年中、鎌田太郎左衛門尉と平川掃部介と、領家職爭論に及び、建武の武者所武者所は、軍の奉行。今言參謀、諸軍勢に示すの大任たり。畠山貞國の執達書平川家に傳來し侍る。

一年予福山にて田井氏と談話に及び、當城の來歷を聞侍りし。田井の系圖たる書、由緒有て平川家に傳來し侍る。此時田井新左衛門尉丈に附與し訖。

相見山城　阿部村。

當城は花山院の舊跡たり。隨身武士七名、田中氏、清和源渡部氏、嵯峨源西清和、平[illegible]陸本高、[illegible]知[illegible]、[illegible]平、石田[illegible]三浦[illegible]七名の内は、心次第に何れにても名乘べき古法たり。

私に云、花山院の御廟所下功村に有。花山院と申べきを、カサヌイとぞ所には稱し侍る。[illegible]村に玉谷といへる字有、花山院

の舊跡成べき歟。田中藤兵衞・西藤内。淺部左京進・平松右京亮・武知一郞兵衞・野口大藏・石田與一左衞門、天正兵亂に松山籠城の姓名、攻戰の高名、備中兵亂記に載て人皆知所也。文祿二年朝鮮普州の城沒落の砌、西六右衞門・田中仁兵衞分捕高名、香川家風記に載る所也。敵の陣貝（具）を奪ふを分捕といふ。

高ノ盛城　　佐々木村。

當城開基佐々木近江守信綱。承久兵亂宇治川先陣の勳賞として、備中にて加增に拜領す。（近世領主の假名を稱して佐々木の邑名に殘る所謂也。）

嫡孫數馬、天正年中三村政親に與力す。國吉の城潰るの後、中野村に蟄居し、水野家元和五年、福山へ御移城にて、數馬嫡相馬、（假名有安と改稱して）水野家に寄屬也。（當村は、天正兵亂の砌、敵軍の陣場たり。）

東鑑曰、東國の大小名皆官ニ在平氏ニ、莫レ不レ蒙ニ彼恩顧ニ。佐々木家獨不レ與ニ其權勢ニ、棄ニ譜代相傳佐々木庄ニ、偕遁ニ志於源家ニ、遣ニ住相模國ニ、繼ニ身命ニ奉レ逢ニ于右大將軍草創御代ニ、抽ニ度々之勳功ニ、兄弟五人之間、令レ補ニ十七箇國守護職ニ、賜、云々。

私云、七地村にて討死の平松平介は、有安の聟也、中野村居住の砌緣結有。依て有安家に緣有を以て、平介福山に滯留の折柄、大守神石郡豐松村にて鹿狩有故、相馬に誘はれて狩場に出で、手捕成寵を得たり。然るに河村氏威勢あるを以て、河村家の得物とぞなし急ぎ此意恨を以て福山にて登城の砌り、平介は河村に立向ひ、意恨に及び、平介殆ど手補ありて布瀨村にて歸りける。逆も河村家より欝憤を挾むべし、若領内にて平介恥辱とりなば、領主の御瑕瑾と御思召あって、布瀨村居住を御免なきぞ最も實し。爾じより平介は七地村中藏ニ其時代御公領ニに隱住の所、案いごとく河村氏八十人餘にて夜中に押寄けるゝ平介夫婦（有安の娘也）粉骨の攤き相防、寄手十五騎討取ければ、不叶とや思ひけん、七地中の堂迄引退ける、角ては河村の家立間敷とて、若黨何ノ次郎右衞門取て返し、終に平介を討留ける。有安、相馬の聟永田氏、後月郡川相村蟄居の砌り、予讃話して平介事跡、當城の來歷等聞侍る。平介討死寛永元子の年とぞ聞へし。

小篠丸城　　黑忠村。

當城主、元弘年中竹井掃部左衞門尉廣高・同太郎正高。元弘の亂に越後守仲時、江州番馬にて自害の砌り討死いたし、泉下に忠をぞ盡し訖。（天文三癸巳年、竹井一郞左衞門尉光高舊記、天正九年巳歲竹井常陸守氏高・久太郎春高の舊記、今に當邑に傳來し侍る。）長臣原田・河上。丹下・江木。山室・

江本とて、世々軍功雄略、隣國を震動し訖。

仁皇八世孝光天皇四代、武内宿禰三代の後胤河上の臣、仁皇十七代仁德天皇の御宇、吉備國當郡の出生たりしより河上の名有歟。父巨勢の臣、始て當國巡地有しより、上房郡巨勢の鄕名有。是巨勢氏の元祖たり。河上は下道の分郡、上房は賀陽の分郡にて、郡名とて四郡の境に分所有。郡名。郡分も巨勢の臣、河上の臣、父子に事起りけるとぞ聞へし。人皇二十三代清寧天皇の即位三年二月、尾治覺連といへる臣に命じて、大國を分て洲を出し、大郡を分て懸を出さしめ給ふの時、備前・備中・備後の名を立しと也。

拾遺

抑々奥羽六十六郡と申は、六十六の國と同じくかぎり玉ふ廣き國にて、景行天皇より聖武天皇の御宇迄、ゆゝしきゑびすの盟ひ有て、其所の法則を定め置るゝといへども、人の心强暴にして、猶王化にしたがはざりし。さるに依つて、養老・神龜の比より按察使(アセチシ)を下されける。始て宮城郡中の松山に城を築き、多賀城と申侍り、則按察使の居城とさだむ。陸奥國宮城郡風土記云、坪(ツボ)碑は在二鴻之池一爲二故鎭守府門碑一惠美朝葛(アサガリ)立レ之、見雲眞人淸書也。又言壺石碑は多賀に有、天平寶字六年藤原惠美朝臣立る所也。高さ六尺、幅三尺、厚さ尺半。舊跡を追慕する事宜ならずや。其銘は左に記す。

多賀城　　去　京、一千五百里。　去蝦夷國界、　四百十二里。　去常陸國界、　四百十二里。
去下野國界、　二百七十四里。　去靺鞨國界、　三千里。

此城は神龜元年歲次甲子、按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所レ置也。天平寶字六年歲次壬寅、參議東海・東山節度使從四位上仁部少卿兼按察使鎭守將軍藤原惠美朝臣朝葛修造也。天平寶字六年十二月一日、

頼朝

陸奥のいはてしのぶはゑそしらぬ事盡してよつほの石ふみ

夫人物の始、氣化を以て生ず。氣聚りて形を成し、形變り氣感じて形化し、人物生々して變化窮なし。天一水を生じ、地二火を生じ、天氣を生じ、地四に金を生ず。土は四行の實となる、四行土に交系して環(タマキ)の端なきが如し。五氣布て四時行はる、所謂天道也人は無極の理二五の精妙合して生ず、天地の德、陰陽の交、鬼神の會、五行の秀氣にして、其心最靈たり。父は陽にして氣を降し母は陰、受て形をなす。氣聚る所理又聚り、然も理終に主となる、是卽妙合也。此理人に有て性といふ、性の物に觸てうごく所情

也、性情を統て當體圓發の體也。性の德たる仁・義・禮・智・信、五行の理也。天に有ては五氣を以て五行といふ、人に有ては德を以て五常といふ。其賦る所の理に因て、五倫の交りをなす、天より受たる五常なれば、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の五倫に行はで叶はぬ也、是を道を修むるといふ。人あれば五倫有、道の大原天より出て人に離れざる事を見つべし。抑も神道は明理本元の域を盡す、德政なるをや。佛法は有無寂滅の觀念より、出道の理を導して佛性とす。空を觀じて悟を徹し、善を勸るに有。凡佛神の所爲、理を以て推べからざるもの少からず、其實驗人の信仰によりて、儒には愼を慎て中和を致し、天地萬物は元氣と一體にして、理流通するよしを示し給ふ。天地自然の道、德の行。此の國這ひたる事、天理一なれば也。况には物の始終、其始め理に原（モトツ）き、此有を以ては德氣を廣べし。心に天理を崇め、外人事を修し、命の到るを俟て、各其生を遂べし矣。

赤濱宮縁起略記　當國高田市村

吉備の中津州穴門（なかと）山の神社は、倉稻魂神の垂跡にして、但を履事遂し人皇第十代崇神天皇五十四年丁巳、皇女豐鋤入姫命詔をうけて、天照太神の御靈をまさむ宮處を選給ひ、しばらく此方濱宮にましましき。しかしより此宮を、天照太神をいはひ奉り、此社の第一座に祭奉りぬ。又、帶中日子（タラシ）尊（仲哀天皇）の御靈、氣比宮同神也。穴門武媛（吉備武彦之女日本武尊の妃なり）、此二神をも此社に祭り奉る。夫天照太神は、伊弉諾・伊弉冊二神の、八洲を生で山川草木を生給ひ、何ぞ天下の主たるものを生ざらんやとのたまひ、生給ひ給ふ神也。太陽の精神、實に靈異の至、並みなき御顏たぐひ有らずといふ事なし。倉稻魂神は生る國、萬物五穀のみありて蕃盛なる義と宣ひ、又生ひ給ひ、後、飢時に生給ふ神也。是又五穀の主神にして、五穀は是人の天にして、豐受神（トヨケノシイケ）氣とも申、性命成就の原本也。神德不測の德化、言語のよくする處にあらず。

日少宮社。　山田靈現。　辨財天社。　山祇御宰。　智積惣神。　豐將惣神。
瀧祭神社。　玉井社。　疫神社。　鎗掛神社。　石箭宮。　大黑社。

有所攝の社十二座、猶社傳の深秘有。本社の東に當て平川郷宮の社は、當郷先領主平川掃部介源高親當社大檀越にして、神威をまし、崇敬有し資祭る所也。

千載集賀部

後一條院御宇、長和五年大嘗會主基方御屏風に、備中の國千方白の里に車引遊びしたるところを讀る。

千代とのみ同じ事をぞしらぶなる長田の山の峯の松かけ　善滋爲政朝臣

當社神前西の景題に、巖穴あり。いまだ曾て其深き限りを知らず。或人松明を取て備て入事數町、蝙蝠頭面にあたり。無事幾千萬。流水有。何邊に徘徊する時、向の岸に異光を現す。驚て歸り來る。聞もの膽を冷す。

當。社。寶。納。和。歌。

備中國赤濱宮に奉納せる和歌とて、人々讀て見せられし、誠に其心ざしなどか神も納受あらすらん、おのれも信のしりえなる、となりの國を昔の舊里なりしかば、忘がたき心にひかれて、野書一具くわえ侍るものならし。

武城　連河

住なれしそなたとあふぐ神垣にはこぶ心を春にへだつな

眞野氏　政賀

花初開

此神のめぐみのするゑをみづ垣にしらゆふかくる今朝の初はな

藤原朝臣　勝意

鶯知春

春ぞ共わかぬ霞のうす衣ひとえにしるきうぐひすの聲

平川氏　親教

曙躑躅

神のますあけの玉垣色そえて曙のつゝじ今や咲らん

津村氏　唯與

夕早苗

夕日影さすが名におふいなふさの山田の早苗とりもあえぬに

木山氏　素人

松下水

あすかみん我影よりもうつれなを心しづけき松の下水

三宅氏　正俊妻

思久戀

言出る折こそなけれ人しれず思ふ心のほどはふれども

契待戀　小川氏　岑壽

あまたゝび來ぬ夜かぞえて長月の空定めなき人の待るゝ

逢增想　小林氏　祐延

逢ふせなき昔に增る思ひ川わたりていとゞ袖はぬれける

日增想　平川氏　親貫妻

日にそひて淚の瀧の落くるは心の水やわきかへるらん

難忘戀　平川氏　志津

逢ひみしをわすれもやらず三重の帶ながき思の身の程ぞうき

身祈戀　平松氏　正直妻

賴めこしきつねの川の浮瀨には身を祈りてぞ戀わたるべき

草花早　圓通　良校

野邊の宮は秋とも更にわかなくに早咲初る庭の萩はら

閑見月　平松氏　正直

見るからにつら〱思ふあらましをこたえぬ月にことや語らん

露庭虫　釋　祖弦

袖ぬるゝ露の下草押分て行さきとはん野邊の松むし

霧中鹿　釋　香照

よぞふかき行衞もしらぬ霧の中に男鹿の聲のいづく共なし

嶺時雨　山下氏　義宜

打時雨眞夏の笠もとりあへずみねのあらしに道いそぐ也

山館灯　小野氏　重喜

奥深きわけ行すゑに山住のありとはしるき燈のかげ
　　　　　　　　　　　　　　　　丸山氏　吉昌
　　　　山径苔
世ばなれて住らん宿も山かげにありとしらるゝ苔のほそ道
　　　　　　　　　　　　　　　　平井氏　城義
　　　　旅宿雨
さらぬだに旅の宿りのものうきにもる袖ぬるゝ雨の夜すがら
　　　　　　　　　　　　　　　　平川氏　親季母
　　　　市商客
千早振神の恵みに立市の商ふ人のすゑぞ頼もし
　　　　　　　　　　　　　　　　小野氏　諸雄
　　　　歳雪
おもひ入道はしづかになしもせでそのごとくなく年ぞ暮ぬる
　　　　　　　　　　　　　　　　願主　親忠
　　　　社頭祝
みつ垣の久しきかせに色添て共にさかえを松のことの葉

古戰場備中府志卷之一終

古戰場備中府志　卷之二

英賀郡六鄕　中井。水田。呰部。刑部。丹部。林。

佐井田城　中津井村。

當城開基、藤原朝臣植木美作守藤資。同下總守秀長。同美作守秀資。同與九郎資富、代々居城す。下總守秀長一年父藤資代官として三好長基へ加勢に伺候す。大内家と洼堤の合戰に秀長十八歲にて一番鑓を突て敵を退く。三好より御持鑓に感書を添て水田の庄を被宛行ける。其後浮田の旗下成も、毛利家と戰ひ、度々軍功有、穗井田貲近も當城にて討死也。元龜年中、秀資嫡與九郎資富も毛利元淸の謀にて討死す。又秀資尼子の旗下として雲州に有。其後美作守秀資毛利より兒嶋大崎麥飯山の城責の時、先手を賜り、兒嶋にて田中源四郎を討取の功に依て、二度佐井田の城主と成。同孫左衛門尉相續て當城主たり。天文二十一年作州高田城主三浦元兼長臣、同名藏人を討取。又三尾寺の住、秀長弟宿善法印は、花龍寺の般若坊を討取事、世に隱れなし。元龜元年尼子軍將相賀駿河守一千騎にて當城に屯す。元龜年中城主三村少輔元祐、備前浮田の一族遠藤河内守備前德良の城に有て、元祐打果す。天正年中城主三村兵部丞、同三年兵亂に、庄兵部少輔勝資責落す。天文年中より備前國守護人、御野郡野殿村富山の城主松田丹後守嫡孫左衛門尉盛明も、浮田に戰負て當城に蟄居。天正十年冠城に籠城す。

私に云、水野六左衛門尉勝成公備中鄕滞行の砌り、秀長刀劔を奉る。水田國重左兵衛作也。數十人を斬試たり。他日勝成公備中松山城を領するの時、植木孫左衛門嫡五兵衛を招き、采地を給ふ。豈是將の禮と云つべし。

鷲ノ巢城　親見村。

當城開基、宇多源氏猶崎右京大夫利景。足利將軍家より被宛行畢。康安の頃、猶崎三郎左衛門尉山名時氏に與力の事、太平記に顯然したり。永祿四年猶崎彥左衛門尉豐景代備後國久佐に所替也 毛利家より知行所の給地すべしと所領主所替多し。 嫡男十兵

衞景忠、駿河國沼津宿に十八端の武羅をかけて宿を通る。太閤秀吉姓名を御尋にて、御褒美有しは相州小田原陣の時也、武者物語に見へたり。永祿年中の城主德光兵庫頭。天正年中三村左馬亮親重。同太兵衞尉親當、大松山の守護人として諸將の冠たり。

小谷山城　同村。

康安二年伯耆國氣多郡鹿野城主田公孫二郎晉當城に屯す、鳶ノ巣の端城也。

角尾山城　同村。

城主三村六郎元高。抑〻三村は小笠原の苗裔にて、人皇五十六代淸和天皇十代、新羅三郎義光五代後胤小笠原二郎長淸元祖にて、常陸國筑波郡三村鄕の在名たり。

川崎城　一名平ケ城　草間村。

當城開基、杉布恩入道。攝州天王寺舍利寺口合戰の時、嫡子與七郎强敵を引請、數刻の間防戰、或は被太刀疵或鑓疵、於手前岸和田城主篠原八郎討取、於太刀下討死。次男千滿丸相續のため、泉州の內北ノ政所加增に被宛行旹。遺佐長崎の墨書子孫に傳來し侍る。實は當城は布恩入道曾孫右衞門重國草創すといへども、中興たるゆ布恩入道を開基とす。重國は杉右馬允と號して播州三ケ月の城主たり。尼子家下知として備中領主と成。其先祖は、奧州杉之庄領主右近太郎重賴とて、承久兵亂宇治橋の合戰、手負三十四人の內にて、事跡東鑑に顯然たり。重國父刑部少輔重政、永祿五年三月三好筑前守長慶退治の事、近江國佐々木貞賴被仰合の砌、公方家御使節に司候。長臣茨木丹後守に會尺し訖。

塩山城　一名狐ケ城　熊谷村。

當城開基、多治部太郎元春。元曆二年一谷に籠城、度々戰功有、城主康安の頃、多治目備中守山名時氏に與力、軍功有。嫡孫多治目雜掌頭景春、天正兵亂に杠の城主三村元範を討取し賞として、毛利家より加恩の地を被宛行旹。太平記十六卷にも、庄・眞壁・陶山・成合・新見・多治目とは稱し訖。

割龜山城　小坂部村。

城主宮崎三郎兵衛、猪崎一族にて軍功有。宮崎は勢州の在名也。

因防城　同村。

城主猪崎彈正忠元兼、同嫡男久之丞。天正年中作州月田山城主に替退有しと也。

圓通山城　長留村。

當城開基、坂田美濃守兼益一族網嶋太郎維守。毛利旗下と成。城主庄右京進、天正年中兒嶋合戰に先陣として、堅を摧き破つて軍功比類なかりければ、毛利家より恩賞被宛行whole。

矢はぎが城　同村。

城主法行六郎左衛門尉之勝。天正兵亂に佐内丸の守護人たり。舍弟法行賴母、國吉の城三村政親に與力す。後平松孫右衛門を討果す。今に七地村に法行といふ字あるは、賴母が遺跡たり。中國太平記に之勝事跡載之訖。

丸山城　下呰部村。

城主庄ノ太郎家長十五代庄兵部大夫勝資。天正三年備前兒嶋麥飯山城主明石源三郎を討取　嫡男宮若丸と夏の戰死を感じ、毛利家より知行被宛行㫖。源三郎嫡男は明石掃部とて、後年大阪籠城也。

大崎麥飯山軍功の感書に、天正四年二月二十三日とあるは、翌年被書たる感書故に、四年と有之もの歟。

高釣部城　上呰部村。

城主庄三郎久資。文祿年中高麗陣に漢南人と戰て討死也。庄家來歷は、小田郡猿掛の城主に記錄し訖。呰部の庄四ケ村　呰部・河口・赤聞・佐伏。

大山城　布瀨村。

當城開基、布旋下野正忠政。鎌倉右大將家より被宛行㫖。天文年中に城主福井孫六左衛門尉、永祿十一年佐井田城合戰の砌、三村家親と戰ひ軍功有。元龜年中尼子の軍將と戰ひ功他に異也。庄家の枝流たり。

片山城 水田庄内　宮地村。　水田庄、四ヶ村、平田・井尾・五明・宮地。

城主乃美少輔七郎元信。天正八年事跡陰德太平記にあれば委しく記さず。乃美の祖は出雲國の領主也。一族鈴木黨代々武功有。鈴木名の來由、古語拾遺節解に載たり。

山王城 水田庄、五名山田村。

城主宇喜多信濃守。宇喜多家は、備前岡山の城主金光宗享を討て岡山の城に遷居して、沼の城には舍弟春家居城し訖。先祖は百濟國の人也。彼國の王に三子有て、後侍の讒にて日本に來り備前の國に仕せり。其人兒の字を書て紋とするに依て、此地を兒嶋と號す歟。又三子の住けるに依て、中古三宅の姓に改めけるとかや。其後宇喜多に住けるにより宇喜多とは稱し侍る。備前國和氣郡佐伯の天神山の城主、浦上帶刀左衛門宗影の臣たり。浦上は紀氏の餘流より出て長谷雄十八代の後裔たり。

鳶ヶ城　野々上赤間村。

城主野々上玄蕃。時代不知。後人考之。

四畦城 水田庄内　井尾村。

城主高橋右馬允貴高。雲州高尾城にて高田入道慶篤を討取し軍功、陰德太平記四十八卷に記し侍れば、筆を省て贅せず。

小松城 水田庄内　平田村。

當城開基、小松内大臣重盛。依て小松城と號す。當國は平家管領す。壽永の戎役已後、庄家の一族憲氏代々居城し訖。

赤坂城　花見村。

城主間加部近江守。尼子家の軍將たり。當邑の古歌。

今ぞしるちらぬ櫻のはな見山風もうらゝに治れる世を。

夫木集に入て隆博の歌也。本朝にて名を斥ず。花を稱するは獨り櫻也。吾國は萬國に勝て神靈の氣を含たる故、櫻花の樣なる太陽の花を發する也。

佐根山城　　佐根村。

城主太田四郞重治。元祖は人王五十八代光孝天皇苗裔綿鄕氏たり。元曆元年平家追討の時、追手大將軍蒲冠者範賴卿御手に屬し軍功有。鎌倉殿より地頭職に補せられ當城主に任ず。事跡武家評林に見えたり。當所近鄕鐵山繁茂たり。東方奧州より小金出て、歌にも、奧陸山に小金花咲共讀る。西方對馬よりは銀子を出し侍る、備中は本朝の中央に當る、鐵多く出る、天地陰陽の造化を考へ見つべし。眞金吹もの御製も、黑がねの事也。聖武帝天平年中南都大佛を造り給ふ、志願の內に、播州四名山より銅多く出て丈六の大佛建立あり、夫より奇妙山と號す。京都大佛殿の棟木は富士山より出る。三十三間堂の棟木は上房郡柳村より出る、柳の木にて、人皆知所也。柳の精庄官の妻と成て、風吹ば頭痛を病しとぞ。尙しより柳村と呼稱し訖。大佛殿建立の事、天地も感應ありて、かやうの名木悉て出生せる事、陰陽の不識、佛心に依て緈成の兆也。

葛籠畑山城　山奧村。

城主山本藤內。後醍醐天皇隱岐國へ遷幸の砌り、當邑に御輿を止め奉る。基盤石とて今に御輿體の舊跡有。又奇妙の蕨出生せり。當邑に宮廟を建て、後醍醐明神と崇め、祭典闕る事なし。

甲籠城　　土唐松村。

城主伊達常陸守宗衡。同右京亮信衡。天正年中三村家兵亂に正義を以て將軍義照卿幕府に候し、三村家と防戰、軍功有ば、後將軍の命として、備後國甲怒郡にて知行恩賜あり。子孫連綿として相續し侍る。長臣柴田杢爲保・柴又三郞久吉、所々防戰軍功あり。

鬼山城　　下唐松村。

當城開基、杉右衛門尉重國。同太郞左衛門尉重春。元來、杉は伊達一族にて栗戸太郞國衛後裔たり。右衛門尉は尼子の軍將相河駿河守に一行御方に與力して敵を切るを一行と云。して軍功有。尼子晴久卿感書子孫に傳來して顯然たり。重春は三村家兵亂に惣領家伊達宗衡將軍の司候に依て、先達て鞆の津へ馳參の砌り、下切と中在所へ松山勢出向ひて合戰に及び、阿部七黨の內、渡部與惣太郞・田中左京進を討取訖。其後慶長年中、大津城惣門にて軍功有。依之毛利右馬頭輝元卿御感書、三村紀伊守親成・同孫太郞親

宣添縣附等子孫に傳來し侍る。重春者名小太郎、母は備後國西條槌山城主久代三河守女也。重國童名杉四郎、母は備前國赤夏郡岡住宇田正脊ヒ母女、後妻は赤木伊豆守忠國女。重春外祖久代三河守よりは後陽成天皇御自筆讃書。法性寺太刀。大身鑓被相讓侍る。曾孫杉次大夫重道、村社流の鐵炮を鍛煉し京極家に扶持し訖。枝葉繁茂にして悉く記しがたし。嫡家は、防州玖珂の鞍懸山嘗代の城主にて、杉治部大夫隆重とて、軍記に顯然たり。慶長に、杉蔵馬、水野家の麾下に属し、道明寺表にて後藤基次と合戰の砌り、勇強を顯す事、水野家の記錄に載る處なり。

哲田郡六鄕　石蟹。新見。神代。野馳。額部。大鎭。

杠城　井村。一書弓削葉私云、萬葉の字訓如是也。

當城開基、源氏朝臣新見四郎兵衛尉祐信。足利將軍の武者所畠山民部少輔貞國執達書を以て領主となる。康安二年山名伊豆守時氏に與し、二百騎にて旗をあげしかば、山名の軍將夜屋五郎・河村十郎千百騎にて力を添し。軍功姓名太平記大全に載之たり。天正年中毛利家上月城攻の砌りに、新見左衛門尉春信、内外陣門・往來の守衛となる。天文の頃、城主三村兵部少輔元範、天正三年正月軍の事、備中兵亂記に委し、伊勢掃部入道・三村左介、軍功比類なし。元範は元親舍弟、鬼身城主貫親には合見たり。元範の若臣根子屋千番も同時に討死。舊跡新見高尾村の内石指に有。備中合國平釣の後、毛利家より今田上野介經高を被籠ける。

朝倉山城　同村。

城代富屋大炊介。同郡長屋村に落城の後蟄居。舊領の好み有をや、父小次郎改名を長屋と號す。永祿八年毛利家に隨逐、伯耆國矢杉の迫門の守山の城の城代となる。是は若狭より商人、米麥など舟に積けるを、富田城中より忍び出て買取ける。其湊浦を差當んと也。小次郎多年浦濱の勇士たれば、かのごとくの作あるとなり。

粒根城　同村。

城代伊勢掃部入道圓覺。古老にて大將の師範となりし人なり。元範最期の砌りも奇略を盡し、當の敵を討取訖。元範の首を貫親の城に送りける。貫親大に怒

り、元績存生のときは孝悌の道も盡せり。生を轉て後は追善にしくはなしとて、花光寺の舎下に追取し、送葬有けると也。

竹野々城　同村。

城代三村左介元感。

高尾村の內石指にて大將元績討死の砌り、太田と名乘て荒武者一騎進けるを、元感塗籠藤の弓の曲高に、當國に逸る國重の鍛たる鋒矢五つ、靭に指て持たるが、打番ひ、終彌始筈（ウラハツモトハツ）好き兵と放、眞前に懸たる石州の住人太田源八が太股を射通す。殘矢にても死生はしらず、四人矢庭に射伏たり。扨元績の前に跪き、御暇乞にて候とて、腹掻切忠死をぞ遂にける。

育野々城　下大野部村。

城主齋藤長門守景忠。中津國西成郡津村の領主たりしより、名字を津村と名乘。慶長年中迄津村監物忠尙相續す。近世育の字を讀誤りて、六月山と侍る。太平記に載る如く、元弘の亂に、六波羅の下知として二條家を預り奉る。思ひきや我しきしまの歌世に知る所也。此歌にて谷なき身と成給ふ。物類の相感する事皆自然と云ふべし。二條家、當鄕にて御詠歌

いとゞさへみじかき夏の夜半なかに蛙なく聲耳にたつ也。

私云、二條殿御舘の舊跡有。慶長四年亥十月の毛利家給地にも、免許して是を記す。近代迄二條家御領として津村氏支配し、御詠歌も二條家の傳說たり。大職冠十六代中務權少輔吉信始て齋藤と號す。嫡男從五位下加賀介忠賴、加賀國に住してより、子孫世々繁茂たり。

十五黨　武藤●須｜●近｜●齊｜●佐｜●遠｜●加｜●伊｜●安｜●內｜●工｜●進｜●春｜●後｜●尾｜●

西山城　八鳥村。

當城開基、布川別當行房。文治二年正月、鶴岡御參詣隨兵二十八の烈也。天文年中久代彈正。先祖は備後國久代の領主にて宮氏也。宮は、八幡太郞義家卿、弟義綱、男宮次郞義俊後胤也。

元弘兵亂以後、宮下野守兼信入道。道山子同次郞氏信は、軍儀を定め、先陣村田右衛門●高尾九郞次郞兩人にて、宮內に夜討を

入、足利左馬頭直冬朝臣と號ひ武勇を顯す。直冬朝臣に與力せし三好・江田・廣澤・山内も、三好の郎從矢高平次右衛門が謀にて軍を破られ、下野次郎は八十六の首を切掛させて、五百餘騎を二手に分けて、村田・高尾先に引、其身は三百餘騎にて殿となる。是をみて、宮入道三百餘騎只一手に成事凜然として可レ戰謀もなければ、直冬卿は石見へ打入給へば、富田彈正も出雲にぞ歸りける。

永祿十三年市川式部少輔經好、山口嶋の岸の城主となる。事跡顯然たり。家德記に備後國宮内龜壽山城主兼信・氏信・惠重・元感・師感・政感・元理・政信歷代八世相續す。高尾九郎二郎は備後國福長村の領主村田右衛門は志摩利郷馬屋原の家族、清和天皇の苗裔村田太郎頼兼後胤。市川、名も庄。眞嶺・那須・市川とて武功を顯し訖。錄に載る也。

私云、源義經卿を奥州に具足し奉る黄金の商吉次・末春は石田氏にて、當町の宿家道明寺屋と號す。當郡井村に吉次が塚とて舊跡有。人皆しる所也。高野山東光院に守本尊十一面觀音の像を寄進す。寄附證文にも、備中國哲田郡八鳥町道明寺屋石田氏吉次・末春と書記し畢。

馬醉木城　　田淵野々上村。

城主高橋藤太。延文五千破劍にて討死。太平記二十四の傳に見へたり。一族名を與八郎。數代武功有。天正八年四月十三日小倉城にて名越十郎軍功。陰德太平記に載る所也。

荒戸山城　　同村。

當城は備後國三原の領主此所にて討手を防ぎける。三原合戰と號して俗書にも書顯し侍る。今に元凡淨瑠璃の詞は、始め源義經卿の妾淨瑠璃御前の事より出て、其詞六、織田信長公夫人の侍女、小野の阿通是を作る。今に元をとなへて捨て淨瑠璃とはいふ也。大夫は元祿年中より慶長に及んで、豐物某攝州西宮の傀儡師を招き、相共に經營す　河内介是淨瑠璃大夫受領の始也。歌舞妓は元來出雲の巫女國女と號する者有り。神樂を一轉して歌舞す。是古しへの白拍子の類にして、元神樂の變風也。永祿年中名護屋三左衛門と云者京師に有りて國女に通ず。共に謀りて歌舞妓伎の曲を作す。歌舞伎の鑑觴也。

徒然草云、後鳥羽院の御時、信濃前司行長入道平家物語十二卷を著して瞽者生佛に教て語らしむ。今琵琶法師語る所の平家是也。

當鄕の內敷家村領主佐々木善兵衞尉安感、天正八年因州鹿野の城の城代として、山名豐國の人質を取、堅軍功あり。

豆木城　矢田村。

城主吉良丹後守。其臣松尾左馬亮。入江與兵衞尉、天正兵亂に松山へ籠城也。松尾。入江は二階堂爲憲の後胤たり。永祿七年松尾左衞門義元。入江與三兵衞利勝、三村家に隨逐、伯州日野にて軍功あり。

越山城　矢戶村。

城主清和源氏飯沼太郎左衞門恭義。後醍醐天皇隱岐國遷幸の砌り、當城に御止宿を上奉る。當地の清水を御覽じ、暫く御輿を被止宜命ありしより、萬歲の清水と稱す。其幽跡として字田芹有。太平記には、播州より作州に御臨幸とあれ共、是は謀計にて、實は備中へ御忍び路の遷幸也。阿賀郡山口村にも御輿休の石とて舊跡。備後三郎高德路次にて天莫空勾踐時非無范蠡と後櫻の詩を書付ける事など思ひ合せける。元龜年中、領主逸見和泉守、石碑今に當邑に有。先祖は甲州源氏にて、父豐後守作州久米郡の城主たり。豐後守作州より川上郡東油野村田尻に蟄居。其後毛利家の郡代として、小田郡・阿賀郡の檢地奉行たりと也。

藤林城　畑木村。

城主吉良常陸守・同七郎左衞門尉。天正兵亂に松山に籠城。事跡姓名軍記に載之たり。落城の砌り、本丸に入れければ、勁草は疾風に顯はるゝと人皆感じける。

勝ヶ城　高瀨村。

城主安原彥右衞門元吉。宮內盆殿領主、安原備中先祖たり。天正十年二月、因州大崎城にて一番乘、陰德太平記には安原民部と號し記。石見國大森銀山より一間四方の錐十を獻上、御褒美として御時服頂戴、受領被仰出、子孫石見に相續す。元祖在原朝臣實利、讃岐院の武者所にて、加賀國の領主也。天正三年新見杠城沒落の節、伊勢掃部入道を討取。事跡備中兵亂記に載たり。

中田山城　下神代村。

當城開基、猪崎左京亮景宗。太平記に新見猪崎とて武功比類なし。朝鮮陣に猪崎吉右衛門尉蔚山にて軍功有。

見坂山城　上神代村。

當城開基、細川賴之。一族羽場左馬佐賴房、城代として十七代相續す。細川八由緒、當郷神應寺古記に委し。

石蟹山城　石賀村。

城主石蟹山城元宜。本名三村たり。西國太平記には、石蟹與兵衛と稱す。尼子へ被召捕、十三年の間雲州富田に蟄居。當家の重代秋廣の短刀也。石蟹氏富田寄寓の內、新見左京城代たり。元宜嫡男孫兵衛尉國宣、慶長十五年庚戌二月、自筆書判の軍功上下卷、由緒有て平川家に所持し畢。

掩野々城　作野村。

城主平中將重藤卿。永祿年中嶺本與兵衛守喜多家と植木合戰之節、後詰を請のとき、眞鍋山にて烽燧を擧し忠功、西國太平記に顯然たり。天正年中三村助左衛門尉親友、松山佐內丸の守護人たり。

鯉瀧城　長屋村。

城主石蟹山城。石蟹山城代は父山城雲州富田在職の內出生の男子たり。然る儘子山城と稱す。若名孫兵衛と號しけるにや、天正の亂後、萩尾村蟄居の後、三村孫兵衛と號し訖。子孫今に萩尾村に有。井村朝倉山の守禦富屋大炊介沒落の後、當邑に蟄居。疑らくは富屋は三村家の長臣たるべし。

岸本山城　大竹村。

當城主吉岡實休。同右近道秀。吉岡は當家の餘裔にて越中の國の在名たり。尼子の軍將として武功傑出す。依而因州より賞祿を得て移城す。事蹟東鑑・陰德太平記にあれば、繁きを恐れて不記。

成松山城　成松村。

城主小川筑後守。毛利の旗下に屬し、天文二十二年數度の軍功、載て風記に委し。永祿六年小川右衛門元義、鐵炮三百挺の將として、雲州伊藤の城攻の時、頗る軍功有。曾祖小川小次郎祐義、元曆元年參州矢橋川にて三浦黨と爭論、武勇を顯す。源平盛衰記に見へたり。

明石山城　千屋村。

城主三輪牛之介。畠山重忠執達書等無恙持傳へ、子孫連綿として相續し訖。慶長年中三輪加賀毛利家に屬して當國檢地奉行たれば、舊記に今傳はれり。先祖は大和國三輪の領主たり。

荒井城　坂本村。

城主荒井中將正法。天正年中城主三村左助。井村竹野々城として軍功備中兵亂記に載る處也。

猿瀧城　則安村。

城主横山右馬亮。和田義盛に與力、軍散して後、朝比奈三郎義秀は安房國に落行、右馬亮は當城に蟄居す。其後備後國長野村二子山城主と成。義秀は安房國朝比奈の領主たれば氏とす。

助正城　花木村。

當城開基、花城彌五郎吉久。壽永の軍功に依て、鎌倉右大將家より增地として被宛行訖。委は鎌倉武鑑領主百二十五人の記に載て有。花木の村名假名より始る所謂也。中頃より由緒有て假名を窪木と改稱す。天文十三年乙酉七月、窪木六郎左衛門尉久祐、豫陽金子陣に毛利家に隨逐、丹民部を討取の勇功載て澄水記に委し。金子備後守は赤木藏人忠房討取畢。此擧に退あらず。彼書を拔き見つべし。

井ノ畝城　老迫村。

城主稻富玄蕃。慶長年中同勘齋。慶長の毛利家檢地に小田郡の檢地奉行相勤。渡部五郎右衛門と同役也。元龜年中玄蕃は中津井齋田城にて討死。西國太平記に載之たり。

瀧丸城　宮河內村。

城主赤松左馬介教祐。〔事跡載太平記に見たり。〕

柏山城　法會村。

城主三上刑部左衛門尉滿之。其先祖は、江州佐々木宗七手組の内、江州三上郡の領主三上伊豫守庶流にて、事跡江源武鑑に出たり。三上氏は佐々木十六代の嫡領、滿高四男滿冬元祖也。

江陽三上の山頂に大蛇有て、彼山に入人民多くとらる。三上伊豫守彼大蛇を害し、平川釆女正を以て言上す。長さ九尺二寸余、大さ二尺八寸廻り、前代未聞也。大蛇の頭を車に載、洛中を渡し、貴賤に見せしめ給ふの事、記錄に有。

滿之嫡男三上平兵衛尉滿次、川上郡國吉城合戰の武勇、後太平記に載之て顯然たり。中頃因州道行の城主として、三上兵庫頭軍功、陰德太平記に委し。

小田郡七鄕　實成。拜慈（ハヤシ）。草壁。小田。甲努。出部。

猿掛城　草壁口、横ノ谷村。〔釋日本紀云、草壁吉士磐金邑名の始る來歷是によれり。〕

當城開基、庄太郎藤原家長、一谷合戰に大手大將平重衡軍破れて須磨の浦傳ひに落行玉ふを追懸生捕奉る。賴朝卿御感あり。當座に奧州其地の庄を宜る。平家沒落已後備中國國となれば、家長も此國にて知行被宛行けり。家長は大職冠二十代、庄權守廣高嫡男也。兒玉黨〔淺羽・四方田・庄・櫻井・若兒玉・秩父・島。〕

私云、源の作か和名に、草壁といへるは當村の事となん。太平記に曰、左馬頭直義朝臣鞆の浦より陸地を上りて、備中草壁の庄にぞ着給ふとなん。源平盛衰記には、妹尾太郎兼康備中草壁とふ所に馳付て使を方々に遣し、親き者四五人招て、倉光を夜討にせんとて出連けると有。猿掛山の嶺は、小田。下道。淺口三郡にはどかり、頂上の東北のはづれは、穂井田・妹山へ山つゞき、嶺もさのみ遠からず、然るまゝ妹山の穂、北の叢麓とも申傳る。

元弘の亂に、庄右衛門・四郎音房六波羅へ馳せ登り、所々の敵を防ぎ、二心を抱す、越後守仲時自害の御供いたし、忠死を遂る。息七郎は船上臨幸の時、令旨を承り御迎に參、京都迄供奉し奉る。天文二年迄庄備中守爲資相續、同

年より松山城主となる。天文三年より庄豐後貫近城主。穗井田貫近共號す。元龜元年より毛利備中守元清城代太田若狹守。長門にては杉太田は、元祖仁王五十八代光孝天皇苗裔絹部氏也。一族河口・旦ノ原・林とて、代々武功有。中にも林森と號す。三郎左衛門尉は、天正十年賀陽常造城の城代として忠義を勵す。杉森は防州蓮花山の城主たり。

私云、爲資上野に討勝、松山へ移り、貫近三村家親に打負しより、毛利元清城主と成給ふの始終、西國太平記に委し。毛利は中原の朝臣廣元卿元祖。建久年中依勅裁改大江畢。

武藏七黨。兒玉黨・丹黨・猪股黨・横山黨・私黨・清黨・平山黨也。

笠岡山城　笠岡浦。

往古領主吉備笠ノ臣垂譯、日本記に出たり。笠岡の邑名、爰に始る所以也。

當城開基、陶山藤三義高。抑ゝ後醍醐天皇笠置山遷幸のとき、小見山二郎と心を合せ、夜討を入、落城に及びし事世に知處也。其後元弘三年三月十二日赤松圓心京都へ責入、陶田・高橋三千餘騎、小寺相模が二千餘騎に懸立られ、馬の足を立かねたり。陶山・河野は兩勢を一手になし、横合より一度に喚とかけ寄、火出る計戰ければ、赤松終に討負て、山崎を差て引退く。陶山・河野が振舞毎度なれ共、殊更今宵の合戰神妙也と再三感じ被仰、其夜頓て宣下有。河野通治は對馬守に被成て、御劍被下、陶山は備中守に被成、寮の御馬を被下ければ、弓矢の面目是に過ずと、其名を天下に知れければ、末代の今迄も國の被擧也にけり。其後義高は、番場にて仲時自害の時、各の様を見濟し、今は思ひ殘す事なしとて、一族の四家を始め、郎從二十八人を呼、各本國に下て我子龜菊丸を人になし、二度家を繼せよと、文一筆書て渡す。各堅く辭して、切腹の御供仕らんと有しか共、各連死せんは安き事ぞ、本國に歸て我子を取立んは難成事也。忠英大也。早々と有ければ、泣々暇申て出ぬ。其後自害したり。小見山左兵衛・庄七郎二人、各供とて自害しつ。陶山は能郎等に情深かりければ、吉見・中山・木山・丸山の一族、各龜菊丸を取立、生長已後、又二次郎高直とは申ける。觀應二年高越後守師泰石見の國を立て登られけり。上杉彈正少弼は、八幡より船路を經て備後の鞆へ上る。是を聞て正月十三日早旦に草井地より打立て跡を追てぞ寄にける。越後守は備中勢山を打越ぬ。小旗・一揆・川津・高橋・陶山兄弟は、後陣に引、殿て未だ龍山のこなたに支たり。上杉が先陣五百餘騎、一の後陣に打ける、陶山が勢を目に懸て、時を作る。陶山元來軍に臨で假にも後を見せぬ者共なれば、魚鱗、鶴翼の陣、須臾に變化して相當る。然共後陣には續て味方もなし。唯今を限りと戰ひける程に、陶山又次郎高直、臉の下内冑吹返の迦三所突れて討れけり。弟又五郎高春は、土屋平三郎と組で、取て押て首をかゝんとするを見て、道口七郎落

合て陶山が上に乘懸る。陶山、道口を掴でねぢ首にせんと振返て見けるに、道口が郎等落重て陶山がひつしぎの板を疊上、二刀指ければ、道口・土屋は助て、陶山は命を留めたり。陶山が一族郎等是を見て、何のために命を惜むべきとて長谷與一・原八郎左衛門・八杉新兵衛以下、大勢の中へ破て入、皆切死にぞ死にける。然れ共、宮下野守兼信、河津・高橋に被懸立、混引に引ける間、上杉深手を負のみに非ず、兵三百騎被討にけり。

評云、陶山は親の備中守以來、郎從に情深、戰場に臨度毎に圖をはづさず、軍仕て敵に後をみせず。相續て又次郎郎從に情ふかく、心も勇にして數度敵を追散しければ、郎從も成是討死しけり。上杉二陣の兵六百騎、陶山が百騎に切立られ逃散けり。

陶山又次郎子息は、陶山備前守高重とて、相續て武勇有。越後守師秀松山の城にて秋庭と不和也。當城へ陶山を頼りて來り給へば、甲斐々々敷頼れければ、程無く越後守は備前へ打越て旗をばあげられける。又、秋庭を初、板屋・河村なども、當城へ寄る事を得ざりけり。 永正年中迄、陶山刑部代々城主として相續し訖。

私云、笠置夜討の事、陶山智謀と勇の由々敷敵とは世に知所也。郎從死に出立に、曼陀羅を書付るは士の勇を並る也。五十餘人の郎從、主と共に命を捨んと同する事、勇也・義也・三德を兼たり。右五十餘人の中には、中山氏・木山・吉見・丸山某とて一族もあれば、番馬にて仲時自害の傳したる武士の姓名よりは、此五十餘人の内を書顯すべき事を、作者の殘念といふべし。

當國大内幕下の節は、井上伯耆守春忠城主。其後毛利家旗下と成しより、村上彈正少弼高重。同嫡八郎左衛門尉景廣城主。慶長四年周防國小畑に所替也。天正三年景廣家督。翌年大坂川口の番船打破し砌、一族辻川淨見、龜川太郎左衛門尉。小川賴母、高名世上に隱れなし。本朝武林傳に載之て顯然たり。慶長子年關ヶ原陣以後御料。小堀新介正次・同遠江守政一、元和二丙辰年より池田備前守長吉御給地。同三丁巳年松山御移城。同五己未年より福山水野家御給知。元祿年中御公料となる。笠岡宮地、天正年中より渡部杢之丞居住。小平井村之領主にて、息男賴母と申。小平井村氏宮に渡部氏の舊記今にあり。

陶山城　西砂村。

當城開基、神武天皇の武將饒速日尊の御子宇摩志麻治命、天皇當國に行宮に趣て居す。是を高嶋宮と申奉る。三年の間に船を備へ、兵食（カテ）を蓄へて、東征の時に皇宮衞のため當城開基有。宇摩志麻治命武功すぐれたるに依て、軍士を具して内裏を守護せしむることを命ぜらる。

其司る所を物部といふ。是等の事よりして、武士をもの（のふと訓ずること初まれり。）洲崎を城の堀に用ひたる故、家の紋洲濱也。依之堀地を洲山の城とぞ呼稱し侍る。（城地によりて寺名を洲山と號す。）後世陶山と事改けるもの也。（藤三義高の廟所を祖生と稱して今に有。）笠岡禪林威德寺は義高開基たる故、陶山威德寺と號す。陶山の苗裔、八杉・田邊・原・一黨世々武功有て國に連綿たり。元曆元年越前三位通盛・能登守教經當城に坐す。

然るに、讃岐國の在廳寺平家をそむゐて源氏に心を通じ、舟三十艘に二千餘騎乘連て都へ上りけるが、抑ゝ源氏へ參る者、平家に一矢射かけずしてはとて、當城に押寄、ときを作りかけたり、能登守事共し給はず、通盛・教經兩大將、城の本主陶山備中守を先陣として、舟十艘に乘て出、散々に戰ひ給へば、在廳寺等按に相違し、立足もなく追散され、淡路福良といふ所に、六條判官爲義の末子、加茂冠者義次、淡路冠者義久、城郭を構へ居給ひけるにぞ馳加りける。

壽永三年二月、一ノ谷城沒落の砌り、通盛卿は山の手の大將軍にて座しけるが、（其城落失、大勢に押へられ、心閑に自害せんと、東に向ひて落行玉ふ所に、）近江國住人佐々木黨に、木村源三成綱討取奉る。教經は、武勇才幹衆を超、形容逞しく、長七尺に餘りて平氏絕倫の雄將也。

西の手の大將として、矢種を惜ず討たりしに、此矢先に向者、一人も隨命せずよいふ者なし。されども焔火頻にして兵多し。散々に落行ければ爲方（センカタ）なし。汀の船を志し、薄墨といふ名馬に打乘て、濱の手を差て出給ふ。

安田遠江守義定大軍を驅て取圍み、遂に討取けり。（教經の守本尊、當鄕名の內笠岡浦に安置して、今に靈驗あらたか也。）能登殿は、義定の家子田原源五首を取也。

法雲山城

城主三村藏內介貞親。永正年中父備中守宗親雲州に出陣の砌り、貞親十五歳にて先陣に打、力量萬人に當る。常に弓馬を練磨して、數度の軍に武功肩を双る者もなき精兵たり。（當寺枚鄉門前に筒井淨明妙秀出生の舊跡有、今に彼所を筒井と號す。）

三井寺記云、筒井淨因古井有、宇治川合戰の後、平家の沙汰として下野國に配流と云々。天正年中大和國下の郡筒井の城主筒井法舜坊・法印順昭・其子順興・其子順慶、何も和州無双の勇將、妙秀の後胄に淨妙、同妙秀、筒井氏の堂衆二人の名也。平家物

語の諸本、一人の名とするは非なり、子孫南部に有と云々。

船か迫山城　中村。

城主三好權左衛門。猿懸の庄豐後實近に、阿波國の三好一族成故に、權左衛門尉も備中に來り、評償討取此城に居城也。西國太平記云、天文二十一年八月十七日、阿波國勝瑞の城にて、細川讃岐守持高自害有しより、國一圓に三好の支配と成、備中國も一揆二は三好が手に入けると云々。此時の事なるべし。諸安富帝讃岐國八島に御座有し時、此山の東麓より良材伐下し、御座船造らせ給ふ故に、横谷洞林寺に船木山と勅號下されけるよし。船木山に續きし山なれば、船が迫山といひける成べし。

奥之城　里山田村。

是は船が迫の端城也。三好一類一圓を討隨むと擀しかども、當國毛利家威風になびきける故不叶と也。此山の麓はやけ山と申侍る。龜元年より毛利元清支配たり。

神子山城　小林村。

城主武野宗園、毛利の家來也。子息左馬之丞は大力の勇士たりしが、矢掛の千法師と云ものに被討果滅亡しけり。子孫猶當村に相續し畢。

茶臼山城　東三成村。

午か臼名には實山と書り、異山に、昔人は姥山とかけり。太平記十六巻に、庄。眞壁・陶山・成合・新見・多地部の者、其茶臼山を切塞て、鳥もかけらぬ樣に構たり。と書るは愛となん。

天正九年春、毛利伊豫守元清、猿懸地取し給ふ。宰相秀元へは猿懸の城を渡し、隱居せんと、元清奉給ふ折ふし、太閤賞美陣を催し給ふ。往還のさはりなれば、山城の記を皆々こぼち捨て、平地に館を作るべき法度を、天正四年に御出さる。是に依て、當所も、地曳計にて屋合たゝざるよし。一名妹の尾の城共申。元清録に、江本平田郷と書人、住侍るとなん。大坂陣より御料と成。

山本城　同村。

是は太平記に書載たるよし、里人申せ共、未所見なし。山もひくし古木生茂り、城山共見及がたし。釋迦が峯、不動嶽と太平記に書は、當村山の上、普峯山萍澤寺に上る道を不動坂と申せば、愛かとなん。茶臼山は西の端に幾部の鼻の上也。牛の頸山共言へり。

中山城　西三成村。

當城開城、瀬尾太郎兼康。事跡源平盛衰記に載る所也。其後城主庄備中守爲資。天文の末衛には、穗井田豐後守實近。元龜元年より猿懸の城主毛利伊豫守元清領也。慶長三年より宍戸安藝守領にて、佐々部美作守在番し、三成陣所には代官川口豐後守住けるとなん。城山は、東三成と兩村の境、常源寺の上矢懸町も當村の内也。中西・渡部・石井・三宅領主に任じ畢。

伽藍山城　江良村。

當城開基、宍戸安藝守の舍弟宍戸備前。其後に渡部佐右衛門尉在陣。渡部氏は毛利の家來にて、鬼身城主上田孫二郎旗下に屬し、實親切腹已後、宍戸安藝守旗下と成。一名鷲の尾山ともいふ。極樂寺の上東南の山也。鷲の尾は北の方の山共云。其昔此城地は寺地にて、山の巔に極樂寺といふ寺有し。今の里山田の東極樂寺、當村の西極樂寺は、再建立にて、頃は後鳥羽院の御宇にて有しとなん。

古城　北田村。

城主蓮地和泉九郎。軍功太平記に見たり。

中山城　淺海村。

城主田賀野善三郎。城地の一名を太郎丸とも號す。毛利元清の旗下たり。

私云、河西村は輝元卿藏入、慶長十六年より宮木村丹後守政元[illegible]知行。本堀村は酒井下總、字内村と兩村にて千石給知之由。

神戸山城　小田村。

城主、孝光天皇の苗裔、紀の朝臣宗上小松、同上總守。嫡子小田治部少輔政清・同中務大夫勝清・同小次郎隆清代々居。隆清は小早川隆景より一字を得たり。上總守は世に知所の歌人徵書記の舍兄也。名字を替るとて、和歌を詠じて「床の上にをく露消て程もなくよそに鳴子の小田の秋風」となん讀しより、床の上を改めて、小田とぞ被名乘ける。

輌の浦小松寺も、此床の上小松の門葉の寺なれば、小松寺と申侍るとなん。彼寺には小松内大臣重盛の御建立とぞ聞えし。何れが是なる事をしらず。備前齊宮に與て當るの一葉にて小田氏也。傳記曰、雄は小田氏、備中赤濱の人、今に其墳墓有。舊記には龍山・多津山共かけり。太平記二十九巻に龍山と記せるは、當村の事也。

城地は、神戸山共、熊山の城とも申也。後太平記に、小田氏小次郎景盛と記す。小田家は妹尾の正嫡にて、枝葉榮蔓たり。

馬鞍山城　山口村。

當城は、小田治部大夫政清開基す。政清嫡中務太輔勝清、同小次郎隆清の嫡子孫兵衛元家、當城に居す。毛利元清より一字を得て元家と申侍る。

元家文祿元年に高麗陣へ行、同三月に歸朝。同四年に毛利知行跡の替地をさせんとて、安藝國小田といふ村に、懸命の地離れがたくや思はれけん、「長門に照日の本のてらざれば小田にみのらぬいねといふ也」と讀て安藝へぞ行れけり。元家文武二道に達して、連歌に、呂把稱美の名句數多有。

文祿四年より毛利輝元卿、藏人小田眞安氏は、先祖瀬尾太郎兼安後胤たり。二十一代の末孫に、瀬尾六郎左衛門眞安に男子なくて、山邊氏を養子にし家を續しむ。其人如何思ひけん、瀬尾・山邊の兩氏を改め捨て、菩親の名乘を取て、假名として眞安六郎左衛門と號せしより、今に假名を稱しけるとぞ。慶長三年より備後深津城主毛利大藏卿知行有しとなり。

尾鋪山城　走出村。

城主、天文・弘治の頃、有岡新之丞。此山を有江山。有岡山共いふ。太閤筑紫へ御發向の時、面白き城山とて海道より立寄御覽じけると也。里人申侍る。誹諧・發句、柿紅葉こやしぶぬりのをしき山。永祿九年より小田政清領。文祿四年より毛利家藏人。慶長三年よりは毛利元康。慶長五年より御代官所。同八年よりは楢村監物領。楢村父は、備前國金川の里人。母は楠道意が嫡にて、道彪妹聟浮田和泉守にて四千石を知る。太閤記十五巻に曰、高麗陣の時、秀家名筆にて侍る楢村監物をして注進狀をかゝしむと有。

政所山城　新賀村。

當城主有岡右京。走出村城主有岡新之丞舍弟也。此城は、笠岡の村上と小田と戰の時、築けるとなん。川原田山共、長畝の城主共申侍り、海道より西、小川の崎也。當所山口の境也。小田家持の節は、廣井市郎左衛門。中谷孫右衛門と申勇士在城。小田家の一族たり。文祿四

年より元康領。執權は井上新左衛門、代官は加藤新兵衛。同五年より小串代官所。同七年壬丑より糟谷内膳領にて、家司は糟谷文右衛門、代官は太田源兵衛。同十五年糟谷八兵衛尉至甚にて御領と成。

抑〻太閤御代七本鎗の士は、隨一福嶋市松、後號左衛門大夫、備後安藝を領す。加藤孫六伊豫より會津に移る、五十萬石を領す、父三書は三州生國也、加藤虎之助後肥後守と號す。脇坂甚内後中務大夫と號す、淡路國を領す、生國江州也。平野權介遠江守と號す、五萬石を領す、片桐助作東市正と號す、糟谷助左衛門後内膳正と號す、備中にて數ケ所知行所有。抑〻毛利家長門に御國替の節、輩下の面々に被仰渡趣は、緣次第何國へも心次第に奉公致すべし。其上にても長門へ供の望ならば、只今迄知行一萬石の衆は、向後千石也、五千石は百石也。扶持切米等も同前、十分一宛取遣べしと也。其により大方暇申て居留り、また嫡子御供なれば、次男は殘り、次男御供すれば是は國に殘る也。然る故、當國鄉士の名々、何も長門に奉仕して相續し畢。

工加城　下稻木村。

當城、陶山八郎吉次惣領家、陶山吉高と心を合せ笠置夜討の軍功、世以て美談とする所也。公家一流の世となつて、領家職を賜る。

公家の領、武家の領共に沙汰するを領家といふ、武家より補せらるを地領といふ。往古は、朝廷より國司と云ものを諸國に下さる、或は受領中四年、或は五年•六年と限りて、替〻伺して一國の政務を司り、天子へ萬の貢物を奉る役の頭也。其下に介といふもの有、其次を椽といふ。其次を目(サクワン)といふ、目の次を史生といふ、其次に使部•國掌•直丁たんどいふもの有。然れ共、國の大小によりて介を略してなき國も有、椽のなき國も有。又一郡々々を司る役を郡司といふて、國司の下に附て、郡毎へわかりて支配する。是を大領といふ。又、軍團•毅(スケ)•主帳•授尉(サクワン)有。

神嶋宮城　神嶋。

上古天運嶋荒に属し、時節草昧に當りし比、神武天皇豐葦原瑞穗國をしろしめさんとす。已に醜黨を鎭ひして日向の國より當國に至り、高嶋の宮城に備り給ふ事五年、當國の兵を集て先陣とし、浪花の浦に上り、大和國へ入て天下を治め玉ひける。神武天皇は、忝も日本の御主、人皇百代の元祖と仰ぎ奉れば、おそらく當國は天下の円位とも、國の基本ともいつつべし。日本記に、高嶋の所を、いは神嶋と白石の間に、大高嶋、小高嶋と二嶋々有、樹木の役株など澤山に有と也。大高嶋の西に、玉泊

りといへる所、宮跡有よし、北向に有。同神社●今神鶴は昔り三里半程、竜のみとおび、鳥の羽首とて人家有といへ、其、荒れて思ひけん。大高嶋には在家なし。舊事本紀第六巻曰、十一月丙辰朔甲午日、天皇至安藝國一居二于埃宮一、乙卯春三月甲寅朔己未、從入二吉備國一起二行宮一以居レ之、是曰二高嶋宮一、積二三年一間脩二舟楫一、蓄二兵食一將欲下以二一擧一而平中天下上也、云々。神武天皇行宮を立て此國にましませし時、宮庭に一夜に八莖の蕨（キヤウ ワラビ）を生ず。其長一丈二尺、其大さ二尺五寸、其色ごく黄也。怪み給ふ折ふし、國に黄炎（キテル）の命といへる神有。奏して申けるは、此草は蕨草也、是大八州悉く掌に入給ふべき瑞相也。と奏しけり。天皇喜給ひて、此の國を黄葉の國と稱し給へり。或は黄日とも書る、皆同じきを取て、吉備ともかけると也。神武天皇征伐有し長髄彦は、大和國鳥（トヒ）由村に住せし也。日本紀に云、長髄彦は邑の號也。依之人の名とす。鵄（トビ）の瑞有によりて、時の人レ之鵄村と號すといへり。

眞鍋城

眞鍋嶋。

當城主眞鍋四郎祐久、一谷平家籠城の砌り、平家に隨逐、殊に軍功有。弟眞鍋五郎祐光、生田の森の先陣、武藏國の住人玉の黨に、河原太郎高直、同二郎森直を討取畢。事跡源平盛衰記に載たり。大正十三年毛利家預陽退治の砌り、高尾城將今子備後守一族の好身を以て、眞鍋佐渡守高尾に籠城、武功を顯す事少からず。一谷籠城は、壽永三年二月也。同四月十六日を元暦元年とす。藤戸の合戰は同十二月也。

東鑑曰、元暦元年十二月七日壬戌、平氏左馬頭行盛朝臣、引二卒五百餘騎一、軍兵構二城郭於備前國兒嶋之間一、佐々木三郎盛綱爲二武衛御使一、爲レ責二落レ之一、雖二行向一、更難レ凌二浸溝一之間、濱邊案レ轡之處、行盛朝臣頻招レ之、仍盛綱勵二武意一、不レ能レ尋二乘船一、作レ乘レ馬渡二藤戸海路一、（三丁餘り。）相二具一之郎從六騎也、所謂志賀九郎●熊谷四郎・高山三郎●與野太郎●橋三●橋五●等也、遂令レ著二向岸一追二落行盛一、云々。二十六日辛巳、今日以二御書一、被レ感二盛綱之御一、其詞曰、自レ昔雖レ有下渡二河水一之類上、未レ聞下以レ馬凌二海浪一之例上、盛綱振舞希代勝事也、云々。

私に云、蒲の男の子孫、今に連綿として相續す。當村浅間の嶺に石碑有。源平古戰場の地跡、藤戸寺に盛綱の鎧等、悉く今以て寶蔵たり。頼朝卿より盛綱に給りし御感書、江源武鑑に出たり。眞鍋主介姓は藤原諱は祐重、讃岐國香西郡の人にして、郡主香西伊賀守好清家臣たるよし、閑際（カンサイ）筆記に載たり。

古戰場備中府志 巻之二終

古戰場備中府志　巻之三

夫本朝古しゑより、倭歌を翫ぶ、風・花・雪・月の外、山水を賦する者有、其倭歌に詠ぜらるゝ跡、名所といふ、是歌によりて名を顕すもの也。我朝六十六州の風土記有といへども、多くは烏有となる。今纔に出雲・豊後の殘編而已にして、名所の地、古蹟の圖を記すべきなし。纔に殘る者は諸家秘して是を出さず、備中十一郡七十二郷の中、今四百邑ほどに分れて其村號、倭名類聚抄・拾芥抄の記す處、是を考るに、多は今の稱する所に違ふ。時世に依て變あれば成べし、聊か舊録を換がへ、見るに隨ひ、聞に隨ひ、今粗管見の及ぶ所を記して、他日考索の便となす而已。

風土記曰　備中・十一・郡・七十・二郷・

都宇四郷　河面、撫川。深井庄（加茂）深井土。

賀陽十一郷　庭妹。板倉。生石、足守。大井。八田部。服部。刑部。日羽。野山。阿宗。

窪屋五郷　大市。眞壁。美和須。（又三）東阿知。輕部。

下道十一郷　園野。川部。二万。八田。呉妹。秦原。弟翳。穗北。訓代。田上。水内。

淺口八郷　西阿知。間人。船穗。占見。河村。小坂。口林。大嶋。

小田七郷　寶成。拜慈林。草壁矢掛。小田。甲努。魚緒。西濱（今、大湊）笠岡。

後月四郷　荏原。出部。足次井原。縣主木子。

川上六郷　近則、成羽。穴田（中野）。油野、手村（七ケ）穴門（平川高山出）高山布賀。

上房三郷　巨勢松山。有漢、多氣。

英賀六郷　水田、中津井、村社春松。呰部。小坂部。丹治部。

哲多七郷　石蟹、新見、神代。野邊。額部、大飯、矢戸。

右者人皇四十三代元明天皇御宇和銅壬子暦始而作ニ于諸國風土記一之事。庄ニ於也、河上。上房二郡[illegible]十一、拾芥抄に是を出せり。

備中十八座

賀陽郡四座。吉備津彦神社。野俣。古郡鼓神社。　窪屋郡三座。百射山神社。足高神社。菅生神社。　小田郡三座。在田村社。神島神社、　英賀郡二座。比賣坂鐘乳穴神社。井戸鏡乳穴神社。　後月郡一座。足次山神社。　下道郡四座。石疊神社。麻佐岐神社。神神。横田神社。　川上郡一座。穴門山神社。

水島　淺口郡部記す）。　三郎島（一名寄島）。

寺島氏の三才圖會云、天文年中夢相に依て熊野權現を勸請すと云々。此書五畿内關東の事跡は委しといへども、中國の記錄頗る廉略にして、觀もの瞭惘す。

神島。

日本紀曰、神武天皇乙卯年三月寅朔己未の日從ニ入吉備國一、起ニ行宮一以居レ之、是曰ニ高嶋宮一、積ニ三年間一脩ニ舟檝一、蓄ニ兵食一、將ニ欲三以一擧而平ニ天下一也。當島天神宮は川上郡油野郷天神山より菅公を勸請し侍るよし、一とせ細川幽齋詣で給ひ侍りしに、神木の枯枝迄もおしみ給、手折し事、昔よりいましめけるよし、神主の語りければ、御詠歌ありて、自筆にて寶納にて社僧惠性院に傳れり。

　　枯木をば神もをしまじ春舟に花の咲べき枝ならば

菅公播州伊保の湊にて小松を根引にし植させ給ふ、誓曰、吾一度讒者の實否を糺さば、此松程なく成長せんと也、陰德日日にいちじるし、終に正一位天滿大自在天神と成給ふ、植置せ玉ふ小松、無双の名木となるに、今猶て偃蓋の如し、皆根の松と稱し詑。

吉備の歌枕

一、吉備の中山。　二、細谷川。　三、吉備の小島。　四、松山。　五、松原山。
六、高倉山。　七、玉田野。　八、野山。　九、長田山。　十、秋坂山。

十一、稲井。　十二、板倉山。　十三、阿利木。　十四、比佐志山。　十五、長等川。
十六、佐井。　十七、彌高山。　十八、箱山。　十九、高穣山。　二十、麻佐岐山。
二十一、梟井。　二十二、湯川。　二十三、二万里。　二十四、夕部山。　二十五、小田のわたり。
二十六、石崎松。　二十七、花見山。　二十八、黒髪山。　二十九、長尾村。　三十、甕乃泊。
三十一、銀山。　三十二、豊岡の里。　三十三、とみ山。　三十四、高月山。　三十五、岩倉山。
三十六、雄神川。　三十七、倉垣里。　三十八、稲ふさ。　三十九、神南山。　四十、勝間の浦。
四十一、中井。　四十二、木々の里。　四十三、いはめ山。　四十四、雄琴の里。　四十五、鷹尾山。
四十六、春邊山。　四十七、宮高山。　四十八、森の橋。　四十九、千田むら。　五十、神村山。
五十一、引野。　五十二、阿知潟。　五十三、神島。　五十四、石畳。　五十五、高崎。
五十六、眞那邊島。　五十七、八重村。　五十八、和岐蘭里。　五十九、神楽岡。　六十、衣笠岡。
六十一、竹の里。　六十二、櫻原。　六十三、川鳴川。　六十四、石根山。　六十五、船木山。
六十六、後月山。　六十七、菅高山。　六十八、菅永井。　六十九、箕山。　七十、三郎島。
七十一、釜殿。　七十二、長田山。

一、吉備中山　景物、鶯・櫻・苗代・時雨・松・嶺。

神詠
眞金吹吉備の中山かすむらむ煙も雲も春としなし

拾玉集
船とめて契りし神のゆかりにはけふも詠る吉備の中山　前大僧正慈圓

夫木集
雪ふかみきびの中山跡絶てけふはまがねを吹や煩ふ　俊恵法師

おなし

眞金吹吾たへにけり五月雨の日數ふり行きびの中山　道經

名寄

春來れば麓めぐりの霞こそ帶とはみゆれ吉備の中山　讀人不知

後拾遺集

誰か又年經ぬる身をふり捨てきびの中山越とすらん　元輔

金葉集

鶯の鳴につけてもまがね吹きびの山人春をしるらん　顯季

新古今集

常盤なる吉備の中山押なべて千とせを松の深き色哉　讀人不知

夫木集

眞金吹きびの中山夏來ればすだく螢の數ぞ少なき　爲忠

おなし

春の來る氣色は雲にしるき哉吉備の小山の峯の霞に　讀人不知

おなし

麓迄嶺の嵐やすさぶらん紅葉散くるきびの中山　經信

おなし

谷川の水の帶や結ぶらん音こそきかね吉備の中山　西園寺

しばしまて眞金吹道香出て吉備の中山ほとゝぎす鳴　親隆

道記

けふぞ見る細谷川の音にのみ聞わたりしに吉備の中山　長嘯子

狂歌

神はきねかならはしなれば早つきてだんごにしたき吉備の中山　細川玄旨法印

笠間にて浮海の松を詠侍りて

山松の影や浮見る夏の海　宗祇
山吹をこゝろの色かほとゝぎす　讀人しらず

山もやま中やどりせよほとゝぎす　宗祇
たづねてよぎびの中山さくら人　昌琢

こゝになけ山あり木ありほとゝぎす　紹巴
しげりそふ木間におそし谷の水　牡丹花

音ゆるし細谷川の水の春　言的
朝霞これしもあけのいかきかな　おなし

二、細谷川。景物、落花。螢。

古今大嘗所御歌（名所ならで、只もする詞成べし）。

まかね吹吉備の中山帯にせる細谷川の音のさやけさ

御集

眞かね吹吉備の山風うちとけて細谷川に岩そゝぐなり　後鳥羽院

新千載集

おもひ立きびの中山遠くとも細谷川の音信はせよ　資達

夫木集

帯にする細谷川に見ゆる火は螢もまがね吹にやあらむ　忠隆

おなし

春來れは細谷川に散つもる花もてゆへるきびの中山　伊統

おなし

吉備の山細谷川の有うへにまた帯添て歸る雁金　知直

おなし

夏虫の細谷河を照す夜は玉の帶する吉備の中山

おなし

冬來れは細谷川に氷して玉の帶するきびの中山

おなし

惠みあれやきひの中山名に高き細谷川の流れつきせじ

吉備の山田）

苗代に細谷川をせきうけて吉備の山田は帶をひくなり

萬葉集

三、吉。備。の。小。島。 さす所、さだかならず、藻鹽草。八雲の御抄などには、備中とあり、三國の惣名か、備前の小島か、萬葉に大和路のきびの小島と讀るは備前か、日本紀に曰、因淡路洲爲胞生大日本豐秋津洲、次生吉備子洲、是始起大八洲之號、右日本紀の意によらば、吉備三國の惣名成べし。

大和路の吉備の小島を過行はつくしの小島おもほへんも

夫木

行來の心つくしに大和路の吉備の小島はかすみこめたり　讀人しらす

四、松。山。 一國の府中也、大松山たかくそびへて、其前に小松山横をりにせめ、峯に聖廟の社頭有、又湖水のきよき有。

新續古今集

永和元年大嘗會主基方の御屛風、備中國松山。

十かゑりの花咲ぬらし松山の梢をたかみつもるしら雪　權大納言嗣光

五、松。原。山。 松山の城南、八幡宮。天滿宮鎭座の山也。

風雅集

村雨の半晴行雲霧に秋の日うすき松原のやま　院の御歌

おなし集
軒はらき松原山の秋風に夕暮淸く月出にけり　伏見院

名寄
色かへぬ松原山の陰よりもしげきは君が惠なりけり　讀人不知

六、高。倉。山。松山の□下、□□有、俗に下山といふ。

詞花集
打むれて高倉山につむ物はあれたなき代のとみ草の花　家經

新千載集
雲の上に萬代とのみ聞ゆるは高倉山の聲にぞ有ける　正家

高倉の山の麓の里なれは積置稻の數もしられず

風雅集
君が代は賤の門田に苅稻の高倉山にみちぬべきかな　匡房

七、玉。田。野。川上郡玉村の事也とぞ、藻鹽草には近江といへり。名所に同じ名ある事勿論なり。

新拾遺集
高倉院の御時大嘗會、備中國歌。

曇なき玉田の野べの玉日影かざすや豐のあかり成らん　淸輔朝臣

中山集には、玉田の野べの日影草、と改て入たり。

八、野。山。松山の東一里去、野山村也。

夫木集
あかずこそ秋の野山の里人は曇なき世の月をみるべき

九、長田山。八雲御抄にも、備中と有。

川上郡高山部村穴門山赤濱宮鎭座の山也。穴門とは、古しゑ文字のすくなかりし時、長の字に穴の字を用ひたり。長門國をも古記には穴門國と記せり。トは夕に語音通ず、大成經にも穴門をながたと讀けるよし、日本武尊の妃穴門武媛の傳御料たりし穴門の郷名ありて、鎭座の山なれは長田山と稱す。神書名方と書る穴門武媛は、吉備武彦の女也。神社啓蒙曰、天照皇太神宮を國々にうつし祭時の文曰、崇神天皇五十四年丁丑遷二吉備の國名方の濱の宮一四年祭と云々。

千載集

後一條院御時、長和五年大嘗會主基方御屛風、備中國長田山の麓に、琴ひきあそびしける所々を讀る。

千代とのゝおなじことをぞしらぶなる長田の山の峯の松風

十、秋坂山。川井村。

玉葉集

初時雨ふりにけらしな明日よりは秋坂山の紅葉かざゝん　頼資

十一、稻井。加陽郡溝。

金葉集

苗代の水はいな井にまかせたり民やすげなる君が御代哉　高階明頼

引歌山家集

程つける戀井の水の引すゑにゑ鮒あつまる落合のはた　西行法師

十二、板倉橋。

堀川院百首

板倉の橋をば誰も渡れどもいなほせ鳥は過がてにする　公實

十三、有木。吉備津宮の東南、備前。備中の境にて、観音の霊場たり、阿梁の山とも　其時、松。白椿、

夫木集
萬代に有木の山の白椿君がさかゆく卯杖にそきる　盛泉

新大納言成親卿の住まひし跡をたづねてよめる。

夫木集
朽はてぬその名ばかりは、有木にて身ははかなくもなりにかの郷　平判官康頼

夫木集
有木山今ありき其君こそいかそえもしらめ松の千とせを

十四、比。佐。志。山。都宇郡矢部村、

夫木集
のどかなる春のひざしの山高み明らけき代の始をも見る　隆轉

十五、長。等。川。都宇郡新庄村、庚申堂の西也菊の□□(マヽ)

風雅集
波人のよはひもさぞな長月のながらの川の菊の下水　正三位隆輔

夫木集
彦星の契りのすへのなから川あふ瀬はいつの秋も絡せし　隆祐

十六、松。井。郷。足守

新古今集
常磐なる松井の水を結ぶ手の雫ごとにぞ千代は見へける　權中納言資美

夫木集

結ひあくる松井の水は底澄て移るは君が千代の影かも　茂明

十七、彌•高•山。八雲御抄にも備中と有、川上郡高山郡村に有、山の絶頂に古の不知木近き頃迄有、俗に飯の山と稱し侍る。彼木の枯し頃、ある人狂歌に、雪ふれば飯こそむすべ彌高の山の木末も詠めかえけり。近江に同名有。

金葉集冬

雪ふりて彌高山の梢にはまだ冬ながらはなさきにけり　藤原行経

閑斎道の記に、舟にて通り給ひしかば、

あけぼのや麓をめぐる雲霧にいや高山の姿をぞ見る

新勅撰集

十八、窟。山。川上郡平川村の穴門谷といへる幽谷に聳て巖へたり。加賀郡の内鬼が城の事也といへども、彼地には窟と稱すべき岩窟なし。平川村の窟内は岩屋に谷水流れかゝる事、其高さ二十丈ばかりにして、流れ水玉を貫くがごとく、雨の軒を廻り落るが如し、岩屋の内に十二社權現鎭座有、殆絶景たり。當郷領主平川久親が古の宝物寶(宝)納してに今有。宝物、屋•松•榊。

ふかみどり玉松が枝の千代迄も岩屋の山の動かざるべき　賴資

名寄

神代よりあめのをしての動なきしるしに立る岩や山哉　清輔

十九、高•濃。山。英賀郡中津井村。

堀川院百首

紅葉する高はた山を秋行ばしたてるばかり錦をりかく　顯仲

二十、磨•佐•岐•山。藻鹽に備中と有、和名に下道郡秦原(波多八郎)。神名帳備中十八座の内、麻佐岐の神社此山に鎭座也。

夫木集

まさき山正木のかつら紅葉して時雨も時をたがへざりけり　次見

同し集

しぐれつる正木の山のそかゐより見ゆる紅葉の色の（以下欠）　讀人不知

夫木集

國こほり今そ榮ん泉井の君か御代には絶しとおもへは

二十一、泉井。川上郡小泉村。

二十二、湯川。阿賀郡土橋村外。

江談に曰、外津國の詩、釋の玄賓大僧正を辭するの歌なり。夏は提樹に蔭して閑に眠ると、嵯峨の天皇御宸翰に遊はせし菩提樹、湯川寺庭前に有。哲多郡に勅を下して玄賓上人の在世の間は、彼郡の年貢米穀を赦して免られしよし、委く釋書に見へたり。川上郡近似村にも閑居の舊跡有に、今字を玄賓と稱す禪院にて、玄賓の御自筆の石碑有。

雜

淺くとも世に汲人は又もあらじ我に事たる山の井の水

釋書に見えし歌

とつ國は水草きよみことしけみ都の内は住ぬまされり

續古今集　備中國湯川といへる所にて、

山田守るそふづの身こそ悲しけれ秋果ぬれは問ふ人もなし　玄賓

二十三、二万の里。下道郡。景物、若菜。子日。卯花。稻。御調物。

世にいわ井わたる歌枕也。昔すべらきの逆臣のためにをかされ玉ひ、此所にさすらひ玉ひけるに、つわもの二萬計出きたり、ふせぎいどみける故に、邇磨の文字をあらためて二萬とぞ書るとなん、當邑は東福寺の二世實[illegible]禪師出生の地也、

後冷泉院御時大嘗會主基方備中國二萬の歌

金葉集
御調物はこぶ丁をかぞふれば二萬の里人數添にけり　藤原家經
千五百番歌合
君が代は二萬の里人つくる田の稲の穗末の數まかせて　隆信
夫木集
末遠き春のひかりの御調物數〳〵はこぶ二萬の里人　よみ人不知
おなし
君が代は二萬の里人打むれて長きかたみに若菜をぞ摘む
おなし
布さらす二萬のさと共みゆるかな卯の花咲る垣根〳〵に
おなし
幾千代と限らぬ代々の子の日して二萬の松をの、小松をぞ引
叉周防の内侍が歌とて、太平記に見へたり。
君が代は二萬の里人數副て絶ず備ふる御調ものかな

二十四、夕部山　下道郡八代莊、古[illegible]跡也。
山口の谷よりつゞく夕部山月さへいづる年のくれかな　紫式部

二十五、小田の渡　小田村渡の事なるべし。此辺むかし徴書記のこのかみ、床上小松の知行なるべし。
藻鹽草
有明の月に夜更て出たれば小田渡に雁ぞなくなる　嘉言
薪はらふ小田の稲つき千代ならば水の上にも積な舊雪

名寄
春くれば苗代水をまかすとて小田の里人いとなかりけり

續後撰集

二十六、石。崎。松、芳賀村熊谷村に、石崎の松とて傘の姿しける松、田の面にたてり又郡字郡庄中堂の山を岩崎といへるよし、此邊昔は海邊も近かるべし、崎の字のよせもよし、岩なみとも屏風を引たるがごとし、松も茂りあへり。

すゑ遠き千代の陰こそ久しけれまだ二葉なる石崎の松　前中納言經光

二十七、花。見。山。英賀郡花見村。

夫木集
今ぞしる散らぬ櫻の花見山風もうらゝに治れる世を　隆輔

二十八、黒。髪。山。英賀郡新山村。清瀧寺とて觀音の靈場、絶景の地也。

ぬば玉の黒髪山を朝こえて木の下露にぬれてける哉　人丸

新千載集
文應二年大嘗會主基方神樂歌
色かえぬ黒髪山の山かづらかくてや久につかへまつらむ　從二位行家

旅人のますげの笠や朽ぬらん黒髪山の五月雨のころ　玄賓僧都
私曰、藻鹽草。八雲御抄に、下野の國と云り。道春神社考、下野國日光山を和歌に黒髪山と詠るよし。

二十九、長。尾。村、淺口郡長尾村。

新拾遺集
後三條院御時大嘗會備中國歌
はるかにぞ今行末を思ふべき長尾の村の長きためしに　藤原經衡

三十、甕の泊。（淺口郡玉島湊）

夫木集

ころ舟にゐふ人有ときゝぬるはもたひに泊るけにや有らん　高遠

藻しほ草

御調物はこぶ千船も漕出にもたひのとまり汐もかなひぬ　讀人不知

三十一、銀山。（川上郡吹屋村）

類聚

白がねの山のあひなる梅の花萬代ふべき香こそ早けれ　匡房

藻鹽草

ふところにうけしこがねの末廣み榮え行べき光りをぞ待つ　よみ人不知

三十二、豐岡の里。（賀多郡宮河内村に豐岡の明神鎭座の地也）

夫木集

時にをふ民の心もやすらけき御代の始のとよ岡のさと　隆敎

三十三、富山。（御津郡横谷村）

夫木集

富山のかけまきり行君が代にあゐる國民たのもしき哉　衣笠

おなし

昔より名づけそめたるとみ山は我君が世の爲にぞ有ける

三十四、高月山。（後月郡木子村）

藻鹽草

秋といへば光なそへて高月の川瀬の浪も清く澄なり　よみ人不知

夫木集

霧晴る高月山の月かげにつらも亂さず鴈はきにけり　隆輔

夫木集

うたふらし代を治れと岩倉の村の諸人諸聲にして　隆教

三十五、岩倉。花すゝきに、野秋とよめるは、山城の岩倉也。藻鹽草に備中と有、小田郡岩倉村。

三十六、雄神川。後月郡西荏原村今市の町はづれに有、里人はおかみ川となんいへるよし、神名帳備中十八座の内、足次の神社此邊に鎭座、今以字をあし次と申侍る。

藻鹽草

おかみ川紅ふかき乙女か足次よしと世にたゝふらし　よみ人不知

此歌萬葉。八雲の御抄などに見えたり。

夫木集

乙女らが根白高萱ふみしたきとる足次もせながためとか　よみ人不知

三十七、倉垣の里。後月郡井原村、所の人はくらかけといひならはしける。

もしほ草

くらかきの里になみよる秋の田はとしなかひこの稲にぞ有ける　匡房

三十八、稲總。下道郡山田村。

名寄

長閑なる天が下哉いなふさの山田に田子の早苗とりけり　茂忠

夫木集

つくる田の苅べき君が御代なれば稻ふさ山の豐也けり　　爲隆

三十九、神•南•山•方角抄にもかゝれしかども、其所詳ならず、備前の吉備津宮と、當國の吉備津宮の中間をいへる由、ある人のかたりし。

保安四年大嘗會主基御屛風備中國歌

名寄

千早振神なみ山の椎柴のいやとしの葉にいのり祭らん　　行成

類聚名所集

千劔破神なみ岡の檜の葉を雪ふりさけて祈る山人　　淸行

神南山の歌、紅葉•呼鳥•淵•瀨など數々よめり、國々によるべし、考まどふべき物也、分いりてあぢはふへし。

四十、勝•間•の•浦•かちま新田なるべし、今は吉神島といへる。景物、岸姫松•子日宮。

名寄

をもひ出よ千代の子の日のよふことゝに勝間の浦の岸の姫松

おなし

千早振勝間の宮の姫小松せなをたすけてつかへまつらん

四十一、中•井•英賀郡中津井なるべし。和名に中井と書てなかつ井とよみたり、津文字はやすめし成べし。

夫木集

千とせふる御調備ふる我君の中井の水の年經たる哉　　よみ人不知

私曰く、中津井の内に鰊川とて石壁のすそより涌出る冷水有、これらの事にて、井文字にすがりて水とよみとりたるにや、一說長井とも見へたり。

夫木集

四十二、木々の里　後月郡木の子村、藻しほにも備中と有。

色ことに染る紅葉の木々の村時雨けるとは今はしらそゝ　隆数

四十三、いはめ山　藻しほに、備中といへり、小田郡新賀村岩目と云所有、外によせべき山なし。

吉備の國のいはめの山のいはすとも千代も榮は岸の姫松　權中納言時實

四十四、雄琴の里　小鏡にも見へ侍る。横谷村・妹村の間に、琴ひき岩とて今も有、所には新馬場と云。吉備大臣の琴を彈し給ひし舊跡たり。

金葉集

松かぜのをことの里にかよふにぞ治れる世の聲はきこゆる　藤原敦光

夫木集

今は又通ふためしもよそに聞玉のをことの里の春風　顯氏

新古今集

四十五、鷹尾山　哲田郡山の内村に有、八雲御抄に近江と有、同名成べし。

とや懸る鷹のを山の玉椿霜をはふとも色はかはらし　前中納言匡房

もしほ草

四十六、春邊山　加陽郡妹尾村。

烟立春邊の里はいにしへの難波の御代の氣色こそすれ　よみ人しらず

出所不知

けふといへは朝氣の煙そのまゝに春邊の村や霞立らん

四十七、宮高山。小田郡寶成郷。いにしゑ舟難風にあへる時、弓矢を賓納の立願せし也。原しより宇を矢掛といふよし。

もしほ草

みとせ經し宮高山の宮柱ふとしき立て後も萬代　　よみ人不知

四十八、轟の橋

小田郡江良村往還の邊に有。もしほには、近江。又清少納言の抄には、大和の國といへり。各國名なるべし。すべてとどろきのはし、國々に有、車の二つならびてわたる橋をいへるよし。轟の橋は、一國一橋共いへり。江良村の古歌、

旅人を立川霧に音ばかり聞渡るかなとどろきのはし

舊記に、板倉川の邊り轟の橋といへるは、都宇郡惣爪村に有。人王第七孝靈天皇行幸の時、御轟通路のために渡しければ、轟の橋と名付しとぞ。惣爪村の古歌、

もしほ草

霰降る玉ゆりすへて見るばかりしばしなふみそ轟のはし

いにしへのならの都は現にて夢路をたどるとどろ木のはし

四十九、千田村。萬葉に、千田の浦といへるは、紀の國なるべし、當國の千田は、小田郡甲怒村にせんだと云ふ所有、神なみ山たゞ和人にしんだんと言ふなるべし。

新拾遺集

時を得て千田の村人幾千度とれど盡せぬ早苗成らん　　權中納言時實

五十、神村山。もしほに、備中といへり。淺口郡杉山に、小坂の上村と云る所有よし、新賀の信元說也。

出所不知

千早ふる神村山の白雪をしらゆふ花と人やみるらん

五十一、引野。淺口郡西小坂の枝村に有。

古今集十四戀歌四

梓弓引野々つらら末津爲に我思ふ人に事のしけゝん

此歌はあめの御門、近江の采女にたまひけるよし。

五十二、阿●知●方●　窪屋郡倉鋪村東西に西阿知有、唯和名に書る阿知の明神、倉鋪に鎭座のよし、西阿知●東阿知の中央なれば、倉敷を阿知潟といへるもむべなり。

詞花集

春來ればあち方海のひとかたにうくてふ魚の名こそおしき

五十三、神●嶋●　小田郡。

續拾遺集

建久九年大嘗會主基方之御屛風、備中國神嶋、

神嶋の浪の白ゆふかけまくもかしこき御代のためしにぞみる

前中納言資實

五十四、石●疊●　二十一代集以下の歌書どもにも見へず、歌は萬葉に出したり。延喜式神名帳備中十八座の内、下道郡五座の一社也。其所のさだかならぬを、とし頃もとめわたり侍りしに、かみはた村みちのほとり、川にさしおほいなる石壁有、是則いはたゝみの神社也とぞ、所の人は茶臼瀧といへり。すべて此邊の山を荒平の城とて、總て古城山の趾有。

萬葉集

いはたゝみさかしき山と知ながら我は戀しく友ならなくに

五十五、高●嶋●　小田郡神嶋と白石の間に有小嶋也。神武天皇東夷を征せんとて、九州より御のぼり、此所にみとせましくヽける由、奇妙の神跡也。委は、日本紀神武の卷をみるべし。もしほ草●八雲の御抄等、各備中と有。近江に同名有。引歌などへる多し、心をくばるべし。千代のなみくらとよめるは、近江に有。

新拾遺集秋の下

高嶋や松の梢に吹風の身にしむ時ぞ鹿も鳴ける

増基法師

五十六、眞●鍋●島●　沖の小嶋とて、あまねく人しれり。西行法師備前小島より此島につたひきたり、眞鍋の嶋にわたらんとて舟待しけるよし、山家集にみへたり。

山家集

まなべより塩飽へかよふ商人は杖を櫂にぞ渡るなりけり　西行法師

水鳥をまなべに入て焼北木ひさくはなきかくめや三郎　細川幽斎

大ひさく・小ひさく・水鶴三郎嶋・北木島、名みわたしなれば、奇妙のはたらき也とぞ。

五十七、八・重・む・ら・　浅口郡八重村。

もしほ草

雲霧は七重八重へし眞なれは千とせの菊のかやはかくるゝ

五十八、和・岐・覇・の・里・　名所集、秋の寝ざめなど、各備中と出たり。其所さだかならず。

夫木集

春されはわきへの里の川とには鮎子さはしる君待がてに　娘等

私曰、松葉集には、備前の國に入たり。

五十九、神・樂・岡・　加陽郡惣社。

君が代を祈るいのりの神樂岡松も千年の名にや立らん　右近衛中將源師時

六十、衣・笠・山・　小田郡笠岡。

堀川百首

秋毎に誰きて見よと蘭衣笠岡ににほふなるらん

香に聞衣笠山をまだみねば待つゝぞふる雨の宮には　讀人不知

雨の宮を讀たる衣笠岡は、春日の末社にて、仁和寺のほとりに有て、八雲御抄にも、山城の國と見え侍る。

六十一、竹・の・里・　浅口郡に下竹村・上竹村とて有。

六十二、櫻・原・　下道郡八田村。

六十三、川鳴川 河邊川の事也、河部川軍書等にも、往々にみえたり。

六十四、石根山 時鳥。菅茶などよめるよし、秋の寢覺に出たり。

後拾遺

いかなれば舟木の山の紅葉の秋はすぐれどこがれざるらん　通俊

六十五、舟木山 小田郡横谷村。

六十六、後月山 景物、月。鴫。後月郡高屋村に有。

六十七、青高山 下道郡秋村。

六十八、清水井 哲多郡矢戸村。一名、萬歳清水共いふ。宇田芹有。

千載集神祇

動きなく千代をぞ祈る窪山のとる榊葉は色かへずして　經衡

六十九、窪山 哲多郡花木村。

七十、三郎島 一名、歌島。

七十一、釜殿

神詠

聲なくば誰かそれとも知なまし雪降かゝる芦原の鷺

長田郷 川上郡穴門郷の内、本郷平川村也。古歌は、壒嚢鈔に見へたり。古しへ文字すくなき時は通用して穴門と書てなかたと讀せたり。神代の巻には、名方と書る。女官碓と杵とを主上の御前へ持て搗、餅を舂也、是を稻舂と稱す。

壽永元年大嘗會主基方稻舂、備中國長田郷歌、

神代より今日のためとや八束穗に長田の稻のななる始けん　權中納言兼光

和歌集の事書に、大嘗會の悠紀方・主基方は、陽神陰神の祭り也。悠紀・主基共に卜食の心あれども、先悠紀は、神事潔斎す

る義也、去ば日本紀には齋忌と書てゆきと讀ゐ、潔齋の故なり、主基とすといふ心也、大嘗會の時、神祇官に仰て、御門新嘗して聞食時の國、何國か能るべきと御卜あるに、神の御心に叶ふて、其國を思召か卜合也、是を卜食とはいふ。龜を以て龜の形を書て是を燒くに、やけて行方を卜に合すとはいふ也。其方の米を新嘗に用ひらるれば、卜食とは申也。されば日本紀には、食の一字を、うらにあふと讀、新嘗をばにはなみとよめる。始て聞食初る故に、新嘗とはいふ也、御代のはじめに、初穗を神々に供するを、大嘗會といふ。毎年に侍るを新嘗といふ、中の卯の日、三百四座の神祭也。古しへは八ヶ國なりしが、近き頃は、只悠紀は近江ばかり、主基は丹羽と備中と打替て、勤め宜ふよし、目出度國知んぬべし。宗祇師連歌發句、

八束穗や筆のはやしに鳥の跡

備後國古城主

大門　岡志摩守。　東法成寺小井城　宮兵部大夫勝信。　西法成寺　桑原縫殿介。　手城　茂野盛久。　大矢　川上杢之進。　高屋原中務少輔。

大下　高田肥後。　同河内。　下筒大内山　皆知左馬介。　福島丹後守。　油木久來山　片山八郎。　東中條會根原　宮若狹守秀景入道。　山名清左衛門尉。　油木權現山　高野部左近。　西中條　宮次郎左衛門景盛。　東右衛門。

油木土井城　矢田日對馬守。　下加茂藤渡山　宮正味。　時安　金山與四郎。　渡巴筑後守。　上野　江草右京。　伊依美濃。　宮内宮城宮氏　村山四郎入道綜俊。　宮下野守兼信入道。

有木中山　有鬼中務少輔。　宮内龜壽山清和源氏　宮下野守元信。　同刑部政信。　有木尾久比　有木彌二郎。　高尾越前守。　鹿嶋　眞木兵部。　久保兵部。　今岡　山内刑部。　新市

宮下野守實信。　服部長谷　桑原越中。　神村　野氣沼掃部。　雨木　宮常陸守。　大角右衛門。　高瀨　古屋三郎左衛門。　同河内守。　同兵部少輔。

下安井　宮刑部元理。　高須圓屋　岡田掃部。　松原河内守。　比和　宮下野入道。　比和右京。　江田　江田善八。　庄原　庄原杢

之進。古川 毛利壹岐守勝信。 三吉比惠尾城 三好新兵衛光義。三好海雲。 甲山 山內大和守之通。上原右衛門大夫元祐。 西條槌山宮氏 尾和備後守。久代三河守。

涌喜 湯谷又八郎。涌喜德若丸。 東城 石州花谷城主 澤常陸守。長尾隼人。 小野 赤木七兵衛尉秀忠。 末渡 田邊筑後守。

山野 浦兵部丞一族 奈良源公勝重。瀨越杢之丞勝正。 竹原 宮氏 竹原安藝守景信。 西村大町山 福田兵庫。 能登原 平能登守。

西原 福田大和守。 永谷 桑原越中守。 福田 同遠江守。 北山 宮越後守。 篠坂 栃

惡五郎。 千方 平賀杢頭。 篠尾 平川彌二郎。 野々原 藤井太郎右衛門。 同村 平部

秋末。 御調八幡山 三好丹後守。 矢多田 林又左衛門。 同丸門田 上里豐後守。 阿地 上里右近吉春。 同貞北山 上村長門守。同豐後守。

龜吉 福場與三次郎。同名備前守。 同大谷山 河上杢之丞。 田良丸 秋山伊豆。 下豐松 內藤新左衛門尉。同左馬之允。 安田

永井伊賀。 草木猪原山 橫山河內守義隆。同源三左衛門知隆。 有福 竹內彌二郎。小越玄蕃。 福永和泉山 岡左衛門佐。 小堀 新見能登。和泉宗大夫。

同鍛助丸 岡伯耆守、同孫八郎。高尾九郎次郎。 國富 長谷部大內谷元遠。 同宮城 宮氏 高尾又四郎。同小七郎。 新見 村田右衛門。相田對馬守。

木山 芥川正之次郎。 福田戸鎌 福田遠江。藤原盛稚。 父(チヂ)石(シ) 和知又九郎豐鄕。同元長。 小塚 伊達左馬頭。 出口

山名伊豆守。 稻草 永井四房。 土(ハ)生(ブ) 杉原又四郎。同七郎左衛門。 相渡 秋中次部太夫。 栗栖 德毛

監物。 赤川 赤川左衛門佐。 安田 宇都和泉守。 山內 山內上野介隆通。同縫殿。 龜(カメ)石(シ) 岡田孫八郎。內藤河內守。

畑鋪　三好備後守。　下三南藤江　工藤和泉守。　志摩利九岡城平氏　高屋但馬守正圓。同　左衛門大夫。同　四郎大夫。　同跡　田中伊賀守。　同上村　馬屋藏人宗正。同　備前守。　鞆　足利左兵衛佐直冬。　村山河内守。　大嶋玄蕃。　長野黒岩、能州住長谷部孫　長中中書元春。　神邊　淺山備後守。　山名宮内少輔氏政。　杉原播磨守盛重。　福島丹波守。　同寺二子山　横山右馬允。　宮左衛門元安。　佐波　名倉稚景。　佐波越後守。　同所　庄三郎元遠。　草戸　渡部出雲守。　同　備前守。

上下　高倉宮忠臣信連長と稱す　長谷部大藏左衛門元信。　長飛騨守。　上山田　渡部一頼。　相方　高屋原監物。　中山田　大友氏　桑田伊賀守有地。　同　有地美作守元盛。　同　左京允。　山南丸山　桑田式部。　坪坪　兵部。　下山南江城　田中河内守。　田島　村山又四郎。　同　左近大夫。　地頭分　三谷豐前守。　浦島　下見右京。　同名太郎右衛門。　同所昔淵　岡壹岐守。　久佐　猶崎三河守豐原。　同　十兵衛尉泰忠。　上村壹岐守。　木津和　木津和助宗。　津々江　安部十兵衛。　田房　田房飛騨守。

御領　完戸隆家。　葦田　長森與郎。　伊賀　下見加賀守。　下方外記。　三原　小早川中納言隆景。　三原左兵衛。　多可　木梨小二郎元恒。　惠蘇　栗原左衛門元政。　信敷　椋梨左衛門。　春部　笹賀太郎右衛門元祐。　神代　梨羽中務大夫景久。　刑部　小泉具一郎。　土木　南三河守通弘。　太田　上倉對馬頭。　歌島　小田小二郎景盛。　作口　東郷平内。　佐伯己斐城　己斐豐後守。　岡島青木城主　熊島次郎興長。　小奴可　奴可入道西寂。　高野山　高野山入道久意。

古戰場備中府志卷之三終

後月郡四郷

荏原。縣主。出部。足次。

高越城　東江原村。

當城開基、宇都宮貞綱。後宇多院弘安四年辛巳蒙古の兵船來て我國を伐のとき、山陽道堅固の要として、鎌倉の下知により當城を築、貞綱城主に任し給ふ。（貞綱九州へ出發有、夷賊を防ぎ給ひし、千部太平記に載る所也。）

大元の大將蒙古萬將軍日本五幾の廣さ四方三千七百里に掛へて、其地に兵透間なく立雙へて是を算るに、三百七十萬騎に盡きたりけりとぞ聞へし。小貳三郎左衛門も一手の大將として戰ひ勝ち、生捕たる筑前國那阿川の端にて二萬人の首を切、同國怡土（イト）郡高磯山の麓に埋め、其所に寺を建て高麗寺と付、村號を今に高麗村といふ。此事八幡愚童記に見へたり。菅家の御詠歌に「箱崎や千世の松原石たゝみくづれん世迄君はましませ」。古へより蒙古の我國を望みしにや、考へ見つべし。

人皇百三代後花園院の御宇享徳二年に伊勢新左衛門尉行長園井・尾坂・東青野・西青野・山の上・東荏原六ヶ村三百貫の領主にて、伊勢國より當城主に任じ入部と也。（其先祖は小松内大臣重盛十五代の後苗伊勢守貞の子孫駿河守照康の弟也。）

伊勢名は仁安二年七月法勝寺へ御幸有けるに、當村の攝祿もとふさ公まいり給ひけるに、三條表にて資盛狼藉に及、其時御出仕の砌り、堀川いの熊の邊にて兵具したる者三十騎計走出て、前驅をからめ取てけり。此事に依て資盛伊勢の國に蟄居有しより、子孫彼國に有て假名伊勢と稱すとかや。

同氏新九郎氏盛（後改長氏。）康正年中一族新右衛門隆資に城を附與し、（長享年中覊旅の身と成て、一旦決絶として駿州に至り、）今川家に寄寓して、終以伊豆國を領し、韮山の城主と成て、舊姓を改め北條伊豆入道早雲とぞ稱し訖。初め長氏備中より才智兼備りし士をかり催し侍る、荒木兵庫頭・多目權兵衛・山中才四郎・荒川又四郎・大道寺太郎・有竹兵衛尉相供に來る。獨長氏雄略英才衆に抜たるゆへ主となる、余は臣として補佐す。（伊豆を領するの節、松田・内藤・清水・笠原・井上等も仕官すとぞ。）

太閤記云、松田生國備前、内藤は丹波、清水笠原は伯耆、大道寺は尾州生國也。備中より武者修行に立出し時、武道養備の士を催しつるといひ傳へしが、左も有ぬべし、おぼえしと云々。或傳云、伊勢新九郎北條長氏者、桓武天皇の苗裔、北條四郎時政の後也。時政十世の孫裔稱ニ相模次郎時行一、時行生ニ行氏一、行氏生ニ時益一、時益生ニ行長一、行長生ニ長氏一、今川五郎氏親以ニ其妹一為ニ今川義忠の妻一、長氏憚ニ孤微の躬一、不レ稱レ本両昌ニ稱外戚一、長氏之母は伊勢備中守貞國女也。撫ニ育百姓一、養ニ賢窮士一、成喜服の者多し矣。

隆資は井上・平井・笠原、等臣下となし、高越の城主となる。嫡男兵庫頭盛勝、二男豐後盛秀、其男新左衛門高清、相續で城主たり。高晴男又五郎八十六歳にて伯耆陣に討死。（高晴は好て馬の鞍をうつ、鶴傳を居木に彫て印とす、作る鞍とて世の重寶とす、今も多く世に傳はれり。）大庄九年より宍戸安藝守に屬し、隨身在番頓藏主領にて、郡代は木村平内・神田六兵衛とぞ申ける。惣て此近郷、郡領有・伊勢氏とて、村々に事跡多し。

私云、長氏武者修業に思ひ立し時、身の一大事なれば、神慮に任すべしとて、吉備津宮に參詣し、一七日參籠して方角吉凶を示し給へと、肝膽をくだき祈りける。長氏の智・仁・勇の三徳、天心にや叶ひけん、滿る夜の曉に、忝も大明神現顯したまひ、刀を一腰被レ下、是を以東行すべしと靈夢を蒙り、難有覺へてあたりをみれ共、刀はなし、され共神慮の子細やあらんと感涙し、寢しして下向に及べば、夜はほの〴〵とぞ明にけり。かゝる處に旅人と見ゑし老仁近く歩み寄て曰、予路錢につまりしが、此刀を召れよとて差出し鬼。其時新九郎予も此程久しく宮に參籠いたしたる、宿も遠し、途中の事なれば、思召やうには償もなく候ゆへ如何にと挨拶有ければ、如何程にても苦しからずと申されて、終に刀を新九郎得たり鬼。扨新九郎靈夢のむなしからざる事を歡喜し、我屋へかへり、同姓の新右衛門隆資富家なれば領地を讓り、浪人を催し、勇士三十人を引連、武者修行に赴しに、其頃今川五郎氏親の家に寄寓し、延德二年十月伊豆駿河の境なる高田寺の城主に任じ（高田寺は葉山共號）、翌年北條堀越の城主茶々丸を討て、寛仁大度の政道をぞ盡されける。始め長氏の父行長仁泉和尚を信仰し、長谷寶泉寺を建立し、武運長久を被レ祈ける。長氏駿河を領するにより、掛袈裟の櫻木を得て、伊豆國より吉野の長谷寶泉寺へ寄進有しとや、掛袈裟の妙たる事、世を以て知所也。猶又緣起彼寺に有。氏康代に至り、手勢八千餘騎にて川越の夜軍に兩上杉の八萬餘騎に討勝、天文二十年に上杉憲政を討果し、關東大方北條家に屬しける事、備に行長・長氏父子、神を崇め、佛を信じ、精忠善の如くに應

じ、數を習。仁。勇の三德を備へ、軍功をあらはす、港季の今、猪神の變有て御べし、是を恃べし。

一書日、其素戔嗚尊斬レ蛇之劒、今在吉備の神部許、さびは備に國也。昔は備前。備中。備後一國にて有しと也。かんとものをは尊者也、吉備の兵主の社に見へたり。十握の劒をなきたになし、其の眞名井にふりすゝぎたまへるいぶきのさぎりに、ひめかみはしらうまれたまへる神を田心姫、次に湍津姫、次に市杵嶋姫と云伝ふる。眞名井の聞は水も也と、しかれば十握の劒も吉備の國にとゞまりもふ事、またむべならずや。又百合若大臣の鐵の弓有て有、池田家の勇士伊庭藤大夫彼弓をうら昔より明将、其後打繼せ、富木に伊庭藤大夫是を所持と、ぞうかんの入て有。百合若は孝靈天皇第三の皇子彦狭嶋の命十六代の苗裔鉄弓と號す。維吉備の國を定て異賊の魁首を大なる討ほふ。其後肖門に大臣の鉄弓、宗祖の靈器たれば、異賊を征伐の砌り、諸願有て、功成で名送給ひ、彼弓を奉納有けると也。國の土産にも吉中の鐵と稱し、

　釋なくば寵かそれ共しらなまし鳴ふりかゝる吉原の釜

と、釜鳴動の神験、いづれも至誠の妙をあらはせし、我門御一信ずべし。猪神祭の口傳師說を得べし。大凡竈ノ事、竈を火に燒は、木生火也、火積の下に燃ば火生土也、釜を積の上に置は、土生金也、釜の内に水を入るは、金生水の五行、相生して日前に今根にいなくものは獨り釜而已。總て神々の祈禱、人智の理を以て推べからざるもの少なからず、其靈驗人の信仰による而已。

小菅ノ城　西江原村。

城開基、那須與一宗隆古跡

元暦二年二月十九日に源延尉義經讚岐國屋島の内裏の向の浦に到て、平家の皇居の民屋を燒帶に依て、其舍内裏を引しめ宜ふ。當時平府宗盛以下一族等を相率して海上に浮ぶ。延尉義經并御の物の直垂、緋の下濃の鎧を着し、黒き馬に騎し、官兵を相具して、げに龍門ふ平家も又舟を押へ、平に矢を發す。此間に左藤三郎兵衛尉繼信。同四郎兵衛尉忠信、後藤兵衛尉實基、同き養子新兵衛尉基清、鷲尾三郎義久等、同乗井内府の侍衛して、舍屋を焼失す。其余天に登へ、白日光を蔽ふ。時に越中の二郎兵衛盛嗣。又五郎兵衛尉忠光（平家家人）等、舟より下て宮門の前に陣し、合戰す。この間、廷尉の家人繼信射とられ死。延尉大に悲歎して一口の僧衣を施し、千株松本に葬る、秘藏の名馬を具て僧の布施に賜る。此は大夫

黑と號す、元は院の御厩の御馬也、行幸の供奉の時、仙洞より給て戰場に向ふ儀に駕之、是武士の擧る謀（ハカリゴト）にして、義軍の賞なれば、美讃せずといふ事なし。同日住吉の神主津守の長盛參內して奏聞を經る。去十六日に當社恒例の御神樂を行ふの間、子の刻に及て鳴鏑、第三の神殿より出て西の方を指て行と云々、此同追討の御祈を奉仕す、靈驗の[illegible]もの賊、軍中異の事なるに、須の方よりけを着て一艦一艘漕よする、是玉虫といへる美女を用意して乘たる艦也。若廷尉近付給ひたば、討取よとて、伊與國の住人新居紀四郎親清といへる精兵の手垂を乘せらるゝ、玉虫は、扇に日出したるを舟の舳頂に立て、源氏是を射よと指招きける。是大公望が立る所の武備の大祕、養由基が傳る所の祕奇也、當世は誕生の蟇目に扇を射る表傳而已也、蒙味方の勝敗の吉凶が只此一的に有、急ぎ手垂を撰んで射さすべしとて、下野の國住人那須與一に仰付られ、あやまたず、扇の要より一寸計置て、ふつと射切て鏑が海へさふと入ば、扇はさつと吹上て空にぞひらめきたり。與一が武功を感じ給ひ、源氏一統の世と成て、鎌倉殿より備中荏原の庄を賜りける、前代未聞の勳功也。菩提所禪洞山永祥寺に、永享年中那須資人長隆寄附證文有、猶又牌銘に、勳功の記錄傳來し訖。

家傳曰、抑那須は大職冠十世孫御堂關白道家四代の苗裔に、須藤權頭貞信始て下野國那須郡を領す。宗隆は貞德より七代の後孫也。扇的を射たる賞として、丹波國五ケ庄、信濃國角豆庄、若狹國東庄・宮川原庄、武藏國太田庄、備中國荏原庄を賜る云々、又曰、荏原村道祖兒に、寶峯良秀大禪師を開山として、禪洞山永祥寺を建立有、子孫の資道・資英相續て諸堂を再建有しゆへ、當國の觀模所（菩提）とぞ成に畢。

太平記曰、那須五郎は、尊氏將軍の近習の武者勇剛にて、文和四年三月十三日の京軍に、兄弟三人良從三十六騎、一足も引退ず討死し訖。委くは三十三の卷に見へたり。

元曆以來五百年來當國相續たれば、子孫榮蔓にして悉く記し難し。那須七騎、那須。太田原・大關。福原・芦野・伊王野・千本・中吉・岡本といふ有、今はなし、替りに千本出來る也。

東鑑云、元曆二年二月八日源延尉義經乘船、西國より參着申て云、去月十七日僅百五十騎を卒し、暴風を凌ぎ、渡部より纜をとき、翌日卯の刻、阿波國に着て合戰をとげ、平家の從兵或は誅し、或は逃亡す、仍十九日延尉屋嶋向はれ訖。此使其左右を待ず馳參ず、然るに、播磨の國に於て跡を顧るの處に、屋嶋の方に黑煙天に聳甲、合戰已に訖て、內裏以下の燒亡其疑なしと云

々。射藝の事、吾朝に至ては高皇産靈尊、眞床覆衾を以て天津彦國光火瓊々杵尊に纏り、天の磐戸を引開、天の八重雲を排分て以て奉降之時に、大伴連の遠祖天忍日命は、來目部の遠祖天の槵津大來目を帥て、背には天の磐靫を負、臂には稜威の高鞆を著、手には天の梔弓天羽々矢を捉及び、八目の鳴鏑を副持、又頭槌の劔を帯て、天孫の前に立て遊行降來給へる濫觴として景行帝の御宇に日本武尊東夷征伐の時、偏く其給を施し給へり、此より以來代々武臣の要具にして、破魔治平の別号也。

中堀城　同村。

當城は、那須與一四代の苗裔刑部左衛門尉頼高二男彈正忠光開基して居城す。光高四代の後胤修理介政高代、尊氏將軍九州下向の砌り（當城に御止宿、折節大雨にて川止にさゝえられ給ひ七ケ日御逗留、）九州迄御供いたし、勳功の賞として將軍御歸路の始め、舊領下野國中新庄を賜る。夫より假名を中新と改稱し、數代當城主として、世々大に勇武を振ふ事拔萃たり。

私云、那須與一西國下向の砌り、近江國敏滿寺般若坊にて武運を祈りし願書有、彼願書の草書中新家に傳來し侍るとぞ聞えし。

青陰城　寺戸村。

城主大山右馬尉。其先祖は奥州の領主たり。那須の一族として當城主に任す。（承久の兵亂大山彌藤次嗃に出て討死し、名を後記に殘し侍る。）太平記時代北畠顯家卿の先陣、大山・南部とて元弘の亂軍功有。（大山は結城黨也。）坂東八姓、（千葉・小山・佐竹・那須・結城・宇都宮・小田・長沼・大平。）

横手山城　井原村。

城主鼻山治部太輔賴重。將軍尊氏卿九州下向の砌り、母公興福院を當城に止め宜ふ、依て當城主に任す。母公は賴重の女也。當邑興福院は母公の舊地たり。（菩提所善福寺は畠山氏の開基にして、兎田の舊記等相傳はるもの也。）其後岡崎藤兵衛尉信基城主、大内家の領主たり。河合勘解由と合戰度々に及び、信基力盡、城兵分散しけれども、終に陷るの後、河合城主となる。天正年中當國毛利家族下となりて、柳本八郎左衛門尉正家領主、先祖は大和源氏にして、和州柳本の產たり。一族猪原・細羽何れも軍功有。

才崎城（懸主 鄕内）　木子村。

城主渡邊大門同六左衛門、渡邊の先は嵯峨源氏也。其祖長田武藏守□。其子源太宅。其子渡邊源太綱。[illegible]
其子正。其子滿。其子省。其子究。同與右。弟昇。其子競。同連。同丁。七唱、いづれも源家頼代の勇士にして、子孫繁
茂たれば記すにいとまあらず。

三輪崎城　同村。

城主馬場[illegible]事の書と 慶長八年より曾村[illegible]領し之。馬場は伊豆國[illegible]馬邊の城主、馬越[illegible]と
て河野一族にて、軍功陰徳太平記に見へたり。

高屋城　高屋村。

城主藤井能登守[illegible]。同嫡[illegible]。智勇大勇力にて、吉備津宮造營の[illegible]の初め、備後の[illegible]宮内少
輔尼子と一味にて、大内と不通し、[illegible]年合戰に及ぶ、終に[illegible]を[illegible]散し之。[illegible]一度たれ[illegible]、廣玄
當國の諸士[illegible]、三千計の人數にて勢起し、[illegible]に押寄ける。[illegible]城主杉原播磨守盛重に、[illegible]國立花に在陣
故、留主代[illegible]といへ共不叶、[illegible]藤井[illegible]、長[illegible]を[illegible]。[illegible]太平記にくはしく記しければ、[illegible]きをいとゐて省略し侍る。
野太刀は[illegible]又[illegible]に短刀又は野劍とてたちとよむ[illegible]にあらずと也。

小見山城　同村。

當城主小見山二郎行忠。本國信州にて清和源氏の苗裔也。元弘の亂に、小見山二郎元忠、笠置の城にて[illegible]山と心を
合せ、[illegible]討の軍功、太平記に[illegible]て世に[illegible]れたにける。
笠置夜討の時、[illegible]の[illegible]意、城の[illegible]なるを常々見置しが、[illegible]なき事いと[illegible]し[illegible]山。小[illegible]山の[illegible]等[illegible]を[illegible]る事、身の
[illegible]き給也と[illegible]き事常には何にかはせんとなれども、一代に一度の大事を事故なく勝ぬる事、能く分別すべき事也 楠正成千
[illegible]にて、松原五郎[illegible]入にて[illegible]山本[illegible]を扶持す。只[illegible]けるは[illegible]也、人に勝れたる事を仕たらんは、何事も皆[illegible]也と也、[illegible]の
如く其功を[illegible]し[illegible]。[illegible]山。小見山の郎等共に當國にて[illegible]になれ、[illegible]を[illegible]心安く思ひて、[illegible]の事をも
思ひ立けると也。[illegible]年二月[illegible]山小三郎[illegible]を小見山二郎と東鑑に見へたり。
天正[illegible]毛利の[illegible]、[illegible]の頃小[illegible]三郎とて、[illegible]、[illegible]朝鮮陣に

生取を預しに、取遁しける罪にて同郡川手郡に蟄居す。夫より近代、東三百。西三百とて村名とはなれり。當家に甲忍で〻諸なすで〻、肆慶流とて傳受こせり。長臣は丸山次郎右衛門。道木又次郎。三宅左近とぞ申ける。三原氏蟄居の後、鳥越左兵衛。猪木惣藏、當城代たり。

正守山城　吉井村。

當城主藤井能登守廣玄。其先は備後國神邊の城主山名宮内少輔氏政一族にて、軍功太平記に顯然たり。藤井名は、太職冠苗裔にて、利仁將軍十代後胤六郎光佐大和國藤井庄を領するの在名也。後能登國に遷居す。當邑能登寺は、廣玄開基故、能登寺と號す。天文七年神邊城奪ひ戻すの時、同郡出部の領主佐藤。藤代。寺地等、藤井に與力して軍功比類なし。

福山城開基水野勝成公、三村紀伊守に寄寓の節、藤井家に縁結有、勝成公大坂攻戰、功に依て備後國神邊を賜るの時、藤井家を招き玉ふ。水野家御母堂の係裔にして、藤井家を侍し宜ふ事厚く、他家に及ぶ所にあらざれば、枝葉榮達にして悉く讃しがたし。

中山城　川相村。

城主天文年中、川合掃部由左衛門尉。毛利隆元旗本にて、事跡軍功の舊記有、今に當邑に傳はれり。天正二年に至り、同苗の城主吉村吉宗元々相當城に押寄、合戰に及びしか共、掃解由孜々として倦ざる事の、顏由々敷見へければ、政親に退居す。川合氏は大職冠四代、閑院左大臣十代後胤時平卿の苗裔にて小見山氏の一族たり。元龜年中井原邑横手山城主岡嶋九兵衛尉と鋒楯に及び、岡嶋氏或役後、横手の城に居住す。

掃解由々は、河合大炊介とて、姓名軍功記錄に載て人皆知所也。

石木荒神山城　出部村。

當城開基、伊達大藏。弘治年中伊勢長左衛門尉長盛と合戰、大藏討負て滅亡す。其後尼子家の旗下吉岡与左衛門尉。田中淸左衛門尉在城す。就中井原横手の城主岡嶋藤兵衛尉は、吉岡家の舅家たる所に、川合掃解由が爲に滅亡しければ吉岡と領分境目相合に依て、掃解由吉岡の館に夜討を入燒打にす。吉岡無勢故仇を報ゆる事あたはず、尼子家に訴へければ、棲峰の地を召返され訖。吉岡雲州伊藤城代の砌、毛利家に相隱す。尼子より龜井。中毛利に御で是を攻む。毛利の兵堅拒て落ず。然共伊藤持口の利害ならず、籠城始終叶ひがたく、夜中に城を明き、毛利陣前へ降す。田中も吉岡の一族たれば毛利に屬す。兩家共感書等子孫に傳來し侍る。輝元卿より田中。吉岡たゝが出來の仕從に開属せらる。小田原白

朝鮮陣等、數度軍功有。備前上原右衛門佐長臣　田中・吉岡・久留米に屬するの後、當城には宿南彌右衛門。大橋左門在城兒玉四郎左衛門尉より褒美の書翰等傳來す。す。

古城　同村。

城主鎌田兵衛尉正清・同左兵衛尉藤原政家。源家累代の忠臣。政家嫡男藤太盛政・同藤吉光政兄弟、源義經卿に隨順す。元龜年中より毛利領主水川與三右衛門尉在城す。天正三年兒嶋合戰に、大橋左門・水川與三右衛門南勇の手にして、宇喜多某家を討取て、香川家軍記に顯然たり。

私云、古書に出井原と號す、當村下出部・上出部・井原・笹賀の四ケ村と稱す歟。義經四天、鎌田盛政・同光政・佐藤次信・同忠信。

井戸橋城　下鴫村。

城主足利又太郎忠綱。先祖は秀鄉朝臣の後胤阿波守綠光六代孫、散位家綱男、藤原男、藤原俊綱字足利太郎、嫡子也。代々下野足利庄領主職を得替す。治承五年五月志田先生義廣に同意、野木の宮合戰敗北の後、郎徒桐生六郎諫に隨ひ、山陰道を經て當國に打入、當城に蟄居。先非を悔、後勘を恥て、潜に上野國山上口洗の奥に籠る。宇治頼政の謂には田原又太郎と稱し侍る。末代無双の勇士也。三事人に越る也、所謂一には其力百人に對す、二には其聲十里に響く、其齒一寸也。私云、其聲十里響くとは少理有べし。天文年中城主宮左衛門尉實信。事跡當邑清和寺に悉く傳はれり。

吉記云、今度於二椿山法城寺一兵部太輔雜意仕候處、龍護相屆申致二御供一無相違罷退候、忠節神妙に候、彌可レ抽二忠功一者也。天

文十年二月二十四日實信書判。

右の感書由緒有て平川某所持し畢。

下道郡十鄉

穗北。八田。邇磨。曾張。秦原。水內。別代。第驟。呉妹。田ノ上。

鳥嶽城　八田村。

當城草創下道朝臣吉備。吉備公は孝靈天皇の皇子吉備武彦命の苗裔也。武彦命は、則吉備津宮に祭る所の神是也。山城の御靈堂に祭る所の神八所、吉備公其一座に具ふ。姓は下道、名は眞備、右衛士の少尉下道の朝臣國勝の息男也。

持統帝九年に誕生す。公の初て産湯に酌し流泉有、しさい川と名付る所也。幼少より穎て穎悟敏達にして、一度耳に觸る事を終に忘れず、世に神童とぞ稱しける。又山水に逍遙して琴を石上に彈じ、音高嶺に震ふ。因今に至る迄めで、音高山琴引石と稱す。遺跡猶今に存せり。元正天皇靈龜二年八月、遣唐使多治比の眞人縣守に從て入唐留學し給ふ。阿部仲麿入唐せしも同時也。聖武天皇天平寶字五年副使と成て入唐し、玄宗皇帝に謁し、頗る才調を顯せり。唐帝試に野馬臺詩を以す、文字綺錯して讀法を辨せず。公默して本國の西瀬の觀世音を念ず。忽に蜘蛛有て糸を引く、導き續に隨て滯る事なし。唐人は、天才神智測るべからずとぞ嘆美しける。唐に在する凡十八年也。大唐の禮樂・文章・器物・文武・書籍・調度・若干の種を献じ給ふ。同十八年姓を更て吉備朝臣と賜る。其後屢轉進し、右大臣に任じ、正二位を授り、中衛大將を兼たり。寶龜六年十月二日に壽八十三歳にて薨去ある。光仁帝甚惜ませ給ふ、勅使を立て弔賻なさせられける。乃鏡林山の半腹に五輪塔婆現に存せり。石古苔厚して觀者悽惻す。公嘗て聖武の詔を奉て殿前の梅樹を賦す。騷旨雅韻想ひ見つべし。惜哉集世に傳はらざる事を。呼吉備公元武の才に達し、大學寮および大宰府の學校を盛にし、惠美の押勝が暴逆を討の謀を廻し、二度唐に入て才能を異域に輝かし、聖武・孝謙の朝に立て大勲功有、今の世迄も婦人・小子に至る迄、吉備大臣の事を知り奉るは、神明の冥加、其蹟趾を數千載口碑に傳る所也。

元祿十二年十一月六日、小田郡東實成の村民山徑を穿て以て田園を闢んとす、地に入事數尺、鏗鏘て響あり、是を掘て一の銅器を得たり。中に枯たる骨を盛る、外に木槨無し、後碑石無し、直に其器に刻て曰、

下つ道圀勝・弟圀依朝臣、右二人母夫人骨藏器、故知ニ後人ニ明不レ可ニ移破ニ以下和銅元年歳次ニ戊申ニ十一月二十七日己西上成。

今按に、下道は、蓋し吉備公の舊姓也。圀勝は公の父の名也。圀依は公の叔父の名、母夫人は公の祖母也。和銅は元明天皇の年號なり、和銅元年戊申より元祿十二年己卯に至る迄、其間相距こと九百八十二年也。享保年中に光助神靈と崇め奉り、掘出す所の銅器は槨を造り、宅兆を卜で是を措しめ給ひ、彼蘭若の寺號を改めて圀勝寺と號す。當鄕に眞言蘭若あり、鏡林山吉備寺と號す。蓋右大臣吉備公の經始する所也。近代公の像を描しめ、悉當寺寶庫に藏て龜鑑と成給ふ事、吉備公の學德本願に振ひ、勲功の異域を輝すを慕ひ崇め、後世に貽留給ふ成べし。吉備公生小黒丸(左兵衛尉)黒麿生諸雄(少納言)諸雄生人麿(左少

靜人[illegible]江ハ、[illegible]江ハ二忠行[illegible]、忠行[illegible]安倍[illegible]其
子光榮ニ[illegible]天文[illegible]弟子安倍晴明ニ、自レ此已後、兩道相分云々。

天慶四年伊與國純友は、備前國釜嶋の城にて左衞門[illegible]當城主[illegible]
伴[illegible]に討捨て、四月當城に押寄、攻戰ける。
清ら力戰を盡し討死す、其下に忠をぞ盡しける事は、前太平記に載る事也。

私云、吉備公事蹟、日本書紀、日本後紀・國史類聚、續日本紀・[illegible]十六代
天武天皇十三年冬十月己卯朔詔して云、更に改諸氏之族姓作八色之姓[illegible]朝臣を
中臣氏に賜ふ。宿禰を[illegible]氏に賜ふ。忌寸を秦漢の二氏百濟[illegible]に賜ふ。[illegible]、天
智天皇八年、中臣の姓を改て藤原朝臣と賜ふ。[illegible]、[illegible]に橘を浮べ賜ふ[illegible]、是
を以て後姓とすべしと。葛城王とは諸兄の御事也。清和源氏は、仁皇五十六代清和天皇より六孫王經基に始て源朝臣を賜り、
平姓は、仁皇五十代桓武天皇三代高望王に始て賜ふ。是を世に源・平・藤・橘の四姓と[illegible]。宇多源氏は、仁皇五十九代宇
多天皇の皇子一品式部卿敦實親王に、天平六年源姓を賜ふ。仁皇五十二代嵯峨天皇[illegible]
氏と稱す。凡姓に至る事は、姓有、氏有、名有、字有。
禮記に云、生れて三月にして父是に名付、二十にして冠して字す[illegible]、是名字のなき[illegible]
りして云、其ものゝたねを尋れ[illegible]すなはちやさかにのいはつみすまるは[illegible]也、[illegible]
[illegible]く其子也と、すなはち取てまつ[illegible]ふと有[illegible]ものたねを尋給ふとある[illegible]人の先祖子孫[illegible]
をしるたね也、[illegible]は我をうむといへども、たねは父に有てうむ所にはゝに有、[illegible]をしりて父を[illegible]
らずんば、をのれがものゝたねをしらざる也、先祖をしらずんばときものゝだねたしらざる也[illegible]
き事にて、神代の遺風たり。人倫を立し、後なるものをもつて孝子とする事をしらしめば、道の[illegible]なるべき[illegible]。

鬼身城　賀陽郡　山田村。

當城は高見[illegible]の[illegible]、吉備の[illegible]に具力して有木の[illegible]が住ける也[illegible]天皇の御宇[illegible]將軍[illegible]有木
を討てより吉備を賜ふ。有木の[illegible]を以て[illegible]しけるに、[illegible]を[illegible]て[illegible]姓を有木と
改む。從レ夫吉備津宮の神主の[illegible]を有木と稱するより、今日[illegible]に[illegible]して[illegible]たり。別[illegible]を立て居

ナ、今の宮内有木の河内是也。されば歌にも、萬代にあり　天文年中には上田孫三郎實親、天正の平亂に合せて元親與し、籠
きの中に宮内有木の河内にぞきる、とは賞し侍る。
城あり。天正二年正月二十二日毛利勢當城に押寄、七重八重に取卷、晝夜四十日の間責戰ける。斯處に門右衛大郎といふ者、元親より當
城に添られけるに、門右衛大郎に心を合せ、[illegible]へければ、[illegible]の大將宍戸安藝守[illegible]、[illegible]とて[illegible]といふ義を記りける。
合をうけて切腹有、義兄を後記に殘しける。實親介錯[illegible]
其後當城は宍戸安藝守に給り、佐々部美作守城代とす。上田家先祖は從三位大納言[illegible]其に與力す。[illegible]
人[illegible]
也初八郎[illegible]を揚進する賞として、筑後守に任じられて、當國代の[illegible]得りしより[illegible]代城主たりといへども、此
度滅亡しけるぞ、天晴かな。當國毛利領となり、天正九年より城代安國寺元成、[illegible]州沼田郡[illegible]山の城主宜田刑部少
輔信重末子、幼少の名竹若丸、出家の後頓藏主と號す。

古城　有木村。

城主長井越前守虎。天正三年川上郡手ノ庄國吉の城にて籠城の勇士、法行六郎左衛門と云者を討取事、軍記に載る所也。越前後年右衛門大夫と號し訖。近世城地を高場と稱す。

馬首城　同村。

城主荒木兵庫頭。上田家に與力して大精兵の勇士也。天正十年高松籠城、大門攻口の寺は中島大炊介が一族荒木[illegible]と志を一致にして晝夜矢石に身體を勞苦すと、陰德太平記にも稱し畢。

山本城　水内村。

當城昔は河邊臣儀泊百依。儀泊の事跡は日本紀に出たり。天正ノ亂に由木[illegible]介[illegible]有宛[illegible]貞。竹井重親[illegible]子孫[illegible]竹井[illegible]
故初此手島を守りて軍功有。其後也身寄手[illegible]城[illegible]して[illegible]移す。二月二十九日[illegible]身落城、三月[illegible]隆景を[illegible]として[illegible]に合み、六月に[illegible]
代には、由木次郎兼光知高八百石を領し訖。竹井は[illegible]見として當[illegible]に[illegible]し、後年[illegible]と改名し
て、川上郡油野鄕に蟄居して子孫繁茂たり。中頃備前國加茂の領主にて、彼地に竹井の一流、今に相續し訖。竹井の庄にも竹井屋敷とて宅地の趾有。

南山城　川部鄕。

當城開基、河邊臣百依。河邊ノ鄕の邑名百依に始る所謂也。文治三年九月河邊平太通綱薩摩國□□□に到る。判官義經に同意の輩□く、其に斯の如し。後天文年中城主石川家の一族加賀右京亮政光、尾子家備中に討入度々合戰の砌り、嶋村は日坂太く亂り□しと也。

政光□將として武功を顯す。其身□にして長六尺に餘り石川家一族の隨一たり。舍弟加□藤□右衛門尉忠光は、石川久式の嫡男石川伊豫守に與力して、息男石川備中守通清沒落の砌り、天文十三年己酉六月六日、伊豫國□□郡高峰の□高尾□にて拔群の勇威を顯し戰死す。□陽高峰の軍記にあれば筆きを忘れて贅せず。天正年中毛利の領主□尻□殿城代として軍功あり。

福田城　久代村。

城主福田對馬武倫。毛利家に與力し、天正十年高松に籠城して荒木一□と志を一致にして、殆防禦の術を盡し、勇隆武事□出す。嫡領は毛利家に奉仕し、子孫猶當邑に繁茂たり。

神名帳十八座の内□佐岐山神社當所に鎮座有。夫木集次見歌、□き岐山正木のかつら紅葉して時雨も時をたがえざりけり。

勝山城　下原村。

城主明石兵部。兒嶋大崎茶臼山城主明石源三郎一族の兒嶋合戰、西國太平記に載る□也。天正八年長岡兵部太輔任ニ日向守ニ當城を攻るといへども、□軍の將香川備前守・同氏宗右衛門等堅固に防禦し訖。和氣に夕部山共稱す。

場入堂山城　嵯峨野村。

當城草創御友別。

釋日本紀云、應神天皇妃兄媛吉備臣の祖御友別の妹也。吉備に歸る。又後天皇歎日、吉備狹伎伊□□□其見□□能（前後略し訖）。

足利家の領主上野肥前一族白髪右京は菅家の苗裔にして、世々武勇有。筑紫にて菅霊を祭り來る。末社に日、太夫の宮と稱すは白髪の尊靈たるべき歟。備前吉備津の大森の假名をも大叢内と稱すれば、古記の格たるべし。當邑に自宮菅明廟所有とて、或說に日、京都堀川通一條の北に、菅明を祭るの神社あり。□時を菅明町と號すと也。

天正年中城主三村源五郎高秀上部山落城の砌りに、父子共に討死。長臣三宅氏世々武功あり。

喜村山城　　蘭村。

城主土肥二郎實平。元暦元年二月一ノ谷西の手の大將を承る。

東鑑曰、壽永三年土肥二郎實平爲ニ御使一於ニ備中國一行、權務仍在廳散位藤原資親已下數輩補ニ本職一、是爲平家失レ度者也。

資親は河上郡穴門郷に在役して今に彼邑に宅地の址有。實平が吉備津宮に籠し言を二百年計以前に見たりしと殘夢が東伯に答し事、義經勳功記に載たり。勳功記作者松山古城主水谷家の良從たれば、さも有るべし。

二萬塚宮城　二万村。

太平記に云、天武天皇と大友の皇子天下をあらそはせ給ひける時、當國下道郡邇磨郷の行宮におはしましけるに、大友の皇子の勢一萬餘騎にて襲ひ來る。天皇の御勢は僅に三百餘騎たれば、勢の多少更に剛ふべき樣もなかり鳧所に、當國の諸士我も〳〵と二萬騎馳參じ天皇の身方に付かはれば、大友皇子終に敗軍し給ひけり。爾しより天武天皇天下を治め給ひける事、偏に當國の武士義戰をはげましける故とかや。此御代より邇磨の名字を改めて二萬の里と書しと也。兵士共城より出たる由舊記に多く載たり。實も今に大きなる塚穴數ヶ所有、其蘭跡仰て信ずべし。其妙と仁義の勇士とを暫考へ合て記し訖。誠に神武天皇の御威風傳來しけるにや、昔より今の代まで文武の勇士絶ずして、心剛にて義を守りけるよし、風記に載る所也。天武天皇は舒明の御子にて天智天皇の御弟也。天智の御位十年の冬、篤き御惱なりしかば、此帝いまだ大海の太子にて御座し時に呼近け、皇位を讓り給へ共、多病にて仕へ難し、願くば天智天皇の御爲に出家修道せんと勅答なされて、則落髪有て遂に吉野の山に入玉ふ。其時百官公卿共に送りまいらせける。其後天智の御子大友皇子太政大臣の位に上り、萬機の政に臨み給へるが、大海の皇子の吉野に御座事を猶危や思はれけん、兵を聚て吉野をおそはんとし給へり。故に竊に他國に越給ひ、美濃國にて不破、同當國二万の軍に打勝て、近江の瀨田にて皇子の軍敗れて殺され給ひぬ。終に召位し淨御原の宮と申奉る。

荒平城　　秦村。

當城開基、秦氏也。秦は上古秦の始皇の末日本に歸化有しを朝廷へ被召仕、此苗裔を秦氏と被召けり。其家世を經

下僕御たり。邑名も秦氏に給る所謂也。

古語拾遺云、秦の酒の公寵を蒙る。秦氏を聚め酒公に賜ふ。酒公秦氏の主長と成ける。類族九十二部一萬八千餘人[illegible]右衛門府生秦武文。抑是南国金ヶ崎の城落て、一ノ宮御息所のよし告たりける間、嶋津忠治を警固に附られて、より土佐国畑といふ所へ遷し奉る。然るに、御息所を御迎のため武文を上せ給ふ。武文は御息所を供し奉り、尼崎大物浦より舟に乗んと催し急ぐ。かゝる所に、松浦五郎枝無體に御息所を取奉りしかば、武文は自害して打死す。武文が討死[illegible]也。松浦五郎は肥前の国宇野御厨の庄の領主にて、七百五十艘を立け、然るに松浦が舟、鳴の沖を走り過けるに、門司の方より雲一村出て空の気色替て大風吹来る、又備前の児島の方よりも黒雲厚く立かゝりて吹風烈く、波を揚たり。風更に一方に定らず、八方より吹来て波浪々として大山のごとく也。松浦忽に四国の方へ吹付ぬ。水主是はいかさま武文が怨霊にて、[illegible]れしに依て、龍神舟にたゝりを成給ふと覚へたりと口々に申ければ、さらばとて小舟をおろし、水主一人添て御息所を乗せ奉りし。松浦が船は大舟にて、あつかひ兼て淡路の沖をたゞよひけるが、岩のうき洲に乗懸て、忽に破舟せしと也。御息所の御舟は阿波の鳴戸に落されて、浮々沈々流れしが、御舟恙なく淡路の武嶋に着給ひぬ。此記名利有昔守国書に有。是ケ崎に異嶋なる舟有、武文が靈なりと言ひ傳へて、武文が蟹と稱す。武文が忠義天地と共に高名盡きせぬ國跡成べし。武文の父は右大武は篠置御宮光の御輿を早撃。天正三年城主三村阿西入道。毛利軍正月十七日一萬五千騎押寄せ戦ひける。夫れ其阿西入道は元親一族にて固め、能城なればなじかは無雙に擒にせられんや、寄手散々に追まくられ、士卒悉く討死す。此山本陣に聞えければ、小敵をあなどる事なかれといへばとて、陣を押給ひ、同十九日夜半に阿西入道児島へ落居有。其後毛利家より橋本吉兵衛城代とす。橋本氏元来筑前国高橋家の門葉として宗満城にて軍功を顯はし、故当国にも大石にて館を作れる多し。昔南に廻り上古の家なかりし時人のすめる所也。田園にならざる所は、其儀残れる也。昔此の南岸をふさぎし又亂賊を防ぎ隠れし所、又上古人を葬りし所といふは皆非也。釋日本紀九卷云、播磨風土記云、宇須備古可志麻真宮御宇天皇世人恒居穴中此陽賤號云土蛛云々。土州幡多郡の奥松といふ所、一宮の御舊跡也。有井三郎左衛門預り奉る。玉川や浪の花さき流れ来てよるべなき身を哀とも見よ、と詠せさせ給ふ。此邊にも玉川と申所のさふらひけるにや、或記云、太古より伏羲氏の代迄は其民皆直食して、野所ナといひて鳥獸の肉を引割て、煮焼といふ事もなく、是を服して、家といふ事もなく、夏は木の枝に樹をし

つらひて凉み、冬は穴を掘て石をたゝみ、石倉を拵て寒をふせぎるたる事なれば、人智未だ物に引渡らず、仁義五常の備りたるも辨へざる也。神代の代より、五穀の人を養ひ、萬事の品々民に教へ施し給ひ、醫藥の事迄も示し給ひて人倫の道を立ける也。

窪屋郡六郷 太市。阿智。三須。美簀。眞壁。輕部。

福山城 地頭片山村。舊名、山手といふ。

當城開基、眞壁小六、鎌倉右大將家より被宛行ける。東大寺供養御隨兵に供す。建武年中眞壁十郎節度使下向の人數たり。元弘三年四月、宮軍丹波國神池の衆、淀。五條兩院迄攻入しを、眞壁四郎。庄三郎三百騎にて被籠、一人も不殘討死し軍功太平記に載る所也。建武天中田井新左衞門尉信高守し當城に屯す。太江田式部太輔氏經集下二千餘騎にて備中に打越て、當城にぞ被籠ける。其時城主頓宮六郎中國の案内者として先陣たり。事跡太平記十六巻に見えたり。同五月十五日宵より、直義三十萬騎にて當城に押寄ける。太江田是を見て、此の尾より掛出れば、一方の寄手二萬餘騎散々に逐立られ、谷底に馬を馳込いやが上に重り臥す。又東の離れ尾に、二引兩の旗見ゆれば、是社直義成べしと、二萬餘騎にて控へたる眞中へ被て入、是も直義にては無りける。時に御手を見れば、五百餘騎討れて纔に四百餘騎計に成にけり。夫より太江田は板倉橋を向て五月十八日の夜、且に三石迄ぞ落着ける。去程に直義は其日備中に逗留して、當國吉備津宮に願書をぞ籠給ひける。天正年中伊賀左衞門久隆城主たり。或云、義貞西國下向の事、五萬餘騎の兵と号しか共、二萬餘騎と也。然共足利尊氏輸い浦を立給ふ時、屋形の中に少し目睡給ふ夢に、南方より觀世音の來ましまして船の舳に立給へば、其八部衆も前兵杖を帯して擁護し給ふ。夢覺て、偏に開り大士擁護の告と思召、自ら觀世音の名號を書て軍勢の身の驗符ごとに推せられけり。此時夢の驗掛馬もの贊。民經は、天下隱なき勇將、世人樊噲と異種同體とぞ美譽しける。二十五日湊川合戰、楠正成同舎弟正季討死す。楠家の子に橋本八郎。和田五郎は、各々の自害の柱を見て、正成兄弟の首を取て敵を招て是を渡すに、高豊前守是を請取て泪を流し兎。楠和田兄弟は、千早。赤坂にて風雲龍蛇の六花八陣に心を焦し、河。泉を杯領して方寸の忠烈を蒼天の君に獻じたりしも、時至らざれば空しく功勳を建ず、屍を霜刃の下に朽しぬるこそ本意なけれ。正成は只人に非ずと時の人謂し其

苗は、父の正玄三十一歳迄子を持ず、母歎て、したの毘沙門堂に百日詣してけるに、或夜の夢想に金色の鎧を着したる人口の内に入ぬ、と見て生れければ唯事に非ず、多門天王の孫子も化し給へりとて、幼名を多門丸と號す。生長の後兵衛門と名付る故、多門兵衛と稱しける。正成、赤坂・千早籠城の時、妻子をかくし置れし觀心寺といふ寺、役小角開基、弘法大師再建之寺也寺本村に有て千早より二里半、大阪・京都へ八里、地領百三十石上。赤坂の城址は觀心寺より一里餘あり。此城は金剛山西に續きて、長き尾崎のごとし。千早より六十六丁有。山上實は横十間長二十五六間、東陽種のあと有、胡麻種は今に不及、一切の薬をば取て油とし、萬の草木の若葉をとらせて干て城に籠たる。金剛山葛城の麓千早の城址、麓より山上まで二丁十有。東・北・南三方は大山に近しとはいへども、山に續かず嶋のごとし。西の方千早村の方は山近からず、城の上凡九反有、尤西の高き所大手の櫓の跡にて、大佛陸奥守が攻口也。千早村は城址の麓にて、西の谷底の平地也、村高百四十石民家二三十家有。同見山は上赤坂の巽の方也、是楠七郎が城あと、猪路山には篠崎六郎右衛門、上赤坂には平野將監、下赤坂の城は平ひろき同山也。正成千早より前に籠られし赤坂の城は下赤坂也。上赤坂と下赤坂の間十町ばかり有。其間に山の井村有、此所に楠正成の住せし宅地の跡有、今は田地と成、楠屋敷と號す。赤坂の東北金剛山の麓水方村に、建水明神と言社有、正成魂宮也とぞ、我朝無双の舊跡たれば、床しく覺へがたし、書記し訖。葛城は綏靖天皇都し玉ふ、是を高丘宮といふ。

幸山城　同村。

當城開基、庄左衛門四郎資房。庄太郎藤原家長七代の嫡領たり。元弘三年五月六日、六波羅の北方越後守仲時、江州番馬にて自害の時、御供申候はんとて、忠死を遂にける。

切腹の兵四百三十二人と書しか共、自害の兵三十二人、仲時を加へ三十三人と也。然るを四百人の増たるは、元へ遺せし時書しとかや。夫とは、糟谷宗秋・隱岐前司淸高・高橋九郎右衛門。舍弟大五郎。隅田源七左衛門・郎等二人。上井ノ三郎・村田日向守・安藤太郎左衛門入道元理・中部利五郎左衛門吉治。陶山備中守。小見山孫太郎・岩見三郎・武田・下條十郎・園屋八郎。黒田新右衛門・竹中掃部左衛門尉・寄藤十郎兵衛・皆吉(ミナキリ)左京亮・鹽ノ屋彌次郎。眞壁三郎・庄左衛門・岩切三郎左衛門・浦上八郎・岡田平六兵衛・吉井彦次郎・塩二郎。箱屋彌治。伊賀三郎。橋本次郎左衛門。南和五郎・原左近・石井中務丞以上三十三人と也、彼鎮圍の戰に、百万(マヽ)の七年河水に溺れなんも是には過じと、世以て哀(哀カ)を催し言に詞も無りけり。

應仁の頃に、鳴方の細川南方にては大身なりしが、細川家衰て石川左衛門尉太半斬取、當城主として威勢有。石川家は大和源氏の苗裔たり。

城下の片山に文字を扶持して自ら鍛冶（タンヤ）を習ひて上手に成、中心（ナカゴロ）に左衛門尉と書付をせられける。今も世に傳はれり、委くは西國太平記に載る所也。抑々青江鍛冶の來由を尋るに、後鳥羽院の御時、國次第に番鍛冶を定給ふ。銘畫に曰、二月美景は備中青江の住右衛門亮貞次、御奉行は二位都尊長。五月莅賓は青江備中守恒次、御奉行は中納言康業。八月南呂は青江住權介次家、御奉行は光親朝臣。或説云、安次は青江一流の祖也。又云、又青江爲次といふ元祖也と云々。青江末書曰、備中國萬壽庄の住左兵衛尉恒次、文保二年備中國住左衛門太郎貞次、嘉暦三年十一月日備中國住大隅權介貞次、元弘三年九月日當國窪屋郡子位庄助安といふ所の上の谷に青江と號す清水有、消津村の木屋より南田中に、高さ二間龜甲の樣なる山の上に、青江の清水有。後月郡花原にも有と也。惣じて青江一流の用充し、清水を青江と號する成べし。萬春庄は平家物語にもあれば、其所を考へ見つべし。河内國もづくといふ村名を萬代と書て、假名にもあれば、もづの事成べし。海道筋にももづが端といへる、庭瀬より東に當りて宇有、人皆知所也。後鳥羽院鍛冶御修練の事は、世以て美談する所也。

東鑑曰、承久三年七月十三日、上皇鳥羽の行宮より隱岐國に遷御、同二十七日出雲國大濱の湊に着御、此に於て御船に遷座、御供の勇士等暇を給り大略歸洛す。彼便風に付て、御額を七條院并修明門等に獻ぜらる。

たらちめの消やらでまつ露の身を風よりさきにいかでとはまじ。

しるらめや憂目をみをの浦千鳥嶋々しぼる袖の氣しきを。

八月五日に、隱岐國阿摩郡苅田郷に着御、御叡念を慉し御計也。終に延應元年二月二十二日崩御、御年六十、同二十六日奉葬云々。隱岐國に御自作の御影今に傳はれり。後鳥羽院隱岐百首の内、

隱岐の海

我こそは新島守よ隱岐海のあらき浪風心してふけ。

隱岐小嶋

なみまなき隱岐の小嶋の濱ひさし久しくなりぬ都へだてゝ。

此日置法、元圓寺といふ眞言寺の寶物のよし。萬田山寛永九年[illegible]由來書の說

伊勢祭　　主友忠

隠岐の海の憐れをおもふ人ありとこそ、どこたへず浦風や吹。

後鳥羽上皇は元弘二申年を遷在し給は、[illegible]里の里より、字[illegible]美坊。二十里坊に遷し給ふ[illegible]に[illegible]なし。[illegible]のもの
に御幸有けれは、後鳥羽院此所へ御幸有しに、[illegible]しきりに[illegible]ければ、上皇御製に、

[illegible]けば聞きけば[illegible]の[illegible]しきに[illegible]出よ山[illegible]とゝぎす。

とあそばされしより、郭公音をとめ申せしよし、其時從[illegible]天皇御製、

聞人も今はなきよに郭公たれにおそれてなかぬ[illegible]里。

と有ければ、[illegible]より音を出せしと也。[illegible]國牛[illegible]村にて御製、

春の日のめぐ[illegible]もおしき小車のうしと思はで萃す此里。

人より[illegible]村[illegible]を改て[illegible]村と[illegible]て、[illegible]の御[illegible]御[illegible]を上奉りしを、[illegible]門[illegible]衛門今に傳來しき。後鳥羽院[illegible]
國[illegible]山に[illegible]、[illegible]の時に[illegible]を上奉り[illegible]刀を拜領、今の代迄[illegible]へ傳ふ。[illegible]山[illegible]の宿
[illegible]山[illegible]に、

[illegible]山[illegible]のはげし[illegible]葉のにしきゝぬ人もなし。

[illegible]、寛永年中備中[illegible]國[illegible]、[illegible]山八ヶ所の内、當國[illegible]ヶ所にて、一國管轄の地たり。松山の城[illegible]成羽[illegible]川
上、[illegible]山[illegible]、冠城(猿掛城)、[illegible]、小田、平川城(川上)、幸山城、以上八ヶ所也。
然れ[illegible]八ヶ所は、當國にても[illegible]の城にて、[illegible]有事成へし。後[illegible]を考へ見つべし。

岡谷城　　同村。

[illegible]野[illegible]見守、[illegible]氏は[illegible]の支流たり。永久平亂左野右馬允遠久、友軍に属して戰功有、石川左衛門久式は三
[illegible]元[illegible]たれは、[illegible]年[illegible]山[illegible]也。久式の父久智妙善寺合戰に、直家の爲に討れぬ。父と云、身と云、彼是の
仇を[illegible]へ、[illegible]山に[illegible]、[illegible]の劍も、一族の好身あれは岡谷に志し[illegible]れとも旗主

の命に依て、今敵味方と隔る上は、忠義の立ざる事顯然たれば、久武を討果し訖。

抑ゝ豫州新居・宇麻二郡の地頭、往古は當國河野の屋形に馬を繋ぎて武士の威儀を亂しける。しかるに近年河野家衰て、彼にも屬せで各我領地のみ守り居ける。頃は大永二年壬午に當て、石川左衛門細川と數度合戰して、細川戰ひ利なくして石川放鷹の威を擅し、國中大半征伐有。國砌り、河野の一族舊領に放されて石川家に寄屬す。依て魁兵として豫州に趣き、新井・宇麻二郡を伐隨へ、息男虎之助を石川伊豫守と號して兩郡の旗頭となして、高峠に新城を築き、地頭等幕下に屬しける。一族石川源左衛門智謀ある勇士にて、高尾の砦を築き峠を守護しける。松山沒城の砌り、左衛門尉豫州を志し、岡山迄被落けると也。

天文十三年乙酉の頃、太閤四國退治して諸卒を被差向、豫州へは小早川左衛門佐隆景を大將として、中國勢三萬騎にて發向ある。高峠には石川伊豫守嫡男備中守通清も卒去にて、息男虎竹八才たれば、近藤長門守後見として有ければ、德長修理亮・黑田紀伊守、里岩上嶋山の城主妻智信濃守、早川に秦備前守、中西に工藤兵部、難波内藏介・白石若狹守・丹民部・久門甚五郎都合六百餘騎高峠に立籠りける。高峠の砦高尾城へは金子備後守を大將として、舍弟對馬守一族に眞鍋佐渡守・野下右衛門亮・加藤彦右衛門、蕪の城主松木三河守、其子新之允一族に鹽見三郎兵衛、岡崎城主藤田大隅守、細野の城主芦田四郎兵衛、入野の城主横尾山城守、澁柿の城主芦田市之允、其外加地三郎右衛門・野田右京介・大保木山守川丹波守・黑瀨飛彈守・下山一黨都合千八百騎ぞ籠訖。中國勢來嶋・今張の沖より平地嶋龍宮山の邊迄押寄たり。大將隆景諸卒に下知して、先高尾の出城を攻落すべしとて、魁師三村紀伊守、副將には平川左近・赤木藏人・杉太郎右衛門・天丘三郎・東方魁師庄宮若丸、副將植木孫左衛門・土居・工藤・田中・蜂屋・肥田・三上・秋庭・網嶋の一黨高尾に押、壁傳く攻て歩登す。城方にも宇高左馬之進・矢野久之允・野田新九郎・今村八郎兵衛・大西平内剛强を顯し防戰、一足も不退して、此城は白雲峯を埋み、青岩路をさえぎりければ、容易に攻落す事難き所に、新見・三村・庄等難所に寄て、鐵炮數百挺放懸て攻たりける故、宗徒の城兵大半討れ城を棄る事夥し。中國勢も三百餘人亡び畢。大將備後守は百戰百發の苦戰を盡し、終に赤木藏人討取訖。天正十三年乙酉七月二日の未明より、八幡山陣の尾に軍初り、同十七日高尾落城、二十八日野々市原謀打に、多年の郡主悉く討死して、高峠も敗潰し訖。高峠高尾合戰諸軍記に委しからず。中國の兵勇眞を顯し、毛利家の感書家々に傳來し侍れば、書記し畢。

青江城　酒津村。

當城開基小野朝臣出羽守良實 一本當隆 又常隆。 仁皇三十一代敏達天皇八世の孫、篁の二男たり。備中の國司として當城開基す。息女小町は阿賀郡湯川寺玄賓上人を歌道の師とし給ひ、世に譽れを上給ふ。釆女に召れて上洛し、小野小町と申侍るとなん。日間山禪師に小町立願の歌、

南無藥師衆病悉除の願立て身より佛の名こそをしけれ。

と。藥師御返歌、

五月雨は只一時の物ぞかしをのがみのかたこゝにぬぎをけ。

日間山は我朝にて朝間・日間・夕間とて、三所の靈場たり。黑田村野山の東に小町谷の上に小町庵の跡、廟塔有て、其地陸續絲たり。

永祿年中城主石井大藏家資。宇喜田家と合戰軍功有。

ながれ山城　上水江村。

當城開基高橋中務尉英光。松山より當所に替代、高橋右京大夫文中毛利宇喜田合戰の砌り、毛利の魁師として軍功度々あり。

小野の城　倉敷村。

當城開基右近衞少將左衞門佐小野好古。仁皇三十一代敏達天皇九世の孫裔、太宰大貳葛繪の嫡男にて武勇に達し歌道の譽れ世に高し。元慶四年六月伊豫掾純友追捕使として大手の大將を賜り、西海道に半發ある純友討死して、九州靜謐成しかば、同年八月歸洛、同月十六日臨時の節と云を行はれて、恩賞を沙汰し給ふの時、好古朝臣の參議に拜して備中國を賜る事跡、前太平記に載る所也。好古備中守と爲事大系圖にも顯然たり。今に鴻基綿遠として小野の苗裔當國に繁茂たり。建武年中當國目代として、小野入道淨智軍功、太平記に見へたり。文祿二年朝鮮晉州の城落城の砌りに、小野太郎兵衞尉、毛利の旗下に屬して、分捕高名香川氏の風記に載之たり。小野一族岡・水澤・林・井上・藤井・大嶋・阿曾沼世々武功有て繁蔓たれば悉記し難し。しばらく管見を記して考鑑に備へ、識者の訂正を待而巳。當所の川上濟村の領主屋警右兵衞尉永祿六年石州白鹿城後詰の列にありて、軍功斜ならず。先祖は赤松家の一流也。播州屋警の領主たりしより氏とす。猶事跡當邑に傳はれり。

眞壁城　眞壁村。

當城主藥師寺次郎右衛門。公義大職冠四代河邊左大臣莫名卿後苗、佐藤太秀鄕の支流也。觀應二年に淸水合戰に二百五十騎の勢にて、石堂、上杉が七百餘騎を討玉ひけし軍功、太平記に載る所也。公義將の器に當り、敵の師を見て圖をはずさず勇を顯す。義經は、郎從の勇を撰ばんと思はゞ、先已が將の器と勇との在んとを嗜、已れ勇にして將の器に叶ひ謀を成す時は、臆の兵なしと宣ひし、今の公義是也と、太平記大全にも評し侍る。

天正年中眞壁彥九郞播州上月の城將に任じ、弟三郞四郞、勇强有。三千の將にして尼子勝久、山中鹿之介と戰て終に討死、其名を後記に貽め訖。

古城　古地村。

城主猪俣彈正左衛門義冬。藥師寺公義に與力、事跡太平記に見へたり。曾祖猪俣平六則綱は、源九郞義經卿に相從ひ、一谷搦手に向て越中前司盛俊を討取畢。(西代より一丁西山ノ手田ノ峯に印有。)

壽永三年二月七日丙寅雪降尅、源九郞先引分殊勇士七十餘騎着二于一谷後山一、(號鵯越と)爰武藏國住人熊谷次郞直實・平山武者所季重等卯尅偸二廻于一谷之前路一、自二海道一競二襲于館一際、爲源氏先陣之由、高二聲名一謂聞飛彈三郞左衛門尉景綱・越中次郞兵衛尉盛次・上總五郞兵衛尉忠貫・惡悉知兵衛景淸、引二二十三騎一、開二木戶口一、相戰之、熊谷小次郞直家被レ疵、季重郞從夭亡、其士互混亂、白旗赤旗變レ色闘、戰爲體響レ山動レ地、凡雖二彼樊噲。張良一、輙難レ敗一績之勢也。加レ之城廓石巖、高聳而駒蹄難レ通、澗谷深幽而人跡已絕、九郞主相具三浦十郞義連已下勇士、自二鵯越一(此山は猪・鹿・虎・狐等は不通險岨なり)被攻戰間、失レ商且敗走、或策レ馬出二一ノ谷之館一、或棹レ船赴二四國之地一矣、本三位中將(重衡)於二明石浦一、爲二景時・家國等一被二生虜一、越前三位(通盛)到二湊河邊一、爲二源三落俊綱一被二誅戮一、其外薩摩守忠度朝臣・若狹守經俊・武藏守知章・大夫敦盛・業盛・越中前司盛俊、以上七人者、範賴・義經等之軍中所二討取一也。但馬前司經正・能登守教經・備中守師盛者、遠江守義定獲レ之、八日關東兩將自二攝津國一飛脚進二於京都一、昨日於二一谷一遂二合戰一、大將軍九人梟首、其外誅戮及二千餘輩一之由、申レ之云々。

元龜年中城主西尾和泉守、其先祖は濃州より出て淸和源氏の苗裔たり。

上河原城　中嶋村。

城主澳傳次郎。先祖は鬼身城主上田家の門葉にて、葉室大納家の御家よりぞ出侍る。近所、假名を三嶋と稱して仕官の輩多し。

中大道城　同村。

城主建部民部。建部は佐々木十七代の嫡領滿經の四男滿氏の苗裔たり。

古城　西部村。

城主梶原孫六・同彈正。觀應二年手勢百騎計にて石塔が陣を破り、彈正討して軍功比類なし。梶原は桓武天皇九代後胤、鎌倉權左郎景政の苗裔たり。其後城主平賀杢頭事跡後太平記に出たり。先祖平賀三郎は、大塔宮熊野落御供九人之其一人也。九人は光林房玄尊・赤津師則祐・木寺相模・岡本三河坊・武藏坊村上彥四郎・片岡八郎・矢田彥七・平賀三郎岡網以上九人也。天正年中領主輕部治部、松山にて討死す。

羽嶋城　羽嶋鄉。

城主今出有清。敵に鍵付られて討死の時、まてと云て辭世に、何の日のいつの時ぞと思ひしに今年のけふの今ぞ有きに。義氣を持込し勇士と、世以て美談せり。心をも心とてなとめそといへるごとく、有清辭世、有識の觀門にも通るべき歟今出氏は其樣株を伺ふに、敏達天皇の苗裔にして、井出の左大臣橘諸兄卿の後葉楠黨たり。世々義戰を顯し畢。

天下の萬水は行て遂に海に入、人間の萬事皆各道有。只忠孝を存じ、朋友に信あらば、天理に叶ふ人成べし。予一年攝州湊川にて楠氏の碑銘を寫し侍る。むなしく蠹魚の餌とならん事をおもひて左に記す。忠義を思ふ人深く涉獵すべし。

楠正成碑石裏之文云

忠孝著二乎天下一日月麗二乎天一天地無二日月一則晦蒙否塞人心廢二忠孝一則亂賊相尋乾坤反覆余聞楠公諱正成者忠勇節烈國士無雙蒐二其行事一不レ可二概見一大抵公之用レ兵審强弱之勢於二幾先一決二成敗之機一於呼吸知レ人善任體レ士推レ誠是以謀無レ不レ中而戰無レ不レ克誓二心天地一金石不レ渝不二爲レ利回一不二爲レ害怵一故能興二復王室一還二於舊都一諺云前門拒レ狼後門進レ虎朝議不レ藏（ヲサマラ）元兇按レ踵構二殺國儲一傾二移鍾簴一功垂レ成而震（ウゴカス）レ主策（ハカリゴト）雖レ善而弗レ庸自レ古未レ有下元帥妬レ前庸臣專レ斷而大將能立二功於外一者上卒之以レ身許レ國之死靡レ他觀其臨レ終訓レ子從容就

レ義託レ孤寄レ命言不レ及レ私自非ニ精忠貫一レ日能如レ是整而暇乎父子兄弟世篤ニ忠貞ノ節孝萃ニ於一門ノ盛矣哉至レ今王公大人以及ニ里巷之士ニ交レ口而誦ニ説之ニ不レ襄其必有ニ大過レ人者ニ惜乎載レ筆者無レ所レ考レ信不レ能レ發ニ揚其盛美大徳ニ耳。

右故、河・攝・泉三州守贈正三位近衛中將楠公賛、明徵士朱舜水之瑜字魯璵之所レ撰、勒ニ代碑文ニ以垂ニ不朽ニ。

日本紀に云、吉備の海部の羽嶋、邑名の始る所謂爰に有。國郷の和洲の與りは、風土記に有て大切の事共也。人皇四十二代元明天皇御宇和同壬子年始て諸國風土記を作て鄕庄を定め給ふ。抑此風土記六十五卷は、日本國中其國々の厚薄人物の是非、山の麥川の流れより草木の生枯、禽獸の多少、田野の作物、民家の土產、海を拘へし國もあり、山を負たる所も有、とり〴〵様々の様體を是又殘さず記されたり。延喜式六十二卷は、時平大臣記の長谷雄四道の博士は云に及ばず、公卿・百官悉く記錄所に相詰々々其職掌の事を論じ、是非得失を判斷し、一事も殘ず記し訖。殊更に九・十の兩卷は、日本國中六十餘州大小の神祇の名を記し、其員三千七百五十餘社と算へて、末の代迄其祭典を欠玉はぬ政道こそは有難けれ。兵書は人皇六十代醍醐天皇の御宇、延長元年癸未夏五月、左太辨宰相大江惟時に詔して、儒書・聖經・賢傳・兵書を傳來すべしと、砂金十萬兩を與へ給ひしかば、異域に渡海して唐朝の天子、昭宗帝に五萬金を奉り、兵府に求め、五萬金を龍取將軍に進て、儒書・兵書等悉く求得て我朝に傳來し訖。

古戰場備中府志　卷之四終

[illegible]

古戰場備中府志　卷之五

淺口八郷

河智。間人。船穗。占見。川村。小坂。林。大嶋。

鴨山城　　鴨方村。

當城開基、細川備中守義春。清和天皇十六代細川讃岐守賴て尼子史部・同刑部、大將として其勢六千餘騎發向す。幸山の城石川左衛門・石賀安達等も旗下に屬しければ、國中を擊なびけ、當城に押寄ける。城よりも出向つて拒戰ける。され共不勢なれば、窮蹙て義春討死有、嫡男毛利家に寄寓ありて、當時長門長府老中の列たり。應仁の亂には、義春、一條大宮の城に籠りて軍功度々有。細川一族高戸・赤澤・今非・西山・林・川田・田中、いづれも城主に任じて功有。一說に、尼子の將は秋上三郎左衛門綱平也と云々。

常山城　　乙嶋村。

當城開基、藩屏將軍。孝靈天皇第二の皇子也。此時四方未平かならず、天皇第二の皇子を藩屏將軍として西海を平鎭し、皇子二名乙嶋の蠻兵等を誅伐し、終に其國に垂住し給ふ(豫州)、伊豫の皇子と稱する者是也。天正年中城主三村上野介高德・同源五郎高秀、天正の籠城に女軍の事、備中兵亂記に載る所也。高德の室は元親の妹也。其勇功木曾義仲妾巴・北條氏康臣清水上野介妻城・資盛丹板額女・淺利與一が後妻にもをとらず。藩屏將軍の後胤益射・其子守與・其嫡玉與、文武天皇の御宇、役の優婆塞、葛城山に石橋を造る。一言主神形醜きを恥て役に憚る、行者怒りて神を縛す。神又怒て、行者反心有と讒奏し、玉與行者無過と訟へて同罪の流刑に被所て、行者と共に攝州に趣き、當嶋に寄寓して水に溺たり。玉與弭を以て潮を搔分しに、霧水涌出す。依之此嶋を水嶋と名付。此探り得る所の水は、豫州高繩の水脉也。新宮と號して三嶋大明神の廟下より流れ來れり。玉與の嫡男玉澄、後水の上河野村に住して、河野を以て氏とす。玉澄稱德天皇の御宇宣旨に依て、朝敵太宰少貳廣嗣を誅す。玉澄六世の孫好方稱越智押領使、朱雀院の時、天慶二年伊豫權守藤原純友叛逆して王命に應ぜず、好方終に純友を俘にし、賊徒を殺し畢。

傳曰、純友大職冠十世之孫也。其爲人也、狼戾而然不レ拘ニ禮法一、聚レ黨擁レ衆、南海・山陽所々爲レ盜、奪ニ官物一掠ニ私財一、其爲ニ不善一無レ所レ不レ至。遂聞ニ將門之叛亂一、謀ニ大逆一。蓋以下豫與ニ將門一有中相約上也。純友伊豫國道前・道後境高繩城籠城云々。

龍王山城　西六條院村。

城主建武年中頓宮又三郎・同孫三郎。其勢ひ恰も樊噲が怒れる如しと、太平記にも記し訖。其後細川下野守城主たり。

青佐山城　大嶋村。

當城開基、安部清明。世に淺口殿と稱す。其高名日碑に傳る也。應仁の頃の城主、原田惣右衛門尉に細川家長臣たり。天正年中城主村上備前守景盛。大阪港江にて九鬼・寺田と合戰軍功あり。

鳶尾城　口林村。

當城開基、大内左京大夫義隆。城主井上伯耆守春忠。

抑々大内は百濟國餘璋王第三の皇子琳聖太子七世の苗孫正恒、始て多々良姓を賜る。館舍を立て大内と號し、因州山口を本城として周防・長門・豐前・筑前・安藝・備後・石見等の大守たり。

石井山城　深田村。

城主高戸民部尉。平信長卿先陣高戸備中守一族たり。建武年中田中彌九郎盛泰。太平記に載て勇を顯す。

古城　下新庄村。

城主天野右衛門尉、先祖は、關東太平記に武藏の合戰に、天野民部旗頭として母衣の一揆千五百騎とも記し畢。

杉山城　東小坂村。

城主小坂越中守。毛利民部太輔經言の寵臣たり。小坂宗左衛門、高麗陣に毒の箭を受て討死す。

古城　道越村。

城主井上彈正。細川家老中の列たり。曾祖井上大郎光盛は信濃の勇士にて、事跡東鑑に見へたり。井上黨と稱して攻城圍邑數々戰功有

古城　佐方村。

城主建武年中佐井七郎。建武二年討死、太平記に載る所也。天正年中城主村上源三郎武滿。大坂門跡の籠城の砌り、糧穀を

大坂の城に入けるの時軍功有。

世傳に曰、村上は兄を八郎左衛門景廣、父は高重、其先祖は村上天皇の後胤、中頃北畠顯家の正統よりも家相續有しと也。久留嶋の支流にて伊豫國因の島の人也。答有て問て曰、因島は備後國御調郡の内也。七里の島にて九ケ村ありとなん。其昔は、村上氏伊豫國野間郡を知て、嫡男は久留島、次男は能島、三男は因島を知る。しかれば野間郡の内也。中頃毛利家威勢の時、備後へ近き嶋なる故、打随て知行せしより備後國に成せるとなん。福島宰相正則入部ありて物語に、昔は訴訟して伊豫國に屬せんと思ひ侍りしに、勘忍いたし、今は七里の嶋を得たりとて悦び給ひしと也。抑〻毛利輝元。小早川隆景は、山陰。山陽兩道を討随へ、大阪門跡に緣を結び、京都に攻上りて天下を平治せんと心懸し所に、平信長大阪門跡をとりまき、毛利の兵を防ぎ留んと、伊勢の九鬼右馬允。寺内久右衛門海上を堅め、其外間鍋主馬。沼野伊賀守。同越後守。松平兵部丞、阿武の大舟五艘に兵二千餘騎を乘せ、傍に大小の兵舟三百餘艘、浪花の川口より住吉の岸に續て掛並べ、大筒數百挺を放て雷雲の威を顯す由を告しかば、小早川隆景より、兵粮を大阪門跡へ運べしと、三嶋警固に下知すれば、はや打立、人々と能島。來島。浦兵部。木長常陸介。兒玉内藏大夫。村上以下、都合其勢八千餘騎、兵粮二萬俵、數千艘の舟庭に積敷、天正四年七月十日の夕凪に、鞆の浦を出帆して、十四日には兵庫の浦へ着にける。備諸將評議し、夜中に西の宮鳴尾の湊に漕寄、朝霧の内に合戰すべきと合圖を定めける。其頃村上景廣生年十八歳、武滿八十歳、父に離れ微若たり。依之家司池田主水。別府内藏介の曰、明日は晴の軍陣にて、若き者無功なる人は叶はぬ事なれば、是非に留り給ふべしと、戰場へ行事を制しける。景廣。武滿兄弟しばらく工夫して少も怒る風情なく、近習の面々をかたらひけるに、何も大膽なる勇兵たれば、軍忠を存じて死を忘れ、戰功をはげみて身を輕んじ、海士小舟に掉し、漕行みれば程もなく、大阪川口の敵舟の際にひた〱と漕付、斧。まさかりを取のべて、敵舟の胴腹の水際を切破りければ、蜂耳に水入て、あはてさはぎて上を下へとかへしける。其中に鎧着たる武者一騎、舟端にのぞきけるを下より金熊手をかけて引ば、何の妨もなく小舟に轉び入ば、頸首をぞ取たりける。是は大將沼野越前守にてぞ有ける。次第々々に水は增、大將は討取ぬ。舟中の兵手に〱松明を燈し火箭を投込けれども、小舟にて、敵の大船の垣台の下蔭に漕寄隱ぬれば、其甲斐更になかりけり。剩へ小舟になげ込たる火矢、己が大船に燃付折節、宵の曇り惡風となり、烈しく吹出して阿武の大船燒上り、夫より類舟に燃かゝりやけければ、味方の類舟得たりかしこしと漕寄、討て懸れば、川口の番舟共、煙の内に

おめきさけび、おもてに進む兵ども主馬・兵衛・野口・小畑・兵部・伯父甥三人・伊賀守宗清の人々討死し、其外討るゝ者千餘騎或は海上に浮びてたゞようは、磯打浪のまくり切、熊手かけて引寄、たちくる浪の胴切を、ためしものにも住の江の、岸による浪よるさへや、から紅の浪に楯を流し、向ふ敵もあらざれば、海は龍田の紅葉色、上には平家の赤旗をなびかし、心有人に見せばや浪の國の浪花の芦のほの〴〵と、夜も明ゆけば毛利の兵士、名譽の取梶の舟子共、勇み進みて兵粮を、大阪門跡に入つゝ、各兵船漕戻しける。村上八郎左衛門・同氏源三郎、今度の高名比類なし。其後細川家にて一萬石を知り、源三郎は三千石を知ける。今度の軍法は、小川頼母・龜川太郎左衛門・辻川淨見とて、景廣の一族謀りけるとぞ聞へし。村上家に、紙にて早舟を作るの口傳有。世々舟手の先鋒たれば左も有べし。此記は、信長記・後太平記には相違の事侍れども、馬越彌兵衛といふ人、伊與國越智郡の城主の正統たり。若盛の事成しが、村上家は夜詰に行て、此企を聞て直に彼小舟に乘て村上と一行し、比類なき働をなし、慶長の比に子細有て久悦入道と號し、當國に蟄居。度々彼人の物語を聞傳へ、書記し訖。

西知山城　地藏上村。

城主生石(オヒシ)中務。天正十年加茂岡崎の城將たり。嫡流尾關左次右衛門、備後國福山水野家に屬し、明石播部討死の砌り、立て左へ鑓を入ける。廣田圖書と兩人の勇功は世上に隱なし。生石名は播州に生石(ヲヽシコ)の社と號する社有。俗には石の寶殿とも、靜の窟とも號す。是生石の名の來由たり。

梁場山城　柳井原村。

城主横溝源五忠充。當城は鳴方の砦也。東鑑十卷云、横溝八郎先陣にて二百騎の將とも記し訖。延應二年正月五日、御弓始射手秋庭小次郎・横溝六郎。合勢に南部横溝と稱して世々武名を顯し畢。

森本松山城　植島。

城主藤田小次郎。薬師寺公義に與力す。新田義貞十六騎の黨藤田三郎左衛門弟たり。十六騎は、杉原下總守・高田薩摩守・又達・芦堀七郎・藤田六郎左衛門・同渡新左衛門・藤田三郎左衛門・同四郎左衛門・栗生左衛門・篠塚伊賀守・難波備前守・河越三河守・長資六郎左衛門・高山遠江守・園田四郎左衛門・青木五郎左衛門・同七郎左衛門・山上太郎左衛門、已上十六騎、勇武を顯す事天下に隱なし。

義貞朝臣藤島の城攻て落ず、日も暮ぬ、寄手手負のみ多かりければ、義貞卿軍の下知するものなければこそとて、逞兵二十騎計

にて藤島に向ひ、七つの城、乃攻て皆前島の城一つに取懸りて攻ければ、殘り六の城には攻る兵なく、討手の兵もなければ、黒丸の城より鹿草は三百騎計にて出て、如何にもして藤島へ入んとして小雨交りの霧道たて曇りけるに、山陰より忍び〱に行向ふ所に、義貞に行會たり。近衆の兵只引給へと申けれ共用ひ給はず、細川出羽守・鹿草彦太郎が方に、歩立にて楯をついたる射手共多かりければ、深田に走り下り、前に持楯を衝雙て、鏃を支て散々に射る。義貞の方には射手の一人もなくて、楯の一帖をも持せざれば、前なる兵、義貞の矢面に立塞て、只的に成てぞ射られける。中野藤内左衛門は義貞に目加(メクバセ)して、千鈞の弩(ド)は鼷鼠のために機を發せずと申けるを、義貞聞もあへ給はず、士を失して獨り免るゝは、我意に非と云つて、猶敵の中へ懸入んと、駿馬に一鞭をすゝめらる。此馬名譽の駿足にて有ければ、一二丈の堀をば前々輕く越けるが、五筋迄射立られたる矢にはよはりけん、小溝一つを越かねて、屏風をたをす如く岸の下にぞころびける。義貞弓手の足をしかれて、起あがらんとし給ふ所に、白羽の矢一筋、眞向のはづれ眉間の眞中にぞ立たりける。急所の痛手なれば、一矢に目くれ、心迷ひければ、義貞今は叶はじとや思ひ給ひけん、抜たる太刀を左の手に取渡し、自ら首をかき切て、深泥の中に落、其上に横はつて伏給ひける。越中の國の住人氏家中務丞重國畔を傳て走りより、其首を取て鋒に貫き、鎧・太刀・刀など同取持て、黒丸の城へ馳歸る。よし貞の前に畷を阻で戰ひける詰城上野介・中野藤内左衛門・金持太郎左衛門尉、此等馬より馳て下り、義貞死骸の前に跪いて、腹かき切て重り臥す。尾張守高經實驗し、鬼切・鬼丸の太刀の銘を見て、是は共に源氏重代の重寶にて、義貞の方に傳へたりと聞ゆれば、末々の一族の帶すべき太刀に非ずと、彌怪ければ、膚の守を開いて見給ふに、吉野の帝の御宸筆にて、朝敵征伐の事、叡慮の向ふ所偏に義貞武功に有、選で他を求めず、誠に早速の計略を囘すべき者也、と遊ばされたり。偖は義貞の首相違なかりけりとて、尸骸を輿に乘せ、時衆八人にかゝせ、葬禮の爲に往生院へ送られ、首をば朱の唐櫃に入れ、氏家の中務を副て潜に京都へ上せられけり。古しへの如く、十六騎の黨馬迫りに有けんには、敵をば追散すべきものなるに、九人は都て所々の軍に討れ、其外は一方の大將を承りてければ、古しへの如く、勇兵數なきに、義貞古しへの如く戰ひて被討給ひし。内中に矢を射立られて馬より落給へば、敵落重て御首を給ひてけり。生年三十七歳と也。大將と一所に、結城・中野・金物・杉村。其二人討れけり。猶太平記大全に詳なり。

應仁年中城主赤澤修理亮。鳴方城主細川家の預人にて東國信州なり。

畑山城　同島。

城主建武年中薬井六郎忠廣。事跡太平記に載たり。壽永年中水島の砦也。

拾遺

元暦二年三月二十四日、於二長門國赤間關・壇浦海上一、源平相逢、各隔二三町一漕二向舟船一、平家五百餘艘分二三手一、以二山峨兵藤次・秀遠並松浦黨一爲二將軍一、挑二戰于源氏之將師一、及レ午尅平氏終敗傾、二品禪尼持二寶劍一、按察局奉レ抱二先帝一(春秋八歲)、共以沒二海底一、建禮門院(藤重御衣)入水御之處、渡部黨源五馬允以二熊手一奉レ取レ之、按察局同存命、但先帝終不レ令レ浮、御若宮(今上兄)青御存命、前納言(教盛號門脇)入水、前參議(經盛)出二戰場一至二陸地一、出レ家立還又沈波底、新三位中將(資盛)・前少將有盛朝臣等同沒レ水、前內府(宗盛)・右衛門尉(清宗)等爲二伊勢三郎能盛一被二生虜一、其後軍士等亂入二御船一、或者欲レ奉レ開二賢所一、于時兩眼忽暗而神心惘然、平大納言時忠加二制止一之間、彼等退去訖、是尊神別體朝家之惣持也、神武天皇第十代崇神天皇御宇、恐二神威一同殿被レ奉二鑄改一云々。朱雀院御宇長暦年中內裏燒亡之時、圓規已雖レ虧、平治之逆亂之時、令レ移二師仲卿之袖一給、澆季之今、猶顯二神變一、可レ仰可レ恃焉。

夫三種の神器世に傳ふ事、日・月・星の天に有にをなじき。鏡は日の體、玉は月の精、劍は星の氣也。彼寶鏡は石凝姥命の作り給へり。八坂瓊の曲玉は明玉命作り給へる也。劍は素盞鳴尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劍なり。鏡は正直の本源、玉は慈悲の本源、劍は智慧の本源也。天の三光國の三種照臨し給ふ事、陰陽にをきてはかりがたし。其類につきて頼みあり。されば朔日・十五日・二十八日の禮も、日・月・星三光の禮たり。をろそかにおもふべからず。

龜崎城　赤崎村。

城主赤澤兵庫頭。清和源氏の苗裔にて、本國信州也。先祖赤澤帶刀觀應元年甲州洲澤の城に、高播磨守師冬(師直舍弟)楯籠るの處に、諏訪五郎左衛門尉盛世六千餘騎にて圍攻む。城兵能矢石を發して拒げる時に、赤澤帶刀攻兵の列に有て、山中嶮易を諳じ、自ら八十餘人の兵を率し、城の背を迫て火を城櫓に放て、鼓噪して軍を進め落城し訖。是武勇奇略傑出の故也。　天正年中城主吉田彈正、毛利の領主として軍功有、吉田家は佐々木九代の嫡領、秀義の六男嚴秀元祖たり。　建武年中城主猪俣勘解由左衛門義治。事跡太平記に載る所なり。

北茂城　　連島。

當城主吉備大臣の嫡孫右京太夫光榮。

傳云、孝德天皇天平勝寶四年五月、賀茂朝臣を賜る。天文曆數を掌る。一家兩道を兼て賓鬼を保つ。曆道を以て其子光榮に傳へ、天文道を以て弟子安部の清明に傳ふ。自此已後兩道に相分つと云々。當所龜嶋に、易の蓍に用ゆる葮竹有。易道の祖たる吉備大臣當國に出生有事、不思義の幽跡默して識べし。清明は安倍氏、其祖は孝元天皇の御子太彥命の苗裔倉橋丸の後胤にて、清明は倉橋丸九世の孫也。簠簋抄曰、吉備公金烏玉兎集を仲丸の子孫たる事を聞傳へて、吉生といへる人に讓りあたへ給ふ。しかれ共、數代此書を了智せず。吉成より九代の後胤清明が世に至て、吉備大臣七世の孫保憲を師とし、淺口郡占見の里より下道郡に通ひて傳受を請發明しけると也。清明占見の里に出生せる事、陰陽の不識考へ見つべし。其舊跡を尋ぬれば、占見村氏神の宮山の東根に、西の迫といへる有。其處の東の方に古墳有。戊亥の奥に相傳の書を納めし石の櫃とて、鶏卵の形或は鰹木の如くにて、大さ三間四方計成大石有。村老の云、むかしは只今の宮山則清明の舊跡にて、鎮守に山王權現おはします然るに先年洪水にて、川上の神社流れ來り、此所に鎮り給ふ。則寶殿を山王の宮ととなへ祭りて侍るとぞ語りし。又、當郡長尾村にも住れしよし、清明の地跡有、其後禁中へ召れ、天文博士從四位上に任ぜらる。爾しより叡山の坂本にも住せしと也。簠簋抄云、道滿は薩摩國の人也と。然るに當國小田郡尾坂村の上谷を過て阿倍山へ入事十町計り、奥の谷川より西側に道滿屋舖とて有、辰巳の方山の上に廟塔有、舟子迫山と稱す。道滿の是又地跡成べし。世傳に曰、吉備公の子孫下道郡に居給ひ、清明淺口郡に住侍れば、天文道修行のため、薩州より來りて尾坂村に住侍ると云傳へ、道滿住せしより阿倍山と名附しと也。連島を、昔は阿智と申ける、和名に見へたり。江長・大江・宮浦・藻浦・矢柄・西浦とて六浦有。聖寶尊師は當島矢柄の出生たり。眞雅法師に隨ひ、讃岐にて得度有し故、釋書には讃岐の人と記せるもむべ也。讃岐國鷹飼能化寺は、妙智山正覺院也、此寺の觀音に父母立願して誕生と也。聖寶自筆の御影、正覺寺の什物として今に傳はれり。又當浦矢柄山寶島寺は、尊師開山にて、出生の地たる事決焉たり。御自筆の經文有て傳はれり。東大寺に居住有。役の優婆塞の已後、金峯山の難所を踏開き、貞觀の末に醍醐寺を開闢有、延喜九年七月六日が歸寂也。釋書曰、聖寶は讃岐國の人にて、仁皇四十九代光仁帝の後胤也。年十六にして眞雅法師の許に行て得度せらる。元興寺の願曉に二輪宗を學び、東大寺の平仁にしたしみて圓宗唯識を習ひ、同じき寺の

玄奘に近付て花嚴をしも傳へられける。其明寺に於て寄床につかれけるに、太上皇御幸成給ひて、其心地を問給へり。平生に持給へる如意の有しが、沒後になり、しかも世々を歷るとはいへども、猶東大寺の東南院に此如意を傳へて更寶としける。興福寺の維摩講師にさゝれたる人、必此如意を執て講演の事を奏じけり。其秘藏の樣具の角の如意事を計るべし云々。仁皇六十六代一條院永延十年、御堂關白藤道家卿の館に、陰陽の術卜ふ人の言し達しけるは、其日其折節にも成たば、必家の内に怪知の事あるべし、用心專要たりと告知したりしかば、相國其日に於て堅く門を閉して、來る客をも不逢歸されけるに、夕方の七時分に至りて表を叩く者有、誰やと問ければ、和州よりまいりたる瓜の使にて侍ると答へし哉、是は別儀もあるまじき事とて、門をあけて内に納たりけるに、其時叡山勸修も同座に列なられたり。陰陽頭安倍晴明・典藥頭重雅も同じく座し居たり。其時に相國は晴明の方を見やりて、今日は家内に齋の祓のある日なり。されどもかゝる瓜は食しても苦敷からぬ事なりやと問ければ、晴明の曰、瓜の中に毒有、たやすくまいる事無用也とありしかば、相國是をきゝて勸修に語りて曰、ケ程數多の瓜子の中にて、何れが毒あるものならんと問れしにより、勸修其儘呪を誦して加持せられしかば、忽一つ瓜のきらに踊り出てふしまろびぬるを、一座の人々是を見て驚き怪しみけり。其時に當りて、重雅は四袖よりしも一の針を取出して、其瓜に刺たりければ、其動ける瓜忽靜りて本の如くになれり。頓て是を割(サキワリ)てみれば、中に一匹の毒蛇有、其眼を針にて通してぞありし。されば先の占を告たる人の言るは此蛇の事と知れたる。京中の傳へ聞人々、此三人何れをろそかなるもなく、皆其術に長じたる事を奇特の事に嘆じける。

水島墳　柏島内。

當寺開基、上興業昇將軍四代の苗裔右合若大臣系村の嫡男守興の子也。當寺は天の眞石井の幽石たりと云々。壽永二年閏十月、平家大將本三位中將重衡・越前三位通盛、此所小島とは申ながら、水島山なれば墓地とは成給ひけり。源氏大手ノ將海野彌平四郎幸廣、搦手の大將足利判官ノ義清、同討日に合戰、源氏方　將義清は越中次郎兵ノ盛次に被討給ひしより、軍敗れにける。海野は清和天皇の季子を貞秀と申、是を滋野親王と號し、幸恒を生じ、始て信濃國海野鄕に居す、故に氏とす。幸恒七代の孫を小太郎幸親と稱す。幸親嫡男彌平四郎幸廣也。次男を幸氏といふ、左衞門尉と號して木曾義仲に事ふ。清水冠者に隨身して鎌倉に下り如謀を顯す。後右大將家の臣と成て、建久四年武衞富士の狩場にて、曾我祐成・北條時宗

敵討の時に、後難に向ふて創を被るもの、最初に當野幸氏・愛甲三郎吉秀・加藤田・岡部彌三郎・堀・藤田・臼杵八郎・平子平馬尉等也。功を論ずるの日、幸氏其一二たり。嘉禎二年北條五郎時頼始て流鏑馬の時、泰時故實を小太郎幸氏に議じ給ふ。嫡孫彈正少弼幸隆眞田庄に遷居してより、假名を眞田と改稱す。傳曰、孝靈天皇の御宇、南蠻・西戎屢々蜂起す。依て皇子を以て西南藩屏將軍となして西南に趣き玉ふ。豫州において和氣姫を娶て三子を産す。嫡子豆州に遷住して神と現じ玉ひ、從一位諸山積大明神と號す。第二の御子吉備の山下に住玉ふ、備前の小島是也。子孫三戸に成て繁榮也、依て三宅と稱す、兒嶋も又同流也。第三の御子與州和介の三津の浦に着玉ふ。當國の主と仰ぎて越智親王と號すと、越智の姓の祖たり。其子天狹貫中其子天狹介粟鹿三並熊武伯但守喜多守高縄高箕勝海久米丸百味百男益射、益射伊與國司に任ず。推古の御宇、三韓鐵人を將として八千人を渡す。益射一射にて射留給ふ。伊與王子より益射迄十七世たり。

都宇郡四郷　河面。撫川。深井。深井主。

妹尾城　妹尾村。

當城主、孝光天皇苗裔紀朝臣妹尾太郎兼康。祖父妹尾大夫益川保元の亂に義朝に與し、朝敵たるに依て薩摩守忠則預り給ふ。兼康生長の已後軍功有、平相國の下知に随ふ。既に備前・備中・備後三ヶ國の官領となる。木曾追討の時、侍大將五人の内、兼康其一人たり。嫡領雲州尼子家に随遂、妹尾十兵衛尉兼秀寵臣の随一にして、軍功度々有、小田原陣に妹尾下總守武則、岩付三の丸城將たり。

東鑑曰、元暦二年四月二十九日以備中國妹尾郷被レ付、崇徳院法花堂是爲レ沒、管領頼朝公所下令ニ拜領一給上レ之、仍爲ニ奉資一被御菩提備□（缺字）僧供料。

當郷に兼康宮廟を建て、妹尾明神と號して今に祭典斷る事なし。兼康事跡源平盛衰記に委しければ、爰に略し訖。

小倉城　撫川村。

當城開基、藤井久任。寛治年中在世と舊記に見えたり。天正年中城主伊賀左衛門尉久隆切腹已後、毛利家より城代として、上山兵庫介・植民部大輔。

天正十年太閤秀吉當發の砌り落城に及ぶ。城中より火筒炮𨪙を拋ければ、寄手の討死一時に山を築き、屍を壕外に横へける。城方には村上新五左衛門・内藤七郎左衛門・光畑兵部勇功を顯す。手負を知らず。備前勢には沼本新五郎・猪村五大夫討死し、手負數百人有けるとかや。久隆嫡男與三郎、當城沒落の後、藝州に趣き、毛利より食地被宛行ける。

帝釋山城　　新庄上村。

高松城後詰のとき、毛利家陣場、領主は服部善兵衛尉。高松籠城の砌り、南陣に往返、安國寺と申合せ、和議首尾し訖。此地を、軍記には岩崎と稱し侍る。當郷中頃は加茂宮社領にて、大和西田氏領し訖。

日幡城　　日幡村。

城主日幡六郎兵衛尉景近。天正十年籠城の砌り、毛利の軍將上原右衛門大夫元祐。末島刑部少輔馳加はる事後太平記に委し。景近討死の後、太閤秀吉より木内隼人佐を検使として城を經歴し給ふ。

當鷺森田宮は、延喜帝、神泉苑の池の汀に鷺の居けるを、藏人を召し、鷺取りて參れと仰ける。取へんとて近付ば、羽つくろひして立んとす、宣旨ぞ、罷立なと申ければ、飛去る事なく、手にとまりけるを叡覽あつて、勅に随ひ去ずして參る條神妙也と、御宸筆にて鷺の羽の上に、汝鳥類の王たるべし、と遊ばされ、五位の位を勅許ありて、札を付て放させ給ひければ、宣旨蒙りし鳥也とて人々恐れなす。其鳥備中國へ飛來り、死後に此森の中に祭りける故、鷺の森と申す。此鷺を五位鷺と名付侍りしと也。

岡崎城　　鴨庄村。

城主岡本隼人。天正十年籠城、東の丸に、當國住人生石中務を毛利より籠置れける。備前勢小倉の城を攻落し、同日當城に押寄せ、八角四方を掠めければ、終に落城し訖。

河屋城　　矢部村。

城主川田八郎久貞。太閤秀吉駿河國沼津當御本陣にて、大指物を立て通る、姓名をお尋ねにて、御褒美ありしは相州小田原陣の時也。久貞嫡男河田太郎左衛門久勝代、備後國浦

部村に所替也。然る備、河田八郎を軍記には、備後の住人と記するは、爰に誤るもの也。當城天正十年太閤雷發の砌り降旗す。

大阪陣に、松平宮内少輔忠繼朝臣、今移の仕寄にて、鐵の楯三枚入用ひたり。大野主馬手の者、石火矢を以て是に對す。件の楯の陰なる勇士堪兼て、三帖共に捨置て竹把の中にぞ引入ける。忠繼大に怒り給ひ、誰か有、あの楯取て參れ、と仰ければ、河田八郎件の楯を三枚共に輕々と取て小脇に挾み、城中を白眼で靜々と味方の陣に引入る。此楯一枚八人持の楯なれば、八郎が力二十四人に對す。

當邑に、楯衛とて吉備明神の御陣場有、楯衛明神と號す。領主の八郎、鐵の楯に力を出して名譽を顯す事、奇妙の幽跡、仰で信ずべし。

萬壽城　　深井庄。

當城は、壽永二年木曾義仲下知として、今井四郎兼平點檢して草創す。

足利義淸•海野幸廣水島合戰に討死有しが、義仲大に怒りて、敵に勢の附ぬ先に追殺すべしとて、自諸軍を點檢し、都を立て當城に屯し給ふ。平家物語には、備中國萬壽庄に着陣すと記し訖。詰る所に、樋口次郎兼光使を馳て申けるは、十郎行家俄に野心を挾み、讒訴あるのよし告たり皃。依て一先軍を歸して重て軍慮有べしとて、引歸して馳上らる。行家手勢五百餘騎にて丹波路に落行ける。播州室山にて平家と戰ひて、一戰に打負け、高砂浦より舟に乘、河内國長野城に楯籠る。義仲は、夫より北陸の兵五百餘騎を卒して帝都に在陣、壽永三年正月、征夷將軍の宣下をぞ賜りける。

賀陽郡八鄕

庭妹。　板倉。　足守。　大井。
阿宗。　服部。　八部。　生足。

高松城　　高松村。

當城開基、淸水長左衛門尉宗春。元來宗春は地頭片山村高山城主、石川源左衛門尉長臣也。天正三年久しく三村元親妹聟たる故に、松山に籠城討死、已後家臣たれ共、忠義有により、毛利家是を感じ給ひ、石川救代の所領を淸水宗春に恩賜ある。淸水名は、淸和源氏にて、攝津守賴光嫡男左馬頭賴國の嫡孫、淸水新藏人賴高元祖たり。賴高は承久合戰のとき、京方大井戸渡の大將を蒙る。

天正十年太閤水攻の構攻を廻し玉ふ。塘の根置十二間馬踏六間也。五月榮華の節なれば、巳二十三日甘雨洪水にて、城下一片の江湖となる。依て當城極運に付、衆命に代り、清水長左衛門兄月清入道•難波•近松も一同に切腹、忠死を遂げ名を後代に殘し鬼。切腹の砌り、月清入道誓願寺の悲舞を謠ふ。聊も臆したる顏色なし。其後長子源三郎、過分の恩賞を毛利家より被宛行訖。

經山城　中島村。

當城主中島大炊介。其先祖は、大職冠十世維幾一男、二階堂爲憲の末裔。父祖遠江守親行は、備中前の守護上村実親•上野氏之•石川久孝一族たれば、清水一家に緣結し、備中に下りて中嶋を領し、此度一千騎の大將として番丘の手崎を守り、勇功を顯し訖。高松城代松原七郎左衛門盛重入城の後、毛利家より、大炊介にも則賞をぞ賜りける。

鬼城　阿曾村。

崇神天皇の御宇、吉備の冠者が籠城せる處也。依て鬼ケ城と名付。五十狹芹彦尊征伐有、阿守森の膝岡山にて冠者が首を得たり。強め、武垣安彦命と相約する事有を以て、王命に叛きし成べし。

鍛冶屋山城　大井村。

當城開基、大森次郎左衛門尉盛清。大和源氏大森彥七長盛一族なり。私曰。豫州眞寺は、大森彥七化生に逢の舊地也、

建武三年五月、將軍九州より攻上り給ひし時、新田義貞朝臣と、兵庫湊川にて交へ、合戰の有し時、此大森の一族、細川律師定禪に隨ひて、伊與國より出陣、湊川に於て手痛き軍をし、楠正成切腹に及びしかば、其勳功他に異りとて、數ケ所の恩賞を賜りしに、當國も細川定禪に與力の國なれば、便宜ありとて加恩の地を賜はり、子孫今に連綿として繁茂たり。

天正年中城主信原土佐守、當城宇喜多中納言幕下ゆへ、關ケ原亂後自然に沒落し訖。

古城　窪木村。

當城主世瀬川左衛門入道萠樺。建武三年六月朔日、細川定禪執事として、楠正成亡首を千劔破の城に持參し、將軍の宣ひ被遣し事、其一々演説し、恩見左兵衛•安田善七に會尺してぞ歸りける。子孫に至

り、名字を根屋と改稱し訖。

正成の墓、攝州湊川に有は靈墳也、(ムクロ)剛山の坤の方へ二十七丁下りて、千早村に至る嶺より二十餘丁下り行て、金剛山と千早との間に正成の石塔あり、頗大也、爰に有れば彼首塚也。

鍋坂城　槇谷村。

當城主鎮西八郎爲朝。九州を靡し惣追捕使と稱す。

日本第一健弓大弓大結兵なり。矢の根七寸五分の丸根と、保元物語にも記し侍る。袋井法師の琉球記云、鎮西八郎此嶋に來り逆賊を怖さんがために鬼神(所の名也)より大石を取て積礫をなすと有。爲朝卿守本尊當邑に傳はりて、今に靈驗あらたか也彼卿の事跡南浦文集に委し。奉勅肥後國逆徒退治成功の後、東肥前に在住、即其地を屋敷原と稱す。太平記大全には、九州田根といふ所より被召て、伊豆國に流され給ふとあり。

井山城　湛村。

城主矢尾入道。楠黨矢尾別當の後胤たり。別當顯幸は、正成養子、百五十騎にて屬し、大塔宮より僧正號を賜る。

抑々井山寶福寺は、其昔、此寺の北の方、後なる高山の峯に寺有て、天台宗にて、宗純庵と名付けしと也。其頃雪舟師の弟子玉齢和尚本堂を建立し、當寺の開山とす。茂かゝる谷の埋木時を得て我はなかれど紅葉しにけり、とは純庵和尚改宗の詠歌たり。楠八臣、和田・恩地・矢尾・湯淺・志貴・橋本・安間・早瀬。

しらけヶ城　宍粟村。

城主赤木左衛門尉忠興。先祖赤木太郎平忠長より十代の家嫡たり。事跡當邑に傳はれり。

野山城　野山北村。

城主野山宮內少輔庄勝。次間習也。

元來細川家の門葉にして、永祿十一年浮田と合戰軍功有、當邑寒松軒は、日貝(貞カ)の住給へる舊院也、弟子日芳に寺を讓り、境智寺に來り、番神問答を著述し、吉田兼興より嘆美の賀書を被遣しと也。日貝の事跡は龍花傳にくはし。

大渡の城　美袋村。

城主結城民部尉忠秀。天正の亂に一戰の後、兒嶋に遂立退ける。永正年中城主田邊出雲守高倫也。高倫は陶山の嫡家小田郡笠岡山城より移城已後、田邊と改名。代々の城地大内家の掌握に入しかば、田邊と改名有けるは理とぞ聞へし。陶山の家紋洲濱也。笠岡山城小溝の堀、洲濱形の堀故、家の紋とぞなしけると也。

おもひ出て淺りやせましゆらの戸を美袋の舟の梶を絶てや、と古歌にも侍れば、大渡りの城と名付けるなるべし。

板倉城　板倉村。

城主陶山左衛門頭道勝。妹尾旗下たるにより父子菩提のため出家、陶山道勝寺とて、宮内吉野口に寺院有。壽永二年十月、妹尾太郎兼康子息小太郎兼光籠城、寄手の大將今井四郎兼平也。終に妹尾父子郎等宗俊ともに討死。

板倉川のほとり、轟の橋にて兼康辭世に、いにしへの奈良の都は現にて夢路をたどる轟のはし。當時惣葉村の内に有、此はしは仁王第七孝靈天皇行幸の時、御車通路の爲石を渡しければ、轟の橋とは名付侍る。

古城　日近(チカ)村。

城主日近修理進。時代未考。

忍(オシ)の城　上高村村。

曰、畦忍(ウネヲシ)山城共稱す。

城主伊賀伊賀守。平信長卿下知として當城主と成。伊賀守事跡、信長記に出たり。本知西美濃にて、其先祖は、大職冠四代英名卿後胤也。天正八年宇喜多家領主。宇喜多信濃守岡惣介籠城、相從兵一千騎、毛利の三家三萬騎に對して籠城、下濱左衛門夜半に忍入、陶屋に火を付落城。其後毛利家より桂左衛門大夫・岡宗左衛門を入置れにけり。桂は窪屋郡日吉庄の領主たり。

土田城　下土田村。

城主藥師寺彌五郎久朝。

吉備津宮寶納太刀柄五尺八寸長七尺餘、精兵たる事知るべし。樊噲・關羽の勇威思ひ知らるゝばかりなり。寶納の野劔四振有清水長左衛門宗治・藤井新介廣吉・笠原八郎淸重、一腰は青江、三腰は長船作たり。

藤澤城　　上土田村。

當城は藝州持、城代山縣三郎兵衛尉。

東鑑云、元暦元年十月參州於安藝國行賞於有勳功の輩是依武衛仰也山方介爲綱殊被抽賞軍忠越人之故也云々。

鞍山城　一名、宮磁山。　上足守村。

當城主貫永年中賀陽義藤。其遠祖は孝靈天皇第五皇子稚武彦命、母倭國香媛。大系圖帝子傳に事跡顯然たり。寛治年中、賀陽貞政世々吉備津宮の神官として大祝也。良藤・貞政の事跡、舊記に載る處洗焉たり。吉備津彦命鞍味して勝軍遊ばせしより鞍山と稱す。關々浪森神社は津田村に鎭座也後年宮磁山城と號す。天正年中城主小早川左衛門大夫、冠城御責の時落城す。

清水山城　　下足守村。

城主岡剛介。宇喜田家の長臣岡越前一族。越前嫡平内は明石掃部聟にて、父子共妙顯寺にて切腹、大阪亂後の儀也。明石掃部大輔、全登は城内十人の別にて年來大名衆と稱し、諸人に冠たり。掃部家臣柳瀬又左衛門は、水野家の臣横田義太夫討取畢。

冠城　　同村。

當城開基、河津左衛門尉氏明。足利將軍執事、高家の一族也。

觀應二年正月高越後師泰石見の國を打立馳上る。已に備中の合戰に討勝ぬ。是より播磨迄は、道の程事あらじと思ふ所に、美作國の住人芳賀・角田の者ども、相集りて七百餘騎、杉坂の道を切塞で越後守を討留んとす。只今我國の軍に討勝て天地を凌ぐ、河津・高橋の兩一揆、一矢をも射させず抜れて懸りつれば、敵一たまりもたまらず谷底へまへり落て、大略皆被討にけり。同二月、將軍執事兄弟光明寺の麓を御立ありて、兵庫の湊川に馳向ひ給ふ。畠山阿波守國淸と合戰、河津左衛門氏時・高橋中務尉英光先陣に進む。事跡太平記二十九卷に出たり。河津氏は大職官十代二階堂爲憲八代後胤、河津六郎祐道元祖、舍弟九郎祐右伊東の祖たり。當時河津家の嫡流を犬飼鳥羽と名字を改稱して子孫繁茂たり。

天正年中城主林三郎左衛門・根矢七郎兵衛・鳥越左兵衛・松田左衛門尉、同十年四月落城。寄手の一番乘加藤虎助、二番美野部十郎、三番山下九藏。合戰の始終陰德記に委し、寄手大將織田。御丸・御本陣當邑湯船外形。

戸城　　八田部郷。

當城主薬師寺十郎朝貞。

建武三年、直義朝臣備と湊川にて合戰の時、直義朝臣戰負け引給ひける時、馬に矢中りて已に被討給ひぬと見えけるを、薬師寺かへし合せて、黨二[illegible]切て落し畢。薬師寺も郎從六人爰に被討、其身も四ケ所手負てけり。其ひまに直義朝臣は北延給ひぬ。十郎尋常の兵ならば、既に討たれぬべけれども、力量人に勝れ、早業たぐひなかりければ、一命恙なし。太平記にも備中の住人と記して、當國の兵士たる事顯然たり。

近世薬師寺を西園と改稱し、一族、堀•龜山•池ノ上•福竹、世々武功有て、攻戰の名人皆知所也。薬師寺は秀郷朝臣の後胤にて、阿波守朝村始て薬師寺と稱し畢。

堀ノ内城　同郷。

當城開基頓宮四郎左衛門。

後醍醐天皇未笠置に御籠城の時、兒島備後守と一手に成て千種家に屬し、六波羅退治の時は、西山峯の堂に居たりけるが、忠顯卿峯の堂を去て八幡に御在し時、赤松圓心に屬してけり。建武の亂の頃、細川定禪に屬して軍功度々有、事跡理盡抄に委く載たり。

吉備城　宮内。

孝靈天皇の皇子五十狹芹彥尊。

崇神天皇御宇四道亂る、依て四人の將軍を遣し平治ある。四道の將軍、武渟川別•丹波道主命•大彥命•吉備津彥尊、是日本將軍の始也。五智薦を副將軍として、吉備國に遣玉ふ。時に賊有、吉備の冠者といふ。剛强有て人民を惱す、五十狹芹彥尊を遣し討玉ふ。吉備の冠者を討給ひしより、吉備津彥尊と稱し來る。神皇正統記云、崇神天皇十年、叔父武埴安彥命朝廷をかたむけんとす、印綬を給ひて、十月將軍發路す。十一年の夏に、四道將軍戎夷を平らげぬるよし、復命し訖。

夫史者道を載て鑒る所、政事の得失たり。當國の古城主及忠臣•義士を闡揭し訖。其國光を觀、氏族の淵叢に涌ずるを、増益の事とする而已。

元文二丁巳孟春吉日

古戰場備中府志　卷之五終

池田家中某氏

島原陣覺書

全

島原陣覺書

黒田右衛門佐殿
寺澤兵庫殿
　　御上使 林丹波殿　戸田左衛門殿
鍋嶋右近殿　　榊原飛彈殿
有間兵部殿
松倉長門殿　　牧野傳藏殿
立花左近殿
　　松平伊豆殿
長岡肥後殿　　馬場三郎左衛門殿
　　石谷十藏殿　これはうま武者。

一、嶋原御城代久留嶋丹波殿・小笠原壹岐殿、丹波殿は本丸、壹岐殿は二ノ丸惣かわに御座候由候事。

一、天草とみ岡の御城代松平主税殿・伊藤大和殿、主税殿は本丸に御座候、大和殿は二ノ丸惣かわに御座候由候事。

一、おらんだもの舟にて船え石火(矢)屋打申候事。（但鍋嶋殿先手にても御打を被成候事。）

一、長崎に就申候白船三ぞう呼に被遣候（一そうは茶やの四郎舟、一そうはすへ次平藏舟、一そうは角藏舟之由に候）事、何も日本分之由申候。

一、火矢之事おらんだもの又は此方のものにも御いさせ、城之内こや共やき候はんとの事、組者より近く御よせ候て、射申筈之由に候事。

一、大坂よりためし具足三百領かなたて五六十御取よせ被成候由。

一、おらんだ船へ伊豆殿より毎夜番衆侍四五人づゝ被遣候由。

一、正月十五日に城より矢文をい申候、但鍋嶋殿先手へ（之朱書）、同十六日に上使衆より返事遣され候而、様子は十五日の

四ツ時に城のへいより外へ二三人出候所を、鍋嶋殿先手より鐵砲きびしく御打せ候へば、さいをふり申に付、矢留に仕候へば、天草のかうつら（マヽ）の惣右衛門と申ものにて候、御返事を被下候へと申候、以來御用候はゞ宗右衛門と御呼可被成候、可罷出候と申候。扨次十六日に彼宗右衛門御呼せ候へば、右の宗右衛門は不出、二三人出候所に、此方さくより外のしほ入のみぞ迄、返事をかちの三人にもたせ御出し候へば、城の者一人出むかい、わきさしのつかに手をかけ、左の手にて返事請取申候由に候事。

一、同十七日に肥後殿手へ、又矢文い申候、同日に御返事被下候樣にと、右之通にさいをふり城べいより外へ出申候へども、其日は返事不被遣、次十八日に文箱へ入、又よび出し被遣候、其時城の者申樣に我等城へはいり申候刻鐵砲きびしく御打せ可被成候と申合候由。扨城へはいり申と、此方よりも城よりも平に鐵砲打申候由に候事。

右之矢文の樣體、御返事之樣子ふかく御おんみつの由に候事。

一、正月十八日に伊豆殿、何も使者共に明日十九日晝時分に罷出候へとの事にて、三原左衛門承候て、此方へ被申渡候事。

一、十九日に諸方の使者共伊豆殿へ參候、御上使何も御座と見へ申候。扨伊豆殿。左門殿御出、御兩殿被御渡候樣にと平に御じぎ候て、伊豆殿被仰出候は、

今度みな〱これへ被參候使者衆へ、自我等以下衆には右より如申、我等共に用事候はゞ申せとの事候へ共、用所可申事無之候間、國々へ御戻有べく候、第一使者の書付見申に百人に及申候、れき〱と見へ申候間、下々大分に可有之候、たれけじの者でも無之候へば、軍法を御そむき候へば、對公儀不可然、然上あまたの事に候へば、下々ゆい事仕、諸事不法度に候へば、其主々のため迄もいかゞに候、併先手の衆に繰引も候て、いづれにても先手へ加り可申と被存候衆有之においては、たれの手へ加り申と此方へ書付可被遣候、其段は兎々の分別次第にて候、左門我等へ御つき候はんと被存候、右は何も早々御歸可有候、軍法を一はり候へば其主々の儀は不及申、我等共迄迷惑仕事候、其心得可有と、

たゞ如此之被仰樣にて候、此方よりたれ何かと申候返事申も無之候、やがて重て御返事可申上と計にて候。扨御

雨衆御はいり被成、其後能瀬四郎右衛門殿御出候て、只今如被仰候、何も被仰下候者、御かき付御上げ可被成候、今日にても明日にても不苦由御申候事。

一、同十九日・二十日兩日に何も書上げおもい〳〵に仕上げ申候。但二十一日・二日にもおそく書上げ仕ものも有之由。

一、伊豆守様へ池田出雲守方より使者二人奉付候。

御家中再後軍法堅相守可申候條、御下に被召置候はゞ忝可奉存候。以上。

正月二十日　　水野左大夫

能瀬四郎右衛門様　　安養寺縫殿助

一、城より十九日のあかつき落人二人、一人は年寄、一人は二十計りのものにて候。其者申様に我等共御ゆるし被成被下候はゞ城へ罷戻すきを見申こやへ火をかけ可申候、我等おやこ共十八人計りも御座候間、御たすけ候て可被下候、左候はゞ御しばり候て可被遣候、城にて可申は兵粮ふせりい申内にぬけて參候由可申と申に付、此方御上使衆御内談に、尤に候、あつぱれたすけ戻し候とて、よはみにもつよみにも不成候、若火を付候へば能候とて、なはをかけ二十日の夜あけに城へ被遣候由に候事。彼者參候時、城よりたいまつ出候、見申所に彼者よばゞり候へば、扨も罷戻候哉とどやあき申候由に候、彼者天草のものにて候由申候との事に、右わかき者は七平と申由に候。

一、ます田の四郎、此者は近年肥後國うとゝふと申所にい申由に候、今度天草へ參、其後有間候まいり、何もキリシタン立歸候へと申、大將仕の由に候、然而四郎はゝ・同ばゞ・あね、此ものども肥後殿より御とらへ籠者被仰付候由に候所に、天草に四郎あねむこの兄大屋野々小左衛門と申者御座候、四郎申様に、はゝ・あねとらへられ無是非と申に付、彼小左衛門しのび參らんとて參候を、御とらへ候由に候。

一、小左衛門を伊豆被召出、四郎儀など御尋被成候へば、申様に、四郎はせがれにて無十方、おや申なしに、四郎人間にて無之候、めいよの有之由申候に付、みな人だまされ申候、我等も共通に御座候。

一、右のはゝ・あね・小左衛門、此者を肥後へつれに被遣、當月二十日に參候哉、二十二日に此方よりさくぎわへつれていでよばはり、四郎はゝ何もつれ越し候、あいたく候はゞ、あはせ候はんと申候へ共、何とも返事は無之、鐵

炮二ッ三ッ打申候に付、此方へつれて引申候由に候事。

一、二十一日之朝、城より右のごとく罷出、矢留仕申候は、此後は通路仕間敷と申候由に候處、此方より矢文可被遣とて、肥後殿先手しよりにてよばりまねき候へ共、出合不申候、鐵炮打かけ申由に候。

一、當二十二日に江戸より上意之旨伊豆殿・左門殿へ申來候、御名代に被遣事に候間、いよ／＼御法度のごとく、兩人共にはた元に罷有べく、少も先懸仕候はゞ、急度くせ事に可被仰付候由に候、大軍の事に候間、諸勢扶持方につまり候はぬ様に可申付候、九州にて兵粮たり不申候はゞ、近國より兵粮取よせ可申し、又釜元萬不自由に無之様に、諸方より町人以下よびよせ可申之由、爲上意被仰下由に候事、諸人數とかくそこね候はぬ様に、いよ／＼可仕と被仰下候由に候事。

一、二十二日の晩、二貫五百目にて打申候、二ノ丸へい十四五間打こぼち申候事。右筒そこね申候（但、又三貫目の筒御座候、これにて又追而打可申之由に候、何もたゞしく打申候事。）

一、二十二日夜、鍋嶋殿ごぜいろうの前城山きわ迄五十間餘御座候を、半分しより付出し申候由に候事。

一、日根野織部殿、當二十四日に御歸被成候事。

一、城より二十五日に落人一人、（年二十計りのものにて候。）此者は天草にて寺澤兵庫殿俄に取合之時、ちり／＼に成候下々多候を、一揆の方へいけ取にとられ候ものと申候、城内にて我等の様成もの二十人計りもしばり置申候、二三日以前より五六人程なはをゆるし、たきゞを仕候へと申付候ゆへ、か様に罷出候と申候、（則なた・かまを持て參由に候。）右十九日の落人二十日に城へ被遣候、其ものゝ儀御尋候へば、其七丞はよく罷戻候とて、四郎おや子事の外念比に仕候。これは勝（城方）内にてかくれ無御座候、其外何事もしばられ申候へば不存候由に候事。

一、天草の右に書申候小左衛門に、伊豆殿御公使衆右よりの様子御尋候へば、四郎は十六に罷成候、尤よみものは彼是りはつに御座候、併せがれにて未無、十方之所に四郎おや分別を以て様々罷成候、おや申様は、四郎こそわが子と言ながら、人間にて無之候様に候、きとくふしぎなる事共有之由申ふらし、天草・有馬之者吉利支丹に立歸申

候、我等もだまされて斯樣罷成候、てきいか程謝申かけ候とも、まなこくらみやくにも立間敷候などゝ、いろ〳〵めいよの事を申候に付、誠と存候へば、昔僞の仕合無是非候、別に申分も無御座候と申候處に、伊豆殿被仰樣に、おのれゆるし候はんまゝ城内にはいり、内をさはがしてかけはしり火を付出候はゞ、一門たすけ、其上ともかくも望のごとく能して可遣候、何々と被仰て被遣候はゞ、おや子供あまたい申候、御意之通に可仕候と申候時、其證據はと御尋候へば、小右衛門申樣に、何にしるし可仕儀も無御座候、まことゝ答まじく、とかく我等一人被遣候とて、よはみにもつよみにも成申間敷候、其は分別にて候はゞ、御意次第にて候、とかくいづれの道にてもたすかり申事にあらず候へば、御意次第と申候、於其儀は肥後へ遣はづにて候へども、先此方に置、分別して可被仰付候由と聞へ申候事。右肥後にてきうめいにあげ候へ共、伊豆殿御前にて申より外、別事も不申候樣に候事。

一、正月二十九日の八ツ過に伊豆殿衆 但牢人之由申候、 申候、火事參候、但一二間やけ申候、同夜の八ツ時分程に板倉主水殿衆、但使者の者。 い候て、火を出し候由に候事。

一、おらんだ者、石火屋さげ候て、頭分一人あやまち仕相果罷戻候。但正月二十九日に罷歸由。

一、黑田右衛門佐殿鐵炮之者、山へこや木取に參、きりしたん二人とらへ申候。此者申分は、煩候てい申候故、城人よせ付不申候、則一向宗之由申候事。但正月二十九日之事。

一、四郎相手の子八ツに成候を、城中へ二月朔日に右衛門佐殿手の者より被遣候。惣方矢留にて、此方よりめしつれ、城の近邊へ參候てよばり候へば、城より二人出申候は、其に御待候へ四郎おや子に申聞ての事に可仕とて、其間またせ置、頓而罷出、さらば其子を此方へ可被出候、貴樣は御歸可有由申、扨子を二人していだき城へはいり候し。彼小左衛門と申ものよりも狀を遣候由、樣子の段は一圓しれ不申候し。御けいさくの樣子と風聞に候事。右左衛門佐殿のとらへ候もの一人相添被遣候事。

一、正月二十九日之夜、二十人計城より肥後殿先手たけたは近所迄參、中に一人竹たはぎわへ參候を見合、とらへ候はんと仕候へば、海手へにげしを追付候へば、海へにげこみ候を、舟手にてとらへ候はんと仕候へば、長きぼく

とうを持ふりまはし候に付、とらへ候事不成、ころし候し、殘のものは、其様子見候て、城へはいり申由に候。落人にて候はん共申し、又たけたは度々出候共申し、度々のさたにて候事。右死候し者、大わきざしをさし抜ぼくとうを持申候由候事。

一、正月晦日の夜、落人一人御座候。此者申候は、水ゝみに出候しとて、たばかりおち候しぼうなく候間、長刀ばうに可仕候とて、則なた長刀を持出し、城内之儀御尋被成候へば、何も落たがり申ものゝ多御座候へども、かたく番を付申候に付、おりふし又城内之者半分はきつて出候はんと申候、又半分は無用にて候、出候はゞしそこない可申候、其上てき地にて相果候はんよりは、城内にて果申こそ本望にて候へと申候、乍去、切手出候したくみは、火を付申者のあて、竹たば取申候者のあて、大づゝたま藥取申ものゝあて候様に、それ〴〵手あて仕候、いかさまつまり候はゞ、きつていで可申と候し由に候、第一玉藥無之とてとり申度と申候由申候事。

一、本郷外右衛門殿、御歸被成候事。

一、宮木越前殿・石川彌左衛門殿二月三日に御參被成候事。

一、酒井内幡殿・駒木根長次郎殿爲御上使二月朔日御越被成候。御上意に一揆の城三ノ丸、又は出丸、此二品とられ可候して取可候、人一人にても、そこね可申儀に候はゞ無用にて候、人そんじ申候はゞ、くせ事に可被仰候と、かたく上意之旨候て、伊豆殿内々答候。返言上被成候と、御上意不相違候だん、事の外伊豆殿御滿足がりにて候由に候事。

一、細川越中殿、先年より金ほりを入、御ほらせ被成候、正月晦日より朔日迄十一三間ほり入申候由に候、よき時分迄ほり入候て、鐵炮の藥をこめ火を付、あたの上をやきおとし可候しとの御たくみにて候事。但三ノ丸、但立花殿・玄蕃殿・鍋嶋殿手よりも金堀入申候て、へいの下堀廻り下へ落申様子と聞へし。

一、二月八日に彼四郎おい城中へ被遣候、様子はいか様の儀にて御座候も、一圓知れ不申候。則同日に歸り候し、今度は返事之様子も不承候事。

一、同八日の夜、黒田右衛門佐殿こや場より火事參候、次の日之甚越中殿こや場より火事出、家數多やけ申候事。

一、同九日の夜、越中殿先手三ノ丸にててきどやめき申候由にて、陣中さはぎ申候事。

一、同九日のあかつき、落人一人御座候。此者申分女防せがれ城內にい候し、水くみに出候しとて、たばかり落し、城內之儀御とい候へば、わたくしは三ノ丸にい候し、三ノ丸に鐵炮四百丁御座候、はんまいの儀は、いかほど御座候も不存候。其丸々にて渡申もの御座候、ふちかたうけ取めしたべい候し由に候、此ものはさして樣子存候者とは見へ不申候由に候、彼七承儀御尋候へば、今は二ノ丸へ出し置候し、爰元の儀何樣之事も不候し、御大將の御前へ被召出候、夜番之者ゆだん仕候間落參候と計申由、承候と申由に候事。火の用心の儀に付、日々夜々少の間もなく、火番之者、多廻り申候由、申候事。

一、越中殿手より金堀、城べいの內へ堀入候所に、內々城之者へいのきわにあなを堀い候し故、此方より堀候あなへと行あたり、城內の者もきもをつぶし、やり長刀にて此方の者をつき候へばあたり不申、にへ湯などをかけ候へども、これもいたみ不候し、其內に此方より鐵炮之者など被遣、あなより城內之者一人打候し由に候、たてのいた。竹たば被遣、彼あなのやぶれを此方よりふさぎ申候。當月八日の事。

一、酒井因幡殿・駒木樣・長次郎殿被成御歸候。小笠原殿御着被成候。

右 島原陣覺書

池田家中 某氏

備前岡山市四番町十九番邸塚本吉彥所藏。明治二十九年三月採訪、同三十年二月謄寫了。

島原陣覺書 終

服部鄉圖考聞書

全

服部郷圖考聞書

凡田方六尺を以て一歩とす。四面各六尺なり。一歩は、今の一壺也。一壺は、一間四方なり。公儀御代官所、六尺五寸竿を一間とす。備前竿は六尺三寸を一間とす。本文の六尺は、日本の金ざし、高麗のくじらざしなれば、三十六歩を一段のかしらとす。三十六歩は、今の高畝一畝なり。三十六歩を、今一畝として、二割をのびせとす。三百六十歩を十二割たる其一つなり。三百六十歩を、一段のつもりとす。今の高畝一段なり、三百歩を一反として二割をのびせとす。

七十二歩を十代とす。是は、一反を五ツに割たるなり。十代は今の高畝二畝なり、十二歩をのび畝とす。一代は七歩二厘なり。こゝは一畝を倍にして、二畝のつもりにて言なり。二百十六歩を三十代とす。今の高畝六畝なり。三十六歩はのびせなり。二百八十八歩を四十代とす。今の高畝八畝なり。四十八歩はのびせなり。五十代を一反とす。一段は、今の高畝一反なり。此所上の三百六十歩を一段のつもりとすとある所へ應じてみるべし。

一段を一丁のかしらとす。一丁を十にわりたるなり。長さ三十歩、廣さ十二歩を一段として、十を合せて一丁となる。六十間に六十間也。或は六十間に六間ともあり。いづれも同じ事なり。十段を一丁のつもりとす。凡一丁は、三百六十歩をつもるなり。三百六十歩をつもりて十が三千六百歩なり。今の高畝一丁也。六百歩はのび畝也。

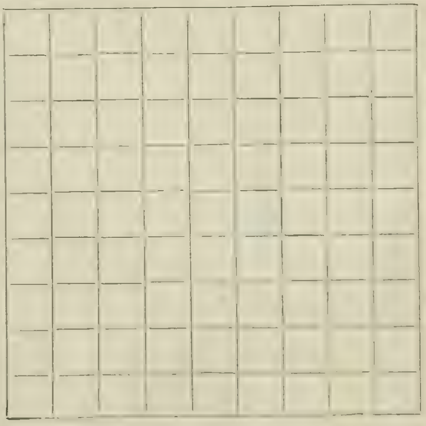
三十六丁を一里とす。三十六里を條とす。條は、北よりおこりて南にゆく、三十六條をかぎる。里は西よりおこりて南(東カ)にゆく、三十六里をかぎる。丁は、艮にはじまりて乾にをはる。但し已上國の例にしたがふべし。田令に曰、段の租稲、二束二把。慶雲三年九月二十日の勅書に曰、段ごとに、租稲一束五把をあつべし。弘仁式曰、上田一段、地子十束。中田一段、八束。下田一段、六束。下々田一段、三束。

服部郷、東西二十一町、南北廣き所十九町、せまき所十三町。郷内に里四ツあり。貴夜の里。神前の里。八妹の里。古郡の里。右の四里、今の人家在し所なり。是今のながら・くぼき・みそてなり。

卅六	廿五	廿四	十三	十二	一
卅五	廿六	廿三	十四	十一	二
卅四	廿七	廿二	十五	十	三
卅三	廿八	廿一	十六	九	四
卅二	廿九	廿	十七	八	五
卅一	卅	十九	十八	七	六

二

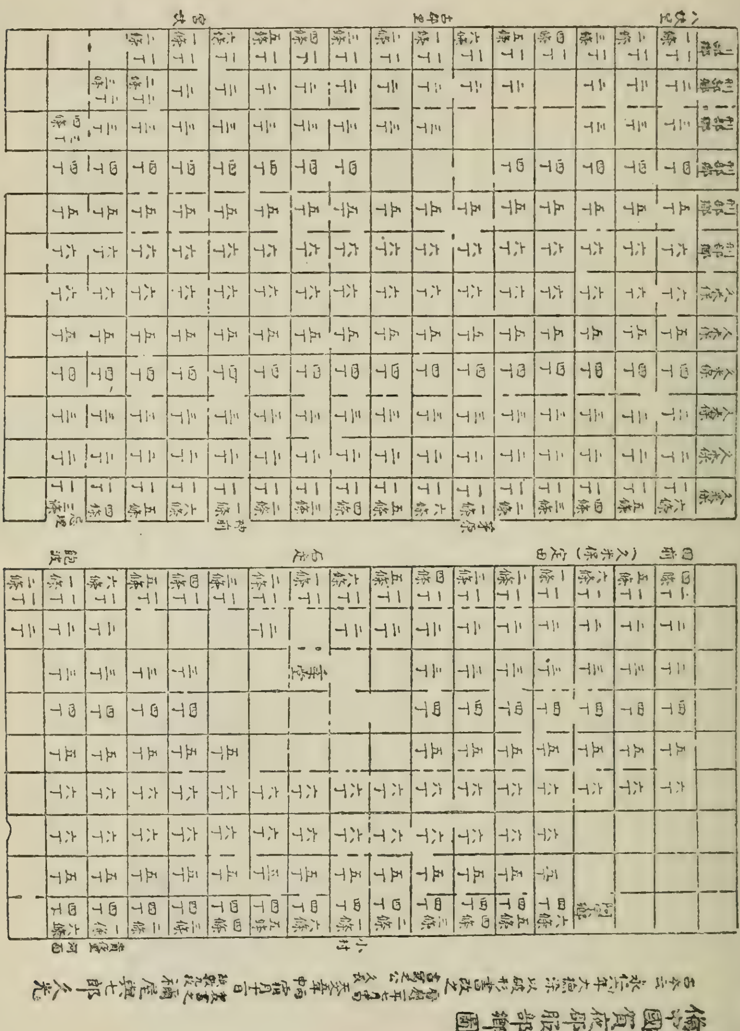
町つもり



是は今の一畝づゝにてなか一段也
一段づゝ十が一町也

一、河　面　三町。　二、貴夜の里　十八町。　三、小　村　十八町。
四、田　前　十八町。　五、定　田　三十六町。　六、石　走　三十六町。
七、鶴　波　九町。　八、忌　里　二十七町。　九、神　前　里　三十六町。
十、茅　原　三十六町。　十一、八　妹　里　三十六町。　十二、吉　郡　里　三十六町。
十三、宮　妹　二十五町。

惣て三百三十六町、右十三里の內、四里の外は、人家なき故、里といはず。東は、生石鄉。西は八部鄉。北は、阿宗鄉、久米の保刑部村。南は、都宇郡赤濱保、窪屋郡三須鄉。此圖永仁六年やぶるゝを以て書改とあり。備中國七十三鄉の圖七十三枚ありし內の共一枚なり。舊國府の國廳にありし圖なり。永仁六年書改しよし弘化三年迄、五百四十九年。


備中國賀夜郡服部郷圖

八妹里、六六三十六町の間、八妹里なり。一條•一丁、南北を條とす、東西を町とす。田九段二十、按ずるに、二十は二十代を言なり。相輔四段。助友二段三十、按ずるに三十は三十代なり。光延二段四十、按ずるに、四十は四十代なり。

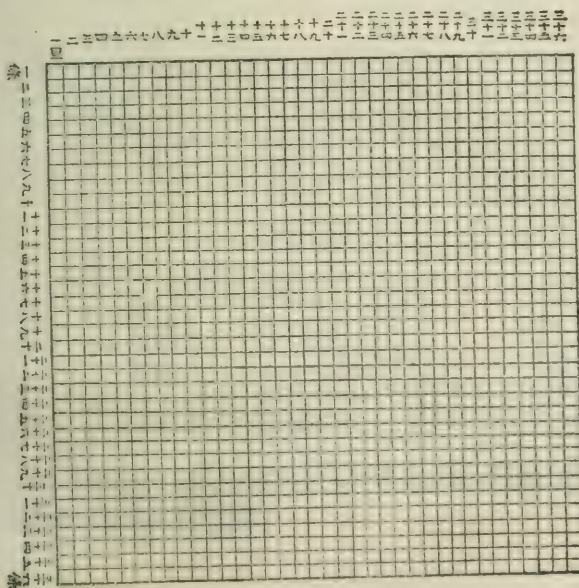
按ずるに、此三つ段の數合て八段なり。代の數七十代なり、七十代は一段二十代になるなり。

定丁とあるは、三千六百歩にて一町あるを言なり。定丁にあまりたるあり、足ざるあり、田の廣さ狹さによるなり。半とあるは、一段の半分を言なり。ゝをうちたるは、一代の半分にて、三十六歩を言なり。今の高畝一畝なり。

八妹の里の内、山崎に古郡の神社の宮山二段四十代あり、今の二反八畝なり、是は宮山の東へ落る水流れなり西は刑部の郷なり。宮妹川は、備中の風土記にくはしくみえたり、今は誤てせや川と言なり。ながら川も古歌多き所なり。國府の國廳は、宮妹川の西にあり、委くは別に考あり。

＊二六七頁備中國賀夜郡服部郷圖參照

＊此圖、孝德天皇の大化元年に郡縣になりし時に造られし圖をもとゝして、後に事を改め書しものにて、諸國郡縣の圖をとりし時の圖も、やがて此圖なり。事は後に改め書かへし故、後の事もまじはれり。此圖備中國賀夜郡國府の國廳に傳りしを寫したるものなり。



是は位とり也

永仁六年に寫せし時は、いまだ國府も盛なりし時なり、將監に寫せし時も、いまだ國府もありし時也。公の字の下虫くひて一字なし、公文とありし事疑なし。服部郷の公文にて雜司どもの寫せしものなり。天文に肅屋の祖與七郎といひし人の、此服部に在に寫せし時は、國府も、郷の公文所も衰へし時

の事なり。凡田舍を讀む學者、此圖によりて發明せば、諸國の事もつまびらかに知ぬべし。猶委しき考有之候得ども、こゝに不記、たゞ大旨を書付申候。ことに珍重すべきは、此圖也。地理の學に志すものは、見づては不叶ものなり。東大寺に越中國の圖出申候。同じもの京の三角の家にもあり、越中・備中兩國同じ時にかゝる圖の出し事も、我大君の大御みいづ故なるべし。

備中笹中
井上直澄樣

備前より
平賀左衛門太郎

備中國賀夜郡服部郷圖在中

右之通に、封じ紙の上に書付いたし有之候、備前二本松の東寶村前川左中家に、封のまゝ預り居申候を、先日態々取に參候而受取歸申候。猪大延引仕候段、御斷も無御座儀に御座候、今便返上仕候間、御落手可被下候 本文は先達而平賀より承候而、直に書取置申候、凡はわかり申候外に、小手之金物返上仕候間、御落手可被下候。以上。

井上直澄

藺屋七郎兵衛樣

右服部郷圖考聞書

備前國岡山市四番地十九番邸塚本吉彥藏本。明治二十九年三月探訪、同三十年二月謄寫了。

服部郷圖考聞書 終

備中國御領知村々御救御仕方儀ニ付御内慮御問答書

備中國御領地村々 御救御仕方 之儀に付御内慮御問答書

諸家領之通用銀札、前々より備中國御領知村々融通致し來候處、近年銀札元方引替差支、百姓共必至及ニ難澁一候に付、御救御仕法被ニ仰付一度、右爲ニ嘆願一惣代のもの御地へ差出、相願度旨村々擧而申立難ニ捨置一成行に付、去辰三月中、右願書差出取計方及ニ御問合置一候處、同六月中、猶又村々より申出候者、同年御年貢取立時節に差向難澁致し候に付、早々御救御仕法被ニ仰付一度旨、品々致ニ歎願一無ニ餘儀一筋之者候へ共、御地より御沙汰以前に付、種々及ニ理解一置候折柄、小田郡吉田村庄屋三右衞門、有田村庄屋倭作、入田村庄屋近之助、御地へ越訴、御廻米庄屋後月郡西江原村庄屋壽平、小田郡吉田村庄屋倭藏、俱々品々歎願申立、關東御領知御役所におゐて、御取調之處難澁之趣者相違無レ之候得共、越訴之儀に付、御取用難ニ相成一、當御役所へ申立、仕法取調請可レ申旨御理解之上歸國御申渡有レ之、一體、寶曆年中新規之場所者、銀札遣難ニ相成一旨御觸有レ之、何ヶ度郡中願出候共難ニ相濟一切手等之儀者、銀札に紛敷、後弊難レ計、御勘定所限之儀に候共、御聞置相成候はゞ、札遣御免にも相成候樣申聞方に而、相心得可レ申、當御役所におゐても、容易に難ニ聞屆一筋、乍レ去捨置候而者、村之衰微及ニ難儀一御年貢筋にも相拘り候趣に付、御領知村々に而私領銀札之惡弊不レ請樣、米穀其外諸產物賣捌方等、其土地之模樣に應じ、利害損益得與致勘辨、別段御救筋仕法取立可レ然、尤仕法取調に付而者、元金相遷り候得とも可レ有レ之哉之所、當節御納入之御時節に付、追而御繰廻し御整にも相成候迄、差向候處、如何樣にも工風繰合之上、仕法取調可ニ相伺一旨、先般御達有レ之候處、當二月三日前、書致ニ越訴一候三右衞門其外歸國、郡中惣代のものより申立候者、三右衞門其外のもの、當御役所を除、越訴いたし候段恐入候得共、素々難澁難レ忍無ニ餘儀一御地へ越訴歎願致候次第之處、銀札切手取引等之儀者、難ニ相成一御主意に被ニ仰渡一、御仕法之候沙汰者不レ承致ニ歸國一遠路罷出致ニ御愁訴一候而も、其甲斐無レ之成行、畢竟村之難澁罷在候始末申立方不行屆御聞取違にも相成居候儀與致ニ恐察一、此上に急速御救御仕法無レ之候而者、難澁至極に付、當御役所へ歎願聞屆無レ之上者無ニ餘儀一惣代のもの、倚又出府之上、始末再應歎願いたし度相心得候間、其段聞屆有レ之度旨、其餘品々再應願出候得共、既に御救御仕法取調方御達にも相成居候儀に付、此上御地へ御内慮伺之上、御沙汰之趣不日に可ニ申達一間、夫迄之處、相待可レ申、自然此上も越訴等致

し候樣に而者、無益之雜費相懸り、村之不爲之儀に付、決而心得違致間敷旨、厚及二理解一、惣代之者共、一ト先歸村申渡置候。

右に付、前書御達之趣を以、御救御仕法取調可二相伺一處、於二當方一も見込難二相決一候間、村之樣子抔をも、篤と相糺仕法取調方、其外御內慮及二御問合一候。

始末左之通に御座候。

一、銀札之儀に付、諸家向々不二相當成一仕成方多端有レ之、御領知百姓共、及二難儀一候段、相違無レ之始末之事。

是者、諸家にて、銀札遣ひ方之儀、前々より七八ケ年前迄、金高莫大之銀札を遣ひ出し、其銀札を、當時古札と唱へ不レ殘直下ケ、又は引替不レ致、銀札所持之百姓損失に取向け、七八ケ年前より、新規遣ひ出し候銀札を新札と唱へ、餘程金高遣用候へ共又候直下げ、或者引替不レ致、是又所持罷在者之損失に取向け、幾度も右樣に繰返繰返、新銀札を遣出、正金を取込、不相當之仕成方、公儀願濟に無レ之、御旗本小給所等にて、勝手儘に新銀札を遣出し、正金を取込候ては遣出し有レ之、銀札を相潰候、諸家一般之惡弊に付、年々に百姓共難澁、彌增候趣、無二相違一相聞申候。

一、備中國板倉周防守・伊東若狹守・板倉攝津守役場等、先前銀札引替不レ致、四五ケ年以來、永祿札と唱へ、新札多分遣ひ出し、正金取入候趣之處、去辰八月頃より、右永祿札之分引替不レ致、不通用に相成、御領知內抔に、多分所持損失いたし候もの莫大之由に相聞申候。

一、松平內藏頭城下、備前岡山銀札、去辰三月中迄者、一匁銀札六文、十匁銀札は錢六十文に引替いたし居候處、其後に相成、十匁銀札は錢十文、一匁銀札は錢一文位に引替、其餘の諸家も同樣、去辰三月以來、下々方損失難澁之次第一段彌增罷在候。

一、諸家銀札座方にて、前々は銀札引替差支不通用に相成候儀は、甚恥辱之儀に相心得、成丈け銀札景氣能自他無レ滯通用いたし候樣、引替方も無二差支一處、近來天變打續、異國船渡來等にて諸家共物入多之折柄、去る寅年中、松平內藏頭家老池田刑部勝手方役人杉山五左衞門と申もの、家政改革いたし、大坂借人拂金等は、永年賦に取極、年來遣出し有之銀札者、前領之通多分に引下げ引替いたし、領內之儀は是非に不レ拘、右仕法請候ても、他領にては

右樣難澁之仕向方承引不レ致、最初遣ひ出し通りの引替請度と申出候もの多人數有レ之由之處、內藏頭役場にて申聞候は、元々領內限り通用之銀札を、他領にて、銘々勝手に取遣ひ候上は、領內之通用一匁銀札錢六文に相成候得共、他領も同樣之取引素より之儀にて、以來迚も領內並に引替請候儀、覺悟之上にて取遣ひ候得者、格別其儀不承知に候へば、取遣ひ申間敷抔と申聞、一兩之銀札引替るには、逗留雜費一兩も相懸り、其難儀に懲り候て、以後引替に不二罷越一樣取向け、備前岡山右之主意にて、正金取入利益を得候儀を、仕法之一助に致候より、其以下諸家向々、岡山銀札之引替を龜鑑といたし、以前恥辱と心得候仕成方を、當時にては手際之樣に相心得、諸家一般申合候如く、一時に銀札直下げ、又其引替不レ致不通用に相成候事故、百姓一同必至難澁いたし候趣に相聞申候。

一、松平內藏頭方にて、前書之主意を申出し候、其元者去る丑年中、同家へ房州邊御固め御用被二仰付一候頃、右池田刑部・杉山五左衛門、兩人出府仕候。公儀其筋へ罷出、物入多に付、錢借金被二仰付一度と願出、御聞屆に不二相成一旨被二仰渡一候處、右にては領內通用銀札引替差支、國中之百姓に難儀を相掛候樣可二相成一と、訖となく申立候處、領內限之儀者、於二公儀一御存知無レ之事之樣、御沙汰之儀を承り、刑部五左衛門歸國之上、早速銀札を直下げ等にいたし候、家政を仕始め候より、其餘諸家之向にても、領內限り致候儀は不レ苦樣相心得候哉、別に當村は惡弊に押移候趣相聞申候。

一、御料所倉敷支配取村々等陣屋元掛屋へ御年貢銀に、村分より納込候銀札、正金爲二引替一掛屋のもの添翰を持、向々役場へ罷出候由之處、松平內藏頭方、其外六家程之役人、倉敷役所へ罷出申出候は、元領分限之銀札自然と、御料所內えも入込融通いたし候儀之處、當時勝手方手廻り兼、銀札引替差支候間、相應之錢借金等被二仰付一候得共、夫々引替も致し遣し度きも無レ之候ては、急場引替兼候趣申出、掛合掛け候儀も其儘に相成り、今以譯立不レ申由、御料所にても右樣之振合、當御役所より及二懸合一候而も、同樣之儀に奉レ存候に付、不レ及レ懸儀に有レ之候。

一、右私領銀札に付、御領地百姓ども、一日も安心致し兼候始末にて、日々銀札を替りに取引いたし居候處、いづれも銀札は、最早潰れに相成候などと日々不レ取レ留風共有レ之候に付、惑亂いたし、貧民僅に五もく十目の銀札を日

間を費し、十里以上の場所へ、引替に罷越參り候ても、正金に不ニ相替一容數罷歸、狼狽候樣一月之內には幾度となく有レ之、甚雜澁いたし候趣、相聞申候。

一、御領知村之銀札之惡弊不レ請樣仕方取調に付、拜借金又者被レ下金被ニ仰付一候共無益に成行可レ申と見込候愚案之事。

是者、諸家銀札は、惡弊により御領知村々及ニ難澁一候次第は、凶作等にて、一ヶ年限御救拵之主意と違、餘國に稀成御救ニ仕法之儀御領知惣體百姓共、年々損失致候儀は莫大之事に相聞、御下げ金等を以て御救、御仕法被ニ仰付一候儀は、實以不ニ容易一御下げ金にて、御救之廉相立候樣御仕法之儀、何樣勘辨取調候ても主意立候仕法見當無レ之、實用見當無レ之儀を存に付、御時節柄御出方に拘不レ拘儀を拙者手元に於て取調相伺候儀は、致兼候儀に存候。

一、縱令被ニ下切一之御下げ金にても、右御下げ金を御銀札損失之方より償候銀年々取遣ひ候ては、追々元金相減御救被レ下金は忽無ニ跡形一成行可レ申、年賦返納等之御下げ金に候得共、元金取遣返納方差支候儀者、尚更難レ被レ計筋に付、一旦御下げ金等を以て、くつろぎ候儀は、却而往々不爲之儀に奉レ存候。

一、正金を御領知內、百姓へ配當貸渡候ては、矢張御領地にても、金子而已取扱、私領にては銀札而已遣出し、御領知內之正金自然と私領地內へ被ニ卷取一、御領知御救之爲御下げ有レ之正金、私領地內の潤と相成、是迄は百姓而已損失致居候處、御下げ金等有レ之返納方等自然差支候節には、百姓而已ならず、御不益と相成候儀に奉レ存候。

一、仕法取立に付而者、元金ニ相掛り候儀にも、可レ有レ之、御見込之趣於ニ御地一之御高掛は、是迄御領地百姓共、私領地內へ賣拂候、穀物產物を以來御領知內にて御下げの金子を以て買取、賣主當人へ金子渡置買取候、品物は笠岡其外へ持出、正金に引替賣渡、湊より請取來候正金を、又々元金に備置候得ば、賣主小百姓共銀札を不ニ請取一、御年貢正金納り方無理に相成可レ申との御見込にも可レ有レ之哉、左候得者、金子何程御下げの御見込に候や、一體之處、御領地村々より年々相納候御年貢銀納レ之分、凡金一萬四千兩有レ之內、實百姓之肌內銀繰融通令凡之處取調候に、縱令者、十匁銀御年貢銀相納候百姓穀物產物賣拂候代銀大概百日位取上げ、內十匁御年貢に相納、殘九十日

を小遣銀肥代等に取遣ひ相償致候、振合之由、左候得者、一萬四千兩之御年貢にては、百姓共品物を以て、銀子に代品替候惣辻を積り、十四萬兩に相當り、是者御年貢銀十倍之見積り、大概相違無レ之候得共、餘り大金に候間半減に積り、御領知内百姓共私領地内にて、代品替候穀物産物金子に直し、七萬兩は慥に融通致し候、此七萬兩八分方は銀札のみの取引、其銀札日々不通用直下げ等に相成り、莫大の損失致し候儀にて、銀札取引之分不レ殘、正金御貸附難ニ出來ーは、素より之儀に候得共、縱令一萬兩元金御貸渡しに相成候ても、百姓肌内銀札の損失相遁れ候樣、御領知穀物產物賣捌方之仕法不ニ相立ー上は、無レ詮之儀に成行可レ申と奉レ存候。

一、銀札悪弊之御救にして、正金何程御貸附に相成候而も、無レ詮正金御下げ之當座融通致し候而已に而、半年一年相立候内には、正金は私領へ被ニ卷取ー、私領之銀札一倍御領知内へ入込御下げ之正金丈は、全御領知之損失疲弊相增候姿に成行候趣に付、其意味相糺候處、元來當國一圓正金拂底にて、諸家共困り居候折柄、御領知内に正金多分融通致候段、他領にて及ニ見聞ー候得ば、諸家銀札座等にて、金子才覺之ため、正金多分に融通致し候御領知内へ、商人又は廻しものを差向け、御領知内へ銀札を以て、正金を買取に罷越し候趣、不通用にも可ニ相成ー銀札を以て、正金を買取候と申譯は、金一兩此兩替相場通用銀札百目之處、銀札百十匁差出候間、金一兩賣渡可レ申旨引合候得ば、眼前一兩に付十匁之益銀有レ之候故、正金一兩を百十匁之銀札にて賣渡候趣、後日に難儀相成候程之危怪成銀札に引替、何故慥成金子を賣拂候哉不審之筋相糺候處、金一朱以下は、百文二百文と兩替取遣ひ候に、小錢更に無レ之國柄故、當日小遣日雇賃等には、是非共正金を以て銀札に兩替致し、取遣ひ候儀にて、態々にも銀札を買求、兩替可レ致と存居候場合へ、一匁に付十匁も直段能正金を買取に罷越候得ば、金子を手放兩替致候事、眼前之勝手利慾而已に相拘り仕成候事には無レ之趣、右樣之譯柄に付、正金を御貸渡にては、自然と私領へ被ニ卷取ー、幾度御下げ金有レ之候ても、際限無レ之、正金を私領へ賣渡し、銀札を取遣ひ間敷と、何程相制し候ても、小錢取引に、私領銀札を不ニ取遣ー相濟候仕方不ニ打立ー内は、小前末々の取締は不ニ行屆ー趣に相聞申候。

一、金子を他向へ買取候申儀相違有レ之間敷と被レ存候者、前々は當國中に、小錢等も假成有レ之候處、二十ケ年以來

漣々に相減じ、（以下原本に無し）。

一、切手類取扱候而者、自然札遣ひに紛敷、後患難レ計、御勘定所限にても、御聞置之上は札遣御免に相成候様、下タ方にて可二相心得一、御役所においても容易に難二聞屆一と被二仰越一、再應申上兼候得共、私領銀札之悪弊を不レ請様仕法之手段、御料所等に准じ、取調候より外も有レ之間敷哉無レ據始末、今一應御高勘被レ下候様仕度懸念之事。

是者、素々、下タ方勝手利益筋に相拘り、切手等取引いたし候儀に無レ之、餘慶之手数相掛り、迷惑之筋にても仕法無レ之候ては私領銀札之悪弊より、百姓共及二難澁一、御年貢納方にも差響不二容易一儀に押移り可レ申次第御料所内にては、切手取引之仕法を除き、別に仕法無レ之無二餘儀一取扱居候仕法と相聞、下タ方利慾に奔り取扱候仕法には、決して無レ之儀に相聞申候。

一、御料所内にて、私領銀札之悪弊不レ請様仕法取調候頃より、御領知においても同様、仕法被二仰付一度旨相願候得共、右御料所之仕法迚も、利弊見留も無レ之、且不二容易一仕法に付、不二取用一、是迄差押有レ之御料所にて仕法相立候頃よりは、八ケ年も相後れ有レ之、當村に而者下タ方難儀も必至も差迫り、最早難二捨置一次第に至り罷在候儀に付仕法御取調之思召に候得ば、別段御領知において、新規に工風を用候仕法よりも、先行利弊有レ之無二見留一附居候姿成、御料所内にて年來取扱居候仕法、競龜鑑に致し、御領知にて仕法取調候得ば、御料所並之仕法故、縦令不表之事にても、御領知限御企之儀と違ひ、外に聞へも不レ悪、公邊へ相聞候とも、御料所並之儀に候得ば、自ら御名義も正敷、御料所内之仕法を、其筋より御差留に相成候へば、夫に替り候御仕法不二相立一候ては、御料所百姓、不二立行一ゆへ表立御仕法可レ被二仰付一、其節には御領知にても、又々御料所並之御仕法被二仰付一候へば、都而御料所之御振合にて可レ然御筋合には有レ之間敷哉、厚く御評議被レ下候様いたし度奉レ存候。

一、右切手取引之儀、後患無レ之様、且札遣御免と下タ方にて心得違不レ致様何様にも御取締被二仰付一、此所三四ケ年利弊御試にも相成彌不レ可レ然御見込にも相成候得ば、尚又別段仕法御取調被二仰付一候様御沙汰には相成申間敷、御筋合に可レ有レ之哉、厚く御内許請度奉レ存候。

一、右切手取引之仕法、伺濟と申ても無レ之御料御代官限り、含を以て内々爲二取扱一置候子細は、倉敷役所へ、内々

間合候趣、去辰三月中、得ニ御意一通表立仕法相付候節には、御手裏之筋にて難ニ相濟一、去迚仕法無レ之捨置候ては、御年貢取立方にも相響候に付、無ニ餘儀一右等之仕法下タ方限爲ニ相立一當難爲ニ相凌一候趣に有レ之、百姓共、利慾に拘候、御後闇く仕法に候得ば、外々へ聞へ、後々支配之存寄も有レ之儀に付、先前御代官にて含たり共爲ニ取扱一不レ申筋と粗聞申候。

一、御料所にては、御代官限含置、切手等爲ニ取扱一御領知にては、當御役所限りの含置に無レ之御勘定所御含置に候ては、御料所よりも主意重く相成、如何に御見込も御座候得者、當地之樣子柄篤と、內々御承知被レ下、拙者手心又は含を以て取調べ、同樣御沙汰にも相成候得ば、其段差心得取調之上、夫々御內許を請、御料所振合に基き、後患無レ之樣仕法取調候樣にもいたし度奉レ存候。

一、縱令不ニ表立一下タ方仕法之儀に候共、當御役所にて取調候丈之儀は、御勘定所御內聽に入置不レ申候ては、支配替り、後々に至り御代官存寄區々に相成り可レ申哉も難レ計に付、訖となく當御役所取計之趣は、御聞置無レ之ては取調難ニ出來一儀に付、此段は兼而御含之上、何樣にても御沙汰被レ下候樣いたし度奉レ存候。

一、御領知百姓共及ニ難儀一候源因之私領、向々惡弊追々從ニ公邊一御取締被ニ仰付一候迄之處は、何れにも格別の御賢慮を以て、當難爲ニ相凌一候御憂憐之御沙汰無レ之候而は、立行方難ニ出來一儀に相聞候間、於ニ御地一不レ宜と御見込之御沙汰をも不レ顧、前書見込之趣も申立候儀に付、可レ然御內許可レ被レ下候。

一、倉敷元御代官藤方彥市郎支配中役所限、嘉永三戌年中より、當村に至候迄連綿取扱居候預切手、日雇切手等は、爲ニ御見合一、小林勝太郎歸府之節、御內覽に入置、御承知之儀と存候間、今般差出不レ申候。

一、私領銀札之惡弊御救之御仕法に、正金御貸附にては、仕法相立兼、御料所內之仕法に准じ、切手取扱候ては、銀札に紛敷故難ニ相成一御沙汰之上は、不ニ紛敷一樣銀札を御取立、御貸渡に相成候外、御救御仕法も有レ之間敷に付、銀札御取立之儀、當節之時勢不レ得レ止事無ニ御據一始末、厚其筋へ御伺立には難ニ相成一御筋合に可レ有之哉、見込愚案之事。

是者、新規之場所者、銀札遣難二相成一旨、寶暦年中改而被二仰出一有レ之、私領とも御別段之御領知におゐて、新規銀札遣之儀被二仰立一候儀者、實以不二容易一御手重之御筋合には可レ有二御座一候得共、篤と懸案仕候處、諸家領分限銀札遣御免に相成居候も、畢竟融通方宜敷爲二百姓一御憐愍之御主意より出候而の御儀に可レ有レ之哉の處、如二當村一悪弊と相成、小錢無レ之國柄にて銀札無レ之、御領知等日用取引差支百姓共及二難儀一、眼前損失致し候儀を乍レ改も不レ得レ止事、私領領内限之銀札を、忍々に取遣ひ、御法を犯し、漸日用を辨じ候儀に付、夫よりは百姓どもに御法を明白に爲二相守一、御領知は御領知丈にて小錢取引に成替り候銀札を御貸附に相成候得者、御取締も相立ち、百姓一體の御救、御年貢筋に差響候患も無レ之樣相成可レ申、寶暦時代とは、世の有樣も一變罷在、銀札無レ之御領知杯にては、融通差支候段、無二相違一下タ方より何樣相願候共、聊にても勝手我慾に拘り候筋にては、素より御取調にも相成申間敷、銀札無レ之候ては、差支御事狀虚僞取繕之儀に無レ之上は、諸家之弊政に依而御領地難儀に不レ及樣、厚く御評議被レ下候樣仕度儀に奉レ存候。

一、御領知限御仕法之爲二銀札一御取立御貸渡之儀、厚く御仰立候ても、寶暦度御書附之御主意を以て、銀札遣難二相成一迄御一ト筋に被二仰付一候ては、いたし方無レ之候得共、内實領内限り通用之銀札を、他領へ遣ひ出候は、諸家之不相當、他領限之銀札を、御領知内にて忍々取遣ひ日用を辨じ候者、御領知之不相當、いづれも不相當を以て、御法を犯し候樣成行候は、素々正金小錢不融通よりの儀に付、御領地にて銀札御取立之御預立より、諸家之不相當も相止、御取締にも相成候へば、自然と御領知之不相當も相止、正金小錢融通方宜敷相成候上は、御領知にて銀札御取立、御救等之御仕法別段御取調に不レ及樣成行、旁々御辨理之儀、自然御役人方領分等之儀も有レ之、御取締御沙汰に相成り候而は、不二容易一御儀に候得者、御領知は御領知丈之御仕法、事實公邊へ相貫、御仕法被二仰付一候樣には相成間敷御筋合に可レ有レ之哉、厚御許議被レ下候樣、仕度奉レ存候。

一、銀札遣之儀、寶暦度御差留に相成、新規之場所は難二相成一儀と表向御規定相成候上は、當時にては御六ケ敷御儀に可レ有レ之候得共、種々取調篤と思案いたし候に、元者最安く遣ひ方も出來候ものと相見え、寶永二酉年中被二仰出一御書附には、領内にて金銀札遣仕候分は、いつ頃より札遣仕來候哉、且又年數之定有レ之分は、書付可二差出一

旨被ニ仰出一有レ之、此御書付を見合候得者、元來は諸家にて銀札遣候儀、公儀へ願濟と申にも無レ之、勝手に遣ひ居候、三寳永度夫々爲ニ御書屆一御取調有レ之、其頃、御差留にも相成候儀に可レ有レ之哉之處、御差留にては通財差支不融通之譯も有レ之故哉、享保十五戌年中被ニ仰出一御書付には、金銀錢札遣有レ之所に、先年札遣相止候得共、向後は前々札遣仕來候所、勝手次第に可レ仕候、札遣いたし候はゞ、御勘定奉行へ可レ被レ達旨被ニ仰出一有レ之、此御書附を見合候得者、寶永年中銀札遣御差留に相成候而も、御差留にては御不勝手之儀も有レ之、寶永以前之御規定に御立戻り、享保年中札遣勝手と御免にも相成候儀に可レ有レ之哉之處、又々、寶暦年中新規銀札遣難ニ相成一と改て御觸、其後も御再觸有レ之、今に至る迄新規銀札遣ひ難ニ相成一御規定に相成居候儀に候得共、元來銀札遣ひ百姓共患に相成候、不レ宜品物取扱に相決居候ものに候得共、前書之通御差留、又は御免、或は御差留と、其時に區々張弛之御沙汰は無レ之筈、畢竟通財乏敷國柄等は猥にさへ無レ之樣、仕法を御取扱候得ば、融通を補ひ、萬民之助けにも相成候儀故、世變に應じ其時に張弛之御沙汰有レ之候儀に可レ有レ之哉、左候得ば、當時御領知にて銀札無レ之ては、御救御仕法不ニ相定一、實に無ニ御據一御時節に付、始末厚く被ニ仰立一に相成、出格御寛恕之御沙汰有レ之候樣には相成申間敷、御筋合に可レ有レ之哉、厚く御評議被レ下候樣仕度奉レ存候。

一、銀札御預立之儀を取調申立候に、餘の引例を見合申立候は、筋違之程も難レ計候へ共、於ニ公儀一被ニ仰出一御書付之表に、主意之替りは無レ之候ても、其時宜に御任せ、聊御差略之御差圖可レ有レ之御儀歟、道理限りを以て、內實を探り候へば、御觸面に相留候樣成御沙汰有レ之候、近例も有レ之、其譯は新田開發私領におゐて、一領一圓に不レ籠、場所は其領主にて開發不ニ相成一、從ニ公儀一新開被ニ仰付一候御主意に、兼て御觸有レ之候處、去る丑年、池田內匠頭領分、備中國淺口郡小坂東村分內、阿部山を同家に於て新開致し、其場所は元來御領知小田郡甲怒村外四ケ村境、郡境入會之土地に有レ之、御領知村々より故障に相成、出入および奉行所におゐて吟味中、扱人立入熟談いたし、御領地境入會之地に付、御觸面通り從ニ公儀一開發被ニ仰付一候へ共、格別內匠頭方にて開發之儀は難澁に付、掻荒被ニ仰付一度旨、再應御領知村々より、熟請居り合兼候由之處、留役衆理解し、內匠頭方にて開發と申、文字を試作と相

直し候得者、御觸面には不㆓相背㆒筋に付、其通り相直し、熟壽可㆑致旨厚理解有㆑之、御領知村々に於ても、理解之儀に付致㆓承伏㆒試作と名目而已を相改、内匠頭方にて開發之分は、開發之儘にて事濟、試作と相直り候ても、跡々從㆓公儀㆒新開可㆑被㆓仰付㆒御沙汰も無㆑之、當村にては右開發之場所、名目而已試作に候へ共、内匠頭方にて、高附にも取計罷在候趣、右等を見合致㆓愚案㆒候に、右開發は畢竟内匠頭方にて不㆑致共、差支無㆑之新開に候へ共、右之通御寛恕之御沙汰にも相成候程之儀に付、當村御領知私領弊政に寄、銀札にても御取立無㆑之候ては、實に難㆓相計㆒次第に付、新規銀札遣之儀は、寶暦度御書付之表に差響、於㆓公邊㆒御聞屆難㆓相成㆒御儀に候得者、右内匠頭方へ試作と寛恕之御沙汰に准じ、御領知にて、私領之銀札不㆓取遣㆒可㆓相濟㆒、寛恕之御沙汰相成候樣、格別之御賢慮有㆑之間敷御筋合に可㆑有㆑之、厚御評議被㆑下候樣仕度奉㆑存候。

一、當時諸家にて領之有無に不㆑拘、勝手次第、銀札を遣ひ出し、其領内之百姓共を苦しめ候は、不㆑得㆑止事儀に候共、御領地百姓相續方に相拘り候程之儀を仕向け候段、數年來之儀、斯程大仰に御觸面に背候仕成方、公儀へ内々御聞に相達候へば、御取締御改正之被㆓仰出㆒も可㆑有㆑之候儀と奉㆑存候得共、當時諸家困窮之折柄、御取締之儀は實以て不㆓容易㆒筋にて、御沙汰も無㆑之、御領知限り御救御仕法之爲㆓銀札㆒御取立之儀をも御免に不㆓相成㆒候而者、御領知百姓立行方は無㆑之筋に奉㆑存候。

一、當國之儀者、日用に取遣ひ候小錢四文。錢百文錢等一切無㆑之儀に、眼前無㆓相違㆒金一朱以下小取引之分者、小錢無㆑之候而は日用差支候に付、御領知限り融通銀札御貸附にも相成候樣、御沙汰不㆓相成㆒内は、私領限りの銀札を御領知にて取遣ひ候不相當成廉、何程相制し候而も、下々方に而相用不㆑申無㆑據儀とは乍㆑申、御法を犯し日用を辨じさせ置候ては、御取締も不㆓相立㆒儀に付、厚御評議被㆑下候程仕度奉㆑存候。

一、右之通り、前々御書附面、又は除之引例に基き、見込推量迄之愚案を申立候段、如何と存候へ共、御領知村々私領銀札之惡弊を不㆑受樣、仕法取調に付、無㆓餘儀㆒愚意をも申立、御高揚に預り候儀に付、不㆑可㆑然申立之廉には、御取捨御内評被㆑下候樣いたし度奉㆑存候。

一、諸家にて銀札取遣ひ、引替方差支候樣、惡弊に押移居、御領知にて切手取引、並、銀札御貸付等之御仕法被ニ仰付一候而者、矢張私領同樣之惡弊と相成候儀には無レ之哉、篤と取調候始末之事。

是者、諸家にて、銀札遣ひ方之儀、銀札遣ひ出し候ては、正金取入引替、元金に可ニ備置一正金を勝手方入用に取關取遣ひ候故、引替元金手薄に相成り、引替方差支夫而已ならず、遣出候銀札勝手方入用に隨ひ出し、縱令者最初は、一萬兩遣ひ出し、翌年は二千兩、三ケ年目には三千兩と遣增候振合にて、何程遣ひ出し候と申際限も無レ之故、銀札出高は、莫大に相成り、引替元金は、手薄旁ゝ引替方必至と差支に相成り候故、最初金一兩之處へ一匁銀札六十枚遣ひ出し置、當時にては一匁銀札千枚・二千枚を以て、金一兩に引替候抔と申、不當之引替、又は一切引替差支、皆不通用に成行候樣成惡弊に押移り候へ共、御領知にて銀札御取立、御貸渡と申儀は、畢竟下た方にて小錢取引に不ニ差支一樣、日用貨物に取遣ひ候迄の、下た方ヽ救一と筋之儀にて私領之如く、銀札を遣ひ出し、金子を取上げ下た方難儀に頓着なく、勝手方入用に取遣ひ候一と筋之仕法とは、表裏之相違自然私領之通り、惡弊出來御取締にも相拘り候儀に押移り、銀札御貸渡御差止にも相成候ては、下た方多勢之もの必至と難儀いたし候故、上に御構ひ無之共、御領知內惣體之もの共、他領之侮を相防、銘々身分之難儀を免じ候御仁惠に感じ、相樂に仕法を嚴格に相守、下た方にて、自然我慾に拘り候儀を働き候もの有レ之候得ば、忽ち御領知惣體之仕法に拘り候儀故、多勢之者より、相防友（ママ）詮議いたし、決而永年不取締之儀無レ之樣相成可レ申見込に御座候。

一、私領にて銀札を以て、正金を取入候手段には、縱令ば領內村々へ銀札十貫目貸渡、內六貫目丈は正金を直に爲ニ相納一四貫目分は六貫目之正金を相納候、奉公振之褒美として、元金を不レ爲ニ相納一村方へ貸渡爲レ遣候故、元金を不ニ相納一遣ひ候銀札、連々莫大に相成、其銀札を正金引替に銀札座、元方へ向々より持還り、引替に差支候得ば、一時に向々へ損失を相掛け候積り、領主銓而之見込と、相方領內村々のものも、元金を不ニ相納一取遣候銀札を、早く他領へ遣出し、正金を取入候得者、遣ひ出し候村々之勝手故、後々損失相成候銀札をも、引請取遣ひ候儀にて、其元を尋ね候得者、領主と領內百姓と馴合、他領より正金を取入候惡弊に候得共、御領地におゐて、銀札御貸付之節には、私領之如きことと無レ之、縱令ば、一萬兩村々へ配當銀札御貸附に相成候へば、其一萬兩丈けは、村々より正

金を直に備置、何時銀札を御引上げ有㆑之候共、夫丈け之金子差支に不㆓相成㆒樣いたし置、銀札一萬兩分を以て、日用小錢之替りに取遣ひ、私領銀札惡弊を不㆑請迄之儀にて、餘慶之德分を得、一萬兩丈け御領知内にて賣買を相增取遣候筋に無㆑之、是等之處、能々御取締相立候得者、後弊出來候樣成儀は、決而無㆑之見込に御座候。

一、御領知にて、銀札御貸付に相成候得ば、私領之如く遣ひ增候儀に無㆑之、最初銀札を御地、又は當地にて取整に相成候には、夫々御取締りを被㆑立、御整之上何程と其數を御取極、御貸渡之上は、判木等は御取揚被㆑置、永年遣ひ增に不㆓相成㆒樣、嚴重に御取締相立候得者、私領之如き惡弊は、決而出來不㆑申見込に御座候。

一、御領知にて、銀札取扱候へば、他領へ銀札遣出、引替方有㆑之儀には無㆑之哉、取調候處、私領におゐては、其領内へ分限不相應遣出し、又は貸附候故、領内より自然と溢れ候ても、他領へ出、且は正金を取込候手段にも、他領へ遣ひ出候へ共、御領知にて銀札御貸附に相成候儀は、漸く御領知内丈にて、小錢取引之替りに取遣ひ候迄の銀札故、御領知百姓共銀札を手放し、他領に出し候ては、又々私領の銀札を取遣ひ、損失いたし候樣相成候間、御領地内丈けの銀札を、他領へ被㆑取間敷と銘々防ぎ合、他領におゐては、其領主之銀札有㆑之、御領知之銀札を取遣ひ候ても、無㆑詮之儀故、無理にも御領知之銀札可㆓取遣㆒とは不㆑致、左候得ば全御領知内丈けにて、百姓同士取引いたし居、自然御領知内のもの右銀札を正金に爲㆑成㆑替度節には、元金備有㆑之候所に持參、正金に引替候迄にて、私領之銀札とは、意味違ひ、他領へ出候儀に無㆑之、私領同樣之惡弊と相成候而者、詰り御領知百姓一同之難儀と相成候儀に付、不取締之儀は、出來不㆑申見込に御座候。

一、當時之處、他領之仕向如何敷事には、領内限通用之銀札にても、銀札無㆑之御領知抔にては、小錢無㆑之日用差支候故、私領限之銀札を、竊に是非取遣可㆑申と見込、種々手段を廻し求て、他領に遣ひ出し、正金取込置、後日御領知抔より、銀札を正金兩替に罷越候へば、領内限り通用之銀札を、他領にて何故取遣ひ候哉と、表に直り、却て逆理を以、中なかり引替不㆑致、損失相掛候樣仕向け候段、不道理之至り、左樣に私領より御領知之百姓種々侮被㆑致候而も、他領限りの銀札を、御領地にて不㆑得㆑止事取遣ひ候は、過にも候間、いたし方無㆑之趣、畢竟御領知は、御

領知丈け、日用小取引不ニ差支一様仕法無レ之故に付、目前之大患防方、格別之御賢慮仕法、御試にも相成候へば、實用之上におゐて、後々之患弊有無も、明白に相分、可レ然御儀とも愚案いたし候儀に御座候。

一、御料所倉敷支配所内にて取扱居候切手取引、仕法之儀、銀札に紛敷、後患有レ之儀には無レ之哉、取調候處、右切手之儀は、御料所内之諸産物を、倉敷笠岡其外町場掛り候所にて、小前より一旦買取、身もとのもの共、正金に引替賣捌候迄之、小錢預り切手に相渡置候品にて、土地舊來取扱來候、酒切手・魚切手抔と同様之取扱方にて、銀札に紛敷主意にも候得者、年内御料所内にて取扱申間敷、筋々相聞、切手取扱にては不レ猥様小數之儀、精々正金を取扱、小錢取引日用を辨じ候迄之儀にて、御料所内にても不ニ引足一程之儀故、御最寄之御領知内等へ、右切手一枚も入込候儀も無レ之次第、御領知におゐても、右等之御仕法御試に相成候得共、歴然御料所之振合、龜鑑に相成、銀札に不ニ紛敷一、後患無レ之様如何様にも御取締相付可レ然御儀には無レ之哉と奉レ存候。

一、右銀札御貸附切手取引等之仕法、いづれに基き、御救筋御取締に相成り候ても、御出方に不ニ相拘一、下タ方難儀も相免候様相成可レ申、兩條之内、一方に取極、仕法取調方被ニ仰付一候歟、御下げ金にて、仕法御試被ニ仰付一候歟、粗御決定仕法立方御沙汰之上者、猶廉々取調可ニ申立一候へ共、前書之次第、厚御内評御高掛可レ被レ下候。

一、諸産物類賣捌方等、土地之模様に應じ、利害損益勘辨いたし、取締候様被ニ仰越一候に付、愚案之事。是は、御料所には、同支配所内にて、倉敷・笠岡・玉嶋等賑と致し候市・町・津・湊等も有レ之、穀物産物を取集、賣捌候にも辨利宜候得共、御領知内には、右様之市・町・津・湊等一ケ所も無レ之候間、御領知内之穀物取集場所に取極候には、後月郡西江原村之内新町今市、同郡上出部村之内七日市驛、素より町並小商人も居付罷在、往還筋にて、四方より通路も宜、右三ケ所を除外に、可レ然辨理之地無レ之儀に御座候。

一、穀物産物等持寄、他向へ賣捌候には、其取集場所に、相應之商人居附、其商人之手を以て、湊々之商人へ引合相場等聞合、商賣之道は、夫々手懸け候心得無レ之百姓而已にては、不行屆趣に有レ之候處、右新町外二ケ所、素々困窮所にて身元宜商人無レ之、別而近來者、人家も年々相減り、衰微致居候儀に付、往々相應之商人有附候様、手段い

たし候へば、辨理之趣に相聞申候。

一、當時御領知一體に困窮、御領知內百姓共、多人數他領へ出稼商賣抔いたし、人別追々相減候に付、他所へ商賣にて出稼等いたし候ものは、同領知內之右新町外二ケ所へ出稼致候樣相成候へば、御領知人別も不二相減一、右新町外二ケ所も、追々立直り、兩全に可レ有レ之と、郡中一同見込候趣に御座候。

一、右新町外二ケ所へ相應之商人等有附候儀者、俄に存立候共行屆成就可レ致事に無レ之候得共、當巳より、來る寅迄十ケ年之間、立直仕法年季に定め、年季明之節は、又々年季を重ね、郡中村々役人重立候もの、力を合無二怠慢一、今より心を配り、世話致居候得共、縱令一ケ年之間に一軒家數相增候ても捨置候而、年々家數人別相減候には、相勝り可二立置一仕法之基ひ丈相立ち置候而も可レ然儀と、郡中一同見込候趣に御座候。

一、右三ケ所立直り方、郡中村々役人始致二世話一度段、去辰年中別紙書付之通り願出候に付、篤と取調候處、世話致候もの、銘々身分に取り、勝手筋德分有レ之仕成に候儀に無レ之、元來廣き御領知に乍レ有レ之、農民必要之肥し類、其外何品を相求候にも、却而他領商人共、〆賣同樣之仕向を以て、御領知百姓及二愁苦一居候段、年來之儀、往々右新町外二ケ所立直り、相應之商人等居附候へ共、肥類其外買入方等、御領知內にて事足り、他領へ財寶を不レ遣、出自ら御領地之潤ひと相成り、自然穀物産物持出し方之御仕法等被二仰付一候節には、御料所倉敷其外之如き、商人も有附居、穀物産物賣捌之一助にも相成可レ然と、無二餘念一一和申合行屆、後年に至り、御領知御爲筋にも相成候得ば、一段之御賞詞にも奉レ預度程に、一同精心を盡し、勵合罷在外に、差障之筋等曾て無レ之儀に相聞申候。

一、右三ケ所立直方仕法之儀、兼而下タ方より數願致居候、御救御仕法之御沙汰不レ被二仰付一內は爲二見合一候樣にも可二申渡一と存候得共、御領知內にて私領銀札之惡弊不レ請樣、御出方に不二相拘一仕法取調方之小補一助にも可二相成一見込も有レ之、且、主意柄不正下タ方難儀迷惑之儀、聊にても有レ之儀に候得共、縱令御役所より申諭し候共、可二行屆一事に無レ之處、下タ方より致二自發一永年に世話致置度と相屆候時宜に至り候共、畢竟、御領知難澁衰微に極り候處より、立直方世話致候時節到來之姿に候處、世話致し候儀は不レ宜と、嚴敷差留候而者、下タ方望を失ひ、

銘々相勵候心得も相挫け、一旦人氣散亂之上追而に至り御役所より申諭、以前相願候通り再度申合候樣申付候ても、又々世話致し懸け被ニ差留一候而者、何と危踏銘々身構を致し候而已にて、御領知之御爲筋相立候樣、踏込世話も不レ致樣相成候而者、自然御仕法等被ニ仰付一候節之故障にも相成、人氣にも相拘りては不レ宜と心得、願之通り御地へ申立、御沙汰候次第尙可ニ申渡一積、別紙書付致置、村々にて分家家作いたし候振合に不ニ相替一外々故障不取締之儀等無レ之限、別領申渡、不ニ取敢一御内に取調以ニ內狀一委細及ニ御相談一置候始末之處、廢達跡其外借家等取補裡木組等いたし候もの有レ之樣子にも相聞候折柄、舊臘御沙汰之次第も有レ之候に付、尙見合方等人氣に不レ拘、右夫々申達置候儀に存候間、可レ然御承知厚御評議被レ下候樣致し度く奉レ存候。

一、右三ケ所往々立直り候得ば、銀札御貸付切手取引等之御仕法無レ之とも、事足り候筋には無レ之哉篤と取調候處御料所內之仕法等に准じ、切手等取扱合敷。笠岡等へ產物類を爲レ持寄賣捌候振合に不ニ相成一內は、右新町外二ケ所へ穀物產物を持出し候樣、申付候とも、御領知村々多勢之小前信服不レ致趣に付、其子細能々相糺候所、小錢取引之分、私領銀札取遣難儀いたし候儀を相遁候御仕法に銀札又は切手取引爲レ致、正金を他向へ不レ被ニ捲取一手段に依而御領知惣體申合せ、產物類を右三ケ所へ持出、眼前之難儀を免候儀に至り候得ば、難レ有事と申儀を、一々不ニ申渡一して愚昧之百姓發明自得之上、衆民一和いたし、一人にても其仕法を不レ用もの無レ之樣自然に相成候得共、是迄之通私領銀札を小錢之替りに取遣ひ居候而者、損失いたし候難儀は、同樣に付、銀札又は切手取引之御仕法不ニ相立一內に、右三ケ所へ穀物產物を持出候儀に而者、畢竟他村より手遠之不勝手を忍、賣物を持出し、新町外二ケ所丈けの繁榮を相助け候迄之儀に付、夫よりは是迄行馴賣捌來り候最寄々々手近之私領地內、市町へ持出し候得者、日間も不レ費、辨理に付、聊にても勝手宜敷方へ持出候は、無ニ餘儀一人情惣體之民心に不レ應儀を道理限りを以て、產物等差出候樣被ニ仰渡一候ても相用申間敷次第に御座候間、是等之處、厚く御高勘被レ下候樣いたし度奉レ存候。

一、私領銀札に損失之患を相防候銀札、御貸附切手取引等之御仕法被ニ仰付一候上は、御領知惣體、村々よりは、右新

町外二ケ所へ、穀物産物を持出し、其土地繁榮を相助け、新町外二ケ所にては、御領地惣體村々より穀物産物を持出し賣捌き、肥類を求候にも差支不二相成一樣村々を相助け、樂に相助け相持合候得者、右私領銀札之悪弊を不レ請樣台體御救之御仕法も、連綿と相立ち、御領知永年之御爲筋手堅く御取締出來可レ申筋合にて、右手續一ト廉相闕け候而も、仕法全備致間敷始末柄、篤と御高勘被レ下候樣いたし度奉レ存候。

一、右三ケ所立直方仕法之見込は、前書之手續に有レ之候處、一體往還筋にて、旅人も多分通行いたし、町方を取立に相成候抔と申儀を辨へ無レ之もの相唱し候得者、當時いづ方も、金銀不融通、私領地内抔にては、離散退轉にも及び、家數人別相減候而已之時節に有レ之處、於二御領地一者夫と相替り、只今忽廢宅新家取立にも可二相成一哉之趣に聞取候ものも有レ之候由、元來金錢等多分にて、無而相濟候儀を、大仰に事を設、新規之儀相企候儀に無レ之、私領向々よりの苦み不レ得レ止事難澁罷在候中よりも、村役人身元之もの共持出居致候而も、助成筋之儀に付、丹精世話致し居候儀を、他之ものに而者、其意味をも不レ存候而、何樣なる仕法に可レ有レ之と申族も有レ之哉之趣、右樣之儀より、自然には掛離居候事故、御地抔へも事實相違之御傳聲に相成候哉も、難レ計哉に承知致候得共、前書申立候通り、十ケ年二十ケ年之永年季を經候上に無レ之而は、事之成就見留も無レ之程之廻遠き仕法之儀、兼而得二御意一候趣にて不レ可レ然、御見込も有レ之御沙汰之次第に寄候而者、如何樣にも申渡候積に而、種々心配罷在候儀に付、可レ然御承知、厚御評議被レ下候樣致し度奉レ存候。

一、右新町外二ケ所立直方仕法に付、見込取調之次第、追々内狀其外にて申立、荒增御承知之廉々は、致二文略一今般不二申立一候。

一、當時差向候者、如何樣にも工風にて、繰合候樣被レ仰候に付、心得方愚案之事。

是者、郡中村々より、御救御仕法歎願之頃、事不二容易一廉に付、年來差押取上げも不レ致儀之處、無二餘儀一去去三月中、御地へも申立取計方及二御相談一候手續に候得共、急速御取調にも相成間敷儀に付、於二當方一も、種々理解申聞置候儀之處、追々御救御仕法之延下、内々には下タ方難澁も相嵩み、當御役所にて取極り取調も不レ致儀と相心得候哉、時々郡中惣代のものを、御

地へ差出之儀相願、是又難ニ聞屆一筋に付、差押置候に付而者、既に越訴之者等有レ之、當御役所之不致計より、臨時御手數も相増、御配慮相懸け候姿に成行、甚心配致し候儀に付、此上御沙汰之次第に寄候而者、於ニ當方一、如何様にも差心得、何様下タ方より申立候共、及ニ理解一置候様取計可レ申候得共、自然此上越訴之者等有レ之候節には、於ニ御地一嚴敷御取締被ニ仰付一、越訴等致候而者、却而不爲不レ宜儀と悔心を生じ、當御役所へ而已相縋り居、以來越訴之者無レ之様御取締、御賢慮之御沙汰不レ被ニ成下一候而者、於ニ當方一理解等に日を送り、差押置候手段も、其甲斐無レ之様成行、當村之所にては、當御役所を差置、越訴重き御役人衆へ直訴等致候得ば、下タ方難澁之願意も相貫、早速にも御救に相成候様、心得違越訴之ものへ嚴敷御取締も不ニ相附一御憐愍之御理解にて、御差返に相成候御慈悲を甘へ、倚々心得違致候哉、先般越訴之もの歸國以來、別紙願書之通り立間敷願をも、强而申立、一應御地之御沙汰含不レ請内に、嚴敷御取締等取計候而者、人氣も荒立、又々外人等のもの越訴等致候様成行候而者、差向候處、エ凬御沙汰之御主意にも齟齬致し可レ申とも致し、愚案等取締附方にも差困り候次第に付、右等之處御高勘之上、於ニ當方一差向エ凬之處、委細御内沙汰有レ之候様致し度奉レ存候。

一、郡中村々之内に者、去る寅年以來、村役人手元にて、小前より御年貢取立方差支、去辰暮に至り候ては、別而差支候趣にて、御年貢皆濟、日限日延等申出、羅立出役之者共、村々へ差出、表向納相濟候而も、内實は銀札之儘、掛屋手元に預り、又者、懸屋立替納にも、今之分相成居候趣、右様下タ方難澁彌增候に、御救御仕法之御沙汰は不ニ申渡一、御年貢取立方而已嚴重に申渡候様相心得候哉、中に者御役所取計ひを恨ケ間敷申觸し、小前を惑亂爲レ致候ものも有レ之趣、一體公事好之國柄、公事出入等にては、御役人非分筋不ニ申立一、銘々之願意を可ニ相立一と取巧候事共毎々之儀に有レ之、右銀札惡弊御救之儀に付而も、難澁難レ忍處より、右に類し候取巧を以て、何様之儀可ニ申立一も難レ計、自然右様心得違之申立等致し候折柄、御救御仕法等被ニ仰付一候而者、却而御救御仁惠之御主意も薄く、御取締にも相拘り候間、縱令幾年御仕法相延候而も、右等之處、御含置被レ下度奉レ存候。

一、當御領知村々先前御料所之節には、御年貢納方、惰弱村役人手元にて取立方不ニ行屆一、年々御代官手代等廻村羅立等致し候程之儀に候處、御領知御初年之頃、惰弱之舊弊改革申渡、村々共嚴重に相守り、其已來一ケ年にても、

御年貢納方脆弱之儀も無レ之處を、年に至り舊來之取締も、連々に相崩候樣成行候に付、取締を相亂し候者は、急體こらしめ候爲、嚴敷も取計可レ申候、畢竟下タ方にても、御取締を求而相崩し候儀にも不二相聞一、不レ得レ止事成行に付、先づ穩に取計置候外も無レ之候得共、格別之脆弱に至らざる樣、差向工風御見込之次第も御座候得者、（さう）從細被二仰越一候樣致し度奉レ存候。

一、於二當方一差向工風勘辨之趣者、去辰三月中、御內狀委細御意を得候に付而者、其以前種々と手を盡し、下タ方申立難澁候實否相糺候上、申立候儀にては、右申立候外、今更工風見込も無レ之次第に付、可レ然御承知御沙汰可レ被レ下候。

一、正金を御貸渡に而者、仕法不二相立一、御取調御手重成銀札御貸付、切手取引之仕法可レ然と縻々見込之趣申立候而者、道理合に於て、不都合不分明之申立にも相當り候得共、當地之樣子柄篤と取調、無二餘儀一次第に付、見聞之儘を以て、愚案申立候儀に付、愚案之縻々、御高勘之上、於二御地一御工夫之趣、早々御沙汰被レ下候樣致し度奉レ存候。

一、先般越訴之もの、歸國以來、郡中村々之惣代共より、別紙二通之通り、願書を差出申立候趣、難二聞届一、何れも取調之上、追而及二御沙汰一候趣申渡、惣代共一ト先歸村申渡置候、此上如何申渡可レ然哉、願書本紙二通、並、領知之銀札［大字］枚・難澁始末書一册相添差出申候、可レ然御沙汰被レ下候樣、致し度奉レ存候。

是者、銀札之儀者、新規難二相成一切手取引之儀も、銀札に紛敷、後患難レ計御見込に付、別段に仕法取調可レ申旨、被二御遞一之縻々、於二御地一も深く御配慮之上、御沙汰被レ及候趣、御尤之筋に奉レ存候間、當方にて何樣見込候共、御差略御勘辨之御沙汰有レ之候樣致し度と押返し申置候而者、從二御地一道理限、御沙汰之儀を輕じ、下タ方勝手之願意に相混み、取調致し候筋合にも相當り、如何敷奉レ存候、乍レ去御地之御沙汰に基き、仕法取調候而も、御救之實用相立兼、如何共仕法取調方見込不二相立一、一體之處、餘國に稀成當地之流弊、當地より申立候書取而已にて、御承知御推案迄之儀に而者、當方申立不行屆より、御取調御見込之意味違も出來可レ申儀に付、事柄相分候樣、委細書取申立度とは存候得共、年來在勤下タ方樣子申立も直々及二見聞一候

拙者場合においても、差向下タ方にて、難澁混雜致し候意味合、餘程能々聞糺不レ申候而者、難二相分一程之儀に付、懸け離居候御地へ、書取而已之申立に而者、御分り相成兼候儀も多く可レ有レ之と致二心配一候儀にて、此度申立候儀も、大概之儀に付、御分り相成り、兼て廉々ケ條限御尋越相成候得者、其廉々取調、再應申立度、其上於二御地一仕法立方基本之所より、後來迄之御取締筋、萬端夫々御內慮之趣、從細當方へ御差圖御座候得者、意味違も無レ之儀と奉レ存候、右之趣、御差含被レ下可レ然御沙汰被レ下候樣致し度と奉レ存候。

一、銀札之惡弊に依り、御年貢納方へも差響、自然上納方差支等之儀有レ之、其場に望み、御配慮相懸候而者、拙者御役儀へ對し候ても難二相濟一、當時たり共、支配所內百姓共品々難澁等申立、猥りに越訴之者等有レ之、御配慮相懸、御成行主意柄に不レ拘、支配所內百姓安穩に相續致し兼候姿に押移り居候段、甚以恐入候始末、今般之御救筋者、御領知百姓惣體相續方浮沈に相拘、御領知永年之御爲、御不爲筋之關係致し候程之不二容易一御仕法、御年貢上納方等に差響き、御厚配不二相增一內、御仕法も被二仰付一候得者、往々御安堵之一端、外々之一件と違ひ、不二容易一御仕法之儀に付、出格之御評議を以て、御地より御役人衆、臨時當地へ御出役之上、篤と御糺御座候得者、往々之御取締も行屆、右樣御手厚く御取調之上、御仕法被二仰付一候儀と相成候得者、郡中村々において、御仁惠之段厚く相辨へ、難レ有儀と恐伏御爲筋と奉レ存候間、宜御評議被レ下候樣仕度候。

一、御地より御出役等之儀も、御年重容易に御許容難二相成一御儀に而、追々當地之事實、御調之上、自然銀札御貸附又者切手取引等之御仕法可レ被二仰付一哉と被二思召込一候而も、後來之御取締筋仕法立方、當地において之取扱振等、夫々從細御糺被レ懸候上に無レ之候而者、御沙汰難レ被レ及二御手續一に至り候得者、當御役所にて、取締取計方等廉々御差圖、且、伺方取計候に書取、御往復而已之儀にては難二行屆一儀に付、拙者又は手附之內心得候者一人出府被二仰付一、夫々御糺、又者御取締被二仰渡一取計方等從細相伺候樣被二仰付一候儀に者相成間敷御筋合に可レ有レ之哉、厚く御內評御座候樣仕度、御領知御初年以來無レ之候而相濟候銀札、或者切手取引等之儀、備中國に限り、此度新規御取調之儀者、實以不レ輕御仕法甚御手重之筋と奉レ存候得共、當時之有樣格段之御賢慮無レ之候ては、相叶申間

敷と奉レ存候間、右等之愚存も中立候儀に、御座候、可レ然御内許可レ被レ下候。

一、御役人衆御出役、又者當地詰之者、臨時出府等被二仰付一候儀、御時節柄御入用にも相響恐入候中立に候へば、當御領地御扱筋に付而者、御入用に候間、於二當地一兼而御取立之非常御備金などより、御遣方など被二仰付一候得者、御入用にも不二相響一御取調向も行屆可レ然哉とも愚案致し候間、厚く御評議被レ下候樣致し度奉レ存候。

右者、備中國御領知村々私領銀札惡弊に依而、及二難澁一候御救御仕法之儀、於二御地一御取調相成難儀と、強而中立候儀に者決而無レ之候へ共、靡々見込於二當方一相決難く候間、書面之通り、愚案中立、各樣迄内慮及二御問合一候に付、御見込御高勘之上、ケ條限御附紙を以て、早々御沙汰御座候樣仕度奉レ存候。以上。

月　日　　友山勝次

宮下九八樣郎樣。　二連木又二郎樣、
中田鶴之丞樣。　森　源十郎樣。

備中國御領地村々御救御仕方之儀に付御内意御問答書　終

備中門田村
走出村入會
大谷山開發之儀ニ付
御相談書

備中國門田村 走出村入會 大谷山開發之儀に付御相談書

備中國後月郡門田村地内、小田郡走出村入會大谷山開發之儀に付、左之通り相談勞得ニ御意ニ候。

一、兩村小前惣代村役人出府御沙汰有レ之候由、出立延引に申成候結末之事。

是者、右大谷山之儀、子年中熟談之趣者、草山之内百町歩開發相願、兩村ゝ六十町歩宛引分け、内二十町分者門田村百姓宗別に割合、一反につき銀六十目宛、三ケ年に出銀可レ致殘三十町歩は、一反に付銀二百二十目づゝ、同村身元之者出銀可レ致積、走出村へ申請候分も、門田村同樣之振合にて、宗別割合地主より取立候分、兩村メ銀二十四貫目、身元之者引請候分出銀、兩村メ銀百三十二貫目、都合銀百五十六貫目差拂、左之通。

一、銀十四貫目。　是者、兩村より百町歩、新田取立候に付一反に付銀十四匁宛、地代銀上納之積。

一、銀百三十五貫目。　是者、大谷山開發に付、土砂留、並、走出村。早怨村地内、川筋前に而請入用之分。

一、銀七貫目。　是者、門田村追々及ニ困窮ニ候間、同村莫大仕法銀に取計候分。

右之通り、夫々地拂りより、出銀之上、新開故障之廉々打合に相成候處、熟談致し候儘にて、開發御下知無レ之、年月押移り居候折柄、此度當村小前惣代村役人共、出府之儀申渡候處、走出村より申立候は、夫々開發に付而者、故障之廉々熟談之上出銀致候規定之處、熟談之趣、一切不ニ道立ニ候間、規定之通、門田村に而相聞、早々出銀方取計與候樣相願旨申立候間、門田村へも規定之通り出銀可レ致筋に付、心得方相糺候處、困窮之百姓共、少々開發致候分も、未だ作徳無レ之、出銀方難澁致候に付、家別割一反に付、六十目之分、來る酉年より午年まで十ケ年賦に出銀、身元引請一反に付、二百二十目之分、右翌年來る未年より寅年まで、二十ケ年賦に出銀仕度旨申立、走出村にては、右樣門田村より勝手儘之儀申立候而者、元極定之趣、皆破却に相成り、不承知之旨申立候間、生取扱人へ申付、厚兩村へ爲レ及ニ理解ニ、内實爲ニ取訓ニ候處、身元之もの引請候分、一反に　二百二十目之代銀者、地味に見合高直に付、少々直下げ致し、實意に折合候樣、種々申諭申立候。

一、右之通り、今更熟談之趣差縺候者、一躰門田村之者中立不ㇾ宜候得共、当貴困窮之村方に付、其ニ理害ニ利是非借金等を以て、仕法金相渡候様致し度見込を以て、扱人共申請候次第も有ㇾ之候得共、容易に其借等は不ㇾ爲中立積理解中に御座候。

一、兩村小前惣代、並、村役人出府之儀申渡候處、元熟談之儀等申立、日限取決方延引致し候間申聞候者、公邊へ御差に相成候者、御裁許之場所開發相願、御取調有ㇾ之迄にて、開發願御聞届有無之御沙汰は、此御方御手限にて、御沙汰相成候儀に付、地所に拘り出銀方等之熟談は、追而如何樣にも談方相成候儀に付、いづれにも、早々出府可ㇾ致旨申渡、殊數篇立理解罷在候間、近々出立日限取極、委細可ㇾ得ニ御意ニ候。

一、走出村門田村之者、元扱人熟談、規定之趣彼是申立、奉行所におゐて取調之節、自然双方意味違之申立等致候而者、開發致し、又々異論等生じ可ㇾ申との御見込相立候而者、不都合に御座候間、申分無ㇾ之樣夫々爲ニ折合ニ差出候得共、御差出以前、少し手間取り而も、奉行所へ御差出之上者、早速事済候様奉ㇾ存候に付、彼是取調候得者、間取候段者可ㇾ然御承知置ㇾ可ㇾ被ㇾ下候。

一、當時に至り、元熟談之儀に拘り、彼是申立候得共、開發之儀を今更故障致し合ひ候儀に無ㇾ之、走出村におゐても、開發致させ間敷と相心得候存念には不ニ相聞ニ、畢竟門田村之者共、困窮之儀を申立、出銀方を相延し候に付、此度彌ニ開發を被ニ御付ニ候場合に望み、聢と治定不ニ致置ニ候而者、開發而已致置、出銀方を以て、惑等候様可ニ相成ニ儀と相心得、走出村より規定之趣、取極方、強而申立候事と相聞申候。

一、規定書に有ㇾ之出銀方は、開發相成候上、故障之廉々普請手當之入用銀に有ㇾ之、此廉而已熟談何程手堅行届候ても、第一開發可ㇾ致場所、開作方入百姓夫食手當等之處者、門田村走出村兩村に不ㇾ拘、御役所におゐて、厚取調於ニ御地ニも一際御配慮無候而者、開發成就に相成兼候次第に付、兩村熟談規定而已之廉々に而、直に開發成就と申、場合には至り不ㇾ申義に付、厚く御高勘可ㇾ被ㇾ下候。

一、兩村より彼是申立候も此儀は當時之處左迄之故障に不相成奉行所におゐて取調相済御手限に相成候得者開發

方之儀相應に御手當等被ニ成下一於ニ御役所一も、日々繕立、開發之地所、永續之見當さへ相立候へ者、他所より作德年々取揚げ候に付、地掛りより可ニ差出一銀子も、最安く才覺出來可レ申、開發可レ致手立を差置、見越推量迄之土砂難等相防候故障、中宥メ（ママ）に相渡候銀子才覺方を申爭、開發可レ致手立を不ニ取構一差置候は、專要之儀を捨置不急之論を盡へ候道理に相當り可レ申哉と見込候間、御高掛之上兩村之者申立に不レ拘、早々開發可ニ相成一入用方仕法之手立、御見込み之趣等、御配慮御座候樣、致し度奉存候。

一、門田・走出兩村取調候處、開發可レ致儀におゐて者、一旦願立數年御取調にて、公邊へ迄御打出しに相成候一件、御手返りに相成候樣成義申立候而者、下タ方同士と、遠御地へ對し不ニ相濟一儀に付、無筋之儀可ニ申立一存念無レ之旨申立罷在候、畢竟枝葉之儀を申立候迄之儀にて、聊之儀を彼是差纏入組候儀者、多端有レ之候得共、本體之開發さへ相片附候得者、枝葉之論は、自然之相濟候成行に付、當時兩村より彼是申立候は、開發之妨げには不ニ相成一只々開發差支罷在候者、夫食御手當等無レ之ては、實に差支申候、於ニ御地一御取調之砌り、惣代共自然不ニ筋立一儀申立候とも、御地之御沙汰次第にて、不當之儀者、不ニ申立一見込に御座候。

一、大谷山、去る子年中規定書之趣、當時之處にて、夫々差略致し、仕法替無レ之候而者、折合不レ申見込に付、先達而中より、元扱人立入樣々に兩村へ申談候へ共、多人數之百姓存意區々にて、七分方折合候見當は附候へ共、此節にては、村役人は御年貢取立等差競決請永引候方にて、精々差急候得共、手輕之一件に無レ之、年内中に出府と申儀は、無ニ覺束一定而御地におゐても、御氣纏之儀と遠察いたし候得共、當地にて取調候へば、百姓共一同之存意も早速相分り可レ申、手繼成儀於ニ御地一御取調有レ之候得ば、國元に相殘り候百姓之存意聞合抔と申立、早速之御取調には相成間敷哉と奉レ存候、晝夜相掛り取調べ罷在候時宜にて、延引に相成候段、實に無レ據成行に付可レ然御含置可レ被レ下候。

一、出府致し候者は、小前惣代二人差添人一人づゝと被ニ仰越一候處、當村より申立候者、困窮之村方出府入用相當候而者、甚難澁致候に付、惣代一人差添人一人づゝ兩村にて、都合四人出府致し度旨申立候、無レ據儀に候得共、

無二申分一夫々熟談之上、出入致し候儀に御座候得者、書面之通り承居候積り、右も無レ之候得共、御法通り出府致候外無レ之旨申渡置候、夫々熟談平和之上は、右願之通り承居、両村にて両人づゝ出府申渡候積りに付、此段御含置可レ被レ下候。

一、此度再熟談之上、仕法替之趣、篤と打合候上者、年内中にも出府人出立為レ致委細可二申立一候。

一、大谷山内直開發に相成居候場所、當時取調候有之之事。

是者右大谷山開發願之場所、開發にも相成候へば、村為にも可レ有レ之間、厚く理解熟談方可レ被二取計一と、去ル辰年中相達、翌子春中両村熟談之上、直開分開發之儀相願、其段御届致候處、先年出入之場所につき、それぞれ御取調有レ之、一躰開發御聞届之御下知無レ之内は、右場所鍬入等可レ為レ致筈は無レ之候得共、両村共右新開之儀に付而者、度々熟談之者等有レ之、熟談相成候儀に而捨置候而者、治り方も不レ宜、何れ開發可レ被二仰付一場所に候へ者、開發方手續にも相成可レ申哉之見込も有レ之、両村へ引分け夫々開發主へ、地所割合表向開發御下知以前取調為二置度旨、両村より相願候に付、去ル子年中一應申達置、手附之もの此度夫々両村へ引分け、反別銘々へ割渡、開發御下知御座候迄は、開發主へ両村入會草山相預け置候主意に御座候。

一、右之通り開發御下知以前地所丈け割合遣し有レ之、開發可レ致旨之申渡者不レ致候へ共、御下知以前、内々にて開發致し、一ケ年に而も作物取候ものは、銘々餘徳に申儀に付、割合請候ものは、餘程開發罷在候様子にて相見え候間、開發致候分と、未開發不レ致分と、此度役割村役人に為二取調一候處、別紙帳面一冊差出候間、委細右にて御承知可レ被レ下候。

一、大谷山開發之場所被レ下、年季取調方之事。

是者、新規草山等開發相願候得者、三ケ年又は五ケ年七ケ年鍬下年季徒代金上納方、吟味之上相伺、夫々御下知濟之上、鍬入申付鍬下年季中夫々開發致し、年季明翌年春秋之内、檢見被二仰付一候振合之趣、去る天保二卯年、門田村草山田畑二反分餘、開發願五ケ年鍬下翌年合地御高入被二仰付一候得共、大谷山之儀、内實去子年春中熟談相整、同年中地所割渡有レ之、此節迄に開發之分と、今以開發不二相成一分と有レ之候へ共、此所にて開發願之通り被二仰付一候へ共、右鍬下年季等如何取締可レ申哉、御

見込之趣可レ被二御下一候。

一、右鍬下年季之儀、凡何ヶ年位に而可レ然御見込に候哉、於二當方一致二勘辨一候處、開發町歩右町歩之內、檢地之節格別に減、歩相立願町歩之內、半分之高合も不二相成一様に而者、不都合に付、來未春より、改而開發方、夫々御仕法被二仰付一、來申年秋賦、酉年春檢地に被二仰付一候得者、此上二ヶ年程之鍬下有レ之、仕法御手當も有レ之上之鍬入に候へば、暫時に開發相成可レ申哉と、乍二見越一致二愚案等一候。

一、當地之處にて、開發相成居候分と、今以開發不二相成一分と、兩様に有レ之候得共、是迄開發致候分は、畢竟不二表立一內之鍬入に付、開發之分丈け、鍬下年季無レ之、直に御高入檢地と相成候ては、聊づゝの町歩、兩度に相成り、檢地之度每、村入用も相掛り、內々開發致候程之者は、いづれも困窮の百姓のみにて、入用割合方等も差支可レ有レ之、開發之分とも打混じ候而之鍬下年季に候得者、一二ヶ年位にて、熟談にも可二相成一候得共、不開發不二相成一分丈け之鍬下年季に候へば、餘程年限延し不レ遣候而者、差支可レ有レ之候哉と愚案いたし候。

一、大谷山當時迄開發不二相成一、子細取調候始末之事。

是者右大谷山當時迄、開發不二相成一譯者、門田村に而引請候分者、小前一人に付、六畝歩位之割合を請、銘々にて開き方取計候得共、走出村分にて引請候分者、同村百姓住宅よりは、凡一里餘りも有レ之百姓ども通ひ作には不二相成一候間、同村百姓軒別引受可レ申分を、百姓德三郎一手に引受候に付、同人儀、大谷山內へ引越し、家作致し、遠方より小作人呼寄、扶持米屆代等德三郎手當致し、去る子年之頃は、凡六十人餘も小作人有レ之、開き方種々丹精致候處、翌丑年大旱魃引續、凶變之年も多く、開發之場所は、地馴候迄適何に而も作物生立方不レ宜候處、右樣之變年差續き、右開發之地所に而、少も作德無レ之德三郎儀も、夫食手當等も不二行屆一成行に付候、小作人追々在所へ引取り、當地に相殘居候小作人は、纔に十人餘之由に相聞、折角開候場所も、人少手餘り地に相成、最も安く開發相成候分は、最初之內開發致し、當時迄開發に不二相成一、或者年餘荒地同樣に相成居候分に付、此上夫食其外農具之御手當拜借等被二仰付一、御仕法不レ被二成下一候而者、急速開發不二相成一趣無二相違一相聞申候。

一、大谷山一體地詰り之場所に付、檢地以前種々開發爲レ致不レ申候而者、檢地之節格外減步相立差支可レ申見込之

事。

是者、右大谷山開發願町歩は、兩村に而百町歩之處、檢地高入に相成候得者、願町歩よりも餘程減歩に相成候間、檢地以前精々開發不レ爲レ致候而者不都合に可レ有レ之と見込候、次第は元來田畑に可レ成分、凡百町歩開發ヶ願、外二十町分畔代荒歩に見込鍬入反別百二十町歩之內と以、池床用水溝惡水拔道代川床引等之廉々にても、餘程減歩相立可レ申、殊に元來大谷山之儀、本村之平場よりは、餘程入込候、山分大谷にて、一村新規取立にも相成候程之場所に候得共、素より山之儀に付、高業又者上而者開發可レ成體に見へ候而も、存外巖石等之場所多く、田畑に不ニ相成一場所有レ之、右樣之處者、幾年具山年貢等相用高請反別相減可レ申、精々無ニ手掛一開發爲レ致候而も、百町歩之高請には相成申間敷、右樣之見込に有レ之候を、此上下々方隨意に開發爲レ致檢地爲レ請候而者、高請反別存外之打減相立可レ申に付、御手當被レ下候而も、檢地之節高請反別相增候樣、只今より精々取計不レ申而者、不都合と奉レ存候。

一、大谷山惣反別百六十町歩餘之場所、元來地詰り相成居、餘歩更に無レ之次第は、先支配よりも委細申立罷在候手續に付、此上檢地之節可レ成丈け減歩不ニ相立一樣、端々に開き殘り地所無レ之樣精々開發爲レ致候外無レ之樣奉レ存候。

一、右大谷山當時開發不ニ相成一場所人少にて、手廻り兼、開き方不レ仕分には候得共、一ト纏めに殘居候譯には無レ之、端々に五畝一反づゝ殘り居候に付、當時開發之場所を、近々檢地之上、先づ御高入に相成り、開發手殘りの分は、又々追年檢地之積り申置候而も、一旦檢地相濟候上は、銘々高請地所之地先故、切添同樣に追々開發致し、自然と以ニ高外一餘歩之姿に相成、追而檢地致し候ても、地所紛敷相成候間、何れも兩三年鍬下年季相立、一山不レ殘一時之檢地に不ニ相成一候而者、不都合に奉レ存候。

一、是迄御領知村々にて、檢地御高入之分者、何れも五畝一反づゝ飛々の場所を勝手に開發致し居候分、高請相願惡所多之儀に付、以ニ歩外一餘歩も豐に有レ之候へ共、大谷山之儀者、一體地詰り之場所にて、外之檢地之振合に、以ニ歩外一餘歩を豐に見込候ては、田畑一枚毎に餘歩之不同相付、存外打減相立可レ申に付、定法竪横間數共法則を

相立平等に餘歩を付け不レ申候而者、差支可レ申候故格外嚴敷檢地に候而者、永續方にも相拘り候儀に付可レ成丈け開發之地所多分に相成候得者、檢地之節格別之打減不ニ相立ー都合宜しく哉に奉レ存候。

一、右之通り之見込に付、此上精々開發爲レ致候には、御手當筋御高配無レ之候而者、實に差支候見込に御座候。

一、大谷山開發願、並、檢地高入に付、夫々取計向伺方之事。

是者、今般當村小前惣代村役人共、公邊にて御取調相成候上者、此御方に於て、兩村へ開發願之通被ニ仰付ー候儀に可レ有レ之哉去る子年熟談折合之趣御屆申上候處、御取調之上、追而御沙汰可レ有レ之旨被ニ仰越ー之儘に相成居候手續に付、右開發願之通り被ニ仰付ー候との御達は、改而當方へ御地より御達に相成、於ニ當御役所ー兩村へ御下知之趣申渡候手續と相心得居可レ然哉、又は出府人歸國之上、開發願之趣再應取調、鍬下年季地代納方等吟味之上、改而當方より伺書差出し、右伺書之趣御取調之上、開發鍬入願之通被ニ仰付ー候手續と相心得取調可レ申筋に可レ有レ之哉、御見込之趣、委細可レ被ニ仰下ー候。

一、去る天保七申年、備中國村々檢地高入反別凡百町歩之處、當村詰御役人に、檢地被ニ仰付ー候得共、大谷山開發願之通り被ニ仰付ー候上、追而檢地之節者、新規一村取立同樣之場所に付、其御地より御出役等も御座候儀と奉レ存候、右等之儀、並、品々取計向心得方以前當方より伺書取出可レ申筋に可レ有レ之哉、御地より御出役有レ之候御含に候得者、其旨當方へ御達に相成、御出役之御方御伺濟も可レ有レ之儀に付、當方よりも別段伺書等差出候には及び間敷哉、右等之儀者追而之儀に候得共、手操取調方心得も有レ之不ニ事馴ー儀に付、御間合に及び候、御見込之趣可レ被ニ仰下ー候。

一、大谷山開發御高入之上、御年貢納方免狀等、別廉に相成不レ申候而者、差支可レ申見込之事。

是者、大谷山之儀、元來門田村地內に候而も、走出村より入會之場所に付、門田村一同にて開發不ニ相成ー走出村と地所割合開發熟談に相成、尤高請は門田村へ致し候、規定に候得共、右開發之場所、檢地之上者、門田村之內大谷新田と歟何と歟、名目相立、大谷山開發之場所丈けは、都而一村立村役人等取極、御年貢上納物等も、大谷山新田之村役人より不レ殘取立上納致し候樣に不ニ相成ー候而者、兩村引分け有レ之反別に付、意味違□□（二字虫損）差縺□□（二字虫損）門田村にては、走出村分開發之分も、都而門田村にて

進退可レ致と相望、上出村にては門田村之進退者皆開發と相望み、元来相守存置區々に有レ之、其向吟味之上、其内より望を立差縺掛候而者、當而之熟談折合にも拘り候間、右等之義者、古來より一村同様之寺田等有レ之場所、寺田與ヽ之名前等を以て、誰新田と號し、免狀等も別段に相成候振合も有レ之候に付、大谷山之儀も、畝積地積ニ御付ニ名前者、何掛之所之割合にて、如何様にも可ニ相成ーとの見込に付、兩村存意を、別段に糺は不レ致候得共、何れにも大谷山者免狀等別段に不ニ相成ニに而者差支可レ申御領地内に而、七日市宿等郷帳に者、上出部村高に籠り有レ之、免狀其外都而七日市丈けは、一村立取扱之上、出部村之進退を不レ請仕来に有レ之、大谷□〔一字缺〕山先づ七日市之振合に諸事相成可レ申者に可レ有レ之哉、以上御含之に及御相談置候間、右等之儀も別段に取計相伺候筋に可レ有レ之哉、御見込之趣可レ被ニ御下一候。

一、大谷山之儀者、一纏め之新田所に付、村役人五人組頭組合等も新規に相立不レ申候而者、差支可レ申、門田・走出兩村本郷村役人掛持に而者、諸事世話行屆候場合には無レ之見込に御座候。

一、大谷山開發に付拜借願之事。

是者、大谷山之儀、前書之通之手續にて、是迄に開發相成候分は、今百姓自力に開發致し候分にて、當時開發之分丈けにて、檢地後ニ御付ニ候へ共相殘り候分、いつ開發と申見當無之、此上開發爲レ致候儀に者、夫々御手當拜借等被ニ御付ニ御世話無レ之候而者、行屆不レ申儀に御座候。

一、大谷山一村新規取立相成候程之儀に候得共、是迄は彌開發被ニ仰付ニ候見當も無レ之、表向鍬下吟味も不レ致場合之儀に付、下た方隨意に爲レ致只々御地よりの御下知を相待居候儀に、御座候得共、彌開發被ニ仰付ニ上、御高入之積と、御下知濟之上、目今鍬入致し、表向之開發と申す主意に付、此處より開發方、並に、作人有附方等下調不レ致候而者、道立申間敷見込に御座候。

一、本村之内最寄に人家等有レ之場合之開發に候得者、辨理宜候へ共、大谷山之儀者、本郷民家よりは掛離候場所に付、大谷山新田所へ相應之小屋掛入、百姓之人家有附、牛馬も入込、肥し類も大谷山之内にて行屆候樣不相成候而者、永續不致見込に御座候。

一、當時大谷山に漸く八家十軒餘有之、小屋掛・農具・夫食代、拜借等之儀、不相辨儀に御座候得者、如何樣之手段を以て開發爲レ致可レ然との御見込、委細被二仰付一候。

一、開發に付、拜借高之儀、凡千両位と村方よりは願立候得共、精々吟味之上相決、何程位迄は拜借被二仰付一哉、又は外に可レ然御見込之次第御座候得者、委細取調方手續可レ被二仰下一候。

一、彌拜借等被二仰付一候樣相伺候には、目論見書等相添、御沙汰次第取計申立候積に御座候、難レ立儀在、彼是申立候も、無レ詮之儀に付及二御相請一候。

右者、大谷山開發一件之儀、拙者儀者支配替り、當分之儀に付、取調方も不二行屆一候得共、先支配より委細申送りも有レ之、追々村方よりも申立候趣を以、取調候處、入組候一件に而、御自御見込之品を、前以當方におゐて、相心得取調不レ申候而者、自然意味違之儀出來可レ申も難レ計奉レ存候間、御用多之御中、乍二御面倒一見越推量ヶ間敷儀たりとも及二御相談一如何と奉レ存候得共、廉限各樣御存寄御見込之趣、御下げ札にて、早々御答被二仰聞一可レ被レ下候、御答之趣に隨ひ、追々取調可二申立一候。以上。

午十二月　　井石善兵衞

二連木十兵衞樣

中田官兵衞樣

備中國後月郡門田村迫內小田郡走出村入會大谷山開發願之儀、奉行所へ御問合之處、双方熟談之上相願候上者、御年限開發被二仰付一不レ苦筋に候得共、先出入裁許之趣に拘り候間、彌新開被二仰付一候はゞ、願人奉行所へ可二差出一旨御達に付、一村願人村役人其外重立候もの〻內、惣代として二人宛、差添人一人宛、右出入に拘り候書類等持參之上、早々關東御領知御役所へ向け、差出可レ申旨、去午六月中御達に付、其段両村へ申渡、惣代出府之儀差急取調候處、去午冬中得御意置候通り、去子年熟談之趣に付、違約之儀とも申立差縺、出府之儀取極兼候に付、厚及二利害一立入致取扱、右村役人、其外へ篤と申聞、夫々內請爲二取計一候處、一同無二申分一折合、両村小前並村役人惣代致二出府一度旨、申立候に付、此度再熟談取計候始末、其外御相談旁々得二御意一候趣、左之通に御座候。

九　大谷山開發

一、門田村。走出村のもの、此度出府人差出し方之事。

是者、別廉に申立候通り、再熟談相整以後、申分願筋無レ之、出府人之儀御達之通り、兼而申渡置候處、今度熟談之上者、申分ニ折合、兩村睦敷申合、出府仕候上は、江戸表において、聊異論可レ仕廉無レ之兩村共、右開發願に付而者、多分之儀諸費も相掛り此上聊たりとも、入用相嵩候而者、難澁致候に付、此度門田村出府惣代百姓九右衛門差添、村役人惣代、庄屋哲二走出村小前惣代百姓代小八郎差添、村役人惣代庄屋清三行三都合四人出府致度旨願出候間、相糺候處、無レ據筋に候共、御沙汰之上に無聞致し候儀取計候筋には無レ之候得共、內實出府人取極方村方にて治定不レ致、於ニ御役所ニ日數之費を相厭候に付、右處に非柄難利致し候者、相撰出府申付候程之儀に而、此上人當相還候而も、猶出立遲々致し可レ申に付、村方願之通承届、當月日村元出立關東御領知御役所へ向け差出申候、着之上者、同御役所より、御目可ニ申上ニ候間、宜御沙汰可レ有レ之候。

一、兩村之者、右御役所へ差出候上は、奉行所へ御差出方等都而御勘定所へ相伺可レ然取調有レ之候樣、小林鐵次郎方へも引合置申候、宜御差圖可レ被レ下候。

一、兩村より奉行所へ願書差出候筋と奉レ存候間、村方小前のものへも、篤と申諭之上下書取調持參、關東御政所において差支之有無差圖を請、本紙相認候樣、出府人へ申越置候。

一、兩村より持參致候書類別紙目錄之通り、於ニ御役所ニ改之上出府人へ直に相渡置申候、尤先年支ニ出入ニ候節之書類、年曆相立、當時見合に可ニ相成ニ程之書類無レ之旨申立候得共、不ニ取殘ニ樣精々穿鑿之上、持參可レ致旨申渡置候。

一、大谷山開發に付、去る子年、熟談規定書之內、差支之廉、此度改革之上、再應熟談方取計候手續之事。

是者、門田村地內大谷山秣場を、同村より開發相願、走出村より故障申立、多年差縺居候處、反別百町歩之內六十町歩者、身元之者へ引受、一反に付二百二十目宛、四十町歩者百姓家別に割合一反に付六十目宛、都合百五十六貫目、三ケ年に割合出銀いたし、右之內百三十五貫目走出村へ相渡、故障之廉々手當之積、去る子年規定罷在候得共、開發之儀下知も無レ之、旁々出銀方手延に相成居候處、去秋中兩村小前惣代村役人出府可レ爲レ致旨、御沙汰に付、早々人當取極、出府可レ致旨申渡候處、去る子年

規定之通り不ニ相成一候而者、出府致し候而も無レ詮に付、元熟談之通り、門田村におゐて、早々出銀致候様申附有レ之度旨、走出村より申立、門田村にて者、最初見込と違ひ、地味悪しく開發致候而も、多分入用相懸り難ニ引合一致ニ難澁一候に付、開發地所より出銀之分、永年賦に出銀いたし度、走出村へ理解有レ之候様致し度旨、其餘品々不ニ筋立一難澁申立、再應及ニ理解一候へ共、不ニ聞請一、去る子年中夫々熟談規定取定め有レ之候上は、今更門田村より、違約之申立致し候者心得違之筋に候得共、身元之者引請候分之、自力を以開發致し假成之候徳を得候迄は、多分之入用相懸り候を、聊之作徳をも不レ取内、草地一反に付二百二十目出銀之儀者、實に難レ凌段無ニ相違一無レ據筋に相聞候間、一旦規定有レ之儀に候得共、門田・走出兩村共、身元之者引請候六十町歩之分者、直段半減と致し、召銀渡年賦渡と、前通り相立熟談之積、夫々元扱人、其外立入ニ兩村へ一異見爲ニ差加一於ニ御役所一、篤と申諭候處、双方致ニ納得一、熟談相調候旨に而、別紙之通再規定書差出候間、再應相糺候處、以後申分違約之筋無レ之書面之趣相違無レ之旨申立候間、右書面預り置聞届之有無、從ニ御地之一御沙汰次第可ニ申渡一旨、請書差出候間、委細右にて御承知被レ下、於ニ御地一、御差支之筋も無レ之候へ者、承届可レ申哉否哉可ニ被仰一候。

一、此度差出候再規定書之内に有レ之、門田村より走出村へ召金に相渡候仕法金三百兩調達之事。

是者、門田村之儀開發地所より、年賦に割合出銀致候儀者可レ成ニ出來一候得共、實に貧村にて、召金調達可レ致手段無、召金に相渡候金子無レ之候而者、走出村故障に相成候上砂留、其外普請入用急場之仕拂不ニ相立一、熟談難ニ折合一由にて、扱人共より申立候者、右金三百兩於十ヶ年賦に返納可レ仕候間、無利足を以て、門田村人當未年拜借被ニ仰付一度、左候得者、走出村へ右拜借之金子相渡、凌方爲レ致候旨申立、實に無レ據筋に候得共、下タ方爲レ遂候者、如何様に付熟談相整候上、御地之御沙汰を經、取計方も可レ有レ之候間、扱人共より才覺いたし、門田村へ貸渡、此場爲ニ相濟一置、拜借願之儀者、別段に取調遣し候積申添、當方繰廻し方爲ニ取計一申候、再規定書之通、扱人より門田村へ貸渡し、同村より走出村へ相渡候手續に爲ニ取計一申候、拜借願之儀、御地之御含被ニ仰越一に隨ひ取調申置度、右等之手續可レ然御承知被レ下、御見込之趣委細可レ被ニ仰下一候。

一、地代銀上納方之事。

是者、去子年、右大谷山之内百町歩兩村熟談之上、開發相願候に付、銀十四貫目地代銀上納之積規定致候處、此度廉々申立に、成行にて、開發入用等多分相懸り、拜借金等相願候程之儀に付、地代銀上納之儀者、御免相願度旨申立候得共、素より規定も

有レ之、今更普請見合相願候者、不相當に付、及ニ理解ニ置申候に付、銀六貫目上納ニ付、再熟談致し候へ共、此上者難入可申、多分相懸り、困窮之村方に付、地代金上納御免之御沙汰に相成候へ者、一同難レ有相談可レ申、尋ニ及申上候上、御見込之通可レ被ニ仰付一候。

一、大谷山開墾に付、走出村へ請取候仕法金、去る子年熟談之通、此度門田村より再應およ候仕法金格外減少致し、於ニ走出村ニ不承知申立、熟談相整兼候に付、此度取扱候再規定書之外に、走出村ニ村へ取り、此上十ケ年之間に、金三百両程仕法金取立、去る子年熟談之仕法金、減少致候償にも相成候樣、於ニ御役所ニ篤と取調、當地へも申立可レ遣旨及ニ理解ニ候始末之事。

是者、去る子年熟談之趣者、走出村へ銀百三十五貫目請取、同村本田畑之故障無レ之樣土砂留普請入用、其外用悪水普請入用に可レ致筈之處、此度再規定書に有レ之候通り、格外走出村へ請取候、仕法金致ニ減少ニ、猶末々走出村より故障申立筈ニ相整ニ、新開も有子年之熟談に而、折合候儀を、今更門田村より勝手儘之儀申立候而者、於ニ走出村ニ不承知之趣、手強く申張り、門田村に而も、右樣被ニ仰渡ニ候而も、子年熟談之通に而者、凌方無レ之旨、強而申立、右樣双方より存意區々之儀申立候而者、熟談之破れにも相成、其筋へも被ニ仰立ニに相成居候程之儀、今更手違りに相成候樣、差縺候而者、不都合之儀、年レ去兩村之申立、何れを非共相定難道理限に候へ者、素より定之通り申付候外者無レ之候得共、左候而者、只違背同意を相対候而已にて、實用之開發陳意に相成、且上後是手間取候而者、早々出府可レ致との御沙汰も、篤々と相捨候道理に而只今之取扱にも相拘候儀、當時普双方より仕法を切込、郷にても自村之勝手を可レ得と考へ、我意を申募理解も難ニ聞入一兼候得共、首尾能開發成就之上者、先々草野に可レ致譯には不ニ相成ニ、兩村之人氣も、穏に折合年ニ少分ニ御益も相立可レ申候得者、何とか御仕法被レ下候而も差支有レ之間敷見込に付、此度再規定之通り、走出村におゐて折合候上者、門田村に不レ拘走出村一村へ取十ケ年程之間者、凡三百両程之仕法金相立候樣、取調伺可レ遣、萬一右開發に付、走出村本田畑故障之廉、此度再規定之仕法金に而補方不ニ行屆ニ候節者、於ニ御役所ニ見分吟味之上、御普請御手當等可ニ伺遣ニ間、御國益を重じ、平和に熟談可レ致旨、再應厚及ニ理解ニ候處、漸走出村におゐても致ニ承伏ニ、再規定書差出候次第に御座候間、追々取調之上、委細可ニ申立ニ候得共、走出村へ相應之無利足拜借金

被二仰付一候歟、別段仕法方之儀、追而相伺候得ば可レ然御承知御取調被レ下候様いたし度、此段前以御心得迄に可レ應二得御意一置候。

一、大谷山是迄開發不二相成一、地所此上二ヶ年程に開發成就致し候哉、急速開發相成候上者、御役所御掛りを以て仕法を立、一兩年之内に、御高入候地之成ケと不二相成一様、取調候手續之事。

是者、大谷山開發之地、先般申立候通之手續にて、門田村・走出村へ、六十町歩宛去る子年中割渡遣、表立候儀に者無レ之候得共、是迄に開發罷在候分も有レ之候處、今以開發不レ致草地之儘に相成居候分、如何之譯に候哉、取調候處、走出村へ地割請候五十町歩之分、同村は大谷山へ手遠にて、百姓共通ひ作不二相成一、開發地引請候望人無レ之候間、同村百姓家別に割合一反に付六十目つゝ出銀致し、開發可レ致分を、二十町歩同村百姓徳三郎へ相對之上、相應之直段を以て讓渡、外に身元之もの引受候三十町歩の分、是又徳三郎名義引受候積り、去る子年走出村限熟談致し、都合五十町歩、徳三郎一手に引受、開發に取掛り小作人等有付け、夫食手當致し、開發方丹精罷在候處、旱魃等之變年打續、其上見込よりも、地味悪敷開發、並、夫食入用多分相懸り、今以て作徳無レ之、夫食手當にも、不行屆より小作人等も追々在所へ引取、開發致候分も手餘、荒地に相成、當地之處、先般取調差出候通り、走出村へ地割五十町歩之内、三十町歩餘りも未だ開發手殘りに相成居候分は、此上何程心配致候而も、自力に開發難二出來一、草地には候へ共、家別割合二十町歩之分も、小前より徳三郎へ引請、一反に付代銀百十匁、走出村百姓へ相渡罷在、身元引請三十町歩之分一反に付代銀百十匁村方へ差出罷在候地所開發不二相成一候而者、難澁致し候儀に付、格別之御憐愍を以て、開發成就致候様相應之年賦返納拝借金被二仰付一度、此段聞書に相成候へ者、精々此上開發致候様にも可レ仕、拝借難レ被二仰付一候へば、迚も兩三年之内開發可レ仕手段無レ之旨申立候。

一、門田村へ地割請候五十町歩之分、同村之儀者、手近之場所も有レ之候に付、内二十町歩者、同村百姓家別に割合、一反に付六十目宛出銀之積を以て引請開發致し、殘三十町分、同村庄屋哲二、其外見元之者多人數にて、一反に付百十匁づゝ出銀之積を以て、地所引請、何れも是迄精々開發致候得共、先般取調差出候帳面之通り、三十町歩餘り開發殘りに相成有レ之、此上自力を以て、急速開發難レ致、難澁致し候に付、相應之拜借被二仰付一、開發成就致し候様

御憐愍之御沙汰請度、拜借不レ被ニ仰付一候而者、開發方力に及び兼候旨、一同申立候。

一、右之通、走出村德三郎、門田村庄屋哲二、其外引受罷在候地所、今更開發不ニ相成一候迚、拜借金相願候旨不ニ筋立一候、尤右德三郎一手に引請候譯には、走出村へ地割之地所、同村に引請人無レ之、差支候折柄、首尾能熟談之上、開發にも相成候樣引請候得者、御奉公にも可ニ相成一と心得、心より德三郎一手に引受候次第、門田村においても、地味宜敷地所は、精々貧窮小前之者へ引請させ、望人無レ之惡所之分を、專に哲二外、身元のもの引請候次第にて、一分之利慾而已にかゝはり、多分之町數引請候儀には無レ之候得共、最初得心之地代銀差出、地所引請候上者、地所之甲乙は、銘々運ぶ運に有レ之、いづれも以ニ自力一開發一體之檢地高請之間に合候樣可ニ取計一筈、然るを今更不レ及レ力趣申立、草地之儘にて差置候而者、檢地之節減步に相成り、最初御奉公と相心得引請候儀、却而本體之檢地妨と相成り、不都合之成行、拜借金を以て開發致し地所は、自身之持分に取極候而は、勝手儘之願に相當り、御時節柄拜借金等、容易に被ニ仰付一候筋に無レ之、萬一拜借金被ニ仰附一堅く開發可レ致と請合候而も、又々銘々之不取計より、存分に開發致し兼、拜借金は遣切、難澁に候間、又々拜借相願候抔自己之勝手而已申立候樣相成候而者、際限も無レ之、德三郎、並、哲二外身分之地所開發不手廻之主意を以て、掛構無レ之、他村之者に手傳助成爲レ致候儀者、外々にて心伏不レ致筋に付、當時開發方手殘り相成居候場所之內、何程者銘々手を以て、一兩年之間開發致し、檢地御高入之差支に不ニ相掛一、何程は開發力に不レ及差出居候地代者、銘々損失と辨へ、無地代にて御役所へ差上候心得に相成り、扱人手許へ差出可レ申旨、一同得心之上申立候樣及ニ理解一候處、差出居候地代銀者損失、地所手放し候而者難澁之趣申立候得共、猶申聞候は、地代銀差出草地引請候上は、檢地高入之妨に不ニ相成一樣開發可レ致筈之處、今更開發不ニ相成一手に餘り候得者、不レ得レ止事儀に付、一分之難澁は相忍び、大切なる地高請之故障無樣取調請候外有レ之間敷、一分之難澁無レ據迚拜借も不レ被ニ仰付一、草地を持せ置候而者、いつ開發成就可レ致見當も無レ之、本體之開發成就之上は、得と事實取調之上、猶御慈悲之御沙汰も可レ有レ之候間、厚相辨不ニ筋立一儀申間敷旨申諭置候處、理解之趣承伏致し、如何樣にも差圖に相任候間、御爲筋相立候樣、御役所之差圖請度旨申立候間、此

上再應取調之上、御役所開掛を以て、夫々開發爲レ致、是迄兩三人にて引請候地所、三四十人之者へ、荷輕に夫々爲ニ引請一衆人之力を以て、早々開發成就相成候樣取調候積に御座候。

一、右德三郎並哲二、其外引請候地所、一旦無地代にて爲ニ差出一他向之者へ爲ニ買取一候得者、其者より地代爲ニ差出一候間、其地代銀を元引請損失致し候德三郎、其外に相渡候樣には相成候間敷哉、取調勘辨致し候處、德三郎其外最初多分之町歩引請、地味宜敷地所者拔地同樣、是迄力に及ぶ丈け開發之上、當人持分に有レ之、當村迄開發不レ致分は、畢竟手に餘り候程之惡地、嶮岨之場所にて、此度改而草地買取方取調候而も、望人無レ之、無ニ餘儀一御役所聲掛を以て、田地形に相成候迄、郡中村々へ開發手傳爲レ致、開發相成候地所を、一反に付百十匁位之代銀を以て、向々へ爲ニ買取一其取置候銀子を以て、開發手傳に罷出候者之夫食入用に遣候積、右樣惡所之開發入用者、土地之二倍も相懸り候次第に付、爲ニ買取一候地代銀を、德三郎其外へ下げ渡し候樣には相成申間敷見込に付、當地之處にては、先無ニ地代之積一德三郎其外へ及ニ理解一候儀に付、御座候。

一、元引請候地主德三郎、其外前書之通り、一旦出銀罷在候地所を無地代にて取上げ候樣相成候而者、多年心労罷在候儀も、容易難澁之段相違も無レ之儀に付、一旦前書之通、無地代にて扱人に爲ニ相任一地所開發方一段相濟候得者、德三郎其外へも少々辨銀方仕法之見込も可ニ相立一檢地御高入にも相成候へば、得失も明白に相分り可レ申に付、追而猶委細取調べ申立候積に付、可レ然御含置可レ被レ下候。

一、走出村德三郎、門田村庄屋哲二、其外地代銀差出引請居候地所、自力を以て、此上開發難レ致旨申立候に付、無代を以て、扱人手元へ爲ニ差出一開發方爲ニ取計一候見込之事。

是者、別廉にて申立候通り、德三郎其外に草地各任置候而者、四五ケ年に開發不ニ相成一段無ニ相違一當人共自得之上、扱人手元へ差出候上者、右地所を御領知村々より開發手傳爲レ致、其上御領地村々望之者に相應之代銀を以て爲ニ買取一多人數之者力を合せて、永續方致ニ進退一候樣取調候積に御座候。

一、右之通り他村のものに、開發方手傳爲レ致候程之儀に付、走出村門田村百姓には、格別に出精手傳開發捗取候樣

爲二取計一候積に御座候、此段一應申上候處、承知之趣申立候。

一、此度より改而開發取懸り候場所、草地之儘にて、他村之者共請候樣申付取調候へ共、地味宜敷、望人無レ之、讓合引請候もの有レ之候而も、多くは草地を殘し置、猶地請候者も同樣、後々開發可レ致と仕居候儀、一つは思に有レ之、目には難貫取り候地所と、地主相定り候場所も無數無レ之、直々開發之手傳に罷出候儀者不二相好一、格別御高入差支にも相成、開發主無レ之御役所においても、厚世話有レ之候故、村々にても承り候へ共、御國恩を辨へ、御奉公にも可二相成一と心得、一同相勵み手傳人足等差出可レ申趣に付、右等之見込を以て、此上取調候積りに御座候。

一、大谷山に携居無レ之外、村々之者に開發方手傳等致し候樣申付候而者、外村々難澁致候筋者無レ之哉取調候處、是迄も格別之洪水等に而、多分之荒地有レ之節、平生に異ね候普請等之村方有レ之候得者、組合村又者外村々よりも辨當迄手前より持出し、助夫と唱へ、助成人足差出候儀間々有レ之、大谷山之儀者、稀成開發一村取立同樣之場所成旨貧しく候得者、御領地内之繁榮御爲筋にも相成候儀にて、尋常之譯に無レ之、夫食丈け宛行候へば無賃錢を以て相勵之開發手傳人足差出候儀者、敢而難澁之筋無レ之趣に付、右等之見込を以て、追々取調候積に御座候。

一、此度右之通り、手殘り之場所、直而開發方力を盡し、其上開發不二相成一候分者、全く惡所隔離之場所に付、木立藪成等に取極候外無レ之見込に御座候。

一、大谷山開發に付、一體御含み得二御意一置候處々之事、是者大谷山開發之儀、素々門田村丈けにて、凡五十町步開發致し度旨申立候を、開發步增方之上熟談爲、猶々開發相願候上者、下夕方限りにて、早速開發可二相成一手續に御座候へ共、元來町步增方にも相成、序々容易に開發相成兼候ニ付第に押移罷在候、門田村本村高七百石、除り反別八十町步程、人別凡千人家數二百三十軒程有レ之、大谷山開發場本村を見合には不二相成一候へ共、此上打減相立候而も、反別六七十町步に而不二相成一候へ共、全一村立之開發に有レ之本村に見合手輕に見積り候而も、耕作致候男女二百人位、家數六七十軒無レ之候而者、開發致可き田畑を耕作致候事相成間敷手續に付、凡右等之見積りを以て開發成就一村之取續相立候樣、夫々手配り申付候積りに御座候。

一、右之通之見積に付、手輕に取調候而も、此上種々手都合有レ之開發に付、人足夫食手當入用入百姓爲レ致候へ者、小屋掛入用六七年之間、夫食手當農具農牛買入方手當等之廉々入用共餘にも、右開發方に携、世話致候郡中村役人共、諸雜費入用何程省略取調候而も、餘程之入用に有レ之廉々及ニ御相談一候手續等他之力を以て、精々凌方各々致候得共、先便委細及ニ御相談一置候趣、並、此度及ニ御相談一候趣を以て、夫々御承知被レ下御時節柄恐入候儀に御座候へ共、多少に不レ拘無利足年賦返納拜借金等被ニ仰付一候儀には相成間敷哉、御含之趣、委細被ニ仰下一候樣仕度奉レ存候。

一、此度改而彌開發被ニ仰付一候御沙汰致ニ治定一候上は、此前より無レ撓開發方丹精不レ爲レ致候而者可ニ相許一に付期無レ之村役人而已に相任置候而者等、閑にも相成候趣に付、當二月より、日々手附之者詰切出役爲レ致、拙者、並、添勘定方時々見廻り心付け候趣、右詰切出役之者へは、相應之辨當料被レ下候樣仕度、追而取調申置候積に御座候、此段御含置可レ被レ下候。

一、右開發に付、入用精々不ニ相掛一樣取締方申付、村々より助成致候人足、並、地代銀等取置候次第潰拂之始末等者、追而委細取調之上、御地へも申遣候積に御座候。

一、大谷山開發熟談規定書面に連印致し候、小田郡大江村池田丹治郎外五人、並、此度彼是差繼候に付、内實遣入世話致候、後月郡簗瀨村山成直藏儀、此上開發方に付、厚骨折早々開發相成候樣可ニ取計一旨申渡置候、右之外にも、彼是骨折候もの有レ之候得共、委細之儀者、追々取調可レ得ニ御意一候へ共、右名前之者は、他村役人にて格別骨折候趣に付、可レ然得ニ御意一置候。

一、開發方手續之儀者、下夕方心得をも、篤と取調べ、兩三年之間に、檢地被ニ仰付一候と見込、精々手繰取計罷在候へ共、御地御見込之廉々、御相談におよび候結果に、否や被ニ仰付一候而者、手筈も無レ之、下夕方氣請等にも相拘り候間、宜御含置可レ被レ下候。

一、右大谷山開發者、一村開闢同樣之場所に而、地所起し方永續方等、手廻り兼候に付、小田・後月兩郡村々よりも

手傳爲レ致候續に付而者、相應之拜借金御手當被二成下一候歟、又者、百姓貯穀出穀實等代金に相直し、納方被二仰付一候得者、多分之運送賃二雜費丈け御用捨に相成り、村々への御救に付、右餘德を見込、開發方一助に致度旨、相願候に付、及二御相談一候始末之事。

是者、大谷山開發方、今以手殘りに相成居候場所多分有レ之、此上開發方六ヶ敷、手續者別紙に細申置候通りに有レ之、多人數之力を以て、丹精不レ致候而者、開發全備永續無二覺束一候間、小田郡後月郡村々より、開發永々厚く力致し可レ申旨、村々小前惣代村役人呼出し申談、心得方篤と相糺候處、同御領知內不二容易一開發之儀、一同恩冥之ため、如何樣にも手傳仕、早々開發御高入永續相成候樣仕度心得に御座候へ共、近來年々打續、其上諸向銀札是及レ潰、多少に不レ拘損失不レ致者無レ之、御領知一體にては、多分之內格右御救御仕法中々御座候折柄、大谷山開發方、此上多分之入用不二相懸一、場所手傳仕に者いづれ村々內稼を不レ厭二助力一之心得に無レ之候而者、御許容レ致付とか相成之御救筋御手當にても被二成下一候得者、一同難レ有相勵、精々助力仕度旨申立候間、御手當等被レ下候程之事に候得者、村々より手傳候迄に無レ之、畢竟御時節柄、拜借之儀も容易に難レ被二御付一候に、下タ方同士實意を盡し、開發手傳丹精可レ致旨、厚く二理解一候處、右理解之趣難二默止一承候可レ仕、右樣申旨有レ之候に申出ひ、別段徵筋申立候者、恐入候へ共、右大谷山開發之一助、且は兩郡御救に相成候間、聞屆請度由を以て相欲候者、百姓貯穀籾稗、並、百姓出穀囲麥成替之分、年割を以追々御藏請之分、時々拜穀に詰替、年々多分之穀數御陣屋元へ持出し候に付而者、村々より持運候駄賃、其外俵拵立入用平均一俵に付而者五匁七分程も相懸り、年々多分之入用相かゝり難澁罷在、凶年之節は、御救之品不レ輕儀には御座候へ共、御救納を以て、御囲に相成候御囲穀、別御囲穀之儀は、運送方何程難澁御座候共、徵筋不二相立一御囲穀之運送賃御廻米津出入用、近年打續御廻米納不レ足石代辨納相立、御廻米納切違々に付而者、諸入用格外相嵩、年々難儀之義候折柄に付、何卒格別之御憐愍を以て、右貯穀籾稗出穀麥替籾稗之分、當未年より、時之相場を以て、代金に相成し、掛屋へ相納め、御役所取調を受候上、右代金少々宛村々身元之者へ、相預け、一倍質地請文差出し、萬一凶年等には、直接高下に不レ拘、身元之者より、諸費丈け相整へ、御藏へ積立候、積り堅く取極、聊差支相掛間敷に付、右之段聞濟請度候得者、年々多分之運送賃諸雜費丈け、御用捨に相成、下タ方御救、平年に而者時々虫附き亂俵に相成り、多分之減穀相立、迷惑罷在候へ共、以後右樣之患無レ之、郡中一同相くつろぎ難レ有筋に付、右餘德を同村之餘德に不レ仕、大谷山開發百姓有附永

續之見當附候迄は、年々下廉之助成手傳仕度、左候へ者、無證に相撫り候費を以、大谷山開發之仕法相立、拜借又者御手當金御下げ渡之金高減少、强而之御苦勞不ニ相掛一、直に開發成就可レ仕候間、右之段いづれにも、開屆請度旨申立候間、申聞候者凶年之節、萬一穀物買入方差支之程も難レ計に付、相伺候とも容易に聞屆相成間敷旨及ニ理解一候處、猶申立候者、右御圍穀別御圍穀も、多分之穀數御救筋御備も、聢と相立罷在、貯穀、並、出穀賣麥成替之分、正穀に而御備に相成居候とも、萬一凶年之節、御領地村之百姓共、人數に割合候へば、凡そ四五日之夫食にて、飢饉之厚薄に寄り、右に而引足候と申譯は難レ至、不作之年柄に御救御備に不レ拘、村々身元のものより、貧民へ助成仕候儀、是迄も時々之儀にて、代金に相成居候へ者、何時にても正穀買入方聊差支無レ之、前書願之通り相成候得者、餘德之分不レ殘大谷山開發永續方一助に入込み、最早大谷山も、他力を借り候に不レ及樣相成候へば、右餘德之分、一村限り別段に年々積立置可レ申、左候へば、本穀備高よりも、年々御救之品增加致し、一廉之御備にも相成可レ申、稗之穀數は、米之四倍にも相當り、品は米麥よりも相劣り候ても、平年之運送諸雜費は、米麥の四倍にも相懸り、鼠喰亂俵等も費も不レ少故凶年御救之御仁惠を疎に心得、眼前運送方等之難澁而已相歎候筋に相當り、實に恐入候得共、格別之儀を以て、願之趣聞屆受度旨申立、再應取調掛辨致候處、先前支配中より、右等之難澁歎願、度々申立候趣者、委細申迄りも有レ之、難澁之趣者相違なく相聞候へ共、先づ是迄之通り取計候樣、及ニ理解一置可レ然哉とも奉レ存候へ共、大谷山開發方に付、何れにも御手當相借金等不レ被ニ仰付一候而者、相叶申間敷、去迚未だ御高入にも不ニ相成一、何之御益も不ニ相立一內、多分之拜借[illegible]下渡之儀、下タ方より相願候とも、强て相伺候儀にも難レ至、捨置候得者開發成就可レ致期無レ之、縱令御愛憐之御沙汰有レ之候とも、被レ下切に候へば格別多分之拜借金等致し、返納方萬一相滯候へば、是又容易ならざる儀に付、患跡へ不ニ相殘一樣、兩郡村々より、助合方爲致レ度、右歎願之趣、御聞屆相成候得者、拜借金高減少理解之程、開發成就手立之一廉にも相成り、村々にても氣請よく、一兩年之間に、開發成就可レ仕哉とも奉レ存候、大谷山開發方に拘り合無レ之村々、聊之助力も難レ仕旨申立候而も、無ニ餘儀一候得共、理解之趣致ニ承伏一多少に不レ拘、同御領知之好身を以て、助成可レ仕心得之趣者、奇特之筋にも有レ之、右助成方に付、平生掛り居候費を防候歎願を、一概に不ニ取用一、差押候ては、村々勵み心を失ひ、自然と開發方手傳之景氣にも相拘り可レ申に付、此上取締方嚴敷申渡、右願之趣承屆候樣仕度、各樣御見込之處如何可レ有レ之哉、別段御賢慮も御座候得共、右歎願之趣及ニ理解一、差押可レ申哉御見込之趣委細可レ被ニ仰付下一候。

一、右貯穀、並に出穀賣麥之儀は、御圍穀とも主意違ひ、下タ方御救而已之品に付、格別之御詮議を以て、先づ當未年より、酉年迄三ケ年之間、御試に御勘定所限之御聞屆を以て、右願之趣示屆置候樣には相成間敷哉、當時差向き伺直しに相成候ては、仕法替に手當り、手重之儀に付、彌下下爲筋に無二相違一處、御試も相立以上、時氣に寄、仕法替被二仰付一候積り、追而伺書差出候樣にも仕度、此段御相談旁ゟ得二御意一、御聞屆有無も難二相分一候得共、及二御相談置一候。

一、右貯穀、並、百姓出穀賣麥成替之分代金直し、並、納入用等取調候、大積之事。

是者、直段之儀、稗は土地相場、籾は三分一石代直段を以て納方取計候哉、御地之御沙汰次第、委細取調之上可二申立一いづれ年々不同は御座候へ共、大積を以て取調候處、左之通に御座候。

出穀賣麥成替。

籾六百七十七石八斗五升之內。

一、籾四百六石七斗一升。是者、去年十二月迄に藏詰有之候分。　外、籾二百七十一石一斗四升。是者、當未より亥迄五ケ年に請戾可レ申分。

右同斷。

稗二千七百十一石四斗之內。

一、稗千八十四石五斗六升。是者、去年六月迄に藏詰有之分。　外、稗千六百二十六石八斗四升。是者、當未より亥迄、五ケ年に請戾可レ申分。

貯穀。

籾九百五十四石三斗九升三合一勺之內。

一、籾四百三十八石九斗三合三勺二才。是者、去年十二月迄に藏詰有之分。外、籾五百十五石四斗八升九合七勺八才。是者、當未より子迄六ケ年に請戾可レ申分。

右同斷。

稗八百七十七石九斗三升五合四勺八才之內。

一、粺四百八十二石七斗二升八合五勺四才。是者、去午六月迄に藏詰有之分。外、稗三百九十五石二斗六合九勺一才。是者、當未より亥迄五ケ年に詰戻可レ申分。

右寄。

籾、八百四十五石六斗一升三合三勺二才。

此米四百二十二石八斗六合六勺六才。此代銀三十三貫八百二十四匁五分三厘。但、三分一直段一石に付平均大積り八十目。

是者、是迄藏詰之分、代銀に直し如レ斯。

外、籾七百八十六石六斗二升九合七勺八才。

此米三百九十三石三斗一升四合八勺九才。此代銀三十一貫四百六十五匁一分九厘。

是者、當未より年賦を以て、追々に可二相納一分代銀に直し如レ斯。

稗千五百六十七石二斗八升八合五勺四才。

此代銀四十七貫十八匁六分六厘。但、土地相場、一石に付平均大積り三十目。

是者、是迄藏詰之分代銀に直し如レ斯。

外、稗二千二十二石四升六合九勺一才。

此代銀六十貫六百六十一匁四分一厘。

是者、當未より、年賦を以て、追々に可二相納一分代銀に直し如レ斯。

合銀百七十二貫九百六十九匁七分九厘。

此金千九百六十五兩永五百六十五文八分。但、兩替凡八十八匁替。

銀八十貫八百四十三匁一分九厘。

此金九百十八兩永六百七十二文六分。是者、當年にも、代金に爲二成替一差支無レ之分。

銀九十二貫百二十六匁六分。

此金千四十六兩永八百九十三文二分。是者、年賦を以て、追々相納、代金に爲ニ成替一候へば格別一時に代銀に爲ニ成替一候儀者差支可レ申分。

右大積取調之趣、右之通御座候。以上。

一、右貯穀、其外納入用諸掛り、篤と取調候處、左之通りに御座候。

一、銀五匁七分。是者、米・籾・稗共、一俵に付、諸懸り納入用之分。

此譯

一、銀二兩一分。是者、繩俵仕立賃共之分。

一、銀一兩五分。是者、東江原村より、御陣屋元へ持出し賃一俵に付八分、山村邊よりは六匁も相懸り、遠近凡にて見積り、平均一俵持出賃之分。

一、銀　二　分。是者、御藏へ納之節、仲仕賃、並、欠込俵繕中納惣代諸切飯料諸入用之分。

一、銀　二　分。是者、村方において、取立候節、村役人宅において納入用之分。

一、銀一兩五分。是者、下げ渡詰替之節、村方へ持歸り入用之分。

一、銀　二　分。是者、下げ渡之節、鼠喰亂俵之分、村方惣俵へ割合、百姓一同にて助合候間損之分

右者、村々遠近不同も有レ之候へ共、納入用一俵に付、書面之通り相懸り候旨、村々申立、實に無ニ相違一相聞申候。

一、前書見競を以て、相懸り候納入用惣辻、大積り左之通に御座候。

籾、千六百三十二石二斗四升三合一勺。

此俵、三千二百六十四俵四分八厘六毛。但、五斗入。此納入用銀、十八貫六百七匁五分七厘。是者、一俵に付、銀五匁七分之納入用相懸り候分。

稗、三千五百八十九石三斗三升五合四勺五才。

此俵、七千百七十八俵六分七厘一毛。但、五斗入。此納入用銀、四十貫九百十八匁四分二厘。是者、右同斷。

〆銀五十九貫五百二十五匁九分五厘。

此金六百七十六兩永四百三十一文七分。但、兩替凡八十八匁替。

右者、貯穀、並、出穀賣麥成替之分、年々に穀數割合相納候得共、藏詰之分、時々詰替、又者御藏掃除に付、藏出藏入等、毎々取計、凡五ケ年程之間には、書面之通り納入用雜費に相懸り候段、無二相違一相聞申候。

右者、大谷山開發一件取調方之儀に付、去午十二月中、御相談旁々、廉々得二御意一候趣、御營被二仰下一候上、伺可二申立一筈に御座候へ共、御往復日數も相懸り、且は、此度兩村小前惣代村役人差出候に付、御取調向も可レ有二御座一候間、最前申立候儀者、致二文略一前書之通り、猶又取調之次第御相談旁々、得二御意一候間、最前差出候書面者御照合、此度及二御相談一候分とも、一同廉限各樣御存寄御見込之趣、御下ケ札に而、早々御營被二仰知一可レ被レ下候、御營之趣に隨ひ、伺追々取調可二申立一候。

以上。

未正月　　井石善兵衛

二連木十兵衛様

中田官兵衛様

差上申御請證文之事

寶暦年中及二出入一候、備中國後月郡門田村地内、小田郡走出村入會秣場、大谷山秣場之内百町歩兩村にて開發いたし度旨、去子年春願上候處、江戸表に御伺之上、追而御沙汰可レ有レ之御旨にて、願書並熟談規定書共、御預り被レ置候處、御裁許之場所に付、兩村小前惣代村役人差添、村役人一人宛都合六人、早々出府可レ仕旨、去午六月中被二仰渡一候處、去る子年熟談之通りにては、門田村より仕法出銀難澁之旨申立、走出村よりも、右熟談規定相違致候而者、難澁之旨申立候處、全見込違之譯も有レ之無レ據次第に付、元立入取扱人、並に、外村役人一同得と申談、仕法向改革之上、再規定熟談相整候に付、右之段御聞届被二成下一、出府人出立之儀奉二願上一候に付、左之通り被二仰渡一候。

一、此度再應熟談致し候趣、御糺御座候處、兩村共後日に至り聊申分御願筋無二御座一、再熟談之趣を以、願之通り開發被二仰付一度旨申上候處、右書面者、御預りの上、江戸表被二仰立一、御沙汰之趣追而可レ被二仰渡一候、若江戸表に而、御差支之儀有レ之候得者、再應御取調之上、如何樣被二仰付一候共、其節聊御違背申上間敷旨被二仰渡一候。

一、此度出府人之儀入用多分相懸り候而者、難澁仕候に付、兩村にて二人宛出府仕度、且、人當取極方區々仕候に付、御日鑑

を以て、御沙汰奉ㇾ願江戸表より御沙汰被ㇾ爲ㇾ在候人數より相減じ候而者、御聞届被ㇾ成候得共、出府之上聊差縺候儀も無ㇾ之、御取調之御差支不ㇾ相懸ㇾ旨申上候に付、願之趣御聞届、一と先出府被ㇾ仰付ㇾ候得共、江戸表にて御差支之儀有ㇾ之候へば、別段出府人可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ旨被ㇾ仰渡ㇾ候。

一、門田村庄屋啓二、百姓九右衞門、走出村庄屋後見行三、百姓代小八郎儀、御用辨にも相成候者、出府被ㇾ仰付ㇾ關東御領知御役所へ御用狀御渡被ㇾ成下ㇾ候間、大切之書類等持參いたし候儀、道中別而心付、江戸表へ着仕候はゞ、同御役所へ着、御屆申上げ、御奉行所へ差上候願書、並、今般御改請御下げに相成候御裁許繪圖、其外諸書類共差出し、都て同御役所御取調を請、出府中兩村平和に申合、正路に申立諸事相愼可申候、萬一國方熟談に齟齬致し、不筋之儀とも申立、又は出府中、不取締之儀等有ㇾ之候へば、別段急度可ㇾ被ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ旨被ㇾ仰渡ㇾ候。

一、右大谷山之儀、先年及ㇾ出入ㇾ御裁許有ㇾ之場所に付、此度惣代ども、御奉行所へ御差出之上、御裁許繪圖御取調べにも相成候程之儀に付、兩村之者、於ㇾ御奉行所ㇾ御糺し御座候へば、右場所御他領地先入會等無ㇾ之、御領知村々にて取廻し罷在、兩村聊無ㇾ申分ㇾ熟談いたし、外々故障無ㇾ之新開被ㇾ仰付ㇾ候とも、以來聊申分願筋無ㇾ之主意有體に申立、多言を以て、大切之儀を誤り、御疑惑等相懸候樣成不束之申立等仕候而者、御外聞にも相拘候儀に付、都而御領知御役所へ申立、御取調べを請候、申立之外、忽之儀無ㇾ之樣急度相愼可ㇾ申旨、被ㇾ仰渡ㇾ候。

右之通被ㇾ仰渡ㇾ承知奉ㇾ畏候、急度相守可ㇾ申候、右之趣江戸表へも被ㇾ仰立置ㇾ候旨、是又承知仕候、依ㇾ之御請證文差上申所如ㇾ件。

備中國後月郡門田村

小前惣代　百姓　九右衞門

安政六未年二月　庄屋　哲二

同國小田郡走出村

小前惣代　百姓代　小八郎

庄屋後見　行三

江原御役所。

前書之通、出府人へ被仰渡候趣、願中儀も罷出承知仕候、依之奥書を以、御請印形差上申候。以上。

備中國後月郡門田村

小前惣代 倉平太。淺右衞門。太藏。伊和吉

組頭惣代 和治郎。武右衞門。友右衞門

庄屋假役 都美次

兼帶大戸村庄屋 廉介

同國小田郡走出村

小前惣代 房右衞門。龜三郎。文六。清右衞門

又五郎。仙右衞門。半右衞門

百姓代 龜右衞門

年寄 平兵衞

庄屋見習 豐三郎

庄屋 三郎兵衞

備中國門田村
走出村入會 大谷山開發之儀に付御相談書 終

義倉條約

全

解題

義倉條約

義倉條約は、本文卷首にある如く「永世救貧」を目的とした社會的事業であつて、明和六年に倉敷の岡雲臥が播磨屋安右衞門と謀つて窮民救助の爲めに義倉の制度を創設し、所謂義衆七十四人を得て、永世救貧の事業を經始した。そして、この義倉の事業は、故林孚一氏等の盡力によつて、明治三年に績義倉に繼承され、明治三十年に倉敷町に移管して、今日に及んでゐる。

今より百數十年の昔、斯る社會事業が企畫され、而も創設以來、よく其目的を達成した事は、宣に數賞に値するものがある。且つ此條文の周匝にして情理を兼ねたる、決を衆議に採りたるなど、實に三嘆に堪へない。

本書の底本は、岡山縣立圖書館の寫本である。

昭和六年九月　　森田無適識

義倉條約

新設義倉永代可救窮民條約

一、當所百姓町人大小に不拘、連衆を相催し、始定等級、依此毎年麥を出し可申事。

上　等　麥四石。　上次等　麥三石。　中上等　麥二石。　中次等　麥一石五斗。

中下等　麥一石。　下上等　麥七斗。　下次等　麥五斗。　下末等　麥三斗。

右八段に等級を立、當丑年より戌年に至迄、十ケ年の内、毎年麥を出し申候。但家產の厚薄を不論、只義志の淺深に任せ、少も是を强勸不申候。倉を義倉と稱し候得ば、連衆を義衆と名付、取出の麥を義麥と名付、記錄帖面を義帖と名付、子々孫々に至る迄、固く義を結び、約を守り、相續可被致事。

一、當所に檀家所持の寺院の現在五人を義衆中に加へ申候。是は人數少き故にては無之候、沙門は濟度を職分に被致候へば、義倉一件の書記類、右五ケ寺に留置、後來照管を相託可申事。

一、毎年六月に一日、義衆會合可被致候。是を衆義會と名付候て義麥の出納義帖の勘定相互に可被致候、右五ケ寺輪番に可爲會合所事。

一、毎年所出之義麥を、義衆中へ分配し、借受以て、一年に付十分ノ一の息麥を出し、年々相殖可申事。

一、相催候義衆、假令ば六十人有之候はゞ、卽分屬して、六人宛一組となし、十組に分ち可申候。且又毎年於會合、取鬮を探り候て、十組の分屬を相定可申事。

一、今年各被出候義麥、假令ば都合五十石有之候はゞ、卽五石宛分配し、十組へ借受可被申候、來年六月迄に、十分の(一)息麥を相添、會合所へ持參可被致、箇樣に致區處候て、十ケ年の限を滿て候へば、凡元麥五百石息麥三□(欠字)石都合八百石に相成候事。

一、義業を十組に分ち、義麥を十科に分ち借受可申候。但十組の義業、各々連印の證書を出し、義麥一倍の質物を可被越候。且每年六月於會合所、相互に受勘定證、劵書改可被申候事。

一、五ヶ寺は、雖爲義業、義麥借受被申事有間敷候。然ば採圖十組に加え候に不及候事。

一、十ケ年以後は、如前致區處候て、每年息麥八十石有之候、是を義業へ分配し取り可申候。但義帖面に引合、各々所出の義麥の多少に隨ひ相分け可申候、每年此如致候へば、七年には元麥を不殘返辨申候て、息麥猶六十石餘り候樣に相成候事。

一、初年より已後十六年の内には、假令飢饉有之候共、義麥を少しも不致分散、區處の法を相守り可申候。十七年已後は、專救窮民、備飢饉可被申事。

一、十七年以後は、區處如前。但し一ヶ年の息を二十分一に相定め候て、借受可被申候。然ば每年息麥四十石有之候、右息麥の内五石を五ヶ寺へ每年寄進可被致候、餘麥三十五石を以鰥寡孤獨を救可被申候。若義業の子孫に困窮人有之候はゞ、格別に救可被申事、可爲義倉第一義、努々疎略存じ申間敷事。

一、年限の内、義業の產業に盛衰有之候得ば、從半途義麥難出者可有之候、少も不苦候、其義業中へ披露の上、降等可減數候、少分出候事も不相成候はゞ、殘念成事に候得共、致方無之候、其人出置候元麥・息麥共、早々致返濟、義帖面の名を除き可申候。

一、從半途義業に加り度相望申輩には、其產業相應に義麥の數を定め、初年より其年迄の元麥一度に出させ、義帖に名を書入可申事。

一、義業の中、萬一非義を相構へ、義倉相續の妨と相成候はゞ、右五ヶ寺再三教訓可被致候、果て不相改候はゞ、義業僉議一決の上、義帳の名を削可申候。若し義業の力に不能候はゞ、官府へ訴出候て御裁判を奉受、義帖の名を削可申候。但於十六年以前に者、其人出置候元麥を返與へ、於十七年已後は、息麥を遣候て、永く可被義絕候事。

一、他事に付、義業不和の事有之候はゞ、是又五ヶ寺より挨拶を加へ、和順を調可被申事。

一、十七年已後は、息麥を以每年鰥寡孤獨の者を五ヶ寺より尋出、義衆の沙汰に掛候て、員數を定め、麥を受取、從五ヶ寺可有施行事。

一、飢饉の年は、義衆を生業に闕敷候得共、自冬至春義麥施行の事、五ヶ寺並に義衆輪番に立合候て嚴重に可被賑給事。

一、凶年の形勢は、秋中に相知候、米の價に伴候て、麥の値段貴事、人々存知の上、不及申候へ共、左樣の年には、不失時機、各借受候義麥の數を盡して、早速可被辨備候。萬一遲滯の輩有之候はゞ、義衆一同に催促可被致候、猶又不埒候はゞ、證文に載候質物を請取候て、急義麥を買備可申候。義衆中にて不相濟事有之候はゞ、官府へ訴出、御裁判奉受可申候。義衆の親を不顧候事非本意候へ共、衆民の困窮を救候義倉の主意に候得ば、一人の困窮に難替道理に候事。

一、飢饉後義倉の空虛不可捨置候。重て義衆を相催し、補虛可被申事、急務に候、區處は最初の法に相倣ひ可被申候。但舊義衆沒落、新義衆參入の事可有之候、若倉中に殘麥有之候はゞ、如前年二十分ノ一の息にて舊衆中へ相受、備飢饉候事勿論也、新衆相催し候義麥は、如最初十分ノ一の息にて、又々十六ヶ年の內、約を相守り、相殖し可被申候、年限の內無怠相殖し候はゞ舊義麥をば、舊義衆へ分取可被申事。

一、當所他所の寺社勸化等の事は勿論、右五ヶ寺の祠堂寄附・造營勸化等有之候共、義麥を堅く不可取用候、猶且緩急湊巧の術、決て不可許容事。

一、當所御年貢、並、諸役雜用等、緩急湊巧致間敷候。假令官府の爲御用とも、緩急湊巧仕間敷事。

一、如右致區處候はゞ、永代無退轉相續可致道理に候、百姓の重寶、町家の利潤、不可過之候。雖然有始者必有終習ひに候得共、時變に逢候て、前法にて義倉相續難成事出來候はゞ、其時所有の義麥を無差別平均に義衆へ配分し可被取事。

義倉條約畢

右義倉の一件、大略如此に候、熟覽の上、得心の方は、義業に參入可被成候。猶不得心者、强而勸め不申候故、先達て記錄を致披露候人數相定り候はゞ、義倉一區、並、御黑付被爲下置候樣に連印狀を以、御役所へ願上可申候。將又私兩人發起致候得共、義業には相加り不申候、其故は後來の利潤を相謀り、右一件致發起候樣に、萬一外議起り候はゞ、義業疑念出來候而、義倉不成就の基と可相成存候、因是功成身退の道に從ひ候て、畢竟の監護を五ケ寺に相託、私兩人は、暫義倉成就迄の媒介を相務迄に候。已上。

明和六年丑二月　日

義倉發起　播磨屋安右衞門

同　雲臥

條約の趣、逐一熟讀致會得申候、因是各義業に相加り、互に條約を守り候て、永代相續可致候、依て連印、如左に候。

義倉監護　觀龍寺　密城

同　誓願寺　濟譽

同　本榮寺　日侃

同　地藏院　義證

同　教善寺　了石

（都窪郡誌）

義倉條約　終

不受不施講門派事件

不受派一件

附 不受不施派の條規

全

不受不施講門派事件不受派一件

目錄

三十五、不受不施派黨類我儘信仰を訴願。
三十六、止宿願。
三十七、寄留證。
三十八、無籍者入籍願。
三十九、不受派信仰願主。
四十、不受不施派の儀に付精細取調且つ行政上害不の見込御尋に付回答。
四十一、不受派信者の願主。
四十二、不受派出願人中發頭人人名書。
四十三、不受派轉宗に付説諭願書。
四十四、徒弟不届の回答。
四十五、區民不受派信者續出のため副戸長轉職願。
四十六、不受派に付説諭願書。
四十七、不受派に付説諭方の願書。
四十八、不受派許可の願書。

不受不施講門派事件不受派一件目錄終

不受不施講門派事件

不受派一件

一、明治十五年三月十六日伺。　常務掛

日蓮宗不受不施講門派別派獨立の儀を願

右は先般別紙の通願出、內務卿へ御伺相成候處、今回日蓮宗不受不施講門派の名、公稱布教差許候條、其旨可爲相心得旨、御指揮有之候に付、左案の通御指令可被成哉奉伺候也。

案

書面、日蓮宗不受不施講門派の名、公稱布教被差許候條、此旨可相心得事。

乙第十六號（朱書）　府縣（朱書）

日蓮宗不受不施講門派の儀、自今派名公稱布教差免候條、此旨相達候事。（朱書）

明治十五年三月十日　內務卿　山田顯義（朱書）

今般日蓮宗不受不施講門派布教公許相成候儀に付、同派管長心得釋日心へ通達書寫共、心得迄に參覽に供し候樣長官の內示に依り、別紙御回送に及び候條、御領收有之度候也。

明治十五年七月七日　岡山縣八等屬　友野秀實

權少教正　釋日心殿

二、　常務掛

不受不施派講門派獨立の儀再願　本書は、庶務課中牒案に綴有之（朱書）

右は過般講門派再興の儀願出、既に其筋へ御上申相成居候處、布教の都合に依り、急速御裁可を乞ふの意を以て、再應別紙の通願出候に付、本書御取添へ、左案の通御上申可相成哉、奉伺候也。

庶務第四百四十號（朱書）案

當縣下日蓮宗不受不施講門派再興の儀、先般出願の次第を以て、相伺置候處、尙又別紙の通願出、事情難止相聞へ候に付、急速御詮議相成度、別紙相添へ、此段及上申候也。

年月日　　長官

内務卿松方正義殿

（此段朱書）

十八年十月七日。　局　長。　取扱人御屆御取消に付日心近狀幷信徒等の情態取調方照會。　十一月五日御回答すみ。

十九年二月二十六日。　同。　該派嗣法を亂候旨信徒惣代より申出候付同名なるや取調方照會。　三月十一日御回答すみ。

同、五月二十二日。　同。　宗制寺法等認可相成候共紛議差起云々付意見承知致し度照會。　六月十二日御回答すみ。

十八年十月十九日。　常務取扱人釋日心。　岡山區西川不受不施講門派敎務調廢止屆。

同、十月二十八日。　内　務　省。　不受不派講門派事務取扱釋日心無屆他出屆却下。　十一月十三日施行。

十九年二月。　同。　不受不派講門派事務取扱改撰書類却下。　二月十六日施行。

同、三月。　同。　同、事務取扱取消・事務取扱改撰書類却下。二通。　三月九日施行。

同、三月。　同。　同、上申書・歎願書却下。　三月十七日施行。

同、五月。　同。　同、事務取扱人取消追願、却下。　五月十日施行。

同、五月。　同。　同、事務取扱人取消願、却下。　五月十九日施行。

同、六月。　局　長。　同、取扱人取消願、却下。　七月五日施行。

同、六月。　内　務　省。　同、取扱人取消幷惣代人改撰屆、却下。　七月五日施行。

同、七月。　同。　（七月十六日附（朱書））同、事扱人取消上申、却下。　八月四日施行。

同、八月。　同。　（七月三十日附（朱書））同、事務取扱人撰定屆、却下。　八月三十日施行。

同、九月。　同。　（四月二十六日附（朱書））同、事務取扱人取消願、却下。　九月十日施行。

同、九月。　同。　（八月九日　朱）（八月十四日附（朱））同、宗制幷派名改稱願、却下。　九月十一日施行。

同、九月。	同。	《六月十七日附(朱書)》同、事務取扱人取消御認可追願。	九月二十日施行。
同、十月。	同。	同、事務取扱人撰定屆《九月二十一日附(朱)》・事務取扱人取消願《九月二十日附(朱)》事務取扱人の儀に付上申、共却下。《九月二十二日附(朱)》。	十月十三日施行。
二十年六月。	同。	《四月二十五日附(朱)》同、事務取扱人取消願、却下。 十九年三月三日、社寺局長より照會の次第有し、津島・川上兩郡役所へ達。右に付三月五日督促照會(朱書)。 同、四月六日、岡山警察署照會(朱書)。 五月二十八日、信徒人員取調の儀、津高郡長へ課長より內議(朱書)。 十月十三日付、却下傳達方達候。但、該派信徒輩より、毎々日限の儀及上申共、都度却下相成候得共、畢竟徒に手數を煩候儀に付、以後右樣の議無之樣、屹度可申達旨、其筋より通牒有之候條、此段も達方取計ふべし(朱書)。 二十年二月二十五日付、講門派現今布教の實況、反對者の擧動、取調方津高郡長へ部長より御照會(朱)。但、二月十五日付、管長認可願下付の返達書端書に內務書記官より右取調方照會有之(朱)。 同年三月十五日判決、右書記官へ御回書(朱)。	六月一日施行。
二十年九月。	內務省。	同、《九月十六日附(朱)》事務取扱人取消願・事務取扱人撰定屆・宗制認可願、却下。	九月二十七日施行。
同、十月。	內務省。	同、《十月十八日付(朱)》事務取扱人取消・上申書、却下。	十一月四日施行。
同、十月。	社寺局長。	同、取扱人取消上申書却下候付、取調方照會。	十一月御回答ずみ。
同、十一月。	社寺局長。	釋日心の儀に付、取調方御回答。	十一月七日御回答ずみ。
二十一年一月二十八日。	內務省。	事務取扱人取消願、却下。 十二月二十一日、岡山區上西川町所在教務局解散方へ御達(朱書)。岡山區役所。 二月十四日、岡山區上西川町所在教務局解散方御達の議に付伺(朱)。附、解散方警部長より岡山警察署へ御指揮の件(朱)。 二月二十三日限り、該局取消、標札取除候旨屆出(朱書)。	十月二十八日施行。

二十一年六月十三日。　内務省。（五月十九日附）事務取扱人取消御認可願・事務取扱人取消の儀に付上申、却下。　六月十三日施行。

四月十六日施行（朱）。　講門派の景況、局長より取調方依賴有之、教會・說教所等所在の郡・區長へ、一部長より御通牒（朱書）。

五月十五日施行（朱）。　右取調御回答（朱書）。

二十二年。　講門派宗制認可願出候處、申上の廉に相違無之や、且、卽今認可相成候ても反對者の紛議再燃の模樣有之間敷や、局長より照會（朱書）。

十一月二十一日施行（朱）　右に付、取調方一部長より津高郡長へ御通牒（朱）。

十二月二十一日判決（朱）　社寺局長へ御回答ずみ。

二十三年。　内務省。（二十二年十二月二十一日附）事務取扱人取消御認可願、日蓮宗不受不施講門派の儀に付上申、却下。　一月十六日施行。

宗制認可願反對者の取消願却下相成候分と、反對の廉取調方、一月十八日附局長より照會（朱書）。

一月二十四日判決（朱）　右社寺局長へ御回答（朱書）。

二月十三日判決（朱）。　宗制院法認可願、却下。但釋日心よりのや。

十九年十一月八日受、同、十二月九日指令。　杜岳宏鑿・外一名。　宗教學會設立認可願。社事局長へ御照會の末難聞屆御指令（朱）。

同十二月二十一日受、二十年一月十一日指令。　同人・同上。　東洋宗教協會認可願、右難聞屆、御指令に準據、尙又難聞屆御指令（朱）。

二十年三月八日受、同十五日照會下げ。　同人・同上。　東洋宗教協會認可願内務大臣は進達願。大臣へ直に出願すべき件に無之（朱）。

二十一年三月十八日受、同、二十七日附議下戾。　同人・同上。　靈源協會認可願。認可すべき限りに無之本書却下（朱）。三月二十七日（朱）。

三、日蓮宗不受不施講門派中紛議の顛末取調の件　　庶務課長

別紙内務省社寺局長より照會の趣、審案候處、右は兼て其法縁者中、内心信徒河内日允なる者、嘗々其管長たらん事を希望し、信徒中重立たる者兩三名及び、總信徒中十分の三は、之れに加擔し、常々紛議絶へざる趣相聞へ候得共、素より事實を審糺せしものに無之、且本件の如きは他の猜忌若しくば黨派あるものに付、單に探偵上を以て、其實を得難き嫌も有之、何分釋日心なるものは、該派創立以來、管長の心得を以て、宗務取扱來候者に付、現實不正の證跡あらざる以上は、可成變動を生ぜしめざるの得策たる、勿論に候得共、又、實際不都合なきを保ち難きに依り、釋日心寄留地所轄郡長へ、課長より内書を以て左案の通、照會可然や奉伺候なり。

案

日蓮宗不受不施講門派信徒中、都宇郡妹尾村平民原田松吾、御郡内佐山村士族丹原信正より、信徒總代の名義を以て、御郡内庭瀬村寄留該派事務取扱釋日心、行爲上に非難を加へ、解職の儀、内務卿へ内申せし趣を以て、社寺局長より照合の次第有之候處、右は兼て法縁者中、河内日允なる者、嘗に其管長たらん事を希望し、信徒中重立たる者兩三名、及び總信徒中十分の三は之れに加擔し、色々紛議絶へざる趣、相聞へ候得共、素より事實を審糺せしものにも無之、何分釋日心なる者は、該派創立以來、管長の心得を以て、宗務取扱來候ものに付、現實不正の證跡確然せざる以上、可成保護を與ふべき筋に候得共、爲念内密日心の近狀并信徒の情態に依り、取調上其實を誤るの嫌有之を以て、深く御注意有之度命に依り、此段及御内議候なり。

年月日　　庶務課長　浅井元

津高郡長　河合源五郎殿

四、釋日心并該派信徒情態照會

局第三十八號(朱書)

不受不施講門派事務取扱釋日心に關する儀に付、丹原信正外一名より、別紙(一印)の通申出候處、右事務取扱の儀は、本年四月中(二印)の通屆出有之候得共、同人近狀并該派信徒等の情態、詳細御調越相成度、書類相添、此段

及御照會候也。

明治十八年十月七日　　社寺局長 内務大書記官　丸岡莞爾

岡山縣令　千坂尊雅殿

岡山縣備前國津高郡鹿瀬村十一番屋敷附籍平民
釋日心

（一印）　　御届

右日心儀は、嚮きに御省御達の趣に遵ひ、日蓮宗不受不施講門派の事務取扱爲致度に付、御届に及置候得共、日心儀は事理に通曉せざるのみならず、宗教の義に暗く、到底宗派を管理するの能力なく、且大に教義に背戾する不正の所行多く、現時に至りては、自己の無學無識をも不顧、却て頑愚固陋の結黨を企て、派内眞正の有志を害する等、其成蹟已に顯然故に其徒弟たる三宅九郎は、日夜日心を諫め、且其結黨の衆徒に諭すと雖ども、日心其諫を容れず、結黨の衆徒亦其罪を改めざるを以て、憂憤慷慨遂に、去る五月二十二日を以て死す。居士杜岳翠・平田左右二の兩氏は、本月十三日、岡山教務局集會場に於て、日心及び頑愚固陋結黨の衆徒に對し、其持論たる宗學生の教育布教傳道の方法、派内役員の職務章程の三大要則、及び立教の本體、教式の作法等、確定すべきの意見を主張すること、已に數年間の星霜を經過するも、日心之を用ざるのみならず、大に宗教を誤り、且つ眞正有志者の名譽を害する情況の點より論じ來て、到底此文明社會所謂明治の天地に捿息しては、日心、及其結黨の衆徒とは、共に宗教上の大事を談ずるに足らざる所以を陳述して、正義堂に滿腔感慨の精神を、滿場公衆の頭腦に訴て、去る日心の徒弟たる山根文五郎も、亦其翌十四日、日心は道義に背戾する所多く、且つ無學無識にして、已に宗教の基礎本體を腐敗滅亡せしめたり。已に腐敗滅亡したる宗教、無學無識にして道義に背戾するの人、豈能之を信じ、之を師とするに足らんやとの趣旨を、詳細明瞭纖悉遺す所なく辨論し了りて去る、爾來日心の爲には其先師にして、所謂本派の前總理者たる汀内日允殿よりは、日心に對し教誡を垂れらるゝに及び居りしの現狀なり。彼日心にして、宗教の義に暗く、宗派を管理するの能力なく、且つ、有志士の議論を用いざる所以の事實に至りては、從來派内に於て、一箇所教院の設あるも、其教則なく、其教師の定めなく、其他諸役員取扱の順序なく、事務上毫も進歩するあるを見ず。殊に御省の御達ある宗制・寺法等の如きをも、亦、遷延未だ編制する能はず、有志士に於ては、或は諫て死するものあり。或は學務・教務等の職を辭して去るものあり。是皆な

其證左なり。然り而して其證左として徴すべきもの、甚だ多しと雖ども、至急を要するを以て、悉く玆に之を登し難く候。總きに信者惣代松吾等、彼日心を派内事務取扱に定めて、御届に及びしは、全濫撰の儀にして、御省に對し甚だ恐入候。何卒事務取扱御取消被成下度、且つ惣代の内、江田鶴太郎・河本峰藏の兩氏は、或は彼結黨中にあるやも難圖、至急連署も調兼候間、松吾等連署を以て、不取敢現狀の趣御届に及置候なり。

明治十八年九月十六日

岡山縣備中國都宇郡妹尾村百六十番地居住　平民　日蓮宗不受不施講門派信者惣代　原田松吾

同縣備前國津高郡佐山村五十一番屋敷居住　士族　同　丹原信正

内務卿　山縣有朋殿

（二印）

御届書

釋日心

右の者、今般日蓮宗不受不施講門派事務取扱人に撰定仕候間、此段信者惣代連署を以、御届申上候なり。

明治十八年四月八日

岡山縣備前國津高郡鹿瀬村九番屋敷居住　平民　日蓮宗不受不施講門派信者惣代　江田鶴太郎

同縣美作國久米南條郡川口村八百六番地居住　平民　同　河本蜂藏

同縣備中國都宇郡妹尾村百六十番地居住　平民　同　原田松吾

同縣備前國津高郡佐山村五十一番屋敷居住　士族　同　丹原信正

内務卿　山縣有朋殿

庶務課長

五、

日蓮宗不受不施講門派中紛議の顚末取調御回答の件

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心に關する儀に付、過般内務省社寺局長より甲印の通照會有之、津高郡長へ右情態取調方、命を以て課長より照會し有之候處、書面簡短にして、少しく不充分に候得共、畢竟御參考に止るも

のに付、豫て小官聞込の顛末、竝に粗聞陳候次第等、彼是御參酌の上、左案の通御回答可相成や、奉伺候なり。

常第二百三十六號（朱書）案

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心に關する儀に付、客月七日附局第三八號を以て、御照會の趣了承、右は全て門派御緣者中、河内日允なる者と持論を異にし、且日允儕に其管長たらん事を希望し、信徒中重立ちたる者兩三名、及總信徒中十分の三は之に加擔し、常に宗義上論議絕ざる趣、然るに今回右河内日允實弟宏察なる者、岡山教務所在勤中、不行跡の廉有之、多數信徒の中立に依り、事務取扱釋日心より退職せしめしに因り、該黨派中更に微動を生じ候趣に相聞へ候。且、釋日心近狀に於て、別派不品行の形跡等無之候。此段及御回答候なり。

年月日　　長官

社寺局殿

日蓮宗不受不施講門派信徒中、都宇郡妹尾村原田松吾、郡内佐山村丹原信正より、信徒惣代の名儀を以て、本部鹿瀬村寄留該派事務取扱釋日心、行爲上に非難を加へ云々に付、内密日心の近狀、并信徒の情態内申可致旨、庶務課長よりの照會に依り、極密探索致候處、現實不正の證跡確と取留候程の儀は無之候得共、河内日允實弟宏察なるもの、該派岡山教務所に在勤せし處、不行跡の事有之、地方十五箇村の信徒之を放逐せん事を訴るに及び、無止於日心、人氣鎭撫の爲、放免せしの由來し、反對黨より種々紛議を生じ居申趣、將又、日心儀頗る負債相嵩み、督促甚敷、之れが爲め、寄留に安居難致、常々居所を轉じ、其責を逸れ居候やの風説も有之、其他確たる儀は、充分に探索せざれば、知るに由なく、餘り時日遷延致候に付、先一應取調の趣、致内申候なり。

明治十八年十一月一日　　津高郡長　河合源五郎

岡山縣令　千坂高雅殿

六、十九年三月三日遞。　　常務掛

日蓮宗不受不施講門派事務取扱日心の儀に付社寺局長より照會の次第有之　津高 川上 兩

郡役所へ御達の件

案

庶務第百六號（朱書）　　津高郡役所

別紙の廉に取調の儀有之候條、至急取調、來る十日迄に無遲延右調書當廳へ差出すべし。

年月日　　岡山縣　印

別紙

一、鹿瀧村十一番屋敷居住平民江田照光附籍釋日心なる者は、金川村河津卯吉二男にして、幼名善政と稱し、戸籍上判明且別人ならざるか、生年月日何年月日記載ありや。

一、今保村武南長十郎二男にして、孫次郎と稱する者ありしや、右は前項釋日心とは別人なりや。且孫次郎なる者は、卽今生存同地に居住するや。又は他へ轉籍せしや。生年月日は何年何月日と記載ありや。

一、金川村平民勸屋卯吉四男勸屋善政と稱するものありて、備中國川上郡平川村、日蓮宗長遠寺住職藤掛日眞弟子になりし者ありや、生年月日何年月日と記載ありや、且前項釋日心とは別人なりや。

庶務第百七號（朱）　　川上郡役所

貴郡內平川村日蓮宗長遠寺住職藤掛日眞弟子、備前國津高郡金川村平民勸屋卯吉四男勸屋善政なる者、卽今依然生存修學せるや、又は他に退轉せしや否、詳細取調、來る十日迄に、右調書當廳へ差出すべし。

年月日　　岡山縣　印

七、日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心身元取調御回答の件

右は別紙の通、社寺局長より照會有し原籍津高及川上兩郡共取調候處、該派名公稱以前に係る內信中私稱の法名等は別段憑據とすべきもの無之、別紙甲印信徒惣代杜岳宏蹔上申書中、別人十六世惠蓮院日心と稱するものは、元籍不分明に付、調査の道も無之、古き書類に據り、類似の者をも取調候得共、判然不致、現今釋日心の儀は、原籍

詳細取調候處、同人申立の通、籍面相違無之候條、一應左案の通御回答可爲成や、草按を製し奉伺候なり。

常第四十九號(朱)　**案**

日蓮宗不受不施講門派釋日心、身元取調方の儀に付、客月二十六日付を以て、御照會の趣了承、然るに該派名公稱以前に係る私稱の法名等は、別段憑據とすべきもの無之、別紙甲印宏鑿上申書中、別人十六世惠蓮院日心と稱するものは、私稱にして、原籍調査の道無之、現今釋日心の儀は、原籍詳細取調候處、右は同人申立の通、籍面相違の廉無之候條、御了承相成度、此段不取敢及御回答候なり。

明治十九年三月十一日　長官御代理　書記官

社寺局長　内務大書記官　丸岡莞爾殿

追て、甲印別紙及返却候なり。

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心は、該派の嗣法を亂る旨、信徒惣代杜岳宏鑿より、別紙甲印の通申出候付、日心取糺候處、別紙乙印の通申出候。右は彼是差支格別判明難相成に付、果して同名同人なるや否、詳細御調も有之度、此段及御照會候なり。

明治十九年二月二十六日　内務大書記官　丸岡莞爾

岡山縣令　千坂高雅殿

追て本文御回答は、來る三月二十日迄に到達候樣、御取計、且甲印別紙は、其節御返却相成度候なり。

八、事務取扱人取消の儀に付上申

甲印(朱)但、書面なし。

乙印(朱)　上申書

一、原籍備前國津高郡鹿瀬村十一番屋敷居住、平民、江田照光附籍。

一、備前國津高郡金川村河津卯吉次男、幼名善政と稱す。

一、嘉永六癸丑年三月四日生。

一、安政六年に本立院日正に師事し、師弟契約す。

一、本立院日正は、萬延元申年五月十三日、備前國津高郡菅村、秀妙庵に於て俄然遷化す。

一、萬延元年より所々學術修行す。去る一月二十日上申書の如く。

一、明治六年惠蓮院日心と私稱す。

一、明治九年惠蓮院を嘩薩院と稱す。

一、明治十三年三月勸屋善政（勸屋姓は地方戸籍改正の時、河野姓を勸屋姓と改正せしもの、備中國川上郡辛川村在籍の時）を姓名共改めて、釋日心と公稱す。

右の通に御座候なり。

明治十九年二月二十四日　日蓮宗不受不施講門派事務取扱　釋日心

九、住僧送籍

乙庶三月八日受第八九一號（朱書）

川上郡平川村長遠寺住職藤掛日眞弟子
津高郡金川村平民勸屋卯吉四男　勸屋善政

右の者、庶務第百七號を以て取調方御達に可成候に付、詳細取調候處、明治十二年三月十五日、備前國津高郡鹿瀬村九十一番屋敷江田安次附籍に送籍せし者に有之候條、此段御屆申上候なり。

十九年三月五日　川上郡長　渡邊磊三

岡山縣令代理　岡山縣大書記　高津暉殿

告知第三十五號（朱書）

本月五日附を以て御照會の趣は、本月三日附庶務百第七號を以て、津高郡金川村勸屋善政の儀取調方御達相成候に付、詳細取調、卽ち同五日附を以て、御屆申上候條、此段及御回報候なり。

十九年三月八日　川上郡役所

岡山縣庶務課御中

再伸、釋日心は舊名勸屋善政と申せし者と被存、此段申添候なり。

十、調書進達

乙庶三月八日受第八九七號（朱書）

本月三日付庶務第百六號御達に據り、別紙調書進達致候なり。

明治十九年三月六日

津高郡長　河合源五郎

岡山縣令代理　岡山縣大書記官　高津暉殿

一、本郡鹿瀬村十一番屋敷居住平民江田照光附籍釋日心は、明治十七年十二月二日、本縣赤坂郡太田村百五十番屋敷居住平民田淵貫太郎附籍より入籍したる者にて、嘉永六年三月四日生と籍面に登記有之、而して本人肩に父本郡金川村河野卯吉次男と記注有之に付、同村戸籍に就き取調るに、五十七番屋敷平民河津熊五郎弟に九造なる者あり、父卯吉亡次男にて嘉永六年八月二十二日生にて、明治三年十月五日、脫走と記載有之、又九造幼名善政と稱するや否やは、戸籍編制以前に係るを以て、相分らず。

一、本郡今保村武南長十郎次男に孫次郎と稱する者ありと雖ども、右は明治七年一月、備中國下道郡川邊村士族若林彌平治養子に送籍の趣、籍面に記注有之、而して生年月日は記載無之候得共、年齡は明治五年壬申年十一と記載有之候。然れども釋日心と別人なるや否やは分明ならず。

一、金川村平民勸屋卯吉四男勸屋善政と稱する者は、戸籍に登記無之候。

十一、十九年四月六日同、七日施行。

釋日心の儀に付岡山警察署へ照會の件

日蓮宗不受不施講門派釋日心儀に付、去る明治十四年中、貴署より甲印寫の通御照會有之、乙印寫の通御回答に及置候次第有之候處、該件は結局如何の御處分振に爲成候や、即今參考上必要の廉有之に付、其顚末詳細御報知相成度、此段爲御照會候なり。

年月日　　　　岡山縣庶務課

岡山警察署　御中

岡治第一三七五號（朱書）

日蓮宗不受不施講門派釋日心被告事件に付、本月十七日附を以て、御照會の趣き承知、右は當時處在不分明に付、明治十四年十二月二十七日、治罪法第九十二條に依り、一件書類を檢事に送附したるを以て、該事件の顚末如何は、當署へ判知する事能はず候條、此段及御回答候なり。

明治十九年四月九日　　　　岡山警察署

庶務課　御中

十二、十四年二月二十一日回、二十二日施行。

（乙印）朱　岡山警察署へ回答の件

不受不施講門派、別派獨立願者釋日心儀に付、御照會の趣了承、則願書控の分及御回送候。尤、本書は別に寫等無之に付、一應御披閲濟、速に御返附有之度、該願書は卽今內務省へ送達御稟議中にして改名等の儀申立等無之候。此段及御回答候なり。

庶務課

岡山警察署　御中

（乙印）朱書

岡山縣赤坂郡太田村田淵熊吉附籍平民

釋日心

右の者、明治十三年四月中、不受不施講門派別派獨立の願書を、本縣廳を經由し、內務殿へ差出し居申に就ては、共日心なる者は、素備中國川上郡平川村日蓮宗長遠寺住職藤掛日眞弟子勸屋善政の事にして、渠れは曩に死歿致居候を、津高郡今保村武南長十郎二男孫次郎と申者、同日心の姓名を詐稱し居申段、今般取計の儀、告訴候條、依ては該願書を內務省へ、本縣廳を經て差出し居申や、乍御手數一應御取調の上、果して相違無之儀に候はゞ、右願

書副書の分御指へ可有之と存候間、至急御回送相成度、此段及御照會候なり。

明治十四年二月二十一日　岡山縣宗署

本縣庶務課御中

追て日心願面差出候後、姓名を勸善叢と改名、其後本縣廳を經て内務省へ差出し居申候や、且該に差出し居申願書は、自今本省より本人へ却下相成居申候や、是又午御手數御取調の上、束て御回答相成度候なり。

十三、十九年五月二十八日回。　庶務課長

日蓮宗不受不施講門派信徒人員取調の儀に付、釋日心所在地所轄津高郡長へ御内議の件

案

日蓮宗不受不施講門派信徒總人員の内、目今依然釋日心へ對屬の信徒千有餘戸と、丹原信正・江田鶴太郎、及び杜岳宏鑿等へ黨與の者百八十餘戸に、兩黨分派致居候趣に有之、右は實際如何や致承知儀有之候條、内密御取調の上、戸數又は人員等、兩黨に區別し、至急御報知相成度、尤本件の如きは、他の忌憚又は其黨派に依り取調上、其事實を誤るの儀も有之候條、厚く御注意相成度、此段及御内議候なり。

年月日　庶務課長　淺井元

津高郡長　河合源五郎殿

十四、津高郡長よりの回答

日蓮宗不受不施講門派信徒總人員の内、釋日心へ對屬の者及丹原信正・江田鶴太郎・杜岳宏鑿等へ黨與の者、戸數人員取調方、過る二十八日付、御照會の趣了承取調候處、目下半信半疑の徒も有之、確乎たる儀は内密取調難しと雖ども、大略左の通に有之候條、右にて御了承相成度、此段及御回報候なり。

明治十九年六月一日　津高郡長代理　津高郡書記　安井信久

追て書記大森篆出縣の序を以て、申達置候處と聊か矛盾の廉も有之候得共、本書の通と御了知相成度候なり。

庶務課長　淺井元殿

庶務課長

一、釋日心附屬の者　戸數　九百五十戸。人數　三千八百人。
一、反對の者　戸數　二百五十戸。人數　千人。

十五、

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心情況の儀に付御回答

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心上書の儀に付、過般内務省社寺局長より別紙の通照會有之、津高郡長へ内密取調方課長より照會末該郡長代理書記より、日心附屬の信徒九百五十戸、反對者二百五十戸有之趣回答有之、依て審案候處、宗制・寺法御認可相成紛議差起否の儀は、豫め難計候得共、日心附屬の信徒は多數の故を以て、同人申立の通、御認可相成候共、別段不都合の儀も有之間敷と相見込候條、左案の通御回答可相成や、奉伺候なり。

案

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心上申の儀に付、客月二十二日附、局第八號を以云々御照會の趣了承、右紛議の起原は、客年十一月五日、常第二百三十六號を以、及御回答候通にて、杜岳なる者、反對黨派を煽動せしものと被存候。依て一試に歸依の信徒、内密取調候處、日心に屬する信徒凡三千八百人、杜岳宏鑿等に屬する者凡千人に有之候次第に付、日心申立の通、宗制・寺法等御認可相成候はゞ、一時紛議増長の程難計候得共、到底杜岳等の一黨、目的を達し得へからざるものと、相見込候。此段及御回答候なり。

年月日　長官

社寺局長内務大書記官　丸岡莞爾殿

追て日心上申書、且爲御參考、戸數人員區別書并昨年常第二百三十六號、寫共相添候なり。

局第八號（朱書）

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心より、別紙の通上申候處、右は實際の情況如何有之候や、宗制・寺法等認可

相成候共、別段紛議差起候儀、有之間敷や、御意見承知致度、此段及御照會候なり。

明治十九年五月二十二日　社寺局長　丸岡莞爾

岡山縣令　千坂高雅殿

追て別紙上申書は、御回答の節、御返還有之度候なり。

本派宗制寺法御認可願に付上申

（本文なし）

十六、十九年五月二十四日回、五月二十五日施行。　常務掛

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心原籍取調の儀内務書記官より通牒の次第有之津高赤坂川上下道四郡役所へ照會の件

案

津高郡金川村　河津宇吉　同郡鹿瀬村　江田安治　同郡今保村　武南長十郎

右の者共原籍取調の儀に付、入用有之候條、同人全戸の戸籍寫、至急御差出有之度、此段及御照會候なり。

年月日　津高郡役所　御中

各通夫々郡役所宛

赤坂郡太田村　田淵熊吉　川上郡平川村在籍　藤掛川眞

下道郡川邊村士族　若林彌平治　津高郡金川村五十七番屋敷。父卯吉亡二男、明治三庚午年十月五日脱走。　河津丸造

川上郡平川村百六番屋敷、津高郡金川村勸屋甲吉四男、戸籍編製の際編入。　勸屋善政　同郡同村在籍、當村百六番より明九、二月入、津高郡鹿瀬村へ明十二、三月十五日送。　勸屋善政

津高郡鹿瀬村十五番屋敷寄留、平川村在籍より明十二、三月入、十三年十一月十二日寄留、太田村へ明十三、三月送。誤謬の旨申出、朱書の通訂正（朱）。　勸屋善政

赤坂郡太田村百五十番屋敷附籍、寶瀬村より明十三、三月一日入、明治十三年四月一日寶瀬村十一番屋敷附籍に明十七、十二月一日送。願濟（朱書）。　釋日心

津高郡寶瀬村十一番屋敷附籍。太田村より明十七十二月入、　釋日心

津高郡今保村在籍、父長十郎次男、備中國下道郡門瀧村士族若林彌平治養子に明七、一月送。川瀧村に右氏名の者無之。若林彌吉なる者あり、既に死亡、遺族中孫次郎なる者無之。　武南孫次郎（壬申十一）

十七、宗•制•

立宗綱領

謹で以みるに、釋迦文佛唯以一大事因緣故出現於世妙行を修し、妙解を開き、群靈をして祓苦興樂せしむ、是れ諸佛出世の本懷にして、妙理の無始以來、法如として自存する所以なり。像法の時に當りて、妙法紊亂諸佛出世の本懷將さに壞滅せんとす。高祖大士久遠の佛約を履んで降臨し、始めて題目を唱え、妙經を宣布し、以て諸佛出世の本懷を恢弘す、是に於てか、法界また大乘の光輝を見はす。爾後法花行者如來の依義不依語の金口を奉じ、未だ曾て權實混同の行爲あらず。文祿四年秋九月、豐臣氏京都妙法院に於て、千僧供養の擧あるや、日重等法花經に所謂受持大乘經典乃至不受餘經一偈、及び捨惡知識親近善友の妙理を忘れ、叩りに餘經の一偈を受け、恣まゝに惡知識に伍し、併せて謗法の供養を甘んじ、遂に人を欺むき、已れを欺むくの惡を致し、大に高祖の素志及び佛乘を蔑せり。獨り我が中興の開祖日奧上人斷然高祖の眞旨を確守して起ず、遂に不受不施の義を宣揚す法脉延ら後世に至る。然り而るに日堯•日雅なる者、不染世間法の主意に戾り、妙旨三大秘法の最首なる本尊に法濁を混同す。我が日講上人懇到其非を論すも聽ず、故を以て已むを得ず、之を放棄し、眞正の不受不施本懷を得て、之を徒弟に傳ふ。實に天和二年の事とす。爾來之を奉ずる者、身を鼎鑊の裡に處し、幸に今日あるを致せり。我が講門の行者彼を思ひ、此を察し、須らく高祖の敎旨を遵奉し、諸佛出世の本懷を體認し、勤めて淸濁混同の左道に近かず、群靈をして拔苦興樂せしむる事を奉行すべし。

第一條　高祖の遺制を奉じ、宗脉一系異體同心永世分派、異議を提出す可らず。

第二條　本派管長は師資相承寺職の嗣に依て、之を任ず。故に、左の系統を嗣ぐ者は、管長たるを得。

（高祖）日蓮。日朗。日像。大覺。朗源。日實。日壹。日道。日延。日寺。日賞。日榮。日住。日字。日護。日貫。日兆。日頂。日律。日甘。

（中興開祖）日奧。日習。（派祖）日講。日達。日照。日饒。日順。日修。日鏡。日淡。日宣。日宣。日正。日心。

以上高祖より派祖に至る二十三世、派祖より日心に至る十二世、通計三十四世、師資相承し來れる者、實に我派の今日ある

を致す大本なれば、自今以後倚ほ此制に依り、系統相嗣ぐ者を以て管長となし、大本山に住職せしめ、一派の事務大小とな

く之を管理し、一切の責に任ずる者とす。

第三條　一天四海皆歸妙法は當宗流布の宗旨なれば、法雨の注ぐ處、日内外を擇まずと雖ども、謗法の域に至る可らず。

第四條　布教の道場は、樹下石上の傳道に出るが故に、之を擇まず。亦た所感の機縁に應じ、學舍。會坊。說教所。教會所。傳

會に於ても、開演するを得べし。尤も政府の處規に反らざる以上は、何れの地に寺院を設立すとも妨げなし。

第五條　布教宣化は宗旨の大本なれば、遍ねく弘宣に身を宗祖に捧し、盡力すべしと雖ども、必らず管長の指令、又は許可を得

るに非れば恣まゝに巡回するを得ず。

第六條　謗法の堂舍に參詣す可らず、但し葬儀及び宗教に關せざる公務は、此の限りに非ず。

第七條　謗法の僧侶を供養すべからず。但し、仁義。禮儀に出る者は、此の限りに非ず。

第八條　不信謗法の供養を受くべからず。

第九條　凡そ布教宣化は、寺院と信徒と結合せしむべし。即ち之を講社と稱し、信戸十五戸を一講社と爲し、十講社を一教會

と爲し、十教會を宗務支院と爲す。

第十條　教會は設立の地名を冠し、講社は番號を附記す。即はち日蓮宗不受不施講門派（地名）教會何號講社と書するが如く

宗務支院は管轄教會の名を冠す。即はち日蓮宗不受不施講門派何宗務院と書するが如し。

第十一條　每講社に社長一名、世話掛り（無定員）を置き、每教會に講師一名、幹事二名、世話掛り（無定員）を置き、每宗務支

院に院首一名、講師（無定員）、講義掛り若干名を置く。

第十二條　社長。世話掛りは、社中の事務を整理し、講師と協力して、異體同心の遺訓を守り、三秘を奉持せしめ、以て信念を

堅固ならしむる事を勉むべし。

第十三條　講師は院頭の命を受て教會の事務を總理し、諸當教會員を教導し、幷びに葬祭の式を擧行する者とし、幹事は講師を補佐し、會中の諸務を幹旋し、且會員宗規遵奉と社長の勤惰を視察して、之を講師に報告する責ある者とす。

第十四條　宗務支院頭は管長の指令を受、幷びに布教の景狀を視察し、之を宗務本院卽ち本山に具狀し、管長の指令を受て、黜陟する者とし、講師は院頭を補翼して、教會を奬勵せしめ、幷びに講務掛の勤惰を監視する者とす。

第十五條　大學院を立て本派僧侶の學階を定め、更に數箇の宗學院を分設して、後進の徒を精進修學せしむべし。

第十六條　秘法加持を修する者は、大學院卒業の上、管長の許可を得ざれば、修法するを許さず。

第十七條　本派一般の僧侶は必らず大學院の學販に法籍を備ふる者とす。

第十八條　本派一般の僧侶は、都て本山現住職の徒弟とし、之に師事する者とす。

第十九條　教師たるの分限に至らざれば、說教は勿論一寺の住職及び葬祭の導師たる事を許さず。

第二十條　宗學院に入り、滿三箇年以上修學し、稍や本派の宗義に通ぜし者に非れば、剃髮得道を許さず。

第二十一條　日號は管長の授與に非れば、猥りに用ゆる事を許さず。

第二十二條　教師たる者、不如法の行爲及び立宗綱領の意に背き、又は布教傳道に怠たる者は、本派僧侶の分限を剝奪す。

寺　法

第一條　本尊(曼荼羅)を書し、日號を授與し、及び秘法加持修者の分限を授るは、永世本山現住職の特權と爲す。

第二條　本山住職及び管長は、宗制第二條の明文に依る。

第三條　末寺住職は教師以上の者を以て之を任じ、尙ほ宗務支院の頭を兼帶する者とす。

第四條　寺院及び說教所。教會所は施化の教場なれば、宗務の外猥りに使用すト可らず。

第五條　寶物、幷びに什器所有地、其他都て寺院に附屬する者は、之を明細に記し、本山に屆け置き、沽賣又は交換等、決して可らず。

僧侶幷に教師たるの分限及び其稱號を定むる事

第一條　剃髮得道以上の者を一般に僧侶の分限とし、宗學院に入校、三年未滿の者を沙彌と名けて生徒とす。

第二條　宗學院卒業以上の者は、一般に教師の分限ある者とす。

第三條　僧侶并びに教師の稱號

大教正（一等）・權大教正（二等）・教正（三等）・權教正（四等）・大教師（五等）・權大教師（六等）・教師（七等）・權教師（八等）・大講師（九等）・中講師（十等）・少講師（十一等）・講師補（十二等）。

以上大學院全科卒業の者及び三秘勤行精練の者を權教師以上の等級と爲し、宗學院學科卒業の者を、講師補以上の等級となし、宗務支院頭を兼任するの住職は、中講師以上大教師以下の等級にある者とす。

寺院の住職及び教師の等級進退の事

第一條　末寺住職は少講師以上にして、廣宣流布の任に耐る智德ある者を以て之に任ず。

第二條　法律を犯し、公判を受たる者、或は宗制、及び寺法に違戾し、不如法甚の者は住職を免じ、職務に怠慢し、僧侶の責を盡ざる者は懲戒す。

第三條　教師の等級權大教正より以下、講師補に至る十一級は、鑑識を以て之を進退す。

第四條　以上第一條より第三條に至る處分は、管長に屬する特權となす。

寺院に屬する古文書・寶物・什器の類を保存する事

第一條　本山の古文書・寶物・什器の類は、相承の住職に於て、專ぱら之が保存をなす者とす。

第二條　末寺の古文書・寶物・什器の類は、寺法第五條の手續を履み、信者惣代若くは社長連署の上、本山に屆け置き、住職交代せば其地の宗務支院頭及び連署の各員立合にて、之を引繼べき者とす。

右宗祖開宗の主義を祖述し、宗制・寺法五個三十六條の制規相定候間、御認可被下度願候也。

十八、上申書

本派内紛議の義、客年十月閣下之御口達を奉じ、歸省後各郡村巡教鎭定方に盡力仕候處、迷心信徒の内、過半數本

心に復し申し候。殘徒は本派を轉派致し候。依て教義上信仰上一切關係無御座候間、此段奉上申候なり。

明治二十年二月九日

日蓮宗不受不施講門派事務取扱　釋日心

内務書記官寺社局長　丸岡莞爾殿

十九、釋日心所在所轄郡長へ部長より照會　庶務掛

知事。書記官。

日蓮宗不受不施講門派、現今布教の實況返對者の擧動取調方、別紙端書の趣も有之候に付、釋日心所在地所轄、津高郡長へ左案の通、部長より御照會相成可然や、奉伺候なり。

案

日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心、現今布教の實況、反對者の擧動等、如何成行候や、取調方其筋より照會有之候條、内密取調候上、至急御報知有之度、尤本件の如きは、其黨派に依り、取調上其事實を誤るの嫌も有之候條、厚く御注意有之度、此段申進候なり。

年月日　第一部長　岡山縣第一部長荒川義太郎印。右本書へ認る上書右に準ず(朱)。

津高郡長　河合源五郎　親展(朱)

常第一三號

御管下日蓮宗不受不施講門派信徒吉田惠俊外七名より、別紙の通管長認下願出候處、右は即今詮議難相成儀に付書面却下候條、達方御取計有之度、此段申達候なり。

明治二十年二月十五日　内務書記官

岡山縣知事　千坂高雅殿

追て講門派現今布教の實況、反對者の擧動、如何成行候哉、取調御申越有之度候なり。

不受不施講門派事件不受派一件

二一

二十、

日蓮宗不受不施講門派現今布教の實況并反對者の擧動取調御回答の件

書記官　　　　　　　　　　　　　　　庶務掛

日蓮宗不受不施講門派、現今布教の實況、反對者の擧動取調方、内務書記官より通達の次第有之候に付、右取調方津高郡長へ部長より、御通牒相成候處、今回別紙の通回答有之審査候處、經濟上等の儀は必要に無之、布教上幷反對者の擧動の點に至りては、書面上少しく不充分に候へ共、畢竟御參考に止まるものに付、客年六月中御回答の趣ども、右共御參酌の上、左案の通御回答可相成哉奉伺候なり。

案

客月十五日附當第一三九號御照會の趣に據り、日蓮宗不受不施講門派現今布教の實況、幷反對者の擧動等、内密取調候處、同派事務取扱律日心儀は、客年反對者發生以來、疑惑を生ずる宗徒回復の爲、村々巡回專ら說諭中の趣にして、御野郡大安寺村事務所、津高郡□□村法華行者說の外は、別に說教所等の束設も無之、從って布教上の點は、目下稍々衰微の傾向有之、又、反對者も至極穩和にして、前來更に紛議を唱ふ等、著しき擧動無之候。此段及御回答候なり。

明治二十年三月十四日　　　　　　知　事

内務書記官御中

二十一、

日蓮宗不受不施講門派事務取扱律日心現今布教の實況、反對者の擧動等取調方の儀に付云々、客月二十五日付御照會の趣領承、卽ち左に、

該宗教は去る明治十五年三月中許可の上、律日心なる者、本郡宮瀬村に一の草庵を設け、此當時の信徒は、居郡村を始め、赤坂・上房・御津郡等の村々を信導し殆んど千百二三十戸の多額に至り　所謂舊來の內信徒なり）、公然許可を得んが爲め、該信徒中首唱者たる者、專宗に盡して、各分の金員を消費せしより、該宗派の負債許多なるが爲、著しき堂宇の構造も出來難

く、荏苒歳月を經過せし內、去る明治十八年十月頃より該派の僧、河內日允なる者、及信徒中本郡今岡村杜岡宏堅等は、聊か學識經見有之者にて、布教上の異議を生じ、該派組織の原因請願等の不正確等を主唱し、之れに組する者該村江田照光、御野郡青江村山根文五郎等を始とし、合計百七八名の反論者を現出し、反對の風を成せり、而して釋日心の退隱を謀り、或は別派設立の擧動を成して互に軋轢し、彼是奔走終に首魁たる者兩三名は、去る十八年十一月上京、內務省社寺局へ出頭、建願の趣有之由なるも、其事の容れられざるを以て、直ちに歸村、爾來著しき擧動も無之、兩派共殊更布教の爲め、說教等の設けも不致、些々たる一村落公共の集會協議等に、隔意を生ずる等の景狀有之迄の儀にして、近頃の民間不景氣に原因し、全般の收納も減額を極め、將又諸債辨償の爲め、出訴の沙汰に及ばるゝ等の狀況にて、信徒內にも頗る方向を失し、改宗離壇等を希望の輩も有之由にて、追々衰弊に赴き候者と、確認罷在候間、此段不取敢及御回答候なり。

明治二十年三月八日

津高郡長 河合源五郎

岡山縣書記 荒川義太郎殿

知事

二十二、

書記官

日蓮宗不受不施講門派釋日心の儀に付社寺局長へ御回答の件

別紙內務省社寺局長より照會の趣は、左案の通御回答相成可然哉、御參考書類相添此段奉伺候なり。

庶第二六一號(朱) 案

日蓮宗不受不施講門派信徒、丹原信正外三名よりの上申書に、去る十三年中及十五年中釋日心より捧呈したる布教公許請願書に有心信造の印影を押捺候趣、其他不隱の廉々にも相見へ候に付、實否取調方、本月十九日付を以て御照會の趣了承、然るに右は概ね、宗教上に拘らざる、一の犯罪事件に係り、且其上申書の如き、畢竟軋轢上、他の一方を退減せしむるの熱心に出でたるものにして、書面上謹然として確認すべきものに無之、今之れを行政上に於て探偵をなすも、既に十九年二月二十六日付御照會に應じ、調查したる、宗制嗣法紊亂に係る、同名異人の詰の如く、無證に屬し、到底其實を得難く候條、右御了承

有之度、此段及御回答候なり。

二十年十一月七日　知事

社寺局長　丸岡莞爾殿

今般日蓮宗不受不施講門派信徒、丹原信正外三名より□(欠字)出候該派事務取扱□□(欠字)願井上申書共却下の儀、内務書記官より申達候處、右上申書に去十三年、及十五年中釋日心より捧呈したる布教公許請願書に有心僞造の印影を押捺候趣、其他不穏廉も相見へ候條、右實否篤と御調越相成度此段御照會候なり。

明治二十年十月十九日　社寺局長　丸岡莞爾

岡山縣知事　千坂高雅殿

二十三、

書記官　庶務掛

警部長　警察本部　本書は、社寺決議綴に綴有之(朱)

岡山上西川町所在教務局解散方御達の件

別紙、日蓮宗不受不施講門派事務取扱釋日心より申立の趣審案候處、元來教務局の儀は、別段成規有之、夫々其手續を經て、官許を得ざれば、設立不相成筈のみならず、他の宗派名を濫稱する等、不都合の次第に付、右解散方、岡山區役所へ、左案の通御達可相成奉伺候なり。

案　岡山區役所

其部内、岡山上西川町八十七番邸に日蓮宗不受不施講門派教務局の標札を掲げ、事務取扱候者有之趣の處、同邸元該派教務局は、明治十八年十月中廢止候筈に付、更に夫々成規の手續を經ざれば、設置不相成筈なるのみならず、現に他宗派名を濫稱するは、不都合に付、至急解散方相達し引拂の上は其旨屆出べし。

明治二十年十二月二十一日　岡山縣

二十四、

本派は、襄に教務局に充てたる岡山區岡山上西川町八十七番邸舊八十三番邸は、去る明治十八年十月四日附を以て、廢局の手順を爲し、解散したるものなるに、先年本派を除去したる杜岳宏鑿は、吾派名を濫用し、其手順を經ずして、該所へ自儘に、吾派名の標札を掲げ、當派に擬し世人を瞞着し、公然法務を取扱ひ候を以て、屢々開散方相達候得共、無稽の妄說を作爲し、承諾し、肯ぜざるを以て、何卒御廳より速に開散方御達被成下度、此段相願候なり。

明治二十年十二月十六日　　日蓮不受不施講門派

事務取扱　釋日心

岡山縣第一部庶務課　御中

知事　此附箋取扱の上本案御判決、尤爲參照附箋其儘此處へ保存(朱)。

書記官

警部長

二十五、

岡山上西川町所在教務局解散方御達の儀に付伺

襄に、日蓮宗不受不施講門派事務取扱より出願の次第に依り、甲印の通御決裁、岡山區役所へ御達相成候處、今回乙印の通申出候、之れを審査するに、其解散を拒むの旨趣、第一は教務局存廢は、設置主中吉・彌代吉等全權を有し、敢て他人の關渉すべき理由なき旨陳述すれども、最前教務局設立の節は、成規に依り、擔任教師即ち管長心得現今の事務取扱人釋日心、幷信徒及び家屋所有者連署にて、內務卿の許可を得たるも、其廢局屆の如き一定の成法無之を以該派代表者たる事務取扱人より、直ちに內務卿へ屆出、受理濟の上、當縣へも其旨屆出居候儀に付、其手續に於て不都合の廉無之。第二は釋日心なるものは事務取扱の任期を經過し、代表者たるの權利なきもの丶如く陳述すれども、十八年四月中內務省の達に依り、事務取扱人撰定の儀、同省へ屆出の後に於て、該信徒中の數人より種々の事故を申立、現職事務取扱人の取消幷任期等の儀に付、屢々內務省へ出願せしも、一も受理不相成、其儘却下せられしに依り、元管長心得釋日心は、依然同派を代表するの資格を有せる事務取扱人と公認すべき筋に、可有之と

存候。就ては矢張甲印御決裁の目的を以て、更に之れを警察官に附せられ、解散方御命令相成可然哉卑衙候なり。

但、本議御決裁の上は、関係書類悉皆、警察本部へ回附の見込に有之候。

抑本件は別紙第一號社寺局長通知書の事項に從ひ、第二號の如く信者總代等賛否の連署を以て、設置願をなし認可を經て開設したるものなりしに、其後局屆は別に成規なきに原因し、信者總代等の連署なく、單り事務取扱人と云へる曽日心なるもの氏名を以てなせしのみ。然らば其屆の有效と否は、畢竟事務取扱人たる資格を有するものなりしや否やの一點に歸着すべし然るに廢局屆をなしたるは、明治十八年十月十九日にして、今は信者總代等の開申する所によれば、日心の事務取扱は明治十八年九月を以て、失したるものゝ如し、果して然らば其屆書を提出したる時は、日心は既に事務取扱權を失したる後に係り、其效なきものなれば、單に日心が專行したる一片の屆書をのみを以て、該局の存廢を認定すべからざるや昭たり。即、廢局屆は假に成規明文なしと雖ども、設置の際、信者總代の連署を要すべき理由ありとせば、廢局屆も亦同じ手續に出でざるべからざるは、事理當然なるものゝ如し。況んや日心は當時全權を有するや否、判然たらざるをや、是れ本件原案上要點ならん乎。若し夫れ廢局屆は、無效に歸するも知るべからざるを以て、唯々日心の申[一][二][三]棟ち警察に附し強制權を執行せば、不當の處分に渉らん乎。(認印四。金丸•岡田碧。芹澤•大塚、(以上朱)。

該件等の旨趣主務長官の指示に依るとき、教務局なるものは、説教所の類にあらずして、純ら事務を扱ふ處のなる事、釋日心の事務取扱人たる日權を失せしや否に就ては、曾て屢々反對信者より内務省へ論告すと雖ども、總て却下せられて採用せられざるを以て、有權者と認むべき事、其他既往の顛末に依て觀れば、其廢局屆は當然の處置に出たるものと認め、其れを得ざるものゝ如し、果して然とするも、本件にして直ちに警察官に對して解散を命令し、教務局其表札を撤却せしむるは、當然の處分と信ずる能はず、庶務課に於て的等故障者を喚起し、反覆説論の上、遂に服從せざるときは、其事由を内務省へ開申せられ、同省の命令を待て決行せられば如何、或は斷行力に乏しき説あらん乎、然れども元來内務省の支配せらるゝ所にして、該局開廢とも同省の直管する所なれば、右の順序を履むも亦、あへて不當にあらざるべし。尚亦御審議あらんことを。(認印四。岡田碧•芹澤•金丸•大塚、(以上朱)。

本案内務省の指揮を要するは、無止の處分に出づるものにして、他に方便なき上は、致方なしと雖ども、到底此爭ひは宗派上權利の爭ひに歸着するものゝ如し、果して然らば警察官に於て、他法律•規則、若くは命令權を施行するが如き職權を要するものにあらず、思ふに管長の處分に一任するか、然らずんば事兹に至る、民事の裁判を乞はしむるの處、濫りに行政官衙の權力内に存在し得ざるものと信認せり。諸解如何となすや。(認印六。芹澤•金丸•大塚。永井•遠藤•芳賀)(以上墨書)。

二十六、

庶務課

書記官

日•蓮•宗•不•受•不•施•講•門•派•の•景•況•取•調•方•御•照•會•の•件•

別紙社寺局長より依頼の件は、夫々其條項を區分し、教務院•説教所在の郡長へ、左案の通、部長御通牒可相成哉、

奉伺候なり。

案。

日蓮宗不受不施講門派の景況取調方、其筋より照會の次第有之、別記の條項内密御取調の上、至急御報知有之度、尤同派中近來反對黨を生じ、今猶軋轢相止まざるやの聞へも有之候に付、事實取調上、深く御注意有之度此段申進候なり。

明治二十一年四月十三日　　第一部長

御野・津高・和氣・赤坂・都宇・加陽・久米南條、郡長宛　各通

別記

二十七、知事

書記官

日蓮宗不受不施講門派景況取調御回答の件

別紙社寺局長より依頼の趣は、郡長より該派教務院・說教所等、郡長へ取調方通牒相成候處、夫々回報有之候に付左案の通御回答相成哉奉伺候なり。

庶第一〇八號(朱)　案。

縣下日蓮宗不受不施講門派景況取調方の儀に付、客月七日付を以て御依頼の趣了承取調候處、概略左記の通に有之候條、御領承有之度此段及御回答候なり。

明治二十一年五月十二日　　知事

社寺局長　丸岡莞爾殿

一、僧侶と稱すべき剃髮染衣の員數。　四人。　一、信徒員數。　凡四千百二十八。　一、講社・教會等團結の數。　無し

一、寺院・學校等を設立する實力ありや。　無し。　一、反對黨の内追々歸順するものありや。　無し

一、反對黨の擧動。　釋日心の事務取扱權限を削奪せんと企圖するの念慮、依然たる勢ひなり。

一、教會所・宗務院と稱するものは、普通俗家を假用したるものや、又特に布教の爲に建築し、粗教會所の體裁を具備せしも

のや。　津高郡鹿瀬村所在教務院は、從來普通俗家の本家納屋共二棟假用、別に造作をなさず、講門を建設し纔かに教務所の體裁をなせり、二十年十一月頃より釋日心所有に歸せし趣、現今は同院の傍らに、六間四方堂宇新築中にして、此費金凡六百圓の見込なりと云。都宇郡妹尾村所在教務所は、普通俗家を假用せり。

一、宗務支院と稱するもの同上。　御野郡大安寺村所在教務支院は、村立舊富山小學校の內、一棟を買入、之れに充つ、故に粗教會所の體裁をなせり。

一、說教所十數箇所有之趣、是又一時人家を借用せしものか。　和氣郡久々井村說教所は、信徒某一己の發意にて、新築したるものなるも、中途其費金五十二圓信徒一同の負擔となし、現今全く共有物にして、特に說教の爲めに設けたるなり。尙即今說教所新築の協議中なる趣にて、其費金の豫算は二百五十圓なりと云。其他九箇所の說教所は總て一時人家を借用せしものなり。

一、釋日心の人望、且目下布教の運動及隆替。　津高・和氣・久米南條の三郡にあつては人望通常にして、近年布教の爲巡回せし事なく、漸く衰頽に趣く景況なり。赤坂・都宇・賀陽の三郡にありては人望善く、近來漸次信徒增加し、布教漸く隆盛に趣く景況あり。御野郡にあつては人望及布教の景況通常にして異狀ある事なし。

一、寶物・古物書の傳來ありや。　纔かに傳來のものありと云ふ。

二十八、

局第一號、朱書)

御管內日蓮宗不受不施講門派目下の景況取調の儀有之候に付、乍手數、別紙の條件御探出の上、御報知相成度、此段及御依賴候なり。

明治二十一年四月七日　社寺局長　丸岡莞爾

岡山縣知事　千坂高雅殿

二十九、

知事　第一部長　庶務課

日•蓮•宗•不•受•不•施•講•門•派•の•儀•に•付•御•照•會•の•件•

別紙社寺局長より照會の趣は、第一部長より郡長へ照會相成可然哉奉伺候なり。

案•

日蓮宗不受不施講門派、事務取扱釋日心反對者、即ち先年來河内日允•杜岡宏鑿等の黨與の擧動、現今如何有之候哉、只宗制現今認可相成候共、別段反對者の紛議再燃の模様有之間敷哉、其他現在信徒の員數等、取調方、其筋より照會有之候條、內密取調の上、至急御報知有之度、此段及御照會候なり。

明治二十二年十一月二十日　第一部長

津高郡長　草加廉男殿

知事　庶務課

第一部長

三十、

日•蓮•宗•不•受•不•施•講•門•派•の•儀•に•付•御•囘•答•の•件•

別紙甲印社寺局長より、照會の趣取調方過般第一部長より、津高郡長へ照會相成候處、乙印の通囘報有之候條、別記取調書寫御取揃へ、左案の通御囘答可爲成や奉伺候なり。

案•

當縣下日蓮宗不受不施講門派の儀に付、局第二十四號を以て御照會の趣了承、右は該派宗務局所在地所轄部長に於て、取調の概況は、別記の通に有之、右取調上に據るときは、將來尙紛議再燃の程、難計候得共、又一方より之れを見れば、該宗制尙在苒認可下ならざるときは、却て、反對者の勢燃を、增加せしむるの傾きも可有之と存候。且敎院•宗務局•說敎所等の數は、當廳備置の帳簿に照し、不突合の廉無之候。此段及御囘答候なり。

明治二十二年十二月二十日　知事

社寺局長　國重正文殿

追て、宗制院法御認可願、并副申書共及御返送候なり。

甲（朱書）局第二十號（朱書）

御管下日蓮宗不受不施講門派、事務取扱釋日心より、別紙の通り宗制認下願出候處、右副申書に陳する、釋日心の反對者、即先年來河内日允・杜岡宏壑等の黨與の擧動、現今如何有之候哉、其他信徒員數并敎院・宗務局・說敎所等の廉々申立の通、相違有之間敷候。且宗制即今認下相成、別段反對者の紛議再燃の模樣有之間敷候。夫是は意見の程御申越有之度、此如及御照會候なり。

明治二十二年十一月　社寺局長　國重正文

岡山縣知事　千坂高雅殿

追て、別紙は御回答の節返却有之度候なり。

乙（朱書）

日蓮宗不受不施講門派、事務取扱釋日心反對者、河内日允・杜岡宏壑等に黨與の擧動、及現在信徒の員數等取調方に付、客月二十一日付御照會の趣了承取調候處、既に別紙の通有之、而して宗制認下の點に至りては、反對者の紛議再燃の程、難計ものと認候條、此段御回答候なり。

明治二十二年十二月十三日　津高郡長　草加廉男

岡山縣第一部長　野崎萬三郎殿

日蓮宗不受不施講門派信徒の景況

一、釋日心に黨與の信徒は現員五百七八十名にして、曩に津高郡金川村大字鹿瀬へ堂宇を新築せし以來も、布敎上著るしき運動は爲さゞるものゝ如く、唯々時々信徒中重立たるものゝ集會して、該寺維持其他負債償却方を協議するの外、異常の擧動なく又釋日心は本年十月下旬宗制認下願の爲め、上京中の趣なり。

一、河内日允・杜岡宏壑等に、黨與の信徒は、現員四百七八十名にして、岡山市大字上西川町に於て、別に家屋を買入れ、別派敎

務所假本部と稱し、徒弟の如きもの兩三名あり、內一名は目下、修學の爲と稱して上京中なるも、其實は、釋日心宗制認可請願出京の景況を、探知せんと欲するものゝ如し。其他信徒中、異常の擧動之れなき趣なり。

右の外、自今別に紛議なきも、信徒中日心派と別派との間に於て、舊負債引分け方に付、法衙へ出訴する等、彼是軋轢の景況あり、又現に出願中に係る、宗制認可願の如きも、双方熟議の所爲には之なき趣なり。

三十一、奉願

去る二十一日、私妻里加儀死去仕候に付、早速日應寺へ屆出候處、山主留守中、殊更不受派の輩、葬儀引導不相成旨申に付、保長へ屆出、保長よりの依賴書持參仕候處、歸檀可致確書差入候はば、葬儀引導可取行、左なくば頓着不致との儀、其意不得事に奉存、素り離檀致候儀無之、貧者の私共、殆困却仕候に付、無據假埋仕候間、何卒御正大の御慈哀を以、御裁判奉願上候なり。

明治八年十月二十三日

第三十三區、津高郡河內村の內小田　戶田文次郎　印

第三十區、四番小區宇甘上村　親族　二宮萬造　印

副戶長　西田啓二郎　印

副區長　本畑政　印

右の通申出候に付、此段上申仕候なり。

岡山縣令　高崎五六殿

奉願

去二十二日私父吉村市五郎儀、死去仕候に付、早速日應寺へ屆出候處、山主留守中に付、不受派の輩死去有之節は留守中にては不相成旨申置候に付、則在宿迄罷出候樣申に付、翌二十三日岡山にて得拜顏、葬儀引導、只管御依賴申上候得共、從前の通歸檀可致確書指入候て、葬儀引導可取行、左ば頓着不致との儀、素り離檀致候儀決て無之、早々葬儀取行可吳埒に奉存候。然るに彼是苦情申出殆迷惑仕候、右に付同二十五日、會議所へ始末申出候處、今一應會議所へ、言葉を以依賴に可及旨、被申候に付、再應罷出依賴申出候得共、不得止前顯之通、頓着不致との儀、殊

更極貧者の私共故、日數相渝取難澁仕候に付、無據此二十六日假埋に仕候間、何卒御政大の御慈哀を以、御裁判の程奉願候なり。

第三十三區、一番小區河内村の内山條

明治八年十月二十七日　吉村林三　印

副戶長　西田啓二郎　印

副區長　木畑政　印

右の通申出候に付、此段上申仕候なり。

岡山縣令　高崎五六殿

奉願

私祖母儀昨二十七日午前十二時、死去仕候に付、早速日應寺へ屆け、依賴書を以引導相願候へ共、一向御取用不被下候に附ては、押て願上候處、御山主は被申候は、養用等もおこし不申して引導とは、寺を放に參り候哉と被申候へ共、決て左樣には無御座候と申、幾度も願上候へ共、決て引導得出不申と被申、私共においても致方無御座、殊に農事專一の時分に就ては、農事妨げに相成候に付、假埋に仕候間、御政大の御慈哀を以、御裁判の程奉願上候なり。

第三十三區、一番小區津高郡河内村の内山條

明治八年一月二十八日　北山貞三　印

副戶長　西田啓二郎　印

副區長　木畑政　印

右の通申出候に付、此段上申仕候なり。

岡山縣令　高崎五六殿

御伺

過般不受不施派の儀御發令有之、和氣・磐梨・津高三郡往々離檀出願の者、本寺へ御差歸被成下居候處、其黨の者共へ、不受不施派の儀は、教部省へ出願中、兼て不歸依の檀寺法務一切相斷出候間、數度說諭差加候へ共回論不致今時に至本人共死去に付、公法相重じ候故、見屆致吳候樣申出候間、尙復說諭に、御本省幷官廳の御趣意、不受不施派轉宗不相成候へば、本寺へ從前の通歸檀致、葬儀引導可請候由、懇々說諭申聞候へ共、本人共承服不致、却て申分には、素より檀寺は不歸依に候はゞ、拔己欺他を依賴の儀得不申候、但見屆致吳候樣申出候間、檀寺葬儀依賴

の名儀不相立、葬儀不致趣申諭候處、其儘本人共教諭も不相用、假葬と唱へ自葬致居候間、其一區內副戸長に打合
候處、役員よりも說諭差加候へ共、敢て不聞入候儀如何有之候哉、至急御指揮被成下度、此段御伺候なり。

明治八年十月　　敎導取締、日應寺住職、權少講義　印日量　印

岡山縣令　高崎五六殿

記

第三十三區一番小區津高郡河內村の內小田十三番居住
十月二十一日死。　戸田文次郎妻。

同區同小區同郡同村の內山條二百九番居住
十月二十二日死。　吉村林三父　吉村市五郎。

同區同小區同郡同村の內母谷百八十四番居住
十月二十四日死。　小西澤二長男　小西林吉。

第三十三區一番小區津高郡河內村の內山條二百三十八番居住
十月二十七日死。　北山貞三祖母。

右の者は、假葬と相唱へ自葬致居候。　右の者は、本寺村役說諭聞入不申候。

第三十一區四番小區同郡字甘上村の內下畑百三十八番居住
十月二十七日死。　淺井鐵五郎母。　右の者は、村役說諭中に候。

別紙戸田文次郎外二名より、旦那寺住職葬儀相拒み候に付、假葬の趣申出候處、右者政令に背き、其儘に難差置筋
被存候に付、御廻し申入候に、早々御處分有之度候なり。

明治八年十月三十日　　庶務課（認印二、尾形・藏田）

聽訟課御中

三十二、

達書乙第十八號　　神佛各宗管長

軍醫長瀨時衡妻の祖母、伊藤庭竹死去の節、葬儀の件に付、昨七年九月上申の趣候處、今般處分濟の由を以て、別
紙の通裁判所より通知候條、此旨爲心得相達候事。

明治八年十月十九日　教部大輔　宍戸璣

七年十月二日、東京府へ御廻しに相成候、軍醫長瀬時衡祖母死去の節、外國傳教師相賴葬祭云云、今般當廳に於て別紙の通處分候條、此段及通知候なり。

明治八年九月二十九日　東京裁判所長六等判事　松岡康毅

教部省　御中

東京第四大區二小區南神保町四番地平民　伊藤定右衛門

其方儀母庭竹病死の節豫ての公布に背き、神官・僧侶に依らず、擅に葬祭する科、違令輕きに問ひ贖罪金二圓二十五錢申付。

明治八年九月二十四日

東京第一大區十小區南小田原町三町目九番地居住、米國耶蘇教師タムソン雇人、武州多摩郡分梅村平民、小川儀右衛門厄介　小川義綏

同州久良岐郡横濱居住、同バラ雇人、同所石川仲町四丁目四十二番地平民　奥野昌綱

其方共儀、伊藤定右衛門葬儀は、神官・僧侶の內可賴旨の分布に背き、擅に母庭竹の屍を埋葬する節、其情を知て葬具等を周旋をなす段不束に付叱り置。

明治八年九月二十四日

三十三、

記・

過般津高郡山條、農寺門鶴吉葬儀取計候、備中國上足守村東光寺住職、喜東日仲徒弟喜東宣苗の肩書、教導職試補拜命有無の儀、小田縣日蓮宗勝劣派教導取締妙德寺住職釋日纖へ打合候處、奉職相違無之候、乍去今時に至、本人儀本、田官廳御詮議の廉有之候由、此段御届申上候なり。

教導取締日應寺住職權少講義　印　日量　印

八年十月二十二日

岡山縣令　高崎五六殿

日應寺檀家、津高郡河内村の内山條、寺門鶴吉儀、客十五日病死致候に付、本人、并同姓萬三共兼て不受派黨類の者にて、五月已來諸法務斷申出候間、副戸長西田啓二郎・水河東三立會、從前の通歸檀致し、葬儀相受候樣說諭相加へ居候內、其黨類の保長北山實造依賴書を齎し、小田縣賀陽郡上足守村東光寺住職喜東日仲徒弟喜東宣苗なる者に、依託致し候由、其本人同郡東山內村本乘寺住職導本乘正の代理と唱へて、罷越右說諭中、本寺副戸長にも不相屆、漫に葬儀致居候、過般御發令に有之術來歸檀說諭の際、右樣の所行有之候ては、本寺并副戸長の權限も不相立候、又復宗內の愚民動搖し、彌教導の要路を塞ぎ候へば其黨を禦ぎ難く苦情仕候、日應寺代理隆慧の口書、并日仲宣苗の書類相談上申仕置候間、何卒御賢慮を以、何分の御所置被成下度、此段奉願候なり。

八年九月　　教導取締、日應寺住職、權少講義　印　日量　印

蓮昌寺住職、權中講義　前田日響　印

石部岡山縣權令殿

日應寺檀家、第三十三區一番小區、津高郡河內村の內山條、寺門鶴吉義、本月十五日病死致候、本人、并同姓萬三共不受派の黨類、然る處、本年五月家祈禱に巡村仕候處、兼て釋日正に依賴に及び候間、村內一統相斷、亦々盆祭の時にも、說諭に及び候へ共、法務一切申受ずして、今時葬儀申出候間、使の者へ、兼て說諭致置候、不受派轉宗不相成候得ば、歸檀從前の通に有之哉と尋合候處、其儀は村內談合候はゞ、卽答難致、何分にも時刻も相移り候故、法用中返事書付可致と申して、歸村仕候。卽刻右區內副戸長兩名に依賴書差出し候、其趣意は近頃檀家に、不受派黨類病死の者有之、說諭相加へ候處、今後は從前の通法務致吳との事故、葬式致遣候處、引導相濟卽席にて、村內不折合に候間、今後は又復法務相斷申との事柄有之候故、本人歸檀の上は、書付可差出と申して、依賴書差出候、然る處、本日午後十二時、右山條村保長外三名罷越し候得共、兼て申置候處證書も無之、法用出勤中と申蔡候へ共、前件の事實も有之候間、書付落手の上葬式相務可遣と申置候、其儘四名の者共歸村仕候、本人自葬候ては不都合と存じ、翌十六日未明原村用場まで罷越し、副戸長西田・水河兩名立會にて、卽刻保長山條村北山實造を、用場出頭の儀申移候處、葬儀の儀に付ては、得出頭不仕旨申越、再三申遣候處則保長外一名罷越し、說諭致し候處、跡相續萬三一

名だけは歸檀も可致哉、乍去今一應歸村の上、同類へ談合卽答可致と申して、罷歸り候間、相待居候處、火葬の上煙有之、就ては實際相尋候處、別紙姓名同村保長北山實造より、漸く翌朝用場へ申出候間、書付の本乘寺住職乘正へ尋合候處、本人病中にて善東宣苗に會談に及び候處、保長切付を以て、寺門萬三外一名相願候間、乘正代理として罷越葬儀致居候はゞ、本人宣苗申方不分明に存られ候間、再應東光寺日伸に尋合候處、本乘寺住職は病中、實に何事も存不申、組寺は勿論、兼務東光寺日伸にも一切存ぜず、徒弟宣苗自儘の致方、不行屆の廉、相斷のみに候。右宣苗と申者は、四五箇年前山條に不受派の黨類にて、潛匿致居候事柄有之、黨類を破門致されたる由に候、此段有姿書付差出申候。

八年九月　　日應寺職 印日量

日蓮宗部内御取締御中　　代理徒弟 印隆慧

記・

日蓮宗勝劣派小田縣管轄備中國第十三大區賀陽郡小十二區上足守村二百十八番地東光寺住職　喜東日伸

徒弟

同郡小十三區東山内村五百二十八番地本乘寺住職導本乘正代理　喜東宣苗

記・

岡山縣管轄第三十三區一番小區備前國津高郡山條百九十二番屋鋪居住、農寺門萬三父寺門鶴吉死去に付、拙僧請待に預り、卽保長より以慈悲を、葬儀致し吳との事故、相務申候也。

九月十日　　本乘寺代理教導職試補　喜東宣苗 印

日應寺 印日量殿

先般より再三應、御手數相備候大事件の儀は、組寺は勿論、則兼務拙寺へも不沙汰、唯々徒弟自存にて右用不屆の取計致候、此段御答申上候也。

本月二十二日　　備中國賀陽郡上足守村 東光寺住 喜東日伸 印

日應寺御住職權少講義 印日量殿

不受不施派の儀は、往々縣治障碍の筋有之趣に相聞へ候に付、是迄陸續開派願出候へ共、一應詮議候處今般別紙の通、□□（大字）外何名より毫も公法を違背せず、御政道の妨害等決して不仕候間、開派御許可被下度旨願出候。右派信仰の者一同、右の心得にて、村中交際は申に不及、人民普通の義務相定取糺し可申儀にて、不及詮議候條、取糺樣無相違候、其旨信徒の者一同より可爲願出候なり。

三十四、人名書

白川縣第五大區一小區、肥後國飽田郡筒口村二百三十八番地、士族、園田三治同居、日蓮宗僧　森日照　本年二十一年四箇月　右の者、爲佛學研究致止宿候間、此段御屆申上候也。

千葉縣下第十四大區一小區、下總國相馬郡大井村四十三番屋敷住、石原治四良同居、日蓮宗僧　庄惠闡　當八月二十五歳二箇月　右同斷。

大分縣第六大區三小區、豐後國直入郡滑瀬村十四番地、士族岡部静二男、日蓮宗僧　岡部不退　當八月二十七歳四箇月　右同斷。

千葉縣第十二大區一小區、下總國葛飾郡田尻村十四番地、農小川喜右衞門同居、日蓮宗僧　倉原義誠　當二十九年八箇月　右同斷。

東京府下第二大區十二小區、麻布宮邑町四十二番地、商川崎佐吉弟　川崎健次郎　當八月九歳　右同斷。

書付

本月二十五日葬祭の儀に付、和氣郡和氣村七番會議所へ、副區長佐分利勘四郎殿に會談中、本人の曰く、頃日共寺檀中益原村に於て、佛學研究と唱へ、多人數僧侶集會し、止宿屆等を願出候、何角巨細の儀承知致居候哉と、尋合に預り候故、拙僧の曰く、其儀承り不申、右僧侶と申すは、何處の者に候哉と尋合候處、右僧侶止宿等を披見致候處、不受不施派の僧と被存候、且つ又拙寺檀中益原村の內、不受不施の僧分徘徊有之候ては、今日說諭教導は勿論公法御政體等不相立儀と被存候間、此儀は部內取締へ屆出可申儀と申居候處、副區長殿にも、明二十六日、萬波戶長を以て、出縣致させ候間、粗ぼ上申爲致置候樣申居候、此段別紙姓名書付、相添御屆申上候間、御聽宣御取計相

願候なり。

明治八年八月二十八日　和氣郡浦伊部村二十三番地

妙國寺住職　立光隨周　印

部内御取締　御中

屆書

別紙人名の者、和氣郡和氣村七番會議所に、佛學研究と唱へ、同郡益原村に止宿屆書差出候趣、右本人は不受不施派黨類の者にて、該派の僧侶には無之候、則妙國寺住職立光隨周の書付相添、此段御屆申上置候なり。

八年八月三十日　敎導取締、日應寺住職　日量　印

石部岡山縣權令殿　蓮昌寺住職　前田日審　印

三十五、口上

第二十一區和氣郡日笠下村、吉房善次郎外三十四名の者共、日蓮宗不受不施信仰仕候付、村方一同の交際不仕旨屆出に付、再三說諭仕候得ども相用ひ不申、右に付村方より申出候はゞ、御指合奉戴不仕、我意申立村方交際等不仕もの共、其儘御捨置相成候儀に候はゞ、今後心得違の者御座候ても、御咎は無御座哉之段責出、私共手前にて如何共取計方無御座、至急御所分被仰付度旨、先般御屆申上置候、然る處、數日照續、田畑旱損にもおよび候付、連日双方立分れ、集會雨乞祈念仕居申、多人數の儀追々我意申募、口に隔意彌增、既に爭論にもおよび可申勢にて、苦心仕居申候、至急御所分不被仰付儀に御座候哉、左候へば今日の形勢にては、迚も私共指揮相用候程難計、役前進退相極居申候間、私共免職被仰付、迅速跡役御仕置相成候樣申上度、此段至急御嘆申上候なり。

明治八年八月二十四日　第二十一區一番小區副戶長　萬代源二郎　印

同　草加大三郎　印

同　中司彌壽二　印

別條の通申出候不受不施派信仰の者共、我儘申募不居合を生、御指令をも相用不申、次第に增長仕、至急御所分に仰付候樣、

申上候なり。

副區長佐分利勘四郎不快に付代理戸長　萬波俊世　印

石部岡山縣權令殿

過般御發令の不受不施の儀、其檀家に數回說諭も相加へ候共、悔悟不仕滋々蔓延し、特に教導の要路を壅塞し、其甚き公命抵抗するに至、御管下民治上の妨害不尠候、我宗内に右樣の者有之、實に慚懼の至候得ば、精々教導仕度去ながら一時說諭行屆兼、銘々共苦情罷在候間、其首魁村々兩三名宛、御締向被下候はゞ、近隣相響き、漸々民間の動搖も鎭定可仕候哉奉存候、何卒御賢慮を以て、何分の御所置被成下度、此段奉懇願候なり。

明治八年八月三十日

日蓮宗教導取締
妙勝寺住職 權少講義　光山日壽　印
日應寺住職 權少講義　印日昰　印
蓮昌寺住職 權中講義　前田日響　印

石部岡山縣權令殿

御屆

第二十一區和氣郡日笠下村山本艷吉儀不受派相保度由にて、我祭に寺院離旦那仕居申處、去る三日次女病死仕候付、葬儀引導無據旦那寺依賴仕度申候、右吉房善次郎を以て私手前へ申出付、相對にて寺院離旦那仕候と乍申、今般葬儀引導依賴仕候、以上は向後從前の通寺旦那の交仕候樣、再三說諭仕候處、承服仕候段申出候に付、右の段私共より寺院へ掛合、早々引導取計せ置申候。然る處寺旦那の交も不致、加之不受派信仰と申募、村方の交際も不仕、先達て申出候とは、大に齟齬仕候付、掛引におよび候處、別紙の通申出候。全私共へ謀計にて、當難相凌候儀と甚苦々敷所行に御座候、素右等の行狀に御座候間、究て葬儀等も不法の執行と愚考仕候、斯相成候ては、第一對寺院へ候ても、私共役前相立不申、素御締向にも指障候間、是等の儀は嚴敷御所置被仰付度、此段御屆申上候なり。

明治八年八月

副戸長　萬代源二郎　印
同　草加大三郎　印

前條の通申出候、御處分可被仰付候樣申上候なり。

明治八年八月三十日　　同　中司彌壽二　印

副區長　佐分利勘四郎　印

石部岡山縣權令殿

一私儀不受謗施の宗儀信仰に付、不受不施の寺院引導相斷、不受派御僧に葬儀依賴致度旨、先般願書指出し候處、未許可に付不相成候段御指令有之、見屆引導相囉（もらい）候處、不受不施信仰の衆より、再長泉寺の見屆相請候廉以て、强て不受不施引入候樣、節に御役人を以て被申候へ共、宗門信仰は人民自由の御時節に候へば、素より不信仰の不受不施に候間、此儀は決然御斷申上候なり。

明治八年八月二十六日　　日笠下村　山本艶吉　印

副戸長　中司彌壽二殿　同　草加大三郎殿　同　萬代源次郎殿

三十六、御屆

滋賀縣下近江國滋賀郡第十一區坂本村四百九十番地所
總持坊住職、權大講義濟觀達弟子、敎導職試補　窪田宏達　二十二年七箇月

右の者此度緣合に付、暫時止宿爲仕候間、此段御屆奉申上候なり。

明治八年六月　　第二十一區一番小區益原村五百十二番屋敷居住　黑神日寂

副戸長　中司彌壽二殿・草加大三郎殿・萬代源二郎殿

記

白川縣第五大區一小區、肥後國飽田郡筒口村
二百三十八番地士族園田三治同居、日蓮宗僧　森永日照　本月二十一年四箇月

右の者、今般爲佛學研究致止宿候間、此段御屆申上候なり。

明治八年八月八日　　第二十一區一番和氣郡益原村
五百八十五番屋敷居住、商　日笠善六

副戸長　中司彌壽二殿　同　草加大三郎殿　同　萬代源二郎殿

記•

千葉縣第十二大區一小區、下總國葛飾郡田尻村十四番地、農小川喜右衞門同居、日蓮宗僧　倉原義誠

當八月二十八年八月

東京府下第二大區十二小區、麻布宮村町四十二番地、商川崎佐吉弟　川崎健次郎　當八月九歲

右の者、爲佛學硏究、已下如前。

第二十一區一番小區、和氣郡益原村五百三十二番屋敷居住、農　藤井利七

副戶長三名當て。

記•

大分縣第六大區三小區、豐後國直入郡滑瀨村十四番地、士族岡部靜二男、日蓮宗僧　岡部不退

當八月、二十七、四箇月

文言如前云々。

第二十一區一番一區、和氣郡益原村五百七十九番屋敷居住、農　丸尾彌作

明治八年八月二十日、副戶長三名當て

記•

千葉縣下第十四大區一小區、下總國相馬郡大井村四十三番地、農石原治四郎同居、日蓮宗僧　庄惠闡

當八月二十五歲二箇月

右文言如前云々。

第二十一區一番小區、和氣郡益原村五百三十三番屋敷居住、農　松石新吉

明治八年八月十二日、副戶長三名當て。

右六名の分止宿願。

三十七、寄•留•證•

東京府下麻布本村町百四十四番地、僧、釋日正方同居、
僧父備前國和氣郡矢田村農小高俊一郎二男、

朱印　第二大區十二小區戶籍證

小高辨明　本年八月二十一歲十箇月

四一

右の者此度、備前國和氣郡益原村六百五十二番屋敷、黑神日寂方へ同居寄留致候旨申出候に付、此段申送候なり。

明治八年八月十三日　右區戸長 [朱印]

岡山縣下第二十一區一番小區　正副戸長　御中

三十八、

記。

私三男　黑神日寂　弘化三年八月十五日生　二十八年十箇月

右日寂儀、文久元年十月大阪へ罷越、其儘致出家、右に付戸籍御調の節居所知不申、無籍に相成居申候處、此度歸鄕仕候に付、何卒入籍の儀奉願候なり。

第二十一區一番一區和氣郡益原村五百十一番屋敷居住、農　黑神竹吉

明治八年五月三十日

右區副戸長　萬代源次郎。　同　草加大三郎

同　中司彌壽二。　副區長　佐分利勘四郎

石部岡山縣參事殿

記。

私弟、農亡三宅權八三男　三宅日壽　安政元寅年十二月二十六日生、二十七歳七箇月

右日壽儀、慶應元年三月出家志願に付、尾州熱田新田二十八番、長頭壽仙へ罷越、圖らず釋日正に邂逅し、其儘得度仕、戸籍御調の節居所相知不申、無籍に相成居申候處、本月一日歸鄕いたし候に付、入籍の儀奉願候なり。

明治八年七月三日

第二十一區一番小區、和氣郡益原村五百五十六番屋敷居住、農　三宅清太郎

副戸長　萬代源次郎。　同　草加大三郎

同　中司彌壽二。　副區長　佐分利勘四郎

石部岡山縣參事殿

右二名入籍御聞済の分。

記•

私二男　日笠日圓　嘉永三年十一月十五日生、二十四歲八箇月

右日圓儀、安政六年三月東京へ罷越、其儘出家致、戸籍御調の節、遊歴中居所相知不申、無籍に相成居申候處、本月七日歸鄕仕候に付、入籍の儀奉願候なり。

第二十一區一番一區、和氣郡益原村六百十七番屋敷居住、農　日笠玄道

明治八年七月十八日

副戸長　萬代源次郎。同　草加大三郎

同　中司彌壽二。副區長　佐分利勘四郎

石部岡山縣參事殿

右未御聞濟無之本月二十八日御付紙、出家得度の儀は、別段取締追印にて、可届出との御事。

四十三、不•受•派•願•主•

一、副戸長矢田村菊池與八郎父同姓與衞、不受派先鬥願主。

一、同矢田村小高侊太郎父同姓後一郎、同斷願主、弟僧辨明益原村へ寄留居中。

一、同與黛田村原律太郎倅同姓諚一郎、同斷願主。一、同益原村萬代源次郎倅同姓壽六、同斷願主、尤强情と申には無御座趣。

一、木倉村保長松島與作、不受派願主。　一、益原村保長日笠愼吾、同斷願主。

一、下田土保長富田喜三郎、同斷願主。　一、上田土村保長平嘉太郎、同斷願主。

右の通、役名の者、并役名家族の者共、不受派信仰願主名元書上申候なり。

明治八年八月　　副區長　佐分利勘四郎　印

庶務課社寺掛　御中

四十、本年六月中、不受不施の儀御尋に付、從前•自今兩樣の事實、大略申上候處、今般更に精細取調、且つ行政上に害不の見込御尋に付、左に上申候也。

日蓮創業已來三百餘年間、未だ曾て不受不施の名あらず、文祿年間豐臣太閤祖先追福の爲、各派宗ごとに百員の僧侶を出させ、妙法院に於て千僧供養を修業せしむ、該宗も亦之に預る。是各宗一般の通務にして、其際に於て一巳の私意を主張し、獨

牧悟する能はざるは、一時の世景公義通同不得不然の勢なり。然に、京都妙覺寺住職日奥獨り衆に違て異議を唱へ、各宗通同の供養を受け、且つ他宗の僧の列座するは、謗法の所業なりと言切り、公命に抗抵するよりして、不受不施の名始て立つ、日奥此義を主張し之を日蓮宗の大本とす、是不受不施の原因なり。然に、不受不施を以て一宗の大本と云は不可なり、抑日蓮一宗を創立する、如斯偏且陋ならず。

夫日蓮の專ら法華を弘るや、蓋し釋迦所立の宗を祖述し、大に立正安國の要術、衆生成佛の直道を立るなり。其之を弘る所以の方法五あり、曰教•曰機•曰時•曰國•曰教法流布の前後を知るなり。教は宗を立る所なり、機は以て人を察する所なり、時は以て世に應ずる所なり、國は以て方處を定る所なり。教法流布の前後を知は、以て變に通じ宜に適ふ所なり。是之を宗教の五綱と云て、一宗僧侶の遵守して常恒弘經するの定軌なり。

更に又法華に依て修行する所の旨三あり、曰本尊•曰題目•曰戒壇なり。本尊は修行の境本を立るなり、題目は修行の所作を示すなり、戒壇は行者の地位を定るなり。是之を宗致の三秘と云て、宗内眞俗一同遵奉する所なり。此宗教の五綱三秘と云法門こそ、日蓮立宗の大本にして、凡そ該宗の有ん限りは、永世不朽に遵奉し、敢て毫も改變すべからざるなり。然を日奥の徒不受不施を以て一宗の大本と云、故に大に不可なりと云是なり。

此宗教の五綱、宗致の三秘を人民上に施す順序は、所謂折伏門•攝受門等種々の規則ありて、時宜に隨て用否一様ならず、物に凝滯して局情を存すべからず、故に古人云、取捨得宜不可一向と是れなり。方今の所謂制可隨時と云者にして、時勢の變遷を商量して、足らざるを補ひ、弊あるを除き、長を取り功を斂め、緩急適宜人民を勸誘して、農民の極度にいたらしめ、漫に法令に犯觸せざらしめ、以て政治翼賛の成跡を爲す者なり、猶攘夷鎖港と開港交和と其時に適ひ勢に乘じ、制度變遷せざる事を得ず、而して其國を益し民を利するに於は、其揆一なるが如し。

昔者日蓮、北條時宗家臣平頼綱の請を受ざるが如は、其時持論の主意を失するが故に不レ受なり。日蓮頼綱に向ひ他宗謗法の旨、反覆示諭せしを、頼綱未だ之を信ぜず、卒然と一千町の他領を與て、愛染堂の別當とせんとす、故に日蓮之を答へず、更に前實を主張するのみ。是其時に當て不得不然なり、然に此を以て不受施と云事に非ず。此時頼綱一千町の他領を以て日蓮折伏運化の口を鉗せんとす、故に斷乎として之を受ざるなり。若し頼綱をして好意を以てせしめば、其之を受ざるに必す可ら

ず。抑日蓮天下に獨立し法華を首唱せし時、未だ一人の信ずる者なし、人民一般謗法の者と謂はざるを得ず、此時に當て苟も謗者の施を受ずんば、衣食寢覺何を以て、有待の身を支ふる事を得んや、況や西條地頭の請に應じ、船守氏の供養を受る等、悉皆謗者の施を受るなり。謗施の如き受るにも非ず、受ざるにも非ず、畢竟施者に於て、所得の利益如何と顧みるのみ、何ぞ一を執て、衆機入善の門を鎖すべけんや、倘伯夷の周粟を食はざる主義なれば、太公等の周臣となりて、其祿を受るも亦義なるが如し。豈に一を是とし諸を非すべけんや、然を日奥の徒祖師隨宜の一言一行を墨守して、變通を知らず、日蓮所立の宗は不受不施の一義とのみ思込み、剩へ之を以て日蓮の正義と唱へ、一派獨立せんと云が如きは、管見も亦甚だしきならずや、所謂盲人摸象の說と云ざるを得ず、其弊害の末より之を見れば、遂に邪說として禁ぜしは、亦宜ならずや。

夫れ一宗を創建し一派を自立するや、必ず本經に根據し、發見獨悟する處あつて、卓立する者を闢く（一部法華一部に依り勝劣派の一品二半は只十四只一部讀誦本勝迹劣等）、未だ他人に接待するを竢て、一宗一派を立るを聞ず、彼の不受施を以て鳴るが如き、幸にして大佛供養謗施の事あつて、始て其聲を鳴す事を得たり。若し天下に徧して、一の施す者なくんば、其聲何處に接して鳴す事を得ん、其宗派の名何義に依て立するを得んや。是れ他人に依て立つ者にして、自立する者に非ず。苟も自立する者に非んば、宗派と稱する事を得んや。不受不施の如きは畢竟施物受不受の際より、學者一種の異見を立るまでにして、教義上より立つ議論に非れば、之を判じて教門中交際上の異見と云べく、之を宗義と云ひ、一派と云べからず、凡そ教義に就て發見獨悟し、先に先賢に駕し、自由發論し新義•新派を立んと欲するは、教門進步の實効吾輩甚賀し、且つ聞んと欲する所なり。然に彼の徒今日の主張は之に異なり、已に教義にも非る、日奥不受施の誤義を墨守し、何等一層發明の義もなく、更に日蓮の正義と誤解し、一派獨立せんと、誤を以て誤を傳ふ。其弊や蠹となり魍となる。終に知るべからず、方今各國文明教義進步の世界なるに、我皇國に於て、斯の如き頑論不通の說を以て新義新派とせば、該宗教義の汚を置て問はず。皇國幾點の退步を示し、洋教者の侮嘲を招く甚だ慨歎に堪ざるなり。

不受施の論は已に教義上の議論に非ず、交際上の議論なり。故に其弊や遂に行政上に關し、人民煽動の萌を釀す。故に豐臣•德川兩氏に於て不得止、之を處分し、嚴禁せし者なり。兩政府の時に於て、其妨害歷々數ふべし。不受施論者は時勢の如何に省みず、施者の意向好惡如何を問はず、吾と議論同じからざる者は一概に之を防絕し、不惜身命を口實とし、動もすれば、官

命に抗拒するを以て法難と稱し、曰く日蓮既に流罪せらる、曰く日蓮既に幾許の瓦難に遇ふと、只管公難を忍ぶを法華行者の本分と誤認し、他て不平の氣象を養成し、昇平の人氣に戻り、淳雅の風俗を亂し、其成跡只人民に慫慂して、法令に犯觸するの剛戻不和の亂民たらしむるの實を得るのみ、故に、其弊害の末より之を見れば、異端邪說とせざるを得ざるなり。日蓮創業の日さへ尙如斯無義妄擧を以て、折伏逆化なりとは爲さず、況や開宗已來三百年後各宗守文の時に於てをや、況や方今維新文明萬國交際の日、專ら來往相待するの理を講明する時に於てをや、縱令ひ日奧不受施を言ふは、大佛供養に依りて發するとせば、其義あるにもせよ、今日如此供養あるにも非ず、又謗法者より强て施さんとする者あらざるに、何を以て目途とし主論するや、持論の目的何處に在るや、甚だ無謂義と謂つべし。思ふに畢竟彼の徒敎法自由の權を誤解し、敎義にも非る交際上施物の不受の暴論を起し、只管舊政府の壓制なり僧侶の讒成なりと、頻りに不平を鳴し、年來の屈辱を此時に伸張すべしと、窃に黨類を結んで愚民を煽動し、黨をなさしめて、之を歸依信徒と稱し、時勢の移り行き、理義如何を省みず、黨類の勢を以て、何でも思ふ存分、不受施の義を貫くべしとするの外なかるべし。是れ他なし。行政上に於て、妨害を釀すの一端を見るなり。履霜堅氷至宜く其始を謹ずんば、他日害、底止する處を知らざるなり。

已上不受不施の宗義に非る、且つ行政上に妨害不尠の儀、大略如此なり。取捨伏して仰公裁候なり。

明治八年九月　日蓮宗一致派管長、少敎正　新居日薩

敎部大輔　宍戸璣殿

四十一、

第二十一區一番小區、和氣郡益原村　日笠善六。此者屋敷續き不受派俗集會所設け居申由。　藤井利七。　日笠下村 吉房善次郎。　安本貫三。　木倉村 松島兵作。　二番小區、矢田村 菊池與曳。　小高後一郎。　上田土村 平嘉大郎。　三番小區、奧鹽田村 原文炳。　鹽田村 岡崎弘平。

右の者共不受派頭立信仰の者と相聞申候なり。

明治八年八月　副區長佐分利勘四郎病中に付代理戸長　萬波俊世　印

庶務課社寺掛　御中

四十二、

第二十二區、市場村 岡新吉。不受檀を引請居申趣。 米澤村 黒澤卯平。 第二十三區、田原上村 ○菊井利三郎。田原上村・田原下村兩村同志の者より委任狀を取諸事擅に取計居申趣。 同村 藤原文七。 同村 吉田金三郎。 河田原村 ○片山彌四郎。教務省へ出願罷出居申候。 圓光寺村 森田百三。 可眞下村 ○金光兼吉。 稗田村 ○小山義作。教務省へ出願罷出居申候。 第二十四區、大井村 額田金三郎。 寺地村 右藤清吾。

右の通不受派出願人員の内發頭たる人名書上申候、尤丸印四名は別て巨魁の者に御座候なり。

明治八年八月二十日 副區長 延原董四郎 印

庶務課社寺掛 御中

四十三、

第三十區一番小區、田地子村六番屋敷、農、甲長。行守虎吉。 同、宮地村二百二十七番、農、甲長。河本房太郎。 二百三十一番、農。河本岸太郎。

二番小區、市場村八十九番、農、甲長。菱川和三郎。 百四番、同。同 廣太郎。 同、中田村百八十六番、農。蒲上元八。

二百五十四番、商。平野貞三。 二百二十九番、同。黒瀬最七。 三番小區、西原村四十九番、農、甲長。竹中繁四郎。

四十四番、同、甲長。長尾清四郎。 二十三番、同。山口吟心。 四十五番、同。長尾長五郎。

同、庵瀬村五十六番、農、甲長。長尾龜吉。 七十九番、同。杉本與志平。 同、草生村百二十七番、農、甲長。是近仲次郎。

百十七番、同、甲長。有行清次郎。 二百二十番、同、甲長。吉行新三郎。 百九十七番、同。久山仲太。

百十五番、同。有行泰治。 百六十四番、同。岡初治郎。 同、金川村四百二十五番、商、甲長。丸川惣吉。

五百七番、同。甲長 安藤精重郎。 四百四十七番、同、甲長。葛城盛太。 五百十番、同、甲長。黒田市郎。

四百九十三番、工、甲長。桂城紋十。　三百八十番、内借宅、同。立石柾衛。　四百四十二番、商。駒井豊吉。
四百五十六番、同。御藤龜次郎。　三百四十九番、同。栗清次郎。　五百六番、同。荒木善次郎。
四百二十六番、雜業。御藤富五郎。　四百四十五番、商。河内良造。　四百五十四番、同。末好義左衛。
四番小區、下田村三十九番、農、甲長。河原平三郎。　二十九番、同、甲長。末吉善七。　二十四番、同。河原甚五郎。
一番、同。森末留次郎。　同、管村八十一番、農、甲長。楢村豊吉。　同、下畑百十七番、農、甲長。河田林吉。
百十二番、同、甲長。同兵四郎。　百五十八番、同。海野熊之治。　百二十一番、同。河田初三治。
百五十番、同。奥野伊八。　百二十八番、同。藤井銀治。　同、中泉二百二十三番、農、甲長。海野友二。
二百三十一番、同、甲長。同善次郎。　二百十五番、同、甲長。二宮岸松。　二百二十四番、同。海野角次郎。
二百十番、同。唯野仙二。　百九十八番、同。同忠次郎。　同、宇甘上村二百五十三番、同、甲長、互魁(朱書)二宮萬二。
同、九谷三百二十三番、農。赤木佐市郎。　三百三番、同。河田石太郎。　九番小區、天滿十二番、農、甲長。松村平六郎。
三十番、同、甲長。友次虎吉。　五十番、同。本郷清吉。　四十七番、同。同平三郎。
四十六番、同。片馬彌五郎。　二十九番、同。江田卯太郎。　十七番、同。松村文吉。
九番、同。同與次郎。　四十三番、醫術。伊丹東庵。　同、久保百十四番、農、保長。海野元三九。
百十六番、同、甲長。同此吉。　九十七番、同。林小源二。　同、虎倉村二百五十二番、農。川田沖三郎。
二百四十八番、農。毛利良次郎。　二百三十九番、商。河原鐵太郎。　二百三十六番、農。葛原幾次郎。　同、天滿三十四番、農。赤尾藤七。

右藤吉所有の納屋不受派庵に相用、信仰仕人民參詣仕居申趣、同人弟日曜儀は袈裟着用仕、徘徊仕候趣に御座候。

右七十名の者共、不受派轉宗出願の儀に付、人民を惑し、既に先般御指令の趣、暫時御猶豫被仰付候樣と、舉て申

出、精々理解申聞候へ共屈服不仕、就ては村々兎角不居合、相生苦々敷次第奉存候。依之村々人名取調書上申候間何卒御説諭被仰付候樣申上度、御內意申上候なり。

明治八年八月　　副區長　片山正敬　印

庶務課　社寺掛　御中

四十四、

先般より再々應御手數相備候大事件の儀、組寺は勿論、則兼務拙寺へも不沙汰にて、唯徒弟自存にて、右用不屈の取計致候、此段御答申上候なり。

右の通日應寺へ差出置候間、宜敷御取計願上候なり。

八年十月五日　　賀陽郡上足守村東光寺住　喜東日仲　印

津高郡河內村御正副御中

四十五、　第五千二十二號　口上

第二十一區、和氣郡日笠村、吉房善次郎外三十四名の者共、日蓮宗不受派信仰仕候付、村方一同の交際不仕旨届出に付、再三説諭仕候へども、相用ひ不申、右に付村方より申出候は、御指令奉戴不仕、我意申立、村方交際等不仕もの共、其儘御捨置相成候儀に候はゞ、今後心得違の者御座候ても、御咎は無御座哉の段責出、私共手前にて、如何共取計方無御座、至急御所分被仰付度旨、先般御届申上置候。然る處數日照續、田畑旱損にもおよび候付、連日双方立分れ、集會雨乞祈念仕居申、多人數の儀、追々我意申募、日々隔意彌增、既に爭論にもおよび可申勢にて、苦心仕居申候、至急御所分不被仰付儀に御座候や。左候へば、今日の形勢にては、迚も私共指揮相用候程難計、役前進退相極居申候間、私共免職被仰付、迅速跡役相指置相成候樣申上度、此段至急御噂申上候也。

第二十一區、一番小區、副戸長　萬代源二郎　印

草加大三郎　印

中司彌壽二　印

前條の通申出候、不受派信仰の者共、我儘申募不居合を生、御指令をも相用不申、次第に増長仕、至急御所分被仰付候樣申上候也

副區長佐分利勘四郎不快に付代理戸長　萬波俊世　印

石部岡山縣權令殿

四十六、

第三十三區、四番小區、宇甘上村二百五十三番地居住、甲長。　二宮萬造。
同、下田村三十九番居住、甲長。　河原平三郎。
三番小區、金川村四百四十二番居住、商。　駒井豐吉。
二番小區、中田村二百二十九番居住、商。　黒田最吉。
五番小區、天滿四十三番居住、醫術　伊丹東庵。

右五名の者共不受派宗儀の儀に付、先般書上候人名の內別て强情にて、愚民の者共相惑はし以の外の行狀に相聞苦々敷次第に奉存候、何卒至急御呼出の上御說諭被仰付候樣申上度、左候はゞ殘人名の者へ響合恐縮可仕、於村々懇々及說諭可申、旣に先般天滿赤尾日曜儀御召出相成付ては、人名の內、恐縮仕居申者間々御座候趣に付、此際前文の通被仰付候はゞ、一統感服可仕と奉存候に付、至急愚案の趣御內意申上候なり。

明治八年九月十九日　副區長　片山正敬

庶務課社寺掛　御中

四十七、

第三十三區一番小區津高郡河內村の內山條二百九十二番屋敷居住寺門鶴吉儀、去る十五日病死仕候に付、其旨檀那寺當郡日應寺村日應寺へ相屆、葬儀引導見屆の儀村方講仲間より相賴候處、其村の儀は兼て不受派願立に付、諸法用葬儀に至る迄、一切相斷の旨先達て申出有之に付、此度歸依の證書、本人跡相續の者印證答越候はゞ、引導致可遣段、日應寺住職より返答に候へ共、確證の儀は決て得不仕旨申出候由に付、保長幷甲長親族の者共呼寄、確證相認調印の上、葬儀引導相受候樣及說諭候へ共、更に自用不致、其上小田縣管下の敎導職相賴歸り候段申越候に付、何寺の敎導職相賴候哉、巨細申出候樣申遣し居候內、旣に火葬の煙上有之如何と不審に存、葬儀の始末再應尋入候へ共、等閑打過漸翌朝保長北山實造より以書面、小田縣管轄備中國第十三大區賀陽郡小二十二區上足守村

二百十八番地、東光寺住職喜東日伸徒弟、同郡小三十區東山内村五百二十八番地東乘寺住職導本乘正代理教導試補喜東宣苗と申者、相顆候趣申越候に付、其旨先般上申仕候處、右教導職事實糺候上、尙又上申仕候樣被仰聞、卽刻尋合仕候處、全く右宣苗自儘の引導取計候段、喜東日伸より申越候、則書面一通相添差上申置、保長北山實造幷萬三共不行屆の處より、斯御役介相備奉恐入候へ共、當小區不受派歸依の人民多分有之、說諭中不都合奉存候、何卒御賢慮を以て何分の御處置被成下度、此段上申仕候なり。

明治八年九月二十五日　副戸長　西田啓二郎　印

石部岡山縣權令殿　副區長　木畑　政　印

四十八、不受不施の儀御願

一私共積年信仰仕居申候不受不施の儀は、專ら出世佛事上の儀にして、必ず世間交際上に於て妨害仕候儀無之、兼て信徒中申合寶祚の長久國家の靜謐を祈、公法を重じ時々御布告を遵奉し、總て御政道に於て暴害を醸生する等の儀、毛頭無之候間、乍恐公然一派獨立の御許可を奉蒙度、非常の御仁惠を以御允裁の程只管奉歎願候、以上。

明治九年一月二十日

西第十三大區小二十二區、備中國賀陽郡山上村八番屋敷平民　角田石五郎　印　同居平民　角田末治郎　印

十四番屋敷平民　小西彦右衛門　印　三十七番屋敷平民　時國武左衛門　印　三十八番屋敷平民　時國瀧藏　印

八十八番屋敷平民　長信長三郎　印　五十四番屋敷平民　片山九十郎　印　四十五番屋敷平民　元成新藏　印

岡山縣令　高崎五六殿

前書の趣相違無之候に付奥書仕候なり。

副區長　東方安都　印　戸長　長尾平治兵衛　印　副戸長　松重長一郎　印

奉歎願

一私共積年信仰仕居申候不受不施派の儀、專ら出世佛事上の儀にして、必ず世間交際上において妨害仕候儀無御座、兼て信徒中申合寶祚の長久國家の靜謐を祈公法を重じ、時々の御布告を遵奉し、總て御政道において、少も弊害を釀生する等の儀、毛頭無之候間、乍恐公然一派獨立の御許可を奉蒙度、非常の御仁惠を以て御允裁の程、只管奉歎願候なり。

明治八年十一月

第二十二區一番小區、磐梨郡市場村百二名惣代、農　矢部峰太郎　印　雜業　岡儀三郎　印

同、米澤村二十名總代、雜業　黑澤卯平　印　副戸長　小高誠四郎　印

同　大野能武三　印　副區長　延原董四郎　印

岡山縣令　高崎五六殿

奉歎願

一、私共積年信仰仕居申候不受不施派の儀、專ら出世佛事上の儀にして、必ず世間交際上において妨害仕候儀無御座、兼信徒中申合寶祚の長久國家の靜謐を祈、公法を重じ時々の御布告を遵奉し、總て御政道において、少も弊害を釀生する等の儀、毛頭無御座候間、公然一派獨立の御許可を奉蒙度、非常の御仁惠を以て御允裁の程只管奉歎願候なり。

明治八年十一月

第二十二區三番小區、磐梨郡宇屋村三十二名總代　松島武平印。　成末熊治印。

矢田部村三十二名總代　岡崎喜代三印。　岡崎爲一郎印。

副戸長　引俐新平印。　同　周藤清次郎印。

岡山縣令　高崎五六殿　副區長　延原董四郎印。

奉願

一、私共積年信仰仕居申候不受不施派の儀は、專ら出世佛事上の儀にして、必ず世間交際上に於妨害仕候儀無之、兼て信徒中

申合實砕の長久國家の静謐を祈、公法を重じ時々の御布告を遵奉し、總て御政道に於て少の暴害を醸生する等の儀毛頭無之候間、乍恐公然一派獨立の御許可奉蒙度、非常の御仁惠を以御允裁の程、只管奉歎願候なり。

明治八年十一月二十七日

第三番會議所所轄不受不施信徒惣代、第十區二番小區觀音寺村二百三十六番屋敷居住農　日下部健二　印

副戸長　河田松太郎　印

同　重成龍平　印

副區長　坪田惣次郎　印

岡山縣權令　高崎五六殿

不受不施講門派事件不受派一件　終

不受不施派の條規

分派起源の沿革

祖宗日蓮滅後、其徒分て二派となる。所謂一致勝劣是なり。其後一致派又分れて二派となる。其一は今日蓮宗と單稱するもの、卽受不施の流にして、本滿寺日重を以て派祖となす。其一は卽本派にして、妙覺寺日奥を以て派祖となす。蓋し不受不施は日蓮一宗の通規にして、所謂法華一經三處の文に據て、不受の制を立て、涅槃經の文に據て、不施の制を立つ。依之日蓮滅後三百十三年、則後陽成天皇文祿四年に至るまで一致勝劣に論なく、苟も日蓮を宗とする者、此宗規を遵守せざるものなし。然るに此年秋九月豐臣秀吉公、各宗より僧侶一百人宛を請じ、京都東山妙法院に於て、千僧供養の法會を修し以て、其祖先の追福に備ふ。因て本宗亦之に與る。時に日重の徒、豐公の威焰の旺なるを憚り、輙ち之に應ず。特り日奥祖規を遵守し之に應ぜず。是れ受・不受分派せし起原なり。尋で徳川氏の初代に至り、諍論日に盛にして、受・不受兩立すること牛角の如くなりしが、遂に寛文五年に至り、養珠夫人(徳川家康公の妾。)及加賀爪甲斐守(當時の曹職司)の左祖に由て、我日述等を流竄に處し、越て六年、其敎を施くことを停止し永く國家の嚴禁となす。今や幸に文化旺盛の聖世に膺り、釋日正の願により再び派名を興し、其敎を布演すべきを認許せられる。實に明治九年四月十日なり。是を分派起原の沿革となす。

管長撰定の方法

本派管長は、師資相承の付屬に據て之を撰定す。所謂宗祖日蓮より日朗・日像・大學・朗源・日實・日成・日遵・日延・日善・日意・日癸・日住・日亨・日護・日賞・日兆・日顯・日饒・日典・日奥・日樹・日遵・日述・日起・日清・日要・日億・日助・日信・日然・日緣・日珠・日惠日正に至るまで三十五世、嫡々相承し來れり。實に此法脈に根據して、宗派を今日に維持するものなれば、亦此法派相承の者を以て管長となし、祖山に住職せしめ、宗祖の代理として一派の敎綱を執持し、苟も敎義・宗法に關係せる一切の事理、其大小粗細を論ぜず、皆自ら之を掌どらしむれば、就之、派内僧侶、或は檀徒の容喙を許さゞる者となす。

眞俗莫作の誡例

謗法の堂社に參詣すべからざる事。(但し、遊覽公役等を除く。) 謗法の僧侶を供養すべからざる事。(但し、仁義愛禮等を除く。)

不信謗法の供養物を受くべからざる事。 他に向て同行者の過失を言ふべからざる事。

他門を罵詈し不覺の宗論を致すべからざる事。

眞俗奉行の勸例

異體同心にして我本化事觀の妙行を修すべき事。 常に法の爲に不惜身命の心地あるべき事。

過失あれば懇に相諫め共に善に進むを喜ぶべき事。 相互に謙下し禮義を重んずべき事。

各自其家業を大切に精進すべき事。

祖山及敎會講社の組織

本派の檀徒たるものは、之を講社に攝し、(各箇の講社を敎會に統べ、各箇の敎會を總轄する所を、岡山縣下金川妙覺寺となし、之を祖山と稱す。祖山の外派内寺院なるものなく、又將來寺院を新築するを許さざる者とす。凡そ信徒十五戸を以て一講社と爲し、七戸より少からず二十五戸より多からず。凡そ十講社を以て一敎會と爲す、五講社より少からず十五講社より多からざる者とす。

敎會は設置の地名を冠し、講社は番號を附記す。卽日蓮宗不受不施派妙覺寺(地名)敎會何番講社と稱する者とす。但し、新に敎會・講社を設置するは、其地方廳へ出願するものとす。

敎會役員の章程

毎敎會、敎師(一名)取締(無定員)を置き、毎講社、社長(一名)世話掛(無定員)を置く者とす。敎師は敎會の事務を總理し(葬祭等)常に宗乘を開示し、會衆を敎導せしむる者とす。(但し葬祭の式法は、本尊・位牌・香爐・經案・敎師・喪主・(親戚・講社)法要は、燒香・勸請・讀經・提婆品・題目・寶塔偈・回向・奉送偈なりとす。又說法定日は、毎月十二日、二十一日なりとす。

取締は、敎師を補佐し、會中の庶務を周施し、且會衆の宗規違順を監督せしむる者とす。

社長•世話掛は、社中の諸務を周旋し、教師の指揮に從て社中の異體同心を計らしむる者とす。

集會修行の規度

會集は、各自家業の餘暇を以て、其部の教會堂に參集し、隨意に妙道修行をなさしむる者とす。

會堂は、先師自筆の曼荼羅壹軸を安置し、以て妙道修行の本尊となす者とす。

會堂は、寂靜にして擾閙なきを要す。決して大聲麁暴(太鼓等)の振舞をなし、他の行者の妙道を妨ぐべからざる者とす。

寺法

本尊(曼荼羅)を書し、僧侶を度するは、永世祖山住職の特權となす。

全派内の僧侶たるものは、都て祖山現住職の徒弟となし、之に師事せしむる者とす。

祖山妙覺寺は、住職の鑑識を以て、派内上座部中の教師を舉げ、以て能化(一名)能化補(一名)の役名を置く者とす。

能化は、祖山住職の補翼として、派内一般の教務及び庶務を掌どらしむる者とす。

能化補は、能化に亞き、能化缺席及び事務のため他方に派出する等の時は、一切能化の職務を代理せしむる者とす。

僧侶並に教師たるの分限及其稱號を定むる事

性行温淳なる者を撰び、祖山妙覺寺の學林に入れ、滿三箇年已上修學せしめ、稍我宗教の機略に通ずる者を度し、以て祖山の僧籍に編入す。是を僧侶の分限となす。

本派教師之を九種に區別す。曰く上座部一等、二等、三等、曰く中座部一等、二等、三等、曰く大衆部一等、二等、三等なり。而して上座部•中座部の六等を以て教師の等級とし、大衆部の三等を以て教師補の等級となす。

寺院の住職及教師の等級進退の事

本派に於ては祖山妙覺寺の外寺院なければ、素より住職任免の職制なし、臨時教師をして各教會所に派出せしめ、其法務を擔任せしむるのみ、且其進退は祖山妙覺寺住職(管長)の特權となす。

寺院に屬する古書•寶物•什器の類を保存する事。

本派、各宗派と其寺法を異にし、祖山の外寺院を設立せず。既に全派内の古文書・寶物・什器の類、悉く之を妙覺寺に納めしむれば、該住職をして、專ら其保存の責に任ずる者とす。

（史學雜誌第七編第九號）

不受不施派の條規　終

誕生寺
大帯寺
縁起

解題

大帶寺緣起　一卷　　著者不詳

苫田郡東苫田村大字勝部に在りて、津山市大雄寺の末寺。傳に藤原俊行觀音像を此地に携へ來り、其子助俊一宇を建てて大内寺と云ふ。延元二年國人叛いて俊行の孫勝部基光を殺す。後細川頼之貞和七年再興して藤原藤房手刻の千手觀音及自刻の十一面觀音を納め大帶寺と改むと。爾來二百餘年爭亂相繼ぎ兵火に罹る。森氏入封の後寛永二年臨濟宗に改む。

底本は岡山縣立圖書館藏寫本で明治十八年六月三日に勝部村戸長廣瀬義一が原本によつて寫筆、本縣廳に進達したものを岡山縣地理歷史調査會にて淨書したものに據つた。

昭和六年七月　　河本一夫識

誕生寺略縁起（寺は久米郡稲岡南村に在り）

恭しく惟れば、當山は畏くも人皇七十五代、崇徳院の御宇、長承二年四月七日、元祖圓光明照大師法然上人御誕生あらせ給ひし靈地にして、大師御兩親尊廟の現存せる無比の遺跡なり。

抑も保延七年花散る春の夕べ、あはれ御父時國卿、源内武者定明がために、遺恨の刄に斃れんとして「汝會稽の耻を思ひ敵人を恨むること勿れ、是れ偏へに先世の宿業なり」と、いしくも御遺言ありて、遂に端座合掌して、息絶え給ひしは、此所なりしなり。後久安三年殘んの雪に肌まだ寒き二月十二日の朝御母秦氏君

かたみとてはかなきおやのとゞめてしこの別れさへまたいかにせん

とかなしくも御述懐あらせ給ひて、「手馴れの御鏡にむかひつゝ玉くしけ母ひとり子ひとりのふたりが最後の生顔をうつしまして、憂たてや、さらぬ、別れをかねたる生別れをなし給ひしも此所なりしなり。年は三五の春霞比叡の御山にのぼりましてより後、いくその年月を經て、承安五年春三月四十三歳にして始めて專修念佛の淨土宗をひらき給ひし時、今しもし世に父母のおはしまさんには、先づ作州に下向して、此の御法を傳へ奉るべきものを「樹靜かならんとすれば風やまず、子養はんとすれば親いまさず」といひけん昔の言の葉を今この法然が身の上に見ることそ、さても味氣なき世のさまかなと、なげかせ給ひつゝこれせめてもの、おもひやりなる追孝の料にもとて、躬から勿體なくも、御像を彫ませ給ひ、一刀一念彫みては唱へ、唱へては彫みつゝ、遂に四十三歳の等身の御像を四十八たびまで御開眼まし〳〵て之れを御身代りに故郷へつかはし、御墓參になぞらへ、且つは有縁にも結縁せばやと思召しけれども、其御願は唯あらましにて、空しく年月を過ごさせ給ふ。爰に熊谷の次郎丹治直實は建久四年、大師御年六十一の時入道して御弟子となりにしかば、或時彼の故郷の御物語りありければ、願くば、某にその御役を仰せつけさせ給へかしと、やがて御像を負ひ奉り、都を後にしかすがに老の旅路のいそがれて、あゆみは西にむかふまち、唱へてやまぬ山崎や、空にぞ仰ぐたかつきの、月の光りに照されて、心の內の茨木の、とげ〳〵しさを耻ぢらひ

つゝ、早やも浪華の津をすぎて、甲山さへ見えそめたれば、鎧武者の昔の心もかへる熊谷入道、こし方行末とり〴〵に、思ひをくだく、須磨の波、ゆくての方に鵯越え、一の谷など見えてけり、あはれ在纓のむかしをおもへば、此處にて平家の公達敦盛公を討し身の、今又出纓の身とはなりて、同じ濱邊をさすらふる有爲轉變の世相かな、

昔のよろいにかはる紙子にはかぜのいるやも通らざりけり

と、詠じつゝ無明長夜も明石潟、有年高砂と播磨路を、はや杉坂も行き〴〵て、久米の皿山いや更に、思ひ慕ひて稻岡の、この里にこそ入りにけれ、さてなん昔の御館を佛閣に引き直し、誕生寺と號したり。今の寺卽ちこれなり。

されぱこれより諸人の歸依日に榮え月に增し、念佛の聲は四海に滿ち、受敎の輩は中外に溢れ、二幡の椋の木は彌々茂り、片目川の流れは增々清くして殿堂甍を並べ、樓閣軒を交はして、法燈長へに輝く。哀れ吉水の流れを掬める輩は、大師の寳前に跪き御兩親の尊廟に額づきて以て無窮の慈恩に答へ、二世の勝緣を祈り給はんことを、勸めまいらするものなり。

誕生寺略緣起　終

大帶寺緣起

大帶寺建立之事

延文元年春二月、賴行花房阿波守末方をして勝部之基光を殺す。はたして林山の麓に草庵有、賴行是入て見る。僧賴行に詑して、大人來る處にあらず、いましひ出で清家至れと云。賴行答て、何人ぞ僧の云、我當山の法師なり。又云此庵は昔年承久の合戰の時、藤原俊貫落て爰に自害す。栗田の持道是を山に埋て、弔はたして、參議が本尊の觀音をして、寺をいとなむ。貞應二年夏六月持道をして、是を問しむ。栗田氏、參議が有様をかたる。保俊聞て若彼卿が長男にはあらずと問。持道又云、周州（因州カ）とまりに有といふ。保時其いとなみをとふに、持道答て、彼ものがたりをかへ、法師と成り草庵にいると云。保時是を憐、持道をして助俊法師をして相州に入て、釋迦と弘法の像を入道に得て、又果を彼僧に賣て持道に詑し、助俊が父は大内裏の中將に被任、しば／＼大内を不離、時に作州の勝部を得たり。後備州の因幡の北里に住す。はたして大内の宮を作て金色の佛を納、權現と奉祝是を置く、于時壽永の亂に源則賴是を燒、俊貫が五代の祖藤原俊道昔年の本尊なりと。尋で佛を攝州まつ寺に置しむ。文治二年に藤原の基重摩耶の大内の觀音を出して作州に行、二度勝部に住す。同三年秋將軍鎌倉に詔て、賴朝の宅に置く。或夜僧の來て臥したる賴朝を起して、我此地に居すものにあらず、大内の左馬頭が宅に有と云て、又去ぬ。賴朝夢覺てしば／＼思て、彼僧基重が觀音なりと。右馬頭が長子左馬頭基俊に佛を戻す。又靈佛と云て、しばらく河州安森に於て、人是を拜す。于時隙なく承久の合戰出來て、俊行是を作州に移て初て一寺をいとなむ。然共亭大内の參議を召て、宇治の西において東兵を防す。軍破て俊行山城を落て、本國作州勝部に歸り自害す。栗田基光は東兵に隨て有しが、太平の後西に走て、俊行が死せる跡とす。二度寺を立て、大内參議が栖める處とて、當寺を大帶寺と號す。故に彼とまりの法師を以て此寺に置く、はたして保時俊行が長子の法師を、高野山に置しむ。或は山門に於て文才他に越へ、後作れる釋迦と弘法の像を

得て崇敬し、勝部四十貫のつけて佛餉と號す。是より後時代(氏)•時賴•時宗の頃迄は、鎌倉のしつけんの建立なりしが、去る元康の頃はひ後醍醐天皇せんからの頃、東兵國中の佛殿二十一山を燒て、此寺をも失行き、又俊行が本尊を東夷奪て、纔に釋迦弘法の像殘りし。又此山の東に護建寺といふ寺有、像の座をさせんために、藤原の勝俊といへる佛師護建寺に有り。若又當國の諸寺を烽火すと聞て、寺に不置、我僧はよゑん(淳奕)にふさん(代)と此寺を不出。于時東夷此寺を燒て、俊行が本尊を守て、其後佛の有處を不知。于時我山閉にしば〳〵至る。後又此觀佛を割ると賴行に見せて、其後口を閉て物いはず。賴行草庵を出て久米山に歸り、しば〳〵有て、又勝部に行く。はたして草莽に入て、僧何人ととふに、我は是、萬里の小路が一族なりと云。賴行聞て藤房卿の行衛の不知は、彼卿にもやと思ひ出して涕を流し、其年は兎や角やして過、明年貞和五年の正月より、大帶寺をいとなむべしとて、三月中旬迄に、二度大帶寺を起し、俗に俊行寺と號す。又藤房が刻る千手の堂立。賴行が本尊十一面の觀音を、同堂に置しむ。同四月八日に今出川公家が、正傳寺に置ける達磨を、大帶寺に移す。十六日移徙是より賴行が菩提寺と號す。

曩日、勝部村大帶寺御出張御實査に際し、御申出相成候緣起寫、淡達仕候間、御領掌被成下度候也。

明治十八年六月三日

東南條郡第四部

戶長　廣瀨義一

大帶寺緣起終

備前万燈記

全

備前國上道
郡湯迫村

万燈由來之事

一、備前•播磨•美作•備中半郡、百餘萬石之大守宇喜多和泉守直家、未備中一國手に入ざる時、上道郡沼之城に居られける。直家本は當國和氣郡三神山の城主浦上遠江守宗景の臣として、段々立身、終には宗景を押隔て、備前を平均し、剩へ備前西の方半國を押領しける、津高郡金川松山之城主松田左近少監をも手立を以て討取、いきをひ既に近國を晫す。其比美作國は、雲州尼子家侍の國也けれ共、尼子家は、毛利家に押落され、作州に有所の城々も、或は藝州に隨ひ、又は備前の下知に應ずる有り、其隙を窺て、宇喜多所を切隨へ、備前へうばひ取れける。此由毛利家へ聞傳て、備中松山の城主三村紀伊守家親に被ニ申付一、作州へ勢を出し、國中を靜べき由にて、紀伊守一萬の人數を引率して、作州に出勢し、宇喜多にしたがふ城々を責亡し、浮田後詰あらば、無二の一戰して討果べき者也。此由備前へ聞ければ、直家思はれける樣は、所々の取合最中也、三村は大敵といひ、老功の大物にて、たやすく取ひじきがたき敵なれば、謀を以て討取んと、其比直家の家臣新參に、遠藤喜三郎と云者有、其前三村家親、未備中成羽の城主なりける時、彼喜三郎は、浪人にて暫く成羽に居けるよし、然ば家親を能見知有べき事を、直家察せられ、遠藤をひそかに閑所へ招寄、其方は成羽に有て、家親を能見知らん、此度三村大軍作州に出勢し、我に隨ふ者を責亡す由、我等たとへ後難を得とも、後詰せずんば有べからず、然れ共此節所々の手遣に國をだやかならず、我多くの勢を以て、彼に敵たひの爲、作州へ出勢せば、其留守を窺ひて、國中に不意のさわり發り、思ぬ敵おそひ來らん事も、如何に思へば、彼三村をばいかにもして、偃（てだて）を以て討取らんと思ふ也、汝能は元來案內として勇士と云、偏に賴みに思ふ之間、作州へ忍び行、能々窺て家親を討取んやといわれける。遠藤承て申けるは、誠に三村此度多勢の出張之儀候へば、我等一人忍入、安々と討取ん事は十にして一ツ也、懸る偁を蒙るは、勇士の眉目として當所に御座候へば、叶ぬ迄も忍入て、謀見申べし、然と云共、死近く生はかたく御座候ば、恐れながら、死後を以て、一子が事賴上る也と申、有時に用意して、作州へ立越ける。喜三郎弟に修理と云物、兄が大事の命を得て、作州

に赴山開て、助の爲に友なひける。三村は、作州穗村の興禪寺と云山寺にたむろして居たりけるを、遠藤則夜にまぎれて忍入、比は八月十八日、彼寺の椽に揚て、障子の紙をつばにて穴を明、差のぞき見れば、宗徒の家臣を集め、軍談して居られける。遠藤見すまし、さらばと鐵炮を持出し討んとせしに、如何しけん火縄の火消てけり、喜三郎力を失ひ、修理に云樣、かくまで忍入と迄行し火の消る事、是弓矢神に捨られしと嘆き悔けるに、弟の修理申けるは、御心安かれ、何卒火を取可レ參と、居たる所を立、夜廻り士の躰にもてなし、ある番所にかゞり火をたき居ける所へ行、味方の樣にして油斷なく見廻り候へと云、彼かゞり火の側へ寄、卒度羽織のすそに火をつけ、何心なく立去、先の所へ歸り、喜三郎に火を渡しければ、天のあたへと悅び、心靜に用意をして、彼障子の穴よりねらひすまし、卽時に討殺しける。座中周章騷動する間に、遠藤兄弟無レ恙迯出、備前へ馳歸る。直家大に悅、程なく喜三郎には、新恩の地一萬石宛行。則河内守と名改め、剰へ浮田と云名字をもさづけ、浮田河内守と號しつゝ、弟修理には三千石加恩せられける。此事更に人しらずといへども、三村討れて程なく遠藤兄弟過分の高祿を得るゆへに、人皆是を察しける。獨三村の勢は主君討れて、さわぎけれども、家臣に三村孫兵衞と云者、老功の者にて、能人數を靜て備中へ引返しける。

家親に子二人あり、一男は備中小田郡猿掛山の城主庄元祐と云ける。是は庄豐後守が養子と也、庄之家を續ぐ、弟は則三村之家を續ぐ、修理亮元親と號しける。父家親作州にて討れける時は、彼兩人は備中に有しかば、鬱憤甚深くして、いかにもして親の讐なれば備前へ亂入、宇喜多を討果し、遺恨を散せんとたくみけれども、備前は大數、殊更はし〳〵に出城多く、たやすく責難し、なまじいに軍を起し、都て負を蒙なば、悔とも甲斐あらずと、一族是を諫ければ力に及ばず、兄弟怒を抑て、時節を窺ひける。然所に備前上道郡澤田村の西山の上に、妙善寺之城と號して、宇喜多出城有り、或時、備中より究竟の勇士ども四百人をすぐつて、夜にまぎれ、三棹山より忍寄、不意に妙善寺の城へ夜討に入る、城中思ひ寄ず、周章討るゝ者數をしらず、殘兵漸く逃落て、備中方へ乘とられしかば、則三村家より勝れたる勇士侍大將に、あまた軍勢を指遣し、妙善寺の城堅めさせける。浮田憤怒不安、則責手の人

數被二申付一、即時に妙善寺城を乘潰し、取返候べき旨下知して、彼城を責られけり。されども城に多勢の勇士籠り居て、堅固に持こらへ、輙く落城せざりけり。直家怒り、自身出馬して打亡さんと有りけるを、備中より付置たる忍の士、此由聞傳て、早速松山へ馳歸り斯と告ければ、三村方大に悦、願ふ所の幸と、一族中へ觸たりける。兼て約束を堅め置、舍兄庄元祐猿懸山の城より出勢す、同國山手幸山の城主石川左衛門尉は、三村が伯母聟也、是を初として、同國鬼身の城主植木下總守、小田・中嶋・伊勢なんどゝ云究竟の勇士一類一族ども、都合二萬餘の人數を催し、則時に松山を打立て、備前國へ押寄、幸川村へ押入る、かくて浮田は、妙善寺の城を攻さすれども、不レ落事をいきどほり、自身亡さんと、沼の城を打立て、古津の西成、宍甘鼻の山に、旗の手をひるがへし、今日妙善寺を責落し、籠城の敵ども、一々になで切にせよと、下知せらる。扨、備中より押寄ける勢は、相圖いかにと心を苦めて、幸川邊に扣へける所に、次備前に付置忍びの者立歸り、今日直家彌沼の城を出馬せらるゝよし注進す、三村大に悦び一陣に進て、諸勢いさめ云けるは、宇喜多思ふ謀に落て、今日妙善寺の城を責よし、然ば浮田を討取ん事、案の內ぞや、その直家が首を取、遠藤めが首を刎て、亡父の遺恨を散し、供養にせん、沼の城を乘とれば、枝城どもは、風前の塵のごとく、皆我が下風たらん物をと、言葉すゞ敷罵て、手別をぞ定ける。一手は庄元祐を大將にて、七千計の人數、萬成富山の城の下を通り、春日宮のまへより、朝日川を打渡り、朝日山の下より、丑虎(宮)に向て、三棹山に打揚り、妙善寺城の後詰をして、城中に力を合、寄手を追なびけよと向せたり。一手石川左衛門尉にて、小田・中嶋以下の勇士五千餘り、首村よりひやけ鼻を廻り、上伊福の中通りより、眞一文字今の岡山城の北を通りて、原尾嶋へ出、直家の本陣に討て懸り、一時に負(勝)をけつせよと也。惣大將三村修理亮は、一萬餘の人數にて、津嶋寺より土生の前を過て、釣の渡しを打渡り、上道郡國府の市場村より、湯迫村の山へ打揚り、同御神村の上を越して、沼の城へ亂入、直家留守の隙を乘取て、直家を眞中に取挾、前後左右より可二討取一謀略なり。既に三方の大將相圖の貝・鉦打揃へ、旗の手をさつとおろして、次第を亂さず打出る。かくて直家は、妙善寺の城を責るのみにて、今備中より大勢寄べきとはおもひよらざる事どもなり、妙善寺の後詰として、備中より人數を可レ越事も不レ知れど、注

進のため付置たる物見の侍、萬成富山の城より注進の者馳歸り、備中勢雲霞のごとく押來るに、首村より三手に別て寄來る由を告、直家の惣勢、前には妙善寺の城堅固に防ぎ守て、未勝負決ざるに、備中勢數を盡して亂入、今日の合戰、有無乃二ツと、かたずを吞で扣たり。扨、大將の下知やいかにとおもふ所に、又、物見の侍立歸りて、急に三方の敵近く、一手は川下春日宮の前を越し、妙善寺の城の後詰仕界に見へ申旨、云もはてぬに、直家立揚て、甲の緖をしむやしめず、馬引寄打乘て、かゝれや者どもと、妙善寺の城を一時にもみおとし、左なくば軍は大事ぞや、彼の城だに落なば、今日備中勢は、何十萬騎たりとも、骸は備前に晒さんぞや、いさめや者どもと喚て一文字に、田の中、畑の中ともいわず、二十餘町の道を、一時に鳥の飛ごとくはせさせ、妙善寺の城山へ打登る勢也、此事妙善寺の責手に向し者どもは、大將自身後陣に馳玉ひて、無二無三に責られ、若おくれて先陣の責手共が、攻かね、後陣の勢に落されては、後陣の勢に面をむくべきかふもなし、未、後陣の續ぬ先に責とれ者どもと、諸勢一度にいさみ懸て攻登るに、城中にも妥をせんどゝ戰ける。斯て、直家の本陣も三方の險數所おば、乘越ばれ越、責登、同時に息をも不レ續責たりける。早一二の木戸口破れ、城中引色になりければ、直家自身採幣を取、既に城は落たるぞや、今一操ぞと大音揚られける、諸勢一度に鯨波をはつし、勝に乘て責鼓を打、射れども切れどもいとはずして、終に城を攻落す。城中の兵ども殘り鮮く、討れて殘兵、漸く後の谷を越、西をさして落にける。直家先本城に火をかけ、煙を上させ、少し人數を殘し置、其身は勝ほこりたる勢を以て、三棹山へ打揚り、迯候敵に追すがりて、山の上より遙に敵の働を見懸引、勝負を一時に決せんと思はれける。其先陣は、戸川肥後守・花房助兵衛・同志摩守、其二三の左右には、浮田次郎兵衛入道安心・子息左京亮・岡越前守・長舟紀伊守・河本對馬守・同源三兵衞・延原土佐・岡信濃守・同但馬守等、究竟の家臣を段々に備へさせ扣らる。

是をしらずして、備中勢三村方、三方一度に朝日川を打渡、本陣三村修理亮元親は、湯迫村の前より北なる山へ取揚り、早先陣は四御神村の上矢津の砦迄打過に、我先にと沼の城へ責入、一時に城をせめ落し高名せんといさみける所、妙善寺の城はや落城いたし、既に煙天に連るを見て、三村先陣。後陣の勢、案に相違しければ、先へは進

ます、あとへも歸らず、ぼうぜんとして、たゝずみける。扨又、春日宮の前を渡りたる庄元祐が勢、是も妙善寺落城は知らず、後詰のため駒に鞭打馳けるが、既に玉井宮の前を過て責落されたる備中勢、右往左往に逃げて、三樟山より崩落ければ、こわいかにと云程こそあれ、備へしどろに成ける所を、直家の先陣、戶川・長舟・浮田・延原・明石等、三樟山より勝鬨を作り懸け、はや坂中より鐵炮を打懸け、色めき立たる備中勢人を楯にして、しどろに成ける所を得たりかしこしと、鎗ぶすまを作て突懸りければ、はや先陣の備中勢崩れ廃て、本陣へ逃懸に、宇喜多の惣軍勝に乘て、勝鬨を作り掛て、呼叫で責たりける。亂立たるならひ、一陣破て殘黨全たからず、備中勢ひに崩に崩て、國富村より德與寺村の間にて、討るもの數をしらず、大將元祐は、我が人數之崩廃て逃るにもいとわずして、家臣有岡某と云士と、主從五十騎ばかり、國富村の川原を東に向て、馬の鼻を立直し、勝誇たる浮田勢の延原土佐守手へ打て入、立横追まくりける所に、浮田左京亮が赤地の四半に、兒と云文字の馬印を見て、是ぞ直家が一族望所と小躍して駈入、東を西へ、南を北へ戰けるが、元より小勢にして、數多の敵に打合ければ、大將元祐數ヶ所の疵を蒙り、終に打死せられ、首は左京亮手へ打取たり、殘る兵共、主の打死を見て、打返し〳〵我劣らじと、一人ものがれず討死す、大將既に打死の上は、みだれ立たる惣人數、西をさして落行ける。國富村より朝日川の間にて討る者數をしらず、此戰未ゞ半也ける時、中手に來る、石川左金吾が軍、漸く原尾嶋村の前へ來るを、浮田、山の上より見すまして、さらば、懸て軍を始よと下知せられければ、直家の猶子浮田與太郞元家を大將として、花房兩家・河本父子、前後に備を堅め、丸に兒の字の旗數十本、三樟山より北に向て押し下り、靜に皷をならして寄たりけり、石川左金吾が副將にして、妙善寺の城落城と知ければ、軍は大事ならん、唯本陣の三村元祐と一所に成て一戰するか、左なくば川を先越て、暫く引退て樣子を見るや、中嶋伊賀守と云老功の者、此陣に有ければ軍談評定をしける內、はや浮田が先手、三樟山を下りしかば、中々今より軍を返ては、味方の負を仕出べきなれば、軍を初、勝負を天運に任せよと、兩陣次第に押寄て、早足輕鐵炮を打懸に、浮田與太郞元家は、若大將なり、殊に直家は山の上より見物せらるゝ軍なれば、惣軍に下知して曰、一足も引な進めと討て懸に、河本對馬、花房助兵衞兩手より鎗を振

て、原尾嶋村を北へ追返して、暫く操合ける程に、宇喜多は勝負（誇カ）たる軍勢の、しかも大軍なるに加へて、手勢は新入替らんとするにはげまされ、備中勢謀違ひける上に、南より廻る勢、早負軍して逃たてらるゝ有様を見ければ、後陣あへて不進、戰終に危かるべく見へければ、伊勢新左衛門・中嶋加賀守以下、石川を隷て竹田村へ引退し、先陣を入給へとすゝめしかば、左金吾人數をまとめて、ひた引に川上へ引とりければ、浮田の勢これを追ひ、川にそふて追登る、直家も三棹山より人數をおろし、高屋村邊まで出らるゝ、石川が勢も八幡村邊迄追討に討れて、數輩殘り少く也けれども、伊勢・中嶋・兩人横合に元家の旗本へ切懸り、爰にて浮田勢も夥敷討れければ、先手備へをみだして行ける。浮田の勢聞を取きられければ、裏崩して雄町村の東へ敗北す。爰にて石川は無レ差三村元親の手へ馳入、殘る敗軍の士卒は川を渡て直に備中へ歸る者多かりける。斯て惣大將修理亮元親は、南方味方の軍勢ともが、軍を初て追たて死るゝ躰を見て、續や者ども、身方に力を合て戰へと云もあへず、南に向て一文字に轡を揚て馳ければ、惣軍一度に直家の旗本を目懸て突懸り、早合戰を初め、元來元親は、中國に名を得し勇者也、殊には父家親の恨、今日既に散ぜんと謀たる謀相違し、妙善寺の城あへなく打落され、二方へ分て遣しける諸手の味方負色に見へて、追立られければ、遂に是を見て歯をかみ、眼を皿にして罵て曰、口惜哉、我が父の讐を報ぜんため、遺々大軍を催し出勢せし甲斐もなく、相圖立所に相違せし事、是天運にたがひたり、何の時を期て恥をすゝがん、直家が堅陣に無二無三に懸け入、ゑらみ討に、直家を討取、元親が首を敵に渡すか、二ツの内を究ん物をと罵て切掛り、直家の先陣明石飛彈・岡信濃が手を切崩しければ、三村勝に乘て、諸軍をはげまし、進や者ども、敵は自崩になるぞ、此場を操立ずんば、戰は危物をと、鐙ふんばり下知し、自手を砕き數刻合戰に、直家の諸軍なびいて、既に追立らるべき躰に見へける所に、始め國富村にて、備中勢を追立し戸川・長舟・延原・浮田が勢、并、原尾嶋邊にて、たゞかはせし浮田基家の軍勢にて、彼敵どもを追退けて、漸暇に成ける三村が勢勝誇て、直家の旗本あやうく見へければ、西の方より横合に、鐵炮を打懸〳〵、鎗ぶすまを作り立、突掛りける程に、さしも勇し三村が勢、前後の敵と、横より懸る敵に突掛られ、ひた崩に崩て、討るゝ人かぞふるに暇なし、基親（元ノ誤）は敗軍にもかまわずして、馬の

鼻を引戻し／＼、討死の志に見へしかば、家臣將々諫言をくわへ、命を全して、重て讐を報ひ給へと、諫ども、猶しも懸出玉ふを取付、只今討死なれば、誰人か三村の相續として、先君の讐をほうじ奉を人そふらはんと、馬の頭を引返し、釣の渡り迄の間にて、危事おゝかりしか共、普代の家臣等返し合討死し、終に主君基[元]親をば助けまいらせてけり。此合戰に備中勢二萬餘人の人數殘りすくなくなりにけり。是を備前妙善寺崩と云て、直家の一代、所々の合戰度々なれども、敵を多く亡しけるは、此合戰第一也。

扨三村は歸陣して、此度うつぷん得散ぜざる段無念千萬に思ひ、毛利家へ訴たへ、いかにもして、浮田を討んと謀しけるに、又直家も毛利家へ段々手を入て、旗本になり、若天下に御旗揚らるゝ事出來せば、御先手仕らんと云こまれける所、折節其比、三村方毛利家と不快の事出來し、むづかしからざる砌、猶宇喜多よりは、三村儀御放し下されなば、愈御旗先手仕、御旗下に參らんと有ければ、毛利家宇喜多の望に任せて和談せられ、備前・美作を宇喜多へ渡し、無異なられける程に、三村彌立腹して恨を含み、終に松山へ籠城しけるを、三村が家臣三村孫兵衛主從の間不快成て、松山を立去り、斯て毛利家より、松山へ遣し合戰に及、三村家早速討負て、基[元]親終に切腹してけり。

其後は、備前と毛利家彌和談して、以後藝州より越されけるは、三村が勢、備前へ亂入時分、妙善寺の取合に多くの士卒亡し事、是皆毛利家へ奉公のものども不便也、跡とむらひて得させ度と申越され候故、直家承、則大勢の僧を供養して討死したる諸の亡魂をとむらわれける。依て宇喜多より湯迫村・脇田村邊迄の民と申付られて、毎年七月十四日・十五日の夜、右湯迫北後の山に萬燈として、數多の火をたき、生靈を弔ひ玉ふ。是より今に至て怠らず、此時の首塚、澤田の城山の下、八幡村の北、湯迫村邊に數ケ所有けり。

一、岡山の城は、天正年中に、直家之家老岡越前守初て繩張す。

一、直家之子浮田八郎秀家と號す、中納言に成る。此時、岡山之城郭廣す、此八郎家康公關ケ原御陣に敵タイ仕故、八條嶋へ流罪せらる。

万燈由來之事　七

一、直家之家臣遠藤河内守・同修理は、御野郡三野村邊遠藤村より出る。河内守は、津高郡津内村に居す。

一、小早川金吾中納言は、（毛利家の内(朱書)）筑前國名嶋にて、五十萬石領す處、關ケ原御陣に裏切する故、備前美作にて五十萬石取下げる。此中納言岡山惣外堀を、二十日之間に掘せらる。今伊勢宮三番丁に（瑞雲寺(朱書)）墓有り。

一、池田三左衛門公に御子三人有り、一は武藏守公御子新太郎光政公、二には左衛門督公（因州が先祖(朱書)）、三は宮内公御子相模守公。

一、金吾中納言之後、備前は左衛門督忠繼龍本寺公居す、其後、宮内少輔忠雄公、備前に居す、其後新太郎光政公御居城より、御當代に至迄千秋萬歳。

寛政五癸丑年十二月上旬出來寫之。

本主　中村又左衛門印

備前國上道郡湯迫村万燈由來之事　終

吉備津神社記

全

吉備津神社記

文學博士　沼田頼輔謹輯

第一　祭神の御事蹟

眞金吹く吉備中山の麓細谷川の畔、底磐根に宮柱太しき立てゝ鎭まります御神は、人皇第七代孝靈天皇の御子に渡らせ給ひ、御名を日子五十狹芹彦命、又の名を大吉備津彦命と申し奉る。蓋、五十狹とは勇猛、芹とは邁進の假字なれば、其の御性質の雄々しかりしことは推して知るべし。御母は安寧天皇の皇子師木津日子命の御子和知都美命の女にして、倭國香媛といふ。國史には御生誕の年を記さゞれど、社傳に據れば、孝靈天皇即位の三年、即ち皇紀三百七十三年、倭國黑田の廬戸宮に生れ給ひぬ。

第十代崇神天皇の御代、不庭の徒四方に起りて、世の中何となく穩かならざりければ、天皇はこれを鎭めさせんがために、皇族の御中より將軍を選びて北陸・東海・吉備・丹波の四道に差し向け給ひしが、もとより御性質も雄々しくましましければ、この選に漏るべくもあらず、やがて、四道將軍の一人として、吉備津路に向はせらるゝこととなり給ひき。時しも命が出陣の首途に於いて、ゆゝしき叛亂こそ起りたれ。そは、第八代孝元天皇の御子に、武埴安彦命とよばせ給ふが、非望を企て、其の妻吾田媛と謀り、道を分ちて京師に攻上り給ふ由聞えければ、命は乃ちこれに向ひ、やがて吾田媛を破り、其の餘黨をも殘し給ひぬ。かくて、安彦命の反亂も靜まりければ、是より命は、其の異母弟なる若日子武吉備津彦命と共に吉備津路に向ひ給ひぬ。

當時吉備津路には、如何なる醜類の割據せしか詳ならざれど、社傳に從へば、百濟より溫羅といへる强賊の來りてこの地方に居を構へ、西國の貢船を掠めしことを傳へたり。又、伯耆日野郡宮内村なる樂々福神社の社傳には、大吉備津彦命が征伐し給へる强賊は、蟹梟帥なりといへり。思ふに是等の傳説は、其後日本武尊の平げ給へる、謂ゆる穴濟賊と、もとより同種なる海賊なりしなるべし。

斯る海賊のありしが上に、國史には朧氣ながらも更にこの方面の不穩なる消息を漏せり。其は當時、崇神天皇が出雲の神裔に係る太田田根子命を擧げて、出雲民族の祖神を祭らしめ、其の歡心を得るに焦慮せられ給ひしのみならず、其の將軍を派遣せらるゝに當りても、出雲方面には丹波道主命・大吉備津彦命の二將軍を命じ、特に吉備津路

には、其の弟若日子建吉備津日子命を副はしめ給へり。是等の事情より綜合するときは、當時不穩の亂源の、僅にこの方面に存せしことを知るに足る。されば、命御兄弟がこの方面に向はせらるゝを見奉るに、警戒をさく怠りなく、その播磨に向はせらるゝや、こゝを吉備の道口と定め、氷河の畔に忌瓮を居ゑて、軍神を祭り給ひぬ。この氷河といふは、今の加古河にして、今兵庫縣加古郡氷丘村に氷丘といふ所あり。傳へて大吉備津彥命祭神の遺蹟となす。この丘上に日岡神社あり。其の祭神を大伊佐佐比古命といふ。疑もなく五十狹芹彥命の誤なるべし。かくて大吉備津彥命御兄弟は吉備國に入り、混雜を平げ、尋いで崇神天皇即位の六十年秋七月には、嚮に將軍として東海に派遣し給へる武渟河別分と共に、進んで出雲を征し、當時の出雲梟帥たる出雲振根命を討ちて、これを誅し給ひぬ。其の後、西道の平穩に歸せしもの全く命御兄弟の功に賴る。されば日本紀にも、四道將軍巡撫の後、異俗の多く歸化せしことを記されたり。これ疑もなく、命が混雜の如き海賊を誅鋤せられしにより、從來梗塞せる道路の、俄に開けたる結果と謂はざるを得ず。命御兄弟の功や、實に偉大なりといふべし。

其の後、命御兄弟の御事蹟詳ならざれども、社傳に從へば、長く吉備の地に留りこの地方を鎮め給ひしが如し。中にも大吉備津彥命は、二百八十一歳の長壽を享けさせ給ひて、遂に此の地に薨去し給ひぬ。御墓は吉備中山の巓なる茶臼山にあり。

抑ゝ四道將軍派遣の頃は、皇威京畿の外に及ばざりければ、當時是等の將軍は、大抵其の土地に土着し、一面には武力を用ひて醜類の誅鋤をなすと共に、又一面には、土民を綏撫して地方の拓殖を圖らせ給ひしかば、從つて將軍の派遣せられし地方には、其の御子孫の繁殖を見ざるはなし。されば大彥命の派遣し給へる越の地方には、阿閉臣・道君の如く、其の後裔に出しもの多く、大吉備津彥命御兄弟の向はせられたる吉備地方に、其の後裔の繁衍せしを見る、亦偶然にあらざるを知るべし。

されども、大吉備津彥命は男子少くおはせしにや、蘆北國造となり給へる三井根子命の外聞く所なし。而して、其の後、吉備の地方に蕃衍せるものは、いづれも、命の御弟なる若日子建吉備津彥命の後裔に係る。而して是等の中には出でゝ朝廷に仕へ給ひ、國家に勳勞あるもの少なからざりき。若日子建吉備津日子命に二女一男あり。長を播磨稻日太郎姫と云ひ、次を播磨稻日稚郎姫といへり。共に景行天皇の宮に入り給へり。中にも稻日太郎姫は、天皇即位の二年皇后に立たせ給ひて、櫛角別王・大碓

命・小碓命の三柱の皇子を擧げ給ひぬ。この小碓命は國史に名高き日本武尊にして、其の御母は實に吉備氏とす。

若日子建吉備津日子命の子に御鉏友耳建日子命あり。其の子を吉備武彥命となす。景行天皇卽位の四十年、日本武尊の東征に從ひて其副官たり。命と日本武尊とは、實に從兄弟の關係あり。蝦夷平定の後、命を奉じて北越に赴き、其の地形風俗を視察せり。尊の薨ぜらるゝや、遺命を奉じて京師に復命し給ひぬ。東夷平定の功は、もとより日本武尊の力に賴るといへども、命の力も亦與りて大なりといふべし。

武彥命の子に、意加部彥命・建功狹日命・吉備穴戶武媛・御友別命・鴨別命・兄媛あり。中にも意加部彥命・建功狹日命は父の功により、前者は廬原國造となり、後者は角鹿國造となり給へり。又、穴戶武媛は、これより先、日本武尊の妃となり給ひぬ。穴戶武媛の宮に入り給ひしは、其の時代を詳にせざれど、恐らくは尊の穴濟賊退治の時なりしならんか。

兄媛は應神天皇の宮に入りて、亦殊寵を蒙りたりき。天皇卽位の二十二年三月、難波に幸せられて大隅宮におはせし時、兄媛亦天皇に從ひてこの宮にありしが、或日西方を望みて、不圖鄕國の偲ばれければ、天皇に請て吉備に歸省しけるに、天皇も亦兄媛を慕はせ給ひて、やがて吉備なる葦守宮に幸し給ひぬ。この葦守宮の遺跡は、傳へて、今、吉備郡足守町上足守の內大神谷とす。社傳には、大吉備津彥命の妃は、百田弓矢比賣命と稱し、又の名は吉備大井比賣命と申し奉りて、この葦守宮より程遠からざる今の大井村なる御出身と傳へたり。吉備津神社の內宮には、實にこの比賣神を祀り奉る。今、大井村に大井神社あり。この比賣神の父なる百田大兄命を祀る。されば此の御關係より、今に至るも兩社御祭典のある毎に、互に奉幣の神使を發することゝせり。

かくて、天皇の葦守宮に幸し給ふや、兄媛の兄御友別命は心を盡して奉仕しければ、天皇は深くこれを愛で給ひ、やがて吉備國を分ち、其の子稻速別を川島縣に、仲彥を上道縣に、弟彥を三野縣に、其の妹兄媛は服部縣に、其の兄浦凝別を苑縣に、其の弟鴨別を波區藝縣に封じ給へり。中にも鴨別命は、是より先、仲哀天皇の熊襲征伐に從軍し、息長足媛皇后の新羅征伐の時には、留りて筑紫を鎭め、遂に熊襲を平げ給ひぬ。景行天皇以來、西陲を亂せし頑強なる熊襲族の誅鋤せられしは、全く命の功によるといふべし。

社傳に從へば、御友別命と仲彥命とは、大吉備津彥命の御兄弟なる千々速比賣命・倭迹々日百襲姬命・日子刺肩別命・倭迹々日稚屋媛命・彥寤間命・若日子建吉備津日子命と共に、いづれも正宮相傳に奉祀せられたり。又、浦凝別

命•鴨別命は正宮外陣の東中壇に祀られ、東旁御崎(トオシヤクオンザキ)の神と稱せられ、稻速別命•弟彦命は、西宮外陣の西中壇に祀られて、西旁御崎(ヒイシヤクオンザキ)の神と稱せらる。

凡、日本國中神として祀らるゝもの、孰れか然からざるべき。さはいへ官•國幣社の多きが中には、申すも畏きことながら、其の御祭神の定かならざるさへあるに、既に陳べ來りし如く、當社の御祭神は、畏くも孝靈天皇の皇子に渡らせ給ひ、其の御出自(ゴスヂ)は最も明かなるが上に、四道將軍の御一人として吉備津路を定め給ひ、其の御功績赫々として史上に掲焉たるのみならず、其の御一門の中には、彦狹島命(ヒコサシマノ)が東國を鎮め給ひ、武彦命が北越を經略し給ひ、鴨別命が熊襲を鎮定し給ひしが如く、いづれも國家に大功勞ある神々を齋き祀れる御社にあれば、實に尊しともたふとしや。嗚呼、かゝる光榮の祖神を戴ける吉備の州民(クニタミ)よ、冀くは其の身にもてる眞心もて、千尋栲繩(チヒロタクナハ)一筋に、ゆめ崇敬を忘るなかれ。

今、參考のため、御•祭•神•の•御•系•譜を示すこと左の如し。

孝靈天皇　大日本根子彦太瓊命
　母押媛命天足彦國押入命女　本宮祭神

大吉備諸進命　母同、(實するに孝靈天皇の皇子大吉備津彦命と同人たるか)(古事記)

- 孝元天皇　大日本根子彦國牽命
  - 母細媛命磯城縣主大目女
- 千々速比賣命　母春日之千々速眞若比賣命(古事記)
  - 本社　正宮相殿祭神
- 倭迹々日百襲姫命　母倭國香媛命亦名絙某姉和知都美命女(日本紀、古事記)
  - 本社　正宮相殿祭神
- 日子刺肩別命　母同、(古事記)
  - 本社　正宮相殿祭神
- 彦五十狹芹彦命
  - 本社　正宮主神
  - 一名大吉備津彦命　母同上(日本紀•古事記)
  - 三井根子命　葦北國造
- ○百田弓矢比賣命　一名吉備大井比賣命(社傳)
  - 本社　内宮祭神　大吉備津彦命妃
- 倭迹々日稚屋媛命　母倭國香媛命(日本紀•古事記)
  - 本社　正宮相殿祭神
- 彦狹島命　母絙某妹知知都美命女(日本紀•古事記)　一云彦寤間命(舊事紀)、吉備海部直針間牛鹿臣祖(姓氏錄)
  - 本社　正宮相殿祭神

- 若日子建吉備津日子命　母同上　一云稚武彦命(日本紀・古事記)　本社　正宮相殿祭神
  - 播磨稻日太郎姫　景行天皇皇后(日本紀・古事記)
  - 播磨稻日稚郎姫　景行天皇妃(日本紀・古事記)
- (弟稚武命)　母同、按ずるに稚武彦命同人ならんか(舊事記)
  - 御鉏友耳建日子命(古事記)
- 吉備武彦命(日本紀)　本社　新宮祭神
  - 意加部彦命　廬原國造　池田阪井君祖(舊事記・姓氏錄)
  - 建功狭日命　角鹿直祖(舊事記)
  - 吉備穴戸武姫　日本武尊妃(日本紀)　一云　吉備津媛　吉備武彦妹(古事記)
  - 浦凝別命　苑直祖(日本紀)　本社　正宮東笏御崎
  - 御友別命(日本紀)　本社　正宮相殿祭神
    - 稻速別命　又云兄彦命　下道臣祖(日本紀・社傳)　本社　正宮正笏御崎
    - 仲彦命　上道臣祖(日本紀)　本社　正宮相殿祭神
    - 弟彦命　三野臣祖(日本紀)　本社　正宮西笏御崎
  - 鴨別命　笠臣祖(日本紀・姓氏錄)　本社　正宮東笏御崎
  - 兄媛

爰に吉備氏の祖神を記すと共に、又その御子孫の繁衍せし有様を述ることも、亦當社の御由緒を知るに必要のことなれば、左にその一斑を記すべし。

抑ゝ大吉備津彦命・若日子建吉備津日子命が西道を鎭め、彦狭島命・鴨別命の諸將が功を邊陲に樹て、稻日太郎媛姉妹が共に景行天皇の宮に入り、穴戸武媛が日本武尊の妃となり、兄媛黑媛が相ついで應神天皇の殊寵を蒙り給ひしより、當時吉備氏は皇室と親密の關係をなし各地の國造・縣主に封ぜられて其の子孫到る所に繁衍せりき。卽、下道臣より出でたるものには吉備朝臣・吉備臣・下道朝臣・窪屋臣ありて、左右京・河內・出雲に住し、上道臣より出で

たるものには上道朝臣あり。備中・周防・加賀に住む。中に斐太都といふものあり。備前の國造に封ぜらる。香屋臣よりは賀陽朝臣・賀陽宿禰出づ。舒明天皇の皇子蚊屋王も蚊屋采女の生む所にして、疑もなくこの氏人の出なるべし。其の子孫京師の右京及周防にあり。宗家たる賀陽朝臣は、神裔として世々當社に奉仕せしことは次に述ぶるが如し。笠臣よりは笠朝臣・三財部臣・三尾臣・凡直・笠宿禰等出づ。三財部臣は備前上道郡財部郷に住み、三尾臣は近江高島郷・美乎郷を本貫として飛彈に分れたり。三野臣・苑臣は別に聞く所なし。印南野臣は笠臣より出でたるものと、上道臣より出でたるものとの二流ありて、笠臣より出でたるものは、後更に朝臣の姓を賜はり、上道臣より出でたるものは印南臣の姓を賜はりぬ。中にも笠朝臣には歌人として有名なる金村を出し、下道朝臣には、右大臣正二位吉備眞備を出せり。

鳴呼其の祖神としては威勲赫々たる武將を戴き、其の後裔には蓋世の鴻儒を出して文學に貢献す。御祭神の偉烈實に偉大なりといふべし。

第二　社殿の造營

大吉備津彦命鎮所は正史にこれを記さゞるが故に、これを詳にせざれど、社傳に從へば今の社地、蓋その所なるべし。蓋、此の地たるや中備の咽喉に當り、東には津高堺江深く灣入し、海岸には蘆荻繁りて、謂はゆる日美葦原其の東麓に接し、これより早島の間には一條の海流東西に通じ、實に天險の地を占めたりき。

されば、命は先づ此の地に據りてこれを其の鎮所とし、かくて吉備津路を統治せられ給ひしが如し。而して社殿はこの鎮所につき建立せられたるものなるべしと雖も、正史に見えざれば詳ならず。社傳に從へば、大吉備津彦命より五代の孫、加夜臣奈留美命といふもの、大吉備津彦命が立て給ひたる宮殿の遺趾に就いて社殿を營み、始めて祖神として大吉備津彦命を祀り、外に八柱の神を相殿に祀りしといふ。

又一説には、若日子建吉備津彦命三代の孫なる稻速別命・御友別命。鴨別命が始めてこれを祀りしとも云へり。

尙一説には、仁徳天皇が吉備海部直の女黒媛を慕ひて此の國に幸せられける時、大吉備津彦命の功を嘉して創建せられしものなりともいへり。孰れが正しきかを詳にせず。

本宮は、廻廊の南端東側にあり。大吉備津彦命が在世の當時、茅葺の宮を作り、御父孝靈天皇を齋き祀らせ給ひしよりこの名ありといふ。

新宮は、正宮を南に距る八町許にあり。今は庭瀬町大字川入に屬す。吉備武彦命を祀る。社傳に據れば、往時廻廊は正宮よりこの御社に達し、近頃まで、其の間處々に礎石を認めたりきといふ。今は本宮社に合祀し奉る。

内宮は、吉備中山南部の山上にあり。大吉備津彦命の妃百田弓矢比賣命を祀れり。今は本宮社に合祀し奉る。

岩山神社は、本社正宮の後方にあり。もと生石大明神といふ。地主神、卽、建日方別命を祀る。建日方別命は、吉備兒島の別名にして、國魂とす。

以上本宮以下いづれも攝社にして、これを本社正宮と併せ稱して、往時は、これを吉備津五所明神といへり。いづれも創建の年代を詳にせず。右は創建以後、いづれも其の修築屢々行はれしならんも記錄の徵すべきもののなければ、これを知るに由なし。奈良朝の頃より、神宮寺の設ありて、僧徒も亦祭神に奉仕するに至りしより、社殿の建築もこれより、其の影響を受くるに至りぬ。

文德天皇の仁壽二年二月、官社に列せられしより、爾後、社殿の修築も官營に係りしが如し。されば、後冷泉天皇の康平四年十一月二十五日、本社炎上あるや、翌五年二月十二日、朝廷は、公卿を會して、其の再興を議せしめたりき。其後、當社の事に就いては久しく聞く所なかりしが、後村上天皇の正平六年〇北朝觀應二年十一月朔日、社務代松田左近將監盛朝・野口師房・福井七郎五郎等の燒く所となり、社殿悉く灰燼に歸せしかば正平二十一年〇北朝貞治五年十二月二十七日、時の大禰宜賀陽宗勝といふもの、朝廷に愁訴して、其の再興を請ひければ、北朝後光嚴天皇は、名社の空しく廢滅に歸するを惜み、やがて元中七年〇北朝明德元年に至り、將軍足利義滿に命じて、これを再興せしめらるゝことゝなり、かくて應永八年十一月二十一日、假殿落成して、假遷宮の式を行ひ、爾後二十五年の久しきを經て、應永三十二年十二月二十九日に至り、新殿落成しければ、こゝに正遷宮の式を擧ぐるに至りぬ。これ、今日現存する社殿にして比翼權現造に屬し、本邦無二の形式とす。

而して當日この遷宮の盛典に列席せしものを見るに、社務代細川治部少輔常琳を始として、次官庄甲斐守道充・石川豐前守

道壽(ミチヒサ)・造營奉行鳥越新兵衛門尉道椿(ダウチユン)・垪和(ハガ)四郎爲信・神主賀陽吉治(カヤヨシハル)・大禰宜賀陽都登麿(ツトマロ)等の人々あり、中にも社務代細川常琳は、即、下總守頼重にして、時の足利氏の管領細川頼之の族人に係り、當時備中の領主として、勢威殆一國を壓せり。次官庄甲斐守元充・石川豐前守道壽等いづれも備中の著姓にして、其の族將たり。是等の事實より考ふれば、應永の修築は、蓋、細川氏が幕命を奉じ、管内諸豪の力を假りて造營したるものにして、其の結構の善美を盡せる實に故ありといふべし。

應永の再興に先だち、正平十二年（〇北朝延文二年）六月二十七日には、社務代肥後守重明（〇秋庭氏か）奉行となり、南門客神門を造營し、應永の再興以後に於ては、享祿三年八月二十七日、石川備中守通經攝社一童社を建立し、天正四年十一月同天正七年六月、毛利輝元總拜殿を修理し、降りて慶長二年十一月、備作の大守宇喜多秀家本宮を造營し、同十七年九月、安原備中守草壁知種御竈殿(オカマドノ)を修築し、尋いで、元和三年九月、又瀧祭神社を造營せり、而して正宮は、應永再興以後德川時代に至り、天和・寶曆・天保三度の修理を經て王政維新に至れり。

かくて、明治の御代に至り、古社寺保存法の制定あるや、本殿及拜殿は、其の建築の特に優秀なればとて、明治三十五年四月十七日内務省告示第二十六號に據り、いづれも特別保護建造物として指定せられ、尋いで同四十一年十二月七日修理補助費一萬五千八十八圓餘（〇但本社負擔金額三千七百七十二圓餘を通算す）を下附せられ、同四十二年三月三十一日、工事の監督を岡山縣廳に委託し、京都府技師從七位龜岡末吉其の役を董し、技手菅田留三郎專工事に當り、同四十三年八月二十六日功を竣はる、これを應永の再興に比ぶれば、更に一層の美觀を加ふるに至りぬ。

第三　神階及社格

上古、吉備の地は、主として、吉備氏の拓殖に係るが故に、其の國民の吉備氏の後に出でたるもの多きを以つて、吉備津社はこれが氏神として、深く國民の崇敬を享けたるのみならず、殊に大吉備津彦命を始めまゐらせ、其の御一門いづれも國家に勳功多き神々を齋き祀れるが故に、朝廷の崇禮も、亦極めて渥かりき。

されば、仁明天皇の承和十四年十一月從四位下の神階を授けられしより、同十五年二月には、從四位上となり、文德天皇の仁壽二年三月には、四品に進み、官社に列せられ、其の八月には、封戸二十戸を給せらるゝに至りぬ。實に當代

に於ける特典とす。同齋衡二年、當社神庫の鈴鏡一夜に三たび鳴れりとて、天安元年勅使を遣はされ、三品を授け給ひ、清和天皇の貞觀元年正月、更に二品に進められたり。されば、延喜式の制定に當りては、名神大社に列せられ、其の後諸國一宮と稱あるに當り、當社は特に備前・備中・備後三國の一宮と稱せらるゝに至れり。承平・天慶の亂起りし時、朝廷は幣を全國の諸名社に奉じて其の鎭定を禱らせ給ひしが、當社にも亦幣を獻り給ひき。やがて亂定まるに及び、天慶三年二月特に一品に進められたり。一品の位は、神階の首班にして、實に全國諸社中稀有の特典とす。蓋、祭神に神階を授け給へるは、神社の資格・等級を定め給へる精神より出でたるものなれば、從つて神階の最高なるは、やがて亦、當社格の當代に冠絶せしを知るべし。後一條天皇の寬仁年間、京畿七道の諸神に一代一度の奉幣を定めらるゝに當り、當社亦これに與りき、以つて朝家の崇敬他に比して渥きを知るべし。其後、武家時代に至つては神階社格の事、もとより聞く所なかりしかど、明治四年官國幣社の制あるに及び、國幣中社に列せられ、次で大正三年官幣中社に昇せられ給ひぬ。

第四　神領

神領は、文德天皇の仁壽二年、封戶二十戶を給せられしこと見えたり。封戶とは、課戶の調庸を全給せるものにして、即、封戶二十戶は、二十戶に對する布庸の支給を受くるをいふなり。而して當時の一戶は、後世と異なり、家族多かりしが故に、これに賦課せし調庸も、亦多かりしならんも、其の詳細は知るを得ず。又、位田八十町を給せられしこと「貴嶺問答」に見えたれども、正史には見る所なし。平賀元義は、延久四年の賀陽朝臣の讓狀に據り、この位田の庭妹・板倉・撫河三鄕の内にありしものなりと說かれたれど、この讓狀も、今は散逸して見るを得ざれば、其の信否を知るに由なし。社傳には、延久の頃より都宇郡なる生石鄕・撫河鄕。賀陽郡なる庭瀨鄕。板倉鄕を押領して、神領となせしといへり。王朝の末、加茂男山の神人が兵を用ゐし例なきにあらざれば、當社の如き大社に於いては斯る振舞の強ち無しとはいふべからず、若し有りとせば、蓋、鎌倉時代の以前ならんか。降りて足利時代に至りては、其初、尙三千貫を有せしといへども、其の中世には減じて五百貫の所領となりしこと、左の文書に見えたり。

請申備中國吉備津宮社務代職事

毎年御年貢五百貫内、半分之定二百五十貫文事、此内毎月二十貫文、爲二御月宛一、自二正月一至二十二月一、隔月以二送狀一可二付進

御奉行一、相殘分、爲二御年貢一、十月・十一月中、可二究濟申請切一レ申レ之、若、遲貢等不レ可レ有、本所御失墜一者也、（〇後之略）

寶德二年庚午參月二十六日

石川掃部助久經（花押）

田制當に據れば、貫高一貫の田地は、平均五段にして、これを石高に換算すれば、五石に當るが故に、今、五百貫の所領は、二千五百石に當ると知るべし。

然れども、其の後、社領の再增加せしことは、天文の頃に至り、當社より生石鄉・庭瀨鄉・撫河鄉及、栗阪・鳥羽・德房の三邑に對して、貢租を徵せしことあるにて知るべし。

御社領三ケ鄉之事、名主百姓有體に爲二社中一可レ被二仰付一候、如二近年一兎角申儀候者、堅可二申付一候、其外在々如二前々一、可レ有二御催促一事簡要候、恐々謹言。

天文七戊戌卯月十二日　石川左衞門尉家久（花押）

社中參

就二栗阪表御神領之義一、預二御折紙一候間、上使其所へ可二相尋一候、乍レ去、彼在所之百姓共、一圓迎企計申候之間、相糺從レ是可二申入一候、誠近日致二無沙汰一迷惑候、恐々謹言。

六月吉日　三郎五郎久智（花押）

中番殿　參返報

今右の文書に就いて考ふるに、當社が天文の頃より、天正年間に彌りて、確に生石鄉・庭瀨鄉・撫河鄉、三鄉の外に、栗阪・德房・鳥羽の三邑を領せしを知るべし。今、備中村鑑に據りて、是等村落の石高を見るに、生石鄉は二千百五十石、庭瀨鄉は四千七百五十石、撫河鄉は二千九百十四石あり、これに栗坂村の六百四十九石、鳥羽村の五百七十五石、德房村の五百八十九石を加ふれば、合計一萬一千百六十三石に及べり。然れども、戰國時代は德川時代に比して、田地の荒廢せるもの多かりしなれば、たとひ、これより減ずると見るも、これに神社所在の板倉鄉を加ふれば、少くとも一萬四五千石を下らざるべし。社傳には、戰國時代には一萬八千石を領せしといへど、以上の事實に徵するときは、決して過言にあらざるを知るべし。

然るに豐臣氏を經て德川時代に至り、社領は僅に百六十石となり、傳へて王政維新に至り、明治九年、全くこれを朝廷に奉還するに至りぬ。

第五　神職

王朝の時代、當社は官社の列にありしが故に、神官の進退も、當時は中央政府の指揮を仰ぎたるものにして、時としては臨時の代官の命ずることすら、尙、官裁を仰ぎたりしことは、後三條天皇の延久三年、賀陽貞政が、在京の間己が代官として、其の氏人正六位上賀陽朝臣致貞を補するに當り、官裁を受けしこと、壬生官務の文書に見えたり。

武家時代に至りては、神領の政務を掌る所、これを廳在所といひ、其の政務に與るものを社家政所といひ、これを總管するものを社務代といふ。足利氏の初は、松田左近將監盛朝〇正平年間これに當り、其の後、細川下總守賴重〇應永年間肥後守重明〇正平年間 石川掃部助久經〇寶德年間 生石兵庫助家秀〇永正年間 石川左衛門尉家久〇天文年間等、守護地頭の要職にあるものこれに任じたり。德川時代に至り、廳在所はこれを會所と云ひ、五人の社司中より、拂役・納役・町年寄などいへるもの出でゝ、神領一般の政事を分掌せり。

神官、往時三百人の多きに及びしことありしが、天正の末より神領の削減せられしと共に、神官も其の數を減じけれど、明治の初尙八十餘人ありき、中に神裔といふもの六人あり、いづれも賀陽朝臣と稱す。其の第一を神主といひ、次を大禰宜といふ、これに次いで木守兼祝師・案主所兼右行事・大行事兼左行事・大吉上所と云ひ、合せてこれを六正官といふ。いづれも、祭神の神裔に係り、千數百年の久しきに他姓を交へず。六正官に次いで、御饌司一人。大饌司兼木宮司一人あり、ともに藤井宿禰と稱す、いづれも重職なり。中にも御饌司は、社家政所にして廳在所を兼ね掌り、恰も當代に於ける代官地頭の如きものにして、神領一般の政權を握り、生殺與奪の權其の手にあり。大饌所司は、大饗會の齋主にして、又、廳在所政所と稱す。次に小吉二人、また吉上次官といふ、ともに堀家臣と稱す。次に大標司二人あり。大饗會の神樂を掌るものにして、當社の外、國中諸社に神事ある每に、出でゝこれを掌る。次に御饌司に屬するもの十人あり。これを十臈といふ、謂はゆる膳夫にして、胙を配當することを掌る。昔時は、この十臈の

中に公文といふものありしが、今其の職掌を詳にせず。この十﨟には、御供座の中より年齢によりて進むるものなれば時として、十人以上を超ゆることあり。然るときは、其の餘を外﨟といふ。又、御供座の中に神人といふもの八人ありて、これより社家公方・小政所掻取・御厨等の事を掌る。この神人は一定の齢に達するも十﨟に進むを得ざることゝせり。又、別に御供座の中に上横箭・下横箭といへる職あり。この横箭は、十﨟に進むことを得べし。十﨟の中、一﨟に當るものを供奉師といふ。大饗會の時、風折烏帽子を戴き、狩衣を着し、太刀を佩き、弓を持ち、宮侍を引率することを掌ることは難波氏の世職なり。次に大職事といふものあり。年中七十餘度の大小の御神事の次第を定むることを掌る。次に小職事あり。大職事に妨ある時、これに代る。宮侍十餘人これに屬す、次に御供師三十餘人、内神人八人、次に神樂師、次に大烝仕・小烝仕あり。この二人は、宮侍の内に屬す。以上合せて七十餘人。次に大工・小工・陶師あり。いづれも宮侍に屬すれども、神事に與らず。斯の如く大小相統べ、日夕祭神に奉仕すると共に、兼て神領地の行政を掌り、當時、宮内は殷賑たる一都會をなし、流石は三國一宮の神都たる名稱に背かざりしが、天正以後、神領地の減ずるに從ひ漸く衰へ、六人の神部も減じて四人となり。尋いで、享保年間失政の事ありて幕府の忌諱に觸れ、神職組制の上にも著しき變動を來し、爾來、社司五人年番を定めてこれを勤む。中に神主・祝部・左右行事・上番・中番・下番・大僎師ありこれを要職とす。次に御供師三十餘人あり。内に御僎師と加番役とあり。左右二部に分れ、左を六人とし、右を四人とし、其の首席に位するものを一﨟標校といふ。加番役は十二人とし、上番・中番。下番と共に、社頭宿直所に出仕し、日夕の供御進退を掌る。次に歌部二十餘人あり、一は神樂師といふ、内に五老・注連司、及神子あり、而して神子は注連司の指揮を受く其他宮侍十餘人あり、一に無座といふ。次に大工・陶師・阿曾女二人・足輕、合せて七十餘人となるに至れり。

かくて、明治の初に至るまで、さしたる變動なかりしが、神領地を奉還し、尋いで國幣中社に列せらるゝに及び、從來の職制は、全く一變するに至りぬ。

是より先、余眞轄の御世、神宮寺の設ありしより、本願寺・青蓮寺・道瀬寺・眞如院・普賢院等、相尋いで建立せられ社僧も、亦、以上の神職と共に奉仕せしものなりといへども、舊記の見るべきものなければ知るに由なし。王朝の末、賀陽眞藤・藤井久任

が、佛德に歸依せしを以つて、其の名を知られ、鎌倉時代の初、千光國師兄弟が神職の家より出でしより考ふれば、當時社僧の勢の那邊に存せしかを窺ふに足る。德川時代に至り、仁和寺宮これを管掌せしが其後神宮寺は炎上し、眞如院・普賢院等代りて神事に與りしが、神職・社僧の間常に相軋轢し、寛文三年十一月、本願寺は事によつて退轉し、同七年より本社は、京都吉田家の支配を受くることゝなり、從來、內陣に安置せる佛像は、全くこれを撤下せり。本願寺退轉の後、普賢院亦代りてこれに與りしが、神官社僧の軋轢は、更に甚しく、享保十七年、遂にこれを寺社奉行に訴ふることゝなり、其の結果社僧の敗訴となり、域內の三重塔・求聞持堂（クモンジ）の如き堂塔佛宇は、悉く社人の破却する所となり是より、全く社僧の關係を絶つことゝなりき。

かくて、社僧の關係も絶え、又、明治の御代に入り、社領を奉還せしより、神職の數も愈々減じ、遂には創建以後千餘年來奉仕せる世職の神官も、漸く其の職を失ふに至れり。世運の變遷とは申しながら、惜むべきの限りなり。今左に其の重なるものを擧げて家系の梗概を示すべし。

賀陽氏　賀陽氏の先は、實に祭神大吉備津彥命の弟若日子建吉備津日子命の後に出づ、其の孫を吉備武彥命といふ、日本武尊の東征に從つて功あり。其子を御友別命といふ、御友別命の子を仲彥といふ。應神天皇の御代加夜國造に封ぜらる。これを賀陽氏の祖となす。加夜・蚊屋・香屋、國音皆同じ。加夜國は今の吉備郡內にして、もとの賀陽郡の地に當る。後子孫この地に繁殖して州の名族たり、舒明天皇の妃となりて貞淑の聞え高かりし蚊屋采女の如きは、蓋賀陽氏より出でしものなるべし。稱德天皇の天平神護元年正月慈美押勝の亂定まるや、諸國に神祇に位一階を進め給へり、時に吉備津社の神宮に、賀陽臣小玉部といふものあり、從五位下に至り、尋いで勳六等を授けられ、同年六月同族十二人と共に、賀陽朝臣の姓を賜りたり。其後賀陽朝臣初子といへるものあり、淸和天皇の貞觀元年十一月二日、外從五位上を授けられたり。此の頃、賀陽郡の人左大史正六位上賀陽朝臣宗成・從六位下備中權博士賀陽朝臣宗直等、二人を左京職に隷せしこと三代實錄に見えたり。社傳には、この二人が、始めて當社の社傳を記せしことを傳へたり。其の後、貞觀六年正月七日、諸社の禰宜祝等に位一階を進むるに當り、宗成は外從五位下を授けられたり。されば、宗成曩に左京職に貫せられしかど、尙、其の身は吉備に留まりて、當社に奉仕せしが如し。然るに、この年六月二十八日宗成は安房守に任じ、翌年五月十六日、更に備後介に轉じたり、其の後、貞觀九

年賀陽朝臣三野に從五位下を授けられたり。この二人恐らく宗成の族人にして、相繼いで當社の副官たりしなるべし。寛平中備中の人、賀陽良藤が貨殖を能くし、州の少掾となりしこと、元亨釋書に見へたり、扶桑略記にも、良藤が兄大領豐仲、弟統領豐蔭、吉備津神宮禰宜豐恒、及、良藤の男左兵衞志忠貞等、皆富家の人なりと記せり。當時、賀陽氏の富盛、實に想ふべきなり。其の後、寛治四年當社の大祀に貞政といふものあり出でゝ薩摩の國司となる、其の曾孫は、これを有名なる千光國師となす。其の弟に良祐上人あり。宋に遊びて名を海外に知らる。鎌倉時代以後、賀陽氏の事、史に見る所なし。足利氏の初賀陽宗勝あり、本社の再興に與りて力あり。應永中に賀陽吉治賀陽都登麿あり、本社再營の功を竣りしは、この神官の時代とす。吉備郡足守町八幡宮の社前に、康安元年の建立に係る石鳥居あり、願主神主賀陽朝臣とありて其の名を逸す、恐らくは宗勝等の族人ならんか。寳永中賀陽氏故あつて亡命せしかど、尙、其の族人の留りて奉仕せるものありしが、享保中失政の事ありて職を褫められ、幾もなくして復職し、子孫職を傳へて明治の御代に至りしが故ありて職を退き、遂に全く當社と關係を絕つに至りしが、前宮司佐々木氏に至り、名門の空しく廢絕に歸するを惜み、近時、其の後裔を得て、再當社に奉仕せしむるに至りしとぞ、亦美擧といふべし。

藤井氏　藤井氏も亦賀陽氏と同じく世職の神官なり。社傳には、文德天皇の齊衡年中、その祖先に正六位下備中大目大中臣（オホナカトミノ）藤井宿禰高雄といふものありといへど正史には見えず、其後、元亨釋書には寛治中吉備津の神官に藤井久任の名見えたり。これ、疑もなく藤井氏の先代なるべし。近世に至り藤井高尙あり、明和元年を以つて生る。寛政十一年五月八日從五位下に敍し、長門守に任ぜらる。其の家、吉備中山の麓にあり、邸內古松あり、由つて松の屋と號し、又松齋といふ。初國學を同國笠岡の人、小寺淸先に受けしが、後、其の薦によりて本居宣長を師とし、遂に其の高足となる。最も國文を能くし、著書頗る多し、天保十一年八月十五日卒す、年七十七、高尙一子あり、高豐といふ、家學を受けて和歌を能くす、文政八年二月十二日父に先ちて卒す、歲三十五、高豐に一女あり、松野といふ、高尙由りて門人堀家輔政の弟高枝を養ひてこれに配す。弘化三年十月三日松野歿す、年二十七、子なし高尙の血統遂に絕ゆ。高枝後に名を高幹と改む。又氏を改め大藤といふ。從五位下に敍し、下總守に任ぜらる。高幹、幼より才能に超絕し、神童の稱あり。初業合大枝（ナリアヒオホエ）に學び、後、本居大平に從ふ、頗る詞藻に富み、又鄕士の歷史に通ず、晩年隱居して名を國史といふ。尊王の說を唱へ、文久三年七月二十五日京都室町の客舍にて、浪士のために殺

さる。享年五十七、高雅の子を高稔（つ）といふ。後之く所を知らず、其の子を春雄といふ、今尚存す。

第六 御神事

神主祝部等が、祭神に奉仕せる御神事は、一歳中大小七十餘度の多きに及びしが、社領の減じ、神職組織の革まるに及び、漸く其の數を減じ、今は大宰祭式令に準據するが故に、別に、記すべきほどの事なけれど、こゝには其の重なるものを掲げて、聊吉例を示すことゝせり。

鎭座會（ミシマツリ）。一に御供會といふ。　一月元日これを行ふ。先づ黒稲一斗六升を御饌司より調進す。早朝吉上の式あり。こは釜殿に安置せる御釜に、粢盛を供へ、神官祝辭を奏して、然る後、火を御竈下に點ずれば、其の釜忽ち鳴り響きて聲を發せり。この聲の如何に由りて吉凶を卜ふことを、吉上の式とはいふなり。其の起源を詳にせざれども、既に豐臣勝俊が九州道の記にも見えたれば、久しき以前より行はれたるものゝ如し。此は、この鎭座會の時のみに限らず、普通の參詣人といへども、神明の加護を仰がんがために、特に神官に請うてこの祈誓をなせしものなりとす。其の次第は、藤井高尚が、松の落葉に記されたれば、參考にまで左にこれを記すべし。

（〇上略）吉備の國わたりのならひ、あるはやむ人ありて、願たつるをり、あるはかへりまをしの時などに、御饌たてまつらんとて、まうで來て、かねて、その事かたらふわが神のみや人によりていへば、いざなひて廣前にまゐり、ことのよし申し、かへさに竈殿にいりてもろともにをがむ。此處にかなへかゝれるかまふたつならびあり。西なるはみけたくかま、東なるはなるかまなり。あそめといふおうな、ふたりいでゝ、ひとりは東のかまにて、かれたる松葉たく、今ひとりは、そのかなへによりて、うへなるこしきのうちにて、米ふりちらせば、なりとどろくおとす。ことはてゝ、そのちらせし米をかきよせ、ものにいれて、はふりのまへにもちく、はふりそれを紙につゝみ、直會とて、願主にえさす、さるは御饌たきてたてまつるには、何くれのさほうありて、時かはりゆくを、願主のまちかねてかへらんとするに、かのこしきのうちにちりたる米を、直會（ナホライ）しろのこゝろにてえさすゆえに、昔よりそれをも、奈保良比（ナホナヒ）といひならひたるにて、初穗しろのものを、はつほといふがごとし。

次に、吉上の式終れば、阿曾女といふ老媼、御飯炊を始む、この阿曾女といふは、吉備郡なる阿曾村より出でたる老媼に限りいひけるも、今は其の他の村より來れるものもこの竈殿に奉仕せる老媼は、倂しく阿曾女といへり。然れ

ども、藤井高尙の說によれば、阿曾女とは、大嘗會に見えたる阿佐女の傳訛なるべしと、この說信ずべきもの〻如し。

抑說、この阿曾女の御炊をなしつ〻ある間に、中臣の祓を申し、中臣の祓終りて、天下泰平・五穀豐饒の祈禱をなせり。これを、小阿曾女の式といふ。以上の御事は、今は改まりて、宮司以下神職一同、午前八時、廣前に齊坐し、開扉の後、初饌を供へ、祝辭を奏し、玉串(タマクシゲ)を捧げて拜禮し、閉扉の後、宮司は御竈殿に參向し、國家安全・五穀成就を祈誓し、御釜の御鳴動を伺ひ、それより順次に五社を參拜し、かくて三日の間、これを行ふことゝせり。

往時は神樂座ありて、一月三日には、神樂殿にて、神樂を奏したりき。此の時には、社人も亦參集して、神酒をさゝげて、左の神樂歌を謠ひたりき。

あら玉の年の始の御よろこび。はまの眞砂のかずよりも。なほ久しきはごせがみよかな。大明神のみすにうつるいます鏡。いますかゞみ。嵐あらし。ゑゐ。かけころもす。喜びにまたよろこびを、いひかさぬればいひかさぬれば。ともにうれしき醉ひごゝろこそすれ。氏人(ウヂウド)は命(イノチ)ながかれや。いはたかきいはたかき。まるまる右の。ゑゐ。ひらになるまで。

この歌は、社傳には、仁德天皇の御製として傳へたれども、もとよりこの時代のものにあらず。歌の體も、多少昔さびたる趣あれども、其の用語の俗訛したるものあるより考ふれば、後代の作に係るもの〻如し。該曲は神樂座の秘密に屬し、一子相傳として他人に傳へざりしが故に、今は佚びて、全くこれを知るものなし。

松植。一月五日これを行ふ。社傳には大吉備津彥命在世の時、輛津の人、千本の松を獻れることに因みて行ひ來れりといふ。其の次第は、宮司先づ正殿にありて、小松に木綿(ユフ)を掛け、籠に入れてこれを出せば、二人の社人これを受け取り、園丁を伴ひ、やがて社後の山中に至り、これを植うるなり。往時は、社務代神官政所の人々までも、これに參列せしが、現今に至りては、この御神事も亦改れり。其の次第は、當日先づ祓を修し、奏樂あり、神饌の供あり、祭式終りて、宮司岩山宮に參向し祝辭を奏し、松を植う。今、吉備中山、が鬱々蒼々として宛然千歳の綠を罩めたるが如き趣あるは、これがためにして、思ふにこの御神事は、後世の國民をして植林事業の忽にすべからざるを、國民に知らしめたまへる御神慮より出でたるものにして、神代の昔、素戔嗚命が御子五十猛命と共に、植林を[illegible]せられたるにも比して、實に尊き御神事といふべし。

七草祭。一月七日これを行ふ。往古は六正官悉く參集し、御饌御供饌司より調進せる供御を獻げて、直會殿に至れば、神樂師神樂を奏したりしが、今はこの式改まりて其の次第は一月一日の御神事に同じ。但、宮司は御竈殿に參向せず。

御誕辰祭。（往時は、御誕會、又、鬼祓といふ。）二月十三日十四日の兩日に亙りてこれを行ひしが、後十九日に改むるに至りぬ。御神事の次第は、黑飯一斗五升を大饌所司より調進し、御竈殿には六正官等八人參集して、四脚の机の上に盃と水とを置きたるを御竈の前と、神主の前とに居ゑ、漸次前方の壇上に並ぶるなり。かくて、神官より銅の人形を神主に進め、次第にこれを他の神官に持ち傳ふるなり。これを受け取りたるもの丶行ふべき事は、神秘に屬せしが故にこれを詳にするを得ず。今はこの式改りて、一月七日の次第に同じ。

御忌日祭。四月十九日にこれを行ふ。（往時は、別に執り行はざりしにや、社記には、黑飯御供一斗五升、今は御誕會に混ずとあり。）現今行へる御神事は、一月七日の次第に同じ。但御神事終りて後、宮司以下一同、御墓所に參拜することゝせり。

春季祭。五月十三日にこれを行ふ。こは、明治の御代に至りて、新に創められたるものにして、（往時は、花祭と稱し、）陰曆三月三日、櫻花を大甕に盛りて廣前に供へ神主以下、各々その櫻の枝に携へ、相率ゐて石舟社に詣づ、かくて石舟に詣れば、甕に詣でたる人、花に水を掬ひて、後より詣づる人の拜み終るを俟たで、水を濺ぎ花の散るまで、打ち合ひて、これより龍宮に詣で、神酒を飮み、五社を拜みて歸る例なりしが、維新以前より久しく打絶えたりしを、明治の御代に至り、花時の御神事の空しく、廢れたるを惜み、又、一つには、花時に際し、拜觀の人をして、兼て參拜の便を得しめんがために、これを始めしといふ。（御神事の次第は事長ければこれを略しぬ。）

卯祭。五月中の卯の日を選みてこれを行ひしより、この名あり。（往時は、四月卯日にこれを行ひ、おなご祭、又、おんなご祭ともいへり。）社傳には鬼和(オニナゴ)祭の轉訛なるべしとあり。然れば、大吉備津彦命の凱旋紀念祭にてもあらんか。現今に於ける御神事の次第は、一月七日の祭式に同じ。

大祓。六月三十日これを行ふ。往時は、神主より宮侍に至るまで、皆、廣前に集り、大祓を奏し、各自隨意に水邊に

出で禊を行ひしが、現今は大祓の御神事終りし後、神官一同、豫め殿内東壁の柱の間に掛け置ける茅輪を潜ることゝせり。これ終りて、茅輪を拜殿に出し、隨意に參拜の人にもこれを潜らしむ。

秋季祭。十月十九日これを行ふ　今も亦同じ、往時は、五月十三日の祭典に同じ。

御煤拂。十二月二十八日これを行ふ　其の次第は、鸐雉（ヤマドリ）の尾を用ひて拂ひしなり。これは毎年川上郡長田郷より獻るが例なりき。現今は二十六日より、宮司禰宜忌屋に入り、無言にて潔齋し、二十八日午前二時、宮司以下一同忌屋より出で、假神座の用具を三方に載せ、これを携へて參向し、かくて宮司は神璽を假神座に納め、靈代（ミタマシロ）及御神座の御煤を拂ひ、而して御鎭座を行ひ忌屋に歸り、直會を賜はり、かくて式を終ふ。主典以下は攝社末社に參向して御煤を拂ふことゝせり。

晦日祭。十二月三十一日これを行ふ。往時は神官鎌を携へて山に入り、松と茅とを苅りて新年の小供御を炊く用に供へしが、現今は改りて、御神事の次第、六月三十日に於ける大祓と同じ。たゞ茅輪の設なきを異りとせるのみ。

以上は、現今行はれつゝある御神事に就いて、其の變遷の概略を記したるものなれども、其の既に絶え果てし御神事中にも、昔さびたる趣もありて、當社の昔を偲ぶべき資料としては、含て難きものあれば、左に其の一二を附錄すべし。

御國祭。一月十五日これを行ふ。六正官を初めとして宮侍に至るまで、悉く參集して、天下泰平・五穀豐饒を祈れり。白餅御供社務代より調進し、式終りて各自直會拜味あり。

廳所開。一に廳事初といふ。一月十九日これを行ふ。これ卽ち、神領地の政治始にして、往者は當社に此の御神事ありてより、國司・郡司の輩、始めて刑罪の事を行ひきといふ。こは御祭神が、一國の宗廟たるのみならず、又日本當初の將軍として始めて斧鉞を用ひ給ひし御事績にもよれるなるべし。今、其の御神事の次第を記さんに、先づ廳在所に高机を置き、幣帛を立て、藁人形を庭に繫ぎ、御饌司若くは大饌所司一人、廳奉行・侍奉行・職事各々一人、廳在所に集りて中臣祓を奏し、次に職事は廳祝詞を讀む、かくて、廳奉行は園丁をして人形の役に立たしめ、梅の枝を用ゐて人形の首を打ち、廳在所に退出せりき。この刑罰を祓除に代へし面影を存せるものにして、昔ゆかしき心地ぞせらる。

放生會。八月十五日これを行ふ。神主より宮侍に至るまで廣前に參集し、社務代御饌司より鯉三匹を水に放ちて廣前に獻じ、後これを御手洗(ミタラシ)池に放つ。其の他、種々の鳥をも放つなり。こは、兩部習合時代より、佛教に因みて始りたるものなれば、社僧の關係を絶つとゝもに、この御神事は、既に久しく廢れたるものゝ如し。

大饗會。九月一日これを行ふ。其の次第は、先づ黑飯五斗を大饌所より調進し、早朝御竈殿にて鬼禊を終へ、案主所神庫に入り、種々の神寶を出し、これを職事に渡せば、職事これを奉じて南門に至るに及び、神官は廻廊に出で迎へ、神寶を改めて正殿に移し、御供を獻げ、祝辭を奏し、後、内殿に入りて神膳を供し、直會拜味の儀あり。神膳は合味七十餘種にして、其の御贄は、鯉鴨を用ゐる。往時は別に生鷹の御贄とて、每年哲多郡より鷹を貢上せりといふ。

この生鷹の御贄は、早くより行はれたるものにして、定家卿の鷹百首にも、「木しげき吉備の社の生鷹はすはの鹿より久しかりけり」。すはは、信濃なる諏訪神社をいふなり。この社は、鹿を犧牲とすること古例なりしが、今生鷹の御贄が、それにも優りて久しかりしといふを見れば、惜むべきの至りなりとす。

第七　參詣

當社は、古來の名社なるが故に、上は公卿・諸侯伯より、下は風流韻士に至るまで、遠く此社に參詣するもの少なからず、從つて紀行のものに見えたるもの多ければ、左の重なるものを抄出して、當社の昔を偲ぶ便とはなしぬ。

〔大日本史〕卷之一百三十）藤原保則右大臣繼縄(ツグタダ)曾孫、父貞雄、佐兵衞佐、保則齊衡中歷ニ治部民部大少丞ニ、貞觀初轉ニ兵部大丞ニ、遷ニ式部少丞ニ、八年敍ニ從五位下ニ爲ニ備中權介ニ、(中略)十三年以勞敍ニ從五位上ニ任ニ備中守ニ、十六年、轉ニ備前權守ニ、政績一如レ在ニ備中ニ、(中略)於レ是風化大行、吏民畏愛、號曰ニ父母ニ、備前備中界上、有ニ吉備津彥神ニ、國有ニ水旱ニ、則躬往禱レ之、必致ニ感應ニ、若、境中有レ姦者、神必罰レ之、神嘗見レ形語云、感ニ公德化ニ、冀助ニレ公爲ニレ治、終ニ此善績ニ、由レ是治ニ化兩國ニ、年荐豐穰、百姓和樂、時安藝盜悪レ悔、劫ニ備後調絹ニ而逃、過ニ備前石梨(イハナス)郡ニ、問ニ逆旅主人ニ曰、此國太守政績何似(イカン)、對云、府君化レ民、專用ニ仁義ニ、一國之人、盡爲ニ廉潔ニ、恩信之感、自通ニ神明ニ、故國有ニ姦濫者ニ、吉備津彥神立降ニ誅罰ニ、具語及ニ其治化本末ニ、盜色大變、終夜歎息不レ寐、向レ曉馳詣ニ府門ニ叩頭、自首(下略)。

〔**十訓抄**〕八幡の樂人元正、當宮領備中國吉河保に下向して、上洛の間、槿生(ムロノ)の泊にて心神違亂如レ亡、片養等のごとく變ず、奇異の思をなして、巫女に占ふ所に、吉備宮託宣し給ふと云ふ、適々當國に下向、其曲をきかざるによりて祟をなす所也、忽に押歸りて、彼社に參りて、皇帝以下の秘曲を吹く間、白髮忽にもとのごとし尤、道の眉目といふべし。

〔**十訓抄**〕備中守政長が、神拜に下りける時、則高・正資・時資など云ふ、時の舞の上手共をいざなひ下りけるに、吉備津宮の御前にて、則高陵王を舞ひける時に、寶殿大にゆすりひゞきておびたゞしかりけり。こゝらに集りたる者共、驚きさはぎけるを正資・時資おそろしながら思ひける樣、則高が舞ことにかひ有てめでたし忽に寶殿ひびき給へるいとゞ忝し。但、我等今落蹲(ラクソン)をまはんとす、若し此時しるしなくば、いみじき耻なるべしと思ひて、寶殿に向ひて、泣々祈申しけり。陵王入りて後、各舞ひけるに、始より增りざまに寶殿ゆすり、いとどおそろしかりけり。

〔**道ゆきぶり**〕(今川貞世、上郎了俊入道略)から川とかいふところにとゞまりて、つとめてはきびつ宮の御まへよりすぐる、みちのほとりちかき鳥居のもとに、くちなし色の衣きたる神づかさども立なみつゝ、たびのぬさたてまつるなるべし。きびの中山とは、備中と此備前との二の社の中なればなるべし。細谷川はおとにきゝしより猶心ぼそげなり、うちつゞきたるはがきのさまは、げにぞかう〳〵しきや、この御社ともに上矢一づゝたてまつりぬ。

〔**九州道の記**〕(木下勝俊朝臣長嘯子)日かずをへつゝゆくまゝに、備中のくにきびの中山につきぬ、つれ〴〵さのあまり、こゝかしこに見ありきはべりて、彼のほそ谷川の邊にいたりて、「けふぞふるほそ谷川のおとにのみ聞わたりにしきびの中山。」その水上にのぼりてみれば、ちひさき池のなかより、たえ〴〵出る清水なりけり、かのしみづ、みな月のころほひもたゆることなしとたむいへり。その谷川のひろき葦築といふものゝながさばかりなむありける。其夜は、神主のいへにとまりぬ。翠日は雨そぼふりければ、ゆきもやらず、其所に宮づくりし給ふは、すなはち、きびつ大明神と申奉る。火たきやに、釜ふたつならべすゑおきたりける。其かまひとつ神供をとゝのふる每に、おびたゞしくなりどよむよしをきゝて、のぞみはべりける、まことに、いかづちなどのやうに、しばしとゞろきてきこえけり、これぞ、此神秘となむいひつたへし。

〔**白水郎子紀行**〕(岡西惟中)其翠日、舟のたより有て、備中の宮内にわたる。この社は、人皇第七代皇靈天皇第三の皇子、吉備津彦の命、崇神天皇の御宇四道將軍是也。十二代の帝仁德の草創にして、五社の神殿を建給ふ。本宮は、孝靈天皇、内宮は開化

天皇、新宮は崇神天皇、吉備津媛の岩上の神社、本殿は吉備津彦命、是を伊佐世利彦の命と名づく、名にしおふきびの中山、松の木ずゑ緑をたれ、外清淨のあらし高く、森々たる宮居心言葉も及ばれぬ、風致西國第一の社頭也。右の華表本宮二字の額は竹門の御筆也。秋蚓春蛇の勢たゞいけるものゝ如し。社司は、賀陽信親の親部、上番中番下番高安の何がし、藤井末吉、かれもこれも從來知たる人なれば、みちびかれて見めぐりぬ。百合若(ユリワカ)大臣のもち給ふ七尺五寸の鐵の弓、射場氏藤大夫引折りしなど、おほくのむかし語りを聞きて、細谷川のほとりに吟行す。それより、かの鳴動する釜の殿に詣ふで、俳句つぶやきて退く、人々おかしがりし。退之しらずや御釜の冬になるを以て、長嘯子の詠に、「とゞこほる細谷川もうちとけてけふは春しるきびの山」と、「其夜、藤井氏のもとにやどりて、「帶にせるほそ谷川もうちとけて一夜やどかる吉備の山かげ」とまくらの上につらね、長嘯子の詠に、「とゞこほる細谷川もうちとけてけふは春しるきびの中山」宮ばしらにみえ人」賀陽中番のもとにて、連歌師玄的の歌に、「まかねふくほそ谷川の音にのみきゝわたりにしきびの中山」宮ばしらにみえし發句とて、牡丹花の筆なりしに、いまはきえうせしとぞ、ありき山をたち入りて、「こゝになけ山あり木あり ほとゝぎす」宗祇法師修業のころ、「朝霞これしもあけの井かきかな」紹巴法師、この社にこし給ひて、「しげりそふ木の間にほそし谷の水」高安かたに、玄旨法師の短册有り。作者は旅人と書いて、「神はきねかならはしなればまつつきて團子にしたききびつ宮哉」これは先年予をたのみて、この筆の來歷をかゝせられし、はやむかしめきておかし。

〔航薇日記〕（成島柳北　馬より下りて吉備津の宮に詣づ、宮殿甚だ古く、往昔の遺風を存するもの多し。余各地の寺院祠宇を觀るに、いまだこの宮の如くかみさびたるを見ず。この吉備津の宮は、大吉備津彦の尊（卽孝靈天皇）を祭ると聞く、帝の時鬼賊あり、この地に住む　鬼帝を呪咀せんとて鯉と化し、板倉川を下る、帝これを射殺し給ふ。いま、足守より西二里許に、鬼の城といふ山あり。山上に鬼の鍋とて、丈餘の大鐺あり。その古色、數千年の物たるよし、此の宮の傍に廻廊あり、古色最深し廊を過ぎて祠殿にいたる、殿簷に銅燈數十ありといふ。みな數百年間のものにして、殊に愛玩すべし。祠傍に猿樂の舞殿あり。荒廢して、たゞ、落葉の狼籍たるを見る。廻廊を左にめぐれば、一屋宇あり、中に神竈を築けり、上古の釜あり、二媼其傍にあつて松葉を薪に作る。この媼は此神の仕女なり、余に語つていふ、この神釜、其の靈甚大なり、われ等二人の外、宮人も拜する事を得ず、祠殿に於て祈ることあれば、此神鳴動すること恐るべしと。其姿も物いふさまも、千早振神代の人に見ゆる心地せり「荒れはてし吉備の中山なかなかにいますが如き神の御社」土人いふ。此廻廊は、在昔、備前の吉備の宮に續きたりと、備

前、備後皆吉備の宮あれ共、此吉備中の宮最も上古のさまを存すといふ。廊を出で、祠後に大なる石碣あるを見る、石に刻して細谷川の古跡といふ。其のあたり紅葉多く、溪水潺湲として、人間に遠き景色あり。此地は、三備中の古蹟にして、往昔を追想するに餘りあり。

吉備津神社記終

吉備津宮參詣之記

今古殘葉抄

全

吉備津宮參詣之記（今古殘葉抄）

井神寛齋

吉備津の宮に、こゝろざし行てあすなん出たつといひけるに、庭にさけりける萩の花を見て、

　糸萩の末葉にむすぶ露のまも別るゝきはの心細さよ。　覺峯

これがかへしに、

　我身さへうつろひゆけば跡に猶心をかるゝ萩の上の露。

海をわたると聞て、

　別れ行舟路の末もしら波の立かへりこん程をこそまで。　盈秀

かへし、

　行舟のほどはしばしのわかれにもおしさぞかぎりしら波の上。

八月二十六日　空の心おぼつかなかりければ、かちよりゆかんとて夜立に出て、故郷を行はなるゝ所にてよみける。

　ながむれば只有明の月のみが心も殘るふるさとの空。

武庫川を越て、川岸にしばらく打やすらひけるあいだ、其あたりのけしきよみける。

　うしろ田のおくてのほなみ立そひて秋を深むるむこの川水。　重行

　秋霧を明はらひ行松風をむこの川瀬の波かとぞきく。

櫻さく比にもあらねば、それともしらで打返行を、是なん難波の海押照宮也と、人のをしへければ、立歸りておがみまつる、千鳥なく小松が崎よりかもめのあそぶ琴のうらはまで、はるかに打見やりて、

　むこの海磯たつ波のつゝみにやしらべあはする琴のうら風。

鳴尾の浦をながめて、

朝な夕なさらでぞこゝに見まほしな近く鳴尾の沖の釣ふね。　重行

名次山角の松原のあたりは、げにわぎも子に見せまほしき所になん有ける。

紅葉せぬ陰にもなけやさをしかの一つのゝ松原名には聞しを。　重行

廣田の社に詣侍りければ、はたすゝきほに出る比にて、いとかみさびたり。

此神のちかひをしれと打まねく袖も廣田の杜の小薄。　重行

民草にめぐみ廣田の神ならんおくてのほなみよらぬかたなき。

それより西宮にまうでぬ、足たゝざるにはあらねど、久しくやすらひてかしま立のつかれをやしなふ、宿河原を通りて住よしのおまへの沖より、あしの屋の灘の鹽やく方までを、只一目のうちに見わたして、

芦の屋の名にたつ浦は鹽やかぬ比しもけぶる秋霧の空。

あしやの里を尋ねゆけば、澤邊の螢も影見えぬ比にて、秋の村雨降來るに、やう／＼旅衣やつれんとする事を覺えて、

行雲よ我すむ方に告てましぬれて芦屋の里にきつると。　重行

此邊より、住吉のあたりまでを山路といふ、詞花集にも津の國山路といふ所に、參議爲道朝臣潮湯あみて侍ると有ば、此所なるよしいひ傳へたり、うはら住吉に詣侍りて、御影の森をゆくてにみれば、世にあらば又かへりこんと契りてし、いにしへの事ども思ひ出られ侍りて、

幾千年面かはりせで末の代の人も見かけの森の松かぜ。

もとめ塚の前にて、

求女塚とひもとめつゝ旅ころもうらちかくきて袖ぬらしけり。　重行

いとゞ猶秋のあはれをそへにけりうなひ乙女の跡をみつれば。

敏馬浦にて、

しら波の心にかゝる古さとをみぬめのうらにぬるゝ袖哉。

いざやこの山の上をみんとてのぼりて、布引の瀧のもとにあそぶ、雨ふれど笠かぶらずちりかゝる玉はぬるれどもはらひやらで、

布引の瀧のしらいとくるゝともやすからぬ身はぬれてだにみん。　重行

布引の瀧のしら玉ひろひなば我故郷の家つとにせん。

猶みなもともゆかしさに、五町ばかりたどりゆけば、奥に一丈あまりの瀧あり、下より玉をあぐること米をかしぐがごとし、其玉水おろしはかりになん覺え侍りぬ。

布引の瀧のみなかみ尋ぬれば人しら波の玉ぞちりける。

生田の山の、七まがりを下りて、生田川をわたり、御社に詣侍りぬ、さらぬ風にたに色かはるとよみ給ひしことなどたちまちに思ひ出で、

秋とふる雨には神も色かはる生田の森の木々の下かげ。

暮行まゝに、雨も打しきれば、立よるべき所もいたづらに行過て兵庫の町にしる人の有ければ、行てやどりぬ。

二十七日きのふ立よらざりければ、さらに行て、楠氏の印をおがむ。

あふぐなり名をばくささぬいさをしのまなふにかたき石の印を。　重行

ならびなき名をこそあふげ梓弓分入野べの石の印に。

廣嚴寺に入て、楠氏の昔を尋ねければ、寶物ども多くおがませ、今見るきゝの事どもいひ出られけり。折々さしいらへけるに、心のあふべくや思はれけん、酒など取出でいと馴々しうもてなされければ、おもほえず時をうつし侍りぬ、これより安養寺に入て、しばらく物語する内、夕暮にさへなりにければ、湊川をわたりて歸るに、雨しきりに降まさりければ、

袂にも流るゝばかり雨降てみなと川をぬれわたる也。

安德天皇假の皇居の跡を尋ね、氷室山夢野の方を打のぞみて、

ひむろ山麓の霧の深ければ夢野も見えぬ夕暮の空。

濁りたるもぬ（マヽ）とよみしさび江もくらく成ければ、影も見えず打わたりて、

名もしるきさび江の水にさびしさの秋を深むる夕ぐれの空。

二十八日經の島築地島寺にまうで、みさごのよりすさの入江をわたり、わたの御崎の波打ぎはにおりゐて、

小車のわだのみさきをこぐ舟やきよら〳〵をめぐりきぬらん。　重行

大わだのみさきによするしら玉は波しづかなるちよの數かも。

輪田の笠松のもとにて、

雨にきしきのふの袖をほすばかり朝日さすなるわだのかさ松。

萱の御所の跡平相國の名塔など拜し、それより長田神田に詣侍りて、

親と子の事のみいひて身の上はいのりこそせぬ神にまかすれ。

やれたる笠をつゞらんとてまのゝ地におりたちみれば、小菅ばかりつくしたる比にて有ければ、手すさびに藺を引て、

むかしよりまのゝ池なる草の名のいひつたへてし跡ぞかはらぬ。

また繼はしにて、

雲拂ふまのゝ浦風とだえせで空晴わたるよどのつきはし。　重行

うへし古葉もかはらぬとよみし駒が林の松かげを尋ね、濱づたひに須磨寺にまうでき、寶物ともはみながら正しき昔のものにて侍りければ、見るまゝに打なかれてやゝ涙の落なんとするを、心ある法師なれど、それは、したまふなといひて、とく取納めぬ、若木の櫻の下蔭をやすらふほどの宿としたりけれど、花見ぬ比はあるじもなきこゝちして、いとすさまじかりければ、やがて立出侍りぬ、一の谷のあたり、山と浦との中にある、そなれ松の下陰草の上にしりすへて、よその浦々までながめやりつゝ、かたみにいさといはんことをわすれて、

すまの浦にすまば是をや友とせんあかで千年を松の下かげ。　重行

こゝろには見ぬ月かげもうかびけり名に立わたるすまの浦波。

あつもりの石塔をおがみて、三の谷を過るまでは、一足も速からんことをおもひて、すみやかならぬさま、鹽やく烟の風にさへらるゝがごとく、さかひ川をわたるとては、

すまの浦を跡に見なせばわりなくもおもはぬ方に行こゝちする。

鹽屋の里を過、垂水といふ所のあなたに、仲哀天皇の陵有、是は麛坂王などのはかりてきづかれたるものとかや、近づき見れば、陵の半腹より瓶をならべてうづめたるがいたゞきにいたるまですき間もなくぞ見えたる、陵に瓶をうづむる神代のためし有て、むかし是を祭りける日、此瓶毎にさま〴〵の花を多くいけて、あやをなしけるゆへ、今も五色塚といへり、此事久しくたもたるにや、瓶のうちにもみち〳〵て、多くはわれ或はほりとりたる跡のみにて、猶後の世にはかたもなくなりなんとぞおもふ、夕日の波にうつろひけるを、

入日かげあかしのせとの秋といへば波も紅葉の色に見えけり。　重行

雲晴寺にやどる。

二十九日朝、とく人丸の御やしろに詣侍りて、

此道のくらきを出る門なれや光あかしの神の鳥居は。

行舟を名に立かくす朝ぎりはあかしの神の心なるらん。　重行

比は秋、時はあしたの空なりければ、まことに有がたき事に覺え侍り、うらのけしきを打守りてよめる。

あかし潟舟にもさこそおもふらめ朝ぎりかくす神垣の松。

清水の里を過て、石のゆなるとよみしいなみ川をわたれば、是なん今はしみづ川といひて、みなそこに、野中の清水といふ名所あるよし、所の長のをしへければ、やがて尋行侍りて、

やつれ得ぬもとのすがたもうつるやと野中の清水鏡にぞみる。　重行

ぬるゝともむすびてゆかんいなみのゝ野中の清水尋ねもとめて。

いなみのゝの浦に出てみれば、まことにやまと島根も、白波の千重にかくれて見えやられば、心あてにそここゝといひあひて、

行舟よ我も行みんいざといへどいなみの海の沖になり行。

二見が浦より、

ながむれば波より松にかゝりけれ津たの入江に汐やさすらん。　重行

木々の葉のうかぶと見えて行舟は二見がうらの秋の色かも。

高砂の浦にて、波の高くたつをみてよめる。

あるゝとはなくて名にたつ白波やよのつねよりも高砂の浦。

神代の神のつくられたる靜の窟に詣侍りて、

神代より此代にやすくすむことはしづのいは屋のあればなりけり。

曾根の社にまうで名木の松をみて、

すが原や菅の根永き君が代の千年をかけし神垣の松。　重行

姫路にやどをかる、

晦日に増位山にのぼる山道の、左右尾花咲みだれたる中に、松むしの鳴を聞て、

松虫の聲もしのばすほに出てまねく薄が下かげになく。

をみなへしの一村有ける所にて、

女郎花匂へる秋をむつまじくとくくれよとて松むしのなく。

隨願寺より、山越に廣峯に至り、ぬさ奉り終りて、拜殿より南にむかへば、海に二つの島あり、東をうし島といひ、西なるを家しまといふに、

朝日さす波の戸ぼそを尋ればしかまの浦のあまの家しま。

社の前に、萩多く咲たりけるを、

ちはやふる神のそのふに咲萩はことはの花と見そなはすらん。　重行

書寫山より、志司摩の方を、はるかに見やりて、

しかまの海よそに見なせと市人の聲かとぞきく嶺の松風。

流れても、あはんと、夢前川をわたりて、青山をしるべに尋ねゆけば、かれなんそれよと答るをみればいと青々として、田の中に友もなく、ひとり立たるにいとじけりければ、

旅人の尋ねやわふし木々の葉のまた青山に紅葉せざらん。

夕ぐれに、山道を通りけるが、いづれの花もまだほのかに見え、さまざまの虫のねも、あはれさはひとつに聞え侍りければ、

わきて猶夕は秋の味なれや花の色々むしの聲々。　重行

むしの音のきかる道の夕ぐれは千草の色に物ぞかなしき。

宇根といふ處にやどる。

九月朔日、けふは道あしくほどもあればといひて、くらきより立出侍りけるが、大山峠にさしかゝりける時、やうやうあかつきて、山田もる人も立かへれるをみて、

明ゆけば田毎の庵のあらはれてしゝおふ聲ぞたえだえになる。

猿のさけぶをきゝて、

日にそひて秋をもふかく山深く入れば哀もましら鳴也。

船坂山にてよめる、

吹風に秋のほなみの音するは船坂山の名をや立らん。

忌部村高皇産靈尊の御社に詣侍りて、

をのづからとはでもそれと白露を高くむすべる神垣の松。

太玉の神社にまうで侍りける折しも、雨の降ければ、

いそのかみふりしく雨のそゝがずば忝なさの袖やとがめん。

道すがら鹿の聲をきゝて、

故郷を鳴てしのべと梓弓をしゆばかりの鹿のこゑ哉。　重　行

山の邊の男鹿のこゑにをくられて來馴ぬ道もまどはでぞ行。

岡山につきて、岩井の行先のぬしのもとにやどる。

二日東照君宮にまうで玉の井の社に詣侍りて、

玉の井の深き願はかけずとも神はそれぞと汲てしるらめ。

曹源寺に行て、方丈庵のけしきなど見侍りぬ。今夜中野芳忠の悴にまねかれ侍りて當座さわぎの內、秋夕雲といふことをよめる。

めづらしき宿にわすれて夕ぐれの秋の思ひもしら雲の空。

三日今夜和田忠郁亭の會に、萩風といふ題を得て、

うれしさも身にしむばかりおもほえぬまどゐするよの萩の上風。

四日、吉備津一宮に詣侍りて、

朝な夕な思ふ人あるふるさとをきびつの宮に深く祈らん。

細谷川をわたるとて、

音たえず落くる水の白糸は細谷川の名にぞ流るゝ。　重　行

君つたふ細谷川のながれをば尋ねてこゝにきびの中山。

備中の吉備津宮にまうで侍りて、堀家氏のあないを得て、神寳たやすくおがみまつる、板くらの橋のあたりを

はるかに見やりて、
いづくぞと心にかけてながむれば霧たちわたる板くらのはし。
日ざしの山をかすかにながめて、
別れ來てひさしの山のまつとしもきかねど今はかへり行なん。
きびの中山をかぎりに立かへらんとする時によめる。
歸るさに又みんとしも契られずこゝをかぎりにきびの中山。
夕ぐれちかく成にければ、ありきの山にものぼり得ず、
五日、明貞亭の會に草花早といふ題を、
糸萩のいとゞとく咲て秋の色を此宿よりやしらせそむらん。
六日、行充亭の會に二首をよみける。
落花
明わくる春のあらしの跡みれば花より下も花の庭もせ。
水鳥
よふかくも鴨ぞたつなるふる雪に氷のねやのひさやしらめる。
七日、又行充亭の會に萩露を、
旅衣こゝにきつればかへるさもしら露ふかき庭の萩原。
八日きのふ船にのらんとはからひしを、日和あしとゞめ、七日はいむなといひて、けふなんさらばとすゝめしかど、またかたはしをたに見ありかさる身にも、日の本の内に、又たぐひ有まじくとおもふすさの浦を、もしもやうきねの夢のほどに打過んかと、いと心もとなう覺えければ、俄に心かはりて、又同じ道をかちより歸る、くらきよりおきたりけれど、別おしむ人の多くとゞむるとはなくて、わりなきことゞもいひあひて、時をうつ

し侍れば、心づよくいひはなちて、いそがしげに立出れと、軒ばはなるゝ比はさゝかに糸によるものゝやうに、おもほえてともかくもあれ立歸りて、今一日はなどと心の內にはゆるされたりけれど、つれたつ人にかくぞともいひ得てはおしく過行とて、

やがてともいはるゝ程の道も哉此古さとに立かへりこん。

道すがらかり田の面を打ながめて、

かり果し山田の面の村鳥はをのが心のまゝにおりたつ。　重行

忌部の御やしろにまうで侍りて、

陰深き森の下葉の露雫ふりに除ぬる宮ばしら哉。

夕ぐれちかく、すそ野の原を打過ければ、虫の頻に聞えけるを、

山かげやすそ野をゆけば衣手のつゞりさせてふきり〴〵すなく。

秋の花多く咲みだれてつみてかぞへば、まことに八千種の外にも有べくなんおもほし侍りて、

萩尾花きくをみなへしふぢばかま千種の中に名をしるはこれ。

日くれにければ、

今日はとて我まつ人もなきやどにいそぐ夕の旅ぞものうき。

夕月の光に、道のあかゝりければ、

夕月のなさけも深き山路を我ともし火となしてこそゆけ。

三ついとしといふ所にやどかりぬ。

九日曙より出しかど、霧深き山道、まして木の下やみのそこはかとなくたどりゆけば、また深き夜のこゝちになん覺え侍りぬ、まことにけふは九月九日也、折も折なれば、かゝる山路を古里にもいとゞ思ひ出づらん、いざ道すがら手折てかざさんといへど、道草のあやも見えず、いづれをそれともしらねば、

故郷のことをばきくのことのはも見えぬ山路の露にぬれ行。

舟坂山にて、

朝まだき舟坂山の名に立てふもとにふかき露の海つら。　重行

やう〳〵あかくなりゆけば、またひらかねと露のみけふはと、心得たる光にぞ見えける。

旅衣きくの山路分過る袖にぞ露の淵をなしける。

いざいはゝんとて、葉毎の露を物にひたしとりて、

日数へし旅のやつれもしらぎくや老せぬ露を袖にむすびて。　重行

あけぬさき暮て後に通りたる處を、晝のほどにゆくも珍らしきに、咲たりしは散またしかりしは開き出て、さらに同じ道ともおもほえず有ければ、富の緒川のたみはこそと、よみしは大和路なるを、一つのながれをわたりてゆけば、こゝにもいかるがといふ所有て、聖德太子の舊跡にて、御寺侍りけるを立よりて詣ぬ、かへるさは一足もいそがれて、多くは見過しゆく夕暮に、虫の聲を聞て、

同じ野をかへる我をや松かげに日数ふりぬと鈴虫の鳴。

十日賀古の島松原こしに、鳴たつを聞人ありやと、とはまほしう、綱引はへたる船渡をこえて、少しゆけば、かたはらにいづみ式部の塚有、そこにてよめる。

いにしへに聞しいづみは名のみにてむすぶは露の手向なりけり。

いなみ野を過行とて、

かへるさの袂の露をいなみのに深めし秋の色にくらべん。

大久保村と小久保村との間に、松原あり、興ある所なりければ、

蜑人のかりそめにやはながむべき見るめ多かるうらの松原。

行さまには、須磨の浦に心おこりして、かゝる所まで數ならずおもひ候へかし、人丸の神社に詣侍りて、

いとふかく願ひをこめて玉手箱あかしの神のめぐみをぞ待。　　重行

ことのはの光も高くあし引のやまとしまみゆ神垣のもと。

あかしのうらづたひ、舞子が濱より、たるひといふ所までの道すがら、おもしろき小石ひろひて、

ひろひなば見るたびごとに此浦をよそにこいしの數となるらん。

くれ過て、須磨の浦を通りけるが月のおもしろうければ、

こゝにのみ月の心をとゞめてやすさの關屋のさしも名高き。

須磨の山の紅葉を見侍りて、

行跡に殘る心の有とみようしろの山のみねの紅葉葉。

十一日兵庫より船にのりてかへるに、遙の跡を打詠めて、

松がねにむら〳〵かゝるしら波は遠くみぎはのかもめなりけり。

風出て海のけしきさう〳〵しかりければ、

青うなばら漕出くればば袖寒み風ふかぬまもなみの小舟は。

沖の波たつをみて、

風あるゝ海は野分のすがたにて世にしら波の花ぞみだるゝ。

灘の浦はよと覺ゆる比より、しきりに波風あらく、やうやく三分にかけたる片帆にも、風のちからつよければ、打かたぶきて波にうたれ風にたをされ落入らんとする事幾度なりしが、幸に事なくて、瀬川口にをしつけ、からきめをいまのがれけり。

吉備津宮參詣之記終

備前國赤坂郡
高月鄉牟佐村

高藏神社杵舞記

備前國赤坂郡高月郷牟佐村　高藏神社杵舞記

高藏神社の事御問に付奉答覺

一、備前國赤坂郡に郷六有り。類聚三代格に赤坂郡郷六と見へ和名類聚鈔に共六郷の名見へ候。其一郷を高月郷と申候。和名類聚鈔郷名に、備前國赤坂郡高月と見へ、延喜式に備前國驛馬高月二十匹と見へ、此郷北は高藏山を限り、東は立川に至り、此河を立河といふ事、備前風土記神名抄、又備前國神名帳等に見へ、今も立河神社立川村の名あり。西は西河に至り、此河を西河といふ事、源平盛衰記津高郡首何がしが家にある、文永元年の國宣平家物語・太平記等に見へ、美作國には此川上に西河といふ地名も御座候。南は高島山を限り候。此山を高島といふ事、備前風土記・神名鈔又備前國神名帳等に見へ、今も高島神社御座候。北高く南低くして、高藏山より流れ出る水は、東は立河へ落候。西は西河へ落候。高島山より流れ出る水も、東は立河へ落候、西は西河へ落候。此郷を俗に高月本郷と申候。本國本郡本府本郷などゝ申候。延喜式其餘古事に見へ、常の稱呼に御座候へども、本郷を地名の樣に申來候は、後の事に御座候。此郷を本郷と申來候事は、興國四年備前國中大小神名に見へ、古への神主の稱號を本郷と申來候、古へ吉備上つ道といひし官道は此あたりにて、此郷卽驛にて高月驛といひしなり。足利尊氏福岡に在陣の時より、北朝方の人多く南の道を通り候。以來南の道往來に成候。古へ高月驛の有し處を今も馬屋村と申候。

一、右高月郷の內に牟佐村有り、古へは上下二村に分ち、上牟佐村・下牟佐村と申候。下牟佐村は洪水に流れ、其地今は少し御野郡の內にも成居申候。興國四年の記錄に、津高郡一の宮に御座候。むさ上下村々と見へ候。源平盛衰記壽永二年の處に、備前國西河裳佐の渡りを打渡り、と見え候は、マミムメモの音通ひ候故、其頭は牟佐の渡りとも、申ならはし候なるべし。

一、高藏神社は上古より、備前國赤坂郡高月郷牟佐村、高藏の山に御鎭坐にて、大鳥居は本社より二十五町ばかり南の麓、古への官道に立ち有之候。古への鳥居は木の鳥居に御座候。古への鳥居は木なりし事、古事に多く見へ候。元弘二年北朝正慶元年。神主上道康成、木を改て石とし、石の額をかけ、正二位高藏大明神と書きて、裏に、正慶元壬申十二十八大願主國造神主上道康成、と記置候。右の鳥居は天正年中地震に倒れ、今の鳥居は、萬治三年に建て候。今の額も萬治三年にかけ候なり。

一、赤坂郡にて第一の高山は布勢の神山なり。（今は俗に龍天と申候。）其次は此高藏山なり。古への宮處は、今の宮より少しばかり上の峯なり。其處に古き瓦多く殘有之候。

一、高藏神社は古へより、八町四方の御境內と申來候。今御宮林畝にして三十餘町御座候。（凡て古へ神社の御定、大社は十八町四方、小社は八町四方なる事造殿儀式に見へ候。）大內裏炎燒神祇官燒け、備前國府衰へ候以來は、朝廷より御修理無御座候に付、今は御氏子共より修理仕候。（凡て諸國神社、其國の正稅を充て御修理の事は、延喜式に見へ候。大內裏は承久の亂に炎燒、又其後延元の亂に炎燒に御座候。備前國府は和名類聚鈔及拾芥抄・平家物語・興國四年備前國中大小神名等に見へ、太平記に備前の目代の事見へ候へば、其頃迄は國府盛に有しなるべし。）

一、高藏神社古へは、吉備津彦命の御子孫上道氏を、神主祝部として祭らしめ給ひ、（上道氏の事、國造本紀・古事記・日本書紀・續日本紀・類聚國史・其餘正史に多く見へ名高き家に御座候。美作國久米郡豐樂寺の古記錄にも、上道氏の子孫多く見へ候。）其氏の中にて、年六十以上の者の、神事に堪なる者を撰ばれ、八位以上に叙して、神主祝部に補任せられ候處、（神主祝部は、其氏の中にて年六十以上のもの丶、神事に堪なる者を撰びて、八位以上に叙し補任せられし事、格式正史等に多く見へ候。）大內裏炎上備前國府衰へ候以後は、神主祝部の補任も中絶仕候。然れども天正年中迄は、古への神主の家、衰へながら相續有之候處、天正年中、神主本鄕四郎左衛門と申者（姓は上道朝臣、家の紋は圓の內にめうが。）懸にして、神主職難勤、近邊の坊主共御社へ立入、押領仕候處、寛文六年新太郎樣、坊主被放し被成、難波喜大夫へ、神主相續被仰付候、（本鄕四郎左衛門子孫百姓に成居申候處、文政年中七右衛門と申者、死後子無御座斷絶仕候。）

一、右高藏神社は、別て祈雨の靈驗御座候に付、古へは備前國守雨を祈られ、又勅使を立られて、雨を祈られし事も有之由に御座候。（今も近邊の百姓、旱には神主して、高藏神社に祈雨仕候、凡て國司雨を名山の神に祈り、或は勅使を立られて、雨を名山の神に祈られし事も、古書に多く見へ候。）

一、右高藏神社は備前國百二十八社の內、（備前國百二十八社の事は、總社の棟札・備前國神名帳・備前風土記神名鈔、又一の宮の古き祝詞等に見へ候。）赤坂郡二十九社の其一社にて、（赤坂郡二十九社の事も、備前國神名帳・備前風土記神名鈔等に詳に見へ候。）高月本鄕の惣鎭守に御座候。（今御氏子七村御座候。）備前風土記神名鈔に、古への（備前風土記の中、神名ばかり抜書せしものに御座候。）赤坂郡高藏社と見へ、備前國神名帳に、赤坂郡高藏神社と見へ候。（備前國神名帳は、古へ國司の記せし帳にて、備前國府の惣社に傳はりしを、追々寫せしものに御座候。異本ども多く御座候。內惣社の神主、綿抜藤大夫が本を寫せしといふ本、三本御座候。何れも異同御座候。又一の宮より出しものを寫せしもの一本御座候。又一本は邑久郡高原何がしが家に持傳へたる本、

又一本は同國山本何がしが家に在し本に御座候。又一本は上道郡西大寺に傳ふる本、又一本は同郡賢谷寺に傳ふる本、又一本は和氣郡大瀧寺に傳ふる本、其餘家々寫し傳へたる本多く御座候。一本に初に名高き神社を先裁て、其所に從二位高藏大明神、坐二赤坂郡一と書たる本に御座候。 高藏神社は高月本郷の惣鎭守に御座候故、俗に本郷の宮とも申候。それ故興國四年備前國中大小神名には、赤坂郡の內本郷の宮と見へ候。此神名一の宮に御座候。 扨古へ大內裏の御時は、京に神祇官・太政官御座候。諸國の國府にも神祇官・太政官に准じて、惣社と國廳とを建られ、神事政事を行はれ候。備前國府にも惣社を建られて備前國總百二十八社の神を祭られ、備前國守自ら神主となりて神事を行はれし事に御座候。國主神主を兼、又政事の初に先神事を專ら爲すべきよしの詔も古事に多く見へ候。 又備前國主入部の時、又常にも神拜とて國中を巡り、百二十八社へ參詣有し事に御座候。國主神拜とて、國中を巡りし事も、古書に多く見へ候。津高郡一宮の古き祝詞に、備前國惣百二十八社の神を祈る事見へ、又今も和氣郡大瀧寺・上道郡西大寺・賢谷寺等には、毎年正月備前國神名帳を讀、百二十八社の神に、國中の五穀豐饒を祈り來り候。

一、古へは毎年二月四日、京の神祇官にて祈年の祭を行はれ、諸國の國府の總社にても、祈年の祭を行はれ候。年とは稻の事にて、祈年とは、稻を神にこひ候祭に御座候。諸國の惣社にては、國司散齋三日致齋一日、國主自ら神主となりて、祈年の祭を仕、其國々の神社を祈申候。備前國府の惣社にては、備前守、神主となりて、百二十八社を祭り候。其內二十一社は官社なる故に、勅を奉て祭所に御座候。二十一社の神名は延喜式に見へ候。 其時一の宮を始め百二十八社の神主祝部等惣社へ召れ、百二十八社の神主祝部等、總社の御庭に立居候。此時の祝詞左の如し。

集侍神主祝部等諸聞食登宣。神主祝部等稱レ唯。 高天原仁神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以天。天社國社登稱辭竟奉皇神等乃前仁白久。今年二月仁御年初將賜登爲而宇豆乃幣帛乎朝日乃豐逆登仁稱辭竟奉久登宣。神主祝部等稱レ唯。 辭別白久弱肩爾太繦取掛氐持由麻波利仕奉禮留幣帛乎神主祝部等受賜天事不過捧持奉登宣。神主祝部等稱レ唯。

一段畢る毎に、神主祝部等唯と申候。祝詞畢て御備物を、一の宮より次第に百二十八社の神主祝部に渡され候。それを受取歸、社々に備へ、祈年の祭を行ひ申候。其儀式延喜式其餘古書に、委しく見へ候。扨祈年の祭畢りて後、百姓共苗代に水をせき入れ、追々稻を作り候。稻熟せし後御禮に報賽の祭と申候て、毎年十一月の末に、神祇官にても、諸國の惣社にても、祭御座候。備前國府の惣社にては、國主、神主となりて報賽の祭と同じ事に御座候。高藏神

社の神主も、古へは二月十一日共惣社へ出勤仕、御祭畢りて御備物を受取歸り、高藏神社へ獻り、新年報賽の祭仕りしものに御座候。

一、高藏神社毎年二月新年の祭、大内裏炎燒、備前の國府衰へ候以後は、略儀に相成、今は二月十六日に、纔に其かた計殘有之候。此の日御氏子の中、年中の御備物を獻る家を定め、これを俗に當渡しと申、其の家を當屋と申候。二月より翌年の六月までの御備物を、其の家にて用意仕候。當屋の主人家内までも、穢を忌み、他人の火の物たべ不申事、甚嚴に御座候。

一、高藏神の社、毎年十一月十五日より十六日を、報賽新嘗の祭、大内裡炎燒、備前の國府衰へ候以來は、國の守よりの御備物無之、今は御氏子の中、當屋より御備物を仕る計に御座候。十一月は當屋の家内中物忌仕、しめを引き、穢たる人をば内へ入れ不申候。萬葉集歌に爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須登毛曾能可奈之伎乎刀爾多弖米也母といふ歌は、早稻を以て神に新嘗奉る、民家の女の歌にて、物忌の間には、凡人の入來るをも忌む事、歌の意に見へ候へば、（但、其悲きを戸に立めやも、とは人の來る事を忌めども、うつくしと思ふ君が來らむには、戸の外には立せず、内へ來させむと、男の事をよめる女の情にて候。）民家の新嘗の物忌、古今同樣に候。扨十一月朔日當屋へ神主行きて、酒藏を淸め、高月早稻を以て釀たる、どぶろくといふ酒を、かはらけ十二口に盛りて、酒藏に居ゑて神を祭る。これを神酒の口あけと申候。此の日當屋へ親類幷懇きなる者を呼飮宴す。同八日（新嘗祭より八日前なり。）又神主當屋へ行きて、酒藏を淸め、彼新しぼりのどぶろくを、かはらけ十二口に盛りて、藏に居ゑて獻る事、朔日の如くに候。これを大口あけと申候。同十五日より十六日まで、神主をはじめ社家ども、高藏神社へ參出て、報賽新嘗祭を仕、當屋より高月早稻を、どぶろくあま酒とて、二品に釀たるを獻る、又高月早稻の大御食を三膳に盛りて、高月子稻の餅を、十二づゝ三膳に盛りて獻る。右皆神主正殿に備奉る。又幣殿に備候ものは、大御食を四十三膳に盛り、餅八づゝ四十三膳に盛りて獻る。此餅の名をまがりといひ來れり。今は常の餅なれども、古へはまがりの餅をも、備候なるべし。其の餘御備物神主巫等の勤方、書載不申、此十五日十六日の新嘗祭に、高月本鄕の御氏子ども、數百人御社へ參る。當屋より高月早稻のどぶろくと、高月早稻の飯を、數百人

の御氏子へ、人別に飲食はする舊例なり。こは一郷の人共に、新嘗する禮の遺れるなるべし。十五日十六日とも、當屋の主人は麻上下着、御社へ相詰候。妻は御社へ參り、早く罷歸りて、留守に物忌して居る。萬葉集東歌に多禮曾許能屋能戸於曾夫流爾布奈未爾和家世乎夜里氏伊波布許能戸乎にひなめをニフナミといふは、アマツコトバ也。といふ歌は、主人の新嘗祭へ參りし留守に、妻の戸をしめ置て、物忌して居たるがよみし歌なり。古への風儀思ひ出られて、おむかし記事なり。扨高藏神社の新嘗祭畢りて、同十七日當屋にて新嘗す。男女多く集ひてうたげし、あるじ夫婦起ちて舞ふ。古事記・日本書紀に淸寧天皇二年十一月、播磨の國赤石なる、縮見の屯倉の首忍海部造細目が新室の室遊びにうたげして、夜ふけ酒酣なる時、次第を以て、皆舞ひしものなりしが、後世たゞ、あるじ夫婦のみ、舞ふ事となりしなるべし。扨其舞の次第は、妻は衣裳を整へ俗に所謂かいどり水桶を頭に戴き此頭に戴くは、神に獻る物なればなるべし。兒島郡三家鄕北浦の祭も此例有り。柄杓を持ちて、竈の前にて水汲むまねす。こは高月早稻の飯を、炊く爲に汲む意なるべし。此間に古は飯を炊く故、實有しなるべし。其後白木の飯びつを頭に戴せ、杓子を持ちて飯もるまね、其時に、いひひつ八つ／＼かいは九のおつ、と言壽す。ひつの數は八つにて、かいの數は九つとするも、いも面白し。古諺なるべし。九のつの、のをおと引はる言二句とする故なり。扨主人麻上下着、十束稻の穗を左右の手に持、打違へて起ちて舞ふ。舞訖りて妻を呼ぶ、妻唯と稱て向ふ。此唯と答ふる事、古事延喜式を始め、古事に多く見へて、古き世の禮なり。主人毛のうしよ／＼とはゑたる物進ぜふ。うしよ／＼は、おそしを誤りたるなるべし。進せふは、進ぜむを誤りたるなり。といひて、彼十束稻の穗を、口にくはへて渡すを、妻口にくはへて受取る。又主人團子を、いれことといふ物に、入れたるを持ちて、室壽して、桃都の鳥と、日本の鳥と、はたらぬまへに、團子舞奕さいなみさいなは、みさせなといふ古音の轉りたるなり。と壽ぎて舞ふ。此桃都の鳥のはたらぬ前に、といふにて考ふは、古へは朝早く起きて、舞ひしものなるべし。桃都の鳥は、天書に所謂、桃都山鳥にて、渡らぬ前とは、朝日出ぬ前をいふなるべし。舞訖りて又妻を呼ぶ。妻又唯と稱ふて向ふ。團子進ぜふ、小つまをうけて待給へと、いひて渡すを、妻小づまへうけとる。主人又本末太き杵を左右に持ちて、又室壽して、桃都の鳥と日本の鳥とわたらぬまへに、きね舞をみさいなと、壽ぎて舞ふ。舞訖りて竈の後に立ちて、又妻を呼ぶ。妻又唯と稱て向ふ。主人大きな／＼大物進ぜふ、引はたけて待て引つとめるは、後の俗にて古へは、引きといひしものなり。といへば、妻俵を股に挾みて進む。主人彼杵を、俵の中へ指入て納むる。これにて其日の儀式は訖り候。いひひつ

八つ〳〵かいは九のおつ、と言壽ぎ、又桃都の鳥と日本の鳥と渡らぬまへに、きね舞みさいなと、壽ぎて舞ふを、考ふるにかけまくも恐けれど。

顯宗天皇の馬甘牛甘とならで、播磨の國赤石の縮見屯倉におはしまし、御時忍海部造細目が新室遊びに起ちて室壽し給ひ、築立稚室葛根築立柱者此家長御心之鎭也取擧棟梁者此家長御心之林也取置椽橑者此家長御心之齊也取置蘆萑者此家長御心之平也取結繩葛者此家長御壽之堅也取葺草葉者此家長御富之餘也出雲者新墾之十握稻之穗於淺甕ニ釀酒美飮喫哉吾子等脚日木此傍山牡鹿之角擧而吾舞者旨酒餌香市不ニ以直買ニ手掌摎亮拍上賜吾常世等と壽ぎ給ひし、大御詞の、日本書紀に出たるに、古今尊卑の相違は有れども、其趣の少は似たる所あるが如くに御座候。扨當屋にて十七日。十八日•十九日三日の間、男女多く集いて宴す。同晦日に神主當屋にて神拜す。此日までにて物忌相濟候。右十一月十七日當屋にての舞を、俗にきね舞と申來候事に御座候。

一、右の外高藏神社に、古へは四月十二日より十三日まで、神衣祭として、夏の御衣日蔭の葛を獻り、九月十二日より十三日まで、神衣祭とて冬の御衣を獻候。是又大祭に御座候。今四日の神衣の祭は中絶仕、九月の神衣の祭ばかり、殘り候へ共、御衣を獻候年は中絶仕候。九月十三日大鳥居へ、神輿行幸御座候。此時古へは月次祭御座候て、御氏子より月次の幣帛を獻り候。此高一宮にも御座候。今は中絶仕、十五日當屋より、小麥團子を獻候計に御座候。　以上。

嘉永二年酉閏四月十八日

備前赤坂郡高月鄕牟佐村高藏神社杵舞記　終

高藏神社の事に付奉答覺書者、備前國赤坂郡牟佐村、高藏神社祠官、難波氏所藏にして、平賀左衛門太郎元義の筆記なり。其後酒折宮社司岡直廬臨寫せしを借得て一本謄寫す。于時明治二十四年十月上澣日、黍丘山出石鄕居士塚本吉彥。

服忌令

全

服忌令

目録

服忌令目録終

服忌令　全

一、吉備津宮服忌令

一、父母、服十三月、暇五十五日俗云荒忌。但、於遠境死去、年月を經て告來る時は、聞付候日より半減、二十五日の忌を受べし。服は其死去の月を滿べし。閏月をかぞへず。

一、夫婦、服九十日、忌二十日。此忌服、初の夫妻に限たり。五に離別ののちたり共受べし。

一、男女子の、服九十日、忌二十日。嫡子・末子に不寄、始て死する時、此服忌有、後は服三十日、忌十日受べし。

一、養父母、忌五十五日、無服。但、葬禮の時、靈璽を戴き供したる時は、件の忌あり、持ざる時は右の忌なし、璽は五十五日。

一、父方祖父祖母、服九十日、忌二十日。於遠境死去、忌服明て告來る時は、半減の忌服有。又忌懸りて告來るときは、其殘る日數より忌むべし。外の親類の忌服准之。

一、母方祖父并祖母、服三十日、忌十日。　一、父方伯叔父姑の、服九十日、忌二十日。

一、母方同斷の、服三十日、忌十日。　一、兄弟姉妹の、服九十日、忌二十日。一種別服(腹)の兄弟も件の忌服を受べし別種一服は、服三十日、忌十日受べし。

一、孫の、服七日、忌三日。　一、從弟の、服七日、忌三日。　一、甥姪の、服七日、忌三日。

一、葬禮の穢、二十四時憚之。但、葬禮の規式に預ものは、七日の忌有之。色を着したるもの同斷。　一、年忌の穢、二十四時刻憚之。

一、同忌相火、當日憚之。　一、墓所參穢、同斷。　一、忌服の人と相云、二夜三日憚之。

一、踏合の穢、同斷。但、他所於遠慮有べし。

產穢の事

一、父、七日別火なり、十三日憚之。　一、母子、三十三日別火なり、百十日憚之。

一、流產、父十三日憚之。母三十三日別火なり。但、其子生れて七夜の内に死する時は、流產に准じて產穢計有て、死の忌服なし。又末の月不足して流申時は、四月めならば十二日、五月めならば十五日の

別火、如斯はゝかるべし。

一、月水、十二日憚之。但、三日別火なり。召仕女は四日別火、或は五日、品により遠慮有べし。七日以後潔斎人と同座・同火不苦。

食穢の事

一、牛・馬・猪・鹿・犬・狼、七十日憚之。但、相火堅く忌べし。

一、五辛大ひる・きひる・にら・あさつき・くれのをも。大社に無憚、小社に憚之。

一、兎・狸等の四足、七日憚之。

雑の憚の事

一、米、無差別。但、自分の田地に作たる米を、忌服のひとゝ食したる時は、重て種を改べし。

一、茶・酒・油等、無差別。但、商火にても調たる食物、忌服のひとの用たるを、跡に食すべからず。

一、汲合井戸、井筒なきとても、地によりて遠慮有べし。

一、味噌・醤油・塩、一同に不用。

一、器物、ひとつに不用。

右の服忌者、備中吉備津宮の舊例なり。敬の末々不可略者なり。

二、伊勢大神宮服忌令 略

一、父母には、忌五十日、服一年。一年とは十三月なり、其内に閏月有ば十四月なり。

一、夫、同五十日、同一年。閏月之事、父母に同じ。又本妻も妾も、いみ・ふく同じ。

一、宗領の子、同二十日、ふく九十日。庶子にても、宗領に立れば宗領なり。又女の子には、宗領と云ふことなし。

一、養子、同十日、ふく三十日。

一、母方同斷、同三十日、同九十日。

一、同ひゝおほぢうば、同十日、同三十日。

一、養親、同三十日、同百五十日。

一、妻、同二十日、ふく九十日。本妻ばかりなり。後の妻と妾にはなし。但心次第たるべし。

一、庶子、同十日、ふく三十日。

一、父方のおほぢうば、忌三十日、服百五十日。

一、父方ひおほぢうば、同二十日、同九十日。

一、まゝ母、同十日、同三十日。但、はじめより別家におれば、恩をうけざる故に穢なし。又まゝ母より、まゝ子にはなし

一、まゝ父、同十日、同三十日。同家におらざれば、忌をうけざるゆへ、けがれなし。

一、父母のおぢおば、同二十日、同九十日。

一、嫡母、同十日、同三十日。てき母とは、妾の子より、父の本妻を云なり。また嫡母より妾の子には穢なし。

一、母方のおぢおば、同十日、同三十日。

一、兄弟、同二十日、同九十日。はらかはりの兄弟も、おなじ。

一、種がはりの兄弟、いみ十日、ふく三十日。

一、しうと・しうとめ、同二十日、同九十日。但、よめおつとの父母のために、如此穢有り。聟より妻の父母のためには、けがれなし。またやしなひ子の、よめたりとも、けがれあり。

一、父母の姨、同三日、同七日。父母にはなし。

一、宗領孫には、同十日、同三十日。惣領孫とは、宗領の子惣領一人なり。

一、庶孫、同三日、同七日。庶孫とは、庶子の子共と、惣領の子の二郎より以下を云なり。

一、父方の從弟、同三日、同七日。母方のいとこにはなし。

以上、忌服の間、參宮ならず。

一、生れて三月めより内に、死たる子には、いみ・ふくのけがれなし。生れて三月過てより、七歳までの内に死たる子には、いみの穢有て、ふくの穢なく、いみのけがれも、本ふく九十日のは三日。三十日のふくは二日、七日のふくは一日なり。

一、人七歳になるまでは、たとひ親死たりとても、いみ・ふくのけがれなし。八歳より穢を請るなり。

一、親類他國に有て死する事、いみ・ふくも過て聞たる時は、半減暇とて、いみの半分けがるゝなり。ふくはなし。又いみ過て服は過ざるの内に、聞たるには、是もいみ半分穢て、服は死たる日より數へて穢なり。又少し過て聞たるには、其日より、いみのけがれ有て、まへ少しへる分計なり。たとへば父方のおほぢうば、三十日のいみを、十五日より以前にきゝたるには、其日より穢て、まへをいまれづといふ事はなし。又十五日より後に聞たるには、いつにても、十五日穢るゝなり。服は死たる日より、數ゆるなり。但、父母と夫には、數年をへて後に聞たるとても、十三月のふくにて、五十日のいみなり。少しもへらす事なし、いまれつべくなり。

一、父母と夫の、正忌日には、遠闊日とて一年に一日、穢有て參宮ならず、月忌はくるしからず。

一、いみ・ふくと、しゝ火等の穢の外に、大神宮へ參宮せぬ年ぞ、月ぞ、日ぞと、いふことはなく、萬年暦に、參宮せぬ年とて書るは、大なるあやまりなり。

一、產の女は、百日參宮ならず。小產は、四月以前のは、子の體いまだ不定故、二十一日のけがれなり。四月より以後は本產とおなじく、百日なり。

一、月水の穢は七日なり。其日より三日、別火をくひて、十一日めに參宮するなり。若月水とまらずば、七日にかぎらず、いつにても、月水とまりてより、二箇日有てきよまりて、さてまた三火別火をくひてのち、參宮するなり。

しゝ火の事

一、馬。牛。犬。羊。ぶた。猪。鹿。かのしゝ。かもしゝ。くらしゝ。青しゝ。熊。さる、以上のものくひ候人、百日の間大神宮へ參宮ならず、たとひくひ不申候ても、其おなじ火をくみ候へば、百日のけがれなり。若百日の穢のひとあやまりて、大神宮領へ入て、火をくひ申候へば、其家二十一日の穢になりて、二日以前につかひ候諸道具も捨り、かまどまで掘くづし、おそろしき穢なり。是は六色の禁忌といふ其一にて、とり分、おもきいましめなり。

一、百日の人と、あひ火くひ候人は、二十一日のけがれなり。たとひ百日目にくひ合ても、本人の穢はさりても、あひ火のひとは、あとに二十一日なり。

一、二十一日と、あひ火をくひ候へば、七日のけがれなり。

一、きつね。たぬき。うさぎ。おほかみ、子細あり。かくのごとき類は、けがれなし。

右諸國參宮人のために、大概を記なり。なほこまかなる事は、さまざま子細あり、奥に追書なり、細字さまざま有、略之。

三、神祇道服忌令

身を切て神社參詣不憚、血を出せば憚る。人を殺害する、義して當日の穢、すえものは三十日。隣の家人死する時、地のけがれ、別棟にして、出入の間に門なき時は、不穢。穢中に法樂連歌不可然、大社宮寺同也。喪の弔、疾を問、當日憚之、大社宮寺ともに。いろを着て、喪所へ送する人は、三十日の穢なり、葬所に入て死の穢を得ればなり。親類は可憚、服暇の限を以て定む。手負たる人血の出る間は穢す、手負を弔人、當日穢。公界の井を穢所より汲事、井筒なき時は穢なし。井筒あれば穢す。墓所參當日憚。穢所より來る書狀は、封目を門戶の外にて、使にとかせて、取入れば不穢、此方の奏者はとくべからず。文箱に入たる狀をも、穢使門外にて取出し、封目をときて出せば不穢。此方よりとけば穢なり。此方より穢所へ遣狀、封じて遣すもの不苦。

神祇道之神事者、一朝之法令也。故に君臣遵レ之。諸の社例之神事は、一社之新式也。故其社人守レ之。

一、父母、服一年十三月、暇五十日俗云莬忌也。於遠國に逝去、年月を經て告來る時、聞付る日より、更に五何始て其月より、一廻十三月の服を受也。此儀二親に限也。
《死日は上旬にても中旬にても、其月中服也。たとへば二十日の服たるに、十四五日に告來をば、のこり五六日を忌て、聞日より二十日は不忌。二十日過て告來らば、其聞日より、二十日忌、外准之（朱書）。》

一、養父母、服百五十日、暇三十日。遂跡を相續の時は、本親のごとく、一年の服をうくるなり。此外は、本親の服うけず。《嫡母。忌十日、服三十日（朱書）。》

一、繼母、服三十日、暇十日。父他界の後たりとも、他の夫をもうけずば、此ふくをうくべし。
父生存の内にても、父死去の後にても、他へ嫁せずして死去の時は、妾の子可受服忌之。離別するにおいては、妾の子不可受服忌。

一、夫、服一年十三月、暇三十日。妻數多有とも、何もおなじ。
とまも不苦。ひとによりて用捨心得べし。

一、嫡子、服九十日、暇二十日。

一、祖父母、服百五十日、暇二十日。一本にいとま三十日（朱書）

一、高祖父母、服三十日、同十日。

一、伯母、服九十日、同二十日。

一、嫡孫、服三十日、暇二十日。（一本に十日）。

一、從弟兄弟、同七日、同三日。伯父の子なり、伯母の子には无服。

一、異父兄弟姉妹、服三十日、暇十日。父各別にして、母一腹の儀なり。繼父服事、同居して恩惠を蒙らば着服す。不然ら无服なり（朱書）。

一、七歲未滿服事。（一本に、七歲までは、二親服を不着、上は六親悉く服なし）。七歲迄は實父母の服を仲小生請ず。況や彼小生死去の時は不レ及ニ沙汰一、八歲より自他のふくあり。

一、妻、服九十日、暇二十日。始の妻ばかりを受る也。但、子有ば後の妻たりとも、うくべし。但子なき時は、服もいれなし。此は姫の事。

一、舅・姑、服九十日、暇二十日。夫の父母なり。聟はいま

一、末子、服三十日、暇十日。女は最初に出生すとも、末子に准ずるなり。

一、曾祖父母、服九十日、同二十日。曾孫忌三日、服七日。但娠には、曾玄共に無服忌。玄孫右同斷（朱書）。

一、伯父、服九十日、同二十日。

一、兄弟・姉妹、服九十日、同十日。（一本に二十日）。別腹たりとも、服暇の差別なし。

一、末孫、同七日、同三日。女子は最初に生たり共、末の孫に准ずべし。嫡の生たる孫はふくなし。

一、甥姪女、同七日、同三日。但、姉妹の子には、无ふく。

母方

一、外祖父母、服九十日、暇三十日。一本に二十日。

一、伯父・伯母、服三十日、暇十日。此外の親昵には、等方は二十日光限なり。

雑穢物忌

一、女房の月水、七日の憚なり。八日めより神事のひとゝ、同坐・同火不憚者なり。本人神社参詣は、十一日めに可参なり。若七日以後猶いまだ月水あらば、その日憚なり。血あがりてのち、二夜三日の神事をして可参なり。

産屋幷月水のとき、はだにきる衣裳、洗ても神社へ、着すべからず。

一、産穢、三十日なり。但、七日以後は二傳三傳の忌无之、八日めより、出入・同坐・同火の人、二夜三日居隔て、大神宮以下諸社へ参詣不苦也。産する女房は、百日以後可参なり。

一、流産穢の事、三箇月までは、月水におなじ。四五箇月に至ては、形體の有を決め、其體あらば、全く死穢のごとく、三十日忌之。

一、妊娠の女は、五箇月より諸社参詣憚之。同夫は、産する當月ばかり、神社不可参詣なり。七箇月に着帯する女ありとも、五箇月より以後社参憚る。

一、死穢の事、三十日なり、甲・乙・丙三轉忌之。甲の穢は、死人の有所なり。乙の穢は、死人在處出入する所なり。丙穢は、乙所へ通達のひと、同その人の在所共に、三轉めの穢なり。

已上三轉共に、三十日憚之。生たる孫子も、百歳の翁も、死穢はおなじ。他人たり共、此穢にふれば、此日限て憚なり。神社へ仕以て不可参詣。

一、父母幷夫の正忌には、當日憚之。

一、婬事は、二夜三日これをはゞかる。

一、身より血出ば、行水して後て参詣すべし。但、三しづく程のおとしたるは、穢ばかりすべし。

一、灸事、三箇所に及までは不苦、四箇所に及ば、三日憚之。灸をすへたるひと、はゞからず。

一、往間精の事、伊勢神宮等、七十五日はゞかるよし。申之死正說。

一、五體ふるゝ穢の事、たとへば頭・手足などを、犬などくひ入ること有り。七日のけがれなり。腹は頭・手足なけれ共、三十日けがるゝなり。五臓を具る故なり。穢物は見出たるを、穢のはじめとす。

一、燒亡の穢は、七日憚之。但、甲乙の轉展なし。

一、六畜生死穢事、牛・馬・犬・羊・豕等の類なり。生は三日、死は日。生ながしも五日なり。雞はけがれなし。

一、四足物食用事、猪・鹿・猿・狐・狸・犬、七十五日憚之。合火五十日。又合火三十日なり。此日限、神社参詣すべからず。兎・狸・狼・羚羊、五日憚之。此日限過て、参詣すべきなり。

一、鳥食用事、山鳥・水鳥差別なし。大社は参詣の當日まで、不憚之。宮寺三日忌之。大社へ参詣の時は、魚を食す。其下向の道に、宮寺へ参詣不苦。大社へ参りざまに、宮寺へ参事不可然、大社を次にするに、相似たればなり(朱書)。

一、魚食用事、大社は不忌之。鳥魚食の合日、宮寺参詣不憚。魚鳥食ときは、宮寺の社へは、當日憚之。

一、五辛事、大蒜（をゝひる）（蒜カ）・慈葱（やゝる）（葱カ）・角葱（にら）（韮カ）・蘭葱（らさつき）（葱カ）・興蕖（くれのをも）（茴香の葉カ）・大社不憚之。宮寺社天部等三日忌之。

或二十四時、或異香を限る。只前一日忌之本説、重輕服等、守本法也(朱書)。

一、大社とは、神祇宮所齋場・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日・伊勢・吉田・住吉・大原野・梅宮等類也。

父母の月忌に、社参大社宮寺ともに、不憚。正忌日は、當日憚る(朱書)。

一、宮寺社とは、八幡・日吉。祇園・北野・今宮・紫野・御靈等也。重輕服の人、暇以後参詣不苦也。魚鳥五辛とう忌之。

一、伊勢参宮、熊野参詣等事、精進屋へ入日神事の始とす。進發の當日を参詣に准ずるなり。

一、精進屋へ入日、行水・重服・輕服・月水のひと、家中を出すべし。但、家室并七歳未滿の乳人は、棟別に隔て、同坐すべからず。

一、二夜三日の間婬事、はゞかるべし。

一、参詣の當日、行水可有。但、月参ならば、一日一夜の、神事たるべし。

一、月待・日待に、魚鳥不憚之。

神道長上卜部朝臣 朱印 書判

右之服忌令者、淺野紀伊守、和歌之天神再興之時、吉田神守遷宮之砌、甚次右庵被申請者也。

四、武家服忌令 元祿年中に改る。

一、父母、忌五十日、ふく十三日。閏月かぞへず。《法曹至要云、雖ニ不孝子ニ可着服（朱書）。》

一、養父母、忌三十日、ふく百五十日簾中抄に二十日、拾芥に二十日（朱書）。遺跡相續或は、分地配當の養子は、實父母の如く、同姓にても異姓にても、養方の親類不残實のごとく、相互に服忌可受之、實の親類の父母は、五十日十三月の服忌可受之。伯叔父母は、半減の服忌可受之也。兄弟姉妹は相互に、半減の服忌可受之。此外實の方の親類相互に服忌無之。遺跡相續せず、或は分地配當せざる養子は、同姓にても異姓にても養父母定式の通、服忌可受之。養兄弟姉妹は、相互に半減の服忌、可受之。此外養方の親類、相互に服忌無之。實方の親類は、定式の通、相互に服忌可受之

一、嫡母、忌十日、服三十日。父存生の内にても、また父死去の後にても、他へ嫁せずして、死去の時は、妾の子可受服忌。離別するにおいては、妾の子不可服忌。

一、繼父、忌十日、服三十日。初より同居せざれば、服忌なし。

一、離別の母、忌三十日、服百五十日。

一、妻、忌二十日、服九十日。

一、末子、忌十日、服三十日。レンに、雖ニ嫡子ニ爲法子則可ㇾ忌ニ一月ニ（朱書）。

一、夫の父母、忌三十日、服百五十日。

一、祖父母、右同斷。

一、母方、忌二十日、服九十日。

一、高祖父母、忌十日、服三十日。母方は服忌無之。

一、母方は、忌十日、服三十日。

一、異父兄弟姉妹、忌十日、服三十日。

一、末孫、忌三日、服七日。

一、娘方の孫、忌三日、服七日。

一、繼母、右同斷。父死去の後、他へ嫁して死去の時は、不可受服忌。

一、夫、忌三十日、服十三月。流布の令には五十日。文保の記には三十日なり（朱書）。

一、嫡子、忌二十日、服九十日。女子は、最初に生れても、末子に準ず。

一、養子、右同斷。家督と相定時は嫡子におなじ。其外の養子は、定式の通服忌可受之。實方の父母は、末子に準ずべし。《レンに、準ニ庶子ニ（朱書）。》

一、曾祖父母、右同斷。拾芥に、或十日（朱書）。母方の服忌無之なり。

一、伯父・伯母、忌二十日、服九十日。

一、兄弟姉妹、忌二十日、服九十日。別腹たり共同じ。

一、嫡孫、右同斷。女子は、最初に生れても末子に準ず。父死去の後、祖父家督たる時は、祖父母たりと云共實の父母のごとく、服可受之。祖父母の方よりも、嫡子に準ずべし。曾孫・玄孫たりといふとも、同列なり。親類は定式の通、相互に忌服無別儀。

一、曾孫・玄孫、右同斷。嫁方には、曾孫・玄孫共に、忌服無之。

一、從父兄姉妹、忌三日、服七日。父の姉妹の子并母方も、忌服同前。(レンに、伯叔母の子には無レ忌 朱書)。」　　一、甥姪、右同斷。姉妹の子も同前なり。(レンに、姪女は无レ服(朱書)。」

一、七歳未滿の小兒は無服。但、子死去の時は遠慮三日、其外同姓の親類は遠慮、一日當歳たりと云共、同前、死去の日數過候とも、追て遠慮に不及なり。

聞忌の事

遠國において死去、年月を經て告來と云共、父母は聞付候より、忌五十日、服十三月、外の親類は、聞付日より、殘る日數可忌之 忌の日數すぎて告來ば、一日遠慮服明とも同前。

重服忌の事

父の忌服未明うち、母の服忌明のは、母の死去の日より、五十日・十三月の服忌可受之。不及二年服なり。重き服忌の内、輕き服忌有て、その日數終ば、追て不及服忌。もし日數あまらば、其殘る服忌の日數可受之。かろき服忌の內おもき服忌有之ば、きゝ付る日より、おもき服忌可受之。

穢の事

一、產穢、父七日、母三十五日。遠國より告來る內、七日過候は、不及穢なり。　　一、血荒、父七日、母十日。　　一、流產、父五日、母十日。

一、死穢、一日。居屋敷の內、死人有之候はゞ、一日のけがれなり。但し、不知候へば、當日もけがれなし。(といにあり)　　一、踏合、行水次第。忌中の者宅・或は喧嘩・或は自害・或は病死者の所へ參候事。

追加

一、父死去の後、母他緣して死去の時は、定式の服忌可受之。

一、養父死去候以後、家何方に罷有候共、他へ緣せず候へば、家督相續の者、養母の服忌可受之。

一、養方の母、先達の死去、一度も對面無之候は、嫡母に准じ、其親類不殘服忌無之。

一、養父死去の後、養母他へ緣して、死去のとき、養子服忌無之。

一、嫡母死去の以後、妾の腹に出生の子、繼母養育候はゞ、繼母の忌服可受之。

一、父と縁切れ候母は、縦他へ嫁せず、父死去以後、一所に罷有候とも、離別の母の服忌可有之。

一、離別の母親類は不殘、半減の服忌可受之。

一、繼父母の親類は、服忌無之。

一、父母と替りの伯・叔・姑は半減の服忌可受之。

一、異父兄弟姉妹の親類は、相互に半減の服忌可受之。

一、母方の親類、父不通候とも、服忌無別儀、養母の親類も同前なり。

一、嫡子相果候以後、二男にても、末子にても、家督と定むる時は、其服忌嫡子に准ずべし。二男にても、家督と不定時は、末子に准ずべし。

一、義絶の子も服忌差別なし。嫡子たりとも末子に可准之。外の親類、同姓たるにおいては、定式の服忌可有之。

一、家財うけ候恩ふかき養子は、分地配當と同前なり。

一、他家の遺跡相續は、養子又實父の分地も、うけ候はゞ、養方・實方の親類兩樣共に輕重なく、定式の服忌可受之。

一、他家の養子たるもの、實方の嫡母にても、繼母にても、養育せられ候ば、養母の半減の服忌可受之。但、養育無之候ば、服忌無之。

一、女子婚儀以前より養はれ、或は又聟を取、家督相續の時は、養方の親類不殘、實のごとく相互に、服忌可受之。婚儀に付、養娘に罷成候分は、定方の親類不殘相互に、定式の服忌可受之。養方の親類は、養父母は定式の服忌可受之。伯叔父姑兄弟姉妹は、半減の服忌可受之。此方養方の親類服忌無之。養父母伯叔姑兄弟姉妹の方よりは、半減の服忌可受之。

一、婚儀不相調死去候はゞ、前方祝儀取かはし候共、相互に服忌無之。

一、七歳未滿の小兒も、親類相果候節は、定式の服忌、年月日數相應に、遠慮すべし。

一、父の妾服忌無之、但、父妻に准ずるときは繼母の服忌可受之。

一、妾は服忌無之、但、子出生においては、遠慮三日。

一、養子たるもの、養方の親類、他家へ養はるゝものには、服忌無之。

一、同姓にても、異姓にても、一人に兩様の續き有之ば、重き方に、服忌可受之。

一、緣類の名氏授候計にて、分地配當無之候はゞ、本姓の方の親類、定式の通、服忌可受之。

一、父母・妻子・兄弟并家來に服忌有之候共、其身に服忌かゝらず候ば、行水次第穢無之。

一、死穢、一日。

家の內死人有之候時は、座敷にても、長屋にても、同鋪居の內に居合候はゞ、一日の穢可受之。敷居を隔候へば、けがれ無之候。長屋の內、同敷居の內に居住候ものも、不存候へば、一日もけがれ無之、二階の上にても、入口敷居の外に有之候へば、穢無之。家主死去にても、死穢の儀差別無之。屋敷の內、家なき地に、死人有之時は、其體有之所の地ばかり、當日けがれ候。家の內不及申、其場所の外は、穢無之なり。死後其席へまいり候ものは、たとひ骸有之候とも、踏合のけがれなり。

附り、一日の穢は當夜の九つ時より、明當日暮に及び、又は夜に入候共、九つ時よりまへに候へば、一日の分なり。

一、半減の日數は、三十日の忌は十五日。餘は是に准ず。但、三日の忌は二日。七日の忌は四日なり。

異本云（以下全部朱書）

一、家主の方に死人有之とも、別棟に候はゞ、借宅には穢無之。借宅の者方に死人有之とも、別棟に候はゞ、家主にけがれ有之。

但同棟に候はゞ、家主借宅の者どもに、一日の穢なり。

一、忌中の家、或は死人の席、或は喧嘩・自害、或病死の者の宅へ參候はゞ、踏合のけがれなり。

一、形體有し生れの分は、可爲生流、形體分ば(ず)幾月にても、可爲血荒。(私に云。右は前の死穢、踏合の箇條の所と考合て可清書)

一、君拾芥曰。謂天子服無所見服一年。

一、本主服內君、簾(若り)中日。有レ官者不レ着ニ私主服一。

一、師無忌。レンには三日。僧尼法曹至要に、但於ニ僧尼一者、雖レ爲ニ弟子一、爲ニ其師匠一、不レ見ニ可レ執レ暇之法一。拾芥爲ニ二親一有レ服、爲ニ傍親一不レ着レ服。

一、灸、兼好法師云。灸治數多處成則神事言レ有レ穢。是近所ニ人言一也。不レ見ニ格式等一云々。下部兼英服忌令曰、讃レ灸者無レ憚。寶

龜三年明法博士大江朝卜答、灸治一身三日忌也。不レ可レ從二神事一。

一、六畜。レンには、猪・羊・牛・馬。離懷中に、生は三日、死は五日、甲乙二轉忌。（得カ）

一、甲は死人所レ在、乙は甲處往來人、丙は乙處往來人。　一、殺人穢。切捨は當日、及試（ためしもの）は三十日。

一、宅中に死骨等あるを、取捨る則。家主無レ穢。捨る人當日穢也。

一、死灰死肉法曹至要に、灰准二五體一不レ具レ穢、喫二死人宍一忌七日。

一、病穢、楊梅瘡懷中に、大神宮へ七十日憚、餘の社は十日。一、疵くわい中に、依二淺深一致レ決、或七旬。五旬・三旬・七日・三日。

一、五辛法曹至要に、食五辛之時爲二僧俗一雖（レンに非雖二忌服一）（皆カ）レ儲二置制禁之法一、於二俗人一未レ見下所二忌憚一之文上、若佛寺令レ禁レ之、神社不レ忌レ之。

一、石清水參の者、細語橋を不渡、わたれば當日のけがれなり。魚鳥・葷茸をいむ事。

一、上加茂參の者、宮川の邊より、簡笠を不レ着。一の鳥居より革の類をいむ。二の鳥居より歌うたひ、雪踏をいむ。棚尾社の下の石壇より僧尼は拜所。下加茂には以上の禁なし。

一、あたご參、産穢事。初産（男子五十日、女子七十日）、二度目（男子三十日、女子五十日）、三度目（女子二十日、女子三十日）魚鳥・葷茸をいむ。是天文年中之定法也。

一、北野參、鳥居外石塔の東西二軒の茶屋にて、茶を不レ可レ呑。同舟宮の南の石塔を不可拜。（以上朱書）。

右元祿年中、武家服忌難レ被二相改一、神社之服忌者、一社之依二舊例一徹レ之。必未レ亡不レ可レ略者也。

服忌令　終

舊津山藩の學制

全

舊津山藩の學制

舊津山藩學制沿革取調要目

藩內學事上の制度

藩主松平康致の代(明和年間)頗る文武の學を奬勵するの事蹟、舊記に散見す。必ず制度の觀るべきものあらん。然れども、今其詳なるを知る能はず、只條目一二の存する耳。安政年間、文武の諸藝、大に釐革する所あり、一般檢束の法を設く。併せ之を記す。

○學問所御定目

定

一、學問所建置候上は、常に無懈怠致修行可申事。

一、出會之輩、上下禮義相正可申事。

一、學問の儀に付て、諸事可任師之差圖事。

一、不恥下問、疑敷事は、互に問難すべき事。但我意を立、口論がましき儀堅可相愼事。

一、火之元念を入可申事。

右之趣堅可相守者也。

明和二年酉六月

○稽古場御定目

流俗に隨ひ、追年武事心懸薄方に成行たがり候、依て此度左之通法を相定、家中之面々、以來文武之本學より諸藝に至る迄、無怠慢可心懸候也。

一、名人・上手の處致修行は急務に者無之候、達者いたし候事、先以武士之急務に候也。

一、敵を惡み、憤を起し、亂心を以て勝負を爭ひ、遺恨等におよび候は、武士之有間敷儀、恥辱之事に候。

一、勝をほこり候事、勝負を爭候に似、紛敷候得共爰先生候時之修行に候得者、尤に候事。

一、負候儀は、其身未熟故之事にて、全く流技•師匠之不預事に候得者、此旨を致混雜、未練を取紡候者、武士之有間敷儀、耻辱之事に候事。

一、師を選び、致改流候事、尤に候。乍去、終身未練にて終候は、不覺悟之咎可申付事。

一、以來劍槍の師範申付候面々は、一家中は勿論、殊に寄候ては、他所者とも勝負を爲相試候上にて申付候間、兼て其旨を可相心得候。

但、人に寄、其身勝負候は、不得手にても弟子を導候儀、必定功者に候はゞ、猶吟味之上、師範可申付事。

一、兼て文武諸藝•諸流師範之者、高弟之內を致吟味、十人之門弟に候はゞ、是非一人世話代名面申立置、病氣故障之助爲相勤、右之內より師範可申付候。

但、世話代十人に一人宛之積にて、百人之門弟可爲十人候、十人以下之門弟たり共、是非一人は師範申付候節、世話人一人申立置べく候事。

一、修行に付劍•槍世話代之面々、他流試合致候儀、勝手次第に候、ひたすら上手•名人に相成候樣可心懸候。勿論世話代之外、門人之他流仕合は、其師存寄次第に候。乍去、時に取り他流たり共仕合を好、一覽候義は可有之候事。

但、師範役之者、他流仕合難令制禁、一家中之外は申談次第、時宜に寄、可差免候事。

一、劍。槍一流師範役吟味之節は、劍術は劍術而已、槍術は槍術而已、一家中之內、諸流世話代之者呼出し、十本宛之仕合申付、勝負之品歩付を致し、六歩以上勝候はゞ、師範申付べく候。五歩に候はゞ、又候勝負一覽可有候、右之內は世話代之者申合、惣門人を世話可致候、其上にても、勝負五歩に候はゞ、同門之內、一通り他流仕合、一日一覽之上、六歩以上面々も有之候はゞ、猶右之面々之內、吟味を請、師範役可申付候。若一流門人中にも、五歩以上之勝なきに於ては、一流滅亡可爲候間、門人何れ成共、致弟子入、師匠を取可致修行候。尤一流滅亡之節は、其流技之書籍等取集可差出候、秘書方預り可申付候事。

但、右他流仕合は、一家中限之建之儀に候間、一流之建に不頂、劍術はしなへ・面・小手、槍術は直槍建、十文字は十文字にて、其流技々々之可爲、槍尤面・小手・具足たるべし。勿論劍術は劍術、槍術は槍術、其總師範のもの可致出席候。流技に寄、面・小手を不用、流技は、勝手次第といへ共、相手のもの右に准じ候に不及候事。

一、他方より罷越候養子、或は相續のもの等、劍術之術、一流相極候者は、右家中諸流師範代之者との勝負一覽之上、其身望候はゞ、師範も可差免候。若十本宛にて五步以下之勝負候はゞ、是非家中に有之流技之內へ可致弟子入候事。

但、五步勝負たり共、四十以上は弟子入之處は可爲勝手次第事。且又、若師範役懇望におゐては、又々勝負之儀可相願候事。

別・に・定・

一、於稽古場、何事によらず師範之可任差圖、面々家來不作法無之、下々之儀は、たばこ呑候儀一切可爲無用候。尤稽古場火之元、別て堅可申付候事。

右、稽古場御定目は、天明七丁未年二月朔日御書付を以被仰出候事。

○安・政・五・年・十・一・月・十・九・日・御・觸・書・寫・

文武稽古場、御仕法替被仰出候付、以來御家老格以下、坊主格以上、當主幷部屋住次男・三男に至迄、十一歲以上の面々、日々朝六ツ時より暮六ツ時迄之間に出席修行可致候。

但、十歲以下たり共、學問所出席は、父兄之存寄次第之事。且又、大役人以下は、筆算出精可致儀者勿論之事に候。武藝之儀は、是迄御定之通相心得可申候。

一、十一歲以上、三十歲以下、月二十日出席不致候はゞ、不參之譯書付、翌月五日迄に、當番之世話役へ相斷可申事。

但、當主月十八日、右同斷。且又、一藝免許濟のものは、月十二日、右同斷。

一、三十一歲以上、四十歲以下、月十五日右同斷。但、當主は、月十二日、右同斷。

一、四十一歲以上、五十歲以下、月六日右同斷。　一、五十一歲、右同斷。

一、有役の面々は、五十歳以下、月六日同斷。且又、五十一歳以上、月三日、右同斷。
但、奉行以上、御奉勤之面々は、不參之譯不及斷候得共、隨分出席可致候。

一、十一歳以上、讀書に修行、專一可致事。

一、十五歳以上、文武兩道之修業、出精可致事。但、十五歳以下たり共、文武二術之入門は、父兄之存寄次第之事。

一、二十歳以上、文武之內、一藝之專業願出候はゞ、御評議可有之事。但、二十歳以下たり共、行々成立見込有之候ものに候はゞ、專業之儀、師役申立候はゞ、御評議可有之候、學文專業之者にても、武藝一二術は無油斷修業可致候。月六度出席不致候はゞ、不參譯斷方、右同斷。槍・劒專業之者も、學問所出席、右同斷。
右之外、兵學・武藝專業之者、槍・劒兩術之內、一藝幷學問所出席共、右同斷。

一、二七（貫）
學問所出席、四十歳以下十三歳以上、當主幷部屋住二男・三男、且又、武藝師役、文武專業之面々は、不參斷に不及候へ共、無油斷出席可致は勿論の事候。

一、學問所。早朝より晩七ツ時迄。師役は一人、世話方三・五人づゝ加勤可有之候。

一、射場。晝後より七時後迄。

一、槍・劍場。八ツ時より七時後迄。

一、劍術。早朝より四時迄。右兩所共、師役・世話方之內二三人づゝ出勤、右同斷。

一、兵學。

一、馬術・柔術・砲術・水練・年番要前稽古之儀、當分是迄之通。

一、右同休日。朔望二十八日正月二十日迄、上巳端午七月十二日より十六日迄、八朔重陽十二月二十一日より御着發御當日。

一、出席人、修業心懸之虛實厚薄、出席度數に可引合、不束之向も有之ば、其譯書付、懸りへ可申出候事。

右之通被仰出候間、可及演達旨、山田主膳殿御申聞候間、可被得其意候。以上。

十一月十九日

〔・・・・・〕出席取調方之事

一、十一歳以上十四歳迄、學問所出席を以、定之日數出缺取調可申事。

一、十五歳以上二十歳迄、學問所并弓・槍・劍之内、四ケ所取調、學問所と三術之内、二術〆三ケ所、出席定之日數無之は、缺に取計可申事。

一、二十一歳以上三十歳迄、右同斷。四ケ所之内、二ケ所、右同斷。

一、三十一歳以上四十歳迄、右同斷。四ケ所之内、一ケ所、右同斷。

一、四十一歳以上右同斷。取調四ケ所之出席取集め、定之日數無之は、右同斷。

但、一藝免許濟、并、素讀世話方、同手傳、弓・槍・劍世話方、別段御沙汰有之候面々は、四十一歳以上之通取調可申事。

○入校日數并文武出席度數取調方定

一、十歳より十四歳迄、入校月二十日。學問出席、二十度。但、當主入校月十八日、學問所十八度。

一、十五歳より二十歳迄、入校月二十日、學問所二十度。弓・槍・劍之内、二ケ所二十度づゝ、〆六十度。

但、當主月十八日、學問所十八度、弓。槍・劍之内、二ケ所十八度づゝ、〆五十四度。

一、二十一歳より三十歳迄、入校月二十日。學問所二十度。弓・槍・劍之内、一ケ所、〆四十度。

但、當主入校月十八日、學問所十八度。弓・槍・劍之内、一ケ所、〆三十六度。

一、三十一歳より四十歳迄、入校月十五日、學・弓・槍・劍之内、一ケ所十五度。但、當主月十二日、學・弓・槍・劍之内、一ケ所十二度。

一、一藝免許濟、入校月十二日、學問十二度。弓・槍・劍之内、一ケ所十二度、〆二十四度。

一、四十一歳以上五十歳迄、并有役之面々、學・弓・槍・劍取集六度、入校月六日。

一、五十一歳以上、入校月三日。學・弓・槍・劍共取集三度。

一、四十一歳以上、六度出席御定之處、講釋・出席を盛込に相成候事。五十一歳以上、同斷。

一、當主大役人、學・弓。槍。劍之内、十八度。　一、月並以下、學・劍之内、一ケ所へ、當主十八度、嫡子二十度。

一、家業十五歳以上之面々、有役之通。　一、御番所詰嫡子・二男・三男、有役之通。

一、御醫師嫡子・二男・三男、醫體之分學問專業、同樣。尤、武藝勝手次第。

入校日數幷出席度數定之內

一、四十一歳以上五十歳迄、幷有役之面々、且又、一藝免許濟、入校月六日、學。弓・劍之內、出席取集、六度。

一、弓・槍・劍・銃鍊世話方幷槍・劍專業之面々、入校、月六日、學問所へ六度。

但、學弓・槍・劍之內、二ヶ所世話方被仰付有之面々は、入校月六日、學・弓・槍・劍取集六度。

一、兵學。弓術・馬術・柔術・砲術・水練、專業、入校月六日、學問所六度。槍・劍之內一ヶ所へ六度、〆十二度。　以上。

○文久二戌年七月檜之間業へ

近來追々不容易御時節に相成、公邊よりも被仰出候趣も有之、深く御心痛被遊候、右に付ては、文武御取立、强兵之處置、專に被成度、依ては御自分之儀は、御家中之師長にも相成身分、萬一之節は、一備も御預け被成候儀故、文武際立致候はゞ、以下之者自ら出精致候儀、必然之儀、且は、追御政事をも御任せ被成候家筋故、學問所は別て之儀、學問之意味相忘れ、文武業と研究致候はゞ上達も致し、出精も相知れ可申、左候はゞ、强固之基にも相成候儀と思召候間、此旨深奉恐察、文武稽古場へ出精可罷在候、右に付、藝術之進不進、時々御覽被仰出候、尤御出座不遊候節は、御家老元御名代被仰付、委細申上候樣被仰出候。

○士族卒子弟教育之方法

一、藩士子弟、學校へは必通學せしめ、時間後適宜の藩儒、或は其他の家塾に就き、修學せり。且、俊秀なる者を選び、藩費を以て、他國に遊學せしめ、又は私費を以て遊學するを許可せり。將た學問所に於ては、月並六回、有役の別なく、生徒と共に講義を聽聞せしめ、出席の定規あり、總て藩政の際は、役義を重んじ、之を立身の業とす、故に拔群優等なるものは、藩主の近侍、或は藩役を命じ、自から他を奬勵し、教育の忽諸にすべからざるを、冥々の内に含蓄せしむるの狀況なりし。

○平民子弟教育の方法

一、明和三年の頃、城下使者屋敷にて儒者大村庄助をして經書を講じ、市郷の者へ聽聞せしむ云々。又原河某なるもの、足輕より學才あるを見出し、學問修業申付、別に扶持を給し、成業の後、町人訓導申付候旨、舊記に存すと雖も、其詳なるは、得て知るべからず。

一、天保十二丑年松平越後守齊氏（今の從三位確堂公。）の代、町奉行稻垣武十郎（藩の儒者市尹に拔擢せらるるもの。）建議を採り、市街に教諭場なるものを設け、市儒をして市民の子弟に句讀を授け、講義を聽かしめ、女子には女敎師を置き、女今川等の女訓を授け、且つ、紡績•裁縫の事を敎ゆ。後安政年間に至て、毎月三次、町年寄以上講義を聽聞せしめ、市尹以下僚屬之に臨視す。而て其敎師は、藩主より扶持す。延て明治四年廢藩に至り、平民子弟、藩と同じく修道館（藩の文武館。）に入るを許す。玆に至り、敎諭場を廢す、郡村の如きは、槪ね各寺小屋に學ぶ。但、卒部に敎諭方なる者を置き、時々各村に派遣し、切實の道話•勸善の事を說き、怠惰•不良の輩を奬勵誘導せり。

家塾•寺小屋を開設するもの、他の檢束なし。何人たりとも、自由に之を開設せり。然れども、其藩士の子弟出席の度數は、必ず之を監察に屆出るを制とせり。

舊津山藩の學制　終

三備詩選

三備詩選 卷之一目錄

五言排律

七言絶句

七言律詩

三備詩選卷之一目錄終

三備詩選序

四方子將選三備詩。授剞劂氏。請序於予。曰已矣。選詩之難也人心如面。思緒各異。作者才有長短。學有淺深。而選者眼有明翳。心有好惡。能以明者好者。遇長者深者。蓋鮮矣。或以其惡之。舍長者深者。或以其好之。取短者淺者。在遺美。則可憾。舉醜。則可恥。子獨不觀往時諸選之取笑於世乎。且夫詩者西土之言也。彼以之。取士舉材。其競也固矣。而歷唐・宋明・清千有餘年之間。可稱爲名家者。猶晨星耳。況在斯方。出遊嬉之餘者乎。今雖崇文之世英才輩出。而其不媿西人者能與幾何。又況三備之地於海內。不足於二十分之一乎。其所有可知已。我恐子欲揚國之光。而多致世之嘲也。已矣。子富春秋。他年之所進必悔今日之所爲矣。四方曰吾酷好詩。將似廣明而自益。始於三備。而及乎四方。故予之採詩爲已而非爲人也。凡撰詩者。多取同已者。舍異已者。吾則不然。舍已而從人。務視其所長。嚮者之唱盛唐・宋・明七子者今之學晚唐宋詩者古雅者新奇者高壯者纖巧者旁搜而幷綴焉。然吾非伯樂。安能空馬羣乎。子之所謂遺美之憾舉醜之恥或不免也。夫文人相輕自古而然。今爲甚矣。若公諸世々之嘲笑者。亦如子言。而嘲者笑者亦我師也。他山之石可以攻玉。子何必病我之所爲。且夫自斯方有斯文。未有如今之盛也。球琳爆燿縟錦紗綸區々三備猶如此。則海內諸珍何必愧於西土。世道雖降。而文人愈繁。我之斯撰比之往時諸撰。其不有光乎。夫詩言志思無邪。雖近體詩。關係世教大矣。子以爲游嬉之餘。得非失言乎。予曰姑置是。今子之舉也。藉以爲取明求益之地。而非衒世求名之意。則庶乎其可矣然凡序者將張皇其事。以控告觀者。而予於子之選。有未滿意者。不宜爲序詩辭焉。四方曰第叙我之與子相語者。斯可。予曰諾。

文化乙亥孟春風日輕寒梅發時。書于閑谷精舍。

武君立

三備詩選序

家大人嘗慨然而謂予。曰我將選西詩而作東詩。招詩仙而毆詩魔。李靑蓮不云乎。大雅久不作我甚憾焉。予曰大人齒已高矣。恐非所以養生。何勞爲。大人曰然則選東詩與。將唯選三備詩與。予曰以兒觀之。宜無若三備。何勞爲。大人諾。後無幾而逝矣。予不忍背其志。先爲選三備詩。有客。曰子之所選。則唐乎宋乎。曰不然。然則元乎明乎將六朝乎。曰不然。然則子之所選者何也。曰予之所選。則唯在無戯無諱無邪無僻者。何偏爲。夫詩者志也。志正則正。邪則邪。去邪取正。不亦可

乎。夫詩三百既無レ邪者。亦無下非レ志者上。苟非レ志。則天地鬼神何感焉。今則不レ然。以下戯與二譃邪上、與レ假爲レ巧。以二素也樸也澹也雍也一爲レ拙。夫戯譃邪僻斯之謂二詩之魔一。素樸澹雍斯之謂二詩之仙一。予也將丙招二詩仙一而驅乙詩魔甲。不二亦善一乎。客曰善則善矣。然予猶弱矣。恐下其所レ仙非レ仙。所レ魔非上レ魔。而取二笑乎識者一。則不レ止二予之恥一。亦作者之恥。予笑而曰。甚矣吾子之輕二視予一也。昔楊子草二太玄一。而人嘲レ之以二玄尚白一。王生著二論衡一。而人譏レ之以レ無レ所レ本。夫二子之所レ爲。則大。予之所レ爲。則小。而吾子猶難レ之與。且夫尊レ古卑レ今。儒人之蔽。重レ老輕レ弱。庸俗之情。予也將人取二大雅於西域一而作下諸東方上以繼地先人之志於三備天如何。有下客爲レ狂言上。

文化甲戌　　　　備陽　仁四方撰

三備詩序

近代選レ詩者多矣。江村氏選日本詩。其功亦爲レ不レ少也。而未レ能レ無下燕石錯二隋寶一之譏上。四方子續二其先人琴浦君志一。選二三備詩一。其選博而不レ備。故有二濶而達者纎而巧者一。是以好レ彼者。謂二此密一。好レ此者。謂二彼疎一。或譏以レ未レ具。或輕以二猶弱一。此庸俗之情也耶。夫選レ詩。古人所レ難。今四方子弱而選レ之。不二亦盛一乎。予締レ交多二年于此一。適當二其緝二之梓一。敢書二一語一以拒二其譏一。

文化十二年孟夏朔日　　　　東備　松尾豐題

乙亥小春於修竹居　　　　中備　九轡勝世徽書

三備詩選　卷之一

備陽　仁科四方　輯

五言古

駿馬

八田憲章　字子漢、號龍谿。岡山人。

駿馬生渥洼。眞龍逸氣昂。自有千金價。何況遇孫陽。一顧調步驟。牽來獻君主。君王殊愛養。縱控見馴良。立月太液上。嘶花未央傍。秋高胡烽動。天意重朔方。勅賜霍驃姚。蹀躞百戰場。所向如無敵。凱旋有輝光。如何歲月徂。伏櫪徒怨傷。棄捐不復用。無人問存亡。長鳴唯自苦。困臥荒草霜。人事亦如此。爲汝淚沾裳。

方批

贈藤伯貞

近藤篤　字子業、號西涯。岡山人。

四運更代謝。日月逝如流。凉秋忽復來。悲風激林丘。逍遙涉東皐。願言懷良儔。良儔遠遊宦。山川濶且修。河津絕舟楫。欲濟道無由。眷然增永慕。河水空悠悠。想彼行路難。辛苦懷百憂。離索昔所悲。志士徒懷愁。佳遇當及時。隙駒不暫留。音問何契濶。一別如三秋。願假凌霄翮。翻飛追君遊。

偶得

浦上紀弼　字君輔、號玉堂。岡山人。

人樂名與利。我樂酒與琴。人好富而貴。我好醉而吟。所以伯牙曲、千古無知音。鼓之樂何限。有誰知此心。我久居山谷。鼓琴水之濤。其山峩以秀。其水洋且深。高山與流水。峩洋入幽襟。

方曰、翁有三絕。琴絕。酒絕。詩絕

道境

人間日以遠。道境日以親。一心閑寂。兩忘喧與囂。山重皆畫意。泉響入琴均。萬古此中趣。更無可語人。

古風

仁科貞　字正夫、號琴浦。岡山人。

美哉玄古民。鼓腹不祈年。哀矣后是俗。失朴與道天。誰藏金黃谷。又沉玉九淵。萬古如一夢。況我蜉蝣身。秪須忘彼我。何必吟江瀕。願日飲美酒。無爲獨醒人。

浦曰、雖爲醒者說發批。

方曰、突然而起。悠然而止。而得短古體。

述懐　　木部主膳 名、德。伊部人。

寄身環堵室。遊心乾坤外。世榮芳槿花。人事總浮芥。唯愛牕前松。枝高引天籟。

病中作

臥病春空去。未起夏半移。骨瘦心未死。年壯鬢已衰。死生固有命。夭壽不可則。宜任天主宰。復何預勞思。乾坤是我舍。不須更營私。四海皆兄弟　煢獨何足悲。悠悠閑牕下。癡臥心則夷。

感遇　　武元景文 號登登菴。和氣北方人。

我憐蜘蛛子。結網軒楹角。圓轉苦吐絲。方正巧張門。陰愁暴雨洒。晴畏迅猋飃。得盡才充糧。留露容繋玉。忽遭持帚奴。一掃被犯觸。經營徒辛苦。狼狽遂竄伏。汝技雖眞工。汝居未得卜。從此尋幽處。愼莫近高屋。

方批、圓。

宿嵐山下早買舟泝堰河至保津而歸詩以記之　　武元景文

曾聽堰水源。層巒殊秀絕。投宿嵐山下。買舟候曉發。溯流入幽谿。左右山峭崪。石亂雲氣浮。崖敧樹根裂。裊々細崖徑。牽舟淩激冽。經潭破青藍。上灘蹴白雪。避石工躲閃。撐竿從屈折。長年意何安。遊客魂偏慄。近午到保津。過山境是兀。酌酒淺沙頭。流睇稍曠豁。歸舟忽回棹。瞥然如箭疾。溪鶯聞乍遠。岸花見即失。來時艱苦處。千層來一抹。歸到嵐山底。花開勝昨日。看花又到暮。斯遊與何竭。

顧子成曰、今人見此等詩如馬耳風。

方曰、非熟讀漢魏者不能賦之。非好漢魏者亦莫取之。

暮春無事呈御醫福井君　　武元景文

弱齡懷風志。入京欵名士。終在柴氏塾。修業惜寸晷。一朝嬰沉痾。奄忽欲爲鬼。時有福醫宗。能使我病起。

其一。病起困回手。生活歸故鄉。感念深銘骨。身存安可忘。所慚志業廢。蹉跎消歲光。遂從汗漫性。飄蕩客四方。

其二。四方恣遊寓。名山入雙屐。東嘯松島月。西衝瓊海霧。日車無停輪。客子行不住。歲年如轉燭。遠道傷遲暮。

其三。遲暮厭羈栖。上遊入京洛。雲霞曜宮雉。車馬盈城郭。列宅皆俊民。驕步非野客。伊我蓬屋姿。市隱聊自樂。

其四。市中亦可隱。紙田足代耕。撐腹有書卷。結情親穎泓。迂性甘成懶。浮世可遺榮。忽憶少年日。搔首

望㆓青冥㆒。其五。青冥無㆓窮極㆒。人生嘆㆓衰殘㆒。舊交半冥莫。存者亦老年。就㆑中憶㆓福醫㆒。再造不㆑可㆑諼。大翁已就㆑世。令子名輝㆑門。其六。輝㆑門依㆓祖業㆒。起㆑痾敷㆓仁術㆒。姓通㆓金閨籍㆒。名及㆓蓬篳室㆒。五車富㆓異書㆒。萬金致㆓奇物㆒。往事君記否。柴門問㆓我疾㆒。其七。問我君猶少。長㆑我纔數歲。一別三十春。顯晦如㆑隔㆑世。欲㆔往舒㆓蓄念㆒。復恐門客怪。默止非㆓我志㆒。寄㆑詩寫㆓肝肺㆒。其八。

贈賴子成。　武元君立 號北林、登登菴弟。

黄鵠翔㆓雲海㆒。不㆑可㆑困㆓樊籠㆒。高擧千里外。綱邈沖㆓層穹㆒。且求㆓飲啄地㆒。偶伴㆓一冥鴻㆒。夜鳴鳳城月。朝揮鴨川風。意氣自相得。栖遑好相同。翡翠蘭苕上。鸒鳩楡枋中。驚怪各側㆑目。二禽孰爭㆑雄。

二。

苦心雕㆓棘猴㆒。多年刻㆓玉楮㆒。奇巧雖㆑驚㆑人。世用何所㆑取。大匠營㆓明堂㆒。高宏壓㆓天舟㆒。四門朝㆓百辟㆒。巍然王者宇。君曾編㆓外史㆒。我亦述㆓千古㆒。工拙雖㆓相懸㆒。同是尋㆓墜緒㆒。時尙方背馳。細玩衒㆓璣組㆒。悠悠我心事。非㆑君誰可㆑語。

睡。　納尙堅 字、實好、號玉嶺。蟲明人。

偶然坐㆓海岸㆒。恍爾失㆑所㆑對。一睡長不㆑覺。睡中經㆓千載㆒。夢有㆔北溟魚浮㆓游吾腹內㆒。

登曰、吞莊方曰、腹之大不知其幾萬里。

登批

寒夜。

牕外雨色暗。牕中燈影明。簷滴凝如㆑刃。前泉已無㆑聲。年華易㆓蹉跎㆒。人事有㆓崢嶸㆒。含㆑杯忘㆓寒威㆒。賦㆑詩寫㆓幽情㆒。不㆑寢豈此夜。復聽㆓曉雞鳴㆒。

遠山。　永田恒 字、君亭、號瘦松。岡山人。

人豈可㆑無㆑學。居亦可㆑無㆑山。人若無㆓文字㆒。何異㆓木石頑㆒。居若不㆑見㆑山。何以怡㆓我顏㆒。此屋若㆓魚鱗㆒。此處兎㆓天慳㆒。十月正隕蘀。遠山如㆑可㆑攀。雖㆔身在㆓人海㆒。心與㆓白雲㆒閑。

賴曰、亦宜作豈。

方曰、君亭以其古詩爲古詩。

登曰、結得好。

七言古

登曰、大家筆力如韻法則不諧當時未用心耳。

登曰、末段以雙不見轉韻收局有力。

方圓。

同。

鬻孫謠

湯淺元禎 字、子祥、號常山。岡山人。

八十老翁數レ粒餐。凜凜歳晏短衣寒。鬻レ孫與レ客路傍嘆。定知此別委ニ溝壑一。自言老翁有ニ長子一。去年菁レ饑一朝死。纔有ニ藍縷不一レ掩レ脛。菜粥育レ孫茅屋裏。人生志願長ニ子孫一。誰知向レ死鬻ニ所恃一。四鄰此日無ニ兵戒一。頻年秋熟不ニ豐一。翻將ニ收斂一破ニ農屋一。悉輸ニ貴臣一杼柚空。客亦吞レ聲將レ孫去。生別惻惻不レ能レ語。涙不レ如レ絲臥ニ空床一。雨雪颯然獨夜長。誰是辯言亂レ政者。冠冕君子如ニ豺狼一。不レ惜子身寘ニ荊棘一。所レ恨國破君亦凶。思レ之號哭腸九回。猶聞使者徵レ金來。

三竿歌

仁科貞

三竿山中蕙蘭生。山中往往出ニ瓊英一。傳道元是神仙境。探レ勝幾回此暢レ情。藤蘿陰森碧溪暗。松柏蓊薈聞泉鳴。遙凌ニ絕頂一遠望開。江山如レ畫沃野平。金岳帶レ雲聳ニ北郭一。箕水映レ日繞ニ岡城一。城樓十二烟霞外。京橋千尺彩虹橫。彈琴長嘯出ニ塵寰一。石上悠然無レ所レ營。春花秋月最堪レ賦。此生捨レ之又何行。君不レ見一朝被ニ俗眼白一。出獄漸爲ニ中備客一。客中十歳事ニ舌耕一。徒勞ニ心神一爲ニ形役一。又不レ見老去客ニ武州一。鶴髮毿々懷鄉愁。不レ知何歳三竿中。十千買レ醥尋ニ昔遊一。

大原女行

武元景文

洛北大原里純朴。別成風男樵ニ于山一。女出賣日日戴レ薪。入ニ城中一。城中東奔又西走。衣不レ掩レ脛髮垂レ頸。山花在レ頭換ニ寶鏹一。木綿纏レ腰充ニ文繡一。安得ニ深聰事ニ梳粧一。頭不レ戴レ薪嫁不レ售。君不レ見城中女兒鬪ニ艶姿一。妝飾只恐不レ入レ時。憐汝村客存ニ古俗一。繁華嬈麗不レ寓レ目。賣レ薪得レ錢知幾何。安レ生甘レ苦心素直。莫レ羨洛東妖女賣ニ嬌心一。一笑使ニ人擲ニ千金一。

題畫

封姨驅レ雲歸ニ峭壁一。青女染レ林樹葉赤。幽壑如レ聞秋淅瀝。熟視悄然客心驚。咫尺忽生萬里情。斷岸月明猿一聲。

有田行

武元君立

有レ田以耕可レ了ニ吾生一。有レ廬以營可レ遺ニ世情一。四面青山春日雙芒屨。百篇黃卷寒宵一。短檠。淡泊甘レ心不レ改ニ生前樂一。文章遺興非レ要ニ身後名一。伊昔聖神闢ニ邦蜀一。疆理樹藝膏澤遍。仁德惻惻望ニ人烟一。天智追追興ニ木殿一。後世驕奢多ニ游食一。

重稅繁役竊民力。況有紺宇占名山。金碧熒煌蠹四國。我思千古意無聊。爲政孰能詢芻蕘。更使粟米如水火。傯煖鼓腹詠唐堯。

登曰、君立嘗修國史、開口、則慕古、排佛。

水田如使濱杏堂寫小影戲作漁父圖索題爲賦此　小原正修　字、業夫、號梅坡。岡山人。

遠山近山翠欲浮。遙波滑淨一泓油。蓼渚沙坪連復斷。漁舟箇箇任去留。葦間時聞唔咿響。云是高人釣魚舟。篷牕三尺清且古。戴將閑情不戴愁。船尾攤帙船頭釣。楊花春水蘆花秋。釣不必得得不賣。斜風細雨下中流。島雲嶽樹望裏移。把瓶萬景傯吟眸。誰道此舟小一鉤。絲外世慮休誰言。此舟倆肥鱖鮮蓴。代珍羞世間有幾識字漁。如君眞合難爲儔　樂土閑身私願畢。此境不換萬戸侯。我對此圖空思想。得句未圓低睡頭。翩々偏覺夢魂淨。飛到湖邊第一洲。

登、批圈。

漁村　角田寛倬　字、季猛、本姓藤原。岡山人。

秋水空岸樹紅舟。歸過雨外網燥夕陽。漁中子相携臨東渚。指點海隅萬丈虹。

登、批。

遊白谷　松尾豐　字、秀實、號大嶺。蟲明人。

松古蘿長白日昏。山峰嵯峨一蹊通。蜒水曲折珠澡流。瀑布直立雪下空。行到白谷日將斜。谷裏有梅白又紅。山翁折花挿束薪。吠犬聲隔白雲中。避世豈唯桃源裏。淳朴自存太古風。無心捨之歸城市。何時我亦爲山翁。

登曰、官途人能解隱趣、其人可。

花下醉眠　水田恒

一壺春酎滿一樹。春花鮮庭院斜陽。晩無人芳且妍。三春看過半。幾得醉中眠。生憎間月尋香徑。衣衫露冷夢驚醒。

登曰、予量不勝蕉飲、恨一生不解此境風味。
方曰、逃此境者三備間、只君亭與予耳。

五言律

題壁　湯淺元禎

危言承寵遇。謫宦耽論文。晞髮扶桑日。揮毫海嶽雲。丈夫非徇祿。一飮豈忘君。知我龍泉劍。衝星氣不群。

方批圈。
登曰、烈士之言、讀之可想其人。

不出　近藤篤

閉レ戶非レ關レ病。蹉蛇臥二舊溪一。片言曾折レ獄。三點白幽棲。緒レ卷憐二秋水一。撫レ膺嘆二夏畦一。雀羅門外徑。琴酒有レ誰攜。

立曰、磊磈胸、能成磊磈語。

遊興禪寺

関寂空山裏。梵臺帶二翠陰一。閑雲知二勝事一。幽石自禪心。瀑近常疎雨。林園引二數禽一。高僧長此住。默坐洗二煩襟一。

方批。

寄子坤　江田忠（字、子順、號二拙齋一。岡山人。）

陋巷出無レ車。一瓢還不レ虛。獨醒非レ止レ酒。多病爲レ耽レ書。才自二青年一拙。交因二白眼一疎。呂安堪レ命レ駕。潘岳正閑居。

同。

縦筆　浦上紀弼

家是在二城陰一。思如レ入二竹林一。紅塵嘗不レ到。靑蘚日添レ深。讀レ易觀二時物一。吟レ詩味二古音一。悠悠千歲後。誰識此中心。

同。

早春偶作

寒威追レ節減。物象日來加。好雨池塘草。微風庭砌花。清琴迎レ客鼓。濁酒命レ童賖。談罷聊醫レ倦。爐頭一椀茶。

法筵　釋逸俊（字、智英。住二蟲明興禪寺一。）

法筵龍象侶。趺坐對二空林一。茗飲交情淡。玄談意味深。松雲窺二色相一。蘿月照二幽襟一。忘却形兼レ影。杳然世外心。

同。

蜀相　仁科貞

風雲百代表。今古一宗臣。雄略震二天地一。忠魂泣二鬼神一。孫吳何足レ道。管樂亦非レ倫。遺廟千秋後。猶如レ見二葛巾一。

同。

山齋蒼樵舍小集次韻主人　齋藤一興（字、文貫、號二九畹一。岡山人。）

看書是同病。庭砌掃常稀。茂草過二三尺一。喬松悉一圍。從來安二我懶一。何暇レ笑二人非一。晚酌思二餘興一。雲歸人未レ歸。

方批。

買劍　和田正定（字、忠信。岡山人。）

買來雙寶劍。鑄就幾千秋。鍔上鍔文曜。匣中霜氣浮。未レ逢二雷煥識一。堪レ斷二月支頭一。他日偏將去。寒光射二斗牛一。

雨中大聖院偶作　武元景文

閑房鬱樹中。躑躅滿二深叢一。舊綠添二新綠一。濃紅雜二淡紅一。苔長看滅レ石。雨響暗聞レ風。坐覺溪源遠。淸泉溢二寬筒一。

晉曰、佳作。

訪六如上人席上賦呈　　柴岡信 字、順卿、號東州。岡山醫官。

十里尋春色。徐吟步晩暉。竹間開細徑。松下叩幽扉。風暖山花綻。雨過庭草肥。醍醐兼般若。醉飽夜忘歸。

登批。

冬日閒居

林徑滑青苔。書牕絕點埃。貧翻爲樂地。名是作憂媒。編竹護殘菊。培根養小梅。黃昏無事坐。載酒故人來。

冬日雜咏

幽居人事絕。多病俗緣空。榮利風聲去。浮生雲影空。對山心爽豁。穿竹月朦朧。道侶兼詞客。時時或相通。

立曰、前聯動人。

黃葉亭　　武元君立

幽亭掃除罷。抱膝即閑情。松翠寒愈密。楓丹晩更明。開牕納山色。移几近泉聲。林暝欲歸去。片雲當戶橫。

登批。

夏日路上

郊外風涼足。吟行可滌煩。水田山影動。野徑樹陰繁。午磬松間寺。茶烟竹際村。這裏眞樂趣。不向貴人論。

五六、登批。七八、方批。

冬夜讀書

燈火竹爐上。讀書冬夜長。所求非富貴。刻意在文章。氣凜寒林月。心淸古屋霜。惺惺誰與語。瓶裏水仙香。

方圈。

再遊光明寺

山寺容狂客。招邀再到時。斷雲歸遠嶺。片月照淸池。供饌東園笋。移燈北院棊。興多奈更短。鐘梵促晨曦。

登批。

採藥　　川田玄昌 字、智興。三石人。業醫。

採藥爲行樂。不辭山路艱。朝隨紅日出。暮伴白雲還。聽鳥多幽意。逢樵共笑顏。昔時陶弘景。孰與我淸閑。

立批圈。

中秋同諸子泛舟　　中村穎 字、兩公、號巖洲。岡山人。

幽興携同遊。城南泛小船。高山飛雁外。平渚落潮邊。月本殊常夜。晴無若是年。放歌醒復醉。回棹五更天。

方批。

江都邸舍偶成

天涯爲俗吏。奔走誤斯生。屋角城雲暗。階陰竹雨鳴。愁邊薄酒味。官外起山情。憶在鄉園日。閒遊逐囀鶯。

暮春寓董董舍　尾關勝清　字、伯兼、號二南岡一。岡山人。

杪春新綠蔭。靜憩暮還朝。踏レ石細流濁。攀レ花宿露搖。雲開山影現。雨罷水紋消。唯有二春禽囀一。總無二世上囂一。

同。

新秋夜坐

閑園澄爽氣。秋院轉清虛。趁レ月頻移レ席。滅レ燈暫掩レ書。蛩吟炎去後。蛙噪雨晴初。散地無二忙事一。吟思自有レ餘。

前聯、登批。後聯、方批。

寄播山隱士　水田恒

寄昔山林士。相知素所レ欽。霜葩同隱操。烟鳥伴二清吟一。夕露荆薪逕。秋風薜荔襟。偶乘二雲雁便一。數字寄二遙岑一。

立曰、非具眼者、安知作者苦。

晚望

惆悵又惆悵。憑レ欄獨放レ眸。孤雲歸レ岫宿。流水共レ人悠。沙雁嘶二新月一。霜楓繡二晚秋一。片帆何處去。遠影挂二清愁一。

登曰、稍作穩可。方圏。

早春遊望

漲水鳥檣簇。晴暉碧瓦明。酒旗看暖影。歌閣稍春聲。樵負二溪花一過。駒嘶二驛路一行。山陽一都會。夜足レ象二昇平一。

立曰、撚斷數莖鬚。

旁舍　三村煥　字、子文、號二笠山一。岡山人。

旁舍依二叢竹一。衡門對二曲流一。朝晴喧二鳥雀一。午暖浴二鳧鷗一。細草愁俱動。微風意自柔。慚吾擲二閑趣一。日日向二城頭一。

登圏。

雨夜寄懷水田瘦松在廣陵　小林陳善　字、舜朝、號二柳堤一。岡山人。

春深君未レ返。落花欲レ埋レ蹊。苦雨端爲レ惡。前盟頗易レ睽。風帆千里客。水郭五更鷄。今夜蓬牕下。思レ鄉首幾低。

同。

客夜　仁科正　字、好古、號二礫川一。琴浦子。

秋宵欲二四更一。羈思正紆縈。風裏閃二燈影一。雨中滋二柝聲一。他鄉遊子嘆。故國老親情。愁夢時難レ就。坐聞二遠雁鳴一。

方批。

江村　釋無一　住二岡山本願寺一。

偶乘二晴日好一。暫此試二清遊一。古渡農夫屋。斷崖漁父舟。草含二春雨色一。花映二夕陽流一。緩步長吟罷。披レ襟對二白鷗一。

漁父　赤木渙　字、錦濤。岡山人。

生涯一釣艇。簑笠老二烟波一。豈但風光好。曾嫌二世味苛一。杭レ樽蓬底睡。鼓レ枻柳邊歌。不レ慕王侯貴。清貧以自多。

江郡暮歸　小林楨　字、百雄。岡山人。

十里江村路。行行暑氣消。暮烟山色遠。秋吹樹聲寥。吟策伴歸鳥。漁舟追落潮。敲詩猶未就。已到屋西橋。

登批。

秋日遊松琴寺　石村瑛　字、白華。岡山人。

幽尋入晩林。樹密氣蕭森。雨霽山猶濕。雲來徑更陰。薜牕泉響近。竹院月痕深。蟲語留歸念。松聲伴客吟。

五言俳律

奉送公族大夫要公俊役歸藩　八田憲章

侯家麟趾胤。奕世國華傳。禮讓推多士。經綸思一賢。仁風既上草。政治自烹鮮。化洽遊方日。勳高竣役年。攀轅望去旆。分袂泣離筵。雅志携瑤瑟。行裝擁錦韉。名區奇可探。熟路興堪憐。碧浪金河驛。紫嵐玉笥巓。潮環滄海起。雪側芙蓉懸。古道蔦蘿外。荒洲杜若邊。停車鏡嶽曉。飲馬琵湖天。赤石涵寒月。青山簇暮烟。毫端驅景物。囊裏滿詩篇。別後陽春曲。爲誰能拂絃。

方批。

峽中　仁科貞

馬首過仙宿。羊腸向帝磯。磨天陰嶺秀。從地暗雲飛。臘雪封圓嶂。氷華滿翠微。花香雖拂面。寒氣猶侵衣。六宿未離峽。旅愁遙舊磯。中津烟樹外。初見暮烏歸。

同。

官遣某侯迎接朝鮮聘使于對馬。祭酒林公亦與行。賦此奉贈　武元君立

馬嶼開新館。雞林閒舊盟。西賓應計日。東使已期程。海濶波濤穩。春回草木萠。槐庭傳寵命。芹泮見光榮。筆拂三千牘。胸藏十萬兵。修途寧憚險。勝踐自娛情。驛路山花發。津亭水月明。馮夷導舟度。風伯護檣行。精意堪馴鱷。雄心欲掣鯨。朝鮮鵬際現。槃紫鑑中呈。聘好多儀節。應酬盡俊英。蜃樓陳玉帛。鰲殿安簪纓。三更無語坐香臺。天籟方令道思開。知是前山氷月上。寒牕描出一枝梅。

方曰、對偶精確、有次序、有通貫。登批。

竹牕　赤木渙

殘燈影裏眠難ㇾ熟。挑出胸中愁萬斛。錯認前山寒雨來。斜風吹動一牕竹。

題山水圖　烏越摶　字、扶搖。岡山人。

青山一抹淡烟横。衡宇斜連樹半縈。別有ニ毫端難ㇾ圖處ー。幽谿盡日濺ㇾ珠聲。

雪夜　小林義路　字、正卿。岡山人。

萬境沈沈雪未ㇾ晴。凍泉瘦竹渾無ㇾ聲。小齋靜坐宜ㇾ攤ㇾ帙。借得牕前一夜明。

晩歩　夏井琵　字、無咎、號ニ發霞ー。岡山人。

孤筇徐曳歩ニ黄昏ー。處處田家欲ㇾ閉ㇾ門。歸路夕陽紅未ㇾ褪。邐迤ニ暮靄隱ニ前村ー。

夏雨　岡本積　字、發公、號ニ李蹊ー。岡山人。

雲障午風炎熱長。困眠把ㇾ扇臥ニ幽床ー。晩來忽過池頭雨。添得荷花幾許涼。

七夕　片山都　字、文哉。福谷人。

金井梧桐不ㇾ耐ㇾ秋。銀河水度ニ碧天ー流。烏鵲橋頭何處所。珠簾高捲一層樓。

憐君餞送醉ニ江關ー。萬里西征作ㇾ賦還。馬首天寒滄海日。樽前雪白玉函山。風塵懷ㇾ瑾功名薄。睥睨論ㇾ交世路難。共說立言關ニ百代ー。酬歌不ㇾ必慘ニ離顏ー。

寄懷君修

觀海層樓把ㇾ袂分。天涯索莫歎ニ離羣ー。瀛濤春湧蜻州色。嶽雪晴搖鵬際雲。魯國狂生誰似ㇾ我。漢朝經術獨知ㇾ君。何時重乘高堂燭。論盡千秋闕里文。

答國鸞見懷

遙覩霞標起ニ赤域ー。飛來錦翰乍縱横。文章屢慰孤臣淚。夢寐寧忘報國情。萬里長川嗟ニ逝者ー。千家喬木自悲聲。愍曾不ㇾ請ニ尚方劍ー。獨使ニ朱雲擅ニ大名ー。

登批。

方批。

題壁　坂口忠良　字、士顯、號琴臺。岡山人。

孤雁朝飛搖落天。江山雨雪欲飄然。臨岐頻覺悲風色。越境更哀薄暮烟。巢鳥呑聲離茂樹。潛龍失氣去深淵。此行不必明君棄。裁作還羞致仕篇。

登批。

早發薩埵嶺下望嶽亭　近藤篤

百尺高亭此倚欄。青山綠水掌中看。滄波激石牀常濕。嶽雪當牕坐自寒。菡萏含光花一朶。烟霞吐彩日三竿。何圖羈旅逢佳境。總賞能教客思寬。

題仙石隱士山居　在中備嵯峨。

棲遲幾載往衡門。車馬來稀此避喧。蟋蟀鳴時秋草合。茯苓肥處老松繁。南山秫米釀供客。大谷棠梨割滿盆。終歲優游何所作。乘閑獨誦五千言。

方批。

鎌倉懷古

山東將種起伊州。功就鎌都據上游。一自兵權歸狡猾。終令海內苦貔貅。宿龍池晚沈雲黑。飲馬泉寒落月愁。誰識金湯天府地。離離禾黍滿三秋。

和獨照老師遊牛渚大悲閣作　豐瑾　字、公瑜、號東鄕齊。小性、松岡。蟲明人。

峻嶒飛閣紫雲隈。方外淸遊奇賞哉。大海潮隨仙境響。諸天花傍佛燈開。島間無雨驚雷過。空際蹴波羣馬來。不是休公揮藻翰。觀濤誰繼枚生才。

詠史　江田忠

倦遊歸去洛陽春。裘弊囊空短鬢新。憔悴唯餘三寸舌。縱橫還富百年身。揣摩天地孤秦懼。談笑風塵列國親。若買薄田耕負郭。沈淪長作草萊人。

福渡道中

窈窕青山一路分。兩岸松檜鬱紛紛。煙籠樵唱人何處。風送呦鳴鹿幾羣。澗水遠穿蒼樹下。雞聲遙隔白雲間。數

家村落秦時趣。不ニ獨桃源絶ニ世氛ー。
岫雲遮レ路卷還舒。山畔斜連樵侶居。地僻猶存結繩俗。石多偏訝補天餘。林間流水琴相似。嶺下澄潭鑑不レ如。他日若逃ニ浮世ー去。此鄕將レ築ニ一茅廬ー。

山中口占　浦上紀頴

住レ山身似ニ葛天民ー。白鶴黃猿常愛親。朝砌檢來花是曆。晚窓閑處鳥爲レ賓。閑中辛苦多吟レ月。靜裏忽忙只在レ春。回以ニ工夫ー留ニ老景ー。胸琴時鼓慰ニ吾神ー。

天橋立　釋逸俊

水天風渡暮雲晴。解レ纜吟望月漸生。六里松洲橫レ海碧。八龍燈火掛レ梢明。據レ涯汭出黃金閣。傍レ渚高抽舞鶴城。放レ舟曉來猶戀賞。不レ知白兎沒ニ光熒ー。

籠中孤鴛鴦　野田成　字、士章、號ニ竹塢ー。備前侯文學。

一自ニ離群託ニ主家ー。攀レ籠悲レ別謝ニ年華ー。獨眠徒夢孤叢月。雙戲難レ忘蓮浦花。金屋人稀妬ニ嬌燕ー。紗牕夜靜怨ニ棲鴉ー。籠縈縱擬ニ軒車鶴ー。兩兩唯思住ニ碧沙ー。

留別平安諸子　姬井元喆　字、仲明、號ニ桃源ー。備前侯文學。

蒼茫雨色促ニ韶光ー。上國風煙入レ夢長。土俗猶存周典禮。朝儀不レ改漢文章。清遊縱有ニ江山助ー。藻思慙無ニ錦繡腸ー。緣レ受ニ諸彦瓊玖贈ー。相携千里照ニ行裝ー。

江都客居春來歸思頻動飲食不愜口水品最惡但有鰌殘魚其鮮不讓國產偶然有詩　齋藤一興

羈愁屈レ指數ニ鄕程ー。簡裏春光亦惱レ情。暮閣輕風吹笛恨。午牕微雨賣花聲。試レ酤知レ劣ニ家醅美ー。品レ水何如園井清。但有ニ鰌殘魚味好ー。轉教ニ孤客慕ニ鄕烹ー。

方批。

方批。

方曰、予嘗數需先生詩、先生固辭之、會原梅坡（小）以其賻贈子成絶及此律賦、因乃錄其二首、但恨不多得其佳者。立曰、前聯不愧唐人。

立曰、村舍海樓予所同遊、故知其能言實際。

宮城子譲別業送菅茶山東征

多年幾負看梅期。此夕挑レ燈話二舊時一。村舍蓮盃月前酒。海樓燐火雨中詩。倚レ山驛樹含二春靄一。負郭園池疊二暖漪一。憑仗今遊休二草草一。蹯間相見便睽離。

方批。

勸善院集同諸子賦　　上島釣人　字、綠簑、號二木村一。岡山人。

良緣結得此相逢。寶地春留興意濃。花落鳥啼山寂寂。溪深石瘦水淙淙。香融二淨案抽二新穗一。松偃二閑庭一作二老龍一。人籟消來天籟靜。倚敲雲外夕陽鐘。

春日書懷　　藤田　龍　字、伯謙。岡山人。

楊柳垂垂拂二板扉一。南牕嗒坐見二芳菲一。棊終隣院人初散。松暝危巢鶴未レ歸。滿案詩書今日是。三春烟月昔年非。老親雅子皆依レ我。不レ暇三西山歌二采薇一。

方批圏。

秋夜對月懷六如上人　　柴岡　信

夜闌白露滴二階除一。一鏡團團挂二大虛一。雲霧不レ汙千里影。心情聊付八行書。昨倍二瓶錫一虛機息。轉向二紳纓一交態疎。幾欲レ退レ閑閑未レ得。淸風明日夢二精廬一。

菅圏。

福泉寺書適　　武元景文

福泉精舍野村中。樹裏淸陰竹裏風。山色和レ雲連二屋瓦一。蛙聲帶レ雨入二牕櫳一。吟餘閑枕唯甘レ適。興到漫毫寧要工。昨夢飄然乘レ鶴去。醒來摩レ腹見二蒼穹一。

前聯、菅圏。
後聯、方圏。

白富岡還笠岡途中作

殘霞紅褪出二柴關一。淺暮微風拂二醉顏一。巖穴烟知二高士隱一。沙汀路遇二老漁還一。乍明乍滅舟中火。如レ有如レ無海上山。多少村家點燈處。思レ詩猶自立二淸灣一。

菅曰、境奇遊奇

詠善松事

漂流憐爾獨生還。貪レ聽奇談席轉前。投レ足山河皆異域。擧レ頭日月共二蒼天一。風濤一萬七千里。夷狄東西南北舟。休レ說

厄奇歸奇過奇詩之所以奇。

登曰、老杜詩云、物性固難奪、梅坡身在官途、心遊世外、亦自天賽難奪耳。

種曰、非我梅坡誰解道此語。

前聯、登批。後聯、方批。

前聯、登批。後聯、方批。

乘槎漢臣事。此行殘盡二地球一全。

早秋書感　武元君立

禾黍離離白露新。豐年且樂太平人。桑田將レ變腥膻地。羽檄還馳渤澥濱。只謂南薰長偃レ草。何圖朔吹忽揚レ塵。深知青細開二渙釁一。疎網當須レ漏二巨鱗一。商猋襲レ袂壯心驚。興感不レ眠獨走行。鴻一雁南翔秋萬里。星河西轉夜三更。紫微宮闕終無レ變。滄海波濤看自平。安得レ追二隨張博望一。乘レ槎到處掣二長鯨一。

感懷　小原梅坡

屏居恰喜未二華顛一。宦海浮沈十數年。鶴子梅妻新眷屬。鷗盟鷺約舊因緣。閑情始動尋二詩興一。殘俸聊儲買レ醉錢。迂性本難レ供二世用一。誤傳二高尙一賦二歸田一。薄遊回首是邪非。世事元知著著棊。半畝松篁閑意志。一囊風月淡生涯。次公狂態何關レ酒。杜老瘦容唯爲レ詩。聽取晉宗安樂法。無能端合レ答二清時一。

落花

何地芳魂再呼取。橋邊小徑徑邊池。風輕輕處微颸去。雨細細時徐下來。到手繁花難二斂束一。趁レ人歲序强支持。一尊準備明年約。不レ識今情說向レ誰。

夏意

天遣レ投レ閑守二敝廬一。貧居隨レ分足二歡娛一。槐陰桐影午眠穩。蘭露荷風吟肺蘇。嬾裏威儀整二枕簟一。靜邊經濟哺二鴟梟一。隣翁頃有二齊紈贈一。安倩二倪迂一作二畫圖一。

癸酉元旦　中村損

輕陰忽散小窻晴。午影輝輝煖氣生。竹下苔紋猶鬪雪。柳邊禽語已春聲。安レ貧身分唯從レ命。载レ道文章豈爲レ名。三十餘年客易過。情無三一事使二人驚一。

方批。

前聯、登批。

後聯、方批。

寄篠承弼　　納　倘堅

憶昨追隨鷗鷺社。一年官暇瞎歡嘉。恨今歸去都城客。千里離愁音信賒。子島凍雲懸夢思。丁橋寒月宿梅花。飄然曷晚鹿羈盡。孤棹重尋漢水涯。

送絶法和尙

支公先已厭人間。忽望白雲飛錫還。不二門邊言外境。大千界裏掌中閑。天花雨灑長松寺。龍女珠迎深瀧山。無奈他鄕難再會。何時玄度得躋攀。

漫成似季猛子羽子施三子　　高原　熈　字、子喜、號竹園。岡山人。

幾年玩世混風塵。酒態淸狂日夜新。巧囀入籠聲易澁。長鳴伏櫪志難伸。貧交猶是餘三友。讒口從它起四隣。名嶽不因時勢改。終南萬古石磷磷。

病中　　田中意菴　號東谿。蟲明人。

三秋臥病絶疎親。事業頼堪免負薪。供膳蔬餐能承之。適心詩酒好安貧。雀羅徒設門無客。世路茲投錢有神。小伎從來非術術。幽情自擬杏林人。

夏日偶成　　菅　秀雄　號薇山。兒島田口人。

滿牕陰霧拂無緣。寂寞幽寥傍古田。荷葉載珠池雨裏。豆花動紫野風邊。銜泥燕掠籬端去。結網蛛從屋角施。此物細看皆可樂。心閑好就午時眠。

寄題龍仙寺　　有吉行藏　號華峰。閑谷教授。

寺在中峰隔市塵。遶山寒碧漾漪漣。斷除諸惡心常豁。洞徹三藏月共鮮。密雨晴邊花雨散。疎簾捲處水簾懸。風流勝地誰來往。不是輞川即浪仙。

送武登登　　水田　恒

隻身來去本飄然。或喚詩仙或地仙。歸榜曉迷瓊浦月。吟驢春醉鳳城烟。疎牕冷燭相思夢。漂梗浮萍未了緣。一夜難償十年恨。杯樽又是別離筵。

仲秋十日步到圓山

未向人間踏畏途。野裝吾已混農夫。秋水一川蘆雪冷。夕陽千頃稻雲敷。閑遊日日良籌策。遠望村村好畫圖。忽記

立曰、抑川船亭斡旋有之。方批。

登批。

方批。

老禪看レ月約。林端湧出玉浮屠。

晩春醉白樓集武君立似舟中作用其韻賦　三村煥

芳宴何辭鯨吸レ川。飛花投レ盞泛成レ船。海棠處處紅妝老。門柳家家翠幕連。雄辯多時妨ニ好句一。酣歌徹夜失ニ安眠一。醉來我欲ニ登仙去一。眼看乾坤本窅然。

早春偶成

雪解檐梅滿院香。偶思ニ春色一倚ニ窗欞一。風吹ニ醉面一如レ無レ力。山助ニ吟懷一覺レ有レ靈。小沼魚苗看生長。幽林禽語稍叮嚀。郊原行樂今應レ好。時向ニ隣翁一約ニ踏青一。

偶作　藤田誠安 字、公形、號ニ東水一。金陵人。

安レ分忘レ機養ニ我頑一。寂寥蓬戶枕ニ谿灣一。一叢蘭菊馨香遠。數卷圖書趣味閑。爲レ給ニ晨昏一行採レ藥。欲レ成ニ詩句一坐看レ山。酒儔茶侶交情淡。明月清風幾往還。

夏日　山內彰 字、帶延、號ニ梅崖一。岡山人。

綠槐陰靜隔ニ窗紗一。香灶無レ風篆縷斜。日脚漸移知ニ暑薄一。草頭微動覺ニ涼加一。眠如ニ陳子入ニ三昧一。顚與ニ米翁一同一家。痴倦抛レ書對ニ篠竹一。晩來喫了得ニ神茶一。

夏日偶作　小林陳善

閑牕嗒坐讀ニ南華一。妙處拋レ書久嘆嗟。白拂助レ情談有レ韻。芳醪侑レ醉興還加。碧抽盆裏仙人掌。紅綻籬邊鼓子華。別有ニ齋中一番喜一。非香汲去煮ニ新茶一。

松風

風入ニ松梢一謖謖鳴。孤燈翳翳夜凄冷。聲和靜舍烹レ茶鼎。韻繞閑牕護レ枕屛。泣レ露黄花殘臥レ地。俺レ霜紅葉落敲レ扃。林間一道月生レ白。祇怕枝寒鶴夢醒。

三備詩選　卷之一終

三備詩選　卷之二

備陽　仁科四方輯

目錄

三備詩選卷之二目錄終

三備詩選　卷之二

備陽　仁科四方輯

五言絕句

寄國鸞　湯淺元禎

方批。

行吟渉レ江口。裘レ裳此採レ蘭。持爲二美人贈一。春風湘水寒。

夏日取蕉葉信筆書

班婕妤

同。

千乘萬來君。零落一棺土。獨有二立言士一。英名存二終古一。

夜下二水晶簾一。玉階如二白雪一。自レ奉二長信宮一。不三敢眄二秋月一。

石床　近藤篤

石牀何所レ見。山鳥來還去。幽閑隔二空潭一。世人安識レ處。

田家

歲凶税不レ足。助以二木棉絮一。九月未レ授レ衣。壁間懸二機杼一。

題畫　萬波俊誠 號二微山一。備前侯文學。

湖雨朝來歇。層巒晴色多。綸巾與二藜杖一。不三肯出二松蘿一。

中山　仁科貞

登曰、古絕句。方批。

十載中山客。夜夢入二故園一。已辭二中山月一。中山入二夢魂一。

卅六、末句省小傳。登此。

登圖。

同。

同。

同。

同。

偶成

踏ㇾ花伴ニ夜月一。獨嘯故園春。自笑耽ニ花月一。生涯爲ㇾ酒貧。

逢坂山逢近藤喜

共疑久別顏。相顧鬢毛斑。執ㇾ手猶如ㇾ夢。雨晴逢阪關。

別俊上人

昔時花月興。今日與ㇾ誰同。不ㇾ見ニ淨心老。淨心精舍空。

發埴根道中

風急峽猿叫。雲飛落日春。山村何處在。只見萬重峰。

題鷺鷥圖　高木遜

鷺鷥眞可ㇾ愛。雨雨浴ニ漣漪一。莫ㇾ慕ニ人生趣一。人生足ニ別離一。

冬夜　上島釣人

寒嚴夜雲黑。筧水凍無ㇾ聲。夢覺牕方白。竹梢帶ㇾ雪横。

塞下

夜深寒愈烈。大漠雁驚鳴。胡人欲ㇾ進ㇾ馬。烽火照ㇾ雪明。

客中　上森茂　字、木公、號思川齋。豐州人。著一卷。

孤鴻叫ニ曠野一。秋風滿ニ幕林一。不ニ是他鄉客一。涕泪濕ニ衣襟一。

江雨

方批。

夜暗風吹レ雨。風雨下ニ蘆洲一。遠鐘何處所。孤燈照ニ小舟一。

武元景文

再訪知足菴呈無動上人

頼圏。

初到君方睡。再來君適醒。問レ君知足意。天地一閑亭。

留別富觀樓

朝看江雲卷。夕看江月晴。江樓一年夢。醒後亦關レ情。

冬日早行

方批。

天白星全落。村寒烟未レ生。東方霞氣動。群嶺已分明。

武元君立

棕湖泛船

頼曰、此時余亦同舟、俯仰陳述。

昔聞棕湖水。今上棕湖舟。棕湖不レ見レ水。滿目盡紅蓮。

上飛雲閣

方批。

英雄疇昔事。富貴即今非。我上ニ飛雲閣一。浮雲向レ北飛。

月琴菴偶題

頼曰、君立此時思何事。

濁酒三盃後。悠然拂ニ素琴一。四隣人語歇。寒月到ニ天心一。

森保民 字、明卿、號ニ高月一。赤坂河本人。

送仁白谷之江都

方批。

江都一千里。臨レ別豈期レ歸。丈夫只遂レ志。分レ袂雪霏霏。

納尙堅

幽居

方曰、道家語。

幽趣不レ可レ言。至道無レ所レ思。只對ニ山水一坐。此意吾不レ知。

二。

世路有二崢嶸一。幽居是我情。欲レ知二山中趣一。獨向二山中一行。

登批。

竹亭

獨坐竹林亭。燒レ香唯默默。林中人不レ知。林外吾何識。

方批。

凌霄閣

凌霄閣上望。宇宙一瞬裏。白日無レ山沈。暮潮千萬里。

同。

自旭江乘舟歸蟲明

歸棹篷牕外。海天雨蒼濛。鴨聲將二欸乃一。總在二雲霧中一。

高原熙

送仁四方

丈夫志二四海一。萬里猶二比隣一。平生壯二此語一。歌レ之送二故人一。

方曰、奇作。

松秀實

乘晴

乘レ晴偶曳レ杖。昨雨滿二平原一。天靜山光遠。炊烟接二暮村一。

同。

水田恒

馬上吟

村塢花爭發。溪林鶯亂鳴。晴嵐忽飛レ雨。馬上惜二春行一。

同。

梧桐月

娟滯梧桐月。黃昏好靜看。秋風有二何怨一。先向二鳳條一寒。

同。

赤石景範　字、宋相。和氣北方人。業レ醫。

舟行

舟走岸還走。雲馳山還馳。舟行三百里。風帆一時歸。

櫻花

三春第一花。開落俱奇絕。昨雨滿山雲。曉風半溪雪。

方圏。

春夢　　難波 恭 字子敬。金河人。業醫。

遲日芳園裏。暖風睡味長。時被鳴禽駭。花間夢亦香。

同。

江村

水色連天色。蒼蒼帶曉烟。孤舟人未起。泊在荻蘆邊。

冬日卽目　　上島 瑜 號寉背、綠簑子。

北風雲並起。忽作滿天陰。夕陽纔漏處。雪白雨三岑。

舟中　　納 尙易 字大道。尙恒弟。

日落千峰黑。扁舟風雨愁。篷底難成睡。孤鴻下暗洲。

登批。

六言絕句

留別一松菴　　武元景文

繙書牕外晴景。尋句燈前雨聲。嶺寺疎松送別。庭松閑月含情。

賴圈。

新正試筆　　武元君立

雪殘牕外山色。氷泮溝中水聲。忙使巾車處士。閑猶閉戶先生。

方批。

笠岡道中　　竹西 錦 字黃葉。岡山人。

同。

古岸沙崩蟹走。遠峰雨罷虹横。炊レ茗山邨午飯。晒レ罾海驛新晴。

七言絶句

題壁　　湯淺元禎

抱璧刖兒感慨生。自憐千古立言名。縱是青蠅能汚レ白。明月依然十五城。

寄子業

登曰、豪放。

大海風濤此倚レ欄。悲歌一曲髮衝レ冠。請看天際浮雲色。中有二常山紫氣寒一。

一谷覽古

立曰、壯而廬此物家作習。

鐵馬三千動二鼓鼙一。濤聲天拆鷁舟迷。群山草樹蕭條色。風雨岸前杜宇啼。

織錦曲

織錦佳人斂二翠蛾一。鴛鴦錦上暫停レ梭。無レ端獨語香幃月。金縷何二如春思多一。

暮春思鄉　　近藤篤

方批。

登レ樓北望塞鴻飛。寒食蕭然雨點レ衣。故苑烟花應二漸盡一。春風不レ待二主人歸一。

仲秋望月有感

同。

夜色凄涼月色愁。因レ憐二世事一轉憐レ秋。微雲不レ轉天如レ水。何似人生懷二百憂一。

寄井上四明　　津島通　稱二傳助一。岡山人。

東入二函關一三兩年。構成道德幾人傳。何時復遇二青牛過一。再見山陽紫氣懸。

軍城早秋

甲張高懸百尺旌。彫弓白羽照ニ長城一。秋來已見天山雪。峽氣齊寒十二營。

歲晚寄仁琴浦　　釋　宗俊　住德吉村淨心菴。

衰殘病起歲云徂。室内塵埋滿架書。閑步春來性可ㇾ養。尋ㇾ花爲訪故人居。

送聞上人南遊

登批。

五兩西風津口舟。朝來解ㇾ纜向ニ南洲一。天寒玉象峰頭月。海冷金龜城外秋。

閑谷

魯共奢侈好ニ宮室一。偶毀ニ孔壁一驚ニ琴瑟一。烈公恭儉治ニ邦家一。能修ニ儒術一兼ニ文質一。

雜咏　　浦上紀弼

萬金奇鳥困ニ羅網一。千里名駒閑ニ馳驅一。菽麥不ㇾ分傍袖ㇾ手。生來吾自守ニ吾愚一。

秋江

登批。

飛花數ㇾ雪白蘆洲。緩策疲羸領ニ得秋一。山色水光描不ㇾ似。烟村微雨晚維ㇾ舟。

偶得

方圈。

老來孤獨似ニ無棲一。醉去行吟日已低。身自風琴到處好。尋ㇾ山尋ㇾ水九州西。

湯原客舍　　尾關勝任　字、子木。號東野岡山人。

四望山圍洞裏天。仙遊宜ㇾ此學ニ延年一。泉聲咽ㇾ石晴時雨。草屋連ㇾ林炊後烟。

出近關　　川勝世順　稱半兵衛、亡命時作此詩。

杜鵑花老出ニ關門一。夜色蒼茫轉斷魂。此際心中何所ㇾ在。慙無ニ一事報ニ君恩一。

夏日　水田茂（號如松。君亨父。）

身寄青山一弊廬。午眠高枕世塵疎。南牕夢覺風涼爽。机上吹披種樹書。

漁翁　中條俊絜（號、里井。蟲明人。）

秋江波穩夜烟幽。拋レ網醉來眠ニ小舟一。不レ識簑衣冷露濕。清風白月荻蘆洲。

登批。

贈賴子成　姬井元喆

追尋父執一踏ニ階苔一。目撃堪レ驚卓犖才。老物常思紫陽語。英雄從ニ戰競中一來。

登曰、格言。

漁父詞　萬波俊誠

白石滄江寄ニ此身一。羊裘安著帝京塵。軺車莫レ問鷗邊水。九鼎一絲元不レ倫。

歸鄉　仁科貞

十九年來故國還。更無ニ人識ニ我衰顏一。旭江清色三竿月。只是依然異ニ世間一。

方批。

經故宅

故宅即今爲ニ孰有一。依依楊柳掛レ絲新。春風看過當時月。復照衰年半死人。

函嶺

雲横ニ函嶺一幾重重。六月湖邊冷ニ萬松一。放レ杖仰看疎雨外。青天削出白芙蓉。

登圓。

即事　齋藤一興

貧家爾勝ニ富家奢一。善事樂餘無事安。捲レ簾閑看雨餘月。風前竹影上ニ欄干一。

立曰、閑人情景。

早春寓目

方批。

黃嫩含レ風御柳纖。烟中山市賣ニ谿屯一。遲遲步入ニ前村一去。渡口流澌沒ニ半篙一。

尋一井翁宅　上島鈞人

同。

春風求レ友入ニ幽叢一。路轉青山幾里東。行到ニ谿頭一呼不レ答。柴門閉在ニ水聲中一。

暖候

同。

世忙擠却坐ニ閑房一。徐讀ニ黃庭一日正長。疲倦待レ眠眩一曲。滿林花氣午牕香。

殘醉

殘醉酕醄睡味淸。啼鳥落月欲ニ深更一。篆盤香盡虛牕靜。隣院疎燈棊子聲。

宿一宮村　武元景文

菅云、此自登登翁詩。方批。

攜書載レ筆是生涯。自笑身如ニ一殼蝸一。纔著ニ旅牕一眞得意。世間何處不ニ吾家一。

次韻伊松陰送別作

菅圈。

別後春光恨未レ消。雨絲風片柳千條。莫レ言從レ是關河隔。魂夢何知程路遙。

自笠岡抵福山舟中作

菅云、非久仙鄕者、不能知之。方批。

滿帆風力上レ潮舟。一霎飛過萬項流。舊識山巒含ニ別意一。新知島嶼入ニ吟眸一。

博多

頗圈。

橫波蝃蝀冷泉橋。人馬行空影動搖。昔日繁華何處在。一川風細送ニ寒潮一。

新歲寄懷登登兄于京師　武元君立

登批。

丹鳳城南萬戶春。黃薇嶺北一儒巾。遙憐紫陌迎レ年客。應レ憶青山守レ歲人。

方圏。

登批。

立批。

登批。

一二、登批。三四、頓圏。

頓曰、梅畊、梅坡、豈絶纖哉。

登批。

廉熟贈頼子成

雲霄宿志已蹉跎。屏跡方占安樂窩。新著閑來須潤色。郊園芳綠爲君多。

出郭

城市交遊非不佳。纔談官路與心乖。郭門西出無相識。唯有青山會素懷。

茅亭　　伊澤璞　字子琢、號梅塢。岡山人。

茅亭客散斂殘茶。獨倚南牕細吟詩。寒雨乍晴林尚濕。幽禽未夕復來歸。

所見

垂楊風裏釣船搖。一碧江心眼界遙。漁老歸來疎雨歇。翠禽呼過水西橋。

吉原道中　　小原正修

數聲飛鷺杳無蹤。漠漠蒼烟十里松。羸馬寒嘶吉原路。滿天風雨擁芙蓉。

買梅花

避寒只覺懶慵加。閑倚南牕細試茶。恠底詩思清入骨。側聞墻外賣梅花。

二

萬事消沈只欲眠。又無珠玉落吟邊。一枝白挿銅瓶水。喜與儂家未絶緣。

春雨

春雨三宵不見晴。思靜眠閑欲四更。枕牀爲是茶梅近。時時喚夢落花聲。

夜泛　　釋英雄　號南華。住築地觀了院。

方批。

登批。

立批。

空江烟斷鶴飛遲。輕棹盪來溯ニ夜漪一。莫レ勝三蘇公遊ニ赤壁一。一船明石照レ僧時。

山寺　　尾關勝清

前山後嶺簇ニ紅霞一。寺在ニ翠微一尤靜嘉。但恨韶光留不レ得。暮鐘聲裏亂飛花。

夜雪

夜雪纔晴試ニ竹筇一。殘雪濃淡月朦朧。可レ憐平日塵囂地。一路盈人未レ蹤。

春雨

閑聽春雨細如レ絲。花濕蝶迷桃李枝。三碗清茶排レ悶日。一聯佳句引レ眠時。

幽齋

客散幽齋猶未レ眠。松風音外颺ニ茶烟一。梅霄雨霽空山裏。杜宇聲餘落月邊。

春日閑居

好晴幾日負ニ遊春一。雪骨氷肌難ニ復親一。莫レ怪近來吾閉レ戶。愧將ニ塵面一向ニ花神一。

敗荷水禽圖

翠蓋紅衣雨慘凄。雨摧霜破半成レ泥。水禽知否銷魂事。獨傍ニ西風一盡レ意啼。

雨中　　有吉行藏

細雨涼濛濕ニ屋茅一。尋レ詩枯坐訂ニ推敲一。窓蕉釀レ綠抽ニ新葉一。梁燕銜レ泥補ニ故巢一。

暮秋山行　　野阪弘道閑谷教授。

前山雨暗後山晴。黃葉林中夕日明。蘿逕雲深人不レ見。鹿鳴遙認第三聲。

方曰、明日保與予別時、賦之好離、無消親明有別離、其後予途流竄、保亦有故繫獄、獄而死。悲夫。方批。

登曰悲語。

方批。

登批。

方批。

登批。

同仁白谷泛和川　　三宅保（兒島人。號麥山。）

論盡胸中百不平。扁舟一片共レ心輕。高樓昨日絃歌海。孰ニ與今宵急瀨聲一。

古劍　　水田恒

龍泉新磨秋水寒。殲レ鯨誅レ卯亦何難。不平鳴レ匣三更後。壯膽相憐點レ燭看。

感懷

三間瓦屋舊棲遲。看レ水看レ山只自悲。沙背夕陽柔櫓響。使ミ人又憶ニ釣歸時一。

湖上

可憐孤獨又攀レ葦。川岳迢迢夏景分。欲レ識ニ此行心緒懶一。琵琶湖上暮天雲。

到黃鶴浦舟中作

小春日曉亦風和。漠漠平湖細細波。霞暈初開暮山紫。有レ聲雁字下ニ蒹葭一。

春漁

水國光陰絮化レ萍。柳梢挂レ網午風腥。魚肥酒熟湖波穩。漁老醉眠呼不レ醒。

送圭吉

花下江城分レ袂時。豈期ミ此會展ニ秋眉一。楓前再灑離筵淚。更覺悲ニ於昔日悲一。

夏意

輕風送レ雨水紋斜。綠樹重陰涼味加。簾外時聽香斷續。芰荷纔發兩三花。

記夢

顰曰、却是華人。

方批。

登批。

四街無處不高樓。翠柳陰中繫紫騮。欲問當年杜書記。珠簾十里似揚州。

早春偶成

簾前風物已融然。自掬流澌濺硯田。喜見今朝春有信。黃鸝一哢隔輕烟。

夜坐　　小林陳善

孤燈翳翳睡難成。重把殘書了課程。一段閑愁也添得。秋江夜雨鷓鴣鳴。

雪中旅行　　中津修　號南洲。牛窓人。業醫。

暮雪蕭蕭疲馬嘶。野橋過去柳邊迷。一簑釣叟知何向。村在寒江急瀨西。

夜坐　　釋密雄　號齊一。住蟲明等覺寺。

三更無語坐香臺。天籟方令道思開。知是前山氷月上。寒窓描出一枝梅。

竹窓　　赤木渙

殘燈影裏眠難熟。挑出胸中愁萬斛。錯認前山寒雨來。斜風吹動一窓竹。

題山水圖　　烏越搏　字、扶搖。岡山人。

青山一抹淡烟橫。衡宇斜連樹半縈。別有毫端難圖處。幽谿盡日濺珠聲。

雪夜　　小橋義路　字、正鄉。岡山人。

萬境沈沈雪未晴。凍泉瘦竹渾無聲。小齋靜坐宜攤帙。借得窓前一夜明。

晩歩　　夏井甃　字、無咎、號癸霞。岡山人。

孤筇徐曳歩黃昏。處處田家欲閉門。歸路夕陽紅未褪。還遭暮靄隱前村。

夏雨

雲障午風炎熱長。困眠把レ扇臥ニ幽床一。晩來忽過池頭雨。添得荷花幾許凉。

岡本　積　字、發公、號李蹊。岡山人。

七夕

金井梧桐不レ耐レ秋。銀河水度ニ碧天一流。烏鵲橋頭何處所。珠簾高捲一曾樓。

片山　郁　字、丈哉。福谷人。

方批。

芳節

芳節憐吾客伏レ枕。桃郁柳柁未レ尋レ盟。閑榻睡醒愁又動。黃昏斜雨打レ花聲。

上島　瑜

同。

春晩

東君歸去太匆匆。小雨繁華又作レ空。嫩綠池頭纖草雨。殘紅籬落牡丹風。

寒梅

恒春亭裏待レ春時。雪盡寒梅映ニ竹籬一。明朝恐有ニ看來客一。不レ使ニ家童折ニ一枝一。

納侗　恒　字、子元、號迫門。質好子。

方批。

寒雨

寂寞客林寒雨細。道書看罷一聰昏。簷滴聲中凭レ机睡。夢纏昨日種レ梅園。

立批圈。

春日

原頭碧草暖烟生。樹底黃鸝一兩聲。日永閑亭人不レ到。滿簾花影午風輕。

立花　直　字、子温、號ニ壺山一。

方圈。

冬夜

西風凛冽冷ニ書帷一。一點寒燈照ニ靜思一。遙夜沈沈凭レ几坐。半輪殘月古梅枝。

武井　澹　字、春月。岡山人。

客中

奇　美　中條氏女　玉樹內。

海天日暮度ニ哀鴻一。聲聲無レ迹沒ニ遙空一。行旅不レ多情不レ少。家在ニ雲端玉嶺東一。

遊佛心寺　智乘 岡山森氏女。

山上香臺出ニ世中一。白雲深處路斜通。梵鐘聲靜天花落。松籟音微心地空。

詠梅　美瑯 西大寺某女。

晨携ニ女伴一歩ニ春風一。霞外梅花映レ日紅。黃鳥一聲何所處。金蓮暫駐暗香中。

三備詩選　卷之二終

楳坡詩抄

梅坡詩抄序

古之觀レ詩、知二其俗之美惡與政之得失一也、今之觀レ詩知二其才之長短與學之淺深一也。古者詠歌せしマヽ、政教、今者吟誦已之才學、古者閭巷男女備能言二其情一、今者雖二老師宿儒一爾有二不レ能レ言者一、故古之詩者、淺學短才猶能吟詠、今之詩者、非二兼才與學者一、不能也。我忘年友寺崎梅坡好レ學有二奇才一、嚮與諸老先生交得益不少唱酬甚盛也、親炙二吾先考一者、蓋有レ年矣、先考卽世乃就二家兄一問レ業、今已見二二毛一、勉勵猶不レ息、其詩之精巧、固不レ足レ異也。頃手鈔其所得之詩、將授剞請二序於予一、誼不レ可レ辭、乃辯二數語於卷首一云。

明治己巳春正月題於洋學館寄誼寮南窓之下

忍 洋學教官 春濤 芳川俊雄撰 印印

羨君名不愧稱梅、標格孤高獨占魁、獲盡人間淸淨福、不知幾刼始修來。

秋巖原日書 印

壬申正月初旬、偶成俚句於淺草寺內奧山芳園、奉呈梅坡大雅詞丈幷吟壇諸大雅叱正、

大淸羅浮山羅雪谷未定稿 印

序 印

武藏之州、古者爲莽蒼之野、我忍城亦屬二荒蕪一焉耳。爾後五方之民、輻二湊於斯一、開二墾於斯一、大之爲二稻田麥隴一、細之爲二菜畝藍畦一、幽之爲二郡落渠流一也。三百年來、煥然爲二沃饒之區一、夫莽蒼之野、變爲沃饒之區、蓋亦有由焉、長來短耜、誅弟刈荆、深耕易耨者、豈啻曠野而已哉。人之於文學亦然、非三誅一刈二藝圃之荒蕪一而培之、則推二魯少文之人一、安得二斐然成章之美一耶。往年忍城太守桒公、牧民餘暇恢二張曼政一、陶二冶人才一、而波山先生應レ聘而至、諄々而敎レ之、煦々而育レ之、鼓舞而作レ興レ之、於レ是名士碩生後先蔕出、若梅坡寺崎君亦出二其橐籥一、善屬二文詩一、多二翰墨材藝一、然猶レ未レ爲レ足、矻矻辛勤、夙夜匪懈、亦猶二五方之民一、誅一刈二荒蕪一、深耕易耨、遂有二美稼一焉。雖二然有二其美稼一、自非二培育之力一、則不レ能二收獲一レ之、向使レ君不レ得二太守之陶冶先生之作興一、則其詩之煥然斐然者、或不レ至レ于此也。頃者將レ刻二其詩一、以公於死來屬二序於一レ余、余時服二農耕一、殆無レ暇日矣、姑擧二其藝圃之勞一、以辨二卷端一如レ此。

辛未季春

梅坪 川島孝撰於雨讀晴耕處 印印

雪江關思敬書 印印

印

曾脱風塵與世忘、詩書畫技姓名芳、嘆君奢侈已還甚、錦繡從來畫在腸。

六十三翁友山　印印

題詞　印

畫到梅花縞有神、氷霜滿紙則成春、文詞不啻羅浮波、氣韻清高敎壞人。

執庵老人　印印

題言

後生相繼各爭工、天保詩人今已空、我與斯人必一社、當年猶及識霍翁。
霍翁池叟丈人行、門弟誰能得揄揚、子壽晴譚稱敵手、可堪我在彼先亡。
東京西洛夢無窮、詩法如今漸混同、何處江湖存正派、鷺城有個寺崎翁。

庚午晩夏　枕山序書於古河宗備　印印

梅坡詩抄

忍 寺崎憲士監 著

江都過元旦

春入江都曙色通、重門甲第瑞雲中、列侯八百相先後、朝賀繽紛儀仗雄。

壽大窪詩佛先生七十初度

鶴髮童顏當壽莚、詩中之佛飲中仙、江山鐘淑先生出、宜矣吟壇獨執權。

陪詩佛岡本花亭齋藤拙堂鹽田隨齋四先生飲兩國橋側萬八樓

西山落日歛紅時、水影婆娑花柳姿、勸得樓頭幾杯酌、四仙風致入新詩。

同菊池五山先生井伊仁山君遊墨田梅莊

數畝園籬枕水開、遶亭寒玉幾株梅、香風畢竟多情致、引得詩人去又來。

石川梧堂先生席上觀盆梅奇古可愛郎漫摸共圖題小詩以奉左右云

三尺陶盆一樹梅、几邊相伴作詩媒、吟節不用冒風雪、滿坐清香撲鼻來。

晩春同舟橋晴潭遊不忍池得一絶

新荷點點疊清波、臨水茶樓卷碧紗、倚檻誤看雲簇簇、山腰幾樹白櫻花。

秋日同武田桑洲吉田梅園遊墨水百花園

乘晴散策促吟遊、一路西風墨水流、幽草閑花迎客咲、紅黄紫白滿園秋。

訪梧堂先生席上賦呈

知秋堂上白秋風、爽氣襲人談笑中、不覺推敲夜過午、半窓孤月掛梧桐。

題四君子圖 藤堂凌雲屬

蘭獨香幽谷、菊雖叢不妖、梅花氷玉潔、綠竹永無凋。

和卷菱湖先生溪居韻

風塵不到意差寛、馴致白鷺臨碧瀾、把筆運讀周易、滿簾溪影水聲寒。

同桑洲詣品川驛海晏寺看楓

佳區接レ海別乾坤、無數霜楓秋滿レ園、紅葉夕陽明若レ許、怪來鐘聲報二黄昏一。

壽二矢嶋群芳先生一

嘗託二丹青一避二世塵一、摸レ山寫レ水筆端新、行年半百未二曾老一、自是桃源畫裏人。

同二芳川波山先生晴潭一赴二女沼一途中作女沼村多二野雉一

雨餘風日暖、吟杖適レ村行、女沼知非レ遠、忽聞野雉聲。

春日臥レ病

抱レ病蓬門謝二客來一、吟身自覺瘦レ於レ梅、鶯兒囀處欲レ頭聽、猶有二詩情稍未一レ灰。

春陰

春雲遙出レ岫、樓外勃鳩鳴、生憎鶯花節、更無二三日晴一。

經二舊都一

舊苑無レ人草樹繁、黍離有レ恨足レ傷レ魂、多時駐レ杖躑躅處、鬼哭啾啾落日昏。

三月五日發二江戸一歸二忍城一卽事

朝來雨歇放二青空一、拂レ袂菜花胡蝶風、料得鷲城途不レ遠、層樓掩映夕陽中。

螢入二書室一

晩風吹入竹間居、浴後窓前涼有レ餘、螢火慇懃呼二舊友一、分明爲レ我照二殘書一。

秋日經二古戰場一

憶曾此地族二干戈一、處處荒墳帶二薜蘿一、弔古誰知悽惘意、西風一陣戰二秋禾一。

客夜聞レ雁

客枕難レ成レ夢、秋風恨有レ餘、數聲鳴雁過、爲問故鄕書。

熊谷驛酒樓送三晴潭遊二江都一

沽酒樓頭話二別離一、悲蟬落日結レ愁時、吟鞋且莫三等閑過一、好水名山都是詩。

題二供吟亭一

羨君淸福案二吟邊一、檻外不三祗臨二激泉一、窓裏常含富峰雪、案頭長對淺間煙。

止水堂晩飲歸途得二一絶一以寄

棲鴉點點噪二疎林一、回レ首西山晩日沈、醉脚蹣跚歸路遠、酡顏不レ覺峭寒侵。

訪二岩田霞岳一時秋天如レ拭

霜餘日煖適二吟胸一、十里長堤倚二短筇一、一望連山總如レ畫、天邊高聳玉芙蓉。

風雪夜歸

朔風吹レ雪欲二三更一、帶レ醉芒鞋踏レ玉行、絕愛家童猶未レ睡、燈明林際讀書聲。

奉レ和二山田西陵大夫雪騎探梅韻一

獨跨二吟鞍一立二雪中一、銀泥一路小橋通、梅花面目知何處、馬上唯聞馥郁風。

奉レ次二奧平碧水參政燈下瓶梅韻一

日暖寒梅欲レ綻時、折來自覺不レ堪レ奇、多情故向二燈前一挿、珍重瓶中玉一枝。

題二寒香書屋壁一

凡紅俗紫不二曾栽一、擁レ屋氷葩幾樹梅、非水濺レ根淸可レ掬、寒香萬斛入レ窓來。

訪二岡陣營川田某一歸途得二一絕一以寄

好是吟行到處休、松林欝欝夾二溪流一、醉狂一任傍人笑、折二取梅花一且挿レ頭。

觀二崎玉村千年梅一

崎玉村中一老梅、瓊葩吐レ馥十分開、梢頭要レ見黄昏月、徒二倚盤根一撫不レ囘。

春日出遊

雲淡風輕欲二午天一、酒帘閃閃柳橋邊、人生一醉須二行樂一、笑傍二梅花坡上一眠。

春日偶作

水光山色入レ窓明、吹レ暖東風送二落英一、欲レ寫二梅花一忽停レ筆、可レ憐黄鳥繞レ林鳴。

在五中將八橋賞二燕子花一圖

參差橋影映二淸漣一、燕子花開風日妍、烏帽直衣人似レ玉、收二羅勝景一入二佳篇一。

夏夜下二利根川一

追レ凉乘レ月下二長川一、有レ酒有レ肴興可レ憐、坡老風流相匹似、吟身羽化欲二登仙一。

撲レ螢

柳深村路暗、螢火照二江隈一、欲レ撲無レ由レ撲、只俟二風送來一。

蝙蝠

非レ禽非レ獸名二仙鼠一、故趁二斜陽沒處一過、自有二渠儂見レ機作一、終生未三敢係二罝羅一。

曝書

經史紛然壓レ席陳、風前手拂篋中塵、書編萬卷未二看了一、

堪愧炎天仰臥人。

寄題竹嶼醫屋

主人醫病竹醫俗、竹與主人情味同、寄語世間名利
客、請來應浴此淸風。

新秋閑居

非梧有葉落、秋色滿山莊、高臥睡思美、能專一榻凉。

七夕小集

雙星天上有佳期、乞巧樓頭聒女兒、有客傳盃共凉
夜、好將醉筆寫新詩。

八月同古橋楊洲訪遠山雲如於客舍

西風拂拂稻花香、橫野黃雲已晚凉、逆旅遇君同一醉、
平生積念忽相忘。

遍照院賞菊

禪苑新栽菊幾叢、山僧也學老陶風、須將醉眼賞秋
色、有白衣人與不空。

秋林探蕈

山溪已過又林岡、密樹陰中放異香、掃草穿茅不知
倦、探來松蕈手攜筐。

題吉宇葉庵主與善盆景插花

容膝茆庵避世譁、盆中小景自成家、聞翁七十何多技、
也向銅瓶巧插花。

和田中千村翁老馬韻

曾向隴頭勞苦饑、違遲負重自蹣跚、如今容被塵車
伏、羸齒憐他才齕芻。

題羽生村寺澤氏所輯諸名家書和歌百人一首帖

收拾初爲帖、雲煙紙上連、名歌又名筆、字字永相傳。

贈鬼佛　砂山村人

非神非佛又非仙、高蹈雲棲避世寰、愛鶴愛梅
甘隱逸、砂山即是小孤山。

冬日懷晴潭

憶昔江城雪霽時、奚囊幾許貯新詩、如今回首人何在、依
舊梅花發不遇。

題孟浩然騎驢圖

箬笠乘驢古水湄、雪花亂點打蓑衣、若非瀟灑風流客、
爭得侵寒探景歸。

富士晴雪

萬仭芙蓉遠景淸、高姿絕世畫難成、奇觀尤愛雪餘處、半

面微陰半面晴。

淺嶽晚煙

遶林處處宿禽還、隱見荒河碧一彎、回指西天斜日晚、冷煙輕颺淺間山。

霜天喚渡

殘月映レ霜霜氣凝、西風欲レ帽冷難レ勝、洲頭喚レ渡無二人答一、已見前頭旭日昇。

山村雪後

霏霏夜雪壓二蝸廬一、地僻已無二茅酒儲一、爐火紅灰寒更切、覓泉將レ凍滴聲疎。

四士館夜直有レ感　乙丑十二月

讀書聲寂五更天、陣陣霜風迫二坐邊一、耐レ感常陽奇節士、鳥啼月落未レ成レ眠。

丙寅元旦

文章事業日要レ新、夙志無レ成任二笑嚬一、窮達從來有二天命一、幽棲迎得華門春。

題二寶船圖一

錦纜繡帆浮二彩船一、氤氳瑞氣會二群仙一、吾邦不レ假邯鄲枕一、片紙爲レ圖夢正圓。

賀二桑陰翁七十初度一

白髮紅顏鶴樣姿、農桑餘暇事二唔咿一、古稀七十猶强健、不二曾能レ文還善レ詩。

奉レ和二三浦愛山參政春寒韻一

剪剪東風入二竹櫳一、餘寒料峭酒無レ功、鶯兒噤レ口春光寂、池面玻璃氷未レ融。

寄三懷彌田梅秀君在二大坂一

數歲分レ襟寤寐思、春風引レ夢到二天涯一、紅桃白李花開遍、想像騷人幾賦レ詩。

和二岡村眞龍春遊韻一

柳絲花紅促二出遊一、山邊着レ屐水邊舟、不レ知肥馬輕裘子、會二得騷人興味一不。

春川釣魚圖

柳灣桃渚夕陽天、泛泛閑鷗一葉船、窈窕江山春不レ老、漁翁罷レ釣傍レ花眠。

春半喜レ晴

晴風淡蕩喜二春深一、暘柳畫レ眉鶯美レ音、從レ此騷人自多事、台山墨水日狂吟。

八幡公踰二勿來關一圖

節鉞東征道路賒、白旗所レ向有レ誰遮、彎弓寶劍關門外、
駐レ馬風流詠二落花一。

初夏即事

雨後清溪水拍レ堤、新荷點點小橋西、夕陽林外紅將レ沒、
無數幽禽隔レ渚啼。

譙レ蚊

引レ類呼レ朋屯二室隅一、暗磨二利觜一逼二肌膚一、吟人與レ汝固
無レ恨、何事營營恣刺レ吾。

白牡丹

素蘂縞葩露作レ團、花王端立白衣冠、吟看不三敢汚二芳潔一、
疑是神仙下二玉壇一。

廢宅燕

將下向二社前一棲中畫梁上、呢喃遶レ屋頗頻忙、朱門零落無二人
住一、一任香泥淹二粉牆一。

秋日山居

山亭秋氣早、風爽掠レ簾吹、蕉葉綠無レ恙、猶堪レ題二小詩一。

重陽作

九日開レ樽對二菊籬一、清香和レ酒入二金卮一、頹然例傚二老陶
醉一、一任風前帽影欹。

中秋無月

銀蟾藏レ跡鎖二雲煙一、夜色空濛細雨天、獨有三桂香飄二暗
裏一、堪レ聞檐滴攪二愁眠一。

十三夜與二友人一賞レ月

晚際放レ晴眞耐レ欣、月光如レ鏡淨無レ雲、高樓會レ友足二吟
賞一、不レ恨玉盤虧二一分一。

秋夜宿二山寺一

幽房一穗佛燈青、老衲夜闌猶誦レ經、落葉風中山寂寂、空
階誤作二雨聲聽一。

晚秋村舍雜咏

社鼓聲中卜二歲穰一、稻秈如レ屋積堆レ場、田頭閑却桑山子、
蓑笠風寒立二夕陽一。

舟中雪曉

曉風如レ水夢難レ成、竊啓二篷窓一候二雪晴一、正是江山銀世
界、詩思恰似二灞橋情一。

竹灣雪艇圖

雪霽溪灣棹二小舟一、萬竿修竹俯二清流一、銀光相映射二吟眼一、
恐有三水中驚二睡蚪一。

奉レ謝二鳥居大夫見レ惠レ梅花

多情惠賜數枝春。手挿二銀瓶一旦夕親、恩及二千金一何足レ比、餘香和レ德潤二微身一。

冬日出郭

乘レ霽烏巾出二郭塞一、行行唱和覓レ詩人、村園邂逅逢二花發一、認得寒香臘裏春。

韓信出レ胯圖

信也淮陰市、忍レ慚能免レ憂、誰知胯間士、終得レ至二王侯一。

丁卯元旦

顏衢陶巷又迎レ年、政喜春風吹二鬢邊一、賴是君恩如レ許洽、賒レ醪未レ到レ乏二青錢一。

福壽草

黃冠仙子綠爲レ裾、諸向二人間一獻レ歲初、聘得家家深愛護、金盆封レ土正移レ居。

觀二唤法銃隊有二節制一賦以呈二岸參政一

初觀銃陣唤夷法、俯仰縱橫又屈伸、操練眞能熟二奇正一、鐵城金甲碎成レ塵。

三月同二芳川襄齋先生及芳川雪窓若林謙堂辻文齋畠山東江胗田菱齋若林竹堤後藤巖齋諸子一抵二川嶋一途中作

尋レ紅趁レ綠雨晴初、十里郊村興有レ餘、農父不レ關春滅却、畦頭漫帶二落花一鋤。

觀二川島櫻花一

十里櫻花川嶋濱、晴朝月夜引二吟人一、東山墨水不二多讓一、此地誰知尤富レ春。

寬永寺觀レ花

山是天台閣吉祥、氤氳滿目瑞雲長、擁レ山遶レ閣皆櫻樹、不レ害醉爲二蜂蝶狂一。

溪居春晚聯句

溪頭風起夕陽收、梅坡。萬點飛花泛二水流一、竹堤。不三啻詩人爲二嘆惜一、謙堂。老鶯殘蝶亦應レ愁、雪窓。

春晚出遊

一枝竹杖步二輕陰一、歷二盡林岡一又水潯、腸斷參參幽塢際、飛花啼鳥報二春深一。

初夏幽居

解レ籜新篁繞二屋除一、境幽稍覺俗塵疎、日長岑寂無二人到一、讀了床頭幾卷書。

夏夜水亭

金波浸レ月影團團、涼氣如レ水透二肺肝一、一夜江風吹不レ斷

流螢無數入ニ欄干一。

雨後快涼

洗ニ盡炎塵一雨乍晴、小軒殘滴送ニ涼聲一、林風颯颯睡思美、幾樹蜩蟬抵レ死鳴。

林莊銷レ夏

深鎖ニ柴扉一好養レ懶、曲肱晝靜睡ニ藤牀一、暑炎不レ到南柯梵、古得林陰淸爽風。

苦熱

微風無ニ一掬ハ、移レ榻倚ニ槐陰ハ、蟬與レ人何異、炎天得意吟。

新秋雨後

積雨晴來爽氣加、金風颯颯入ニ窓紗ハ、荒園籬落秋容淡、露重幾叢天竺花。

新秋

庭階籬落手培栽、幽草閑花次第開、兀坐茅堂無ニ一事ハ、數聲絡緯報レ秋來。

早發驛亭

滿地繁霜訓吠雄、旗亭沽レ醉酒無レ功、行人獨度關山曉、匹馬長嘶殘月中。

雪中探梅

冒レ雪東郊問ニ早梅ハ、玉塵堆裏送レ香來、愛他一朵偸ニ春色ハ、不レ使ニ吟筇容易回一。

送下襄岳先生扈ニ從公駕一之上レ京

函山蘇水又琶湖、千里征鞍半險途、臨レ別寄レ言須ニ自愛ハ、羨君奉レ命到ニ皇都一。

戊辰元旦舊臘、公駕發ニ東京一赴ニ大阪一故及

向レ人雖レ賀レ歲、心不レ祝ニ嘉辰ハ、遙望ニ天涯一立、君逢ニ何處春一。

溪橋早春

黃鳥喈喈風日妍、小溪氷泮泛ニ漁船ハ、橋邊一段景如レ畫、梅臉柳眉映ニ碧漣一。

春日訪ニ小林古鼎一途中作

宿雨晴來野色新、菜花蕘盡麥苗勻、閑遊乘レ興不レ知レ倦、蝶舞鶯歌都可レ入。

美人春睡圖

翠帶紅裙雪作レ肌、裁レ衣玉手細レ於レ絲、春閨日永倦レ眠處、恰似海棠沾レ雨時。

梅雨志村閑山君見レ訪喜賦

午眠醒處客敲レ門、倒屣相迎具ニ酒樽ハ、煙雨空濛四隣寂、

詩家風致此中存。

送二人從軍一

受レ命東征三伏天、錦旗翻閃白川邊、不庭討滅凱旋日、赫赫雄名不朽傳。

丁二雪窓君忌日一悵然賦二一絶一以追二悼之一

二十餘年學已成、當時藝苑騁二芳名一、愴然欲下把二遺編一讀上、萬斛深愁和レ涙生。

盆蘭花開喜而賦

手培蘭蕙始開花、高潔奇香最可レ嘉、宛似謝庭評二子姪一、何同桃李競二繁華一。

霜隼下二晴皐一

金眸銀爪劔翎毛、鷹眼霜寒氣更豪、一擧凌レ霄欲レ無レ影、忽然如レ矢下二晴皐一。

詠二豐太閤一

西戰還東伐、豐公事業優、史編無二比類一、彝醜畏二神州一。

梅坡詩抄終

跋 印

詩也者、言レ志者、而志者見ニ于詩一者也、故其志高尙者、詩示清遠、其志澹雅者、詩示ニ閑逸一。寺崎梅坡君、風流瀟灑、好ニ詞藻一嗜ニ書畫一、故發レ於ニ其詩章一者、氣格高遠、洒然可レ考也。與ニ夫釣名才利之徒、焦心求巧苦思欲レ精者一、霄壤夐異矣、今茲詩鈔刻成、因書數言。

壬申仲春　　道齋伊藤恒識 印

杏邨鈴木善書 印

棵樹横斜繞屋獨、常凭烏几占清閑、晴窓執筆摸張旭、雨夜吟詩比陸游、春晝賞花耽好事、秋宵醉月恣風流、韜光愼莫避塵世、會見嘉名馳遠陬。

高民拜題 印印

題言 印

梅翁多技世儔稀、善書善畫仍善詩、只念詞壇稱老將、筆鋒何識少年時。

楊州漁者 印印

題詞 印

麗句篇々結構新、想他氣苦費精神、善書善畫善詞藻、好事如君能幾人。

梅山散人 印印

句秀詞圓、清新俊逸、矯矯不群、應下入ニ錦囊一貯上レ之。

壬申五月偈　書於淺草寺内奧山植花園處

大清羅浮山梅花村雪谷主人敬跋 印

吉備温故秘録

附録
備中領分

吉備温故秘録附録　卷之一

岡山領知　大澤惟貞輯録

備中領分

備中國も、古への吉備國にして、三國に分れたる考へは、備前の條下に委しく記す。

國造本紀曰、吉備中縣國造瑞籬(崇神)朝御世神魂命十世孫明石彦定賜國造。

日本紀曰、仁徳天皇六十七年於吉備中國川嶋河流有大蛇令苦人云云。

光仁記曰、寶龜六年三月乙未始置備中大小目員。

下道郡。國造本紀曰、下道國造輕島豊明朝御世、元封兄彦命亦名稻建別定賜國造。
日本紀曰、分川島縣封長子稻速別、是下道臣之始祖也。

加夜郡。國造本紀曰、加夜國造輕島豊明朝御世、上道國造同祖元封中彦命、改定賜國造。
日本紀曰、仲彦是香屋臣之始祖也。

窪屋郡。註(下文なし)

都宇郡。註(下文なし)

淺口郡。註(下文なし)

五郡之内、交錯して領之。　高　三萬五千九百七十五石三斗二升。

郷庄

窪屋郡

山手庄　西郡村・地頭片山　岡谷・宿

三輪郷　三輪村　小屋。

輕部郷　輕部村・柿木　古地村・黒田村。

川部郷　中島(輕部枝)

萬壽庄　子位庄村・淺原村・生坂村　西坂村・三田村(古は阿知キ)

大内郷　平田村・福嶋村・大嶋村　川入村・八王子村。

大内郷 阿知庄 濫江村・田乃上伯東市村・四十瀬村。　江田郷 水江村。　眞壁郷 眞壁村・溝口八田村。

下道郡

上原郷 中原（眞壁枝）・上原村富原・下原村。　八代郷 矢田村。　橋本庄 秦下村・上秦戸谷。

加夜郡

日羽郷 宍栗村・見延・横谷村。

都宇郡

深井庄 松嶋村・矢尾村・黒崎村。　中庄 中田村・別府村・吉田。

淺口郡

江田口 小子位庄 西阿知村西原村。　船尾郷 占見庄 上竹村・富・亀山道口・下竹。　阿村郷 津田庄 占見村・地頭下村地頭上村・益坂。

村落

加夜郡

横谷村 谷間。岡山京橋迄、七里。 高 二百九十九石七斗六升。 田畠 四十町九反九畝五歩半。 家數 百四十軒。 男女 九百六十八人。

東は足守領山内村・粟井村、西は松山領宇山村・日羽村と山境、南は宍栗村之持身延、北は松山領野山村之枝岨谷之山田地境。 池、二ケ所。當村の民は、常に薪をとりて渡世とす。松山領吉川村より流れ出る川有、下は身延へ流れて、川邊へ落。

枝下横谷 註（下文なし）

枝合野内 註（下文なし）

宍栗村　川端、山寄。同所迄、五里半。　高 三百二十二石一斗八升。家數 六十軒（寺共）。　田畠 二十四町三反四畝二十七歩半。男女 四百六人。

東は足守領黑尾村、西は松山領日羽村と山境、南は川向は上秦也、北は槇谷村と山田地境、□の方は蒔田領井尻野村之内井山寶福寺と山境。大川端道を鍋坂と云、村前松山道。　池、二ケ所。　舟三艘。

村前に大川有、川邊川と云。四ッ川上は、成羽川・松山川落合る也。成羽奥に鐵山有、鐵汁を八月より翌三月迄に流す故、川水濁る、四月より後は川水に不宜に付不流、此川夏は鮎多く生ずる故、川筋盾（下文無し）

枝見延　山寄。同所迄、五里半。　田畠 七町四畝十二歩半。男女 四百六十三人。　家數 六十五軒。

東は足守・黑尾村・奥坂村・南は井山之内と山境、西は宍栗村と田地境、北は下槇谷と山田地境。

枝藪田　茶店有、松山海道也。是より松山城下へ五里。日羽村境往来川端道緣に山□有。十間計上に招き岩とて道の方落掛りたる岩有。此少し前に茶店有。東方坂有也、富坂と云。下り口藪田也。此所に一里塚有。

下道郡

秦下村　山寄。同所迄、五里半。　高 八百十九石六斗八升。家數 百八軒。　田畠 七十九町六反一畝二十三歩半。男女 八百七十人。

東は川向は眞壁村、西は松山領久代村に山田地境、南は上京村と田地境、北は川を限り、向は宍栗村也。（池）十一ケ所。　船、九艘。

枝上秦　同所迄、五り半。　田畠 二十町六反八畝二十四歩。（池、四ケ所。船、二艘。）　家數 百六軒。
田畠 三十町六反八畝二十四歩。（池、四ケ所。船、二艘。）　男女 七百五十六人。

東は川向は井山寶福寺之山井井尻野村蒔田領、之枝堀井也、西は松山領久代村と山境、北は宍栗村と川を限り、南は本村と田地境。

枝福谷　大川端山寄。同所迄、六里。　田畠 十八町十歩。（池、三ケ所。）　男女 五百七人。家數 七十四軒。

東は川向は日羽村也、西南は本村、又は上秦とは山境、北は松山領下倉村之枝草田と山田地境。堂、二ケ所。本尊、藥師觀音。

上原村　平場大川端。同所迄、五里半。　高　四百六十九石四斗。　田畠　二十七町五反九歩。　家數　三十六軒。　男女　二百二十九人。

東は大川向は眞壁村也、此川、窪屋郡・下道郡との境也。　西は松山領久代村、北は秦下村と山田地境、南は富原と田地境。　村中に觀音堂あり。

枝富原　平場、大川端。同所迄、五里十二町。　田畠　四十四町八反一畝十九歩半。(池、一ヶ所。)　男女　八百三十七人(内四百三十人陰陽師。)　家數　百十九軒(内七十軒陰陽師。)

東は大川向は眞壁村之枝中原也、西は松山領久代村、南は下原村之枝八代、北は本村と田地境。　村中に阿彌陀堂有。　村南外れに砂川あり、阿邊領新本村より流れ出る。

此村、土御門殿之下流陰陽師居住す、享保之初迄は正月に萬歳を云て諸方を廻りしか共、土御門殿より祈禱の外は行に非ずとて、近代は止ぬ。陰陽師頭結城越後と云安部清明之末孫之由。陰陽師は祈禱又は狐付を落して渡世とす。

下原村　平場山寄。同所迄、五里十二町。　高　三百五十六石九斗六升。　田畠　四十四町二反五畝二十五歩。　家數　百十三軒。　男女　七百二十一人。

東は大川向は輕部村の枝柿木也、西は川邊領辻田村と山田地境、南も同領川邊村、北は神原村之枝富原、又は枝八代と田地境。　池、三ヶ所。

枝八代　平場。同所迄、五里十二町。　田畠　二十六町五反一畝十六歩。　男女　二百四十五人。　家數　三十八軒。

東は神原村之枝富原と田地境、西南は川邊領薗村と山境、北は松山領久代村と山田地境。

矢田村　平場。同所迄、六里。　高　四百五十三石八斗七升。　田畠　四十六町五畝六歩。　家數　百四十三軒(寺共。)　男女　九百四十七人。

此村、川邊領と家・田地共悉く入組、六歩川邊領也。

東は川邊領有井村、南も同領服部村、西も同領尾崎村、北も同領薗村と山田地境。　池、十一ヶ所。

村中西國海道川邊よりの一里塚有。　此より三成へ一里、矢掛へ二里、村中に小田郡矢掛より流れ出る川あり。

窪屋郡

眞壁村　平場。同所迄、五里。　高 二千二百三十六石六斗四升。家數 百十八軒。　田畠 六十三町二反七畝九歩。男女 六百六十七人。

東溝口、南は三輪村・西部村、北は蒔田領井尻野村と田地境、西は大川向は秦下村也。

枝溝口　平場。同所迄、五里。　田畠 三十八町一畝十四歩。男女 六百一人。　家數 百十四軒。

東は松山領矢田部村・井手村と田地境、西は本村と田地入交り、南は三輪村・西部村、北は井尻野村と田地境。八田部村は、町並片側宛、松村領・蒔田領也。

枝中原　「下道郡之内也」大川平場。同所迄、五里。　畠 十七町二反三畝十七歩半。家數 三十九軒。　舟 十二艘。男女 三百十一人。

東は三輪村、南は輕部村之枝柿木、北は眞壁村田地境、西は大川、向は富原也。

枝矢田鄕　同所迄、四里半。　田畠 四十三町二反五畝二十五歩。

此處は土地計にて人家無し。松山領八田部村、蒔田領井手村より出作す。

三輪村　平場。同所迄、四里二十町。　高 千九十五石七斗九升。家數 七十三軒。　田畠 四十五町五畝十一歩。男女 三百八十六人。

東は西部村・眞壁村之枝矢田部、西は輕部村之枝柿木、南は輕部村小屋、北は眞壁村同枝溝口と田地境。池二ケ所。

此村、蒔田領有、山林・田畠反別入交り。

枝小屋　山寄。同所迄、同斷。　田畠 十九町四反八畝二十歩（池六ケ所。）男女 百九十六人。　家數 三十三軒。

東は西部村と山境、西は輕部村と田地境、南も輕部村と山田地境、北は本村と田地境。此處西國海道、北にもち坂と云有。此處も本村と同じく、山林・田畠・民屋共入交り。

輕部村　平場。同所迄、四里半。　高 千八百三十九石六斗四升。家數 百六十軒。　田畠 九十九町九反七畝十八歩。男女 千三十八人。

東北は蒔田領三輪村と山田地境、西は大川向は川邊也、南は古地村と山田地境。　池、一ヶ所。　村北、西國海道。

枝 柿木　平場。同所迄、四里二十六町。　田畠 四十八町五反二十歩。男女 五百三十五人。　家數 七十五軒。

東は三輪村、南は本村と田地入交り、西は大川向は下原村、北は眞壁村同枝中原と田地境。

枝 中嶋　「下道郡之内也」平場。同所迄、四里三十三町。　畠 十一町八反九畝四歩半。家數 五十六軒。　舟 二艘。男女 七百四十二人。

村中西國海道。

東南は輕部村、北は柿木・中原と田地境、西は大川向は川部町也。侍屋敷は、十二三町北の山麓に有、岡田と云。

西部村　山寄。同所迄、四里。　高 千六百六十石六斗。家數 百十一軒。　田畠 六十六町四反四畝八歩。男女 七百四十二人。

東は枝地頭片山岡谷宿、西は蒔田領三輪村之枝小屋と山田地境、北は同領三須村と田地境、南は淺原村と山境。

一里塚有。　池、五ヶ所。内一ツ他領。三輪村に有。　村前西國海道。

枝 地頭片山　山寄。同所迄、五里。　田畠 二十一町四反六畝二十歩半。男女 三百七十三人。（池、七ヶ所。）　家數 五十一軒。

東は岡谷、西は西部村と山田地境、南は淺原村と山境、北は西國海道、先きは矢田部村と田地境。　村前西國海道、

茶店有。

枝 岡谷　山寄。同所迄、三里三十五町。　田畠 四十五町六反六畝九歩半。男女 六百三十八人。（池十三ヶ所。）　家數 九十五軒。

東は宿と山田地境、西は地頭片山・西部村と山田地入交り、南は生坂村と山境、北は蒔田領・三須村と田地境。村より巽方の山南へ行處に水分れと云所有。

枝 宿　山寄。同所迄、三里十一町。　田畠 四十九町八反七畝十七歩。男女 五百五十四人。（池、十二ヶ所。）　家數 八十一軒。

東は花房領・新庄領、西は岡谷・地頭片山と山田地境、南は戸川領（五左衛門）一子村と山境、北は蒔田領林村と田地境。　村中西國海道、町並、茶店有。

古地村　山寄大川端。同所迄、五里十九町。　高 四十六石四斗六升。家數 三十軒。(寺共。)　田畠 七町九反九畝十九歩。男女 百八十二人。

東は西部村と山境、西は大川向は御領柳井原村也、南は黒田村、北は輕部村と山田地境。　池、四ケ所。

村前の大川、一方は又串川へ流れ、一方は酒津川へ流る。此處を水分れと云。

黒田村　谷間大川端。同所迄、五里半。　高 七十五石六斗四升。家數 十八軒。　田畠 六町一反九畝八歩。男女 百四十一人。

東は内藤領酒津村と山田地境、南も同じ、西は古地村、北は西部村と云山境。村前向は酒津村之内也。　池、五ケ所。

已上十二ケ村、是を山北といふ。

三田村　山寄。同所迄、三里八町。　高 五百石。家數 六十軒。　田畠 三十三町一反四畝七歩半。男女 三百七十五人。

寅卯之方は戸川領(五左衛門)二子村と山田地境、辰之方は松嶋村、巳之方は御領鳥羽村、午未申之方は中田村・別府村・同枝吉田と田地境、丙戌之方は生坂村と山田地境、亥子丑之方は西部村之枝宿と山之峯を境。　池、三ケ所。　村前福山海道。

生坂村　平場。同所迄、三里二十八町。　高 二千七百四石七斗。家數 百二十一軒。　田畠 八十一町一反一畝二十三歩半。男女 七百九十五人。

東は三田村、辰巳之方は戸川領中嶋村、南は別府村、未申之方は本田村、西之方は枝西坂と田地境、戌亥之方は西部村之枝岡谷、北は同枝宿と山境。　船、一艘。　池、七ケ所。

枝西坂「古名 神村」　山寄。同所迄、三里二十六町。　田畠 七十五町五反。(池、六ケ所。)男女 四百二十四人。　家數 七十二軒。

淺原村　山上。同所迄、四里二町。　高 二百十八石一斗二升。家數 五十六軒。(寺共。)　田畠 二十七町四反九畝六歩半。男女 三百九十七人。

東は生坂村之枝西坂、西は黒田村、南は生坂村之枝西坂、又は子位庄村と山田地境、北は西部村之枝岡谷と山境。

池、七ケ所。

北は、山之上に輕部村より越る坂あり。古跡の淺原峠也。

子位庄村 平場。同所迄、三里二十八町。 高 千七十三石二斗八升。 田畠 八十三町七反四畝十六歩半。 家數 百六十軒。 男女 千二百三人。

東は生坂村之枝西坂、南は御領濱村と田地境、西は御料酒津村、北は淺原村・黑田村と山田地境。 池、三ヶ所。

村前、福山海道。村後山寄、普賢堂有。

八王子村 平場。同所迄、四里十一町。 高 百三石三斗二升。 田畠 七町八反三畝十歩半。 家數 十三軒。 男女 八十四人。

丑寅卯辰之方は子位庄村、巳午之方は川入村、又は長谷川領日吉庄村、未申之方は御領安江村、酉戌亥子之方は御料酒津村と田地境。 此村、長谷川領と家田地悉く入交り。

此村、昔は大内千軒町と云由、享保年中洪水に大川堤切れて堀れたる跡に、鍛冶の鐵くろなど多く出、又は古井之跡抔有之由。

川入村 平場。同所迄、四里十一町。 高 百七十二石九斗九升。 田畠 二十二町六反六畝十八歩。 家數 八軒。 男女 三十八人。

卯辰巳之方は御料濱村、午未申酉之方は長谷川領日吉庄村、戌亥之方は御料酒津村、子丑寅之方は子位庄村と田地境。

瀧江村 平場。同所迄、四里十五町。 高 二百四十一石一斗五升。 田畠 四十七町五反五畝十四歩。 家數 四十九軒。 男女 三百十一人。

寅卯辰之方は白樂市村、巳午之方は枝川ノ上、未申酉之方は御料安江村、戌亥之方は長谷川領日吉庄村と田地境。

枝川ノ上 平場。同所迄、四里二十三町。

丑寅卯辰巳之方は白樂市村、午未之方は白樂市新田村と田地境、申酉之方は御料沖村と田地入交り、戌亥子の方は瀧江村と田地境。

平田村 平場。同所迄、三里二十三町。 高 千五十一石七斗八升。 田畠 六十二町四反九畝五歩。 家數 九十二軒。 男女 五百三十三人。

寅卯の方は別府村、辰之方は福島村、巳午未之方は大島村、申酉之方は御料濱村、戌の方は子位庄村、亥子之方は

生坂村之枝西坂、丑の方は生坂村と田地境。

村北、福山海道、茶店有。村西觀音堂有。

大嶋村 平場。同所迄、三里三十町。 高 五百六十三石一斗三升。 田畠 三十八町六反八畝二十四歩半。 家數 三十七軒。 男女 二百九十三人。

卯辰巳之方は福島村と山田地境、午未之方は戸川領(五左衛門)彦嶋村、申酉戌亥の方は御料濱村、子丑寅之方は平田村と田地境。

村東の方に廻り三町計の山田の中に有り、西嶋といふ。古此邊海なりしと云。

福島村 平場。同所迄、三里三十四町。 高 五百五十三石。 田畠 四十三町三畝二十二歩。 家數 四十五軒。 男女 二百八十四人。

卯之方は黒崎村、辰巳之方は戸川領(五左衛門)帶江村、午の方は平田村、丑之方は別府村、寅の方は戸川領中島村と田地境。

白樂市村 平場。同所迄、三里十八町。 高 四百三十六石八斗。 田畠 六十三町五反三畝七歩半。 家數 五十軒。 男女 三百五十九人。

丑寅卯辰巳之方は御料倉敷村、午之方は笹沖村、未申之方は白樂市新田村、酉の方は澁江村之枝田ノ上、戌亥子之方は澁江村と田地境。

村東田之中に大石數多在り、人嶋と里民是を云傳。

四十瀬村 平場。同所迄、三十二町。 高 三百三十五石八斗。 田畠 二十七町一反十五歩半。 家數 四十五軒。 男女 三百十二人。

寅卯辰巳之方は御領沖村、午未之方は四十瀬新田村、申之方は埋川村と田地境、丙戌之方は大川向は中島村也、亥子丑之方は御領安江村と田地境。

水江村 「古名一日市村」 平場。同所迄、四里二十二町。 高 七百四十七石八斗八升。 田畠 七十四町一反八畝二十七歩半。 家數 百十九軒。(寺共。) 男女 六百九十八人。

東は大川向は御領酒津村・安江村也、西も大川青山領江田村也、又は西阿知村・西原村と田地入交り、南御領中島村、北は御領酒津村と田地境。 池、一ヶ所。 船、四艘。

村中福山海道。

都宇郡

松島村　山寄。同所迄、二里二十五町。　高　六百五十六石四斗二升。　田畠　五十四町九反二畝一歩半。
家數　九十二軒。　男女　五百八十四人。
東は他領三軒の入組庄村、西は三田村、南は御料栗坂村・鳥羽村・徳芳村、坤は戸川領吉田村、北は戸川領二子村と田地境。
村前福山海道、村西に茶店有。

矢尾村　山谷間。同所迄。三里。　高　百三十八石五斗三升。　田畠　十一町二反二畝四歩。
家數　三十一軒。　男女　二百三十八人。
東は松平伯耆守領大内田村、西は御料鳥羽村、北も御料栗坂村と山境、南は戸川領甲島村と山田地境。　池、五ケ所。村中に地藏堂有。

中田村　山寄。同所迄、三里十町。　高　四百十九石九斗四升。　田畠　三十八町五反四畝二歩。
家數　三十三軒。　男女　百八十四人。
東は御領鳥羽村、南は戸川領甲島村と山田地境、西も同領中島村と家・田地悉く入交り、北は生坂村と田地境。北村福山海道。　池、三ケ所。

別府村　山寄。同所迄、三里十九町。　高　六百石一斗。　田畠　三十三町四反。
家數　五十五軒。　男女　四百六十九人。
東は戸川領中島村と田地入交り、西は平田村、北は生坂村之枝西坂と田地境、南は黒崎村と山田地境。　池三ケ所。

枝吉田「古名東別府」　山寄。同所迄、三里十町。　田畠　十七町八反三畝十四歩。（池、二ケ所。）　家數　十六軒。
男女　百十九人。
東は御料鳥羽村と山田地境、西は別府村、南は戸川領粲田村、北は中田村、又は御領中島村と山田地境悉く入交り。

黒崎村　山寄。同所迄、三里三十一町。　高　二百七十四石四斗八升。　田畠　三十町二反九畝九歩半。
家數　三十八軒。　男女　二百九十三人。

東は戸川領蟹田村と山境、西は福島村と田地境、南は戸川（五左衛門）領五日市村、北は別府村・戸川領中島村と山田地境。池三ケ所。

已上十八ケ村、是を山南と云ふ。

淺口郡

西阿知村　平場町並。同所迄、四里三十三町。　高 七百八石四斗。家數 百三十軒（寺共）　田畠 六十四町一反四畝二十歩。男女 七百四人。

東北は水江村、西は西原村、南は御料酒津村、又は連島、四分關領、六分山崎領。又は御料片島村、北も御料酒津村と田地境、七端帆、船一艘。村中福山海道驛也。村東に一里塚有。水分れ二俣川下を川内と云。窪屋郡水江村・酒津村、又淺口郡西原村・西阿知村・中島村・片嶋村・連嶋以上七ケ村を云ふ。此村他領入交り。

西阿知新田　平場。同所迄、五里十七町。　高「御朱印高の外」三百二十六石九斗四升。家數 十四軒。　田畠 二十二町三反七畝。男女 八十六人。

此新田連嶋領山際に有り、昔は海にて阿知海といふ名所之由。四分關領也。

西原村　平場。同所迄、五里九町。　高 六百五十八石三斗八升。家數 九十八軒。　田畠 七十町九百五畝十六歩半。男女 七百三十人。

東は水江村と田地境、西は大川向は青山領船尾村・江田島村・片島村と田地境。　渡船一艘。

上竹村　山上。同所迄、八里。　高 千五百五十六石六斗二升。家數 六十六軒。　田畠 七町九畝十七歩半。男女 三百八十五人。

東は枝道口、南は枝下竹と山田地境、西は地頭下村之枝絲坂と山境、北は松山領横谷村と山之峯を境。　池九ケ所。

枝龜山　山寄。同所迄、七里。　田畠 二十二町四反二畝。家數 七十一軒。　池 十三ケ所。男女 四百十八人。

東は玉嶋村之内爪先、南は七嶋村と田地境、西は道口と山田地境、北は伊東領陶村と山境、東にては長尾村共山境。

枝富　山上。同所迄、七里二十六町。　田畠　十六町六反二畝十六歩半。（池、八ヶ所）　家數　七十二軒。男女　四百九人。

東は道口本村、南も道口と山田地境、北は板倉領横谷村、又は奥山田村と山境。

枝道口　山寄。同所迄、七里。　田畠　四十五町七反三畝二十歩半。（池、三ヶ所。）　家數　百十六軒。男女　八百十六人。

東は龜山、又は七嶋村、西は本村、又は下竹、南は道越村と山境。　村中福山海道。村西に竹坂と云松生への山坂有、坂の内七八町有、下竹道口之内也。

枝下竹　山寄。同所迄　八里。　田畠　三十二町一反一畝二十八歩。（池、九ヶ所）　家數　八十九軒。男女　五百七十一人。

東は道口と山境、南は八重村・道越村と田地境、西は古見新田村、北は本村と山田地境。　村中福山海道。

古見村　山寄。同所迄、八里。　高　千百四十八石二斗四升。　田畠　六十七町四反八畝七歩。家數　百二十一軒。（寺共。）　男女　七百八十三人。

東は古見新田村、西は地頭下村と山田地境、南は薛田領須惠村と砂川を限り、又は田地境、頭上村之枝岔坂と山境。　海船、二艘。此村、古は津田庄と云し由。　村南福山海道。

地頭下村　山寄。同所迄、八里十四町。　高　六百十二石二斗七升。　田畠　四十七町八反二十一歩半。家數　六十軒。　男女　三百六十人。

東は古見村と山田地境、西は鴨方村、又は地頭上村と田地境、南は薛田領佐方村、又は六條院東村と谷川を境、北は地頭上村之枝岔坂と山境。　池、八ヶ所。　村前、福山海道。

地頭上村　山寄。同所迄、九里。　高　六百三十五石。　田畠　三十五町五反二十九歩半。家數　七十九軒。　男女　四百八十六人。

東は上竹村北は板倉領小田郡横谷村と山境、西は本庄村と山田地境、南は鴨方村と田地境。　池、九ヶ所。

枝岔坂　谷間山寄。同所迄、八里三十二町。　田畠　三十一町九反一畝二十一歩。　家數　九十六軒。男女　五百九十六人。

東は上竹村、北は板倉領横谷村と山境、西は本庄村と谷川を限り田地境、南は地頭上村・鴨方村・山田地境。

備中の國は山多し。東は備前國と山田地境、西は備後國と山田地境、南は海也、北は美作國伯耆國と山境。備中國を此書に

入るゝは、岡山領有故也。是に仍て他領の事は記さず、他皆是にならへ。

加夜郡。（二村） 下道郡。 窪屋郡。 都宇郡。 淺口郡。 已上五郡。

村數合 三十六ヶ村。 枝 二十五。 新田 一。

高 二萬五千九百七十五石三斗二升。 田畠畝數 二千三百五十町四反二畝二十七歩。

家數合 四千二百九十八軒。寺社共。 人數合 二萬八千三百五十四人。寺社共。

池、二百十四ヶ所。 船、二十五艘。 馬、百三十九疋。

牛、千七百五十疋。 猟師鐵砲、百二十五挺。 取上鐵砲、四十五挺。

備中國高 三十二萬四千四百五十五石六斗二升三合。 村數 四百六十八ヶ村。

上房郡 高 二萬二千五石二升七合二勺。 二十七ヶ村。

阿賀郡 高 三萬二千五百三十一石二斗二升一合三勺。 三十三ヶ村。

哲多郡 高 二萬二千七百五十三石五斗三合三勺。 二十九ヶ村。

川上郡 高 二萬五千五百二十三石八斗六升五合七勺。 五十三ヶ村。

小田郡 高 三萬六千四百九十七石七斗五升六合。 七十ヶ村。

後月郡 高 一萬七千七百九十石二斗四升九合。 三十七ヶ村。

下道郡 高 一萬三千八百二十六石七斗七升九勺。 十七ヶ村。

賀陽郡 高 四萬五千七石一斗七升五合六勺。 七十六ヶ村。

都宇郡 高 二萬八千二百五十一石四斗五合。 三十九ヶ村。

淺口郡 高 四萬八千九百八十一石二斗三升九合八勺。 四十四ヶ村。

窪屋郡 高 三萬千二百八十七石四斗一升二勺。 四十三ヶ村。

右は元祿十四辛巳年安藤長門守殿、木下肥後守殿へ備中國の繪圖被仰付候、其國繪圖に載する處の高并村數之寫也。

承應元年、中嶋村に川除の石垣を築きければ、伊木甚太郎の領分川邊村難儀に及ぶ旨、度々かけ合あり、八月に至り甚太郎より書翰あり。

御領内備中國中嶋村より川除之石垣を仕候に付、私知行所河邊村水底に罷成致迷惑候間、年貢外被爲成御用捨を被下ば、生々世々置可存候、委細之儀は長門・出羽方へ申達候。恐惶謹言。

八月二日　　伊東甚太郎

備前少將様

かくて、出羽が宅へ長門・若狹・伊賀・淡路五人寄合、郡奉行并伊東の使をも呼、双方能やうに申付べしと相議して夫を返す。烈公よりの御返書。

御領内河邊村水損仕由被仰聞候、則御家來衆と我等奉行立合候而、兩方不致迷惑候様に申譲候へと申付候。恐惶謹言。

八月二十八日　　御名

伊東甚太郎様　御報

出羽・長門兩人よりの返書は、

御領分河邊村水損に逢申に付、御狀被下候趣、新太郎に申聞候、如仰御小身に候へば、事により如何様にも如被仰下候仕儀に候へ共、不及申、半に領地の儀は、公儀の御國に候へば、其方の村を助、大身に候とて此方の村損亡仕候様にとは申付がたく候故、御家來衆と此方郡奉行立相（會）申、双方の村損亡に不及様にと申渡候、片付候て能様には迚も不罷成儀に候條、左様御心得、御尤に奉存候。恐惶謹言。

八月二十八日　　伊東長門

池田出羽

伊東甚太郎様　御報

河邊村よりは、昔の川筋を通しくれよと申候故、村々の年老たる者を集め、具に郡奉行より尋ねしに、濱田家領地の時より、すでに今の川筋にて、其已前の事は更に知れざるよしをいふ。河邊村の者思ふには、古川を通し嶋となりたる出地は、川邊へ

取べき所存なれば、いろ〳〵と事をたくみけるなり。同晦日出羽•長門より使者に申は、右御報の書中に申通にて、外に申べき事もなしといふ、夫者聞て、左候へば、もはや御郡奉行衆と請合すべき公儀の御國との事能く聞候、さらば伊東かたより、江戸へ申遣べしと答ふ。兩老聞て九月中は御返事を待べし、御同心に候得は能ゝ、若又御同心あらず、彼是仰らるとも、是非致さてはなりかぬ普請なれば、十月には取かゝり候べし、又小身なれば、事によりて仕てもまいらすべしと申事は、此度大小川上堤切口所々の事にて候、是は此方の領地と申ながら、切れてもさして搆に成らざる所なれば、年々河邊村より普請仕來し所なれども、此度は數多所々の事なれば、御小身なるには、何か御不作廻にもなるべしあるべければ、備前より普請申付べし、かやうの事をぞ、御小身ゆへいかやう仕べしと申にて候。村々已來まで損亡候事は、御小身に候とて、いかで此方より取はからふべきとぞ申ける。同十月朔日に至り、伊東の使たる人のもとへ、兩老より書狀遣し、約し置ごとく、九月中は相待候得ども、最早普請取懸るよし申おくる。然るに、今少し待くれよとの、强て頼なれば、十三日までは待べしと云やりけるに、又書狀にて、猶更待くれよとの事なれば、烈□□(公に)伺ひしに、十五日までは待べし、夫より後は、水普請にて人夫も寒氣にくるしむべければ、十五日より後は、□□(最速カ)待ざるよし申遣せとの仰にて、其旨遣ける。かくて追々普請に取かゝりける處、同晦日、甚太郎のもとより兩老へ書狀を以て、領地損亡迷惑に及ければ、何とぞ川筋石垣普請なきよふにと申來る故、返答に、普請更に新に仕るにては候はず、先規にしたがひて仕候也、尤先規は、石なしに築かせしを、近年は石にて築けるまでの違なれば、此度申付る普請、少しも先規にたがひ、高く築上るにあらず、土にて築時は、少の間もこたへざれば、石にて仕る也、勿論古川筋へ付替申さんは存もよらず、決て仰にしたがひがたしとて、追々普請し事濟たり。

寛文九年野山村槇谷村山界爭論落着

備中松山の水谷左京亮領分同國野山村と備前領之内牧谷村之山界、百年來の論所にて、双方まけじおとらじと諍論やむ時なし。しかる時は、いつこれと決着すべき期なかりけるに、寛文九年閏十月十日、松山領井手村與右衛門と、備前領神原村安左衛門兩人立合、双方正直を專らとし、虛心平易、只道理にしたがひ、境界に傍示を立、林木を伐(マヽ)すかし、已來諍論に及ざる樣にはからひ、事濟ける。

加夜郡槇谷村と足守領と境論これあり。堺目落着之證文

備中國賀夜郡見延村・槇谷村與同國黒尾村・奥坂村・粟井村・山田村境論、令糺明之申渡覺。

見延村・槇谷村は、北方より南ノ口田渡り峯・さくれがたわ・しりはりたわ・風吹がたわ・彦四郎池・高山迄、それより西方へ大まがり、當坂中當村、なつ坂・河邊川の際迄、峯通境にて、見延村より山札を出し、二十四ヶ村札米出の入會候。黒尾村も二十四ヶ村之内に候得共云々。年より不入之由申之。黒尾村・奥坂村・粟井村・山内村者、北方より南へ田渡り橋・すくもが原・境が谷・ぬた尾はな・高尾・横尾・新山寶堂・竹寺・たわら尾峯・三日頭形部山境[ヤ]下候。近年境之異論有之付、黒尾村山札不取之由申之、數度遂檢之處、双方證文・證跡無之、境目不慥、依之、今度兩方落合之谷川中央を限り、新に境立之。但槇谷村之爲地内之由、慥成書狀有之間、右畑際墨筋を引、堺目相極畢。前に見延村より山村を取入會之村々者、今以可爲如先矩、併谷川之新境不可越之、仍爲後鑑、繪圖面界筋之上、各加印判、双方へ下置之條、自今以後、有之旨相守之不可違失者也。

寛文十一年辛亥十月六日

徳五兵。 杉内藏。 松伊右。 嶋出雲。
渡大隅。 本長門。 戸伊賀。 小山城。

備中國淺口郡柳井原村・西水江・上船尾・下船尾・長尾・玉嶋・乙嶋・阿賀崎・柏嶋・勇嶋・黒尾・十一ヶ村與同郡西原・西阿知・窪屋郡東水江・三ヶ村堰諍論之事

十一ヶ村百姓訴趣、西川一ノ堰前之川水不懸候節は、堰取拂之砂流候故、川瀬低り多く有之處、九年以前右三ヶ村之者、新規二丁堰常堰に仕立候に付川瀬高く用水致不足候、其上高瀬船通不自由に罷成、玉嶋湊迄致難儀由申候、三ヶ村答候は、一之堰地高水懸り兼候に付、從古來大石を以、川瀬築立之常堰致之田地養來候、川瀬高く成候儀は、水上松山川之瀬替、東川へ水落來候に付、西川水勢弱く砂埋り候、郷當堰築置候謂にて無之候、且高瀬船通川之儀は、堰之内長さ四間半之船道、從前之通明置、用水取候節は塞之候由申候、遂糺明處、三ヶ村之者一ノ堰水引取候田地高候故、從古來河幅百間餘築立之常堰に致置候段無紛上は、彌可爲舊來通、雖然川瀬に砂埋り、双方并水下六ヶ村可及難儀と相見間、向後西川筋より用水取候村々不殘人足出之、年々一堰より水上川瀬之砂可浚也、爲後證如此。此書記之右加印判、双方へ下置候條、不可違失者也。

元祿十五年壬午三月六日

戸備前。 久因幡。 萩近江。 井對馬。
保越前。 松伊豆。 阿飛驒。 永伊賀。

松日向。　青播磨。

備中國片嶋村・柳井原村・水江村・上船尾村・下船尾村・玉嶋村・勇嶋村・阿賀崎村・柏嶋村・黒崎村・乙嶋村・與四坂村・生坂村・三田村・松嶋村・別部村・中田村・平田村・福嶋村・黒崎村・大嶋村・川入村・子位庄村・倉敷村・濱村・鳥羽村・徳房村・日吉庄村・帶江村・二子村・早嶋村、諍論之事

十二ヶ村百姓訴出候者、松山川・成羽川・矢懸川落合、柳井原村之内にて西東へ二筋流来候、西川砂埋り用水不足に付、かりまた川にわく・とう木を入、川可堰上由申之。二十二ヶ村百姓答候は、兩川共砂川にて淵瀬替候故、水下村之川筋浚、用水取來古法に候、最前東川埋り候節、人夫を出砂浚仕候、西川埋り候はゞ砂可浚之處、堰上用水可引取由、非古例旨申之。遂糺明處、九年已前十一ヶ村百姓西原・西阿知・東水江三ヶ村與諍論之砌、向後西川筋より用水取候村々不殘人足出之、年々一之堰より水上川瀬之砂可浚之由裁許有之、今度西川水下村々川筋可堰之所、わく・とう木を入堰上由、新規之儀申出段不謂事に候、自今已後、砂埋り候はゞ、西川東共水下村々人夫を出、川筋可浚也、仍爲後證、繪圖令裏書、各加印判、双方へ下置間、不可違犯者也

寶永七年庚寅二月四日

〻大隅。　「御用に付無加印」平若狹。　「遠國御用に付無加印」中出雲。

萩近江。　坪能登。　松壹岐。　丹遠江。　本彈正。

「御用に付無加印」三備前。　鳥伊賀。　安右京。

一、古見庄。上竹村・宮・鍋山 道口・下竹

一、津田庄。古見村・地頭下村 地頭上村・益坂

山川

福山。西部岡谷・輕部・古地・黒田・大坂・地頭・片山・小屋・淺原に跨る近邊の高山なり。　高山。輕部・黒田・小尾にわだかまる。　寶宕山。　天神山。但に、矢田村。

伊與部山。下原村。　喜村山。　鳥追山。但に、八代村に、東西は他領に跨る。

茶飼山。秦下・上原。

大さこ山。いやの丸山。俱に、宍粟村に有西は他領に入。

大山。生坂村。

北山。かす山。俱に、西原村。

本岩山。猫坂山。青江山。三山とも、子位庄村。

桐木山。俱に、中田・別府吉田に婦る。

さねふれ山。後山。平非山。俱に、黒崎村。

養子山。上竹富・地頭・上盆原に婦る西は他領に入。近邊の高山なり。

高山。龜山道口に婦る。

竹坂山。下竹道口にわだかまる。

そうた山。松非山。地頭・下盆原にわだかまる。

文字岩。輕部村王子宮の林内にある。

八疊岩。矢田村にあり。

正木山。秦下・上秦・福谷に婦る。　荒木山。上秦村。

鵜場山。東山。西山。俱に、見延・横谷を圍む。峯より外は他領に入。

御神山。松尾山。俱に、三田村。　水別れ山。生坂・西坂・岡谷にわだかまる。

石堂山。栗林山。入道山。畑山。四山俱に淺原村。

こそ山。大嶋村。　小山。福嶋村。

日笠山。中山。奥山。大山。平非山。已上五山矢尾村、

片山。水江村。

高つま山。俱に、富村。　奥山。上竹村。

大木山。たかい山。俱に、道口に有、北は他領に入。

龍王山。米塚。(山)俱に、占見村。

前平山。地頭上村。

すへり岩。身投岩。からこ岩。三岩ともに古地村にあり。

八疊岩。　酒盛岩。米嚼岩。三岩共に三輪村にあり。

岩。上秦村荒平山の内にあり。高凡三十丈餘り、民是を瀧といふ。岩の上に金の鵜有といふ。神名帳に有岩疊神社は、此岩ならんか。

岩。水江村片上に在り。　横谷村に在り。山のすそに石あり五十間ばかり隔道あり、此道より呼べば何にても能く答ふ、こだまのよきなり。

窟。七十村ゝに在り。

成羽川。源は伯州境の山より出る小流集りて、備後國神名郡より川となり、備中國之内他領を經て、下道郡福谷村へ来り、加夜郡宍粟村、下道郡上秦村・下秦・上原・富原・下原・中原、窪屋郡中島・古地□□より東西へ分れ、東は窪屋郡黒田・水江・

八王子・四十瀬より備前國兒嶋郡浦田村へ流れ、海へ入、西は窪屋郡水江村、淺口郡西原村より他領辻嶋へ流れ、海に入。

潮川。備前國兒嶋郡天城村より、備中國他領を經て窪屋郡馬樂市村を過て、他領倉敷村に至る。

惡水渠。他領酒津村より、淺口郡阿知村へ流れ、他領を經て、海へ入。

惡水渠。他領撫川村より流れて、辻村に來り、都宇郡松嶋村、窪屋郡三田・生坂・西坂・平田、都宇郡別府、窪屋郡福島・大嶋、都宇郡黑崎村より、他領を經て、備前國兒嶋郡天城村之海に入。

大木池。水面凡十町。 増原池。水面十三町餘。倶に、道口に在り、他領と交錯して用ゆ。 竹坂池。水面凡四町餘。下竹村に在り、他領と交錯して用ゆ。

升池。古見村に在、水面凡九町餘。 新池。地頭下村に在、水面凡四町餘。 元池。地頭上村に在、水面凡四町餘。

上原池。絵坂原に在、水面凡三町。 水別池。岡谷村に在、水面凡四町。 石尻池。下原村に在、水面凡三町。

長池。秦下村に在、水面凡五町。 池。二百二十村々に在り、皆用水なり。

青江の井。子位庄青江谷といふ所にあり。 田淵井。子位庄に在り。 藤井。中田村に在り。

寺川井。平田村に在り。 いそゝし井。水江村に在り。

關梁

西阿知驛。西阿知村。 中嶋村。成羽川、窪屋郡中嶋村より、他領川部村に渡す。 秦下渡。川部川、窪屋郡秦村より他領井尻野村へ渡す。

宍粟渡。川部川、宍粟村より、上秦村へ渡す。 水江渡。成羽川、窪屋郡水江村より、他領酒津村へ渡す。 西原渡。成羽川、淺口郡西原村より、他領亀串村へ渡す。

官道

窪屋郡笛村より下道郡矢田村へ至る二里十八町。東より西へいたる。

此間□(經カ)所、窪屋郡岡谷村・地頭・片山村・西部村・小屋村・三輪村・驛部村・柿木村・中嶋村。此間、成羽川船渡し、他領川部村・有井

村を經る。

都宇郡松嶋村より西阿知驛にいたる三里。

此間□（マヽ）所、窪屋郡三田村より、他領中嶋村へ至り、都宇郡中田。別府。窪屋郡西坂。平田。子位庄より、他領を經て、窪屋郡川入。八王子より、他領酒津村に至り、此間、成羽川船渡し、窪屋郡水江村。西阿知驛に至る。

西阿知驛より地頭上村に至る三里十一町。

此間□（マヽ）所、淺口郡西原村、此間成羽川船渡し、他領を經て、淺口郡亀山。道口。下竹。古見。新田を經て、淺口郡古見。地頭。上村に至る。

産物

烟草。横谷。　鶉。田十瀬。　大樹。古見村に在、周圍七八尺の古木也。何木と云事を知ず、枝葉楠に似たり。

産業

菅笠。平田。　笠。灘江。　藺蓆。松嶋。　麪線。淺原。

名所

正木山。下道郡岸下村にあり。

夫木集

まさき山まさきのかづら紅葉して時雨も時をたがへざりけり。　資實

同

時雨つる正木の山のそかひより見ゆる紅葉の色のて（マヽ）こらさ。　隆博卿

松井清水。淺口郡地頭下村。

ひでりして三宅の神に水なくば松井の清水苗代をせよ。

常盤なる松井の水を結ぶ手の雫毎にぞ千世よ(マヽ)は見えざる。　資實

結上る松井の水は底澄て移るは君が千代のかげかも。　茂明

備中古跡

一、薗鄕。矢田。

日本紀曰、應神天皇二十七年、御友別以苑縣封兄浦凝別。是苑丘之始祖也。　按るに、苑縣此所なるべし。

一、中峠。淺原。

此所を古城山ともいふ。足利左馬頭直義、福山の城主大江田式部大輔を攻時、此城に陣取しと、里民いひ傳ふ。

一、首塚原。岡谷。

此所いにしへ戰場なりし由。

一、青江山。子位庄。

此所、古へ鍛冶多し。世に青江鍛冶といふ、此なり。其時用し青江井、今にあり。

一、小野小町屋敷跡。黑田。

里民の說に、一年小町瘧を煩し故、藥師に願をかくべしと思へども、都にては知人も多し、中國へ下りて、備中[ ](マヽ)間の藥師へ七日參籠して、瘧平癒の願をかけゝれどもしるしなければ、佛前にて小町の歌に、

南無藥師立る願の叶はずば身より佛の名こそ惜しけれ。

と、讀ければ、内より返歌に、

村雨は只一時のものぞかし己が身の瘧そこにぬぎすて。

とありて、忽平癒しける。かくて小町、此邊りに名所などはなきかと、里民問(ママ)ひければ、是より一里餘り北に、廣谷淺原千坊。福山千坊とて、眞言寺あり、其内淺原千坊の頭寺を西菩提寺と云て、學文も深しと云、小町さらば是へ便りて可頼とて、黑田村の西菩提寺へ行、師弟の約をなし、寺の側に小庵むすび、三年が間、勸學しける、その五月雨の比歌に、

五月雨や青みの苗を引すへて黒田と見ればはらみこそすれ。

と讀し後此谷にひる居らずと、今に里民此谷にてひる虫を見たる者なし。

按に、小町□(マヽ)門弟詣、黒田住居、所見なし不審。

一、淺原峠。淺原村上に、中跡といふあり、同所か、猶尋問ふべし。

太平記(十六)に備前・備中の勢ども三千餘騎にて押寄せ、淺原峠よりぞ懸たりける。

一、淺原山安養寺。淺原村。

源平盛衰記に、新大納言成親卿、配所の後、備中國安養寺の調御房と云僧を頼み、同國朝原寺にて出家受戒し給ふ時、六帖抄といふ歌草紙を戒師の布施にせられしと有り。今此抄なし。元亨釋書曰、榮西十一歳、師事郡之安養寺靜心、心者嘗於三井寺一與二西父一同レ業、以レ故薫レ焉、十四歳落髪登二叡山戒壇一、十七心亡。遺言曰、汝尚幼、故不レ授二密法一、我歿汝從二法兄千命一乎。同寺之事諸書に見へたり、舊跡といふべし。當寺に榮西師の木像今尚存在す。摩訶上人と號す。大旱する時は、土民其像を迎へ、山に登り、相祭りて雨を祈れば、必ず應ありと云。(護國論の頭書に見へたり)。

花房五郎寫

伊藤義兵衛 ⑩ 校

吉備温故秘錄附錄備中領分卷之一 終

吉備温故秘錄附錄　巻之二

大澤惟貞輯錄

神社

備中賀夜郡

十二所權現　紀州熊野　槙谷村。　祠官　水子氏　神子三。　〔社領〕米、二石五斗。

〔所祭〕軻遇突智命・埴山姫命・罔象女命・稚産靈命・天照大神・國常立尊・忍穗耳尊・瓊々杵尊・火々出見尊・速玉之男・葺不合尊・伊弉册尊・事解之男。

古郡神社　式内神也。　槙谷村。　〔末社〕神明・御崎。

新宮　金毘羅權現相殿。　槙谷村。　本宮　槙谷村。

右權現宮の前に、古へ切口八疊敷の大杉ありしを、京都大佛殿建立の時、眞柱に成り、京都へ引といゝ傳ふ。其跡に、今も三四圍計の大杉二本あり。

八幡村。　宍粟村。　御崎。　同。　〔末社〕正領明現。　御崎明現。　荒神三社相殿。　同村枝見延。

下道郡

八幡宮。　惣堂。　三社相殿。　秦下村。　小椙氏　禰宜。神子二。神人一。

明現。　米、二石。　同。　天神。　同。　〔末社〕御崎。

姫社神社。　同村枝福谷。　按に、攝津國東生郡比咩語曾神社ならんか。所祭之神、下照姫命なり。

神代卷曰、欲下立二皇孫天津彥彥火瓊々杵尊一以爲中葦原中國之主上、中略。故高皇產靈尊召二集八十諸神一而問レ之曰、吾欲レ令レ撥(ハラヒタヒラゲ)二平葦原中國之邪鬼(アシキモノヲ)一、當遣レ誰者宜也。惟爾(ネガハクバイマシ)諸神勿レ隱レ所レ知、僉曰天穗日命是神之傑也、可レ不レ試歟、於レ是俯順二衆言一、即

以天穗日命、往平之、然此神佞媚於大巳貴神、比及三年、何不報聞、中略、故高皇產靈尊更會諸神、問當遣者、僉曰、天國玉之子天稚彥是壯士也、宜試之、於是高皇產靈尊賜天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢以遣之、此神亦不忠誠也、來到卽娶顯國玉之女子下照姬（亦名高姬亦名稚國玉。）因留住之曰、吾亦欲馭葦原中國、遂不復命、是時高皇產靈尊怪其久不來報、乃遣無名雉伺之、其雉飛降止於天稚彥門前所植湯津杜木之杪、時天探女見而謂天稚彥曰、奇鳥來居杜杪、天稚彥乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓・天羽羽矢、射雉斃之、其矢洞達雉胸而至高皇產靈尊之座前也。時高皇產靈尊見其矢曰、是矢則昔我賜天稚彥之矢也、血染其矢、蓋與國神相戰而然歟、於是取矢還投下之、其矢落下則中天稚彥之胸上、于時天稚彥新嘗休臥之時也。中矢立死、此世人所謂反矢可畏之緣也。天稚彥之妻下照姬哭泣悲哀聲達于天。

日本紀曰、垂仁天皇時、都怒我阿羅斯等在意富加羅國、黃牛負田器將往田舍、黃牛忽失、則尋迹覓之、跡留一郡家中。時有一老夫曰、汝所求牛者、入於此郡家中、然郡公等曰、由牛所負物而推之、必當設殺食、若其主覓至、則以物償耳。卽殺食也、若問牛直欲得何物、莫望財物、便欲得郡內祭神云爾、俄而郡公等到之曰、牛直欲得何物、對如老父之教、其所祭神是白石也、以白石授牛直、因以將來置于寢中、其神石化美麗童女、於是阿羅斯等大歡之欲合、然阿羅斯等去他處之間童女忽失也。阿羅斯等大驚之問己婦曰、童女何處去矣、對曰向東方、則尋追覓遂遠浮海以入日本國、所求童女者至于難波、爲比賣語曾社神、且至豐前國國前郡、復爲比賣語曾社神、並二處見祭焉。

神名帳曰、攝津國東生郡比賣語曾神社者下照姬也、下照姬者大巳貴之女天稚彥之妻也。

延喜式名神祭部曰、攝津國比賣許曾神社一座注云亦號下照比賣。

　按に、神名帳延喜式注は、下照姬とあり、日本紀と異なり、何れか是なる事を知らず、故に二書共に、爰に記す。

石疊神社　　宍粟村枝上秦。　〔末社〕疫神。社なし、宮跡は、今に存す。

式內神なり。社地はありて、今社なし。當所に世にまれなる美觀の大石あり。高さ凡二十四五間ばかり有、下より段々と石をたゝみ上げたるやうなれば、石疊とはいふなるべし。祭所の神、何といふ事はしれざれども、若此石上に神を祝ひたるに依て、石疊の神社と號しけんや。

麿佐岐神社　宍粟村。〔末社〕龍王・鹿野城・加茂大明神・王子權現・荒神。五社共、今廢して、社なし。
式内神なり。古へは正木山に鎭座ありしに今は社は廢して社地のみ殘れり。此正木山名所なり。所祭の神名未詳。
右八幡宮より以下の宮々へ、毛利家之時分、下原村之内木村山の城主上野伊豆守光済より発田の書付幷狀、又は荒平の城主川西備三郎之秀よりの発田狀等、今に祠官持たり。右之狀當名は古川坊とあり、古川坊は山伏にて、今の祠官之先祖なり。寛文の比には、還俗して祠官となり、家を世々す。

八幡宮　天照大神　三社相殿。　上原村枝富原。　小椙氏　禰宜・神子二。

春日大明神　〔末社〕龍王・冠大明神・荒神・神宮。米、五斗。　三輪神社　式内の神〔　〕神社なり。　下原村枝八代。　近藤氏　禰宜・神子一、神人一

伊豫部神社　所祭、伊豫神社と同じきか。　下原村。〔末社〕若宮裏神社（相殿）・荒神・八王寺　日吉八王子寺疑らくは宮字ならん。

嚴島大明神　所祭の神一座、市杵島姫尊なり、安藝國嚴嶋明神を勸請すといふ。　中原村。　八幡宮。天神宮。大明神。　妹尾氏　神子一。　右、三社とも矢田村。

稻荷神社　矢田村。〔末社〕王子權現（二社）。荒神。
神社啓蒙曰、稻荷社者、在山城國紀伊郡公王城東南許三里、所祭之三座。下社、大山祇女（非二開耶姫一、延喜式頭書）。中社、倉稻魂（同名異神有二三神一、而司識名異也、勿レ混）。上社、土祖神（延喜式頭註）。

淺口郡

日吉大明神　所祭、江州志賀郡坂本村日吉社と同じ、大宮の大巳貴命を祭るといふ。　地頭上村。　祠官　西山氏。
神代卷曰、大國主神、亦名大物主神、亦號二國作一、大巳貴命亦曰二葦原醜男一、亦曰二八千戈神一、亦曰二顯國玉神一、其子凡有二一百八十一神一。夫大巳貴命與二少彥名命一、戮レ力一レ心經二營天下一云云。遂到二出雲國一乃興言曰、夫葦原中國本自荒芒至二及磐草木一咸能强暴、然吾已摧伏莫レ不二和順一。

大川大明神　所祭之神を、罔象女といふ　地頭上村絵坂。　前田氏。

神代卷曰、伊弉册尊爲軻遇突智所焦而終矣、其且終之間、臥生土神埴山姬及水神罔象女。

磐石大明神　石、一本に岩に作る。所祭之神を、經津主命といふ。　地頭下村。　祠官　藤田氏。

神代卷曰、高皇産靈尊更會諸神、選當遣於葦原中國者、僉曰磐裂根裂神之子磐筒男・磐筒女所生之子經津主神、是將佳也。時有天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神、此神進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫、而吾非丈夫者哉。其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令平葦原中國、二神於是降到出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劒、倒植於地、踞其鋒端、而問大己貴神曰、高皇産靈尊欲降皇孫君臨此地、故先遣我二神、驅除平定、汝意何如、當須避不。時、大己貴神對曰、當問我子、然後將報。此時其子事代主神遊行在於出雲國三穗之碕、以釣魚爲樂、或曰、遊鳥爲樂、故以熊野諸手船、載使者稻背脛遣之、而致高皇産靈尊勅於事代主神、且問將報之辭、時事代主神謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中、造八重蒼柴籬、蹈船枻而避之。使者既還報命、故大己貴神則以其子之辭、白於二神曰、我怙之子既避去矣、故吾亦當避、如吾防禦者、國內諸神必當同禦、今吾奉避、誰復敢有不順者。乃以平國時、所杖之廣矛授二神曰、我以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安、今我當於百不足之八十隈將隱去矣、言訖遂隱。於是二神誅諸不順鬼神等、果以復命。

天書曰、經津主神者、天之鎭神也、其先出自諸尊、初諸尊斬遇突、血成赤霧、天下陰闇、直達天漢、化爲三百六十五度七百八十三磐石、是謂星度之精也、氣化爲神、號曰磐裂、是謂歲星之精、裂生根去、是謂熒惑之精、去生磐筒男、是謂太白之精、男生磐筒女、是謂辰星之精、女生經津主、是謂鎭星之精。云、天安河磐石、則經津主神之祖也。

私に考るに、當社の號を磐石大明神といふは、此天書にある磐石の文字に因るものならんか。天にありては、星といひ、地においては、石といふなり。

〔末社〕六社權現・大川大明神・尼神社・大森神社・山之神。

大宮大明神　祭ところの神を、大巳貴命かといふ。　吉見村。　祠官　高橋氏　禰宜一。神子一。

私に考ふるに、江州滋賀郡坂本邑日吉の大宮を祭りしものならんか。此祭神、大巳貴命なり。

神代卷曰、大國主神亦名大物主神、號國作大巳命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰顯國玉神、其子凡有一百八十一神、

夫大巳貴命與ニ少彦名命一戮レ力一レ心經ニ營天下一云云。遂到ニ出雲國一乃興言曰夫葦原中國本自荒芒至ニ及磐草木一咸能强暴然吾巳摧伏莫レ不ニ和順一。

山王神社。 吉見村。

社司之説に、上古は一宮大明神と號したりしを、阿部淸明、山王宮と改むといふ。

天神宮。 所祭の神一座、天照日命。 上竹村。 桑野氏。〔末社〕太郎神社。此神は寛文の比より崇祭すといふ。今は末社。 米、一石五斗。

神代卷曰、素戔嗚尊乞ニ取天照大神髻鬘及腕所レ纒八坂瓊之五百箇御統一、濯ニ於天眞名井一、𪗾然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰ニ正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊一、次天穗日命(是出雲臣土師連等祖也)、次天津彦根命(是凡川内直山代直等祖也)、次活津彦根命、次熊野櫲樟日命、凡五男矣。是時天照大神勅曰、原ニ其物根一則八坂瓊之五百箇、御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉。

大森神社。 上竹村枝下竹。 桑野氏 神子一。 八幡宮。 稻荷 相殿。 上竹村。 宮。

八幡宮。 御崎宮 相殿。 上竹村枝道口。 天神。 西原村。

神前大明神。 所祭之神を、荒前姫命といふ。 上竹村枝龜山。 鈴鹿氏 六條院中村より神子一。 〔末社〕牛頭天王。御崎。山之神。

十二社權現三社。 所祭の神名、槇谷村と同じ。 西河知村。 祠官 阿部氏 禰宜一。神子一。 〔社領〕高、二石三斗二升六合。

窪屋郡

明現宮。 三輪村。 祠官 石田氏。 〔社領〕畑三畝。

社司說に、古へは明現・御崎・荒神、三社相殿なりしが、慶長十九年兩社に分ち、荒神は御崎宮の末社となる。其後明現の社を、石ケ鼻といふ山へ移し、又今の處へ移す。

御崎宮。 所祭の神、大巳貴神幸魂。 西原村。 〔末社〕荒神。

此村、明現宮の相殿なりしを、慶長十九年に別社とすと、社司之説なり。

王子權現　所祭、若王子と同か。　輕部村。　淺野氏　神子一。

古へ、幸山の城主石川氏、社領百石を寄附す。天正三年幸山の城沒落の時兵火ありて、社記悉く燒失せり。其後藝州大江輝元領知の時、社領沒收せらる。

八幡宮　宇佐八幡を勸請す。古へは、平地に鎭座ありしが、寛文年中南山の上にうつす。　輕部村。　祠官　室山氏　禰宜一。神子二。　〔末社〕梶尾大明神・大倉社。

〔社領〕田二段三畝餘。一に五畝ともいふ。

王子權現　所祭、若王子と同か。　古池村。　友杉氏。　〔社領〕田十三歩。

嚴嶋大明神　所祭、安藝國嚴嶋と同じく、市杵嶋姫なり。　眞壁村。　依田氏　神子三。　〔末社〕荒神・若宮。　〔社領〕田一畝。

王子權現　眞壁村。　井原氏。　〔末社〕早神社・荒神、二社神名不知。

一木大明神　所祭の神、市杵嶋姫。　眞壁村溝口。　〔末社〕大倉社。

御崎宮　所祭、大已貴神幸魂といふ。　西郡村枝地頭片山。　祠官　宮岡氏　外子六人。　〔末社〕一の御前神子一人附・若宮・天神。

社司説に、古へは一之宮といふ小社ありしが、西郡村高山城主追田式部武健の神を勸請の願有て、御崎宮を勸請す。其後高山城主石川左衞門の時迄社領有しが、何の比にか沒收す。按るに、一之御神といふは、今末社にある一の御前の事ならんか。

牛頭天神　淺原村。　祠官　室山氏　神子一。　〔末社〕稻田姫社・疫神・御崎・龍王・若宮・荒神。　〔社領〕高三石。

社記畧曰、鎌倉より勸請し、蒲冠者範頼祈願所にして、元暦年中頼朝公建立のよし。慶長の比、領主赤松伊豆社領を沒收す。

八幡宮　生坂村。　祠官　小鄕氏。　米、七斗五升。

大川大明神　所祭、江州高嶋郡大川神社と同じきか。古へは、三町計北、屏風岩といふ所に鎭座有しを、正和年中今の所へ移す。　生坂村。　〔末社〕荒神。

御崎大明神　所祭、大已貴命幸魂。　生坂村。　古屋野氏。　〔末社〕荒神・稻荷・貴船。

天照大神　八幡宮相殿。古へは、大社なるよし、慶長年中火災ありて、今は小社となる。　生坂村。

天神宮　古へは、神村の前、菅田の中に鎮座ありし故に、菅生の天神といふ。寛文年中神村の後加須山へ鎮座す。古へは、此村を神村といふよし。　生坂村枝西坂。〔末社〕荒神。

式内神。窪屋郡菅生神社といふは、當社なり。陽成實錄曰、元慶二年二月、授備中國從五位下、菅生神從五位上。

八幡宮。春日大明神　相殿。　三田村。〔末社〕荒神。　十二所權現　米、一石五斗。　大嶋村。　祠官　井波氏　神子一

八幡宮　應神天皇。　子位庄村。〔末社〕惣堂。　八幡宮　澁江村。　祠官　渡邊氏。〔末社〕天王。若宮。

六社權現　大山祇。　子位庄村。　神代卷一書曰、伊弉諾尊拔レ劔斬二軻遇突智一爲二三段一、其一段是爲二雷神一、一段是爲二大山祇神一、一段是爲二高龗一。

姫大明神　寄祭の神を大日孁といふ、天照大神別稱なり。　子位庄村。　神代卷一書曰、伊弉諾尊曰、吾欲レ生二御宇之珍子(アメノシタシラスベキウヅノコ)一乃以二左手一持二白銅鏡(マスミノカガミ)一則有二化出之神(ナリイヅル)一是謂二大日孁尊(オホヒルメ)一質性明麗(ヒトヽナリテリウルハシ)以使レ照二臨天地(テラシノリマセンアメノシタヲ)一。

三嶋明神。御崎　相殿。　三嶋明神は、伊豆國賀茂郡に座す三嶋明神と同ければ、大山祇命を祭るならん。　澁江村枝田之上。

神氏卷曰、伊弉諾尊拔レ劔斬二軻遇突智一爲二三段一其一段是爲二大山祇一。神鈔曰、伊豆國賀茂郡三島神社。攝津國島下郡三嶋社。伊豫州越智郡大山積神、此三所共一神也。又曰、事代主神化爲八尋熊鰐、通三島溝樴姫。或云、玉櫛姫而生兒姫蹈鞴五十鈴姫命是爲神日本磐余彦火火出見天皇之后也。舊事紀曰、都味歯八重事代主神化爲八尋熊鰐、通三嶋溝杭女活玉依姫、生一男一女。

御崎大明神　八王子村。　三社權現　同。　牛頭天皇　八王子村。

惣堂宮　大己貴命。　水江村。　岡本氏。〔末社〕一神名知れず。　荒神。　御崎　篠沖村荏高神社之末社也。　白樂市村。

都宇郡

五座八幡宮　所祭之神五座なる故に、五座八幡といふ。應神天皇。神功皇后。大鷦鷯尊。玉依姫。武内宿禰なり。　松嶋村。　祠官　三浦氏。

社記に曰、此社は應神天皇此處に旅館し玉ひける。萬壽中の庄忠鎮守五座一字の本社とす。人皇十六代譽田の皇子筑紫より紀伊國へ遷ります道にして、此山に旅館す。此時皇子二歳になり給ふ、よりて此山を二子山といふ。今は里名とす。又旅館の舊跡なるによりて都宇郡と名づく。又旅館において神祇を祭り給ひし時、稻穀を奉る里を貢田里(ツギタノサト)といふ、今誤りて三田里といふ。當社の南の方に小嶋あり、松樹林をなす。此山を名附て松嶋といふ。當所の城主鳥羽左衛門尉供御田十五町を寄附す、其後藝州毛

利元就と島羽左衛門合戰の時兵火の爲に燒失す。寶永年中當社築地普請の時、周圍八尺餘の古松あり、其下に、石置、巾二尺、高二尺、長六尺。)あり、其中に五尺餘の太刀一口、鐵矢二本あり、今に本社に納む。應神天皇。神功皇后・武内宿禰の事蹟は、既に上に注す。故に爰に不記、又大鷦鷯尊者應神天皇の御子なれば、相殿に可祭てもいわれなきにあらず、玉依姬は神武帝の妃なれば相殿に祭るいかゞなれ共、いまだぜひをしらず。

日本紀曰、大鷦鷯天皇(仁德天皇)譽田天皇之第四子也。母曰二仲姬命一五百城入彥皇子之孫也。天皇幼而聰明叡知、貌容美麗、及レ壯仁寬慈惠、四十一年春二月、譽田天皇崩、時太子菟道稚郎子讓二位于大鷦鷯尊一、未レ即二帝位一、仍諮二大鷦鷯尊一、夫君二天下一以治二萬民一者、蓋レ之如レ天、容レ之如レ地、上有二驩心一以使二百姓一、百姓欣然天下安矣、今我也弟之、且文獻不レ足、何敢繼二嗣位一登二天業一乎、大王者、風姿岐嶷、仁孝遠聆、以齒且長、足レ爲二天下之君一、其先帝立レ我爲二太子一、豈有二能才一乎、唯愛レ之者也、亦奉二宗廟社稷一重事也、僕之不佞不レ足二以稱一、夫昆上而季下、聖君而愚臣、古今之常典焉、願王勿レ疑、須レ即二帝位一、我則爲レ臣之助耳、大鷦鷯尊對曰、先皇謂、皇位者一日之不レ可レ空、故預選二明德一立レ王爲レ貳、祚レ之以レ嗣授レ之、以レ民祟二其寵章一、令レ聞二於國一、我雖レ不レ賢豈棄二先帝之命一、輙從二弟王之願一乎、固辭不レ承、各相讓レ之、(中略)。猶由レ讓二位於大鷦鷯尊一以久不レ即二皇位一、爰皇位空レ之既經二三載一、時海人賚二鮮魚之苞苴一、獻二于菟道宮一也、太子令二海人一曰、我非二天皇一、乃返レ之令レ進二難波一、大鷦鷯尊亦返以令レ獻二菟道一、於レ是海人之苞苴餧二於往還一、更返之取二他鮮魚一而獻焉、讓如二前日一、鮮魚亦餧、海人苦二於屢〻還一、乃棄二鮮魚一而哭、故諺曰有、海耶因己物以泣、其是之緣也、太子曰、我知レ不レ可レ奪二兄王之志一、豈久生之煩二天下一乎、乃自死焉、時大鷦鷯尊聞二太子薨一以驚之、從二難波一馳之到二菟道宮一、爰太子薨之經二三日一、時大鷦鷯尊標擗叫哭不レ知二所如一、乃解レ髮跨レ屍以三呼曰、我弟皇子、乃應レ時活自起以居、爰大鷦鷯尊語二太子一曰、悲兮、惜兮、何所以歟、自逝之、若死者有レ知、先帝何謂レ我乎、乃太子啓二兄王一曰、天命也、誰能留焉、若有レ向二天皇之御所一、具奏二兄王聖之且有一レ讓矣、然聖王聞二我死一以急馳二遠路一、豈得レ無レ勞乎、乃進二同母妹八田皇女一曰、雖レ不レ足二納采一、僅死二掖庭一、乃且伏レ棺而薨、於レ是大鷦鷯尊素服爲之發哀哭之甚慟、仍葬二於菟道山上一、元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊即二天皇位一(中略)。八十七年春正月戊子朔癸卯、天皇崩、冬十月癸未己丑葬二于百舌鳥野陵一。

日本紀曰、神日本磐余彥天皇諱彥火火出見彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也、母曰二玉依姬一、海童之小女也。(玉依の事は玉井宮の下に記す故に爰に略す)。

〔末社〕御崎・神崎宮・木神殿・折殿・疫神殿・七社三王宮・才神殿・稻荷。　米、一石。

十二社權現　矢尾村。　林氏。　大明神　黒崎村。

廢社

三輪神社　予位庄村。　姫太神　秦下村。　八幡宮　地頭片山。

春日神社　松嶋村。　龍田神社　古見村。　鹿積神社　地頭上村。

以上六社、小多羅村へ遷す。

御崎宮　地頭片山。　四御前大明神　生坂村。　天王宮　龜山村。

諏訪大明神　道口。　惣堂大明神　同。　天王宮　上竹村。

加茂大明神　下竹。　御崎大明神　同。　八幡宮　同。

八幡宮　地頭上村。　茂戸大明神　同。　國主大明神　同。

惣堂大明神　同。　權現宮　西阿知村。　太才神　同。

以上十五社、時代は知れざれども、廢するよし。

佛刹

加夜郡

禪宗別所山正滿寺　弘安年中創造といふ。　宍粟村。　大日。　本寺井山寶福寺。

下道郡

日蓮宗大覺山法花寺　貢税地。貞治年中、僧大覺創造といふ。　矢田村。　釋迦。　京都妙顯寺。

釋迦木像・護道天王木像(小早川左衛門佐隆景寄附)。不動明王木像、(毛利元就寄附)。鞍二背、(猿掛城沒落の節、田上越前寄附)。

日蓮宗　有綠山妙傳寺知鏡院　天正年中創造といふ。　矢田村。　釋迦多寶。　圓山妙林寺。

千躰佛　窪屋郡眞壁村之枝溝口の邑、南石原と云所にあり。古へは傳敎大師作の千躰佛有之しが、いつとなく盜み取れて、今は新しき佛也。堂敷は古來より免地して、今に至る。

窪屋郡

眞言宗　朝原山安養寺中院　淺原村。　毘沙門。　西河知村遍照院。

昔は淺原千軒といふて、寺院多く、一山を淺原寺といふ由。寺僧の說に、僧空海の開基と云傳ふ。賴朝公再興にして、寺領三百町寄附ありし由、其後高山の城主石川左衛門田地二町寄附す。宇喜多中納言の時、寺領十二石寄附し。慶長の比、赤松伊豆領主たりしとき、二段五畝寄附す。

淸泰公の御時十石御寄附今寺領なし。

源平盛衰記に、新大納言成親卿配流の後備中國安養寺の調淸房と云ふ僧を賴み、同國朝原寺にて、出家授戒し給ふ時、六帖抄といふ歌草紙を戒師の布施にせられし由は當寺の事也、六帖抄は今はなし。

建武の比、福山城主大江田式部太輔足利左馬頭直義と合戰の時、堂舍悉く燒失す。

古へは毘沙門百八體を安置す。今は四十八體ありといへども皆朽壞せり。享保年中纔に六體を造修す。又古へ當寺結界として、此村の四隅に王子壇といふものを築く今にあり。又今に此近邊を掘れば、古佛など出る事あり。古瓦は澤山なり、又毘沙門堂の古き棟札あり、別に寫しあり。

眞言宗　南明山眞覺寺東雲院　院號を、古へは眞如院といふ。僧空海創造といふ。　生坂村。　藥師。　中之庄性德院。

眞言宗　龍王山善福寺　貢稅地。古へは、善明といふ。　四十瀨村。　阿彌陀。　西河知村遍照院。

眞言宗　摩尼山西方寺靑蓮院　貢稅地。　伯樂市村。　阿彌陀。　西河知村遍照院。

眞言宗
岡江山高聞寺　永禄年中、中興といふ。貢税地。　水江村。　毘沙門。　西河知村遍照院。

眞言宗
石井山寶林寺觀音院　古地村。　觀音。　子位庄行願寺。

西岡山西願寺行願院　子位庄。　千手觀音。　御室仁和寺。　寺領、物成七斗八升五合。御免帳立。

眞言宗
西岡山龍昌院　子位庄。　阿彌陀。　御室仁和寺。　寺領、物成七斗八升五合。御免帳立。

天平勝寶年中、僧鑑眞創造、本坊慈眼院塔頭十二刹ありしよし。慶長年中寺院悉く燒失して、行願院・龍昌院の二刹殘りて、今に在。西岡山の一山之本尊は普賢菩薩。

佛刹

淺口郡

天台宗
西谷山淸水寺泉勝院　占見村。　千手觀音。　本寺同所。　六條院中村明王院。

寺領五石(忠雄公より御寄附と云)。此物成は當時物成一石五斗七升。御免帳立にて被下。

寺僧の說に、細川頼之祈願寺たるによりて、寺領百石寄附し、又細川末葉二十石を寄附す。慶長年中寺領悉く沒收す。

淸泰公の御時、今の寺領御寄附。

眞言宗
神遊山神宮寺遍照院　西河知村。　阿彌陀。　御室仁和寺。　寺領五十石、當村にて御寄附と御黑印。

〔寺中〕神入山、金剛院・神入山、普明院。神入山、禪忍院(忍。イに苑に作る)。神入山、普門院。

後三條院勅願の地なりといふ。古へは七堂伽藍の由、今は塔の大師堂・二王門幷辨才天のみ殘れり。

古人判物。　元資在判制札一枚(永正十四年六月)。

禪洞家
無量山禪光寺　永享年中創造といふ。　上竹。　阿彌陀。　後月郡西江原村永祥寺。

廢寺

都宇郡

眞言宗　松前寺　本寺、他領中島村正徳院。　松島村。

窪屋郡

日蓮宗　聖立山大乘寺　生坂村。　同　平松山東軒寺　生坂村。　同　大覺山妙乘寺（イニ本）　同村の枝西坂。

右三ヶ寺共、本寺岡山蓮昌寺。

眞言宗　大照院　本寺、他領中嶋村正徳院。　大嶋村。　同　花光山正覺寺　本寺、西河畑村遍照院、本尊阿彌陀。　水江村。

同　來光寺　本寺同斷。本尊毘沙門。　水江村。　同　明玉院槇の坊　本寺同斷。　灘江村。

同　當光山中之坊　本寺、他領清水村惣持院。本尊藥師。　眞壁村。　同　福山山加良寺奥の坊　西郡村。

同　本谷山惣持院　同村の枝岡谷。　右二ヶ寺共本寺同斷。同　大谷山觀音寺　本尊毘沙門觀音。　西郡村。

同　廣谷山高山寺　本尊毘沙門。　西郡村。　往古は廣谷千軒とて、福山の山上に千軒有之しと云傳ふ。今に此邊山々谷々に古瓦あり。

同　清傳坊　本寺同斷。　西郡村の枝宿。　同　輕部山萬福寺　イニ不斷山。　本寺同斷、　輕部村。

同　輕部山寶積院　同村枝柿木。　本寺同斷。此處往古源賴朝公御建立七堂迦藍の由、今に寺跡に石の塔あり、備中國繪圖にも載之有也。

同　普賢坊　本尊同斷、　輕部村。　同　大願坊　三輪村。　同　福山山天神坊　同村枝小屋。　二ヶ寺共、本寺同斷。

日蓮宗　妙高山法華寺　本寺、岡山妙林寺。本尊、[illegible]蓮高祖十羅刹、　三輪村。　淺原山無量壽院　淺原村。　西岡山慈眼院　子位庄村。

下道郡

禪宗　河嶋山光禪寺　秦下村。

同　金子山金龍寺　同村。

同　妙智山觀音寺　本尊觀音。　同村の枝福谷。

同　長谷寺長谷山　本尊觀音。　上原村。　右四ヶ寺共、本寺井山寳福寺。

眞言宗　伊與部山本覺坊　本寺、他領川邊藏鏡寺。　下原村。

禪宗　海照寺　本寺、井山寳福寺。　下原村の枝八代。

日蓮宗　了心坊　本寺、他領片嶋村妙住寺。　同斷。

加夜郡

眞言宗　松尾山多門院　本寺、他領宮内普賢院。　槇谷村。

淺口郡

眞言宗　天神坊　西原村。

同　神遊山龍源寺　本寺、西河知村遍照院。二ヶ寺共。　同村。

同　惣持坊　本寺、他領連島矢柄山阿彌陀院。　上竹村の枝龜山。

同　石本坊　イニ、岩本山小原寺。本寺、他領川邊村藏鏡寺。　上竹村の枝道口。

天台宗　觀音坊　上竹村枝富。

同　吉藏坊西谷山　同村枝本村。

同　下竹山善持坊　同村枝下竹。

同　西谷山谷本坊　占見村。　右四ヶ寺とも、本寺六條院中村眞言山明王院。

同　養子山惣持坊　本寺、同斷。本尊、地藏。　地頭上村。

此養子山は、慈覺大師入唐して歸朝の後、此處叡山に似たりとて、養子山を開基。則兩面の石藥師を作りて本尊に備へて、麓の占見村に清水千手觀音、鴨方村に加茂大明神など勸請しける。昔は占見村迄は海にて、玉嶋より入こみ湖水の如く、比叡山に似たる故に養子山と名付る、里民語傳ふ。此山北へ向たる方は御料奥山田村構なり。南へ向たる方は上竹村より構也。元祿六癸酉

年号入有て山の峯限り落着す。

同菩提寺竹林寺　地頭上村。

城趾

福山城　西。（窪屋郡也。）

眞壁小六是久、鎌倉右大将家より當所を給り、當城開基といひ傳ふ。此眞壁は、東大寺供養の時、御隨兵の内なり。其後眞壁代々居城す。

元弘三年四月、官軍丹波国神地の衆徒西洞院まで攻入しを、眞壁四郎・庄の三郎、三百騎にて取こめ、一人も不残討取し事、太平記に見へたり。建武年中備度使下向人数たり。夫後當城にて延元元年大江田式部大輔氏經、官軍方にて楯籠り、足利直義と戦ひ、能防戦せしか共、終に打負落城す。事は太平記（十六）福山合戦の條にあり。

幸山城　同。

應仁の比までは、鳴方の細川南方にて大身成しが、細川家衰て石川左衛門尉久次、六年打取て當城主たり。此左衛門尉刀劔を鍛事を好み、城下に片山一文字を扶持し置て、自身も鍛冶を習て上手なり。中心に左衛門尉其銘を切たるものあり。（俗にこれを尉殿打といふ。）其子、同左衛門尉久高繼て居城す。久高子、同左衛門尉久智相續せしが、備前國妙禪寺合戦の時討死。久智子、源左衛門久式續て居城。此久式は三村家親の聟也。元龜年中尼子晴久より、尼子式部・同刑部を大將として、六千餘騎當城を攻、久式降參、尼子家に屬す。天正年中毛利家・宇喜多直家と談し合て、松山を攻る時、久式は父久智明禪寺合戦に直家に討れぬ。父といひ、舅と云ひ、彼是の仇を復せんとて、妻子を引連、松山の城に入けるが、松山の城も攻落されし故、其節久式は同村岡谷の城、友野石見が處へ落來り、爰にて切腹す。（今に腹切石と云て岡谷にあり。）久式の子石川虎之介四國へ行、後石川伊與守と號し豫州新居・宇摩の二郡の旗頭となり、高峠に居城すと云。（此伊豫が事は、澄水記に委し。）

岡谷城

友野石見守居城。石川の麾下にして、家老同事なり。友野氏は菅家苗裔にて友野は信濃國の地名なり、依て氏とす今に子孫同村にあり、家を世々す。此在の宅地に久次の墓有ける、祟をなすといふて、今は御前大明神の宮地の内に、若宮と神に祀ふてあり。

鍋坂城　横谷。加夜郡の内也。

鎮西八郎爲朝の居城。爲朝此處へ來り、逆賊を怖かしめんとて、鬼神地名より大石を取て飛礫となすといへり。爲朝の寺本韓當村に傳はりて、今に靈驗あらたなりと。備中古城記にあり、不詳。又伊達益友と云者居城す。子孫は松山領の内野山村の枝北村といふ處に、今にあり。

白米城　宍粟村の後。

赤木左衛門尉忠興先祖赤木太郎平忠長より十代の家嫡なりといふ。又赤木但馬ともいふ。

荒木山城　上秦の乾。下道郡。

河西三郎左衛門秀之居城。三村家親の一族なり。後剃髪して、河西入道といふ。子息は彌三郎といふ。後太平記に、荒木城主阿西入道と有たるは、河の字阿の字に似たる故に誤りたるならん。天正三年の春、毛利家より一萬五千の人數を以て、當城を攻けれども、城強して落ず。輝元より扱を入、城を請取、河西父子を備前の兒嶋へ送られたり。此兒嶋へ送られたるは兒嶋常山城主上月肥前守隆[ママ]は、三村元親の妹婿なる故也。

夫より河西は讃州の播部頭賞之を頼み行けり。三村元親より書状を添て賞之の家臣遊佐左京などへ申遣しけるは、讃州よりの加勢無之故、荒木當城仕る、毛利家大軍にて攻來れば、御加勢遅々に於ては、松山も落城眼前にて候、於然は、備中は悉く毛利の領と成ると也。(小原大丈軒の隨筆に見ゆ)。

又秦下村祠官持傳候之秀よりの兎田の状、爰に記す。

惣堂の敷地五段爲居敷則參せ候、早々可被罷上候、委細の段彌左衛門が可申候、仍て状如件。

九月十□[ママ]、　之秀（花押）

古川坊

狀中に、彌左衛門と有は、之秀の家老と云、今に子孫下秦村に有。古川坊は還俗して、子孫神職となりし。

勝山城　歌などにて、夕部山といふ。　下原村北にあり。

明石兵部居城。明石源三郎が一族といふ。常山落城後に、毛利家の兵士これを守る。天正八年、長岡兵部大輔惟任、日向守當城を攻るといへども、藝軍の將香川備前守・同惣左衛門等居城してありしが、能堅固に防禦す。

馬入道山城　一に、場入堂とあり。　八代村西。

上野伊豆守光濟居城。毛利家の臣也。天正の比の人也。一説に、上野肥前とあれども是は誤り也。

下奉祠官持傳之狀、爰に記す。其文に曰、

橋本庄諸宮かた、修理の儀ども無沙汰に付て及大破候、不可然候、それにも役人の儀候間、諸事宮方まつりなどの儀も無沙汰なきやうに可上申事肝要候、爲其三代官・年寄衆・庄官中へも、以折紙申候間、爲御心得、それへも申、又諸宮請役の事、前々筋目委細以書立注進候間、何樣の儀も、地下無沙汰の時は、代官衆へも上申候樣に可被申付事肝要候、書立相副進じ候。恐々謹言。

壬六月二十五日　伊豆守 

古川坊

一説に、上野伊豆守は、同村木村山城に居、櫻何某當城に居共いふ。猶尋ぬべし。

古城　中田。都宇郡。

木村山城　城主不詳。

毛利家より櫻何某を指置といひ傳ふ。

古城山　松島。一に、射越山城といふ。

鳥羽左衛門尉居城。毛利家の麾下也。太閤秀吉公に攻落され、左衛門尉は伊豫國へ落行、同國にて病死。鳥羽何某といふ家も、左衛門尉と一所に伊豫へ立退しが、左衛門尉死後、松島村へ歸り、民となりて子孫代々居城す。大庄屋など勤て小八郎といふ。一説に、番庄九郎といふ者居城とあり。

古城山　黒田。　古城山　上野村後。　古城山　地頭片山。　とうし城山　道口。　以上、四城主不詳。

古城山　地頭山。
城主安藝守といひ傳ふ。何人といふ事をしらず。

堡　道口。
細川庄九郎元道これを構といふ。

人物

吉備大臣

下道郡矢田村出生といふ。誕生屋敷産水の井といひ傳ふ所在り。大臣の墓も今に趾あり。

前々太平記（巻五）曰、抑吉備大臣と申は、右衛士の小尉下道國勝が息男なり。幼少の頃より、極て穎悟敏達にして、一度耳に觸る事を終に忘れず、史漢文選等の詞賦、暗誦せずと云事なし。世上に神童とぞ稱しける。生長するに隨て、和漢の學明らかに、諸の技藝までに、心を寄せ、學問孜々として倦ず、猶も其蘊を探らんと、元正帝靈龜二年の遣唐使多治比縣守藤原宇合に同船して、唐朝に渡りて、學業を受、時に年二十三、此時は下道の眞備とぞ申ける。阿部の仲麿入唐せしも同時也。在唐の間二十年、經史を研覽し、衆藝に該渉し、博學多藝になりて、聖武帝の天平七年三月、遣唐副使中臣の名代歸朝の時同船に乗て、日本に歸り、書籍珍器を多く献上す。其時正六位下を授られ大學助に任ず。孝謙帝未だ親王にて御座ます時よりこれを師として學問し給ひ、常に五經三史を講談せり、已に帝位に即き玉ひ侍讀の官となり、恩寵甚だ渥く姓を吉備の朝臣と給ひける。孝謙帝の天平寶字二年九月、藤原清河遣唐使たる時、大伴の古麻呂と與に副使となりて入唐し、玄宗皇帝に謁し、頗る才訓を顯せり。歸朝の後、官位次第に昇進して、稱德帝天平神護二年、中納言に任じ、俄に又大納言に轉じ、右大臣に拜し正二位を授り中衛大將を兼たり。光仁帝寶龜元年上洛して仕へを致さん事願へども、光仁帝上表を叡覽ありて、詔報に聖忌未周（稱德帝崩じて周年ならざる也）に縣車之事何ぞ早きやとて許し玉はず、唯中衛大將の兼官を解免され、余官は猶、本の如くなりしかば同き二年累に表を上て、骸骨を乞ければ、漸に勅許ありて退去する事五年にして、寶龜六年十月、壽八十三歳にして薨去せり光仁帝甚だ惜ませ給ひて、勅使を立られ、是を弔賻せられける。吁吉備公文武の才に達し、大學寮及び太宰府の學校を盛に興立し、惠美押勝が叛逆を討の謀を廻し、二度唐に入て才能を異域に輝かし、聖武・孝謙の多難の朝に立て、或は黜き、或は陟はれ、其間君を諫め、下を恤み、傾けるを扶て、世に大功勳ある事を、青史に闕て載せずといへども、今の世迄も、婦人小子に至

るまで、吉備大臣の事を知る者は、神明の冥加、其績を數千載口碑に傳ふる處なり。

續日本紀曰、光仁帝寶龜元年九月七日右大臣從二位兼中衞大將勳二等吉備朝臣眞備上啓乞骸骨曰側聞力不任而強者則廢心不逮而極者必惛眞備自觀信足爲驗去天平寶字八年眞備生年數滿七十其年正月進致事表於太宰府詑未奏之間即有官符補造東大寺長官因此入京以病歸家息仕進之心忽有兵動急召入内參謀軍務事畢校功因此微勞累登貴職不聽辭讓已過數年即今老病纏身療治難損天官劇務不可暫空何可抱疾殘體久辱端揆兼帶數職闕上佐萬機自顧微躬靦顏已甚慚天愧地無處容身伏乞致事以避賢路上希聖朝養老之德下遂庸愚知足之心特望殊恩祈於矜濟不任懇歎之至謹詣春宮路左奉啓陳乞以聞至是詔報曰昨省來表即知告歸卑忌未遠事何早悲驚交緒卒無答言通夜思勞坐而達旦且不依所請似違謙光欲遂來情彌思賢佐宜停中衞猶帶大臣坐懇之閒忽朝有時涼相和適也相不多及。

同六年十月壬戌前右大臣正二位勳二等吉備眞備薨右衞士少尉下 道朝臣國勝之子也、靈龜二年二月十二日從使入唐留學、受業研覽經史該涉衆藝我朝臣學生播名唐國者唯大臣朝衡二人而已天平五年歸朝授正六位下拜大學助高野天皇師之受禮記及漢書恩寵甚渥賜姓吉備朝臣累遷七歲中至從四位上右京大夫右衞士督十一年式部少輔從五位下藤原朝臣廣嗣與玄昉法師有隙出爲太宰少貳到任即起兵反以討玄昉及眞備爲名雖兵敗伏誅逆魂未息天平勝寶二年左降筑前守俄遷肥前守勝寶三年爲入唐副使廻日授正四位下(六年四月)拜太宰大貳建議創作筑前國怡土城寶字七年功夫略畢遷造東大寺長官八年仲滿謀反大臣計其必走分兵遮之指麾部分甚有籌略賊遂陷謀中旬日悉平以功 天平神護元年、授從三位勳二等爲參議中衞大將神護二年任中納言俄轉大納言(同十月)拜右大臣授從二位先是大學釋奠其儀未備大臣依稽禮典器物始備禮容可觀又大藏省雙倉被燒大臣私更營構于今存焉寶龜元年十月上啓致事仕優詔不許唯罷中衞大將二年累抗啓乞骸骨許之薨時年八十三遣使弔賻之。

●●●●●

萱屋惣左衞門

西河知村に萱屋屋敷といふ所あり。惣左衞門宅地二町餘り有り。秀吉公朝鮮征伐の時、輕部村河原に於て秣を獻す。歸陣の後、大坂の城に於て、坂田丹波守と變名して、所領等もありしよし、いひ傳ふ。今に子孫、其宅地に居て平左衞門といふ。寶永年中其宅地の跡より、五

六寸ばかりの圓かなるかねを十二枚掘出す。銀にもあらず、錫にもあらず、何と云事を不知。今に平左衛門持傳ふ。

尾崎肥後

生坂村に宅地の跡と云所有り。何人と云事を不知。

鳥羽左衛門尉

松島村、當所八幡宮の社記に鳥羽左衛門尉供御田十五町を寄附す。其後藝州毛利元就と鳥羽左衛門合戰すとあり

孝婦

三田村の民久兵衛と云者の妻也。久兵衛父頑にして、孝婦をつかふて、纔に心に協はざれば、うち・たゝきけり。然れども孝婦罪をうけてさからはず、いよ／＼つかへておこたらず。或夜、孝婦つかれて舅の起るをしらず、舅いかりて孝婦が日々物つく臼にゆばりす、孝婦色にあらはさず、ひそかにかの臼をあらひけり。和順、萬にかくのごとし、舅終に志を感じて、前の僻事をくひ改めり。其比國のなりはひ見めぐりせる人、彼門を過けるに、舅、孝婦が和順なる事を語りければ、官に達し、太守これに賜ものし給へり。

事跡、詳に本朝孝子傳にみへたり。懶齋の賛に曰、

希世之孝、滿腔之誠、感化冥頑、興起黎氓、閭門儀表、國郡美談、誰謂人生、所貴者男。

墳墓

藤原爲貞墓

柿木村にあり。碑石に暦應三年辰九月八日と記す。其外石の三方に文字あれども磨滅して見へず、何人と云事をしらず。

小野小町墓

黑田村に石塔あり。民のいひ傳なれども、いぶかし。委しくは、古蹟の部に記す。

蘆屋道滿墓。石塔。

阿部晴明墓。塚。

古見村佐古といふ所にあり。西北にあたりて、道滿の寶器を納し所といひ傳ふる石あり。里民の說に、此村に晴明居住故、古見村と名付るよし、不詳。

釋大覺　石塔。

輕部村にあり。「南無妙法蓮華經」と三方にあり。

先考相當十七ヶ廻　法花宗

右植趣志忌景沼造立也の至曆應五年壬午□負

法界皆平等利益　各敬白

經塚

龜山村にあり。里民の說に、佐々木信綱尼を殺し、追福の爲經を此所に納めしといふ。

經塚三つ。

宿村の水わかれ、東の岸に在。何の故と云事をしらず。

石塔

すでに上に記す。然れ共、近來文字あらわれたる故、爰に記。

寶曆三戊午歲九月八日

沙彌蓮願

大施主

藤原爲貞

一方には如此あり。里民は大覺の墓といへ共、さにはなしと見ゆる。古へ、此處に大覺の開基の寺ありしと見へて、今に當村野中に、番神堂跡といふ所あり、此寺の住僧大覺上人の十七廻忌に建る石碑と見へたり。

石塔

西河知村高卒都婆といふ所に、高一丈余の石塔有。何の故といふ事をしらず。

塚

龜山村こさことといふ所にあり。里民これを仙人尼塚といふ。

爲貞といふ者、何人かを知らず。され共、古への墓故、こゝに記す。

惣堂之敷地五段爲屋敷分参せ候、早々可被罷上候、委細の段彌左衛門が可申候、仍而狀爲作。

九月十日　　古川坊

私に云、之秀は、荒平の城主なり。古川坊は、當所祠官の先祖也。山伏にて有けるが、後、還俗して祠官と成、家を世々す。之秀は川西彌三郎といふ。又狀中彌左衛門といふは、之秀の家老なり。今此子孫秦下村にあり。

橋本庄諸宮かた修理之儀共無沙汰付而及大破候段不可然候、それにも役人之儀候間、諸事宮方まつりなどの儀も無沙汰なきやうに可被申事肝要候、爲其三代官・年寄衆・庄官中へも以折紙申候間、爲御心得それへも申候、又諸宮諸役之事、前々筋目委細以書立注進候間、何樣の儀も地下無沙汰の時は、代官衆へも地下へも被申有樣に可被申付事肝要候、書立相副進じ候。恐々謹言。

壬六月二十五日　　伊豆守　光淑

古川坊　進し候

橋本庄十三社諸祭事

正月一日。八幡宮祭、一段、日田さこ。　同一日。妙見の祭、一段、妙見尻。　同一日。御前祭、一段、畠。

同七日。妙見祭、二十代、中嶋。　同三日。惣堂へあぶら田、二十代、橋元。　同六日。ひめこそふしや、二十五代。

同十日。惣堂ふしや、ゆくしやに、四十代。日田、三十代。　同十一日。御前ふしや、十代、畠。　同十三日。八幡宮ふしや、二十代、石なこ。

同十八日。妙見、ふしや、二十代、こみ山。　同二十五日。天神、ふしや、十五代、こぬま。　二月一日。八幡宮、ふしや、十代、たわのまへ。

三月三日。妙見祭、二十五代、中田。　五月五日。八幡宮祭、惣堂はゝすゑ、十代。　同五日。妙見祭、十代、中田。

五月五日。御前祭、一段、畠。
同十八日。龍王祭、三十代、畠。
七月七日。妙見祭、二十代、二所。
同八日。ひのこそ祭、一反、畠。
同十二日。八幡宮祭、二段、かなこ尻。
同十八日。あふらめん、一段、畠。
同十九日。八幡宮祭、一段、しか田。
十一月いの日。石たゝみ祭、二十五代、中田。
同十三日。ひめこそ祭、二十代、田。
同十八日。ひめこそ祭、一反。
十一月吉日。かも大明神祭、一段、畠。
五せつくう。惣堂あぶらさけ參、田一反。
二月。彼岸經妙見にて、二十五代。
六月五日。藥神祭、一段、畠。

同五日。王子祭、十五代、畠。同九月九日。
同十八日。まさきの祭、一反、かわふち畠。
同七日。御前祭、御公方より百文。
同十一日。あふら五社へ參、二十代、惣堂はゝする。
同十二日。天神祭、二段、おもて。
九月九日。惣堂祭、二十五代、中島。
同十九日。妙見祭、三十代、妙見尻。
同十三日。妙見祭、三十代、田。
同十七日。まさき祭、二十代、目田。
同十八日。清水祭、二段、畠。
毎月廿五日。天神へ參、畠かわふち。
正月八日。八幡宮大般若經有、二十五代、田。
二月。彼岸經八幡宮、二十五代、田。
十一月五日。同祭、一段。

六月一日。天神祭、一段、畠。
同二十五日。天神祭、三十代、畠。同十一月二十五日。
八月一日。八幡宮祭、三十代、畠。
同十二日。惣堂祭、二十五代、田道ふち。
同十八日。清水祭、二段、畠。
同九日。妙見祭、三十代、畠。
同二十九日。かのしろ祭、二十五代、石なこ。
同十三日。御前祭、三十代、天神前。
同十三日。荒神祭、五代。
正月三日。間(マヽ)一段、あぶらめん、畠。
十二月廿日。御社すゝはき・あぶらめん、目田三十代、中山。
二月廿五日。天神大般若經天神前、二十代。
八月。彼岸經妙見、二十五代、田。

荒神祭、御公方より、六月二十八日、百文。十一月二十八日、百文。

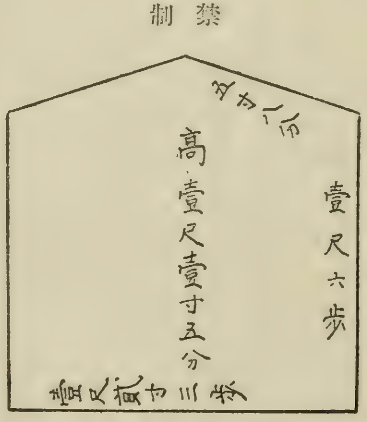
一反畠、けわいめん、一之子。　三十代田、同めん、二之みこ。　三十代、同めん、三之みこ。　三十代、同めん、四之みこ。

一、御公方より參。

一、夏方御年貢はつおとして、一貫三百文、御かくらせん。八月祭、一貫三百文、かくらせん。
一年はつおわせ、中のおそねにて、三斗九升、参五社へ。
十二月二十日、すゝはき五百文、御いわい参し　宮人。十二人。

天正三年九月吉日

右制札寸法



私に曰、此状并免田之書付は、下原村の内木村山の城主上野伊豆守光済よりの書といふ。書中に、御公方とあるは、其比、公方義照公は、毛利家を頼備後國鞆に御座ます。其節、公方よりの寄進と見へたり。

禁制　　西阿智遍照院

一、於院中、軍勢并甲乙人等亂妨狼籍(之)事。
一、軍勢陣所之事。
一、於院内、殺生之事。
一、弓・鞠・相撲并萬鳴物遊事。附馬庭事。
一、於衆中背宗門掟之背(マヽ)并諸公事爲俗士負最扱之事。
右條々若於違背之輩者、可被處嚴科之状、如件。

永正十四年六月日　元資　在判

此禁札淺口郡西阿知村遍照院所藏なり。

窪屋郡山手之内岡谷村龜右衛門所藏

本書は、増山河内守殿の臣友野大右衛門所持也。大右衛門は、龜右衛門が伯父なり、故有りて増山家の臣と成りしが、此本書を彼大右衛門携行けるによりて、今龜右衛門が所藏するは、其寫なり。友野石見守大右衛門。龜右衛門が先祖と云。

将軍家、聽て左用之城可有渡御之由、從細川殿軍勢催促有之候、都宇・窪屋兩郡の諸士、此旨令覺悟、重而

御下知次第發軍候樣可被相觸候也、如件。

應永二十二年正月十八日　義之 在判

岡安藝守殿　友野右衛門殿

今度守喜多當國冠城敵方取卷之節、御手前以合力、佐々木源四郎彼城堅固取抱、剩得勝利之段甘心之至候、仍爲加恩古位庄之内四百六十三貫文、別府村百九十七貫十二文、令扶助了、彌可被抽軍忠、右之内抱分之輩、可有配當者也、如件。

天文九年八月七日　左金吾幸久 在判

友野石見守殿

大守元就仰曰、今度鳥越林之儀可召返候、余人へ替之儀不遣之候、此度七郎兵衛父子於備前表之忠節無比類條、爲替知國府三郎兵衛跡式申付候、向後別而遂忠戰候樣、繩屋鶴壽へ可被申理候。　恐々謹言。

八月三日　石川源左衛門尉

友野石見守殿　岡安藝守殿

土屋四郎左衛門殿　中嶋次郎左衛門殿

江口源助殿

備前龍口味方兵粮乏之由、中嶋大炊助・志水長左衛門注進之候、以才覺津嶋通送屆候樣、松下藤内へ可被理候、彼城以の外丈夫候得共、後詰之用意無之條、近日落城可有之由、中嶋・志水・繩屋方申來候、委細守四郎兵衛被相尋、此兩通作之粮米副して可被相屆候。　恐々謹言。

二月四日　金吾 在判

友野石見守殿 御宿所

迠て申候、彌落城候はゞ、彼城へ爾屋七郎兵衛入置可申候、人數三百計入置能候はん哉、いまだ安否不知候へども、覺悟之ため申入置候、三人の者いかなれふとおとし可申と存事に候、其邊萬念入可被申付候。かしこ。

今度冠山不慮落去不及是非候、各無二之覺悟候之處、如此成行候、惜次第候、御方之儀無恙被取退可然候殊に被涎候由に候、頓可申之處、彼是取紛無音非心中之疎意候、此節彌忠節可爲祝着候、猶使者可演說候。恐々齊言。

五月九日　隆景

友野石見守殿

天正十九年高野山大塔建立之時、百石寄附、施主友野石見守・藤原入道高盛、と記して有り。

加・夜・郡・宍・粟・之・內・鍜・田・村・喜・平・次・所・藏・

八幡大□(マヽ)

天照皇太神宮　秀賴　九歲。

春日大明神

淺・原・山・安・養・寺・に・所・藏・す・る・古・棟・札・

保延元年乙卯與隆之、自保延元年。元弘二年迠(此間不見)。次、元弘二年壬申檜皮葺改瓦。後次、應永三曆丙戌(此上不見)。中實百八十四年成、其より檜皮葺之間、百九十八年也、別當院主法印權大僧都尊朝(此處不見)。應永三年迠六十五年、院主權大僧都(此間不見)。除破風入厚梁奉修造之、龍。永世十六年已卯林權律師法橋上人位經覺瓦葺之間六十五年改之別當阿闍(梨)に成る。其より(以下不見)。永正十六年迠百二十五年

に成る。(以下不見)。鐘三日奉改地再興也。領主上野四郎次郎高直梨若勢瓦葺之間百二十一年改之、因茲

大永二年奉大工久吉川下、現世安穏後生善處也。

千部讀報者也耳同進之奉行邊和泉守經幸。

木内彌太郎　寫

野上滿三　校

吉備溫故秘錄附錄備中領分　卷之二終

吉備溫故秘錄附錄　卷之三

大澤惟貞輯錄

備中國之內鴨方領

鴨方邑 淺口郡にあり、寛文十二年池田信濃政言より代々是を采地とす。

郡

窪屋郡。　小田郡。　淺口郡。

三郡の内、交錯して之を領す。　高　二萬五千石。

鄉、庄

淺・口・郡・

里見庄。口林村・池田。　小坂庄。小坂西村。　河村庄。小坂東村・本庄村。

大島庄。大島中村・西大島・東大島・六條院西村・六條院中村・六條院東村。　津田庄。占見新田。　江田鄉。西阿知新田。

八重村・道越村・七島村・上竹新田。　以上四村は、江田鄉に屬する歟。

西大島・新田。　大島庄に屬する歟。

小・田・郡・

西濱庄。尾坂村。

窪・屋・郡・

大內鄉。堤川村・酒井村・西十瀨新田村・吉岡村・白樂市新田村。

村落　二十三ヶ村。

窪屋郡　六ヶ村。高合　四千二百三十四石二斗五升。

四十瀬新田村。水村。寛永六年墾田。高、九百七十六石二斗三升。

福井村。水村。寛永六年墾田。高、三百八十石三斗二升。

白樂市新田村。元和二年墾田。高、八百十六石五斗五升。

堀川村。水村、寛永八年墾田。高、百六十四石五斗九升。

窪沖村。寛永六年墾田。高、千三百四十石三斗五升。

吉岡村。寛永六年墾田。

淺口郡　十六ヶ村。高合、二萬百七十五石六斗五升。

西阿知新田村。寛永六年墾田。高、三百二十六石九斗四升。

道越村。同上。高、千六百九十八石九斗九升。

上竹新田村。同上。高、二百二十五石八升。

本庄村。高、九百六十四石一斗四升。内、五百二十九石七斗五升、古地。

小坂西村。高、千百七十二石七斗八升。内、七百九十四石一斗三升、同斷。

深田村。高、七百二十七石一斗。内、三百六十二石五斗一升、同斷。

六條院東村。高、六百十一石九斗四升。内、二百六十八石、同斷。

六條院西村。高、九百四十三石一斗。内、五百九十四石五斗八升、同斷。

大島中村。山村。高、三千二百七十一石三斗。内、千七百十五石、同斷。

西大島。大島中村の屬邑。東大島。同上。西大島新田。同上。享保十年墾田。

八重村。寛永十年墾田。高、七百九十三石七斗一升。

七島村。同上。高、二千四百四十四石四斗五升。

古見新田村。高、千百四十三石四斗七升。

小坂東村。高、八百三十五石七斗五升。内、七百五十六石二斗三升、古地。

鴨方村。町區あり。高、千二百五石一斗一升。内、九百七石二斗二升、同斷。

口林村。池口、口林村屬邑。高、二千五百三十九石四斗三升。内、千五百五石二斗、同斷。

六條院中村。高、千三百一石九斗五升。内、九百九十八石九斗、同斷。

尾坂村。山村。高、五百九十石一斗。皆古地。

高、合 二萬五千石。 内、九千二十四石六斗八升、 本田・古地也。

山川

西山。 口林村・池口村に跨る。近邊の大山也。
杉山。 小坂東村。
兩名山。 小坂東村。
大門山。 本庄村。
福地山。 東大島。
青佐山。 大島中村・東大島に跨る。
鳴瀧山。 六條院中村にあり。大山なり。
安倉たわ山。 六條院中村・六條院東村に跨る。
道木山。 同村。
七島山。 七島村。
小坂石・尾坂石。甲怒(カウヌ)石。 倶に尾坂村阿部山にあり。
窟。百三。 村々にあり。
酒津川。 岡山領四十瀬より來り、四十瀬・新田村・埋川村・福井村の西を流れて、海に入る。
川。 六條院中村邊の山々より流れ出し、六條院中村より川となり、地頭下村・占見村・六條院東村・占見新田村・八重村通邊より他領へ入り、海に入る。
あまくさ池。 鴨方村にあり。水面凡十四町餘。
長田池・そうら田池。 共に、池口。

丁(ヨウロ)山。 口林村・六條院中村に跨る。
七原山。 小坂西村。
串山。 尾坂村。
岩瀧山。 深田村。
龍王山。 六條院西村高山なり。
良高寺山。 大島中村・西大島に跨る。
宮畑山。 同村。
寶さこ山。 六條院東村。
高後山。 同村。
笹沖山。 笹沖村。
兒岩。 笹沖村。
湯の池。 口林村にあり。水面凡五町餘。
大内池。 小坂西村。

のぼり山。 池口。
阿部山。 小坂東村・本庄村・尾坂村に跨る大山なり。
おう谷山。 同上。
はち山。 大島中村・東大島に跨る。
淺倉山。 同村。
御嶽(ミタキ)山。 西大島。
さいのたわ山。 同村。
加賀山。 占見新田村。
神さこ山。 同村。
大田山。 同村。
潮川。 他領倉敷より白樂市新田村を經て、備前國兒島郡天城村に至る。
廣池。 同上。
熊池・太田池。 倶に、本庄村。

あにし池。尾坂村。

小さこ池。鴨方村。

平石池・福池。倶に、深田村。

清改池。大島中村。

阿正谷上池。西大島。

尾焼池。東大島。

鷺池・柴木池。倶に、六條院中村。

中田池・佛堂池。共に、六條院西村。

吉池・蓮大寺池。共に、六條院東村。

加賀池・幸水池。共に、占見新田村。

池。三百八。村々にあり。皆用水なり。

鳴瀑。六條院西村龍王山にあり。凡十丈餘。

寄島。東大島の海にあり。畑一町餘あり。里民の説に、古へ神功皇后三韓退治還御之時、此島へ御船を寄せ給ふにより、寄島といふと云。

三郎島。寄島の西南にある岩島なり。峯三つあり。里民の説に、古へ此島にて神功皇后天神地祇を祭り玉ひ、此三つの島は、仲哀皇后應神なりと宣ふ。神勅によりて三郎嶋といふ。

關梁

鴨方驛。鴨方村。　　河手川橋。同村。

官道

西阿知の驛より笠岡の驛に至る道。西阿知の驛より鴨方の驛に至る三里三十一町。

此間歴所、岡山領西原村。此間成羽川舟渡し。他領を經て七島村にいたり、岡山領龜山村・道口村・下竹村より占見新田、岡山領占見村・地頭下村を歴る。

鴨方の驛より笠岡の驛に至る二里十五丁。

此間歴所、深田村・池口村・口林村より他領を經て至る。

産物

砥。小坂東村の杉山より出。　　あさり。大島中村の汀に出る。

産業

砂錫。 口林村の大原といふ所にて造之。　**漁。** 六條院西村・大島中村・大島東村にて之を業とす。　**鹽竈。** 西大島。

神社

蕐高神社　式内神なり。祭所の神三座、大山祇神なり。委しくは式内部に記す。　窪屋郡笹沖村。　〔末社〕荒神・御崎。二社共、白樂市村に在。

姫大神　寛文年中、村々の小社を當社地に移して、寄宮とすと云。

牛頭天王宮　淺口郡六條院中村。

社記に曰、光仁天皇寶龜二年、勅令によりて諸國に疫神を祭らしむ。備の中津國におゐて里々をゑらび、眞山戸(マツハサ)と名づけて爰に鎮座す。此社の額の名字は、吉備大臣の書といふて、今に殘れり。牛頭天王生土とあり、下の二字は慥に生土と見ゆる。うぶずなの字めづらし。これによりて牛玉の誤り知ぬべし。

古人奉納物。　鐘、一口。元龜三年河内紀伊守是を寄附す。

寄宮。 西大島・大島中・東大島・六條院西・六條院中・六條院東・口林・池口。

以上八ケ村の諸社、叢祠を、寛文六年當社地に移して寄宮とす。

寛文改帳。　〔末社〕三。墨吉。願躬。住吉。　以上三社は同神とあり。

龍王神社　所祭、貴船に同じ。　六條院中村。　**天神宮**　六條院東。

艮大明神　所祭、御崎に同じく、大巳貴命。　六條院西。　按るに、書上は、本文之通なれ共、艮大明神は、江州多賀神と同じからん。下に記す合せ見るべし。

山王宮　日吉と同。　六條院西。　**八幡宮**　同。

八幡宮　東大島。　社司の説に、神功皇后三韓凱旋の時、御船を此邊に寄せられしによりて、寄嶋、三郎嶋と名づく。依之當社を勸請すといふ。

山王神社　大島中。　天神宮　同。　茱切八幡宮　西大島。

一ノ宮神社　所祭の神を吉備津彦命といふ。一書に、神名帳吉備津彦神社(名神大)とあるは、當社をいふとあれ共、未詳。

八幡宮　口林。　天神宮　池口。　天神宮　小坂西。　八幡宮　小坂東。

軍神　同。　里民の説に、古へ河内紀伊守勧請といふ。今の社地は、則杉山の絶頂にあり。等祭の神、不詳。寛文改帳には、八千戈神とあり。(八千戈神は、大巳貴命の別號なり。)

大歳天神　所祭の神を大歳神といふ。　本庄。　天神宮　深田。　加茂宮　鴨方。

遙拜所。　野方・深田・尾坂・小坂西・小坂東・本庄。以上六村の諸社叢祠を、寛文年中岡山領地頭村へ寄宮とせしを、其後當社へ移して遙拜所と號せしなり。

艮大明神　所祭の神、多賀神と同じ。多賀社、在江州犬上郡祭神二座、伊弉諾尊。　小田郡小坂。

神代卷曰、伊弉諾尊功既至德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮。神書抄曰、日之少宮者、近江國犬上郡多賀大明神是也

近江在艮方、日之所初出也、故曰、日之少宮。(諸社一覽)

按るに、此神書抄の艮方にありといふに依て、艮大明神といふならん。

廢社

一百九十社。(西大島)。　二百三十八社。(大島中)。　一百七十四社。(東大島)。　二百三十一社。(六條院西)。

一百九十二社。(六條院中)。　一百四十七社。(六條院東)。　一百九十三社。(口林)。　一百七十六社。(池口)。

以上八村の諸社叢祠、寛文年中六條院中村の牛頭天王の神地へ移して寄宮とす。

一百　三　社。(鴨方)。　一百二十八社。(深田)。　九十三社。　(尾坂)。　一百　五　社。(小坂西)。

一百　五　社。(小坂東)。　一百　三　社。(本庄)。

以上六村の諸社叢祠、寛文年中岡山領地頭村へ寄宮とせしを、其後鴨方村加茂宮の社地遙拜所へ移す。

一百十七社。(占見新田・八重・道惠・七島)。

此四村の諸社叢祠を、岡山領占見村の大宮社地へ遷して寄宮とす。

佛　刹

天台宗眞岳山長泉寺明王院　六條院中村。　本寺　輪王寺。

寺僧の說に、桓武天皇御宇、傳教大師勅を奉りて創造す。其後、慈覺大師密教の遺跡、備中國の天台宗の本寺として、灌頂道場の靈地なり。安德天皇當國臨幸の節、當山へ御幸ありて、數月のあいだ皇居なりし山。山中に玉座の舊跡といふ所あり天皇より、境内貢税、色衣免許の綸旨、其外秀吉公の折帋、細川下野守より五十石寄附の折帋等ありしに、寛永年中燒失す。清泰公忠雄の御時、四石八斗御寄附有之。

同　櫻見山長德寺圓壽院　六條院西村。　本寺　六條院中村明王院。

寺僧の說に、慈覺大師の創造といふ。いにしへ龍王山の城主細川下野守より、供養の爲境内に石塔を建つ。

同　福井山壽輪寺龍城院　東大島。　同斷。

寺僧の說に、慈覺大師の創造。細川下野守祈願寺にて、寺領三十石寄附あり。後沒收して貢税の地となれり。

古人の墳墓。　細川下野守女墓。

眞言宗三部山　口林村。　本寺　笠岡村遍照寺。

寺僧の說に、僧空海創造といふ。天正三年細川下野守通董再興の棟札あり。

禪宗清龍山長川寺　鴨方村。　本寺　西江原村永祥寺。

寺僧の說に、源頼政四代西山宗久創造。其後は細川下野守通董菩提所にて、寺領百二十石寄附。細川庄九郎長州へいたるによりて寺領沒收。慶長十年清泰公忠雄の御時、寺領三石一斗餘御寄附有之。

古人墳墓并影像判物。　西山宗久墓。（碑銘に正中二乙丑年とあり）。　細川下野守通董墓。（碑銘に天正十九年丁亥年とあり）。（當寺中興の大旦那なり。長州赤間關にて卒す。遺骨爰に葬る）。　細川下野守畫像。（細川庄九郎畫）。　小堀作介在判寄進

折紙一枚。(慶長十年三月十八日)。

浄土宗無邊山淨光寺　永正二年の創造といふ。　鴨方村。　本寺　笠岡村玄忠寺。

一向宗正傳坊　同村。　本寺　岡山光清寺。

廢寺

安樂坊。(六條院中村)。　大坊。(東大島)。　西之坊。(大島中村)。　財泉坊。(本庄村)。

金藏坊。(古見青田村)。　十鏡坊。(小坂西村)。　財藏坊。(鴨方村)。　中之坊。(池口)。

大坊。(口林村)。　瑞泉寺。(深田村)。　雨法坊。(六條院西村)。

古蹟

道越の越

里民の說に、天文年中阿州三好實休備中へ攻め入らんとて、淡路の兵を指向、道越の沖に船を繋ぎ、細川下野守通董越へ走向ひ、越に陣を取り防戰す。といへり。

正頭浦　大島中。　青佐浦　東大島。　寄島　東大島。

里民の說に、此の三ヶ所は、永祿年中大内太郎左衛門備中へ攻來る時、細川通董父子と相戰ひ、太郎左衛門敗北して豐後國へ歸るといふ。

學校趾　二。　鴨方村。　大島中村。

城趾

加茂山城　野方。

細川下野守通董居城。父備中守通政豫州松山の城主にて、備中國にても六萬石を領す。領地の主護として下野守備中へ出張し、當所を出城とし、大嶋の青佐山・六條院村の龍王山・通越の城、三ケ所に小城を構へ、天文より永祿の比まで居城す。天正年中島津攻の時、長州赤間關にて卒す。息庄九郎元通相繼で、慶長の比まで加茂山に居城せり。小丸山といふ所に、家老赤澤修理亮宅地あり

龍王山城　六條院西。

里民の說に、建武年中頓宮又次郎、同孫三郎居城。其後天文の比より慶長年中まで、細川下野守同じく庄九郎の堡といふ。

青佐山城、大島中。

大內義隆堡とす。其後、細川下野守鴨方村加茂山在城の內、細川家守の大島兵部尉・原田惣右衛門といふ家臣なりとあり。

泉山城　城主不詳。六條院中。

鷲尾山城。口林の內枝大原。

井上伯耆守春忠居城。大內義隆の幕下也。天正年中村上備前守居城す。大阪港口にて九鬼・寺田等と合戰し軍功あり。

杉山城　小坂東。

小坂惣右衛門居城といへり。建武年中より小坂氏世々此城に居る。小坂越中守は毛利經言の寵臣ともいふ。一說に河內紀伊守居城ともいふ。

小丸山城　尾坂。

尾坂惣右衛門居城といひ傳ふ。

加賀山城　城主不詳。占見新田。

人物

孝子甚介

大島中村の內柴木の民なり。至孝にして、忠節至らざる所なし。兄あり。生質頑なりといへどもこれにつかへて又悌順なり。承應年中に、烈公、彼が事狀を聞召て、是を奇なりとし、城府に召して、まのあたり嚴命ありて、是を褒めてのたまはく。汝が孝悌國中に及ぶ者あらず、凡父兄に事ふまつる者の法則とすべし。これによりて、御感書を下して、其もとより受る所の田地、子孫に至りて租稅除かしむ。甚介拜して退る。其御感書に曰、

備中國淺口郡中大島柴木村內抱分田方三段•畠方二段、都合五段、依感有孝悌之行、永代與之、素僻地之民、雖不知有孝悌之敎誠天質之靈妙也哉、郡中皆至稱其美、是天之靈也、故以天祿賞之者也。

承應三年十一月十三日　　柴木村　甚介

京師の儒、藤井懶齋、贊して曰、

下愚不卑、常心在母、其所能養、爲害身口、兄之不淑、待之又厚、柴木柴木、其名無朽。

孝子惣十郎•市介

西六條院村の民、二人の子をもてり。兄を惣十郎、弟を市介といふ。兄弟早く父をうしなひて、おほちなる翁と田つくりていたりけるが、おほち耳つぶれ、目しゐ、足。手もかなひがたし。兄弟母あり。母子共におほちに事へて孝なり。おほち酒を好み、茶を好む。兄弟家貧しけれども、これをかがず。農事のいとまに、薪を樵り、是を鬻で酒茶の料とす。又、寒夜には己れが身を以て是をあたゝめ、暑氣比は、夜もすがら傍にいねずして蚊を追ふ。かく孝心深かりけるに、母、兄弟にいましめて曰、おほちの世におはします事いくばくぞや。汝等怠る事なかれ。いさゝかも怠らば、悔ゆとも甲斐あらめといふ。兄弟いよ〳〵孝をはげまし、おほち死して、母に事へて尤孝なり。市介は、出て人に事へて、わづかの俸を以て母を養ふ。惣十郎農業も力たらざれ共、天の惠む所にや、彼の田地の米穀、他

人の田地よりは多く賞れりと。此事上に達し、烈公より厚く賜したまへり。

藤井啓齋賛して曰、

傳蔵祖翁、孝哉二孫、曉昏扶持、夏冬凊温、母又事舅、愛養甚敦、閭黨後榮、似崔珺門。

右二條事蹟、詳に本朝孝子傳に見へたり。

田中與右衛門・同與介

細川下野守通董に仕て居たりしが、天文年中、阿州の三好家より備中へ攻入らんとて、淡路の兵を指向、道越の沖に船を繋ぎ、夫より、道越の邊にて細川下野守と戰ひ、三好敗北。此時與右衛門道越にて討死。其子與介當敵を討取けり。高名を賞して、下野守より刀（長光作。長さ二尺三寸五分。）一腰を賜ふ。（子孫口林村に居住し、田中を稱して今にあり。太刀も所持す。）寛文・延寶の比に、田中敬之といふ者あり。學校に來り問學を精勵す。委しくは墓跡部に記す。合せ見るべし。

大島彦十郎

道越村之人也。細川家に仕ふ。（子孫、今に大島猪介として當村に居住す。）大島彦十郎へ細川通頼在判之感状一通、北條武藏守氏綱よりの状一通、今に所持す。

墳墓

尾坂惣右衛門墓　尾坂村に石塔あり。當村小見山の城主也。

床上（ユカガミ）小松墓　本庄村にあり、後月郡江原村神戸山城主のよし。其子上總守藤清、天文年中本庄村にしばらく居住するによつて、此所に墓ありといへり。

田中敬之墓　口林村にあり。田中九右衛門といふ者の子也。寛文年中岡山學校へ來り、後に閑谷學校に至る。問學を精勵するによりて、烈公延寶三年淺口郡の新田二町を給ふ。同五年、閑谷の學舎にて病死す。口林村に歸葬す。烈公の命によりて、其事蹟をしるして墳前に表す。

細川下野守女墓　東大島村福井山壽昌寺境内にあり。下野守は鴨方加茂山城主也。

西山家久墓（正中二乙丑年とあり。）鴨方村清瀧山長川寺境内に在。寺僧の說に、源賴政四代の孫西山宗久、當寺を創造す。依て墓も在と云。

細川下野守通董墓（天正十五丁亥年とあり。）同寺に在り。下野守は當村加茂山の城主にして、當寺の中興大旦那なり。長崎赤間關にて卒す。遺骨を爰に葬る。

田中九右衛門重忠之墓誌

市浦毅齋述

九右衛門氏田中諱重忠小字六次郎備之中州淺口郡口林村之產也其爲人也質直而遜讓敬服於公事謹守於憲法致孝守祖考而享祀惟時能睦於宗族而雖疏遠而情意懇々焉接于人以信矜憂貧恤孤寡能愛人之托而不敢苟矣鄉黨有爭訟則處之以公平雖甚々細民而不敢慢諄々告喩以解其紛故他領爭訟之難辨者或數來質之其或年穀不稔而里人難食則自損己之用以賑窮矣長子敬之早世葬夜夢敬之愁然言今茲村里甚饑蓋竊我遺物以賑之乎九右衛門晨覺而慟哭速買米若干以爲賑濟矣其有孚惠心故其感通如此再凡有公事將適官寺則無冬夏必浴于寒水洗濯以自矢其中心莫或有私妄而能達群下之情補郡吏之闕矣每月會其所統之村長伍頭以愼明憲法相議村事又月朔必稱伊勢講以會其邑人而爲之立約誓條以訓乎其奉上勤業謹身節用之道是以其部令行而不敢犯里中靡婦女而皆相勸爲儉勤之俗矣其爲人也如此故郡司諸吏稱其貞鄉黨親戚稱其慈乃至細民奴僕亦莫不懷其惠焉九右衛門之曾祖考田中與右衛門祖考田中與介皆爲備之後州產而仕于伊豫松山城主細川下野守君逮野州君之移居于備之中州淺口郡鴨方城也與右衛門與助亦從行焉嘗淡路人來侵時與右衛門防戰死之與助斬敵獲首級乃遂家于同郡口林而世爲邑人考九兵衛仕于野州君之嗣子庄之九郎君而從行于藝州廣島後致仕而歸于口林娶柚木氏生三男五女九右衛門其第二子而元和三年丁巳是其生辰也寬永十一年甲戌十有八歲爲口林村長正保三年丙戌加池口及六條院中東凡三村而統四村之長萬治元年戊戌又加六條院西村及大島中西東凡四村而統八村之長寬文六年丙午郡司以　公命賞其行實而賜米六十俵九年己酉又加深田鴨方益坂地頭上村及尾坂凡五村而統十有三村之長延寶六年戊午郡司又以　公命賞賜米三十俵貞享二年乙丑告老免長職乃賜白銀五枚而使嗣子半十郎相續爲長職四年丁卯秋偶有罹疾而治療不奏効綿々乎日篤十一月朔日奄屬纊享年七十有一葬于同村松柏山矣郡邑皆相率而弔其死奔走而助其喪家々爲之廢息裏緒獨夫牧童自停其巷歌隣郡聞其死者亦無不悼惜焉九右衛門嘗娶原田氏生二男四女長男敬之秀逸好學先死事詳其誌次男半十郎繼家督長女嫁于同郡八重村田中武兵衛二女嫁于黒崎村吉田八左衛門三女嫁于同村田中瀨兵衛季女嫁于大島村原田助八郎

敬之忠敎碑銘

敬之小字伊勢松氏田中高祖田中與右衛門曾祖與助皆爲備後之產仕于豫州松山城主細川下野守後從下野守徙備中淺口郡甞淡路人來攻細川氏與右衛門力戰死鋒鏑與助斬敵獲首矣與助遂家于同郡口林村世爲口林人祖九兵衛仕于細川氏之嗣君庄之九郎而從藝州廣島後致仕歸口林父九右衛門母原田氏以明暦三年丁酉正月二十日生敬之于口林幼而穎悟不凡八歲始讀倭小學甞遊隣家主人進熟豆不敢食主人問何不食也答曰小子飲食後長者故不敢食矣聞者驚異之九歲讀四書十歲讀小學五經近思錄古文等強記罕比焉時寛文五年乙巳津田氏永忠適來當郡奇其秀村越翌年丙午召之國府改名敬之乃升之國學嘗大守莅學親問其行年所讀之書且見其能算數而歎賞之及稍長多讀書略曉文義十一年辛亥十有五歲入和氣郡閑谷之學幽邃寥落之地勵精問學日與同列講論小大學語孟之書能了經意延寶三年乙卯賜淺口郡之新田二町嘗在閑谷也司藏書監厨事毎歲季春和意谷之墓祭必往預其事五年丁巳四月十二日棄世于閑谷享年二十有一未娶無嗣矣及葬于口林村松柏山敬之爲人也易直而薄世味睦于親戚和于同友人稱其學振拔不儕則其器識必致遠不幸而早世矣識者愕然莫不悼惜焉嗚呼哀哉

右祭文非一華飾其辭以過情也津田氏永忠深惜敬之早世且慮其秀村孝讓之難得處沒以無人之知通焉於是請　太守羽林君光政朝臣相議于市浦氏某使之直書其實而刻石命父九右衛門立之墳前矣

（565）

鴨方村長川寺所藏

長川寺御寄進田十五石木之か村之内を以被遣候、全可有之知行候、重而御朱印調可進之候、依仰、如件。

慶長十年巳三月十八日　小堀作介（華押）　小堀は、備中倉敷の御代官。

淺口郡鴨方村
長川寺

道越村大島猪介所藏

去十五日於柏嶋政所及一戰、太刀打首討捕、粉骨働無比類候、彌忠節可爲神妙候也、謹言。

天文十八、霜月二十六日　通頼　細川也。

大嶋彥十郎殿

其妻之儀、無別儀令馳走由、可然候、彌無由〔油〕斷忠勤候事、可爲神妙候、猶石田大藏大夫可申候、謹言。

三月十七日　　氏綱　北條武藏守也。

大嶋彥十郎殿　幷同名中

備中國名所　鴨方領にはあらねども、爰に附屬す。

吉備中山　上に記す、故に爰に略す。他皆これに倣。

細谷川　同斷。

長田山　後一條院御時、長和五年大嘗會御屏風に、備中國長田山の麓に琴ひき遊びしたる所を畫る。

千載　千代とのみ同じことをぞしらふなる長田の山の峯の松風。　爲政

高倉山

詞花　うちむれて高倉山につむ物はあらたなる世のとみ草の花。　家經

新千載　雲の上に萬代とのみ聞ゆるは高倉山の聲にぞ有ける。　讀人不知

風雅　君が代はしづの門田に刈稻の高倉山にみちぬべき哉。　匡房

神南備山　上に記す。

板倉橋　賀陽郡板倉宿の內。

堀川百首　いたくらの橋をば誰もわたれどもいなをゝせ鳥ぞすきかてにする。　公美

眞佐木山　上に記す。

高機山

堀川百首　紅葉するたかはた山を程行けばしたてるはりのふし木折かく。　顯仲

秋坂山

玉葉　初時雨ふりにけらしなあすよりは秋坂山に(イ二の)紅葉かさゝむ。　頼資

神島山　上に記す。

彌高山　近江に同名有。

名寄金葉　雪ふればいや高山の梢にはまだ冬ながら花咲にけり。　行盛

稻穂山

名寄　長閑なる天が下かないなふさの山田に田子の早苗取けり。　茂有、茂董

夫木　つくる田のかるべき君が御代なればいなふさ山のゆたかなりけり。　兼隆

花見山

夫木　今ぞしるちらぬ櫻の花見山風もうらゝにおさまれるよを。　隆尊

高月山

夫木　霧晴るゝたかつき山の月影につらもみだれず鴈は來にけり。　同

黑上山

文應二年大嘗會主基方神樂歌に

新千載　色かへぬくろ上山の山かつらかくてやひさにつかへまつらん。　正三位行家

松山

永和元年大嘗會主基方屏風、備中國松山。

新續古今　十歸りの花咲ぬらし松山の梢を高みつもるしら雪。　忠光

富山

夫木　とみ山のかけまさり行君が代にあへる國人たのめしき哉。　兼盛

同　昔より名つけそめたる富山は我君が代の爲にぞ有ける。　讀人不知

松原山

風雅　村雨の牛はれ行雲霧に秋の日うすき松原の山。　院御歌

同　軒ちかき松原山の秋風に夕暮きよく月出にけり。　伏見院

名寄　色かへぬ松原山の陰よりもしげきは君がめぐみ也けり。

銀山

類聚　白かねの山のあゐなる梅の花萬代ふへき匂ひこそすれ。　匡房

比佐志山

夫木　長閑なる春のひさしの山高み明らけき代の始をぞしる。　隆輔

小田渡

名寄　有明の月に夜ふかくいでぬれば小田の渡りにかもぞ鳴なり。　嘉言

同　春くれば苗代水にまかすとも小田の里人いとなかりけり。

二萬里

後冷泉院の御時大嘗會主基方備中國二萬の郷の歌

金葉　みつぎ物はこふよほうをかぞふれば二萬の里人かずそひに兔。　家經

千五百番歌合　君が世は二萬の里人つく畠のいねのほずゑの數そひにけり。　隆信

夫木　君が代は二萬の里人打むれてながきかたみに若なをぞつむ。　實樹

同　末遠き春のむかへの御調物かず〳〵はこぶ二萬の里人。　隆藤

同　布さらす二萬の里とも見ゆる哉卯の花咲る垣ね〳〵に。　季綱

同　幾千代と限らぬよゝは子白して二萬の松尾の小松をぞ引。

河邊里

白妙の浪にしづけき色見えて河邊の里に咲ける卯の花。

野山里　夫木　あかすこそ秋の野山の里人はくもりなき夜ぞ月を見るらん。　隆敎

倉垣里　藻鹽　くらかきの里に浪よる秋の田は年なかひこのいねにぞありける。　匡房

雄琴浦　金葉　松風のおことの里にかよふにぞ治れる世の聲は聞ゆる　藤原敦光

豐岡吉　夫木　時にあふ民の心もやすらけき御代のはじめの豐岡の里。　隆敎

甕泊　夫木　ころ舟にゐふ人ありと聞つるは甕にとまるけにやあるらん。　高遠

名寄　御調物はこふ千船も漕出よもたいのとまり鹽もはやひぬ。　資實

松井清水　上に記す。

稻井　金葉　苗代の水はいなゐに任せたり民やすけなる君が御代かな。　明賴

伊津美井　夫木　國こほふり今ぞさかへんいづみゐの君が御代には絕しと思へば。　讀人不知

長井　夫木　千年ふるさぬきぞなふる我君の長井の水の年へたるかな。　讀人不知

長良川

風雅　没人のよはひもさそふ長月のながらの川の菊の下水。　隆輔

夫木　ひこ星のちぎりの末のながら川あふせはいつの秋も絶せじ。　隆才相

湯川　備中國湯川といふ寺にて

續古今　山田もるそうつの身こそ哀れなれ秋果ぬれば問人もなし。　玄賓

岩屋　小田郡小田村の内、窟山共かく。

千載　うごきなき千代をぞ祈る岩屋山とる榊葉の色かへずして。　藤原經衡

新勅　深みどり玉松ケ枝の千代までもいはやの山に動かさるべき。　權中納言賴資

名寄　神代よりあめのをしての動きなき驗にたてる窟山かな。　清輔

石崎　小田郡新賀村の内。

續後撰　末遠き千世の陰こそ久しけれまだふた葉なる石崎の松。　前中納言經光

石倉村

夫木　うたふらし世をおさまれと石倉の村の諸人もう聲にして。　隆教

長尾村　後三條院御時、大嘗會備中國歌

新拾遺　遙にぞ今行末を思ふべき長尾の村のながきためしに。　經衡

木々村

夫木　色ごとに染る紅葉のきゝの時時雨けるとは今ぞ知らるゝ。　隆教

勝間浦

勝間宮

家集　思ひ出よ千代の子日のけふごとにかつまの浦の岸の姫松。　元輔

名寄　ちはやふる勝間の宮の姫小松老を手向てつかへまつらん。　同

追加

健源抄(五卷)に云く、高倉院御位の時、物まゐらぬ事おはしましけるに、小侍從だに歌よみたらば、物まゐりなんと、仰ごとありければ、御前にて程なく、

君が代は二萬の里人數そひて今日もそのふるみつぎ物かな。

と讀たりければ、ことに感じおほせられて、物まゐりけり。

附紙

同七月十九日上野門跡より常照院使にて、入江源左衞門事、先僧正より被存候者に候間、立退間も無之候得共、世間ひろく罷在候樣と、長門に申くれ候へと被仰候由。右御返答、能勢少右衞門を以て被御遣候は、彼者之儀不屆立退候へ共、御門跡被仰下候條、いかやう共任其意候樣、被仰遣候。

明治十年岡山縣に托し其藏本に就き抄寫せしむ。

松本次郎寫

加藤熊吉校㊞

吉備溫故秘錄附錄備中領分　卷之三終

昭和六年十一月一日印刷
昭和六年十一月三日發行

非賣品

吉備群書集成

不許複製

吉備群書集成刊行會

編纂兼發行者　森田敬太郎
東京府荏原郡目黑町上目黑三五〇番地

印刷者　鈴木清三
東京市神田區表猿樂町一番地

印刷所　昭文社
東京市麴町區三番町六八番地

發行所
東京府荏原郡目黑町上目黑三百五十番地
吉備群書集成刊行會
振替口座東京五五八二七

吉備群書集成刊行會

總裁 男爵 阪谷芳郎
會長 法學博士 平沼淑郎
會計監督 矢野恒太
同上 山成喬六
理事 森田敬太郎
編纂顧問 文學博士 沼田頼輔
同上 文學博士 齋藤清太郎